

平成二十七年六月

商品先物取引法対照法令集

日本商品先物取引協会
日本商品先物振興協会

<p>商品先物取引法 (昭和二十五年八月五日法律第二百三十九号)</p>	<p>商品先物取引法施行令 (昭和二十五年八月三十一日政令第二百八十号)</p>	<p>商品先物取引法施行規則 (平成十七年二月二十二日農林水産省・経済産業省令第三号)</p>
<p>第一章 総則(第一条・第二条) 第二章 商品取引所 第一節 総則(第三条―第六条) 第二節 会員商品取引所 第一款 設立(第七条―第二十九条) 第二款 会員(第三十条―第四十五条) 第三款 機関(第四十六条―第六十三条) 第四款 計算(第六十四条―第六十八条の三) 第五款 解散及び清算(第六十九条―第七十七条) 第三節 株式会社商品取引所 第一款 総則(第七十八条―第九十六条) 第二款 自主規制委員会(第九十六条の二―第九十六条の十八) 第三款 主要株主(第九十六条の十九―第九十六条の二十四) 第四款 商品取引所持株会社(第九十六条の二十五―第九十六条の四十三) 第四節 商品市場における取引(第九十七条―第二百十条) 第五節 組織変更(第二百一条―第二百二十八条) 第六節 合併 第一款 総則(第二百二十九条) 第二款 会員商品取引所と会員商品取引所との合併(第四百十条 ・第四百十一条) 第三款 会員商品取引所と株式会社商品取引所との合併(第四百 十二条・第四百十三条) 第四款 会員商品取引所の合併の手續(第四百四十四条―第四百四 四条の四) 第五款 株式会社商品取引所の合併の手續 第一目 吸収合併存続株式会社商品取引所の手續(第四百四十四 条の五―第四百四十四条の十二) 第二目 新設合併消滅株式会社商品取引所の手續(第四百四十四 条の十三―第四百四十四条の十九) 第三目 新設合併設立株式会社商品取引所の手續(第四百四十四 条の二十・第四百四十四条の二十一) 第六款 合併の効力の発生等(第四百四十五条―第五百四十四条) 第七節 監督(第五百五十五条―第六十条) 第八節 雑則(第六十一条―第六十六条) 第三章 商品取引清算機関等 第一節 商品取引清算機関(第六十七条―第八十七条)</p>		

- 第二節 雑則（第八十八条・第八十九条）
- 第四章 商品先物取引業者
 - 第一節 許可等（第九十条―第九十七条の二）
 - 第二節 特定委託者等（第九十七条の三―第九十七条の十）
 - 第三節 業務（第九十八条―第二百二十四条）
 - 第四節 合併、分割及び事業の譲渡（第二百二十五条―第二百三十条）
 - 第五節 監督（第二百三十一条―第二百四十条）
- 第四章の二 商品先物取引仲介業者
 - 第一節 総則（第二百四十条の二―第二百四十条の八）
 - 第二節 業務（第二百四十条の九―第二百四十条の二十二）
 - 第三節 監督（第二百四十条の二十三―第二百四十条の二十五）
 - 第四節 雑則（第二百四十条の二十六）
- 第五章 商品先物取引協会
 - 第一節 総則（第二百四十一条―第二百四十四条）
 - 第二節 設立（第二百四十五条―第二百五十条）
 - 第三節 協会員（第二百五十一条―第二百五十三条）
 - 第四節 機関（第二百五十四条―第二百五十八条）
 - 第五節 紛争の解決（第二百五十九条―第二百六十一条）
 - 第六節 解散（第二百六十二条）
 - 第七節 監督（第二百六十三条―第二百六十六条）
 - 第八節 雑則（第二百六十七条・第二百六十八条）
- 第六章 委託者保護基金
 - 第一節 総則（第二百六十九条―第二百七十四条）
 - 第二節 会員（第二百七十五条―第二百七十七条）
 - 第三節 設立（第二百七十八条―第二百八十二条）
 - 第四節 管理（第二百八十三条―第二百九十九条）
 - 第五節 業務（第三百条―第三百十二条）
 - 第六節 負担金（第三百十三条―第三百十五条）
 - 第七節 財務及び会計（第三百十六条―第三百二十一条）
 - 第八節 監督（第三百二十二条―第三百二十四条）
 - 第九節 解散（第三百二十五条―第三百二十七条）
- 第七章 雑則（第三百二十八条―第三百五十五条）
- 第八章 罰則（第三百五十六条―第三百七十五条）

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、商品取引所の組織、商品市場における取引の管理等について定め、その健全な運営を確保するとともに、商品先物取引業を行う者の業務の適正な運営を確保すること等により、商品の価格の形成及び売買その他の取引並びに商品市場における取引等の受託等を公正にするとともに、商品の生産及び流通を円滑にし、もつて国民経済の健全な発展及び商品市場における取引等の受託等における委託者等の保護に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「商品」とは、次に掲げる物品をいう。

一 農産物、林産物、畜産物及び水産物並びにこれらを原料又は材料として製造し、又は加工した物品のうち、飲食物であるもの及び政令で定めるその他のもの

(商品の指定)

第一条 商品先物取引法（以下「法」という。）第二条第一項第一号の政令で定めるものは、次に掲げる物品とする。

一 牛

二 豚

三 なたね

四 亜麻の種

五 木材

六 天然ゴム

七 綿花

八 綿糸

九 乾繭

十 生糸

十一 羊毛

十二 毛糸

十三 ステープルファイバー糸

十四 飼料

2 法第二条第一項第二号の政令で定める鉱物は、次に掲げる物品とする。

一 リチウム鉱

二 ベリリウム鉱

三 ホウ素鉱

四 マグネシウム鉱

五 アルミニウム鉱

六 希土類金属鉱

七 チタン鉱

八 バナジウム鉱

九 ガリウム鉱

十 ゲルマニウム鉱

十一 セレン鉱

二 鉱業法（昭和二十五年法律第二百八十九号）第三条第一項に規定する鉱物その他政令で定める鉱物及びこれらを製錬し、又は精製することにより得られる物品

- 三 前二号に掲げるもののほか、国民経済上重要な原料又は材料であつて、その価格の変動が著しいために先物取引に類似する取引の対象とされる蓋然性が高いもの（先物取引又は先物取引に類似する取引の対象とされているものを含む。）として政令で定める物品
- 2 この法律において「商品指数」とは、二以上の商品たる物品の価格の水準を総合的に表した数値、一の商品たる物品の価格と他の商品たる物品の価格の差に基づいて算出された数値その他の二以上の商品たる物品の価格に基づいて算出された数値をいう。
- 3 この法律において「先物取引」とは、商品取引所の定める基準及び方法に従つて、商品市場において行われる次に掲げる取引をいう。
- 一 当事者が将来の一定の時期において商品及びその対価の授受を約する売買取引であつて、当該売買の目的物となつてゐる商品の転売又は買戻しをしたときは差金の授受によつて決済することができる取引
- 二 約定価格（当事者が商品についてあらかじめ約定する価格（一の商品の価格の水準を表す数値その他の一の商品の価格に基づいて算出される数値を含む。以下この号において同じ。）をいう。以下同じ。）と現実価格（将来の一定の時期における現実の当該商品の価格をいう。以下同じ。）の差に基づいて算出される金銭の授受を約する取引

- 十二 ルビジウム鉱
 十三 スترونチウム鉱
 十四 ジルコニウム鉱
 十五 ニオブ鉱
 十六 白金属鉱
 十七 カドミウム鉱
 十八 インジウム鉱
 十九 テルル鉱
 二十 セシウム鉱
 二十一 バリウム鉱
 二十二 ハフニウム鉱
 二十三 タンタル鉱
 二十四 レニウム鉱
 二十五 タリウム鉱
 二十六 貴石
 二十七 半貴石
 二十八 ベントナイト
 二十九 酸性白土
 三十 けいそう土
 三十一 陶石
 三十二 雲母
 三十三 ひる石

- 三 当事者が商品指数についてあらかじめ約定する数値（以下「約定数値」という。）と将来の一定の時期における現実の当該商品指数の数値（以下「現実数値」という。）の差に基づいて算出される金銭の授受を約する取引
- 四 当事者の一方の意思表示により当事者間において次に掲げる取引を成立させることができる権利（以下「オプション」という。）を相手方が当事者の一方に付与し、当事者の一方がこれに対して対価を支払うことを約する取引
 - イ 第一号に掲げる取引
 - ロ 第二号に掲げる取引（これに準ずる取引で商品取引所の定めるものを含む。）
 - ハ 前号に掲げる取引（これに準ずる取引で商品取引所の定めるものを含む。）
 - ニ 次号に掲げる取引（これに準ずる取引で商品取引所の定めるものを含む。）
 - ホ 第六号に掲げる取引（これに準ずる取引で商品取引所の定めるものを含む。）
 - 五 当事者が数量を定めた商品について当事者の一方が相手方と取り決めた当該商品の価格の約定した期間における変化率に基づいて金銭を支払い、相手方が当事者の一方と取り決めた当該商品の価格の約定した期間における変化率に基づいて金銭を支払うことを相互に約する取引
 - 六 当事者が数量を定めた商品について当事者の一方が相手方と取り決めた当該商品に係る商品指数の約定した期間における変化率に基づいて金銭を支払い、相手方が当事者の一方と取り決めた当該商品指数の約定した期間における変化率に基づいて金銭を支払うことを相互に約する取引
 - 七 前各号に掲げる取引に類似する取引であつて政令で定めるもの
- 四 この法律において「商品取引所」とは、会員商品取引所及び株式会社商品取引所をいう。
- 五 この法律において「会員商品取引所」とは、商品又は商品指数について先物取引をするために必要な市場を開設することを主たる目的としてこの法律に基づいて設立された会員組織の社団をいう。
- 六 この法律において「株式会社商品取引所」とは、第七十八条の許可を受けて、商品又は商品指数について先物取引をするために必要な市場を開設する株式会社をいう。
- 七 この法律において「上場商品」とは、商品取引所が一の商品市場で取引すべきものとして定款又は業務規程で定める一又は二以上の商品たる物品であつて、第九条若しくは第七十八条の許可又は第五十五条第一項若しくは第五十六条第一項の認可に係るものをいう。
- 八 この法律において「上場商品指数」とは、商品取引所が一の商品市場でその商品指数に係る取引を行うべきものとして定款又は業務規程

で定める一又は二以上の商品指数であつて、第九条若しくは第七十八
条の許可又は第百五十五条第一項若しくは第百五十六条第一項の認可
に係るものをいう。

9 この法律において「商品市場」とは、一種の上場商品又は上場商品
指数ごとに、次の各号に掲げる区分に応じて当該各号に定める取引を
行うために商品取引所が開設する市場をいう。

一 上場商品に係る商品市場 当該上場商品に係る第三項第一号に掲
げる取引、同項第二号に掲げる取引若しくは同項第五号に掲げる取
引又は同項第七号に掲げる取引のうちこれらの取引に類似するもの
として政令で定めるもの

二 上場商品指数に係る商品市場 当該上場商品指数に係る第三項第
三号に掲げる取引若しくは同項第六号に掲げる取引又は同項第七号
に掲げる取引のうちこれらの取引に類似するものとして政令で定め
るもの

10 この法律において「商品市場における取引」には、前項各号に定め
る取引のほか、商品取引所が、定款又は業務規程で定めるところによ
り、商品市場において次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める
取引をすることとしたものを含むものとする。

一 上場商品に係る商品市場 次に掲げる取引

イ その対象となる物品が当該上場商品であるか又はこれに含まれ
る商品指数に係る第三項第三号又は第六号に掲げる取引

ロ 当該上場商品に係る第三項第四号イ、ロ又はニに掲げる取引に
係る同号に掲げる取引

ハ その対象となる物品が当該上場商品であるか又はこれに含まれ
る商品指数に係る第三項第四号ハ又はホに掲げる取引に係る同号
に掲げる取引

ニ 当該上場商品の売買取引（第三項第一号に掲げる取引に該当す
るものを除く。以下この号において同じ。）

ホ 当事者の一方の意思表示により当事者間において当該上場商品
の売買取引を成立させることができる権利（以下「実物オプション」
という。）を相手方が当事者の一方に付与し、当事者の一方
がこれに対して対価を支払うことを約する取引

ヘ 当該上場商品又はその対象となる物品が当該上場商品であるか
若しくはこれに含まれる商品指数に係る次に掲げる取引

(1) 当事者が数量を定めた商品について当事者の一方が相手方と
取り決めた商品の価格の約定した期間における変化率に基づいて金
銭を支払うことを相互に約する取引

(2) 当事者が数量を定めた商品について当事者の一方が相手方と
取り決めた商品の価格の約定した期間における変化率に基づいて金
銭を支払うことを相互に約する取引

の約定した期間における変化率に基づいて金銭を支払うことを相互に約する取引

(3) 当事者が数量を定めた商品について当事者の一方が相手方と取り決めた商品指数の約定した期間における変化率に基づいて金銭を支払い、相手方が当事者の一方と取り決めた商品指数の約定した期間における変化率に基づいて金銭を支払うことを相互に約する取引

ト 当事者の一方の意思表示により当事者間においてへに掲げる取引を成立させることができる権利（以下「特定スワップオプション」という。）を相手方が当事者の一方に付与し、当事者の一方がこれに対して対価を支払うことを約する取引

チ イからトまでの取引に類似する取引であつて政令で定めるもの
二 上場商品指数に係る商品市場 当該上場商品指数に係る第三項第四号ハ又はホに掲げる取引に係る同号に掲げる取引その他これらの取引に類似する取引であつて政令で定めるもの

11 この法律において「商品取引所持株式会社」とは、株式会社商品取引所を子会社（第三条の二第三項に規定する子会社をいう。）とする株式会社であつて、第九十六条の二十五第一項の認可を受けて設立され、又は同項若しくは同条第三項ただし書の認可を受けているものをいう。

12 この法律において「外国商品市場」とは、商品市場に類似する市場で外国に所在するものをいう。

13 この法律において「外国商品市場取引」とは、外国商品市場において行われる取引であつて、商品市場における取引に類似するものをいう。

14 この法律において「店頭商品デリバティブ取引」とは、商品市場、外国商品市場及び取引所金融商品市場（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第十七項に規定する取引所金融商品市場をいう。以下同じ。）によらないで行われる次に掲げる取引（第三百三十一条各号に掲げる施設における取引を除く。）をいう。

一 当事者が将来の一定の時期において商品及びその対価の授受を約する売買取引であつて、当該売買の目的物となつている商品の売戻し又は買戻しをしたときは差金の授受によつて決済することができる取引

二 約定価格と現実価格の差に基づいて算出される金銭の授受を約する取引又はこれに類似する取引

三 約定数値と現実数値の差に基づいて算出される金銭の授受を約する取引又はこれに類似する取引

四 当事者の一方の意思表示により当事者間において次に掲げる取引を成立させることができる権利を相手方が当事者の一方に付与し、当事者の一方がこれに対して対価を支払うことを約する取引又はこれに類似する取引

- イ 第一号に掲げる取引
- ロ 第二号に掲げる取引
- ハ 前号に掲げる取引
- ニ 第六号に掲げる取引

五 当事者の一方の意思表示により当事者間において当該意思表示を行う場合の商品の価格としてあらかじめ約定する価格（一の商品の価格の水準を表す数値その他の一の商品の価格に基づいて算出される数値を含む。以下この号において同じ。）若しくは商品指数としてあらかじめ約定する数値と現に当該意思表示を行った時期における現実の当該商品の価格若しくは当該商品指数の数値の差に基づいて算出される金銭を授受することとなる取引を成立させることができる権利を相手方が当事者の一方に付与し、当事者の一方がこれに対して対価を支払うことを約する取引又はこれに類似する取引

六 当事者が数量を定めた商品について当事者の一方が相手方と取り決めた商品の価格若しくは商品指数の約定した期間における変化率に基づいて金銭を支払い、相手方が当事者の一方と取り決めた商品の価格若しくは商品指数の約定した期間における変化率に基づいて金銭を支払うことを相互に約する取引又はこれに類似する取引

七 前各号に掲げるもののほか、これらと同様の経済的性質を有する取引であつて、公益又は取引の当事者の保護を確保することが必要と認められるものとして政令で定めるもの

15 この法律において「商品デリバティブ取引」とは、商品市場における取引、外国商品市場取引及び店頭商品デリバティブ取引（その内容を勘案し、取引の当事者の保護に欠けるおそれがないものとして政令で定める店頭商品デリバティブ取引及び店頭商品デリバティブ取引について高度の能力を有する者として主務省令で定める者若しくは資本金の額が主務省令で定める金額以上の株式会社を相手方として行われ、又はこれらの者のために行われる店頭商品デリバティブ取引（第三百四十九条第一項において「対象外店頭商品デリバティブ取引」という。）を除く。）をいう。

（店頭商品デリバティブ取引について高度の能力を有する者等）

第一条 商品先物取引法（以下「法」という。）第二条第十五項の主務省令で定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 商品先物取引業者
- 二 商品投資に係る事業の規制に関する法律（平成三年法律第六十六号）第四条第四項に規定する商品投資顧問業者
- 三 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第三項第一号に規定する適格機関投資家（次号及び第五号に掲げる者並びに金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第十四号）第十条第一項第二十五号に掲げる者を除く。）
- 四 金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者（同法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業を行う者に限る。第一条の六第五号及び第二百二条の二第一号ハを除き、以下同じ。）
- 五 金融商品取引法第二条第十一項に規定する登録金融機関
- 六 外国の法令上前各号に掲げる者に相当する者
- 七 外国の法令に準拠して設立された株式会社と同種類の法人で資本金の額が十億円相当以上の者（資本金の額を本邦通貨に換算する場合には、外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第七条第一項に規定する基準外国為替相場又は裁定外国為替相場によるものとする。）

16 この法律において「取引参加者」とは、第八十二条第一項の規定により与えられた取引資格に基づき、株式会社商品取引所の開設する商品市場における取引に参加できる者をいう。

17 この法律において「商品取引債務引受業」とは、商品市場における取引に基づく債務の引受けを行う営業をいう。

18 この法律において「商品取引清算機関」とは、商品取引債務引受業を営むことについて第六十七条又は第七十三条第一項の規定により主務大臣の許可又は承認を受けた者をいう。

19 この法律において「清算参加者」とは、第七十四条第一項の規定により与えられた資格に基づき、商品取引清算機関の行う商品取引債務引受業の相手方となる者をいう。

20 この法律において「商品清算取引」とは、清算参加者が商品取引清算機関の業務方法書の定めるところにより商品取引所の会員又は取引参加者（以下「会員等」という。）の委託を受けて行う商品市場における取引であつて、当該取引に基づく債務を当該商品取引清算機関に引き受けさせること及び当該会員等が当該清算参加者を代理して当該取引を成立させることを条件とするものをいう。

21 この法律において「商品市場における取引等」とは、次に掲げる行為をいう。

- 一 商品市場における取引
- 二 前号に掲げる行為の委託の媒介、取次ぎ又は代理
- 三 商品清算取引の委託の取次ぎ

八 特定目的会社（資産の流動化に関する法律（平成十年法律第五号。以下「資産流動化法」という。）第二条第三項に規定する特定目的会社をいう。次号、第一条の六第八号及び第三十八条第六項第一号において同じ。）のうち、次に掲げるもの

イ 特定資本金の額（資産流動化法第十六条第二項第四号に規定する特定資本金の額をいう。ロにおいて同じ。）が十億円以上であるもの

ロ 特定資本金の額が三千万円以上であり、かつ、その発行する資産対応証券（資産流動化法第十一条に規定する資産対応証券をいう。）を前号に掲げる者、金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第一条の八の六第一項第二号ロに掲げる者又は金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第十五条第一項第一号から第三号までに掲げる者のみが取得しているもの

九 前各号に掲げる者又は資本金の額が十億円以上の株式会社の子会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号。以下「財務諸表等規則」という。）第八条第三項に規定する子会社（同条第七項の規定により子会社に該当しないものと推定される特定目的会社を除く。）をいう。）法第二条第十五項の主務省令で定める金額は、十億円とする。

2

四 前号に掲げる行為の委託の媒介、取次ぎ又は代理

22

この法律において「商品先物取引業」とは、次に掲げる行為（その内容等を勘案し、委託者又は店頭商品デリバティブ取引の相手方（以下「委託者等」という。）の保護に欠けるおそれがないものとして政令で定めるもの及び第十五項の主務省令で定める者若しくは資本金の額が同項の主務省令で定める金額以上の株式会社を相手方として店頭商品デリバティブ取引を行い、又はこれらの者のために店頭商品デリバティブ取引の媒介、取次ぎ若しくは代理を行う行為を除く。）のいずれかを業として行うことをいう。

- 一 商品市場における取引（商品清算取引を除く。）の委託を受け、又はその委託の媒介、取次ぎ若しくは代理を行う行為
- 二 商品清算取引の委託の取次ぎを受け、又はその委託の媒介、取次ぎ若しくは代理を行う行為
- 三 外国商品市場取引（商品清算取引に類似する取引を除く。）の委託を受け、又はその委託の媒介、取次ぎ若しくは代理を行う行為
- 四 外国商品市場取引のうち、商品清算取引に類似する取引の委託の取次ぎの委託を受け、又はその委託の媒介、取次ぎ若しくは代理を行う行為
- 五 店頭商品デリバティブ取引又はその媒介、取次ぎ若しくは代理を行う行為

（商品先物取引業の適用除外）

第二条 法第二十二項の政令で定めるものは、次に掲げる行為とする。

- 一 次に掲げる者が行う法第二条第二十二項各号に掲げる行為とする。
 - イ 国
 - ロ 地方公共団体
 - ハ 外国政府その他の外国の法令上イ及びロに掲げる者に相当する者
- 二 外国商品先物取引業者（商品先物取引業者以外の者で、外国の法令に準拠し、外国において法第二条第二十二項各号に掲げる行為のいずれかを業として行う者をいう。第四号において同じ。）が、同項第一号及び第二号に掲げる行為についての勧誘をすることなく、国内にある者（商品投資に係る事業の規制に関する法律（平成三年法律第六十六号）第二条第四項に規定する商品投資顧問業者（第四十一条第三号において「商品投資顧問業者」という。）その他の主務省令で定める者に限る。）の注文を受けて、外国から当該者のために行うこれらの号に掲げる行為（これらの号に規定する取次ぎを行う行為に限り、前号に掲げる行為に該当するものを除く。）
- 三 外国商品市場取引について高度の能力を有する者として主務省令で定める者を相手方とし、又は当該者のために行う法第二条第二十二項第三号又は第四号に掲げる行為（第一号に掲げる行為に該当するものを除く。）
- 四 外国商品先物取引業者が、法第二条第二十二項第三号から第五号までに掲げる行為についての勧誘をすることなく、商品先物取引業者による代理又は媒介により、外国から国内にある者（個人である者を除く。）を相手方として行うこれらの号に掲げる行為（これらの号に規定する媒介、取次ぎ又は代理を行う行為並びに第一号及び前号に掲げる行為に該当するものを除く。）
- 五 人的関係若しくは資本関係において密接な関係を有する者として主務省令で定める者を相手方とし、又は当該者のために行う法第二条第二十二項第五号に掲げる行為（第一号及び前号に掲げる行為に該当するものを除く。）

（国内にある者の範囲）
第一条の二 商品先物取引法施行令（以下「令」という。）第二条第二号の主務省令で定める者は、前条第一項各号に掲げる者及び資本金の額が十億円以上の株式会社とする。

（外国商品市場取引について高度の能力を有する者）

第一条の三 令第三条第三号の主務省令で定める者は、第一条第一項各号に掲げる者及び資本金の額が十億円以上の株式会社とする。

（人的関係又は資本関係において密接な関係を有する者）

第一条の四 令第五条第五号の主務省令で定める者は、次の各号に掲げる者とする。

- 一 法第二条第二十二項第五号に掲げる行為を行う者の親会社（財務諸表等規則第八条第三項に規定する親会社をいう。以下同じ。）
- 二 法第二条第二十二項第五号に掲げる行為を行う者の子会社（財務諸表等規則第八条第三項に規定する子会社をいう。）
- 三 法第二条第二十二項第五号に掲げる行為を行う者の親会社の子会社（財務諸表等規則第八条第三項の規定により当該親会社の子会社とされる者（当該同号に掲げる行為を行う者及び前二号に掲げる者を除く。）をいう。）
- 四 法第二条第二十二項第五号に掲げる行為（同号に規定する媒介、

23 この法律において「商品先物取引業者」とは、商品先物取引業を行うことについて第百九十条第一項の規定により主務大臣の許可を受けた者をいう。

24 この法律において「商品取引契約」とは、商品先物取引業者が顧客を相手方とし、又は顧客のために第二十二項各号に掲げる行為を行うことを内容とする契約をいう。

25 この法律において「特定委託者」とは、次に掲げる者をいう。

- 一 商品先物取引業者
- 二 商品投資に係る事業の規制に関する法律（平成三年法律第六十六号）第二条第四項に規定する商品投資顧問業者（以下「商品投資顧問業者」という。）
- 三 商品デリバティブ取引に係る専門的知識及び経験を有する者として主務省令で定める者
- 四 国
- 五 日本銀行
- 六 商品取引所の会員等
- 七 商品取引所に相当する外国の施設の会員等
- 八 前各号に掲げるもののほか、第六章に規定する委託者保護基金その他の主務省令で定める法人

取次ぎ及び代理を除き、次に掲げるすべての要件を満たすものに限る。）を行う者が商品の売買等（法第二十六条に規定する売買等をいう。以下同じ。）を業として行っている者（以下この号において「当業者」という。）である場合には、他の当業者（前三号に掲げる者を除く。）

イ 当該他の当業者との間の商品の売買取引に付随して行うものであること。

ロ 商品市場における相場等（令第二十九条第四号に規定する商品市場における相場等をいう。以下同じ。）に係る変動により生ずるおそれのある当該他の当業者の損失を軽減することを目的とするものであること。

（商品デリバティブ取引に係る専門的知識及び経験を有する者）

第一条の五 法第二十五条第三号の主務省令で定める者は、金融商品取引法第二条第三項第一号に規定する適格機関投資家とする。

（特定委託者の範囲）

第一条の六 法第二十五条第八号の主務省令で定める法人は、次に掲げる法人とする。

- 一 法第六章に規定する委託者保護基金（以下「委託者保護基金」という。）
- 二 法第三百四十九条第一項に規定する特定店頭商品デリバティブ取引業者（法人である者に限る。）
- 三 特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人
- 四 金融商品取引業者
- 五 金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者（同法第二十八条第二項に規定する第二種金融商品取引業を行う者に限る。）であつて、商品投資に係る事業の規制に関する法律第三十五条に規定する商品投資販売業者である者（法人である者に限る。）
- 六 預金保険機構
- 七 保険業法（平成七年法律第百五号）第二百五十九条に規定する

26 この法律において「特定当業者」とは、商品先物取引業者が行う商品取引契約の締結の勧誘の相手方、商品先物取引業者に商品取引契約の申込みをする者又は商品先物取引業者と商品取引契約を締結する者であつて、当該商品取引契約に基づく商品デリバティブ取引に係る取引対象商品のすべてについて当該取引対象商品である物品又はこれに関連する物品として主務省令で定めるものの売買、売買の媒介、取次ぎ若しくは代理、生産、加工又は使用（以下「売買等」という。）を業として行つてゐるもののうち、主務省令で定める要件に該当する法人（特定委託者に該当する法人を除く。）をいう。

27 この法律において「取引対象商品」とは、商品市場における取引、外国商品市場取引若しくは店頭商品デリバティブ取引の対象となる商品又はこれらの取引の対象となる商品指数の対象となる商品をいう。

28 この法律において「商品先物取引仲介業」とは、商品先物取引業者の委託を受けて、当該商品先物取引業者のために第二十二項各号に規定する媒介のいずれかを業として行うことをいう。

29 この法律において「商品先物取引仲介業者」とは、第二百四十条の

保険契約者保護機構

八 特定目的会社

九 金融商品取引所（金融商品取引法第二条第十六項に規定する金融商品取引所をいう。以下同じ。）に上場されている株券の発行者である会社

十 取引の状況その他の事情から合理的に判断して資本金の額が五億円以上であると見込まれる株式会社

十一 外国法人

（取引対象商品である物品に関連する物品）

第一条の七 法第二条第二十六項及び第九十七條の九第一項の主務省令で定めるものは、次の各号に掲げる物品とする。

- 一 当該取引対象商品である物品の主たる原料又は材料となつてゐる物品
- 二 当該取引対象商品である物品を主たる原料とする物品
- 三 商品市場における相場等に係る変動その他の事情から合理的に判断して、当該取引対象商品である物品の価格と他の物品の価格との間に相関関係があると認められる場合における当該他の物品（前二号に掲げるものを除く。）

（特定当業者である法人の要件）

第一条の八 法第二条第二十六項の主務省令で定める要件は、取引の状況その他の事情から合理的に判断して、当該法人が最初に商品先物取引業者との間で商品取引契約（当該法人が売買等を業として行つてゐる物品又はこれに関連する物品として次に掲げるものを取引対象商品とする商品デリバティブ取引に関するものに限る。）を締結した日から起算して一年を経過していると認められることとする。

- 一 当該法人が売買等を業として行つてゐる物品の主たる原料又は材料となつてゐる物品
- 二 当該法人が売買等を業として行つてゐる物品を主たる原料又は材料とする物品
- 三 商品市場における相場等に係る変動その他の事情から合理的に判断して、当該法人が売買等を業として行つてゐる物品の価格と他の物品の価格との間に相関関係があると認められる場合における当該他の物品（前二号に掲げるものを除く。）

二第一項の規定により主務大臣の登録を受けた者をいう。

第二章 商品取引所

第一節 総則

(業務の範囲)

第三条 商品取引所は、商品又は商品指数について先物取引をするために必要な市場の開設の業務（以下「商品市場開設業務」という。）及び上場商品の品質の鑑定、刊行物の発行その他これに附帯する業務以外の業務を行つてはならない。ただし、主務省令で定めるところにより、主務大臣の認可を受けた場合は、商品市場開設業務に関連する業務及びこれに附帯する業務、算定割当量（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第一百七号）第二条第六項に規定する算定割当量をいう。以下同じ。）に係る取引を行う市場の開設の業務及びこれに附帯する業務、金融商品市場（金融商品取引法第二条第十四項に規定する金融商品市場をいう。以下同じ。）の開設の業務及びこれに附帯する業務（株式会社商品取引所が行う場合に限る。）又は金融商品債務引受業等（同法第五十六条の三第一項第六号に規定する金融商品債務引受業等をいう。以下同じ。）及びこれに附帯する業務を行うことができる。

- 2 主務大臣は、前項ただし書の認可に条件を付することができる。
- 3 前項の条件は、公益若しくは取引の公正の確保のため又は委託者の保護のため必要な最小限度のものでなければならない。
- 4 主務大臣は、第一項ただし書の認可の申請があつた場合において、当該申請に係る業務を行うことにより、商品取引所の業務の公共性に対する信頼を損なうおそれ又は商品市場開設業務及びこれに附帯する業務の健全かつ適切な運営を損なうおそれがあると認めるときは、当該認可をしてはならない。

(子会社の範囲)

第三条の二 商品取引所は、商品市場開設業務及びこれに附帯する業務を行う会社以外の会社を子会社としてはならない。ただし、主務省令

(商品取引所の兼業業務の認可申請)

第一条の九 商品取引所は、法第三条第一項ただし書の規定により認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した認可申請書を主務大臣に提出しなければならない。

- 一 認可を受けようとする業務の種類
- 二 当該業務の開始予定年月日
- 2 前項の認可申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
 - 一 当該業務を行う理由を記載した書面
 - 二 当該業務の内容及び方法を記載した書面
 - 三 当該業務を所掌する組織及び人員配置を記載した書面
 - 四 当該業務に関する内部規則
 - 五 当該認可後三事業年度における当該業務の収支の見込みを記載した書面
 - 六 その他参考となるべき事項を記載した書面

(兼業業務の廃止の届出)

第一条の十 商品取引所が法第三条第一項ただし書の規定の認可を受けた業務（金融商品債務引受業等（金融商品取引法第五十六条の三第一項第六号に規定する金融商品債務引受業等をいう。第七十一条第三号において同じ。）及びこれに附帯する業務に限る。）を廃止したときは、次に掲げる事項を記載した届出書を提出しなければならない。

- 一 当該業務を廃止した年月日
- 二 当該業務を廃止した理由

(商品取引所の子会社の認可申請)

第一条の十一 商品取引所は、法第三条の二第一項ただし書の規定により認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添

で定めるところにより、主務大臣の認可を受けた場合は、商品市場開設業務に関連する業務及びこれに附帯する業務を行う会社、算定制当量に係る取引を行う市場の開設の業務及びこれに附帯する業務を行う会社、取引所金融商品市場の開設の業務及びこれに附帯する業務を行う会社又は取引所金融商品市場の開設に関連する業務及びこれに附帯する業務を行う会社を子会社とすることができる。

2 前条第二項から第四項までの規定は、前項ただし書の認可について準用する。この場合において、同条第四項中「業務を行う」とあるのは「会社を子会社とする」と、「商品市場開設業務」とあるのは「商品取引所の商品市場開設業務」と読み替えるものとする。

3 前二項の「子会社」とは、法人がその総株主又は総社員の議決権（株式会社にあつては、株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法（平成十七年法律第八十六号）第八百七十九条第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。以下この項及び第九十六条第二項において同じ。）の過半数を保有する会社をいう。この場合において、法人及びその一若しくは二以上の子会社又は法人の一若しくは二以上の子会社がその総株主又は総社員の議決権の過半数を保有する会社は、当該法人の子会社とみなす。

付して主務大臣に提出しなければならない。

一 当該認可に係る会社を子会社（法第三条の二第三項に規定する子会社をいう。以下この条において同じ。）とする理由を記載した書面

二 当該認可に係る子会社となる会社に関する次に掲げる書類

イ 商号及び本店の所在地を記載した書面

ロ 業務の内容を記載した書面

ハ 取締役及び監査役（監査等委員会設置会社にあつては取締役、指名委員会等設置会社にあつては取締役及び執行役。第三十六条の九及び第三十六条の十二第二号ハにおいて同じ。）の氏名及び役職名を記載した書面

ニ 当該会社が会計参与設置会社である場合には、会計参与の氏名又は名称を記載した書面

ホ 定款

ヘ 登記事項証明書

ト 直前事業年度の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書その他最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書類

三 当該商品取引所及びその子会社に関する次に掲げる書類

イ 当該商品取引所及びその子会社の業務及び財産の状況を連結して記載した直前事業年度の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書その他これらの最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書類

ロ 当該認可後三事業年度における当該商品取引所及びその子会社（当該認可に係る子会社となる会社を含む。）の収支の見込みを記載した書面

四 その他参考となるべき事項を記載した書面

(名称又は商号)

第四条 商品取引所は、その名称又は商号中に「取引所」という文字を用いなければならない。

2 商品取引所でない者は、その名称又は商号中に商品取引所であると誤認されるおそれのある文字を用いてはならない。

(市場の開設の制限)

第五条 商品取引所は、定款（株式会社商品取引所にあつては、定款又は業務規程。以下この項及び第二百五条において同じ。）で定める商品市場以外の市場（定款で定める開設期限を経過し、又は第十一条第四項若しくは第二百二条第三項に規定する範囲変更期間が終了した商品市場を含む。）を開設してはならない。

2 商品取引所は、一種の上場商品又は上場商品指数について二以上の商品市場を開設してはならない。

(自主規制業務)

第五条の二 商品取引所は、この法律及び定款その他の規則に従い、商品市場における取引を公正にし、及び委託者を保護するため、自主規制業務を適切に行わなければならない。

2 前項の「自主規制業務」とは、商品市場について行う次に掲げる業務をいう。

一 会員等のこの法律、この法律に基づく命令若しくはこの法律に基づいてする主務大臣の処分（第九十六条の二十二、第九十六条の三十四、第九十六条の四十、第五十九条、第六十条及び第六十一条において「この法律等」という。）若しくは当該商品取引所の定款、業務規程、受託契約準則、紛争処理規程その他の規則又は取引の信義則の遵守の状況の調査

二 会員等に対する除名の処分その他の措置に関する業務

三 その他商品市場における取引の公正を確保し、及び委託者を保護するために必要な業務として主務省令で定めるもの

(商品市場類似施設の開設の禁止)

第六条 何人も、商品又は商品指数（これに類似する指数を含む。）について先物取引に類似する取引をするための施設（取引所金融商品市場を除く。）を開設してはならない。

2 何人も、前項の施設において先物取引に類似する取引をしてはならない。

(自主規制業務)

第一条の十二 法第五条の二第二項第三号の主務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 会員等の資格の審査

二 会員等が行う商品市場における取引の内容の審査（商品市場における取引を円滑にするため、これらの取引の状況について即時に行うものを除く。）

三 法第五条の二第二項第一号及び第二号に掲げる業務に関する定款その他の規則の作成、変更及び廃止の業務

第二節 会員商品取引所

第一款 設立

(法人格)

第七条 会員商品取引所は、法人とする。

2 会員商品取引所は、営利の目的をもつて業務を行つてはならない。

(住所)

第八条 会員商品取引所の住所は、その主たる事務所の所在地にあるものとする。

(設立の許可)

第九条 会員商品取引所を設立しようとする者は、主務大臣の許可を受けなければならない。

(設立要件)

第十条 会員商品取引所を設立するには、開設する商品市場ごとに会員にならうとする二十人以上の者が発起人とならなければならない。

2 発起人については、次の各号に掲げる商品市場の区分に応じ、当該各号に定める者が、それぞれ、一の商品市場における発起人の過半数を占めなければならない。

一 上場商品に係る商品市場 一年以上継続して当該上場商品に含まれる物品（以下「上場商品構成物品」という。）の売買等を業として行っている者

二 上場商品指数に係る商品市場 一年以上継続して当該上場商品指数に係る商品指数の対象となる物品（以下「上場商品指数対象物品」という。）の売買等を業として行っている者

(定款)

第十一条 発起人は、会員商品取引所の定款を作成し、定款が書面をもつて作成されているときは、これに署名し、又は記名押印しなければならない。

2 前項の定款には、次に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。

一 事業

二 名称

三 事務所の所在地

四 会員たる資格に関する事項

五 出資一口の金額並びにその払込みの時期及び方法

- 六 会員の加入及び脱退に関する事項
 - 七 信認金及び取引証拠金に関する事項
 - 八 会員の経費の分担に関する事項
 - 九 会員に対する監査及び制裁に関する事項
 - 十 会員の定数、任期及び選任に関する事項
 - 十一 会員総会に関する事項
 - 十二 商品市場外における会員間の契約に対する定款、業務規程、受託契約準則及び紛争処理規程の拘束力に関する事項
 - 十三 商品市場に関する次に掲げる事項
 - イ 上場商品又は上場商品指数
 - ロ 上場商品又は上場商品指数ごとの取引の種類
 - ハ 取引の決済の方法
 - 十四 事業年度
 - 十五 剰余金の処分及び損失の処理に関する事項
 - 十六 公告方法（会員商品取引所が公告（この法律又は他の法律の規定により官報に掲載する方法によりしなければならないものとされているものを除く。）をする方法をいう。以下同じ。）
- 3 会員商品取引所の負担に帰すべき設立費用又は発起人が受けるべき報酬の額は、定款に記載し、又は記録しなければ、その効力を生じない。
 - 4 会員商品取引所の定款には、第二項各号に掲げる事項のほか、会員商品取引所の存続期間、商品市場の開設期限又は範囲変更期間（商品市場（第一百五十五条第三項第二号に規定する期限付商品市場を除く。）における上場商品又は上場商品指数の範囲の変更（廃止又は範囲の縮小を除く。同条において同じ。）が行われる期間をいう。以下この項及び同条において同じ。）を定めたときは、その存続期間、開設期限又は範囲変更期間を記載し、又は記録するものとする。
 - 5 第一項の定款は、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるもので主務省令で定めるものをいう。以下同じ。）をもつて作成することができる。この場合において、当該電磁的記録に記録された情報については、主務省令で定める署名又は記名押印に代わる措置をとらなければならない。

（電磁的記録）
第一条の十三 法第十一条第五項に規定する主務省令で定めるものは、磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものとす。

（電子署名）

第二条 法第十一条第五項に規定する主務省令で定める署名又は記名押印に代わる措置は、電子署名とする。

2 前項に規定する「電子署名」とは、電磁的記録（法第十一条第五項に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。）に記録することができる情報について行われる措置であつて、次の要件のいずれにも該当するものをいう。

一 当該情報が当該措置を行った者の作成に係るものであることを示すためのものであること。

二 当該情報について改変が行われていないかどうかを確認すること

- 6 会員商品取引所は、公告方法として、当該会員商品取引所の事務所の店頭に掲示する方法のほか、次に掲げる方法のいずれかを定款で定めることができる。
 - 一 官報に掲載する方法
 - 二 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法
 - 三 電子公告（公告方法のうち、電磁的方法（会社法第二条第三十四号に規定する電磁的方法をいう。）により不特定多数の者が公告すべき内容である情報の提供を受けることができる状態に置く措置であつて同号に規定するものをとる方法をいう。以下同じ。）
 - 7 会員商品取引所が前項第三号に掲げる方法を公告方法とする旨を定款で定める場合には、その定款には、電子公告を公告方法とする旨を定めれば足りる。この場合においては、事故その他やむを得ない事由によつて電子公告による公告をすることができない場合の公告方法として、同項第一号又は第二号に掲げる方法のいずれかを定めることができる。
 - 8 会員商品取引所が電子公告により公告をする場合には、次の各号に掲げる公告の区分に応じ、当該各号に定める日までの間、継続して電子公告による公告をしなければならない。
 - 一 公告に定める期間内に異議を述べることができる旨の公告 当該期間を経過する日
 - 二 前号に掲げる公告以外の公告 当該公告の開始後一月を経過する日
 - 9 会員商品取引所が電子公告によりこの法律その他の法令の規定による公告をする場合については、会社法第九百四十条第三項、第九百四十一条、第九百四十六条、第九百四十七条、第九百五十一条第二項、第九百五十三条及び第九百五十五条の規定を準用する。この場合において、同法第九百四十条第三項中「前二項の規定にかかわらず、これらの規定」とあるのは「商品取引所法第十一条第八項の規定にかかわらず、同項」と、同法第九百四十一条中「第四百四十条第一項」とあるのは「商品取引所法第六十八条の三」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。
 - 10 第二項各号に掲げる事項のほか、会員商品取引所の定款には、この法律の規定により定款の定めがなければその効力を生じない事項及びその他の事項でこの法律に違反しないものを記載し、又は記録することができる。
- (加入の申込み)
- 第十二条 発起人は、会員商品取引所の設立に際して、あらかじめ、その会員にならうとする者に対し、次に掲げる事項を通知しなければならない。
- 一 定款に記載し、又は記録した事項

- 二 発起人の氏名又は商号若しくは名称及び住所
 - 三 出資の払込みの方法、期限及び場所
 - 四 一定の時期までに創立総会が終わらなかつたときは、加入の申込みを取り消すことができること。
- 2 理事長は、会員商品取引所の成立後にその会員になろうとする者に対し、次に掲げる事項を通知しなければならない。
- 一 成立の年月日
 - 二 定款に記載し、又は記録した事項
 - 三 役員の名及び住所
 - 四 出資の払込みの方法、期限及び場所
- 3 会員商品取引所の会員になろうとする者（発起人を含む。）は、その者の氏名又は名称及び住所、その引き受ける出資口数並びにその者が取引をしようとする商品市場における上場商品又は上場商品指数を記載した書面を発起人（成立後にあつては、理事長。次項において同じ。）に交付しなければならない。
- 4 会員商品取引所の会員になろうとする者は、前項の書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、発起人の承諾を得て、同項の書面に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて主務省令で定めるものをいう。以下同じ。）により提供することができる。この場合において、当該会員になろうとする者は、同項の書面を交付したものとみなす。

（加入の申込み等に係る情報通信の技術を利用した提供）

- 第三条 次に掲げる規定に規定する事項を電磁的方法（法第十二条第四項に規定する電磁的方法をいう。以下この条及び第五条において同じ。）により提供しようとする者（次項において「提供者」という。）は、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、当該事項の提供の相手方に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。
- 一 法第十二条第四項
 - 二 法第三百三十条第三項

（商品先物取引法施行令に係る電磁的方法）

- 第二条の二 令第三条第一項の規定により示すべき電磁的方法（法第十二条第四項に規定する電磁的方法をいう。第七条、第四十一条、第五十一条、第九十条の三及び第九九条の二を除き、以下同じ。）の種類及び内容は、次に掲げるものとする。
- 一 次に掲げる方法のうち、送信者が使用するもの
 - イ 電子情報処理組織を使用する方法のうち次に掲げるもの
 - (1) 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
 - (2) 送信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて情報を受ける者の閲覧に供し、当該情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法
 - ロ 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法
- 二 ファイルへの記録の方式

（電磁的方法）

- 第二条の三 法第十二条第四項に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて主務省令で定めるものは、次に掲げる方法とする。
- 一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの
 - イ 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

(創立総会)

- 第十三条 発起人は、定款作成後、会員になろうとする者を募り、前条第一項第三号に定める出資の払込みの期限となつて日後十日を経過した日から五日以内に、創立総会を開かなければならない。
- 2 発起人は、創立総会までに出資の全額を払込みを終了しなければならない。
- 3 定款の承認その他設立に必要な事項の決定は、創立総会の決議によらなければならない。
- 4 創立総会においては、定款を修正することができる。ただし、会員たる資格に関する事項については、この限りでない。
- 5 創立総会における議事は、会員になろうとする者（その出資の全額の払込みが終了した者に限る。）の半数以上が出席し、その議決権の三分の二以上で決する。
- 6 創立総会においてその延期又は続行について決議があつた場合には、第八項において準用する第五十九条第八項本文及び第十項の規定は、適用しない。
- 7 創立総会の議事については、主務省令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2 前項の規定による承諾を得た提供者は、同項の相手方から書面又は電磁的方法により電磁的方法による事項の提供を受けない旨の申出があつたときは、当該相手方に対し、当該事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該相手方が再び同項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

ロ 送信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて情報の提供を受ける者の閲覧に供し、当該情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法

二 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

2 前項各号に掲げる方法は、受信者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならない。

(創立総会の議事録)

- 第二条の四 法第十三条第七項の規定による創立総会の議事録の作成については、この条の定めるところによる。
- 2 創立総会の議事録は、書面又は電磁的記録をもつて作成しなければならない。
- 3 創立総会の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。
- 一 創立総会が開催された日時及び場所
- 二 創立総会の議事の経過の要領及びその結果
- 三 創立総会に出席した発起人及び役員の名又は名称
- 四 創立総会の議長が存するときは、議長の名
- 五 議事録の作成に係る職務を行った発起人の氏名又は名称

第三十三条並びに第五十九条第八項本文及び第十項の規定は創立總會について、会社法第八百三十条、第八百三十一条、第八百三十四条（第十六号及び第十七号に係る部分に限る。）、第八百三十五条第一項、第八百三十六条第一項及び第三項、第八百三十七条、第八百三十八条、第八百四十六条並びに第九百三十七条第一項（第一号トに係る部分に限る。）の規定（これらの規定中監査役に係る部分を除く。）は創立總會の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴えについて、それぞれ準用する。この場合において、同項中「会社の本店（第一号トに規定する場合であつて当該決議によつて第九百三十条第二項各号に掲げる事項についての登記がされているときは、本店及び当該登記に係る支店）」とあるのは、「会員商品取引所の主たる事務所（第一号トに規定する場合であつて当該決議によつて商品取引所法第二十条第二項各号に掲げる事項についての登記がされているときは、主たる事務所及び当該登記に係る従たる事務所）」と読み替へるものとする。

（許可の申請）

第十四条 発起人は、創立總會終了後、遅滞なく、第九条の許可の申請書に次に掲げる事項を記載して、主務大臣に提出しなければならない。

- 一 名称
 - 二 事務所の所在地
 - 三 上場商品又は上場商品指数
 - 四 役員の名及び住所
 - 五 会員の氏名又は商号若しくは名称及び会員が取引をする商品市場における上場商品又は上場商品指数
- 2 前項の申請書には、定款、業務規程、受託契約準則、紛争処理規程、市場取引監視委員会規程その他主務省令で定める書類を添付しなければならない。

（許可の申請書の添付書類）

第三条 法第十四条第二項の主務省令で定める書類は、次に掲げるもの（官公署が証明する書類の場合には、許可の申請の日前三月以内に作成されたものに限る。）とする。

- 一 役員の名及び住所、住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第十二条第一項に規定する住民票の写し又はこれに代わる書面（以下これを「住民票の写し等」という。）、履歴書、その者が法第十五条第二項第一号イ及びロに該当しない旨の官公署の証明書（その者が外国人である場合を除く。）並びにその者が同号ハからルまで（その者が外国人の場合には、同号イからルまで）のいずれにも該当しないことを誓約する書面

- 二 会員の氏名又は商号若しくは名称及び主たる事務所又は本店の所在地を記載した書面、その者が法第十五条第二項第一号イからフまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面並びに申請に係る会員商品取引所が開設しようとする一以上の商品市場において法第一百五十一条第一号に掲げる方法により決済を行う場合には許可の申請の日前三十日以内に様式第一号により作成したその者の純資産額に関する調書

(許可の基準及び意見の聴取)

第十五条 主務大臣は、第九条の許可の申請が次に掲げる基準に適合していると認めるときは、許可をしなければならない。

一 申請に係る上場商品又は上場商品指数の先物取引を公正かつ円滑にするために十分な取引量が見込まれることその他上場商品構成物品又は上場商品指数対象物品(以下「上場商品構成物品等」という。)の取引の状況に照らし、当該先物取引をする会員商品取引所を設立することが当該上場商品構成物品等の生産及び流通を円滑にするため必要かつ適当であること。

二 上場商品に係る商品市場を開設しようとする場合にあっては、上場商品構成物品の売買等を業として行っている者の取引の状況その他の当該上場商品構成物品に係る経済活動の状況に照らし、当該上場商品構成物品を一の商品市場で取引することが適当であることとして政令で定める基準に適合すること。

三 二以上の商品指数を一の上場商品指数として商品市場を開設しよ

(設立の許可等の基準)

第四条 法第十五条第一項第二号の政令で定める基準は、申請に係る上場商品に係る商品市場の会員になろうとする者のうち一年以上継続して当該上場商品に係る上場商品構成物品の売買等を業として行っているものの過半数が当該上場商品の大部分の種類の売買等を業として行っている者であることとする。

2 前項の規定は、法第八十条第一項第四号の政令で定める基準について準用する。この場合において、前項中「会員」とあるのは、「取引参加者」と読み替えるものとする。

3 第一項の規定は、法第四百六条第一項第三号の政令で定める基準について準用する。この場合において、第一項中「会員」とあるのは、「会員等」と読み替えるものとする。

三 過半数の発起人が、それぞれ法第十条第二項各号に掲げる者に該当することを誓約する書面

四 加入申込証

五 出資の払込みがあつたことを証する書面

六 創立総会の議事録

七 開設しようとする商品市場における開設後一年間の先物取引の取引量の見込みを記載した書面

八 上場商品に係る商品市場を開設しようとする場合にあっては、上場商品構成物品(法第十条第二項第一号に規定する上場商品構成物品をいう。以下同じ。)を一の商品市場で取引をすることが適当である旨を明らかにすることができる書面

九 二以上の商品指数を一の上場商品指数として商品市場を開設しようとする場合にあっては、当該二以上の商品指数の対象となる物品の大部分が共通していることを明らかにすることができる書面

十 商品市場を開設する業務において電子情報処理組織を使用する場合には、当該電子情報処理組織の概要、設置場所、容量及び保守の方法並びに当該電子情報処理組織に異常が発生した場合の対処方法を記載した書類

十一 その他法第十五条第一項に掲げる基準に適合しているかどうかについての認定の参考となるべき事項を記載した書面

うとする場合にあっては、当該二以上の商品指数の対象となる物品の大部分が共通していること。

四 定款、業務規程、受託契約準則、紛争処理規程及び市場取引監視委員会規程の規定が法令に違反せず、かつ、定款、業務規程、受託契約準則、紛争処理規程又は市場取引監視委員会規程に規定する取引の方法又は管理、会員の資格、会員の数の最高限度を定めた場合におけるその最高限度、特別担保金の預託義務を定めた場合におけるその預託に関する事項その他の事項が適当であつて、商品市場における取引の公正を確保し、及び委託者を保護するため十分であること。

五 当該申請に係る会員商品取引所がこの法律の規定に適合するように組織されるものであること。

2 主務大臣は、第九条の許可の申請が次の各号のいずれかに該当する場合には、前項の規定にかかわらず、同条の許可をしてはならない。

一 発起人のうちに次のいずれかに該当する者があるとき。

イ 成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に
取り扱われている者

ロ 破産者で復権を得ないもの又は外国の法令上これと同様に取り
扱われている者

ハ 禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）

又はこの法律若しくはこれに相当する外国の法令の規定により罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その執行の終わった日又は執行を受けることがないこととなつた日から五年を経過しない者

二 第九十六条の二十二第一項、第九十六条の三十四第一項若しくは第九十六条の四十第一項の規定により第九十六条の十九第一項、第九十六条の三十一第一項若しくは第九十六条の二十五第一項若しくは第三項ただし書の認可を取り消され、第五百九条第一項若しくは第二項、第八十六条第一項若しくは第二項、第二百三十五条第三項若しくは第二百三十六条第一項若しくは第二百四十条第一項（第三百四十五条において準用する場合を含む。）の規定により第九条若しくは第七十八条、第六十七条、第九十条第一項若しくは第三百三十二条第一項若しくは第三百四十二条第一項の許可を取り消され、若しくは第二百四十条の二十三第一項の規定により第二百四十条の二第一項の登録を取り消され、これらの取消しの日から五年を経過しない者又はこの法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種の認可、許可若しくは登録（当該認可、許可又は登録に類する免許その他の行政処分を含む。へにおいて「許可等」という。）を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者

ホ 第六十条第一項の規定又はこれに相当する外国の法令の規定による命令（これに相当する外国の法令によるその他の行政処分

を含む。ト及びチにおいて同じ。）により商品取引所又はこれに相当する外国の施設から除名され、又は取引資格を取り消され、その除名又は取消しの日から五年を経過しない者

ヘ 第九十六条の十九第一項若しくは第九十六条の三十一第一項の認可を受けた者（以下この号において「主要株主」という。）が第九十六条の二十二第一項若しくは第九十六条の三十四第一項の規定により認可を取り消された場合、商品取引所持株会社が第九十六条の四十第一項の規定により第九十六条の二十五第一項若しくは第三項ただし書の認可を取り消された場合、商品取引所が第九十五条第一項若しくは第二項の規定により第九条若しくは第七十八条の許可を取り消された場合、商品取引清算機関が第八十六条第一項若しくは第二項の規定により第六十七条の許可を取り消された場合、商品先物取引業者が第二百三十五条第三項若しくは第二百三十六条第一項の規定により第九十条第一項の許可を取り消された場合、商品先物取引仲介業者が第二百四十条の二十三第一項の規定により第二百四十条の二第一項の登録を取り消された場合若しくは法人である第一種特定施設開設者（第三百三十一条第二号に規定する第一種特定施設開設者をいう。以下この号において同じ。）若しくは第二種特定施設開設者（第三百三十一条第三号に規定する第二種特定施設開設者をいう。以下この号において同じ。）が第三百四十条第一項（第三百四十五条において準用する場合を含む。）の規定により第三百三十二条第一項若しくは第三百四十二条第一項の許可を取り消された場合において、これらの取消しの日前三十日以内に当該主要株主、商品取引所持株会社、商品取引所、商品取引清算機関、商品先物取引業者、商品先物取引仲介業者若しくは第一種特定施設開設者若しくは第二種特定施設開設者の役員であつた者で当該取消しの日から五年を経過しないもの又は外国において同種の許可等を受けた法人がこの法律に相当する外国の法令の規定により当該許可等を取り消された場合において、その取消しの日前三十日以内に当該法人の役員であつた者で当該取消しの日から五年を経過しないもの

ト 法人である商品取引所の会員等又は商品取引所に相当する外国の施設の会員等が第六十条第一項の規定又はこれに相当する外国の法令の規定による命令により当該商品取引所又は当該施設から除名され、又は取引資格を取り消された場合において、その除名又は取消しの日前三十日以内に当該法人の役員であつた者で当該除名又は取消しの日から五年を経過しないもの

チ 第九十六条の四十第二項、第二百五十九条第三項、第六十条第一項、第八十六条第四項、第二百三十六条第二項若しくは第二百四十条の二十三第二項の規定又はこれらに相当する外国の法令の規定による命令により解任された役員でその解任の日から五年を経過しないもの

- リ 第三百二十八条第一項の規定による裁判所の命令又はこれに相当する外国の法令の規定による外国の裁判所の命令を受けた後一年を経過しない者
- 又 会社法第三百三十一条第一項第三号に掲げる者
- ル 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人がイからヌまで又はヲのいずれかに該当するもの
- ヲ 法人でその役員のうちにイからルまでのいずれかに該当する者のあるもの
- 二 申請書又はこれに添付すべき書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があるとき。
- 3 主務大臣は、会員商品取引所の存続期間又は商品市場の開設期限が定款に記載され、又は記録されている第九条の許可の申請があつた場合においては、第一項第一号の基準に代えて、申請に係る上場商品又は上場商品指数の先物取引を公正かつ円滑にするために十分な取引量が見込まれないことその他上場商品構成物品等の取引の状況に照らし、当該先物取引をする会員商品取引所を設立することが当該上場商品構成物品等の生産及び流通に著しい支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがあることに該当しないことを同号の基準とし、当該基準並びに同項第二号及び第三号の基準の適用は、当該存続期間又は開設期限までの間について判断して行うものとする。
- 4 主務大臣は、第三百五十二条（第三号に係る部分に限る。）の規定による公示があつた日から三月を経過した後でなければ、第九条の許可をしてはならない。
- 5 主務大臣は、第九条の許可の申請が第一項各号に適合していないと認めるとき、又は第二項各号のいずれかに該当すると認めるときは、あらかじめ申請をした者にその旨を通知し、申請をした者又はその代理人の出頭を求め、釈明のための証拠を提出する機会を与えるため、その職員に意見の聴取をさせなければならない。
- 6 前項の場合において、主務大臣は、意見の聴取をされる者が正当な理由がないのに意見の聴取に応じないときは、意見の聴取を行うことを要しない。
- 7 主務大臣は、第五項の通知をする場合においては、意見を聴取する事項、場所及び期日を明らかにして、通知しなければならない。
- 8 第五項の意見の聴取は、公開により行わなければならない。ただし、主務大臣が意見の聴取をされる者の業務に関する秘密を保つため必要があると認めるとき、又は公益上必要があると認めるときは、この限りでない。
- 9 主務大臣は、第五項の意見の聴取を行うため必要があると認めるときは、参考人の出頭を求めてその意見を聴取し、若しくは参考人にその意見若しくは報告の提出を求め、又は鑑定人に出頭を求めて鑑定をさせることができる。
- 10 主務大臣は、会員商品取引所の存続期間又は商品市場の開設期限が

定款に記載され、又は記録されている第九条の許可の申請があつた場合においては、第三百五十二条（第三号に係る部分に限る。）の規定による公示があつた日から四月以内に、申請をした者に対し、許可又は不許可の通知を発しなければならない。

11 主務大臣が前項の期間内に同項の通知を発しなかつたときは、その期間満了の日に第九条の許可があつたものとみなす。

（成立の時期及び届出）

第十六条 会員商品取引所は、その設立の登記をすることにより成立する。

2 会員商品取引所は、成立の日から二週間以内に、主務大臣にその旨を届け出なければならない。

（理事長への事務引継）

第十七条 発起人は、第九条の許可があつたとき（第十五条第十一項の規定による場合を含む。）は、遅滞なく、その事務を理事長に引き継がなければならない。

（会社法の準用）

第十八条 会社法第五十三条から第五十六条までの規定は、会員商品取引所の発起人について準用する。

2 会社法第七編第二章第二節（第八百四十七条第二項、第八百四十七条の二、第八百四十七条の三、第八百四十九条第二項、第三項第二号及び第三号並びに第六項から第十一項まで、第八百五十一条並びに第八百五十三条第一項第二号及び第三号を除く。）の規定は、会員商品取引所の発起人の責任を追及する訴えについて準用する。この場合において、同法第八百四十七条第一項及び第四項中「法務省令」とあるのは、「主務省令」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（責任追及等の訴えの提起の請求方法）

第三条の二 法第十八条第二項、第五十八条及び第七十七条第二項において読み替えて準用する会社法（平成十七年法律第八十六号）第八百四十七条第一項の主務省令で定める方法は、次に掲げる事項を記載した書面の提出又は当該事項の電磁的方法による提供とする。

一 被告となるべき者

二 請求の趣旨及び請求を特定するのに必要な事実

（訴えを提起しない理由の通知方法）

第三条の三 法第十八条第二項、第五十八条及び第七十七条第二項において読み替えて準用する会社法第八百四十七条第四項の主務省令で定める方法は、次に掲げる事項を記載した書面の提出又は当該事項の電磁的方法による提供とする。

一 会員商品取引所が行った調査の内容（次号の判断の基礎とした資料を含む。）

二 法第十八条第二項、第五十八条及び第七十七条第二項において読み替えて準用する会社法第八百四十七条第一項の規定による請求に係る訴えについての前条第一号に掲げる者の責任又は義務の有無についての判断

三 前号の者に責任又は義務があると判断した場合において、同号の訴えを提起しないときは、その理由

項（第一号に係る部分に限る。）、第八百三十四条（第一号に係る部分に限る。）、第八百三十五条第一項、第八百三十六條第一項及び第三項、第八百三十七條から第八百三十九條まで並びに第八百四十六條の規定は、会員商品取引所の設立の無効の訴えについて準用する。

（役員又は会員の氏名等の変更）

第十九条 会員商品取引所は、第十四条第一項第四号又は第五号に掲げる事項について変更があつたときは、遅滞なく、その旨を記載した変更届出書を主務大臣に提出しなければならない。

2 前項の変更届出書には、その変更を証する書面及び主務省令で定める書類を添付しなければならない。

（設立の登記）

第二十条 会員商品取引所の設立の登記は、その主たる事務所の所在地において、第九条の許可があつた日から二週間以内に行ななければならない。

2 前項の登記には、次に掲げる事項を登記しなければならない。

一 目的

二 名称

三 事務所の所在場所

四 存続期間又は解散の事由を定めたときは、その期間又は事由

（役員又は会員の氏名等の変更届出書の添付書類）

第四条 法第十九条第二項の主務省令で定める書類は、次に掲げるもの（官公署が証明する書類の場合には、変更の届出の日前三月以内に作成されたものに限る。）とする。

一 変更の届出が新たに就任した役員に係るときは、その者の住民票の写し等、履歴書、その者が法第十五条第二項第一号イ及びロに該当しない旨の官公署の証明書（その者が外国人である場合を除く。）並びにその者が法第十五条第二項第一号ハからルまで（その者が外国人の場合には、同号イからルまで）のいずれにも該当しないことを誓約する書面

二 変更の届出が新たに会員となつた者に係るときは、その者の氏名又は商号若しくは名称及び主たる事務所又は本店の所在地を記載した書面、その者が法第十五条第二項第一号イからフまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面並びに届出に係る会員商品取引所が開設する一以上の商品市場において法百五条第一号に掲げる方法により決済を行う場合には会員となつた日前三十日以内に様式第一号により作成したその者の純資産額に関する調書

三 変更の届出が会員が取引をする商品市場における上場商品又は上場商品指数の追加に係る場合であつて、法百五条第一号に掲げる方法により決済を行うときは、変更の届出日前三十日以内に様式第一号により作成したその者の純資産額に関する調書

第五条 削除

五 出資の総額

六 出資一口の金額及びその払込みの方法

七 代表権を有する者の氏名、住所及び資格

八 公告方法

九 第十一条第六項の定款の定めが電子公告を公告方法とする旨のものであるときは、次に掲げる事項

イ 電子公告により公告すべき内容である情報について不特定多数の者がその提供を受けるために必要な事項であつて法務省令で定めるもの

ロ 第十一条第七項後段の規定による定款の定めがあるときは、その定め

(変更の登記)

第二十一条 会員商品取引所において前条第二項各号に掲げる事項に変更が生じたときは、二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、変更の登記をしなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、前条第二項第五号に掲げる事項の変更の登記は、毎事業年度末日現在により、当該末日から四週間以内にすれば足りる。

(他の登記所の管轄区域内への主たる事務所の移転の登記)

第二十二条 会員商品取引所がその主たる事務所を他の登記所の管轄区域内に移転したときは、二週間以内に、旧所在地においては移転の登記をし、新所在地においては第二十条第二項各号に掲げる事項を登記しなければならない。

(職務執行停止の仮処分等の登記)

第二十三条 会員商品取引所を代表すべき者の職務の執行を停止し、若しくはその職務を代行する者を選任する仮処分命令又はその仮処分命令を変更し、若しくは取り消す決定がされたときは、その主たる事務所の所在地において、その登記をしなければならない。

(従たる事務所の所在地における登記)

第二十四条 次の各号に掲げる場合（当該各号に規定する従たる事務所が主たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内にある場合を除く。）には、当該各号に定める期間内に、当該従たる事務所の所在地において、従たる事務所の所在地における登記をしなければならない。

一 会員商品取引所の設立に際して従たる事務所を設けた場合（次号に規定する場合を除く。） 主たる事務所の所在地における設立の登記をした日から二週間以内

二 新設合併により設立する会員商品取引所が新設合併に際して従た

る事務所を設けた場合 第四百七十七条の二第一項に規定する日から三週間以内

三 会員商品取引所の成立後に従たる事務所を設けた場合 従たる事務所を設けた日から三週間以内

2 従たる事務所の所在地における登記においては、次に掲げる事項を登記しなければならない。ただし、従たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内に新たに従たる事務所を設けたときは、第三号に掲げる事項を登記すれば足りる。

一 名称

二 主たる事務所の所在場所

三 従たる事務所（その所在地を管轄する登記所の管轄区域内にあるものに限る。）の所在場所

3 前項各号に掲げる事項に変更が生じたときは、三週間以内に、当該従たる事務所の所在地において、変更の登記をしなければならない。

（他の登記所の管轄区域内への従たる事務所の移転の登記）

第二十四条の二 会員商品取引所がその従たる事務所を他の登記所の管轄区域内に移転したときは、旧所在地（主たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内にある場合を除く。）においては三週間以内に移転の登記をし、新所在地（主たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内にある場合を除く。以下この条において同じ。）においては四週間以内に前条第二項各号に掲げる事項を登記しなければならない。ただし、従たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内に新たに従たる事務所を移転したときは、新所在地においては、同項第三号に掲げる事項を登記すれば足りる。

（管轄登記所及び登記簿）

第二十五条 会員商品取引所の登記に関する事務は、その事務所の所在地を管轄する法務局若しくは地方法務局若しくはこれらの支局又はこれらの出張所が管轄登記所としてつかさどる。

2 登記所に、会員商品取引所登記簿を備える。

（設立の登記の申請）

第二十六条 会員商品取引所の設立の登記は、会員商品取引所を代表すべき者の申請によつてする。

2 会員商品取引所の設立の登記の申請書には、定款並びに出資の払込みがあつたこと及び会員商品取引所を代表すべき者の資格を証する書面を添付しなければならない。

（変更の登記の申請）

第二十七条 第二十条第二項各号に掲げる事項の変更の登記の申請書には、当該事項の変更を証する書面を添付しなければならない。

(設立の無効の登記の手續)

第二十八条 会社法第九百三十七条第一項(第一号イに係る部分に限る。)の規定は、会員商品取引所の設立の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合について準用する。この場合において、同項中「会社の本店(第一号トに規定する場合であつて当該決議によつて第九百三十三条第二項各号に掲げる事項についての登記がされているときにあつては、本店及び当該登記に係る支店)」とあるのは、「会員商品取引所の主たる事務所」と読み替へるものとする。

(商業登記法の準用)

第二十九条 商業登記法(昭和三十八年法律第二百二十五号)第二条から第五条まで、第七条から第十五条まで、第十七条から第二十三条の二まで、第二十四条(第十五号及び第十六号を除く。)、第二十五条から第二十七条まで、第四十八条から第五十三条まで及び第三百三十二条から第四百四十八条までの規定は、会員商品取引所の登記について準用する。この場合において、同法第四十八条第二項中「会社法第九百三十三条第二項各号」とあるのは、「商品取引所法第二十四条第二項各号」と読み替へるものとする。

第二款 会員

第三十条 削除

(欠格条件)

第三十一条 第十五条第二項第一号イからヲまでのいずれかに該当する者は、会員となることができない。

2 合併後存続する法人又は合併により設立された法人は、前項(第十五条第二項第一号ハからホまで、リ及びワに係る部分に限る。)の規定の適用については、当該合併により消滅した法人と同一の法人とみなす。

(出資)

第三十二条 会員は、出資一口以上を持たなければならない。

2 出資は、金銭以外の財産ですることができない。

3 出資一口の金額は、均一でなければならない。

4 会員商品取引所の債務に対する会員の責任は、第三十四条の規定による経費の負担及び第四十五条第三項の規定による損失額の負担のほか、その出資額を限度とする。

5 会員は、出資の払込みについて、相殺をもつて会員商品取引所に對抗することができない。

(議決権及び選挙権)

第三十三条 会員は、出資口数にかかわらず、各々一個の議決権及び役員を選挙権を有する。

2 会員は、第五十九条第八項の規定によりあらかじめ通知のあつた事項につき、書面又は代理人をもつて、議決権又は選挙権を行うことができる。この場合においては、定款で定める資格を有する者でなければ、代理人となることができない。

3 会員は、定款で定めるところにより、前項の規定による書面をもつてする議決権の行使に代えて、議決権を電磁的方法により行うことができる。

4 前二項の規定により議決権又は選挙権を行う者は、出席者とみなす。

5 代理人は、代理権を証する書面を会員商品取引所に提出しなければならぬ。この場合において、電磁的方法により議決権を行うことが定款で定められているときは、当該書面の提出に代えて、代理権を当該電磁的方法により証明することができる。

(経費の賦課)

第三十四条 会員商品取引所は、定款で定めるところにより、会員に経費を賦課することができる。

2 第三十二条第五項の規定は、前項の経費の払込みについて準用する。

(加入)

第三十五条 会員商品取引所の設立の際会員商品取引所に加入しようとする者でその引き受けた出資の全額が終了したものは、その会員商品取引所成立の時に会員となる。

2 会員商品取引所の設立の際会員商品取引所に加入しようとする者で会員商品取引所成立の時までに前項に規定する払込みを終了しない者については、会員商品取引所成立の時に加入の申込みを取り消したものとみなす。

3 成立後の会員商品取引所に加入しようとする者は、定款で定めるところにより、加入につき会員商品取引所の承諾を得て、その引き受けた出資の全額の払込み及び会員商品取引所が加入金を徴収することを定めた場合にはその支払を終了した時又は会員の持分の全部若しくは一部の譲受け及び会員商品取引所が加入金を徴収することを定めた場合にはその支払を終了した時に会員となる。

4 会員商品取引所は、会員たる資格を有する者が会員商品取引所に加入しようとするときは、正当な理由がないのに、その加入を拒んではならない。

(持分の譲渡)

第三十六条 会員は、定款で定めるところにより、会員又は会員たる資

- 格を有する者に持分の全部又は一部を譲り渡すことができる。
- 2 会員たる資格を有する者が持分を譲り受けようとするときは、加入の例によらなければならない。
 - 3 持分の譲受人は、その持分について、譲渡人の権利及び義務を承継する。

(持分の承継)

第三十七条 会員が死亡した場合において、その相続人又は受遺者（以下この条において「相続人等」という。）が会員であるときは、その者は、被承継人の持分並びにその持分についての被承継人の権利及び義務を承継する。この場合においては、承継人は、遅滞なく、その旨を会員商品取引所に通知しなければならない。

- 2 会員が死亡した場合において、相続人等が会員たる資格を有する者であるときは、その者は、定款で定める期間内に加入につき会員商品取引所の承諾を得て、被承継人の持分並びにその持分についての被承継人の権利及び義務を承継することができる。

- 3 前項の規定により相続人等が被承継人の持分並びにその持分についての被承継人の権利及び義務を承継したときは、その者は、被承継人の死亡の時において会員になつたものとみなす。

- 4 第一項又は第二項の場合において、相続人等が数人あるときは、その相続人等全員の同意をもつて選定された一人の相続人等に対してのみ、これらの項の規定を適用する。

(持分の共有禁止)

第三十八条 会員は、持分を共有することができない。

(取引に係る権利及び義務の承継)

第三十九条 第三十七条第一項又は第二項の規定により会員の持分並びにその持分についての権利及び義務を承継した者は、当該会員が商品市場においてした取引に係る権利及び義務を承継する。

(会員たる地位の承継)

第四十条 会員につき合併があつたときは、合併後存続する法人又は合併により設立された法人は、会員たる地位を承継する。

(任意脱退)

第四十一条 会員は、三十日前までに予告して、会員商品取引所を脱退することができる。

- 2 前項の予告期間は、定款で延長することができる。ただし、その期間は、一年を超えない。

(当然脱退)

第四十二条 会員は、前条及び第四十四条第一項に規定する場合のほか、次に掲げる事由によつて脱退する。

一 その者が取引をする商品市場のすべてが第七十条の規定により閉鎖されたこと。

二 持分全部の譲渡

三 死亡又は解散

四 除名

(除名)

第四十三条 会員の除名は、第九十九条第五項の規定によつてする場合及び第六十条第一項の規定による主務大臣の命令によつてする場合を除き、定款で定める事由のある会員につき、第六十一条に定める会員総会の決議によつてするものとする。

2 前項の場合においては、会員商品取引所は、その会員総会の会日の十日前までに、その会員に対しその旨及び除名の理由を記載した書面を送付し、かつ、会員総会において弁明する機会を与えなければならない。

3 除名は、除名した会員にその旨を通知しなければ、これをもつてその者に対抗することができない。

(持分の差押えによる脱退)

第四十四条 会員の持分を差し押さえた債権者は、その会員を脱退させることができる。ただし、会員商品取引所及び会員に対し三十日前までに予告しなければならない。

2 前項ただし書の予告は、同項の会員が、同項の債権者に対し、弁済し、又は相当の担保を提供したときは、その効力を失う。

3 会員の持分の差押えは、持分の払戻しを請求する権利に対しても、その効力を有する。

(持分の払戻し)

第四十五条 脱退した会員は、定款で定めるところにより、その持分の全部又は一部の払戻しを受けることができる。

2 前項の持分は、脱退した日の属する月の前月末日における会員商品取引所の財産によつて定める。

3 前項の持分を計算するに当たり、会員商品取引所の財産をもつて債務を完済することができないときは、会員商品取引所は、定款で定めるところにより、脱退した会員に対し、その負担に帰すべき損失額の払込みを請求することができる。

4 第一項又は前項の規定による請求権は、脱退後二年間行わないときは、時効によつて消滅する。

5 脱退した会員が会員商品取引所に対する債務を完済するまでは、会

員商品取引所は、持分の払戻しを停止することができる。

第三款 機関

(役員)

第四十六条 会員商品取引所に、次の役員を置く。

- 理事長 一人
- 理事 二人以上
- 監事 二人以上

(理事長及び理事の権限)

第四十七条 理事長は、会員商品取引所を代表し、その事務を総理する。

- 2 理事は、定款で定めるところにより、会員商品取引所を代表し、理事長を補佐して会員商品取引所の事務を掌理し、理事長に事故があるときにはその職務を代理し、理事長が欠員のときにはその職務を行う。
- 3 会員商品取引所の事務の執行は、定款に別段の定めがないときは、理事長及び理事の過半数で決する。

(理事長及び理事の代理行為の委任)

第四十七条の二 理事長及び理事は、定款又は会員総会の決議によつて禁止されていないときに限り、特定の行為の代理を他人に委任することができる。

(監事の権限)

第四十八条 監事は、会員商品取引所の事務を監査する。

- 2 監事は、いつでも理事長若しくは理事に対して事務の報告を求め、又は会員商品取引所の事務及び財産の状況を調査することができる。
- 3 監事は、理事長が会員総会に提出しようとする書類を調査し、会員総会にその意見を報告しなければならない。

(役員欠格条件)

第四十九条 第十五条第二項第一号イからルまでのいずれかに該当する者は、会員商品取引所の役員となることができない。

- 2 会員商品取引所の役員が前項に規定する者に該当することとなつたときは、その職を失う。

(役員を選任)

第五十条 会員商品取引所の役員は、次項の規定により選任される理事を除き、定款で定めるところにより、会員総会において、会員が選挙する。ただし、設立当時の役員は、創立総会において、会員にならうとする者が選挙する。

- 2 理事長は、定款に特別の定めがある場合には、理事の過半数の同意

を得て、定款で定める数の理事を選任する。

(会員商品取引所と役員との関係)

第五十条の二 会員商品取引所と役員との関係は、委任に関する規定に従う。

(役員任期)

第五十一条 役員任期は、三年以内において定款で定める期間とする。

2 設立当時の役員任期は、前項の規定にかかわらず、創立総会において定める期間とする。ただし、その期間は、一年を超えることができない。

(仮理事及び仮監事)

第五十二条 主務大臣は、理事又は監事の職を行う者が不在場合において、必要があると認めるときは、仮理事又は仮監事を選任することができる。

(理事長及び理事の責任)

第五十三条 理事長又は理事がその任務を怠つたときは、その理事長又は理事は、会員商品取引所に対して連帯して損害賠償の責めに任ずる。

2 理事長又は理事が法令又は定款に違反する行為をしたときは、会員総会の決議によつた場合でもその理事長又は理事は、第三者に対して連帯して損害賠償の責めに任ずる。

(役員解任の請求)

第五十四条 会員は、総会員の五分の一以上の連署をもつて、役員解任を請求することができる。この場合において、その請求につき、総会員の半数以上が出席する会員総会において、出席会員の三分の二以上の同意があつたときは、その請求に係る役員は、その職を失う。

2 前項の規定による解任の請求は、理事長及び理事の全員又は監事の全員について、同時にしなければならない。ただし、法令又は定款若しくは業務規程に違反したことを理由として解任を請求するときは、この限りでない。

3 第一項の規定による解任の請求は、その理由を記載した書面を理事長に提出してしなければならない。

4 第一項の規定による解任の請求があつたときは、理事長は、その請求を会員総会の議に付し、かつ、会員総会の会日から十日前までに、その請求に係る役員に対し、前項の規定による書面を送付し、かつ、会員総会において弁明する機会を与えなければならない。

5 第五十九条第三項、第六項及び第七項の規定は、前項の場合について準用する。

(役員)の兼職禁止)

第五十五条 会員商品取引所の役員は、他の商品取引所の役員の地位を占めてはならない。

2 理事長又は理事は、その者が理事長又は理事となつていない会員商品取引所の監事と、監事は、その者が監事となつていない会員商品取引所の使用人又は理事長若しくは理事と兼ねてはならない。

(理事の自己契約等の禁止)

第五十六条 会員商品取引所が理事長又は理事と契約をするときは、監事が会員商品取引所を代表する。会員商品取引所と理事長又は理事との訴訟についても、また同様とする。

(定款等の備置き及び閲覧等)

第五十七条 会員商品取引所は、定款及び業務規程を会員商品取引所の各事務所に、会員名簿を主たる事務所に備え置かなければならない。

2 会員商品取引所は、会員総会の議事録を十年間主たる事務所に、その謄本を五年間従たる事務所に備え置かなければならない。

3 会員名簿には、各会員について次に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならぬ。

一 氏名又は商号若しくは名称及び住所

二 加入年月日

三 出資口数、出資金額及びその払込年月日

四 取引をする商品市場における上場商品又は上場商品指数

五 商品先物取引業者であるときは、許可年月日

4 会員及び会員商品取引所の債権者は、当該会員商品取引所の事業時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該会員商品取引所の定められた費用を支払わなければならない。

一 第一項又は第二項の書面の閲覧の請求

二 第一項又は第二項の書面の謄本又は抄本の交付の請求

三 第一項又は第二項の書面の作成に代えて電磁的記録の作成がされているときは、当該電磁的記録に記録された事項を主務省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求

(電磁的記録に記録された事項を表示する方法)

第六条 次に掲げる規定に規定する主務省令で定める方法は、次に掲げる規定の電磁的記録に記録された事項を紙面又は映像面に表示する方法とする。

一 法第五十七条第四項第三号(法第七十七条第二項及び第九十三条第三項において準用する場合を含む。)

二 法第六十八条の二第三項第三号

三 法第九十六条の十四第二項第二号

四 法第二百二十三条第二項第三号

五 法第二百二十五条第二項第三号

六 法第四百四十四条第二項第三号

七 法第四百四十四条の二第七項第三号

八 法第四百四十四条の三第二項第三号

四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて主務省令で定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求

5 会員商品取引所は、前項の規定による請求があつたときは、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

(会社法等の準用)

第五十八条 会社法第四百二十四条及び第四百三十条の規定は理事長、理事及び監事について、同法第七編第二章第二節(第八百四十七条第二項、第八百四十七条の二、第八百四十七条の三、第八百四十九条第一項、第三項第二号及び第三号並びに第六項から第十一項まで、第八百五十一条並びに第八百五十三条第一項第二号及び第三号を除く。)の規定は理事長、理事及び監事の責任を追及する訴えについて、同法第三百四十九条第四項及び第五項、第三百五十条、第三百五十四条並びに第三百六十一条第一項及び第四項の規定は理事長及び理事について、第五十三条の規定は監事について、それぞれ準用する。この場合において、同法第四百二十四条中「前条第一項」とあるのは「商品取引所法第五十三条第一項」と、同法第四百三十条中「役員等」とあるのは「理事長又は理事が」と、「他の役員等」とあるのは「監事も」と、同法第八百四十七条第一項及び第四項中「法務省令」とあるのは「主務省令」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

- 九 法第四百四十四条の四第五項第三号
- 十 法第四百四十四条の五第二項第三号
- 十一 法第四百四十四条の十二第三項第三号
- 十二 法第四百四十四条の十三第二項第三号
- 十三 法第四百四十四条の二十一第三項第三号

(電磁的記録に記録された情報を提供するための電磁的方法)

第七条 次に掲げる規定に規定する主務省令で定める電磁的方法は、第二条の三第一項各号に掲げるもののうち、商品取引所が定めるものとする。

- 一 法第五十七条第四項第四号(法第七十七条第二項及び第九十三条第三項において準用する場合を含む。)
- 二 法第六十八条の二第三項第四号
- 三 法第二百二十三条第二項第四号
- 四 法第二百二十五条第二項第四号
- 五 法第四百四十四条第二項第四号
- 六 法第四百四十四条の二第七項第四号
- 七 法第四百四十四条の三第二項第四号
- 八 法第四百四十四条の四第五項第四号
- 九 法第四百四十四条の五第二項第四号
- 十 法第四百四十四条の十二第三項第四号
- 十一 法第四百四十四条の十三第二項第四号
- 十二 法第四百四十四条の二十一第三項第四号

(会員総会の招集)

- 第五十九条 理事長は、定款で定めるところにより、毎事業年度一回通常会員総会を招集しなければならない。
- 2 理事長は、必要があると認めるときは、定款で定めるところにより、いつでも臨時会員総会を招集することができる。
- 3 会員が総会員の五分の一以上の者の同意をもつて、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を理事長に提出して、会員総会の招集を請求したときは、理事長は、その請求があつた日から二十日以内に、臨時会員総会を招集しなければならない。
- 4 前項の場合において、電磁的方法により議決権を行うことが定款で定められているときは、同項の規定による書面の提出に代えて、当該書面に記載すべき事項及び理由を当該電磁的方法により提出することができる。この場合において、当該書面に記載すべき事項及び理由を当該電磁的方法により提出した会員は、当該書面を提出したものとみなす。
- 5 前項前段の電磁的方法（主務省令で定める方法を除く。）により行われた当該書面に記載すべき事項及び理由の提供は、理事長の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該理事長に到達したものとみなす。
- 6 理事長の職務を行う者がいないとき、又は第三項の請求があつた場合において理事長が正当な理由がないのに招集の手続をしないときは、監事は、遅滞なく、会員総会を招集しなければならない。
- 7 前項の場合において、監事の職務を行う者がいないとき、又は監事が正当な理由がないのに同項の手続をしないときは、第三項の会員は、主務大臣の承認を得て、会員総会を招集することができる。
- 8 会員総会を招集するには、会日から十日前までに、各会員に対して、書面をもつて招集の通知を発しなければならない。ただし、第二項、第三項、第六項及び前項に規定する招集については、定款でこの期間を短縮することができる。
- 9 前項の通知には、会議の目的たる事項を記載し、又は記録しなければならない。
- 10 会員総会を招集する者は、第八項の規定による書面による通知の発出に代えて、政令で定めるところにより、会員の承諾を得て、電磁的方法により通知を発することができる。この場合において、当該通知を当該電磁的方法により発した会員総会を招集する者は、同項の規定による書面による通知を発したものとみなす。

(会員総会の招集の通知に係る電磁的方法)

- 第五条 会員総会を招集する者は、法第五十九条第十項の規定により電磁的方法による招集の通知を発しようとするときは、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、当該会員に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。
- 2 前項の規定による承諾を得た会員総会を招集する者は、当該会員から書面又は電磁的方法により電磁的方法による招集の通知を受けない旨の申出があつたときは、当該会員に対し、招集の通知を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該会員が再び同項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(法第五十九条第五項の主務省令で定める方法)

- 第八条 法第五十九条第五項の主務省令で定める方法は、第二条の第三項第二号に掲げる方法とする。

(承諾の手続において示すべき電磁的方法の種類及び内容)

- 第九条 令第五条第一項の規定により示すべき電磁的方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。
- 一 第二条の第三項イ又はロに掲げる方法のうち、送信者が使用するもの
- 二 ファイルへの記録の方式

(会員総会の決議事項)

第六十条 この法律に特別の定めがあるもののほか、次に掲げる事項は、会員総会の決議を経なければならない。

- 一 定款の変更
- 二 貸借対照表、損益計算書、業務報告書、剰余金処分案及び損失処理案の承認
- 三 経費の賦課及び徴収の方法
- 四 解散
- 五 合併
- 六 会員の除名
- 七 その他定款で定める事項

(会員総会の特別決議事項)

第六十一条 前条第一号及び第四号から第六号までに掲げる事項は、総会員の半数以上が出席し、その議決権の三分の二以上の多数による決議を経なければならない。

(会員総会の議事)

第六十二条 会員総会の議事は、この法律又は定款に特別の定めがある場合を除いて、出席した会員の議決権の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 2 議長は、会員総会において選任する。
- 3 議長は、会員として会員総会の決議に加わる権利を有しない。
- 4 会員総会においては、第五十九条第八項の規定によりあらかじめ通知した事項についてのみ決議することができる。ただし、定款で別段の定めをしたときは、この限りでない。
- 5 会員総会の議事録には、出席した監事も署名しなければならない。

(延期又は続行の決議)

第六十二条の二 会員総会においてその延期又は続行について決議があった場合には、第五十九条第八項本文の規定は、適用しない。

(議事録)

第六十二条の三 会員総会の議事については、主務省令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

(議事録)

第九条の二 法第六十二条の三の規定による会員総会の議事録の作成については、この条の定めるところによる。

- 2 会員総会の議事録は、書面又は電磁的記録をもって作成しなければならない。
- 3 会員総会の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。
 - 一 会員総会が開催された日時及び場所（当該場所に存しない理事長、理事、監事又は会員が会員総会に出席をした場合における当

(会社法の準用)

第六十三条 会社法第八百三十条、第八百三十一条、第八百三十四条(第十六号及び第十七号に係る部分に限る。)、第八百三十五条第一項、第八百三十六条第一項及び第三項、第八百三十七条、第八百三十八条、第八百四十六条並びに第九百三十七条第一項(第一号トに係る部分に限る。)の規定は、会員総会の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴えについて準用する。この場合において、同項中「会社の本店(第一号トに規定する場合であつて当該決議によつて第九百三十条第二項各号に掲げる事項についての登記がされているときにあつては、本店及び当該登記に係る支店)」とあるのは、「会員商品取引所の主たる事務所(第一号トに規定する場合であつて当該決議によつて商品取引所法第二十四条第二項各号に掲げる事項についての登記がされているときにあつては、主たる事務所及び当該登記に係る従たる事務所)」と読み替へるものとする。

第四款 計算

(損失てん補準備金)

第六十四条 会員商品取引所は、定款で定めるところにより、毎事業年度の剰余金の百分の十以上を損失てん補準備金として積み立てなければならない。

2 前項の準備金は、損失のてん補に充てる場合を除いては、取り崩してはならない。

(剰余金の配当禁止)

第六十五条 会員商品取引所は、剰余金の分配をしてはならない。

(決算関係書類等の作成)

第六十六条 会員商品取引所は、主務省令で定めるところにより、財産目録、貸借対照表、損益計算書、業務報告書及び剰余金処分案又は損

該出席の方法を含む。)

- 二 会員総会の議事の経過の要領及びその結果
- 三 法第四十八条第三項による監事の意見の概要
- 四 会員総会に出席した理事長、理事又は監事の氏名
- 五 議長の名
- 六 議事録の作成に係る職務を行つた理事長又は理事の氏名

(会計慣行のしん酌)

第十条 次条から第二十六条までの規定の用語の解釈及び規定の適用に關しては、一般に公正妥當と認められる企業会計の基準その他の企業会計の慣行をしん酌しなければならない。

(決算関係書類等の記載事項等)

第十条の二 法第六十六条第一項の決算関係書類等については、次条から第二十条までに定めるところによる。

失処理案（以下「決算関係書類等」という。）を作成しなければならない。

2 決算関係書類等は、電磁的記録をもって作成することができる。

（貸借対照表の原則）

第十一条 貸借対照表は、会員商品取引所の財産状態を明らかにするため、事業年度の終わりにおけるすべての資産、負債及び純資産を記載し、又は記録し、会員その他の利害関係者にこれを正しく表示するものでなければならない。

（貸借対照表の様式）

第十二条 貸借対照表の様式は、勘定式によるものとする。

（貸借対照表の区分）

第十三条 貸借対照表は、次に掲げる部に区分して表示しなければならない。ただし、必要がある場合には、純資産の部の名称として、出資の部の名称を用いることができる。

- 一 資産
- 二 負債
- 三 純資産

2 資産の部又は負債の部の各項目は、当該項目に係る資産又は負債を示す適当な名称を付さなければならない。

（資産の部の区分）

第十四条 資産の部は、次に掲げる項目に区分しなければならない。この場合において、各項目（第二号に掲げる項目を除く。）は、適当な項目に細分しなければならない。

- 一 流動資産
- 二 固定資産
- 三 繰延資産

2 固定資産に係る項目は、次に掲げる項目に区分しなければならない。この場合において、各項目は、適当な項目に細分しなければならない。

- 一 有形固定資産
- 二 無形固定資産
- 三 投資その他の資産

3 次の各号に掲げる資産は、当該各号に定めるものに属するものとする。

- 一 次に掲げる資産 流動資産
 - イ 現金及び預金（一年内に期限の到来しない預金を除く。）
 - ロ 受取手形（通常の取引（会員商品取引所の事業目的のための営業活動において、経常的に又は短期間に循環して発生する取

引をいう。以下この条から第十六条の八までにおいて同じ。）に基づいて発生した有形債権（破産更生債権等（破産債権、再生債権、更生債権その他これらに準ずる債権をいう。以下この号において同じ。）で一年内に弁済を受けることができないことが明らかかなものを除く。）をいう。）

ハ 売掛金（通常の取引に基づいて発生した事業上の未収金（当該未収金に係る債権が破産更生債権等で一年内に弁済を受けることができないことが明らかかなものである場合における当該未収金を除く。）をいう。）

ニ 所有権移転ファイナンス・リース取引におけるリース債権（破産更生債権等で一年内に回収されないことが明らかかなものを除く。）のうち、通常の取引に基づいて発生したものと及び通常の取引以外の取引に基づいて発生したもので一年内に期限が到来するもの

ホ 所有権移転外ファイナンス・リース取引におけるリース投資資産（破産更生債権等で一年内に回収されないことが明らかかなものを除く。）のうち、通常の取引に基づいて発生したものと及び通常の取引以外の取引に基づいて発生したもので一年内に期限が到来するもの

ヘ 売買目的有価証券及び一年内に満期の到来する有価証券
ト 商品（販売の目的をもって所有する土地、建物その他の不動産を含む。）

チ 製品、副産物及び作業くず

リ 半製品（自製部分品を含む。）

ヌ 原料及び材料（購入部分品を含む。）

ル 仕掛品及び半成品

ヲ 消耗品、消耗工具、器具及び備品その他の貯蔵品であって、相当な価額以上のもの

ワ 前渡金（商品及び原材料（これらに準ずるものを含む。）の購入のための前渡金（当該前渡金に係る債権が破産更生債権等で一年内に弁済を受けることができないことが明らかかなものである場合における当該前渡金を除く。）をいう。）

カ 前払費用であって、一年内に費用となるべきもの

ヨ 未収収益

タ 次に掲げる繰延税金資産

(1) 流動資産に属する資産又は流動負債に属する負債に関連する繰延税金資産

(2) 特定の資産又は負債に関連しない繰延税金資産であって、一年内に取り崩されると認められるもの

レ その他の資産であって、一年内に現金化することができるものと認められるもの

二 次に掲げる資産（ただし、イからチまでに掲げる資産について

は、事業の用に供するものに限る。） 有形固定資産

イ 建物及び暖房、照明、通風等の付属設備

ロ 構築物（ドック、橋、岸壁、さん橋、軌道、貯水池、坑道、煙突その他土地に定着する土木設備又は工作物をいう。）

ハ 機械及び装置並びにホイスト、コンベヤー、起重機等の搬送設備その他の付属設備

ニ 船舶及び水上運搬具

ホ 鉄道車両、自動車その他の陸上運搬具

ヘ 工具、器具及び備品（耐用年数が一年以上のものに限る。）

ト 土地

チ リース資産（当該会社がファイナンス・リース取引におけるリース物件の借主である場合における当該リース物件をいう。以下同じ。）であつて、イからトまで及びヌに掲げる物件に該当するもの

リ 建設仮勘定（イからトまでに掲げる資産で事業の用に供するものを建設した場合における支出及び当該建設の目的のために充当した材料をいう。）

ヌ その他の有形資産であつて、有形固定資産に属する資産とすべきもの

三 次に掲げる資産 無形固定資産

イ 特許権

ロ 借地権（地上権を含む。）

ハ 商標権

ニ 実用新案権

ホ 意匠権

ヘ 鉱業権

ト 漁業権（入漁権を含む。）

チ ソフトウェア

リ のれん

ヌ リース資産であつて、イからチまで及びルに掲げる物件に該当するもの

ル その他の無形資産であつて、無形固定資産に属する資産とすべきもの

四 次に掲げる資産 投資その他の資産

イ 関係会社（会社計算規則（平成十八年法務省令第十三号）第二条第三項第二十二号の関係会社をいう。第十六条の六において同じ。）の株式（売買目的有価証券に該当する株式を除く。以下同じ。）その他流動資産に属しない有価証券

ロ 出資金

ハ 長期貸付金

ニ 次に掲げる繰延税金資産

(1) 有形固定資産、無形固定資産若しくは投資その他の資産に

属する資産又は固定負債に属する負債に関連する繰延税金資産

(2) 特定の資産又は負債に関連しない繰延税金資産であって、

一年内に取り崩されると認められないもの

ホ 所有権移転ファイナンス・リース取引におけるリース債権のうち第一号ニに掲げるもの以外のもの

ヘ 所有権移転外ファイナンス・リース取引におけるリース投資資産のうち第一号ホに掲げるもの以外のもの

ト その他の資産であって、投資その他の資産に属する資産とすべきもの

チ その他の資産であって、流動資産、有形固定資産、無形固定資産又は繰延資産に属しないもの

五 繰延資産として計上することが適当であると認められるもの繰延資産

4 前項に規定する「一年内」とは、次の各号に掲げる貸借対照表の区分に応じ、当該各号に定める日から起算して一年以内の日をいう（以下この条から第十六条の八までにおいて同じ。）。

一 成立の日における貸借対照表 会員商品取引所の成立の日

二 事業年度に係る貸借対照表 事業年度の末日（事業年度の末日以外の日において評価すべき場合にあつては、その日。以下同じ。）の翌日

（負債の部の区分）

第十五条 負債の部は、次に掲げる項目に区分しなければならない。この場合において、各項目は、適当な項目に細分しなければならない。

一 流動負債

二 固定負債

2 次の各号に掲げる負債は、当該各号に定めるものに属するものとする。

一 次に掲げる負債 流動負債

イ 支払手形（通常の取引に基づいて発生した手形債務をいう。）

ロ 買掛金（通常の取引に基づいて発生した事業上の未払金をいう。）

ハ 前受金（受注工事、受注品等に対する前受金をいう。）

ニ 引当金（資産に係る引当金及び一年内に使用されないと認められるものを除く。）

ホ 通常の取引に関連して発生する未払金又は預り金で一般の取引慣行として発生後短期間に支払われるもの

ヘ 未払費用

ト 前受収益

チ 次に掲げる繰延税金負債

(1) 流動資産に属する資産又は流動負債に属する負債に関連す

る繰延税金負債

(2) 特定の資産又は負債に関連しない繰延税金負債であって、一年内に取り崩されると認められるもの

リ ファイナンス・リース取引におけるリース債務のうち、一年内に期限が到来するもの

ヌ 資産除去債務のうち、一年内に履行されると認められるもの

ル その他の負債であって、一年内に支払われ、又は返済されると認められるもの

二 次に掲げる負債 固定負債

イ 社債

ロ 長期借入金

ハ 引当金(資産に係る引当金及び前号二に掲げる引当金を除く。)

ニ 次に掲げる繰延税金負債

(1) 有形固定資産、無形固定資産若しくは投資その他の資産に属する資産又は固定負債に属する負債に関連する繰延税金負債

(2) 特定の資産又は負債に関連しない繰延税金負債であって、一年内に取り崩されると認められないもの

ホ のれん

ヘ ファイナンス・リース取引におけるリース債務のうち、前号リに掲げるもの以外のもの

ト 資産除去債務のうち、前号ヌに掲げるもの以外のもの

チ その他の負債であって、流動負債に属しないもの

(純資産の部の区分)

第十六条 純資産の部は、次に掲げる項目に区分しなければならない。

ただし、必要がある場合には、会員資本の名称として、会員出資の名称を用いることができる。

一 会員資本

二 評価・換算差額等

2 会員資本に係る項目は、次に掲げる項目に区分しなければならない。この場合において、各項目は、適当な項目に細分することができる。

一 出資金

二 加入金

三 資本剰余金

四 法定準備金

五 利益剰余金

3 評価・換算差額等に係る項目は、次に掲げる項目その他適当な名称を付した項目に細分しなければならない。

一 その他有価証券評価差額金

二 繰延ヘッジ損益

三 土地再評価差額金

(貸倒引当金等の表示)

第十六条の二 各資産に係る引当金は、次項の規定による場合のほか、当該各資産の項目に対する控除項目として、貸倒引当金その他当該引当金の設定目的を示す名称を付した項目をもって表示しなければならない。ただし、流動資産、有形固定資産、無形固定資産、投資その他の資産又は繰延資産の区分に応じ、これらの資産に対する控除項目として一括して表示することを妨げない。

2 各資産に係る引当金は、当該各資産の金額から直接控除し、その控除残高を当該各資産の金額として表示することができる。

(有形固定資産に対する減価償却累計額の表示)

第十六条の三 各有形固定資産に対する減価償却累計額は、次項の規定による場合のほか、当該各有形固定資産の項目に対する控除項目として、減価償却累計額の項目をもって表示しなければならない。ただし、これらの有形固定資産に対する控除項目として一括して表示することを妨げない。

2 各有形固定資産に対する減価償却累計額は、当該各有形固定資産の金額から直接控除し、その控除残高を当該各有形固定資産の金額として表示することができる。

(有形固定資産に対する減損損失累計額の表示)

第十六条の四 各有形固定資産に対する減損損失累計額は、次項及び第三項の規定による場合のほか、当該各有形固定資産の金額(前条第二項の規定により有形固定資産に対する減価償却累計額を当該有形固定資産の金額から直接控除しているときは、その控除後の金額)から直接控除し、その控除残高を当該各有形固定資産の金額として表示しなければならない。

2 減価償却を行う各有形固定資産に対する減損損失累計額は、当該各有形固定資産の項目に対する控除項目として、減損損失累計額の項目をもって表示することができる。ただし、これらの有形固定資産に対する控除項目として一括して表示することを妨げない。

3 前条第一項及び前項の規定により減価償却累計額及び減損損失累計額を控除項目として表示する場合には、減損損失累計額を減価償却累計額に合算して、減価償却累計額の項目をもって表示することができる。

(無形固定資産の表示)

第十六条の五 各無形固定資産に対する減価償却累計額及び減損損失累計額は、当該各無形固定資産の金額から直接控除し、その控除残高を当該各無形固定資産の金額として表示しなければならない。

(関係会社株式等の表示)
第十六条の六 関係会社の株式又は出資金は、関係会社株式又は関係会社出資金の項目をもって別に表示しなければならない。

(繰延税金資産等の表示)

第十六条の七 流動資産に属する繰延税金資産の金額及び流動負債に属する繰延税金負債の金額については、その差額のみを繰延税金資産又は繰延税金負債として流動資産又は流動負債に表示しなければならない。

2 固定資産に属する繰延税金資産の金額及び固定負債に属する繰延税金負債の金額については、その差額のみを繰延税金資産又は繰延税金負債として固定資産又は固定負債に表示しなければならない。

(繰延資産の表示)

第十六条の八 各繰延資産に対する償却累計額は、当該各繰延資産の金額から直接控除し、その控除残高を各繰延資産の金額として表示しなければならない。

(損益計算書の原則)

第十七条 損益計算書は、会員商品取引所の収支状況を明らかにするため、一会計期間に属するすべての収入とすべての支出とを記載し、又は記録し、会員その他の利害関係者にこれを正しく表示するものでなければならない。

第十八条 削除

(損益計算書の区分等)

第十九条 損益計算書には収入の部及び支出の部を設け、収入にあつてはその性質、支出にあつてはその目的に従つて、適当な名称を付した科目に細分しなければならない。

2 前項の支出の部には、当期剰余金又は当期損失金を記載し、又は記録しなければならない。

(業務報告書)

第二十条 業務報告書には、次に掲げる事項その他の会員商品取引所の業務に関する重要な事項を記載し、又は記録しなければならない。

- 一 業務の概要
- 二 取引及び市況の概要
- 三 会議の概要
- 四 会員に関する事項

(会計帳簿の作成)

第二十一条 会員商品取引所は、次項及び次条から第二十六条までに規定するところにより、適時に、正確な会計帳簿を作成しなければならない。

2 会計帳簿は、書面又は電磁的記録をもって作成しなければならない。

(資産の評価)

第二十二条 資産については、この省令又は法以外の法令に別段の定めがある場合を除き、会計帳簿にその取得価額を付さなければならない。

2 償却すべき資産については、事業年度の末日において、相当の償却をしなければならない。

3 次の各号に掲げる資産については、事業年度の末日において当該各号に定める価格を付すべき場合には、当該各号に定める価格を付さなければならない。

一 事業年度の末日における時価がその時の取得原価より著しく低い資産(当該資産の時価がその時の取得原価まで回復すると認められるものを除く。) 事業年度の末日における時価

二 事業年度の末日において予測することができない減損が生じた資産又は減損損失を認識すべき資産 その時の取得原価から相当の減額をした額

4 取立不能のおそれのある債権については、事業年度の末日においてその時に取り立てることができないと見込まれる額を控除しなければならない。

5 債権については、その取得価額が債権金額と異なる場合その他相当の理由がある場合には、適正な価格を付することができる。

6 次に掲げる資産については、事業年度の末日においてその時の時価又は適正な価格を付することができる。

一 事業年度の末日における時価がその時の取得原価より低い資産

二 市場価格のある資産(子会社(財務諸表等規則第八条第三項に規定する子会社をいう。)及び関連会社(同条第五項に規定する関連会社をいう。以下同じ。))の株式並びに満期保有目的の債券を除く。

三 前二号に掲げる資産のほか、事業年度の末日においてその時の時価又は適正な価格を付することが適当な資産

(負債の評価)

第二十三条 負債については、この省令又は法以外の法令に別段の定めがある場合を除き、会計帳簿に債務額を付さなければならない。

2 次に掲げる負債については、事業年度の末日においてその時の時価又は適正な価格を付することができる。

一 次に掲げるもののほか将来の費用又は損失(収益の控除を含む)。

- 以下この号において同じ。）の発生に備えて、その合理的な見積額のうち当該事業年度の負担に属する金額を費用又は損失として繰り入れることにより計上すべき引当金（会員に対して役務を提供する場合において計上すべき引当金を含む。）
- イ 退職給付引当金（使用人が退職した後に当該使用人に退職一時金、退職年金その他これらに類する財産の支給をする場合における事業年度の末日において繰り入れるべき引当金をいう。）
 - ロ 返品調整引当金（常時、販売するたな卸資産につき、当該販売の際の価額による買戻しに係る特約を結んでいる場合における事業年度の末日において繰り入れるべき引当金をいう。）
 - 二 払込みを受けた金額が債務額と異なる社債
 - 三 前二号に掲げる負債のほか、事業年度の末日においてその時の時価又は適正な価格を付すことが適当な負債

（出資金の額）

第二十四条 会員商品取引所の出資金の額は、第六十条の五及び第六十条の六並びに第六十条の八から第六十条の十一までの規定に定めるところのほか、次の各号に掲げる場合に限り、当該各号に定める額の範囲内で会員商品取引所が出資金の額に計上するものと定めた額が増加するものとする。

- 一 会員が出資の履行をした場合（履行をした出資に係る次号の債権が資産として計上されていた場合を除く。）イ及びロに掲げる額の合計額からハに掲げる額の合計額を減じて得た額（零未満である場合にあつては、零）
 - イ 当該会員が履行した出資により会員商品取引所に対し払込み又は給付がされた財産（当該財産がロに規定する財産に該当する場合における当該財産を除く。）の価額
 - ロ 当該会員が履行した出資により会員商品取引所に対し払込み又は給付がされた財産（当該財産の会員商品取引所における帳簿価額（当該帳簿価額が適正でない場合にあつては、適正な価額をいう。以下同じ。）として、当該財産の払込み又は給付をした者における当該払込み又は給付の直前の帳簿価額を付すべき場合における当該財産に限る。）の払込み又は給付をした者における当該払込み又は給付の直前の帳簿価額の合計額
 - ハ 当該出資の履行の受領に係る費用の額のうち、会員商品取引所が出資金又は資本剰余金から減ずるべき額と定めた額
 - 二 会員商品取引所が会員に対して出資の履行をすべきことを請求する権利に係る債権を資産として計上することと定めた場合 当該債権の価額
 - 三 会員商品取引所が資本剰余金の額の全部又は一部を出資金の額とするものと定めた場合 当該資本剰余金の額
- 2 会員商品取引所の出資金の額は、次の各号に掲げる場合に限り、当

該各号に定める額が減少するものとする。

一 会員商品取引所が脱退する会員に対して持分の払戻しをする場合
当該脱退する会員の出資につき出資金の額に計上されていた額

二 会員商品取引所が会員に対して出資の払戻しをする場合
当該出資の払戻しにより払戻しをする出資の価額の範囲内で、出資金の額から減ずるべき額と定めた額（当該会員の出資につき出資金の額に計上されていた額以下の額に限る。）

三 会員商品取引所が資産として計上している前項第二号の債権を資産として計上しないことと定めた場合
当該債権につき出資金に計上されていた額

四 会員商品取引所が出資金の額の全部又は一部を資本剰余金の額とするものと定めた場合
当該資本剰余金の額とするものと定めた額に相当する額

五 損失のてん補に充てる場合
会員商品取引所が出資金の額の範囲内で損失のてん補に充てるものとして定めた額

（資本剰余金の額）

第二十五条 会員商品取引所の資本剰余金の額は、第六十条の五及び第六十条の六並びに第六十条の八から第六十条の十一までの規定に定めるところのほか、次の各号に掲げる場合に限り、当該各号に定める額が増加するものとする。

一 会員が出資の履行をした場合（履行をした出資に係る次号の債権が資産として計上されていた場合を除く。）
イに掲げる額からロに掲げる額を減じて得た額

イ 前条第一項第一号イ及びロに掲げる額の合計額からハに掲げる額を減じて得た額

ロ 当該出資の履行に際して出資金の額に計上した額

二 会員商品取引所が会員に対して出資の履行をすべきことを請求する権利に係る債権を資産として計上することと定めた場合
イに掲げる額からロに掲げる額を減じて得た額

イ 前条第一項第二号に定める額

ロ 当該決定に際して出資金の額に計上した額

三 会員商品取引所が出資金の額の全部又は一部を資本剰余金の額とするものと定めた場合
当該資本剰余金の額とするものと定めた額

四 損失のてん補に充てる場合
会員商品取引所が出資金の額の範囲内で損失のてん補に充てるものとして定めた額

五 その他資本剰余金の額を増加させることが適切な場合
適切な額

2 会員商品取引所の資本剰余金の額は、次の各号に掲げる場合に限り、当該各号に定める額が減少するものとする。

一 会員商品取引所が脱退する会員に対して持分の払戻しをする場合 当該脱退する会員の出資につき資本剰余金の額に計上されていた額

二 会員商品取引所が会員に対して出資の払戻しをする場合 当該出資の払戻しにより払戻しをする出資の価額から当該出資の払戻しをする場合において前条第二項の規定により出資金の額を減少する額を減じて得た額

三 会員商品取引所が資産として計上している前項第二号の債権を資産として計上しないことと定めた場合 当該債権につき資本剰余金に計上されていた額

四 会員商品取引所が資本剰余金の全部又は一部を出資金の額とするものと定めた場合 当該出資金の額とするものと定めた額に相当する額

五 その他資本剰余金の額を減少させることが適切な場合 適切な額

(利益剰余金の額)

第二十六条 会員商品取引所の利益剰余金の額は、第六十条の五及び第六十条の六並びに第六十条の八から第六十条の十一までの規定に定めるところのほか、次の各号に掲げる場合に限り、当該各号に定める額が増加するものとする。

一 当期剰余金額が生じた場合 当該当期剰余金額

二 会員商品取引所が脱退する会員に対して持分の払戻しをする場合 イに掲げる額からロに掲げる額を減じて得た額（零未満である場合には、零）

イ 当該持分の払戻しを受けた会員の出資につき出資金及び資本剰余金の額に計上されていた額の合計額

ロ 当該持分の払戻しにより払い戻した財産の帳簿価額

三 その他利益剰余金の額を増加させることが適切な場合 適切な額

2 会員商品取引所の利益剰余金の額は、次の各号に掲げる場合に限り、当該各号に定める額が減少するものとする。ただし、出資の払戻しにより払い戻した財産の帳簿価額に相当する額は、利益剰余金の額からは控除しないものとする。

一 当期損失金額が生じた場合 当該当期損失金額

二 会員商品取引所が脱退する会員に対して持分の払戻しをする場合 イに掲げる額からロに掲げる額を減じて得た額（零未満である場合には、零）

イ 当該持分の払戻しにより払い戻した財産の帳簿価額

ロ 当該持分の払戻しを受けた会員の出資につき出資金及び資本剰余金の額に計上されていた額の合計額

三 会員が出資の履行をする場合（第二十四条第一項第一号イ及び

(決算関係書類等の提出等)

第六十七条 理事長は、通常会員総会の会日の二週間前までに、決算関係書類等(これらのものが電磁的記録で作成され、又はその作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。)を監事に提出し、又は提供しなければならない。

(決算関係書類等の承認及び報告)

第六十八条 決算関係書類等(財産目録及び業務報告書を除く。)は、通常会員総会の承認を受けなければならない。

2 理事長は、業務報告書の内容を通常会員総会に報告しなければならない。

(決算関係書類等の備置き及び閲覧等)

第六十八条の二 会員商品取引所は、決算関係書類等を、通常会員総会の会日の二週間前の日から五年間、その主たる事務所に備え置かなければならない。

2 会員商品取引所は、決算関係書類等の写しを、通常会員総会の会日の二週間前の日から三年間、その従たる事務所に備え置かなければならない。ただし、決算関係書類等が電磁的記録で作成されている場合であつて、従たる事務所における次項第三号及び第四号に掲げる請求に応じることが可能とするための措置として主務省令で定めるものをつつているときは、この限りでない。

3 会員及び会員商品取引所の債権者は、会員商品取引所に対して、その事業時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該会員商品取引所の定めた費用を支払わなければならない。

一 決算関係書類等が書面をもつて作成されているときは、当該書面又は当該書面の写しの閲覧の請求

二 前号の書面の謄本又は抄本の交付の請求

三 決算関係書類等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を主務省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求

四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて主務省令で定めるものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

(貸借対照表の公告)

第六十八条の三 会員商品取引所は、主務省令で定めるところにより、

口に掲げる額の合計額が零未満である場合に限り。) 当該合計額
四 その他利益剰余金の額を減少させることが適切な場合 適切な額

(電磁的記録の備置きに関する特則)

第二十六条の二 法第六十八条の二第二項に規定する主務省令で定めるものは、会員商品取引所の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電子計算機に備えられたファイルに記録された情報を電気通信回線を通じて会員商品取引所の主たる事務所又は従たる事務所において使用される電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法とする。

(貸借対照表の公告)

第二十六条の三 会員商品取引所が法第六十八条の三の規定による公告

通常会員総会の終結後遅滞なく、貸借対照表を公告しなければならない。

第五款 解散及び清算

(会員商品取引所の解散)

- 第六十九条 会員商品取引所は、次に掲げる事由によつて解散する。
- 一 定款で定めた存続期間の満了又は解散事由の発生
 - 二 会員総会の決議
 - 三 合併（合併により当該会員商品取引所が消滅する場合の当該合併に限る。第七十一条及び第七十二条において同じ。）
 - 四 破産手続開始の決定
 - 五 設立の許可の取消し
 - 六 会員の数がすべての商品市場について十人以下となつたこと。

(一部の商品市場の閉鎖)

第七十条 会員商品取引所は、その開設する商品市場において取引をする会員の数が十人以下となつたときは、前条第六号に掲げる事由により解散する場合を除くほか、当該商品市場における取引を停止し、第百五十五条第一項の規定による定款の変更の認可の申請をしなければならない。

(清算人)

第七十一条 会員商品取引所が解散したときは、合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除いては、理事長及び理事がその清算人となる。ただし、会員総会において他人を選任したときは、この限りでない。

(残余財産の分配)

第七十一条の二 残余財産は、会員の出資口数に応じて分配しなければならない。

(解散の登記)

第七十二条 会員商品取引所が解散したときは、合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除くほか、二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、解散の登記をしなければならない。

(清算終了の登記)

第七十三条 清算が終了したときは、第七十七条第一項において準用する会社法第五百七条第三項の承認の日から、その主たる事務所の所在地においては二週間以内に、その従たる事務所の所在地においては三週間以内に、清算終了の登記をしなければならない。

をする場合には、当期純剰余又は純損失の額を当該公告において明らかにしなければならない。

(解散の登記の申請)

第七十四条 会員商品取引所の解散の登記の申請書には、解散の事由を証する書面及び理事長又は会員商品取引所を代表すべき理事が清算人でない場合においては、会員商品取引所を代表すべき清算人であることを証する書面を添付しなければならない。

2 会員商品取引所が主務大臣の設立の許可の取消しの処分により解散する場合における解散の登記は、主務大臣の嘱託によつてする。

(清算終了の登記の申請)

第七十五条 第七十三条の規定による登記の申請書には、第七十七条第一項において準用する会社法第五百七条第三項の承認があつたことを証する書面を添付しなければならない。

(会員商品取引所の合併の認可等)

第七十六条 会員商品取引所を全部又は一部の当事者とする合併(第四百五十五条第一項の合併を除く。)は、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 会員商品取引所が次に掲げる事由により解散したときは、その代表者であつた者は、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

一 定款で定めた存続期間の満了又は解散事由の発生

二 会員総会の決議

三 破産手続開始の決定

四 会員の数がすべての商品市場について十人以下となつたこと。

(会社法等の準用等)

第七十七条 会社法第四百七十五条(第一号及び第三号を除く。)、第四百七十六条、第四百七十八条第二項及び第四項、第四百七十九条第一項及び第四項、第四百八十一条、第四百八十二条第二項、第四百八十三条第四項から第六項まで、第四百八十四条、第四百八十五条、第四百九十二条第一項から第三項まで、第四百九十九条から第五百三条まで、第五百七条、第八百六十八条第一項、第八百六十九条、第八百七十条第一項(第一号に係る部分に限る。)、第八百七十一条、第八百七十二條(第四号に係る部分に限る。)、第八百七十四条(第一号及び第四号に係る部分に限る。)、第八百七十五条並びに第八百七十六条の規定は、会員商品取引所の清算について準用する。この場合において、同法第四百九十二条第一項及び第五百七条第一項中「法務省令」とあるのは「主務省令」と、同法第四百九十九条第一項中「官報に公告し」

(会員商品取引所の合併に係る認可申請)

第二十七条 会員商品取引所は、法第七十六条第一項の規定による合併の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して主務大臣に提出するものとする。

一 合併の理由を記載した書面

二 会員総会の議事録

三 直前事業年度の決算関係書類等

(財産目録)

第二十七条の二 法第七十七条第一項において準用する会社法第四百九十二条第一項の規定により作成すべき財産目録については、この条の定めるところによる。

2 前項の財産目録に計上すべき財産については、その処分価格を付すことが困難な場合を除き、法第七十七条第一項において準用する会社法第四百七十五条(第一号及び第三号を除く。)に掲げる場合に該当することとなつた日における処分価格を付さなければならない。この場合において、法第七十七条第一項において準用する会社法第四百七十五条(第一号及び第三号に係る部分を除く。)の規定により清算をする会員商品取引所の会計帳簿については、財産目録に付された価格を取得価額とみなす。

3 第一項の財産目録は、次に掲げる部に区分して表示しなければならない

とあるのは「公告し」と読み替えるものとする。

- 2 第四十八条第二項及び第三項、第五十条の二、第五十三条、第五十五条から第五十七条まで、第五十九条、第六十二条の三並びに第六十六条から第六十八条の三まで並びに会社法第三百六十一条第一項及び第四項、第四百二十四条、第四百三十条、第五百九十九条並びに第六百条の規定は会員商品取引所の清算人について、同法第七編第二章第二節（第八百四十七条第二項、第八百四十七条の二、第八百四十七条の三、第八百四十九条第二項、第三項第二号及び第三号並びに第六項から第十一項まで、第八百五十一条並びに第八百五十三条第一項第二号及び第三号を除く。）の規定は会員商品取引所の清算人の責任を追究する訴えについて、それぞれ準用する。この場合において、第六十六条第一項中「財産目録、貸借対照表、損益計算書、業務報告書及び剰余金処分案又は損失処理案」とあるのは「財産目録、貸借対照表及び事務報告書」と、同法第四百二十四条中「前条第一項」とあるのは「商品取引所法第五十三条第一項」と、同法第八百四十七条第一項及び第四項中「法務省令」とあるのは「主務省令」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。
- 3 会員商品取引所の清算を監督する裁判所は、主務大臣に対し、意見を求め、又は調査を囑託することができる。
- 4 主務大臣は、前項に規定する裁判所に対し、意見を述べることができる。

（会員商品取引所の清算人について準用する法及び会社法の規定の読替え）

第六条 法第七十七条第二項の規定により会員商品取引所の清算人について法第五十五条第一項の規定を準用する場合には、同項中「役員」とあるのは、「役員又は清算人の」と読み替えるものとする。

2 法第七十七条第二項の規定により会員商品取引所の清算人について会社法（平成十七年法律第八十六号）第四百三十条の規定を準用する場合には、同条中「他の役員等」とあるのは、「監事」と読み替えるものとする。

ない。この場合において、第一号及び第二号に掲げる部は、その内容を示す適当な名称を付した項目に細分することができる。

- 一 資産
- 二 負債
- 三 正味資産

（清算開始時の貸借対照表）

第二十七条の三 法第七十七条第一項において準用する会社法第四百九十二条第一項の規定により作成すべき貸借対照表については、この条の定めるところによる。

- 2 前項の貸借対照表は、財産目録に基づき作成しなければならない。
- 3 第一項の貸借対照表は、次に掲げる部に区分して表示しなければならない。この場合において、第一号及び第二号に掲げる部は、その内容を示す適当な名称を付した項目に細分することができる。
- 一 資産
- 二 負債
- 三 純資産
- 4 処分価格を付すことが困難な資産がある場合には、第一項の貸借対照表には、当該資産に係る財産評価の方針を注記しなければならない。

5 商業登記法第七十一条第一項の規定は、会員商品取引所の解散の登記について準用する。

第三節 株式会社商品取引所

第一款 総則

(株式会社商品取引所の許可)

第七十八条 株式会社商品取引所になろうとする者は、主務大臣の許可を受けなければならない。

(許可の申請)

第七十九条 前条の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を主務大臣に提出しなければならない。

- 一 商号
 - 二 資本金の額
 - 三 本店、支店その他の営業所の所在地
 - 四 上場商品又は上場商品指数
 - 五 役員の名又は名称及び住所
 - 六 取引参加者の氏名又は商号若しくは名称及び取引参加者が取引をする商品市場における上場商品又は上場商品指数並びに取引参加者が一年以上継続して上場商品構成物品等の売買等を業として行っている場合にあつてはその旨
- 2 前項の申請書には、定款、業務規程、受託契約準則、紛争処理規程、市場取引監視委員会規程その他主務省令で定める書類を添付しなければならない。

(許可の申請書の添付書類)

第二十八条 法第七十九条第二項の主務省令で定める書類は、次に掲げるもの(官公署が証明する書類の場合には、許可の申請の日前三月以内に作成されたものに限る。)とする。

- 一 登記事項証明書
- 二 法第十五条第二項第一号ハからホまで又はリのいずれにも該当しないことを誓約する書面
- 三 次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に定める書面
 - イ 役員が外国人である場合 当該役員の住民票の写し等、履歴書及びその者が法第十五条第二項第一号イからルまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面
 - ロ 役員が法人である場合 当該役員の登記事項証明書、沿革を記載した書面及び法第十五条第二項第一号ヲに該当しないことを誓約する書面
 - ハ 役員が外国人又は法人でない場合 当該役員の住民票の写し等、履歴書、その者が法第十五条第二項第一号イ及びロに該当しない旨の官公署の証明書並びにその者が同号ハからルまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面
- 四 取引参加者の氏名又は商号若しくは名称及び主たる事務所又は本店の所在地を記載した書面、その者が法第十五条第二項第一号

イからフまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面並びに申請に係る株式会社商品取引所が開設しようとする一以上の商品市場において法第百五条第一号に掲げる方法により決済を行う場合には許可の申請の日前三十日以内に様式第一号により作成したその者の純資産額に関する調書

五 当該商品市場において取引をしようとする取引参加者の過半数の者が、次に掲げる商品市場の区分に応じ、それぞれ次に定める者に該当することを誓約する書面

イ 上場商品に係る商品市場 一年以上継続して当該商品市場における上場商品構成物品の売買等を業として行っている者

ロ 上場商品指数に係る商品市場 一年以上継続して当該商品市場における上場商品指数対象物品（法第十条第二項第二号に規定する上場商品指数対象物品をいう。）の売買等を業として行っている者

六 創立総会を開催した場合には、創立総会の議事録

七 商品取引所の業務に関する知識及び経験を有する従業員の確保の状況並びに当該従業員の配置の状況を記載した書類

八 開設しようとする商品市場における開設後一年間の先物取引の取引量の見込みを記載した書面

九 上場商品に係る商品市場を開設しようとする場合にあっては、上場商品構成物品を一の商品市場で取引をすることが適当である旨を明らかにすることができる書面

十二 以上の商品指数を一の上場商品指数として商品市場を開設しようとする場合にあっては、当該二以上の商品指数の対象となる物品の大部分が共通していることを明らかにすることができる書面

十一 商品市場を開設する業務において電子情報処理組織を使用する場合には、当該電子情報処理組織の概要、設置場所、容量及び保守の方法並びに当該電子情報処理組織に異常が発生した場合の対処方法を記載した書類

十二 その他法第八十条第一項に掲げる基準に適合しているかどうかについての認定の参考となるべき事項を記載した書面

2 株式会社商品取引所以外の株式会社から従前の目的を変更して株式会社商品取引所になるため法第七十九条第一項の規定により許可の申請書を提出する場合においては、同条第二項の主務省令で定める書類は、前項各号（第六号を除く。）に掲げる書類のほか、次に掲げる書類とする。

一 従前の目的を変更して株式会社商品取引所になることを決議した株主総会の議事録

二 直前事業年度の計算書類等（会社法施行規則（平成十八年法務省令第十二号）第二条第三項第十二号（イに係る部分に限る。）に規定する計算書類等をいう。以下同じ。）及びその附属明細書

(許可の基準等)

第八十条 主務大臣は、第七十八条の許可の申請が次に掲げる基準に適合していると認めるときは、許可をしなければならない。

一 許可申請者が株式会社でその資本金の額が政令で定める金額以上のものであること。

二 申請に係る商品市場が、次に掲げる商品市場の区分に応じ、それぞれ次に定める基準に適合していること。

イ 上場商品に係る商品市場 当該商品市場において取引をしようとする取引参加者の合計数が二十人以上であり、かつ、その過半数の者が、一年以上継続して当該商品市場における上場商品構成物の売買等を業として行っている者であること。

ロ 上場商品指数に係る商品市場 当該商品市場において取引をしようとする取引参加者の合計数が二十人以上であり、かつ、その過半数の者が、一年以上継続して当該商品市場における上場商品指数対象物品の売買等を業として行っている者であること。

三 申請に係る上場商品又は上場商品指数の先物取引を公正かつ円滑にするために十分な取引量が見込まれることその他上場商品構成物品等の取引の状況に照らし、許可申請者が当該先物取引をする株式会社商品取引所になることが当該上場商品構成物品等の生産及び流通を円滑にするため必要かつ適当であること。

四 上場商品に係る商品市場を開設しようとする場合にあつては、上場商品構成物品の売買等を業として行っている者の取引の状況その他の当該上場商品構成物品に係る経済活動の状況に照らして、当該上場商品構成物品を一の商品市場で取引することが適当であることとして政令で定める基準に適合すること。

五 二以上の商品指数を一の上場商品指数として商品市場を開設しようとする場合にあつては、当該二以上の商品指数の対象となる物品の大部分が共通していること。

六 定款、業務規程、受託契約準則、紛争処理規程及び市場取引監視委員会規程の規定が法令に違反せず、かつ、定款、業務規程、受託契約準則、紛争処理規程又は市場取引監視委員会規程に規定する取引の方法又は管理、取引参加者の資格、取引参加者の数の最高限度を定めた場合におけるその最高限度、特別担保金の預託義務を定めた場合におけるその預託に関する事項その他の事項が適当であつて、商品市場における取引の公正を確保し、及び委託者を保護するため十分であること。

七 許可申請者が商品市場を適切に運営するに足りる人的構成を有するものであること。

八 許可申請者が株式会社商品取引所としてこの法律の規定に適合するように組織されるものであること。

九 次に掲げる機関を置くものであること。

(株式会社商品取引所の最低資本金の額)

第七条 法第八十条第一項第一号の政令で定める金額は、十億円とする。

イ 取締役会

ロ 監査役会、監査等委員会又は指名委員会等（会社法第二条第十
二号に規定する指名委員会等をいう。第九十六条の二十七第二項
第一号ロにおいて同じ。）

ハ 会計監査人

2 主務大臣は、第七十八条の許可の申請が次の各号のいずれかに該当
する場合には、前項の規定にかかわらず、同条の許可をしてはなら
ない。

一 許可申請者が第十五条第二項第一号ハからホまで、リ又はヲのい
ずれかに該当する者であるとき。

二 申請書又はこれに添付すべき書類のうちに重要な事項について虚
偽の記載があるとき。

3 主務大臣は、株式会社商品取引所としての存続期間又は商品市場の
開設期限が業務規程に記載され、又は記録されている第七十八条の許
可の申請があつた場合においては、第一項第三号の基準に代えて、申
請に係る上場商品又は上場商品指数の先物取引を公正かつ円滑にする
ために十分な取引量が見込まれないことその他上場商品構成物品等の
取引の状況に照らし、当該先物取引をする株式会社商品取引所になる
ことが当該上場商品構成物品等の生産及び流通に著しい支障を及ぼ
し、又は及ぼすおそれがあることに該当しないことを同号の基準とし、
当該基準並びに同項第四号及び第五号の基準の適用は、当該存続期間
又は開設期限までの間について判断して行うものとする。

4 第十五条第四項から第十一項までの規定は、第七十八条の許可につ
いて準用する。

(定款)

第八十一条 株式会社商品取引所の定款には、会社法第二十七条各号に
掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載し、又は記録しなければな
らない。

一 取引参加者に対する監査及び制裁に関する事項

二 商品市場外における取引参加者間の契約に対する定款、業務規程、
受託契約準則及び紛争処理規程の拘束力に関する事項

三 商品市場に関する事項

四 自主規制委員会を設置する場合にあつては、その旨

(株式会社商品取引所の子会社の範囲の特例)

第八十一条の二 株式会社商品取引所は、第三条第一項ただし書の認可
及び金融商品取引法第八十条第一項の免許を受けて取引所金融商品市
場を開設している場合には、第三条の二第一項の規定にかかわらず、
主務大臣の認可を受けず、取引所金融商品市場の開設の業務及び
これに附帯する業務を行う会社を子会社（同条第三項に規定する子会
社をいう。以下同じ。）とすることができる。

(株式会社商品取引所の取引参加者)

第八十二条 株式会社商品取引所は、業務規程で定めるところにより、その開設する商品市場における取引を行うための取引資格を与えることができる。

2 株式会社商品取引所は、第十五条第二項第一号イからフまでのいずれかに該当する者に対し、取引資格を与えてはならない。

3 合併後存続する法人又は合併により設立された法人は、前項(第十五条第二項第一号ハからホまで、リ及びビラに係る部分に限る。)の規定の適用については、当該合併により消滅した法人と同一の法人とみなす。

(取引参加者の地位の承継)

第八十三条 取引参加者につき合併があつたときは、合併後存続する法人又は合併により設立された法人は、その取引参加者の地位を承継する。

(取引資格の喪失)

第八十四条 取引参加者は、三十日前までに予告して、第八十二条第一項の規定により与えられた取引資格を喪失することができる。

2 前項の予告期間は、業務規程で延長することができる。ただし、その期間は、一年を超えることができない。

3 取引参加者は、第一項に規定する場合のほか、次に掲げる事由によつて、第八十二条第一項の規定により与えられた取引資格を喪失する。

一 その者が取引をする商品市場のすべてが第九十五条の規定により閉鎖されたこと。

二 死亡又は解散

三 取引資格の取消し

(役員又は取引参加者の氏名等の変更)

第八十五条 株式会社商品取引所は、第七十九条第一項第三号、第五号又は第六号に掲げる事項(本店の所在地を除く。)について変更があつたときは、遅滞なく、その旨を記載した変更届出書を主務大臣に提出しなければならない。

2 前項の変更届出書には、その変更を証する書面及び主務省令で定める書類を添付しなければならない。

(役員又は取引参加者の氏名等の変更届出書の添付書類)

第二十九条 法第八十五条第二項の主務省令で定める書類は、次に掲げるもの(官公署が証明する書類の場合には、変更の届出の日前三月以内に作成されたものに限る。)とする。

一 変更の届出が新たに就任した役員に係るときは、次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に定める書面

イ 新たに就任した役員が外国人である場合 当該役員の住民票の写し等、履歴書及びその者が法第十五条第二項第一号イから

(議決権の保有制限)

第八十六条 何人も、株式会社商品取引所の総株主の議決権(株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第八百七十九条第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。以下同じ。)の百分の二十(その財務及び営業の方針の決定に対して重要な影響を与えることが推測される事実として主務省令で定める事実がある場合には、百分の十五。以下この条、第三款及び第九十六条の第四項において「保有基準割合」という。)以上の数の議決権(社債、株式等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)第四百七十七条第一項又は第四百八十八条第一項の規定により発行者に対抗することができない株式に係る議決権を含み、取得又は保有の態様その他の事情を勘案して主務省令で定めるものを除く。以下この節において「対象議決権」という。)を取得し、又は保有してはならない。ただし、商品取引所、商品取引所持株会社、金融商品取引所(金融商品取引法第二条第十六項に規定する金融商品取引所をいい、政令で定める者に限る。以下同じ。)又は金融商品取引所持株会社(同条第十八項に規定する金融商品取引所持株会社をいい、政令で定める者に限る。以下同じ。)が取得し、又は保有する場合は、この限りでない。

(議決権の保有制限の適用除外)

第八条 法第八十六条第一項ただし書の政令で定める金融商品取引所は、金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二条第十六項に規定する金融商品取引所とする。
2 法第八十六条第一項ただし書の政令で定める金融商品取引所持株会社は、金融商品取引法第十八項に規定する金融商品取引所持株会社とする。

ルまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面

ロ 新たに就任した役員が法人である場合 当該役員の登記事項証明書、沿革を記載した書面及び法第十五条第二項第一号ヲに該当しないことを誓約する書面

ハ 新たに就任した役員が外国人又は法人でない場合 当該役員
の住民票の写し等、履歴書、その者が法第十五条第二項第一号
イ及びロに該当しない旨の官公署の証明書並びにその者が同号
ハからルまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面

二 変更の届出が新たに取引参加者となった者に係るときは、その者の氏名又は商号若しくは名称及び主たる事務所又は本店の所在地を記載した書面、その者が法第十五条第二項第一号イからマまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面並びに届出に係る株式会社商品取引所が開設する一以上の商品市場において法第五十条第一号に掲げる方法により決済を行う場合には取引参加者となった日前三十日以内に様式第一号により作成したその者の純資産額に関する調査

三 変更の届出が取引参加者が取引をする商品市場における上場商品又は上場商品指数の追加に係る場合であつて、法第五十条第一号に掲げる方法により決済を行うときは、変更の届出日前三十日以内に様式第一号により作成したその者の純資産額に関する調査

(財務及び営業の方針の決定に対して重要な影響を与えることが推測される事実)

第二十九条の二 法第八十六条第一項本文の主務省令で定める事実は、次に掲げる事実とする。

一 役員若しくは使用人である者又はこれらであつた者であつて法第八十六条第一項本文の株式会社商品取引所の財務及び営業又は事業の方針の決定に関して影響を与えることができるものが、当該株式会社商品取引所の取締役若しくは執行役又はこれらに準ずる役職に就任していること。

二 当該株式会社商品取引所に対して重要な融資を行っていること。

三 当該株式会社商品取引所に対して重要な技術を提供していること。

四 当該株式会社商品取引所との間に重要な営業上又は事業上の取引があること。

五 その他当該株式会社商品取引所の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができることが推測される事実が存在すること。

(取得又は保有の態様その他の事情を勘案して取得又は保有する議決権から除く議決権)

第三十条 法第八十六条第一項本文の主務省令で定める議決権は、次に

2 前項本文の規定は、保有する対象議決権の数に増加がない場合その他の主務省令で定める場合において、株式会社商品取引所の総株主の議決権の保有基準割合以上の数の対象議決権を取得し、又は保有することとなる場合には、適用しない。

掲げる議決権とする。

一 信託業（信託業法（平成十六年法律第五十四号）第二条第一項に規定する信託業をいう。）を営む者が信託財産として取得し、又は所有する株式会社商品取引所の株式に係る議決権（法第八十六条第五項（第一号に係る部分に限る。）の規定により当該信託業を営む者が自ら取得し、又は保有する議決権とみなされるものを除く。）

二 法人の代表権を有する者又は法人の代表権を有する支配人が当該代表権又は代理権に基づき、議決権を行使することができる権限若しくは議決権の行使について指図を行うことができる権限又は投資を行うのに必要な権限を有する場合における当該法人の所有する株式会社商品取引所の株式に係る議決権

三 株式会社商品取引所の役員又は従業員が当該株式会社商品取引所の他の役員又は従業員と共同して当該株式会社商品取引所の株式の取得（一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われ、各役員又は従業員の一回当たりの拠出金額が百万円に満たないものに限る。）をした場合（当該株式会社商品取引所が会社法第五十六条第一項（同法第六十五条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定に基づき取得した株式以外の株式を取得したときは、金融商品取引業者に委託して行った場合に限る。）において当該取得をした株式会社商品取引所の株式を信託された者が取得し、又は所有する当該株式会社商品取引所の株式に係る議決権（法第八十六条第五項（第一号に係る部分に限る。）の規定により当該信託された者が自ら取得し、又は保有する議決権とみなされるものを除く。）

四 相続人が相続により取得し、又は所有する株式会社商品取引所の株式（当該相続人（共同相続の場合を除く。）が単純承認（単純承認をしたものとみなされる場合を含む。）若しくは限定承認をした日までのもの又は当該株式の共同相続人が遺産分割を了していないものに限る。）に係る議決権

五 株式会社商品取引所が自己の株式の消却を行うために取得し、又は所有する株式会社商品取引所の株式に係る議決権

（取得等の制限の適用除外）

第三十一条 法第八十六条第二項、第九十六条の十九第二項及び第九十六条の二十五第二項の主務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 保有する株式会社商品取引所の対象議決権（法第八十六条第一項本文に規定する対象議決権をいう。以下同じ。）の数に増加がない場合

二 担保権の行使又は代物弁済の受領により株式会社商品取引所の

3 前項の場合において、株式会社商品取引所の総株主の議決権の保有基準割合以上の数の対象議決権を取得し、又は保有することとなった者（以下この条において「特定保有者」という。）は、特定保有者になつた旨その他主務省令で定める事項を、遅滞なく、主務大臣に届け出なければならぬ。

4 第二項の場合において、特定保有者は、特定保有者となつた日から三月以内に、株式会社商品取引所の保有基準割合未満の数の対象議決権の保有者となるために必要な措置をとらなければならない。ただし、当該特定保有者が第九十六条の十九第一項に規定する地方公共団体等である場合であつて、当該地方公共団体等が同項の規定により主務大臣の認可を受けたときは、この限りでない。

5 次の各号に掲げる場合における前各項の規定の適用については、当該各号に定める対象議決権は、これを取得し、又は保有するものとみなす。

- 一 金銭の信託契約その他の契約又は法律の規定に基づき、株式会社商品取引所の対象議決権を行使することができる権限又は当該議決権の行使について指図を行うことができる権限を有し、又は有することとなる場合 当該対象議決権
- 二 株式の所有関係、親族関係その他の政令で定める特別の関係にある者が株式会社商品取引所の対象議決権を取得し、又は保有する場合 当該特別の関係にある者が取得し、又は保有する対象議決権

対象議決権を取得し、又は保有する場合

- 三 金融商品取引業者が業務として株式会社商品取引所の対象議決権を取得し、又は保有する場合（金融商品取引法第二条第八項第一号に掲げる行為により取得し、又は保有する場合を除く。）
- 四 証券金融会社（金融商品取引法第二条第三十項に規定する証券金融会社をいう。第三十六条の十において同じ。）が同法第五百五十六条の二十四第一項に規定する業務として株式会社商品取引所の対象議決権を取得し、又は保有する場合

（特定保有者の届出）

第三十一条の二 法第八十六条第三項の主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 特定保有者（法第八十六条第三項に規定する特定保有者をいう。次号において同じ。）となつた日
- 二 特定保有者に該当することとなつた原因
- 三 その保有する対象議決権の數

（法第八十六条第五項第二号の政令で定める特別の関係）

第九条 法第八十六条第五項第二号（法第八十六条の二第二項及び第九十六条の二十四において準用する場合を含む。）の政令で定める特別の関係は、次に掲げる関係とする。

- 一 共同で株式会社商品取引所の対象議決権（法第八十六条第一項本文に規定する対象議決権をいう。以下同じ。）を取得し、若しくは保有し、又は当該株式会社商品取引所の対象議決権を行使することを合意している者（以下この条において「共同保有者」という。）の関係（共同保有者のいずれかが商品取引所等（法第八十六条第一項ただし書の商品取引所、商品取引所持株会社、金融商品取引所又は金融商品取引所持株会社をいう。以下同じ。）である場合においては、当該商品取引所等と他の共同保有者との関係を除く。）

二 夫婦の関係

- 三 法人の総株主等（総株主、総社員又は総出資者をいう。以下同じ。）の議決権（株式会社にあつては、株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第八百七十九条第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。以下同じ。）の百分の五十を超える議決権（社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第四百七条第一項又は第四百八条第一項（これらの規定を同法第二百二十八条第一項、第二百三十五条第一項、第二百三十九条第一項及び第二百七十六条（第二号に係る部分に限る。）の規定により発行者に對抗することができない株式又は持分に係る議決権を含む。）を保有している者（以下この条において「支配株主等」という。）と当該法人（以下この条において「被支配法人」という。）との関係（支配株主等又は被支配法人のいずれかが商品取引所等である場合においては、当該商品取引所等とその支配株主等又は被支配法人との関係を除く。）
- 四 被支配法人とその支配株主等の他の被支配法人との関係（被支配法人のいずれかが商品取引所等である場合においては、当該商品取引所等と他の被支配法人との関係を除く。）
- 二 共同保有者が合わせて法人の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有している場合には、当該共同保有者は、それぞれ当該法人の支配株主等とみなして前項の規定を適用する。
- 三 夫婦が合わせて法人の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有している場合には、当該夫婦は、それぞれ当該法人の支配株主等とみなして第一項の規定を適用する。
- 四 支配株主等とその被支配法人が合わせて他の法人の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有している場合には、当該他の法人も、当該支配株主等の被支配法人とみなして第一項の規定を適用する。
- 五 次の各号に掲げる場合において、当該各号に定める者が保有する議決権には、社債、株式等の振替に関する法律第四百七条第一項又は第四百八条第一項（これらの規定を同法第二百二十八条第一項、第二百三十五条第一項、第二百三十九条第一項及び第二百七十六条（第二号に係る部分に限る。）において準用する場合を含む。）の規定により発行者に對抗することができない株式又は持分に係る議決権を含むものとする。
 - 一 第二項の場合 共同保有者
 - 二 第三項の場合 夫婦
 - 三 前項の場合 支配株主等及びその被支配法人

(対象議決権保有届出書の提出)

第八十六条の二 株式会社商品取引所の議決権の百分の五を超える対象議決権の保有者(以下この項において「対象議決権保有者」という。)となつた者は、主務省令で定めるところにより、対象議決権保有割合(対象議決権保有者の保有する当該対象議決権の数を当該株式会社商品取引所の総株主の議決権の数で除して得た割合をいう。)、保有の目的その他主務省令で定める事項を記載した対象議決権保有届出書を、遅滞なく、主務大臣に提出しなければならない。

2 前条第五項の規定は、前項の規定を適用する場合について準用する。

(対象議決権保有届出書の提出者に対する報告徴収及び立入検査)

第八十六条の三 主務大臣は、この法律の施行のため必要があると認めるときは、前条第一項の対象議決権保有届出書の提出者に対し、その業務若しくは財産に関し参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又はその職員に、その者の事務所若しくは営業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件の検査(当該対象議決権保有届出書の記載に関する必要な検査に限る。)をさせることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(発行済株式の総数等の縦覧)

第八十七条 株式会社商品取引所は、主務省令で定めるところにより、その発行済株式の総数、総株主の議決権の数その他の主務省令で定める事項を、公衆の縦覧に供しなければならない。

(対象議決権保有届出書)

第三十一条の三 法第八十六条の二第一項の規定により対象議決権保有届出書を提出する者は、様式第一号の二により作成した対象議決権保有届出書及びその写しを主務大臣に提出しなければならない。

2 法第八十六条の二第一項の主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 商号、名称又は氏名
- 二 本店若しくは主たる事務所の所在地又は住所若しくは居所
- 三 保有する議決権の数
- 四 対象議決権保有届出書を提出する者と特別の関係(令第九条第一項各号又は第十二条第一項各号に掲げる関係をいう。)にある者に関する事項

(身分証明書)

第三十一条の四 法第八十六条の三第二項(法第九十六条の二十一第三項(同条第二項において同条第一項の規定を準用する場合を含む。)、第九十六条の三十第二項、第九十六条の三十三第三項(同条第二項において同条第一項の規定を準用する場合を含む。))及び第九十六条の三十九第二項(法第九十六条の四十三において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。又は第五百七十七条第三項(法第八十四条第二項、第二百三十一条第四項、第二百四十条の二十二第三項、第二百六十三条第二項、第三百二十二条第二項、第三百三十八条第二項(法第三百四十五条において準用する場合を含む。))及び第三百四十九条第六項において準用する場合を含む。)の規定により職員が携帯すべき身分証明書は、様式第二号による。

(公衆縦覧の事項等)

第三十二条 法第八十七条の主務省令で定める事項は、当該株式会社商品取引所の発行済株式の総数及び総株主の議決権の数とする。

2 株式の転換又は新株予約権の行使によって発行済株式の総数又は総株主の議決権の数に変更があつた場合における発行済株式の総数又は総株主の議決権の数は、前月末日現在のものであることができる。

3 株式会社商品取引所の発行済株式の総数に変更があつた場合において

(資本金の減少の認可等)

第八十八条 株式会社商品取引所は、その資本金の額を減少しようとするときは、主務省令で定めるところにより、主務大臣の認可を受けなければならない。

2 株式会社商品取引所は、その資本金の額を増加しようとするときは、主務省令で定めるところにより、主務大臣に届け出なければならない。

(仮取締役、仮監査役等)

第八十九条 主務大臣は、株式会社商品取引所の取締役、代表取締役、執行役、代表執行役又は監査役の職務を行う者が不在の場合において、必要があると認めるときは、仮取締役、仮代表取締役、仮執行役、仮代表執行役又は仮監査役を選任することができる。

2 会社法第三百四十六条第二項及び第三項、第三百五十一条第二項及び第三項並びに第四百一条第三項及び第四項(同法第四百三条第三項及び第四百二十条第三項において準用する場合を含む。)の規定は、

て、その登記が行われるまでの間は、登記されている発行済株式の総数をもって、第一項の発行済株式の総数とみなすことができる。

4 株式会社商品取引所は、第一項に定める事項を記載した書面を本店に備えて置き、その営業時間中これを公衆の縦覧に供しなければならない。

(資本金の額の減少の認可申請)

第三十三条 株式会社商品取引所は、法第八十八条第一項の規定による資本金の額の減少について認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して主務大臣に提出しなければならない。

- 一 資本金の額を減少する理由を記載した書面
- 二 資本金の額の減少の方法を記載した書類
- 三 株主総会の議事録その他必要な手続があったことを証する書面
- 四 直前事業年度の貸借対照表
- 五 会社法第四百四十九条第二項の規定による公告及び催告(同条第三項の規定により公告を官報のほか時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告によつてした場合に於ては、これらの方法による公告)をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し弁済し若しくは相当の担保を提供し若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は当該資本金の額の減少をしても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面
- 六 株券発行会社にあつては会社法第二百十九条第一項本文の規定による公告をしたことを証する書面又は当該株式の全部について株券を発行していないことを証する書面

(資本金の額の増加の届出)

第三十四条 株式会社商品取引所は、法第八十八条第二項の規定による資本金の額の増加について届出をしようとするときは、届出書に次に掲げる書類を添付して主務大臣に提出しなければならない。

- 一 取締役会の議事録その他必要な手続があったことを証する書面
- 二 資本金の額の増加の方法を記載した書類
- 三 増資後に想定される貸借対照表

株式会社商品取引所には、適用しない。

(主務大臣の囑託登記)

第九十条 主務大臣は、前条第一項の規定により、仮取締役、仮代表取締役、仮執行役、仮代表執行役又は仮監査役を選任したときは、当該株式会社商品取引所の本店の所在地の登記所にその旨の登記を囑託しなければならない。

2 前項の規定により主務大臣が登記を囑託するときは、囑託書に、当該登記の原因となる事由に係る処分を行ったことを証する書面を添付しなければならない。

(役員等の兼職禁止)

第九十一条 株式会社商品取引所の役員は、他の商品取引所の役員の地位を占めてはならない。

2 前項の規定は、株式会社商品取引所の清算人について準用する。

(役員欠格条件)

第九十二条 第四十九条の規定は、株式会社商品取引所の役員について準用する。

(業務規程等の備置き及び閲覧等)

第九十三条 株式会社商品取引所は、業務規程を株式会社商品取引所の各営業所に、取引参加者名簿を本店に備え置かなければならない。

2 取引参加者名簿には、各取引参加者について次に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。

一 氏名又は商号若しくは名称及び住所

二 取引資格取得年月日

三 取引をする商品市場における上場商品又は上場商品指数

四 商品先物取引業者であるときは、許可年月日

3 第五十七条第四項及び第五項の規定は、第一項の規定により備え置く業務規程及び取引参加者名簿について準用する。この場合において、同条第四項中「会員及び会員商品取引所の債権者」とあるのは「株式会社商品取引所の株主、取引参加者及び債権者」と、「会員商品取引所の営業時間内」とあるのは「株式会社商品取引所の営業時間内」と、同項ただし書中「会員商品取引所の定めた」とあるのは「株式会社商品取引所の定めた」と、同条第五項中「会員商品取引所」とあるのは「株式会社商品取引所」と読み替えるものとする。

4 株式会社商品取引所の取引参加者は、株式会社商品取引所の定款について会社法第三十一条第二項各号に掲げる請求をすることができる。ただし、同項第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該株式会社商品取引所の定めた費用を支払わなければならない。

(許可の失効)

第九十四条 株式会社商品取引所が次の各号のいずれかに該当するときは、第七十八条の許可は、効力を失う。

一 業務規程で定めた株式会社商品取引所としての存続期間の満了
二 分割により事業の全部を承継させ、又は事業の全部を譲渡したとき。

三 取引参加者の数がすべての商品市場について十人以下となつたとき。

四 解散したとき。

五 設立、合併(当該合併により設立される者が株式会社商品取引所であるものに限る。)又は新設分割(当該新設分割により設立される者が株式会社商品取引所であるものに限る。)を無効とする判決が確定したとき。

2 前項第二号、第三号又は第五号の規定により許可が失効したときは、その代表者又は代表者であつた者は、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

(一部の商品市場の閉鎖)

第九十五条 株式会社商品取引所は、その開設する商品市場において取引をする取引参加者の数が十人以下となつたときは、前条第一項第三号に該当する場合を除くほか、当該商品市場における取引を停止し、第一百五十六条第一項の規定による業務規程の変更の申請をしなければならぬ。

(株式会社商品取引所の合併の認可等)

第九十六条 次に掲げる事項は、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

一 株式会社商品取引所の解散についての株主総会の決議

二 株式会社商品取引所を全部又は一部の当事者とする合併(第四百十五条第一項の合併を除く。)

2 株式会社商品取引所が前項に掲げる事由以外の事由により解散したときは、その代表者であつた者は、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。ただし、主務省令で定める場合は、この限りでない。

(株式会社商品取引所の解散の決議等に係る認可申請)

第三十五条 株式会社商品取引所は、法第九十六条第一項の規定により解散に関する株主総会の決議について認可を受けようとするとき又は合併について認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して主務大臣に提出するものとする。

一 解散又は合併の理由を記載した書面

二 株主総会の議事録その他必要な手続があつたことを証する書面

三 直前事業年度の計算書類等及びその附属明細書

(解散の届出の適用除外)

第三十六条 法第九十六条第二項ただし書の主務省令で定める場合は、法第四百十五条第一項の合併を行う場合とする。

第二款 自主規制委員会

(権限等)

第九十六条の二 株式会社商品取引所は、定款の定めるところにより、自主規制委員会を置くことができる。

2 自主規制委員会は、当該自主規制委員会を設置する株式会社商品取引所（以下この款において「特定株式会社商品取引所」という。）の自主規制業務（第五条の二第二項に規定する自主規制業務をいう。以下この款において同じ。）に関する事項の決定を行う。

3 自主規制委員会は、自主規制業務に関する事項の決定について、取締役会から委任を受けたものとみなす。

4 特定株式会社商品取引所の自主規制委員会は、自主規制業務に関する事項の決定について、執行役又は取締役が委任することができない。

5 特定株式会社商品取引所の取締役会は、会社法第三百六十二条第四項、第三百九十九条の十三第四項から第六項まで及び第四百六十六条第四項の規定にかかわらず、次条第二項に規定する自主規制委員の選定及び第九十六条の五第一項に規定する自主規制委員の解職について、執行役又は取締役に委任することができない。

(組織)

第九十六条の三 自主規制委員会は、自主規制委員三人以上で組織し、その過半数は、社外取締役になければならない。

2 自主規制委員は、特定株式会社商品取引所の取締役の中から、取締役会の決議によつて選定する。

3 前項の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数（これを上回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合以上）が出席し、その過半数（これを上回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合以上）で、かつ、出席した社外取締役の過半数をもつて行う。

4 自主規制委員会に自主規制委員長を置き、自主規制委員の互選によつて社外取締役のうちからこれを定める。

5 自主規制委員長は、自主規制委員会の会務を総理する。

6 自主規制委員会は、あらかじめ、自主規制委員のうちから、自主規制委員長に事故がある場合に当該自主規制委員長の職務を代理する者を定めておかなければならない。

(任期)

第九十六条の四 自主規制委員の任期は、選定後一年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 自主規制委員は、四回に限り再選されることができる。

(解職等)

第九十六条の五 自主規制委員は、特定株式会社商品取引所の取締役会

- の決議によつて解職することができる。
- 2 前項の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数（これを上回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合以上）が出席し、その過半数（これを上回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合以上）で、かつ、出席した自主規制委員の過半数をもつて行う。
 - 3 第九十六条の第三項に規定する自主規制委員の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した自主規制委員は、新たに選定された自主規制委員（次項の一時自主規制委員の職務を行う者を含む。）が就任するまで、なお自主規制委員としての権利義務を有する。
 - 4 前項に規定する場合において、裁判所は、必要があると認めるときは、利害関係人の申立てにより、一時自主規制委員の職務を行う者を選任することができる。
 - 5 裁判所は、前項の一時自主規制委員の職務を行う者を選任した場合には、特定株式会社商品取引所がその者に対して支払う報酬の額を定めることができる。
 - 6 会社法第八百六十八条第一項、第八百七十条第一項（第一号に係る部分に限る。）、第八百七十一条、第八百七十二条（第四号に係る部分に限る。）、第八百七十四条（第一号に係る部分に限る。）、第八百七十五条及び第八百七十六条の規定は、第四項の申立てがあつた場合について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（一時自主規制委員の職務を行う者の選任の申立てについて準用する会社法の規定の読替え）

第十条 法第九十六条の五第六項の規定により同条第四項の規定による一時自主規制委員の職務を行う者の選任の申立てについて会社法第八百七十条第一項（第一号に係る部分に限る。）及び第八百七十四条（第一号に係る部分に限る。）の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

<p>第八百七十四条 第一号</p>	<p>第八百七十条第一項 第一号</p>	<p>読み替える会社法の規定</p>	<p>一時取締役、会計参与、監査役、代表取締役、委員、執行役若しくは代表執行役の職務を行うべき者、清算人、代表清算人、清算持分会社を代表する清算人、同号に規定する一時清算人若しくは代表清算人の職務を行うべき者、検査役、第五百一条第一項</p>	<p>若しくは第四百一条第三項</p> <p>一時取締役（監査等委員会設置会社にあつては、監査等委員である取締役又はそれ以外の取締役）、会計参与、監査役、代表取締役、委員（指名委員会、監査委員会又は報酬委員会の委員をいう。第八百七十四条第一号において同じ。）、執行役若しくは代表執行役の職務を行うべき者、清算人、第四百七十九条第四項において準用する第三百四十六条第二項若しくは第四百八十三条第六項において準用する第三百五十一条第二項の規定により選任された一時清算人若しくは代表清算人の職務を行うべき者、検査役又は第八百二十五条第二項（第八百二十七条第二項において準用する場合を含む。）の管理人</p>	<p>読み替えられる字句</p>	<p>一時自主規制委員の職務を行う者</p>	<p>又は第四百一条第三項</p> <p>一時自主規制委員の職務を行う者</p>	<p>読み替える字句</p>
------------------------	--------------------------	--------------------	---	--	------------------	------------------------	--	----------------

(取締役の選任及び解任)
 第九十六条の六 第九十六条の三第三項の規定は、監査役会設置会社又は監査等委員会設置会社である特定株式会社商品取引所が株主総会に提出する取締役の選任及び解任に関する議案の内容を決定する場合について準用する。

(緊急の場合の取扱い)

第九十六条の七 第九十六条の二第二項及び第三項の規定にかかわらず、特定株式会社商品取引所の代表取締役又は代表執行役は、公益又は委託者の保護を図るため特に必要があると認める場合であつて、状況に照らし緊急を要するときは、会員等に対する処分その他の主務省令で定める自主規制業務に関する事項を決定することができる。

2 前項の規定により特定株式会社商品取引所が会員等に対する処分その他の主務省令で定める自主規制業務に関する事項の決定をした場合には、当該株式会社商品取引所の代表取締役又は代表執行役は、自主規制委員会に対し、速やかに、その旨を報告しなければならない。

(執行役又は取締役の行為の差止め)

第九十六条の八 自主規制委員会は、特定株式会社商品取引所の執行役又は取締役が自主規制業務に関し自主規制委員会の決定に違反する行為をし、又はその行為をするおそれがある場合において、当該行為によつて自主規制業務の適正な運営に著しい支障をきたすおそれがあるときは、当該執行役又は取締役に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

2 前項の場合において、裁判所が仮処分をもつて同項の執行役又は取締役に対し、その行為をやめることを命ずるときは、担保を立てさせないものとする。

(業務規程等の変更の取扱い)

第九十六条の九 特定株式会社商品取引所は、当該株式会社商品取引所の業務規程その他の規則に定める事項のうち自主規制業務に関連するものとして主務省令で定めるものの変更又は廃止をしようとするときは、自主規制委員会の同意を得なければならない。

(第八百二十二条第三項において準用する場合を含む。)若しくは第六百六十二条第一項の鑑定人、第五百八条第二項(第八百二十二条第三項において準用する場合を含む。)若しくは第六百七十二条第三項の帳簿資料の保存をする者、社債管理者の特別代理人又は第七百十四条第三項の事務を承継する社債管理者

選任又は選定

選任

(緊急の場合の取扱い)

第三十六条の二 法第九十六条の七各項の主務省令で定める自主規制業務は、会員等に対する処分とする。

(自主規制委員会の同意を得るべき事項)

第三十六条の三 法第九十六条の九の主務省令で定めるものは、取引参加者の資格の付与に関する基準とする。
 2 特定株式会社商品取引所(法第九十六条の二第二項に規定する特定株式会社商品取引所をいう。)は、取引参加者の資格の付与に関する

(招集権者)

第九十六条の十 自主規制委員会は、第九十六条の三第四項に規定する自主規制委員長(自主規制委員長に事故があるときは、同条第六項に規定する自主規制委員長の職務を代理する者。次条及び第九十六条の十二第一項において同じ。)が招集する。

(招集請求)

第九十六条の十一 自主規制委員は、自主規制委員長に対し、自主規制委員会の目的である事項及び招集の理由を示して、自主規制委員会の招集を請求することができる。

(招集手続)

第九十六条の十二 自主規制委員会を招集するには、自主規制委員長は、自主規制委員会の日の一週間(これを下回る期間を自主規制委員会で定めた場合にあつては、その期間)前までに、各自主規制委員員に対してその通知を発しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、自主規制委員会は、自主規制委員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

3 特定株式会社商品取引所の執行役、取締役、会計参与又は会計監査人は、自主規制委員会の要求があつたときは、当該自主規制委員会に出席し、当該自主規制委員会が求めた事項について説明をしなければならない。

(決議)

第九十六条の十三 自主規制委員会の決議は、議決に加わることができない自主規制委員の過半数が出席し、その過半数で、かつ、出席した社外取締役である自主規制委員の過半数をもつて行う。

2 前項の決議について特別の利害関係を有する自主規制委員は、議決に加わることができない。

3 自主規制委員会の議事については、主務省令で定めるところにより、議事録を作成し、議事録が書面をもつて作成されているときは、出席した自主規制委員は、これに署名し、又は記名押印しなければならない。

基準の作成を行おうとするときは、自主規制委員会の同意を得るものとする。

(自主規制委員会の議事録)

第三十六条の四 法第九十六条の十三第三項の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。

一 自主規制委員会が開催された日時及び場所(当該場所に存しない自主規制委員が自主規制委員会に出席をした場合における当該出席の方法を含む。)

二 自主規制委員会の議事の経過の要領及びその結果

三 決議を要する事項について特別の利害関係を有する自主規制委員があるときは、その氏名

四 自主規制委員会に執行役、取締役、会計参与又は会計監査人が

- 4 自主規制委員会が選定する自主規制委員は、第一項の規定による決議後、遅滞なく、当該決議の内容を取締役に報告しなければならない。
- 5 第三項の議事録は、電磁的記録をもつて作成することができる。この場合において、当該電磁的記録に記録された事項については、主務省令で定める署名又は記名押印に代わる措置をとらなければならない。
- 6 前各項に定めるもののほか、議事の手続その他自主規制委員会の運営に關し必要な事項は、自主規制委員会が定める。

(議事録)

- 第九十六条の十四 特定株式会社商品取引所は、自主規制委員会の日から十年間、前条第三項の議事録をその本店に備え置かなければならない。
- 2 当該株式会社商品取引所の取締役は、次に掲げるものの閲覧及び謄写をすることができる。
 - 一 前項の議事録が書面をもつて作成されているときは、当該書面
 - 二 前項の議事録が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を主務省令で定める方法により表示したものであるもの
- 3 当該株式会社商品取引所の株主は、その権利を行使するため必要があるときは、裁判所の許可を得て、第一項の議事録について前項各号に掲げるものの閲覧又は謄写の請求をすることができる。
- 4 前項の規定は、当該株式会社商品取引所の債権者が自主規制委員の責任を追及するため必要があるとき及び当該株式会社商品取引所を子会社とする者の株主又は会員がその権利を行使するため必要があるときについて準用する。
- 5 裁判所は、第三項（前項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の請求に係る閲覧又は謄写をすることにより、当該株式会社商品取引所、当該株式会社商品取引所を子会社とする者又は当該株式会社商品取引所の子会社に著しい損害を及ぼすおそれがあると認めるときは、第三項の許可をすることができない。
- 6 会社法第八百六十八条第一項、第八百六十九条、第八百七十条第二項（第一号に係る部分に限る。）、第八百七十条の二、第八百七十一条本文、第八百七十二條（第五号に係る部分に限る。）、第八百七十二條の二、第八百七十三條本文、第八百七十五條及び第八百七十六條の規定は、第三項の許可について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

- 出席した場合には、その氏名又は名称
- 五 自主規制委員会の議長が存するときは、議長の氏名
 - 六 議事録の作成に係る職務を行った自主規制委員の氏名

（自主規制委員会の議事録に係る電子署名の規定の準用）
第三十六条の五 第二条の規定は、法第九十六条の十三第五項の規定による署名又は記名押印に代わる措置について準用する。

(報告の省略)

第九十六条の十五 特定株式会社商品取引所の執行役、取締役、会計参与又は会計監査人が自主規制委員会全員に対して自主規制委員会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を自主規制委員会へ報告することを要しない。

(公衆縦覧)

第九十六条の十六 特定株式会社商品取引所は、自主規制委員の名簿を公衆の縦覧に供しなければならない。

(自主規制委員会の職務執行のための決定)

第九十六条の十七 特定株式会社商品取引所の取締役会は、自主規制委員会の職務の執行のため必要なものとして主務省令で定める事項を決定しなければならない。

(監査役等の出席)

第九十六条の十八 監査役会設置会社である特定株式会社商品取引所の監査役、監査等委員会設置会社である特定株式会社商品取引所の監査等委員会により選定された監査等委員又は指名委員会等設置会社である特定株式会社商品取引所の監査委員会により選定された監査委員は、必要があると認めるときは、特定株式会社商品取引所の自主規制委員会に出席し、意見を述べることができる。

第三款 主要株主

(認可等)

第九十六条の十九 地方公共団体その他の政令で定める者(以下この条、第九十六条の二十八第四項及び第九十六条の三十一において「地方公共団体等」という。)は、第八十六条第一項本文の規定にかかわらず、主務省令で定めるところにより、主務大臣の認可を受けて、株式会社商品取引所の総株主の議決権の保有基準割合以上百分の五十以下の数の対象議決権を取得し、又は保有することができる。

(者)

第九十六条の十九 法第九十六条の十九第一項の政令で定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 地方公共団体
- 二 外国商品市場を開設する者(次号において「外国商品市場開設者」という。)であつて、次に掲げるすべての要件を満たす者

(株式会社商品取引所の主要株主の認可申請)

第三十六条の七 法第九十六条の十九第一項の認可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した認可申請書を主務大臣に提出しなければならない。

- 一 商号若しくは名称又は氏名及び本店若しくは主たる事務所(地方公共団体にあつては、事務所)の所在地又は住所若しくは居所
- 二 地方公共団体にあつては、その長の氏名

(自主規制委員会の職務執行のために決定すべき事項)

第三十六条の六 法第九十六条の十七の主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 自主規制委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項
- 二 自主規制業務の執行を行う取締役、執行役及び使用人に関する事項
- 三 前号の取締役、執行役及び使用人が自主規制委員会に自主規制業務の執行に関する事項を報告するための体制その他の自主規制委員会への報告に関する事項
- 四 その他自主規制委員会の自主規制業務に関する事項の決定が実効的に行われることを確保するための体制

イ その本店又は主たる事務所の所在する国において法第九条若しくは第七十八条の許可と同種類の許可又はこれに類する認可その他の行政処分を受けていること。

ロ その本店又は主たる事務所の所在する国における法（法に基づく命令を含む。以下このロにおいて同じ。）に相当する外国の法令を執行する当局が、法の執行のために行う行政上の調査に関する協力を我が国が要請する場合には当該要請に応ずる旨の保証をしていること。

ハ その者が法第九十六条の十九第一項又は第九十六条の三十一第一項の認可を受けてその総株主の議決権の保有基準割合（法第八十六条第一項本文又は第九十六条の二十八第一項本文に規定する保有基準割合をいう。第四号ハにおいて同じ。）以上百分の五十以下の数の対象議決権を取得し、又は保有しようとする株式会社商品取引所又は商品取引所持株会社が、商品取引所等の子会社（法第三条の二第三項に規定する子会社をいう。以下この条において同じ。）であること。

三 外国商品市場開設者を子会社とする者（前号に掲げる者を除く。以下この号において「外国商品市場開設者持株会社」という。）であつて、次に掲げるすべての要件を満たす者

イ その本店又は主たる事務所の所在する国における法（法に基づく命令を含む。ロにおいて同じ。）に相当する外国の法令を執行する当局が、当該者が外国商品市場開設者持株会社であることについて法第九十六条の二十五第一項の認可と同種類の認可又はこれに類する許可その他の行為をしていること。

ロ その本店又は主たる事務所の所在する国における法に相当する外国の法令を執行する当局が、法の執行のために行う行政上の調査に関する協力を我が国が要請する場合には当該要請に応ずる旨の保証をしていること。

ハ その者が法第九十六条の十九第一項の認可を受けてその総株主の議決権の保有基準割合（法第八十六条第一項本文に規定する保有基準割合をいう。第五号ハにおいて同じ。）以上百分の五十以下の数の対象議決権を取得し、又は保有しようとする株式会社商品取引所が、商品取引所等の子会社であること。

四 外国金融商品取引市場開設者（金融商品取引法第六十条の二第一項第六号に規定する外国金融商品取引市場開設者をいう。次号において同じ。）であつて、次に掲げるすべての要件を満たす者

イ その本店又は主たる事務所の所在する国において金融商品取引法第八十条第一項の免許と同種類の免許又はこれに類する許可その他の行政処分を受けていること。

三 法人（地方公共団体を除く。）にあつては、その代表者の氏名

四 認可申請者が保有する当該認可に係る株式会社商品取引所の対象議決権の数及び保有割合並びに当該認可後に取得し、又は保有しようとする当該株式会社商品取引所の対象議決権の数及び保有割合

五 当該認可に係る株式会社商品取引所の対象議決権を取得し、又は保有しようとする理由

2 前項の認可申請書には、次に掲げる書類（官公署が証明する書類の場合には、認可の申請の日前三月以内に作成されたものに限る。）を添付しなければならない。

一 次のイからハまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからハまでに定める書類（申請者が外国法人であることその他の理由により当該書類の一部がない場合は、当該書類に相当する書類）

イ 認可申請者が地方公共団体である場合 当該認可申請者の最近における財産及び収支の状況を知ることができる書類

ロ 認可申請者が法人（地方公共団体を除く。ハにおいて同じ。）である場合 当該認可申請者に関する次に掲げる書類

(1) 定款

(2) 登記事項証明書

(3) 役員（会計参与を除く。）の住民票の写し等、履歴書、その者が法第十五条第二項第一号イ及びロに該当しない旨の官公署の証明書（その者が外国人である場合を除く。）並びにその者が同号ハからルまで（その者が外国人の場合には、同号イからルまで）のいずれにも該当しないことを誓約する書面

(4) 当該認可申請者が会計参与設置会社である場合には、会計参与の住民票の写し等（その者が法人の場合には、登記事項証明書）、履歴書（その者が法人の場合には、沿革を記載した書面）、会計参与が法第十五条第二項第一号イ及びロに該当しない旨の官公署の証明書（その者が法人又は外国人である場合を除く。）並びに会計参与が同号ハからルまで（その者が法人の場合には同号ハからルまで）及びブ、その者が外国人の場合には同号イからルまで）のいずれにも該当しないことを誓約する書面

(5) 当該認可申請者の総株主等（令第九条第一項第三号に規定する総株主等をいう。第八十二条第一項第三号及び第二項第十三号ロを除き、以下同じ。）の議決権（令第九条第一項第三号に規定する議決権をいう。以下この(5)において同じ。）の百分の五を超える議決権を保有する者がある場合には、当該者の氏名、住所又は居所、国籍及び職業（当該者が法人その他の団体である場合には、その商号又は名称、本店又は主たる事務所の所在地及びその行っている事業の内容）並びにその保有する議決権の数を記載した書面

ロ その本店又は主たる事務所の所在する国における金融商品取引法（同法に基づく命令を含む。）に相当する外国の法令を執行する当局が、法（法に基づく命令を含む。次号ロにおいて同じ。）の執行のために行う行政上の調査に関する協力を我が国が要請する場合には当該要請に応ずる旨の保証をしていること。

ハ その者が法第九十六条の十九第一項又は第九十六条の三十一第一項の認可を受けてその総株主の議決権の保有基準割合以上百分の五十以下の数の対象議決権を取得し、又は保有しようとする株式会社商品取引所又は商品取引所持株会社が、商品取引所等の子会社であること。

五 外国金融商品取引市場開設者持株会社（外国金融商品取引市場開設者を子会社とする者であつて前号に掲げる者以外の者をいう。以下この号において同じ。）であつて、次に掲げるすべての要件を満たす者

イ その本店又は主たる事務所の所在する国における金融商品取引法（同法に基づく命令を含む。ロにおいて同じ。）に相当する外国の法令を執行する当局が、当該者が外国金融商品取引市場開設者持株会社であることについて金融商品取引法第九十六条の十第一項の認可と同種類の認可又はこれに類する許可その他の行為をしていること。

ロ その本店又は主たる事務所の所在する国における金融商品取引法に相当する外国の法令を執行する当局が、法の執行のために行政上の調査に関する協力を我が国が要請する場合には当該要請に応ずる旨の保証をしていること。

ハ その者が法第九十六条の十九第一項の認可を受けてその総株主の議決権の保有基準割合以上百分の五十以下の数の対象議決権を取得し、又は保有しようとする株式会社商品取引所が、商品取引所等の子会社であること。

(6) 当該認可の申請が株主総会又は取締役会（これらに準ずる機関を含む。以下この(6)において同じ。）の決議を要するものである場合には、これに関する株主総会又は取締役会の議事録その他必要な手続があったことを証する書面

(7) 業務の内容を記載した書面

(8) 直前事業年度の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書その他当該認可申請者の最近における業務、財産及び収支の状況を知ることができる書類

(9) 当該認可申請者が外国商品市場開設者（令第十一条第二号に規定する外国商品市場開設者をいう。以下同じ。）である場合には、その本店又は主たる事務所の所在する国において法第九十六条若しくは第七十八条の許可と同種類の許可又はこれに類する認可その他の行政処分を受けていることを証する書面

(10) 当該認可申請者が外国商品市場開設者持株会社（令第十一条第三号に規定する外国商品市場開設者持株会社をいう。以下この(10)及び(13)において同じ。）である場合には、その本店又は主たる事務所の所在する国における法（法に基づく命令を含む。）に相当する外国の法令を執行する当局が、当該認可申請者が外国商品市場開設者持株会社であることについて法第九十六条の二十五第一項の認可と同種類の認可又はこれに類する許可その他の行為をしていることを証する書面

(11) 当該認可申請者が外国金融商品取引市場開設者（金融商品取引法第六十条の二第二項第六号に規定する外国金融商品取引市場開設者をいう。以下同じ。）である場合には、その本店又は主たる事務所の所在する国において金融商品取引法第八十条第一項の免許と同種類の免許又はこれに類する許可その他の行政処分を受けていることを証する書面

(12) 当該認可申請者が外国金融商品取引市場開設者持株会社（令第十一条第五号に規定する外国金融商品取引市場開設者持株会社をいう。以下この(12)及び(13)において同じ。）である場合には、その本店又は主たる事務所の所在する国における金融商品取引法（同法に基づく命令を含む。）に相当する外国の法令を執行する当局が、当該認可申請者が外国金融商品取引市場開設者持株会社であることについて金融商品取引法第九十六条の十第一項の認可と同種類の認可又はこれに類する許可その他の行為をしていることを証する書面

(13) 当該認可申請者が外国商品市場開設者、外国商品市場開設者持株会社、外国金融商品取引市場開設者又は外国金融商品取引市場開設者持株会社である場合には、これらの者が法第九十六条の十九第一項の認可を受けてその総株主の議決権（法第八十六条第一項本文に規定する議決権をいう。第三号において同じ。）の保有基準割合（法第八十六条第一項本文に規定

- 2 前項の認可を受けた地方公共団体等は、同項及び第八十六条第一項本文の規定にかかわらず、その保有する対象議決権の数に増加がない場合その他の主務省令で定める場合には、株式会社商品取引所の総株主の議決権の百分の五十を超える対象議決権を取得し、又は保有することができ。
- 3 前項の場合において、株式会社商品取引所の総株主の議決権の百分の五十を超える対象議決権を取得し、又は保有することとなつた地方公共団体等（以下この条において「特定保有団体等」という。）は、特定保有団体等になつた旨その他主務省令で定める事項を、遅滞なく、主務大臣に届け出なければならない。
- 4 第二項の場合において、特定保有団体等は、特定保有団体等となつた日から三月以内に、株式会社商品取引所の総株主の議決権の百分の五十以下の数の対象議決権の保有者となるために必要な措置をとらなければならない。
- 5 特定保有団体等は、前項の規定により株式会社商品取引所の総株主の議決権の百分の五十以下の数の対象議決権の保有者となつたときは、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

- する保有基準割合をいう。第三号において同じ。）以上百分の五十以下の数の対象議決権を取得し、又は保有しようとする株式会社商品取引所が、商品取引所等（法第八十六条第一項ただし書の商品取引所、商品取引所持株会社、金融商品取引所又は金融商品取引所持株会社をいう。）の子会社（法第三条の二第三項に規定する子会社をいう。）であることを知ることができる書類
- ハ 認可申請者が地方公共団体及び法人以外の者である場合 当該認可申請者に関する次に掲げる書類
- (1) 職業を記載した書面
 - (2) 住民票の写し等
 - (3) 当該認可申請者が法第十五条第二項第一号イ及びロに該当しない旨の官公署の証明書（その者が外国人である場合を除く。）並びにその者が同号ハからルまで（その者が外国人の場合には、同号イからルまで）のいずれにも該当しないことを誓約する書面
- ニ 当該認可に係る株式会社商品取引所の対象議決権の保有に係る体制を記載した書面
- 三 認可申請者が当該認可に係る株式会社商品取引所との間に、当該認可後に有することを予定する人事、資金、技術及び取引等における関係並びに当該関係に係る方針（当該株式会社商品取引所の業務の健全かつ適切な運営を確保するための体制を含む。）を記載した書類
- 四 その他法第九十六条の二十第一項に掲げる基準に適合しているかどうかについての認定の参考となるべき事項を記載した書面
- （特定保有者に係る規定の準用）
- 第三十六条の八 第三十一条の二の規定は、法第九十六条の十九第三項（法第九十六条の二十五第四項及び第九十六条の三十一第四項において準用する場合を含む。）に規定する主務省令で定める事項について準用する。

6 第三条第二項及び第三項の規定は、第一項の認可について準用する。

(認可基準)

第九十六条の二十 主務大臣は、前条第一項の認可の申請があつた場合においては、その申請が次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

- 一 認可申請者がその対象議決権を行使することにより、株式会社商品取引所の業務の健全かつ適切な運営を損なうおそれがないこと。
- 二 認可申請者が商品取引所の業務の公共性に関し十分な理解を有すること。

2 主務大臣は、前項の規定により審査した結果、その申請が同項の基準に適合していると認めるときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除いて、その認可を与えなければならない。

- 一 認可申請者が第十五条第二項第一号イからヲまでのいずれかに該当する者であるとき。
- 二 申請書又はこれに添付すべき書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があるとき。

(報告徴収及び立入検査)

第九十六条の二十一 主務大臣は、この法律の施行のため必要があると認めるときは、株式会社商品取引所の主要株主(第九十六条の十九第一項の認可を受けた者をいう。以下この款において同じ。)に対し、当該株式会社商品取引所の業務若しくは財産に関し参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又はその職員に、当該主要株主の事務所若しくは営業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件の検査(当該株式会社商品取引所の業務又は財産に関し必要な検査に限る。)をさせることができる。

2 前項の規定は、株式会社商品取引所の保有基準割合以上百分の五十以下の数の対象議決権を保有する金融商品取引所及び金融商品取引所持株会社について準用する。

3 第八十六条の三第二項及び第三項の規定は、第一項(前項において準用する場合を含む。)の規定による立入検査について準用する。

(監督上の処分)

第九十六条の二十二 主務大臣は、株式会社商品取引所の主要株主がこの法律等に違反したとき、又は主要株主の行為が株式会社商品取引所の業務の健全かつ適切な運営を損なうおそれがあると認めるときは、当該主要株主に対し、第九十六条の十九第一項の認可を取り消し、その他監督上必要な措置をとることを命ずることができる。

2 前項の規定により第九十六条の十九第一項の認可を取り消された者は、当該認可を取り消された日から三月以内に、株式会社商品取引所

の保有基準割合未満の数の対象議決権の保有者となるために必要な措置をとらなければならない。

3 主務大臣は、第一項の規定による処分を行おうとする場合において必要があると認めるときは、参考人の出頭を求めてその意見を聴取し、若しくは参考人にその意見若しくは報告の提出を求め、又は鑑定人に出頭を求めて鑑定をさせることができる。

4 第一項の規定による認可の取消しに係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。ただし、主務大臣が当該処分の名あて人となるべき者の業務に関する秘密を保つため必要があると認めるとき、又は公益上必要があると認めるときは、この限りでない。

5 第一項の規定は株式会社商品取引所の保有基準割合以上百分の五十以下の数の対象議決権を保有する商品取引所、商品取引所持株式会社、金融商品取引所及び金融商品取引所持株式会社について、第三項の規定はこの項において準用する第一項の規定による処分について準用する。

(認可の失効)

第九十六条の二十三 株式会社商品取引所の主要株主が次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、第九十六条の十九第一項の認可は、その効力を失う。

一 認可を受けた日から六月以内に保有基準割合以上の数の対象議決権の保有者とならなかつたとき。

二 保有基準割合未満の数の対象議決権の保有者となつたとき。

三 商品取引所、商品取引所持株式会社、金融商品取引所又は金融商品取引所持株式会社となつたとき。

2 前項の規定により認可が失効したとき(同項第三号に係る場合にあつては、金融商品取引所又は金融商品取引所持株式会社となつたときに限る。)は、主要株主であつた者は、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

(対象議決権に係る規定の準用)

第九十六条の二十四 第八十六条第五項の規定は、第九十六条の十九第一項から第五項まで、第九十六条の二十第一項、第九十六条の二十一第二項、第九十六条の二十二第二項及び第五項並びに前条第一項の規定を適用する場合について準用する。

第四款 商品取引所持株式会社

(認可等)

第九十六条の二十五 株式会社商品取引所を子会社としようとする者又は株式会社商品取引所を子会社とする会社の設立をしようとする者は、あらかじめ、主務大臣の認可を受けなければならない。ただし、

商品取引所、金融商品取引所又は金融商品取引所持株式会社は株式会社商品取引所を子会社とする場合は、この限りでない。

2 前項の規定は、保有する対象議決権の数に増加がない場合その他の主務省令で定める場合において、株式会社商品取引所を子会社とすることとなる場合には、適用しない。

3 前項の場合において、株式会社商品取引所を子会社とすることとなつた会社（以下この条において「特定持株会社」という。）は、特定持株会社となつた日から三月以内に、株式会社商品取引所を子会社とする会社でなくなるために必要な措置をとらなければならない。ただし、当該特定持株会社が株式会社商品取引所を子会社とする会社であることについて主務大臣の認可を受けた場合は、この限りでない。

4 第九十六条の十九第三項及び第五項の規定は、特定持株会社について準用する。この場合において、同条第三項中「前項」とあるのは「第九十六条の二十五第二項」と、同条第五項中「前項」とあるのは「第九十六条の二十五第三項」と、「株式会社商品取引所の総株主の議決権の百分の五十以下の数の対象議決権の保有者となつたとき」とあるのは「株式会社商品取引所を子会社とする会社でなくなつたとき」と読み替えるものとする。

5 第三条第二項及び第三項の規定は、第一項及び第三項ただし書の認可について準用する。

（認可の申請）

第九十六条の二十六 前条第一項又は第三項ただし書の認可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を主務大臣に提出しなければならない。

一 商号

二 資本金の額

三 本店、支店その他の営業所の所在地

四 役員の名又は名称及び住所

2 前項の申請書には、定款その他主務省令で定める書類を添付しなければならない。

（商品取引所持株式会社に係る認可申請書の添付書類）

第三十六条の九 法第九十六条の二十六第二項の主務省令で定める書類は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類（官公署が証明する書類の場合には、認可の申請の日前三月以内に作成されたものに限る。）とする。

一 認可申請者が法第九十六条の二十五第一項本文の認可を受けて株式会社商品取引所を子会社（法第三条の二第三項に規定する子会社をいう。以下この条において同じ。）としようとする場合又は認可申請者が株式会社商品取引所を子会社とする会社であることについて法第九十六条の二十五第三項ただし書の認可を受けようとする場合 次に掲げる書類

イ 株式会社商品取引所を子会社とする理由を記載した書面

ロ 当該認可申請者に関する次に掲げる書類

(1) 登記事項証明書

- (2) 取締役及び監査役の住民票の写し等、履歴書、これらの者が法第十五条第二項第一号イ及びロに該当しない旨の官公署の証明書（これらの者が外国人である場合を除く。）並びにこれらの者が同号ハからルまで（これらの者が外国人の場合には、同号イからルまで）のいずれにも該当しないことを誓約する書面
- (3) 当該認可申請者が会計参与設置会社である場合には、会計参与の住民票の写し等（その者が法人の場合には、登記事項証明書）、履歴書（その者が法人の場合には、沿革を記載した書面）、会計参与が法第十五条第二項第一号イ及びロに該当しない旨の官公署の証明書（その者が法人又は外国人である場合を除く。）並びに会計参与が同号ハからルまで（その者が法人の場合には同号ハからルまで及びワ、その者が外国人の場合には同号イからルまで）のいずれにも該当しないことを誓約する書面
- (4) 当該認可申請者の総株主の議決権の百分の五を超える議決権（法第八十六条第一項本文に規定する議決権をいう。以下この(4)及び次号ロ(3)において同じ。）を保有する者がある場合には、当該者の氏名、住所又は居所、国籍及び職業（当該者が法人その他の団体である場合には、その商号又は名称、本店又は主たる事務所の所在地及びその行っている事業の内容）並びにその保有する議決権の数を記載した書面
- (5) 株主総会又は取締役会の議事録その他の必要な手続があったことを証する書面
- (6) 業務の内容を記載した書面
- (7) 直前事業年度の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書その他当該認可申請者の最近における業務、財産及び収支の状況を知ることができる書類
- (8) 当該認可申請者が法第九十六条の二十五第一項本文又は第三項ただし書の認可を受けて子会社としようとする株式会社商品取引所の経営管理に係る体制を記載した書類
- (9) 株式会社商品取引所の業務に関する知識及び経験を有する従業員の確保の状況を記載した書類
- ハ 当該認可申請者が法第九十六条の二十五第一項本文又は第三項ただし書の認可を受けて子会社としようとする株式会社商品取引所に関する次に掲げる書類
- (1) 商号及び本店の所在地を記載した書面
- (2) 取締役及び監査役の役職名及び氏名を記載した書面
- (3) 当該株式会社商品取引所が会計参与設置会社である場合には、会計参与の名称又は氏名を記載した書面
- (4) 直前事業年度の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書その他当該株式会社商品取引所の最近における業務、

- 財産及び収支の状況を知ることができる書類
- ニ 法第九十六条の二十五第一項本文又は第三項ただし書の認可後三事業年度における当該認可申請者及びその子会社である株式会社商品取引所の収支の見込みを記載した書面
- ホ その他法第九十六条の二十七第一項に掲げる基準に適合しているかどうかについての認定の参考となるべき事項を記載した書面
- 二 認可申請者が法第九十六条の二十五第一項本文の認可を受けて株式会社商品取引所を子会社とする会社を設立しようとする場合に掲げる書類
- イ 株式会社商品取引所を子会社とする会社を設立しようとする理由を記載した書面
- ロ 当該認可を受けて設立される会社（以下この号において「設立会社」という。）に関する次に掲げる書類
- (1) 取締役及び監査役の住民票の写し等、履歴書、これらの者が法第十五条第二項第一号イ及びロに該当しない旨の官公署の証明書（これらの者が外国人である場合を除く。）並びにこれらの者が同号ハからルまで（これらの者が外国人の場合には、同号イからルまで）のいずれにも該当しないことを誓約する書面
- (2) 設立会社が会計参与設置会社である場合には、会計参与の住民票の写し等（その者が法人の場合には、登記事項証明書）、履歴書（その者が法人の場合には、沿革を記載した書面）、会計参与が法第十五条第二項第一号イ及びロに該当しない旨の官公署の証明書（その者が法人又は外国人である場合を除く。）並びに会計参与が同号ハからルまで（その者が法人の場合には同号ハからルまで及びロ、その者が外国人の場合には同号イからルまで）のいずれにも該当しないことを誓約する書面
- (3) 設立会社の総株主の議決権の百分の五を超える議決権を保有しようとする者がある場合には、当該者の氏名、住所又は居所、国籍及び職業（当該者が法人その他の団体である場合には、その商号又は名称、本店又は主たる事務所の所在地及びその行っている事業の内容）並びにその保有しようとする議決権の数を記載した書面
- (4) その設立が創立総会の決議を要するものである場合には、これに関する創立総会の議事録（株式移転、合併又は分割により設立される場合には、これに関する株主総会の議事録）その他必要な手続があつたことを証する書面
- (5) 業務の内容を記載した書面
- (6) 資本金の額その他の当該設立後における財産の状況を知ることができる書類
- (7) 当該認可申請者が法第九十六条の二十五第一項本文の認可

3 前項の場合において、定款が電磁的記録で作成されているときは、書面に代えて電磁的記録を添付することができる。

(認可審査基準)

第九十六条の二十七 主務大臣は、前条第一項の規定による認可の申請があつた場合においては、その申請が次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一 認可申請者又は認可を受けて設立される会社（以下この条において「認可申請者等」という。）が専ら株式会社商品取引所又は株式会社商品取引所及び商品取引所関連会社（商品市場開設業務に附帯する業務を行う会社、商品市場開設業務に関連する業務及びこれに附帯する業務を行う会社、算定割当量に係る取引を行う市場の開設の業務及びこれに附帯する業務を行う会社、取引所金融商品市場の開設の業務及びこれに附帯する業務を行う会社又は取引所金融商品市場の開設に関連する業務及びこれに附帯する業務を行う会社をいう。第九十六条の三十六において同じ。）を子会社として保有することを目的とする者であること。

二 認可申請者等及びその子会社となる株式会社商品取引所の収支の見込みが良好であること。

三 認可申請者等がその人的構成に照らして、その子会社となる株式会社商品取引所の経営管理を的確かつ公正に遂行することができる知識及び経験を有すること。

四 認可申請者が十分な社会的信用を有する者であること。

2 主務大臣は、前項の規定により審査した結果、その申請が同項の基

を受けて子会社としようとする株式会社商品取引所の経営管理に係る体制を記載した書面

(8) 株式会社商品取引所の業務に関する知識及び経験を有する従業員の状態を記載した書類

ハ 設立会社が子会社としようとする株式会社商品取引所に関する次に掲げる書類

(1) 商号及び本店の所在地を記載した書面

(2) 取締役及び監査役の役職名及び氏名を記載した書面

(3) 当該株式会社商品取引所が会計参与設置会社である場合には、会計参与の名称又は氏名を記載した書面

(4) 直前事業年度の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書その他当該株式会社商品取引所の最近における業務、財産及び収支の状況を知ることができる書類

ニ 当該設立後三事業年度における設立会社及びその子会社である株式会社商品取引所の収支の見込みを記載した書面

ホ その他法第九十六条の二十七第一項に掲げる基準に適合しているかどうかについての認定の参考となるべき事項を記載した書面

準に適合していると認めるときは、次の各号のいずれかに該当する場
合を除いて、その認可を与えなければならない。

一 認可申請者等が株式会社（次に掲げる機関を置くものに限る。）
でないとき。

イ 取締役会

ロ 監査役、監査等委員会又は指名委員会等

二 認可申請者がこの法律又はこの法律に相当する外国の法令の規定
により罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に
処せられ、その執行の終わった日又は執行を受けることがないこと
となつた日から五年を経過しない者であるとき。

三 認可申請者が第九十六条の二十二第一項、第九十六条の三十四第
一項若しくは第九十六条の四十第一項の規定により認可を取り消さ
れ、第五百九条第一項若しくは第二項、第八十六条第一項若し
くは第二項、第二百三十五条第三項、第二百三十六條第一項若し
くは第三百四十條第一項（第三百四十五條において準用する場合を
含む。）の規定により許可を取り消され、若しくは第二百四十條の二
十三第一項の規定により登録を取り消され、これらの取消しの日か
ら五年を経過しない者又はこの法律に相当する外国の法令の規定に
より当該外国において受けている同種の認可、許可若しくは登録（当
該認可、許可又は登録に類する免許その他の行政処分を含む。）を
取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者であるとき。

四 認可申請者等の役員のうち第十五条第二項第一号イからルまで
のいずれかに該当する者があるとき。

五 認可申請書又はこれに添付すべき書類若しくは電磁的記録のうち
に重要な事項について虚偽の記載又は記録があるとき。

（議決権の保有制限）

第九十六条の二十八 何人も、商品取引所持株式会社の議決権の
百分の二十（その財務及び営業の方針の決定に対して重要な影響を
与えることが推測される事実として主務省令で定める事実がある場合
に、百分の十五。以下この款（第九十六条の四十第四項を除く。）に
おいて「保有基準割合」という。）以上の数の対象議決権を取得し、
又は保有してはならない。ただし、商品取引所又は金融商品取引所が
取得し、又は保有する場合は、この限りでない。

2 前項本文の規定は、保有する対象議決権の数に増加がない場合その
他の主務省令で定める場合において、商品取引所持株式会社の議決権の
議決権の保有基準割合以上の数の対象議決権を取得し、又は保有する
こととなる場合には、適用しない。

（取得等の制限の適用除外）

第三十六条の十 法第九十六条の二十八第二項及び第九十六条の三十一
第二項の主務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 保有する商品取引所持株式会社の対象議決権の数に増加がない場
合

二 担保権の行使又は代物弁済の受領により商品取引所持株式会社の
対象議決権を取得し、又は保有する場合

三 金融商品取引業者が業務として商品取引所持株式会社の対象議決
権を取得し、又は保有する場合（金融商品取引法第二条第八項第

3 前項の場合において、商品取引所持株式会社の総株主の議決権の保有基準割合以上の数の対象議決権を取得し、又は保有することとなった者（以下この条において「特定保有者」という。）は、特定保有者になつた旨その他主務省令で定める事項を、遅滞なく、主務大臣に届け出なければならない。

4 第二項の場合において、特定保有者は、特定保有者となつた日から三月以内に、商品取引所持株式会社の保有基準割合未満の数の対象議決権の保有者となるために必要な措置をとらなければならない。ただし、当該特定保有者が地方公共団体等である場合であつて、当該地方公共団体等が第九十六条の三十一第一項の認可を受けたときは、この限りでない。

5 前各項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（対象議決権保有届出書の提出）

第九十六条の二十九 商品取引所持株式会社の総株主の議決権の百分の五を超える対象議決権の保有者（以下この条において「対象議決権保有者」という。）となつた者は、主務省令で定めるところにより、対象議決権保有割合（対象議決権保有者の保有する当該対象議決権の数を当該商品取引所持株式会社の総株主の議決権の数で除して得た割合をいう。）、保有の目的その他主務省令で定める事項を記載した対象議決権保有届出書を、遅滞なく、主務大臣に提出しなければならない。

（対象議決権保有届出書の提出者に対する報告徴収及び立入検査）

第九十六条の三十 主務大臣は、この法律の施行のため必要があると認めるときは、前条の対象議決権保有届出書の提出者に対し、その業務若しくは財産に関し参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、

一号に掲げる行為により取得し、又は保有する場合を除く。）
四 証券金融会社が金融商品取引法第五十六条の二十四第一項に規定する業務として商品取引所持株式会社の対象議決権を取得し、又は保有する場合

（商品取引所持株式会社の財務及び営業の方針の決定に対して重要な影響を与えることが推測される事実等）

第三十六条の十一 第二十九条の二の規定は法第九十六条の二十八第一項本文の主務省令で定める事実について、第三十一条の二の規定は法第九十六条の二十八第三項の主務省令で定める事項について、第三十一条の三の規定は法第九十六条の二十九の規定による対象議決権保有届出書の提出について、第三十六条の七（同条第二項第一号ロ(10)及び(12)を除く。）の規定は法第九十六条の三十一第一項の認可について、それぞれ準用する。この場合において、第二十九条の二第一号中「法第八十六条第一項本文」とあるのは「法第九十六条の二十八第一項本文」と、同条中「株式会社商品取引所」とあるのは「商品取引所持株式会社」と、第三十六条の七第二項第一号(13)ロ中「外国商品市場開設者、外国商品市場開設者持株会社、外国金融商品取引市場開設者又は外国金融商品取引市場開設者持株会社」とあるのは「外国商品市場開設者又は外国金融商品取引市場開設者」と読み替えるものとする。

又はその職員に、その者の事務所若しくは営業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件の検査（当該対象議決権保有届出書の記載に関し必要な検査に限る。）をさせることができる。

2 第八十六条の第三第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

（主要株主に係る認可等）

第九十六条の三十一 地方公共団体等は、第九十六条の二十八第一項本文の規定にかかわらず、主務省令で定めるところにより、主務大臣の認可を受けて、商品取引所持株会社の総株主の議決権の保有基準割合以上百分の五十以下の数の対象議決権を取得し、又は保有することができる。

2 前項の認可を受けた地方公共団体等は、同項及び第九十六条の二十八第一項本文の規定にかかわらず、その保有する対象議決権の数に増加がない場合その他の主務省令で定める場合には、商品取引所持株会社の総株主の議決権の百分の五十を超える対象議決権を取得し、又は保有することができる。

3 前項の場合において、商品取引所持株会社の総株主の議決権の百分の五十を超える対象議決権を取得し、又は保有することとなつた地方公共団体等（以下この条において「特定保有団体等」という。）は、特定保有団体等となつた日から三月以内に、商品取引所持株会社の総株主の議決権の百分の五十以下の数の対象議決権の保有者となるために必要な措置をとらなければならない。

4 第九十六条の十九第三項及び第五項の規定は、特定保有団体等について準用する。この場合において、同条第三項中「前項」とあるのは「第九十六条の三十一第二項」と、同条第五項中「前項」とあるのは「第九十六条の三十一第三項」と読み替えるものとする。

5 第三条第二項及び第三項の規定は、第一項の認可について準用する。

（主要株主に係る認可基準）

第九十六条の三十二 主務大臣は、前条第一項の認可の申請があつた場合においては、その申請が次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一 認可申請者がその対象議決権を行使することにより、商品取引所持株会社の子会社である株式会社商品取引所の業務の健全かつ適切な運営を損なうおそれがないこと。

二 認可申請者が商品取引所の業務の公共性に関し十分な理解を有すること。

2 第九十六条の二十第二項の規定は、前条第一項の認可について準用する。この場合において、第九十六条の二十第二項中「前項」とあるのは、「第九十六条の三十二第一項」と読み替えるものとする。

(主要株主に対する報告徴収及び立入検査)

- 第九十六条の三十三 主務大臣は、この法律の施行のため必要があると認めるときは、商品取引所持株会社の主要株主(第九十六条の三十一第一項の認可を受けた者をいう。以下この款において同じ。)に対し、当該商品取引所持株会社若しくはその子会社である株式会社商品取引所の業務若しくは財産に関し参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又はその職員に、当該主要株主の事務所若しくは営業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件の検査(当該商品取引所持株会社又はその子会社である株式会社商品取引所の業務又は財産に関し必要な検査に限る。)をさせることができる。
- 2 前項の規定は、商品取引所持株会社の保有基準割合以上百分の五十以下の数の対象議決権を保有する金融商品取引所について準用する。
- 3 第八十六条の三第二項及び第三項の規定は、第一項(前項において準用する場合を含む。)の規定による立入検査について準用する。

(主要株主に対する監督上の処分)

- 第九十六条の三十四 主務大臣は、商品取引所持株会社の主要株主がこの法律等に違反したとき、又は主要株主の行為が当該商品取引所持株会社の子会社である株式会社商品取引所の業務の健全かつ適切な運営を損なうおそれがあると認めるときは、当該主要株主に対し、第九十六条の三十一第一項の認可を取り消し、その他監督上必要な措置をとることを命ずることができる。
- 2 前項の規定により第九十六条の三十一第一項の認可を取り消された者は、当該認可を取り消された日から三月以内に、商品取引所持株会社の保有基準割合未満の数の対象議決権の保有者となるために必要な措置をとらなければならない。
- 3 第九十六条の二十二第三項の規定は第一項の規定による処分について、同条第四項の規定は第一項の規定による認可の取消しに係る聴聞について準用する。
- 4 第一項の規定は商品取引所持株会社の保有基準割合以上百分の五十以下の数の対象議決権を保有する商品取引所及び金融商品取引所について、第九十六条の二十二第三項の規定はこの項において準用する第一項の規定による処分について準用する。

(主要株主に係る認可の失効)

第九十六条の三十五 商品取引所持株会社の主要株主が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、第九十六条の三十一第一項の認可は、その効力を失う。

- 一 認可を受けた日から六月以内に保有基準割合以上の数の対象議決権の保有者とならなかつたとき。
- 二 保有基準割合未満の数の対象議決権の保有者となつたとき。
- 三 商品取引所又は金融商品取引所となつたとき。

2 前項の規定により認可が失効したとき（同項第三号に係る場合にあつては、金融商品取引所となつたときに限る。）は、主要株主であつた者は、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

（業務の範囲）

第九十六条の三十六 商品取引所持株会社は、子会社である株式会社商品取引所及び商品取引所関連会社の経営管理を行うこと並びにこれらに附帯する業務のほか、他の業務を行うことができない。

2 商品取引所持株会社は、その業務を行うに当たつては、子会社である株式会社商品取引所の業務の公共性に対する信頼及び健全かつ適切な運営を損なうことのないよう、子会社である株式会社商品取引所又は株式会社商品取引所及び商品取引所関連会社の適切な経営管理に努めなければならない。

（子会社の範囲）

第九十六条の三十七 商品取引所持株会社は、商品市場開設業務及びこれに附帯する業務を行う会社以外の会社を子会社としてはならない。ただし、主務省令で定めるところにより、主務大臣の認可を受けた場合は、商品市場開設業務に関連する業務及びこれに附帯する業務を行う会社、算定制当量に係る取引を行う市場の開設の業務及びこれに附帯する業務を行う会社、取引所金融商品市場の開設の業務及びこれに附帯する業務を行う会社又は取引所金融商品市場の開設に関連する業務及びこれに附帯する業務を行う会社を子会社とすることができる。

（商品取引所持株会社の子会社の認可申請）

第三十六条の十二 商品取引所持株会社は、法第九十六条の三十七第一項ただし書の規定により認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して主務大臣に提出しなければならない。

一 当該認可に係る会社を子会社（法第三条の二第三項に規定する子会社をいう。以下この条において同じ。）とする理由を記載した書面

二 当該認可に係る子会社となる会社に関する次に掲げる書類
イ 商号及び本店の所在地を記載した書面
ロ 業務の内容を記載した書面

ハ 取締役及び監査役の氏名及び役職名を記載した書面
ニ 当該会社が会計参与設置会社である場合には、会計参与の氏名又は名称を記載した書面

ホ 定款
ヘ 登記事項証明書
ト 直前事業年度の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書その他最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書類

三 当該商品取引所持株会社及びその子会社に関する次に掲げる書類

イ 当該商品取引所持株会社及びその子会社の業務及び財産の状況を連結して記載した直前事業年度の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書その他これらの最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書類

ロ 当該認可後三事業年度における当該商品取引所持株会社及びその子会社（当該認可に係る子会社となる会社を含む。ハにおいて同じ。）の収支の見込みを記載した書面

2 第三条第二項から第四項までの規定は、前項ただし書の認可について準用する。この場合において、同条第四項中「業務を行う」とあるのは「会社を子会社とする」と、「商品市場開設業務」とあるのは「商品取引所の商品市場開設業務」と読み替えるものとする。

(認可の取消し)

第九十六条の三十八 主務大臣は、商品取引所持株会社が第九十六条の二十五第一項又は第三項ただし書の認可を受けた当該時に第九十六条の二十七第二項各号のいずれかに該当していたことが判明したときは、その認可を取り消すことができる。

(報告徴収及び立入検査)

第九十六条の三十九 主務大臣は、この法律の施行のため必要があると認めるときは、商品取引所持株会社若しくはその子会社に対し、当該商品取引所持株会社の業務若しくは財産に関し参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又はその職員に、当該商品取引所持株会社若しくは当該子会社の事務所若しくは営業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件の検査(当該子会社にあつては、当該商品取引所持株会社の業務又は財産に関し必要な検査に限る。)をさせることができる。

2 第九十六条の三第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

(監督上の処分)

第九十六条の四十 主務大臣は、商品取引所持株会社がこの法律等に違反したとき、商品取引所持株会社の行為がその子会社である株式会社商品取引所の業務の健全かつ適切な運営を損なうおそれがあると認めるとき、又は商品取引所持株会社の子会社の行為が当該商品取引所持株会社の子会社である株式会社商品取引所の業務の健全な運営を損なうおそれがあるにもかかわらず、当該行為の是正のため必要な措置をとることを怠つたときは、当該商品取引所持株会社に対し、第九十六条の二十五第一項若しくは第三項ただし書又は第九十六条の三十七第一項ただし書の認可を取り消し、その他監督上必要な措置をとることを命ずることができる。

2 主務大臣は、商品取引所持株会社の役員がこの法律等に違反したときは、当該商品取引所持株会社に対し、当該役員の解任を命ずることができる。

3 第一項の規定により第九十六条の二十五第一項又は第三項ただし書の認可を取り消された商品取引所持株会社は、速やかに、当該株式会

八 当該商品取引所持株会社が行う子会社の経営管理に係る体制を記載した書面

四 その他参考となるべき事項を記載した書面

社商品取引所を子会社とする会社でなくなるために必要な措置をとらなければならない。

4 前項の措置がとられた場合において、当該措置をとった者がなお株式会社商品取引所の保有基準割合以上の数の対象議決権の保有者であるときは、当該株式会社商品取引所を子会社とする会社でなくなつた日を第八十六条第四項の特定保有者となつた日とみなして、同項の規定を適用する。

5 第九十六条の二十二第三項の規定は第一項又は第二項の規定による処分について、同条第四項の規定は第一項又は第二項の規定による認可の取消し又は役員解任の命令に係る聴聞について準用する。

(認可の失効)

第九十六条の四十一 商品取引所持株会社が次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、第九十六条の二十五第一項又は第三項ただし書の認可は、その効力を失う。

一 株式会社商品取引所を子会社とする会社でなくなつたとき(当該株式会社商品取引所の議決権の保有の態様その他の事情を勘案して主務省令で定める場合を除く。)

二 解散したとき。

三 設立、合併(当該合併により設立される会社が商品取引所持株会社であるものに限る。)又は新設分割(当該新設分割により設立された会社が商品取引所持株会社であるものに限る。)を無効とする判決が確定したとき。

四 認可を受けた日から六月以内に株式会社商品取引所を子会社とする会社とならなかつたとき。

2 前項の規定により認可が失効したときは、商品取引所持株会社であつた者は、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

(対象議決権に係る規定の準用)

第九十六条の四十二 第八十六条第五項の規定は、第九十六条の二十五第二項、同条第四項において準用する第九十六条の十九第三項及び第五項、第九十六条の二十八第一項から第四項まで、第九十六条の二十九、第九十六条の三十一第一項から第三項まで、同条第四項において準用する第九十六条の十九第三項及び第五項、第九十六条の三十二第一項、第九十六条の三十三第二項、第九十六条の三十四第二項及び第四項、第九十六条の三十五第一項並びに第九十六条の四十第四項の規定を適用する場合について準用する。

(法第九十六条の四十二において準用する法第八十六条第五項第二号の政令で定める特別の関係)

第十二条 法第九十六条の四十二において準用する法第八十六条第五項第二号の政令で定める特別の関係は、次に掲げる関係とする。

一 共同で株式会社商品取引所若しくは商品取引所持株会社の対象議決権を取得し、若しくは保有し、又は当該株式会社商品取引所若しくは当該商品取引所持株会社の対象議決権を行使することを合意している者(以下この条において「共同保有者」という。)の関係(共同保有者のいずれかが商品取引所等である場合においては、当該商品取引所等と他の共同保有者との関係を除く。)

二 夫婦の関係

三 法人の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権(社債、株式等の振替に関する法律第四百七条第一項又は第四百八十八条第一項(これらの規定を同法第二百二十八条第一項、第二百

(監督上の処分等に係る規定の準用)

第九十六条の四十三 第九十六条の三十六第二項及び第九十六条の四十一項の規定は株式会社商品取引所を子会社とする商品取引所及び商品取引所持株会社を子会社とする商品取引所について、第九十六条の三十六第二項、第九十六条の三十九及び第九十六条の四十第一項の規定は株式会社商品取引所を子会社とする金融商品取引所及び金融商品取引所持株会社並びに商品取引所持株会社を子会社とする金融商品取引所について、第九十六条の二十二第三項の規定はこの項において準用する第九十六条の四十第一項の規定による処分について、それぞれ準用する。

- 三十五條第一項、第二百三十九條第一項及び第二百七十六條(第二号に係る部分に限る。)において準用する場合を含む。)の規定により発行者に対抗することができない株式又は持分に係る議決権を含む。)を保有している者(以下この条において「支配株主等」という。)と当該法人(以下この条において「被支配法人」という。)との関係(支配株主等又は被支配法人のいずれかが商品取引所等である場合においては、当該商品取引所等とその支配株主等又は被支配法人との関係を除く。)
- 四 被支配法人とその支配株主等の他の被支配法人との関係(被支配法人のいずれかが商品取引所等である場合においては、当該商品取引所等と他の被支配法人との関係を除く。)
- 2 共同保有者が合わせて法人の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有している場合には、当該共同保有者は、それぞれ当該法人の支配株主等とみなして前項の規定を適用する。
- 3 夫婦が合わせて法人の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有している場合には、当該夫婦は、それぞれ当該法人の支配株主等とみなして第一項の規定を適用する。
- 4 支配株主等とその被支配法人が合わせて他の法人の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有している場合には、当該他の法人も、当該支配株主等の被支配法人とみなして第一項の規定を適用する。
- 5 次の各号に掲げる場合において、当該各号に定める者が保有する議決権には、社債、株式等の振替に関する法律第四百七條第一項又は第四百八條第一項(これらの規定を同法第二百二十八條第一項、第二百三十五條第一項、第二百三十九條第一項及び第二百七十六條(第二号に係る部分に限る。))において準用する場合を含む。)の規定により発行者に対抗することができない株式又は持分に係る議決権を含むものとする。
 - 一 第二項の場合 共同保有者
 - 二 第三項の場合 夫婦
 - 三 前項の場合 支配株主等及びその被支配法人

第四節 商品市場における取引

(取引資格)

第九十七条 会員商品取引所の開設する商品市場における取引は、当該会員商品取引所の会員でなければならない。

2 株式会社商品取引所の開設する商品市場における取引は、当該商品市場における取引参加者でなければならない。

3 前二項の規定は、第一項の会員又は前項の取引参加者から委託を受けて商品清算取引を行う場合には、適用しない。

(相互決済結了取引取決めに係る取引資格)

第九十八条 前条の規定にかかわらず、商品取引所は、定款（株式会社商品取引所にあつては、業務規程。次条第一項、第百条、第百一条第一項、第百九条第一項、第百十三条第一項（第百十四条において準用する場合を含む。）及び第百十四条において同じ。）で定めるところにより、当該商品取引所と相互決済結了取引取決めに締結した他の商品取引所（商品取引所に相当する外国の施設を含む。次項において同じ。）の会員等に、当該相互決済結了取引取決めに基づいて取引の決済を結了させるための取引を行う目的の範囲内において、当該商品取引所の商品市場における取引をすることができ資格を与えることができる。

2 前項に規定する相互決済結了取引取決めとは、当該商品取引所及び他の商品取引所が、それぞれ、他の商品取引所の会員等又は当該商品取引所の会員等に、他の商品取引所の商品市場（商品市場に相当する外国の市場を含む。以下この項において同じ。）又は当該商品取引所の商品市場において決済を結了していない取引について、当該商品取引所の商品市場又は他の商品取引所の商品市場においてその取引の決済を結了させるための取引をすることを、相互に認めるための取決めをいう。

3 第一項の規定に基づき商品取引所により取引資格を与えられた者は、同項に規定する目的の範囲内において、第百一条第一項から第四項まで、第百三条、第百四条第三項及び第四項、第百八条第一項、第百十三条から第百十五条まで、第百十八条、第百五十七條、第百五十九條第一項、第百六十條第一項、第百六十五條、第百七十九條並びに第百八十八條の規定の適用については、会員等とみなす。この場合において、第百十三條第一項（第百十四條及び第百八十八條において準用する場合を含む。）中「から脱退した」とあるのは「において取引をすることができ資格を喪失した」と、第百六十條第一項及び第百六十五條中「の除名」とあるのは「の取引をすることができ資格の取消し」とする。

(会員等の純資産額)

第九十九条 商品取引所は、その定款をもつて、商品市場ごとに、主務省令で定めるところにより、当該商品市場において取引をする会員等の純資産額の最低額を定めなければならない。ただし、当該商品市場において第五百五条第二号又は第三号に掲げる方法による決済を行う場合については、この限りでない。

2 商品取引所は、前項の規定により会員等の純資産額の最低額を定めるときは、二以上の商品市場において、又は他の商品取引所の商品市場において取引をする会員等の純資産額の最低額が他の会員等の純資産額の最低額より多い額となるようにしなければならない。

3 会員等の純資産額が前二項の規定による最低額を下回ることとなつたときは、商品取引所は、遅滞なく、その者の商品市場における取引を停止し、かつ、その旨を主務大臣に報告しなければならない。

4 前項の場合において、当該会員等の商品市場における取引の停止をした日から六月以内にその者の純資産額が第一項又は第二項の規定による最低額以上になつたときは、商品取引所は、遅滞なく、前項の規定による取引の停止を解除し、かつ、その旨を主務大臣に報告しなければならない。

5 第三項の場合において、会員又は取引参加者の純資産額が前項に規定する期間内に第一項又は第二項の規定による最低額以上とならなかつたときは、商品取引所は、遅滞なく、当該会員の除名又は当該取引参加者の取引資格の取消しを行わなければならない。

6 商品取引所は、第三項の規定によりその取引を停止したとき、又は前項の規定により会員の除名若しくは取引参加者の取引資格の取消しを行つたときは、その理由を示し、遅滞なく、その旨を本人に通知しなければならない。

7 第一項から第五項までの純資産額は、資産の合計金額から負債の合計金額を控除した額とし、主務省令で定めるところにより計算しなければならない。

(会員等の純資産額の最低額の算定基準)

第三十七条 商品取引所は、法第九十九条第一項の規定により、当該商品市場において取引をする会員等の純資産額の最低額を定めるときは、当該商品市場における取引の種類、取引単位、取引高その他の取引事情及び商品市場における取引の公正かつ円滑な履行の確保を考慮して定めなければならない。

(純資産額の計算基準)

第三十八条 法第九十九条第七項（法第七十五条第三項、第九十二条第三項、第二百一十一条第四項、第二百三十二条第四項及び第七十九條第三項において準用する場合を含む。）の規定により純資産額を計算するときは、貸借対照表の資産の部に計上されるべき金額の合計額（法第九十九条第七項の規定を法第二百一十一条第四項において準用する場合にあつては、第一号から第六号までに掲げるものの金額の合計額を除く。）から負債の部に計上されるべき金額の合計額（法第九十九条第七項の規定を法第二百一十一条第四項において準用する場合にあつては、第七号から第十号までに掲げるものの金額の合計額を除き、それ以外の場合にあつては第七号及び第八号に掲げるものの金額の合計額を除く。）を控除するものとする。

一 流動資産のうち、次に掲げるもの

イ 委託者等未収金（期間が二週間未満のものを除く。）が商品デリバティブ取引に関し、当該委託者等から預託を受けた金銭、有価証券その他の物及び当該委託者等の計算に属する金銭（当

該委託者等の計算による取引であつて決済を結了していないものに係る差益金に相当する金銭を除く。）、有価証券その他の物の合計額を超える場合における当該超える部分の額

ロ 関係会社（連結会社を除く。）に対する短期貸付金（金融機関（銀行、協同組織金融機関（協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成五年法律第四十四号）第二条第一項に規定する協同組織金融機関をいう。）又は金融商品取引法施行令第一条の九各号に掲げる金融機関をいう。以下このロにおいて同じ。）、信託会社又は金融商品取引業者へのコール資金の貸付け及び国内の金融機関又は金融商品取引業者が振り出した為替手形の購入に係るものを除く。）

ハ 前渡金

ニ 前払費用

二 一般貸倒引当金

三 固定資産のうち、次に掲げるもの

イ 無形固定資産

ロ 長期未収債権

ハ 長期貸付金

ニ 長期前払費用

ホ 繰延税金資産（固定資産に属する資産に関連するものに限る。）

四 繰延資産

五 保有する有価証券（信託財産をもって保有する有価証券を含む。）のうち、次に掲げるもの（金融商品取引所又は外国金融商品取引市場開設者に上場されている有価証券及び金融商品取引法第六十七條の十一第一項の店頭売買有価証券登録原簿（これに類似するもので外国に備えられるものを含む。）に登録されている有価証券並びに国債証券を除く。）

イ 関係会社が発行した有価証券（連結会社が発行した社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第六十六條第一号に規定する短期社債、保険業法第六十一条の十第一項に規定する短期社債及び資産流動化法第二条第八項に規定する特定短期社債に係るもの並びにコマースヤル・ペーパー（金融商品取引法第二条第一項第十五号に掲げる有価証券及び同項第十七号に掲げる有価証券で同項第十五号に掲げる有価証券の性質を有するものをいう。ロにおいて同じ。）、引受けにより取得したもので保有期間が六月を超えないもの並びに売買の状況にかかわらず意図的に関係会社への資金提供を目的とした保有でないことが明らかなものを除く。）

ロ 他の会社又は第三者が発行したコマースヤル・ペーパー又は社債券（商品先物取引業者が当該他の会社から資本調達手段を受け入れている場合であつて、当該商品先物取引業者が意図的に保有しているものに限る。）

ハ 金融商品取引法第二条第一項第六号から第八号までに掲げる有価証券若しくは新株予約権付社債券又は同項第十七号に掲げる有価証券でこれらの有価証券の性質を有するもの（金融商品取引所又は外国金融商品取引市場開設者の上場されている有価証券及び同法第六十七条の十一第一項の店頭売買有価証券登録原簿（これに類似するもので外国に備えられるものを含む。）に登録されている有価証券並びに引受けにより取得したもので保有期間が六月を超えないものを除く。）

六 第三者のために担保に供されている資産（前各号に掲げるものを除く。）

七 商品取引責任準備金

八 他に行っている事業に関し法令の規定により負債の部に計上することが義務付けられている引当金又は準備金のうち利益留保性の引当金又は準備金の性質を有するものがある場合には、当該引当金又は準備金

九 短期劣後債務（長期劣後債務（第五項各号に掲げる性質のすべてを有するものに限る。）のうち、資本金、新株式申込証拠金、資本剰余金、利益剰余金（社外流出予定額（配当及び役員賞与の予定額をいう。）を除く。）、その他有価証券評価差額金（貸借対照表の純資産の部に計上されるその他有価証券をいう。次項において同じ。）の評価差額が負となる場合における当該評価差額をいう。）及び自己株式の合計額（次項において「基本的項目の額」という。）の五十パーセントに相当する額を超える額並びに次号に規定する減価したものの累計額の合計額に相当するものを含む。）

十 長期劣後債務（残存期間が五年以内になったものにあつては、毎年、残存期間が五年になった時点における額の二十パーセントに相当する額を累積的に減価したものに限る。）

2 前項の場合（法第九十九条第七項の規定を法第二百一十一条第四項において準用する場合に限る。）において、前項第二号及び第七号から第十号までに掲げるものの額（同項第九号に掲げるものにあつては基本的項目の額から控除資産の額（同項第一号及び第三号から第六号までに掲げるものの額の合計額をいう。）を控除した額の二百パーセントに相当する額を限度とし、同項第十号に掲げるものにあつては基本的項目の額の五十パーセントに相当する額を限度とする。）並びにその他有価証券評価差額金（貸借対照表の純資産の部に計上されるその他有価証券の評価差額が正となる場合における当該評価差額をいう。）その他基本的項目の額以外の貸借対照表の純資産の部に計上されるものの額の合計額（第百条の二第二項において「補完的項目の額」という。）が基本的項目の額を超えてはならない。

3 第一項の資産及び負債の額は、純資産額の計算を行う日において、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従つて評価した価額

によらなければならない。

4 第一項第九号に規定する短期劣後債務とは、劣後特約付借入金（元利金の支払について劣後の内容を有する特約が付された金銭の消費貸借による借入金をいう。以下同じ。）又は劣後特約付社債（元利金の支払について劣後の内容を有する特約が付された社債をいう。以下同じ。）であつて、次に掲げる性質のすべてを有するものをいう。

一 担保が付されていないこと。
二 契約時又は発行時における借入期間又は償還期間が二年以上五年以内のものであること。

三 期限前弁済又は期限前償還（以下この条において「期限前弁済等」という。）の特約が付されている場合には、当該期限前弁済等が債務者である商品先物取引業者の任意によるものであり、かつ、当該商品先物取引業者が当該期限前弁済等を行うことについて主務大臣の承認を受けたときに限り、当該期限前弁済等を行うことができるものであること。

四 商品先物取引業者がその元利金の支払を行うことにより法第二百一十一条第二項の規定に違反することとなる場合には、当該元利金の支払を行わない旨の特約が付されていること。

5 第一項第九号及び第十号に規定する長期劣後債務とは、劣後特約付借入金又は劣後特約付社債であつて、次に掲げる性質のすべてを有するものをいう。

一 担保が付されていないこと。
二 契約時又は発行時における借入期間又は償還期間が五年を超えるものであること。

三 期限前弁済等の特約が付されている場合には、当該期限前弁済等が債務者である商品先物取引業者の任意によるものであり、かつ、当該商品先物取引業者が当該期限前弁済等を行うことについて主務大臣の承認を受けたときに限り、当該期限前弁済等を行うことができるものであること。

四 商品先物取引業者がその利金の支払を行うことにより法第二百一十一条第二項の規定に違反することとなる場合には、当該利金の支払を行わない旨の特約が付されていること。

6 第四項に規定する短期劣後債務又は前項に規定する長期劣後債務について、次の各号に掲げる場合においては、当該各号に定める額を当該短期劣後債務の額又は当該長期劣後債務の額から控除しなければならない。

一 劣後特約付借入金の借入先が子会社（財務諸表等規則第八条第三項に規定する子会社（同条第七項の規定により子会社に該当しないものと推定される特定目的会社を除く。）をいう。以下同じ。）又は関連会社である場合、当該劣後特約付借入金の額

二 劣後特約付社債の保有者（信託財産をもって保有する者を含む。次号において同じ。）が自己、子会社又は関連会社である場合、当

- 該劣後特約付社債の額
- 三 劣後特約付借入金の借入先又は劣後特約付社債の保有者に意図的に資金の提供を行っている場合 当該資金の額（当該資金の額が劣後特約借入金、劣後特約付社債の額及び劣後特約付社債の合計額を超える場合）は、当該合計額を超過する額である。
- 七 第四項第三号又は第五項第三号の承認を受けようとする商品先物取引業者は、次に掲げる事項を記載した承認申請書に契約書の写し又はこれに準ずる書類を添付して、主務大臣に提出しなければならない。
- 一 商号
- 二 許可年月日又は許可更新年月日
- 三 期限前弁済等の額（外貨建てである場合）は、期限前弁済等の額及びその円換算額）
- 四 現在及び期限前弁済等を行った後の短期劣後債務又は長期劣後債務の額（外貨建てである場合）は、短期劣後債務又は長期劣後債務の額及びその円換算額）
- 五 期限前弁済等を行う理由
- 六 期限前弁済等の予定日
- 七 十分な純資産額規制比率（法第二百一十一条第一項に規定する純資産額規制比率をいう。以下同じ。）を維持するための資本金調達その他の具体的措置の内容
- 八 期限前弁済等を行った後の純資産額規制比率の推定値
- 八 主務大臣は、第四項第三号又は第五項第三号の承認をしようとするときは、当該短期劣後債務又は当該長期劣後債務が純資産額規制比率を一時的かつ意図的に向上させたものでないことを確認の上、次に掲げる基準のいずれかに適合するかどうかを審査しなければならない。
- 一 当該期限前弁済等を行った後において当該商品先物取引業者が十分な純資産額規制比率を維持できると見込まれること。
- 二 当該期限前弁済等の額以上の額の資本金調達を行うこと。
- 九 第一項第一号ハに掲げる前渡金のうち、仕入れに係る消費税の前渡金であって、その額がその他の預り金に計上した売上げに係る消費税の額に達するまでのものについては、その額を当該前渡金の額から控除することができる。
- 十 次の各号に掲げるものについては、その額から当該各号に定める額を控除することができる。
- 一 第一項第一号ロに規定する短期貸付金 当該短期貸付金の貸付先から預託を受けている担保金その他の資産の評価額
- 二 第一項第五号イに規定する関係会社が発行した有価証券 当該有価証券に担保として付されている担保金その他の資産の評価額
- 三 第一項第六号に規定する第三者のために担保に供されている資

産 当該第三者から預託を受けている担保金その他の資産の評価額

11 第一項第一号ロ及び第五号イの「関係会社」とは、次に掲げる者をいう。

- 一 商品先物取引業者の親会社
- 二 商品先物取引業者の子会社
- 三 商品先物取引業者の関連会社
- 四 商品先物取引業者の親会社の子会社（財務諸表等規則第八条第三項及び第七項の規定により当該親会社の子会社とされる者（当該商品先物取引業者及び前三号に掲げる者を除く。）をいう。）
- 五 商品先物取引業者の親会社の関連会社（財務諸表等規則第八条第五項の規定により当該親会社の関連会社とされる者（第三号に掲げる者を除く。）をいう。）

12 第一項第一号ロ及び第五号イの「連結会社」とは、次に掲げる者をいう。

- 一 商品先物取引業者（連結財務諸表提出会社（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号）第二条第一号に規定する連結財務諸表提出会社又は外国におけるこれに相当する者をいう。次号において同じ。）に限る。）の連結子会社（同条第四号に規定する連結子会社又は外国におけるこれに相当する者をいう。次号において同じ。）
- 二 商品先物取引業者を連結子会社とする連結財務諸表提出会社及びその連結子会社（当該商品先物取引業者及び前号に掲げる者を除く。）

13 前各項に規定するもののほか、純資産額の計算に関し必要な事項は、主務大臣が定める。

(会員等の数)

第百条 商品取引所は、その定款をもつて、商品市場ごとに、当該商品市場において取引をする会員等の数又は委託を受けて当該商品市場において取引をする会員等の数の最高限度を設定することができる。

(信認金)

第百一条 会員等は、定款で定めるところにより、商品取引所に対し、当該会員等が取引をする商品市場ごとに信認金を預託しなければならない。

2 会員等は、前項の信認金を預託した後でなければ、商品市場において取引をしてはならない。

3 信認金は、有価証券（国債証券、地方債証券並びに特別の法律により法人の発行する債券、取引所金融商品市場において売買取引されている社債券及び株券その他の政令で定める有価証券をいう。）をもつて、これに充てることができる。

(充用有価証券)

第十三条 法第一条第三項の政令で定める有価証券は、次に掲げるものとする。ただし、第三号から第八号までに掲げるものについては、商品取引所が定款（株式会社商品取引所にあつては、業務規程）で定めるところにより指定するものに限る。

(有価証券及び倉荷証券の充用価格)

第三十九条 法第一条第三項又は法第三十二条第五項（法第七十九条第六項において準用する場合を含む。）の有価証券及び倉荷証券の充用価格は、国債証券については時価の九割五分以下において、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券又は日本銀行の発行

- 4 前項の有価証券の充用価格は、時価を参酌して主務省令で定めるところにより算出した価格を超えてはならない。
 - 5 商品先物取引業者である会員等に対して商品市場における取引を委託した者（次項及び第八十二条第二項において「取引委託者」という。）は、その委託により生じた債権に関し、当該商品市場についての当該会員等の信託金について、他の債権者に先立って弁済を受ける権利を有する。
 - 6 前項の優先弁済を受ける権利が互いに競合するときは、会員等でない取引委託者の有する権利は、会員等である取引委託者の有する権利に対し優先する。
 - 7 商品取引所は、商品取引債務引受業を行うことにより取得した会員等に対する債権と当該会員等に対する信託金に係る債務を相殺してはならない。
- (業務規程)
- 第一百二条 商品取引所は、その業務規程において、その開設する商品市場ごとに、当該商品市場における次に掲げる事項（会員商品取引所にあつては、第一号から第三号まで及び第五号に掲げる事項を除く。）に関する細則を定めなければならない。
- 一 取引参加者に関する事項
 - 二 信託金に関する事項
 - 三 取引証拠金に関する事項
 - 四 商品市場における取引の対象とする商品たる物品、商品指数又はオプション（実物オプション及び特定スワップオプションを含む。）

- 一 日本銀行の発行する出資証券
- 二 特別の法律により法人の発行する債券
- 三 金融商品取引法第二条第十七項に規定する取引所金融商品市場において売買取引されている株券
- 四 金融商品取引法第六十七条の十一第一項に規定する店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株券
- 五 銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）による銀行の発行する株券（前二号の株券を除く。）
- 六 第三号又は第四号の株券を発行する会社の発行する社債券
- 七 信託法（平成十八年法律第八十号）第八十五条第一項に規定する受益証券、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）第二条第七項に規定する受益証券及び貸付信託法（昭和二十七年法律第九十五号）第二条第二項に規定する受益証券
- 八 投資信託及び投資法人に関する法律第十五項に規定する投資証券、同条第十八項に規定する新投資口予約権証券、同条第二十項に規定する投資法人債券及び同法第二百二十条第一項に規定する外国投資証券

する出資証券については時価の八割五分以下において、株券、社債券又は受益証券については時価の七割以下において、倉荷証券については当該倉荷証券によつて保管を証せられている上場商品の時価の七割以下において商品取引所（法第七十九条第六項において法第三百三条第五項を準用する場合には商品取引清算機関）が定める最高限度額を超えてはならない。

2 前項の規定により商品取引所（法第七十九条第六項において法第三百三条第五項を準用する場合には商品取引清算機関）が国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券、日本銀行の発行する出資証券、株券、社債券、受益証券又は倉荷証券について充用価格の最高限度額を定めた後において、時価が当該最高限度額を下回ることとなったときは、商品取引所（法第七十九条第六項において法第三百三条第五項を準用する場合には商品取引清算機関）は、遅滞なく、前項の規定により当該最高限度額を変更しなければならない。

- 五 上場商品又は上場商品指数ごとの取引の種類
- 六 取引の期限
- 七 取引の開始及び終了
- 八 取引の停止
- 九 取引の契約の締結及びその制限に関する事項
- 十 受渡しその他の決済の方法
- 十一 前各号に掲げる事項のほか、取引に関し必要な事項
- 2 前項第九号に掲げる事項については、商品取引所は相場の変動又は決済を結了していない取引の数量を制限する措置を講ずることができ旨を定めなければならない。
- 3 株式会社商品取引所の業務規程には、第一項各号に掲げる事項のほか、株式会社商品取引所としての存続期間、商品市場の開設期限又は範囲変更期間（商品市場（第五十六条第五項第二号に規定する期限付商品市場を除く。）における上場商品又は上場商品指数の範囲の変更（廃止又は範囲の縮小を除く。同条において同じ。）が行われる期間をいう。以下この項及び同条において同じ。）を定めたときは、その存続期間、開設期限又は範囲変更期間を記載し、又は記録するものとする。

（取引証拠金）

第三百三条 商品取引所は、商品市場における取引（第二百五条第一号に掲げる方法による決済を行う商品市場における取引に限り、第二条第十項第一号二に掲げるものを除く。以下この条において同じ。）について、主務省令で定めるところにより、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者から、取引証拠金の預託を受けなければならない。

- 一 会員等が自己の計算において商品市場における取引を行う場合又は会員等がその受託した商品市場における取引（次項の規定に基づき委託証拠金の預託を受けて受託したものに限り、）を行う場合当該会員等
- 二 会員等がその受託した商品市場における取引（その委託の取次ぎを受託した者（以下この条において「取次者」という。）から受託したものを除く。）を行う場合（前号に掲げる場合を除く。）当該取引の委託者（会員等に対して商品市場における取引を委託した者であつて取次者でないものをいう。次項において同じ。）
- 三 会員等がその受託した商品市場における取引（第三項の規定に基づき取次ぎ証拠金の預託を受けている取次者から受託したものに限り、）を行う場合（第一号に掲げる場合を除く。）当該取次者
- 四 会員等がその受託した商品市場における取引（取次者から受託したものに限り、）を行う場合（第一号及び前号に掲げる場合を除く。）当該取引の委託の取次ぎの委託をした者（以下この条において「取次委託者」という。）

（取引証拠金の預託方法）

第四十条 商品取引所は、法第三十三条第一項の規定に基づき取次者（同項第二号に規定する取次者をいう。以下この条から第四十三条までにおいて同じ。）、委託者（同号に規定する委託者をいう。以下この条から第四十三条までにおいて同じ。）又は取次委託者（同項第四号に規定する取次委託者をいう。以下この条から第四十三条までにおいて同じ。）から取引証拠金の預託を受けるときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者を代理人として当該取引証拠金の預託を受けなければならない。

- 一 法第三十三条第一項第二号又は第三号に規定する場合 当該取引を受託した会員等
- 二 法第三十三条第一項第四号に規定する場合 当該取引に係る取次者及び当該取引を受託した会員等
- 2 商品取引所は、法第三十三条第一項の規定に基づき会員等又は取次者から取引証拠金の預託を受けるとき（会員等が自己の計算において商品市場における取引を行う場合を除く。）は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者が当該取引証拠金（当該各号に定める者が預託した委託証拠金又は取次ぎ証拠金の額の範囲内に限り、）に対する返還請求権を有するものとしなければならない。
- 一 会員等が委託者から委託証拠金の預託を受けて商品取引所に取引証拠金を預託した場合 当該委託者
- 二 会員等が取次者（取次委託者から取次ぎ証拠金の預託を受けている者に限り、）又は取次委託者から委託証拠金の預託を受けて商品

2 会員等は、商品市場における取引の受託について、主務省令で定めるところにより、委託者又は取次者（当該取引が、次項の規定に基づく取次証拠金の預託を取次委託者から受けていない取次者から受託したものである場合にあつては、取次委託者）の承諾を得て、その者をして、当該会員等に委託証拠金を預託させることができる。

取引所に取引証拠金を預託した場合 当該取次委託者
三 取次者が取次委託者から取次証拠金の預託を受けて商品取引所に取引証拠金を預託した場合 当該取次委託者

（委託証拠金の預託に係る委託者等の同意）

第四十一条 会員等は、法第百三条第二項の規定により、委託者、取次者又は取次委託者（以下この条において「委託者等」という。）をして委託証拠金を預託させるときは、当該委託者等から、自己に対して当該委託証拠金を預託させることについての書面による同意を得なければならない。

2 会員等は、法第百三条第二項の規定により、取次委託者をして委託証拠金を預託させるときは、当該取次委託者から商品市場における取引の委託の取次ぎを受託した取次者を代理人として当該委託証拠金の預託を受けなければならない。

3 会員等は、第一項の規定による委託者等の書面による同意に代えて、第六項で定めるところにより、当該委託者等の承諾を得て、当該委託者等の同意を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により得ることができる。この場合において、当該会員等は、当該委託者等の書面による同意を得たものとみなす。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの
イ 会員等に係る電子計算機と委託者等の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 会員等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された当該委託者等の同意に関する事項を電気通信回線を通じて委託者等の閲覧に供し、当該会員等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該委託者等の同意に関する事項を記録する方法

二 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに委託者等の同意に関する事項を記録したものを得る方法

4 前項各号に掲げる方法は、委託者等がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならない。

5 第三項の「電子情報処理組織」とは、会員等の使用に係る電子計算機と、委託者等の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

6 会員等は、第三項の規定により委託者等の同意を得ようとするときは、あらかじめ、当該委託者等に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

3 取次者は、商品市場における取引の委託の取次ぎの受託について、主務省令で定めるところにより、取次委託者の承諾を得て、その者をして、当該取次者に取次証拠金を預託させることができる。

4 商品取引所は、主務省令で定めるところにより、第一項の規定に基づき預託を受けた取引証拠金を管理しなければならない。

一 第三項各号に掲げる方法のうち会員等が使用するもの
二 ファイルへの記録の方式
7 前項の規定による承諾を得た会員等は、当該委託者等から書面又は電磁的方法により電磁的方法による同意を行わない旨の申出があつたときは、当該委託者等の同意を電磁的方法によつて得てはならない。ただし、当該委託者等が再び同項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(取次証拠金の預託に係る取次委託者の同意等)
第四十二条 取次者は、法第百三条第三項の規定により、取次委託者をして取次証拠金を預託させるときは、当該取次委託者から、自己に對して当該取次証拠金を預託させることについての書面による同意を得なければならない。
2 前条第三項から第七項までの規定は、前項の規定による取次委託者の書面による同意について準用する。

(商品取引所における取引証拠金の分別管理)

第四十三条 商品取引所は、法第百三条第四項の規定に基づき取引証拠金を管理するときは、次の各号に掲げる区分ごと、かつ、会員等ごとに、自己の固有財産その他の取引証拠金以外の財産と分別して管理しなければならない。

一 法第百三条第一項第一号に掲げる場合のうち会員等が自己の計算において商品市場における取引を行うときに、同項の規定に基づき当該会員等から預託を受けた取引証拠金

二 法第百三条第一項第一号に掲げる場合のうち会員等が受託した商品市場における取引を同条第二項の規定に基づき委託証拠金の預託を受けて行うときに、同条第一項の規定に基づき当該会員等から預託を受けた取引証拠金

三 法第百三条第一項第二号又は第四号に掲げる場合に、同項の規定に基づき委託者又は取次委託者から預託を受けた取引証拠金
四 法第百三条第一項第三号に掲げる場合に、同項の規定に基づき取次者から預託を受けた取引証拠金

2 商品取引所は、法第百三条第四項の規定に基づき取引証拠金を管理するときは、次項の規定に基づき管理されるものを除き、次に掲げる方法により当該取引証拠金を管理しなければならない。

一 銀行への預金(取引証拠金であることがその名義により明らかなものに限る。)

二 信託業務を営む金融機関(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和十八年法律第四十三号)第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。以下同じ。)への金銭信託(同法第六条の規定により元本の補てんの契約をしたものであって、取引証拠金であることがその名義により明らかなものに限る。)

三 国債の保有

3 商品取引所は、法第百三条第四項の規定に基づき充用有価証券等(同条第五項の規定により取引証拠金に充てられる有価証券及び倉荷証券(以下この条において「有価証券等」という。)をいう。以下この条において同じ。)を管理するときは、次の各号に掲げる有価証券等の区分に応じ、当該各号に定める方法により当該充用有価証券等を管理しなければならない。

一 商品取引所が保管することにより管理する有価証券等(混蔵して保管される有価証券等を除く。次号において同じ。) 充用有価証券等の保管場所については自己の固有財産である有価証券等その他の充用有価証券等以外の有価証券等(以下この条において「固有有価証券等」という。)の保管場所と明確に区分し、かつ、当該充用有価証券等についてどの会員等から又はどの会員等を通じ預託を受けた有価証券等であるかが直ちに判別できる状態で保管することにより管理する方法

二 商品取引所が第三者をして保管させることにより管理する有価証券等 当該第三者をして、充用有価証券等の保管場所については固有有価証券等の保管場所と明確に区分させ、かつ、当該充用有価証券等についてどの会員等から又はどの会員等を通じ預託を受けた有価証券等であるかが直ちに判別できる状態で保管させることにより管理する方法

三 商品取引所が保管することにより管理する有価証券等(混蔵して保管される有価証券等に限る。次号において同じ。) 充用有価証券等の保管場所については固有有価証券等の保管場所と明確に区分し、かつ、各会員等から又は各会員等を通じ預託を受けた充用有価証券等に係る持分が自己の帳簿により直ちに判別できる状態で保管することにより管理する方法

四 商品取引所が第三者をして保管させることにより管理する有価証券等 当該第三者をして、充用有価証券等を預託する者のための口座については商品取引所の自己の口座と区分する等の方法により、充用有価証券等に係る持分が直ちに判別でき、かつ、各会員等から又は各会員等を通じ預託を受けた充用有価証券等に係る持分が自己の帳簿により直ちに判別できる状態で保管させることにより管理する方法

5 第一項の取引証拠金、第二項の委託証拠金及び第三項の取次証拠金は、第百一条第三項に規定する有価証券又は当該商品取引所若しくは他の商品取引所の開設する商品市場における取引の決済のため受渡しの目的物とすることができる当該商品市場の上場商品の保管を証する倉荷証券をもって、これに充てることができる。

6 第百一条第四項の規定は、前項の有価証券又は倉荷証券の充用価格について準用する。

7 第二項又は第三項の場合において、第二項の会員等又は第三項の取

(法第百三条第七項の取引証拠金の預託に代わる契約等)

第四十四条 法第百三条第七項の主務省令で定める金融機関(以下この

次者（以下この項及び第十項において「会員等又は取次者」という。）は、主務省令で定めるところにより、主務大臣の承認を受けて、銀行その他の主務省令で定める金融機関（以下この条において「銀行等」という。）と当該会員等又は取次者のために所要の取引証拠金に相当する金額が商品取引所の指示に応じて当該商品取引所に預託される旨の契約を締結して、その旨を当該商品取引所に届け出ることができる。

条及び第四十五条の二第一項において「銀行等」という。）は、次に掲げるものとする。

- 一 銀行
 - 二 株式会社商工組合中央金庫
 - 三 信用協同組合
 - 四 信用金庫
 - 五 農林中央金庫
 - 六 業として預金又は貯金の受入れをすることができる農業協同組合及び農業協同組合連合会
 - 七 信託会社（信託業法第二十一条第二項の規定に基づき、債務の保証に関する業務を行うことについて内閣総理大臣の承認を受けた者に限る。）
 - 八 保険会社
- 2 会員等又は取次者（法第百三条第七項に規定する会員等又は取次者をいう。以下この条において同じ。）は、銀行等と同項の契約を締結しようとする場合には、その内容を次に掲げる要件に適合するものとしなければならない。
 - 一 法第百三条第十項の規定による商品取引所の指示を受けたときは、当該会員等又は取次者のために当該指示に係る額の取引証拠金が遅滞なく当該商品取引所に預託されるものであること。
 - 二 当該契約に基づく銀行等の債務と当該会員等又は取次者に対する債権を相殺することを禁止するものであること。
 - 三 三月以上の期間にわたって有効な契約であること。
 - 四 会員等又は取次者は、あらかじめ主務大臣及び商品取引所（法第百三条第七項の規定による届出を受けた商品取引所に限る。以下この条において同じ。）の承認を受けた場合を除き、契約の解除又は契約の内容の変更をすることができないものであること。
 - 五 会員等又は取次者は、契約が終了する日の一月前までに、その旨を商品取引所に通知をすることとする。
 - 3 会員等又は取次者は、法第百三条第七項の契約の締結（契約の変更を含む。）に係る承認を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した承認申請書を主務大臣に提出しなければならない。
 - 一 締結しようとする契約の相手方である銀行等の商号又は名称
 - 二 当該契約の内容
 - 三 当該契約につき担保を供する場合にあつては、当該担保に関する事項
 - 四 届出をしようとする商品取引所の名称又は商号
 - 4 主務大臣は、前項の承認の申請が次に掲げる要件に適合していると認めるときは、同項の承認をしなければならない。
 - 一 申請に係る契約の内容が第二項各号に掲げる要件に適合するものであること。
 - 二 当該契約の相手方である銀行等が当該契約を履行するのに必要

8 第一項第一号に掲げる場合（会員等が自己の計算において商品市場における取引を行う場合に限る。）又は同項第二号若しくは第四号に掲げる場合において、同項第一号に定める会員等、同項第二号に定める取引の委託者又は同項第四号に定める取次委託者（以下この条において「会員等、取引の委託者又は取次委託者」という。）は、主務省令で定めるところにより、銀行等と当該会員等、取引の委託者又は取次委託者のために所要の取引証拠金に相当する金額が商品取引所の指示に応じて当該商品取引所に預託される旨の契約を締結して、その旨を当該商品取引所に届け出ることができる。

- な資力及び信用を有すること。
- 三 承認申請者の業務又は財産の状況に照らし、当該契約を締結することが委託者の保護上問題がないと認められること。
- 5 会員等又は取次者は、法第百三条第七項の契約を締結したとき（当該契約を変更したときを含む。）は、その契約書の写しを主務大臣及び商品取引所に提出しなければならない。
- 6 会員等又は取次者は、法第百三条第七項の契約を解除したときは、その事実を証する書面を主務大臣及び商品取引所に提出しなければならない。

（商品取引清算機関に係る法第百三条第七項の取引証拠金の預託に代わる契約の規定の準用）

第四十五条 前条の規定は、法第百七十九条第七項において法第百三条第七項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、前条第二項第一号中「第百三条第十項」とあるのは「第百七十九条第七項において準用する法第百三条第十項」と、同項並びに同条第三項、第五項及び第六項中「会員等又は取次者」とあるのは「会員等又は取次者等」と、「商品取引所」とあるのは「商品取引清算機関」と読み替えるものとする。

（法第百三条第八項の取引証拠金の預託に代わる契約）

第四十五条の二 会員等、取引の委託者又は取次委託者（法第百三条第八項に規定する会員等、取引の委託者又は取次委託者をいう。以下この条において同じ。）は、銀行等と同項の契約を締結しようとする場合には、その内容を次に掲げる要件に適合するものとしなければならない。

- 一 法第百三条第十一項の規定による商品取引所の指示を受けたときは、当該会員等、取引の委託者又は取次委託者のために当該指示に係る額の取引証拠金が遅滞なく当該商品取引所に預託されるものであること。
- 二 当該契約に基づく銀行等の債務と当該会員等、取引の委託者又は取次委託者に対する債権を相殺することを禁止するものであること。
- 三 三月以上の期間にわたって有効な契約であること。

四 会員等、取引の委託者又は取次委託者は、あらかじめ商品取引所（法第百三条第八項の規定による届出を受けた商品取引所に限る。以下この条において同じ。）の承認を受けた場合を除き、契約の解除又は契約の内容の変更をすることができないものであること。

- 五 会員等、取引の委託者又は取次委託者は、契約が終了する日の一月前までに、その旨を商品取引所に通知をするものとする。この旨を通知する旨は、法第百三条第八項の契約

9 前二項の場合において、当該商品取引所は、当該契約の効力の存する間に限り、当該契約において当該商品取引所に預託されることとなつてゐる金額に相当する取引証拠金の全部又は一部については、その預託を猶予することができる。

10 商品取引所は、商品市場における取引の公正を確保し、又は委託者を保護するため必要があると認めるときは、会員等又は取次者と第七項の契約を締結した銀行等又は当該会員等又は取次者に対し、所要の取引証拠金に相当する金額又は前項の規定により預託を猶予した取引証拠金を当該商品取引所に預託すべき旨を指示しなければならない。

11 商品取引所は、商品市場における取引の公正を確保するため必要があると認めるときは、会員等、取引の委託者又は取次委託者と第八項の契約を締結した銀行等又は当該会員等、取引の委託者又は取次委託者に対し、所要の取引証拠金に相当する金額又は第九項の規定により預託を猶予した取引証拠金を当該商品取引所に預託すべき旨を指示しなければならない。

(上場商品の格付)

第百四条 上場商品の格付の方法、格付表その他格付に関する事項は、業務規程で定めなければならない。

2 前項の場合において、商品市場における取引のために、当該上場商品の等級について定められた国定規格があるときは、商品取引所は、これに従わなければならない。

3 会員等は、商品取引所が業務規程で定めるところにより行う格付に従わなければならない。

4 商品取引所は、格付人を選任する必要がある場合には、当該

を締結したとき(当該契約を変更したときを含む。)は、その契約書の写しを商品取引所に提出しなければならない。

3 会員等、取引の委託者又は取次委託者は、法第百三条第八項の契約を解除したときは、その事実を証する書面を商品取引所に提出しなければならない。

(商品取引清算機関に係る法第百三条第八項の取引証拠金の預託に代わる契約の規定の準用)

第四十五条の三 前条の規定は、法第百七十九条第八項において法第百三条第八項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、前条中「会員等、取引の委託者又は取次委託者」とあるのは「会員等、取引の委託者、取次委託者、清算取次委託者又は清算取次者に対する委託者」と、同条第一項第一号中「法第百三十一項」とあるのは「法第百七十九条第八項において準用する法第百三十一項」と、同号、同項第四号及び第五号並びに同条第二項及び第三項中「商品取引所」とあるのは「商品取引清算機関」と読み替へるものとする。

商品取引所の会員等以外の者のうちから選任しなければならない。

5 前項の格付人は、商品取引所の使用人としなければならない。ただし、主務大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

(取引の決済)

第百五条 商品市場における取引の決済は、定款で定めるところにより、商品市場ごとに、次の各号のいずれかに掲げる方法により行わなければならない。

一 商品取引所を経て行う方法

二 商品取引所が第百七十三条第一項の承認を受けてその開設する商品市場における取引に基づく債務の引受けを行う方法

三 商品取引清算機関が商品市場における取引に基づく債務の引受けを行う方法（前号に掲げる方法を除く。）

(取引の決済の繰延への禁止)

第百六条 商品市場における取引は、商品取引所の格付の遅延その他商品取引所（前条第三号に掲げる方法による決済を行う商品市場にあつては、当該商品市場について商品取引債務引受業を行う商品取引清算機関を含む。）につき生じた事由による場合を除くほか、その履行期を繰り延べて決済してはならない。

(取引の臨時的開始等の届出)

第百七条 商品取引所は、商品市場ごとに、商品市場を開設することができることとなつた日以後最初にその取引を行つたとき、及び臨時に取引を開始し、若しくは終了し、又はその停止をし、若しくはその停止を解除したときは、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

(債務不履行による損害賠償)

第百八条 会員等（第百五条第二号又は第三号に掲げる方法による決済を行う場合にあつては、清算参加者である会員等に限る。以下この条において同じ。）が商品市場における取引に基づく債務の不履行により他の会員等又は商品取引清算機関に損害を与えたときは、その損害を受けた会員等又は商品取引清算機関は、その損害を与えた会員等の当該取引に係る商品市場についての信託金及び当該取引についての取引証拠金（自己の計算による取引についてのものに限る。）について、他の債権者に先立つて弁済を受ける権利を有する。

2 第百一条第五項の規定による取引委託者が優先弁済を受ける権利は、前項の規定にかかわらず、同項の信託金についての会員等又は商品取引清算機関の権利に対して優先する。

(特別担保金)

第九九条 第五條第一号に掲げる方法による決済を行う場合において、商品取引所は、定款で定めるところにより、会員等をして、当該会員等が取引をする商品市場ごとに特別担保金を預託させることができる。

2 会員等は、商品市場における取引に基づく債務の不履行による債権に関し、前条第一項の規定により同項に規定する信託金及び取引証拠金について弁済を受け、なお不足があるときは、当該取引の相手方たる会員等の当該商品市場についての特別担保金について、他の債権者に先立って弁済を受ける権利を有する。

3 会員等は、前項の規定により同項の特別担保金について弁済を受け、なお不足があるときは、他の会員等の当該商品市場についての特別担保金について、その特別担保金の額に依りて、他の債権者に先立って弁済を受ける権利を有する。ただし、その不足する額に、その会員等の当該商品市場についての特別担保金の同項に規定する取引の相手方たる会員等以外の会員等の当該商品市場についての特別担保金の総額に対する割合を乗じて得た額をその不足する額から控除した残額の範囲に限る。

4 前項の規定による弁済があつたときは、同項に規定する他の会員等は、第二項に規定する取引の相手方たる会員等に対し、求償権を有する。

(信託金等の運用方法)

第一百十條 商品取引所は、国債の保有その他主務省令で定める方法によるほか、信託金又は特別担保金として預託を受けたものを運用することができない。

(総取引高等の公表)

第一百一十條 商品取引所は、主務省令で定めるところにより、その開設する商品市場における次に掲げる事項について、速やかに、その会員等に通知し、公表しなければならない。

一 毎日の総取引高

(信託金等の運用方法)

第四十六條 法第一百十條(法第八十條第五項において読み替えて準用する場合を含む。)の主務省令で定める方法は、次に掲げるものとする。

- 一 地方債の保有
- 二 次に掲げる金融機関への預け金
 - イ 銀行
 - ロ 株式会社商工組合中央金庫
 - ハ 信用協同組合
 - ニ 信用金庫
 - ホ 農林中央金庫
- へ 業として預金又は貯金の受入れをすることができる農業協同組合及び農業協同組合連合会
- 三 信託業務を営む金融機関への信託

(総取引高等の通知等)

第四十七條 商品取引所は、法第一百一十條の規定による通知及び公表を行おうとするときは、商品市場における取引の種類ごと、かつ、上場商品又は上場商品指数の種類ごとに区分し、業務規程に定める方法により、その会員等に通知し、公表しなければならない。

二 取引の成立した対価の額又は約定価格若しくは約定数値（以下「約定価格等」という。）であつて主務省令で定めるもの

（相場、取引高等の報告）

第百十二条 商品取引所は、主務省令で定めるところにより、その開設する商品市場における次に掲げる事項について、主務大臣に報告しなければならない。

- 一 毎日及び毎月の相場及び取引高その他の主務省令で定める事項
- 二 一の会員等の自己の計算による取引であつて決済を結了していないものの毎日の数量が商品市場ごとに主務省令で定める数量を超えている場合その他その商品市場における取引の状況が主務省令で定める要件に該当している場合における当該会員等の名称、当該数量その他の主務省令で定める事項

2 法第百十一条第二号の主務省令で定めるものは、単一の対価の額又は約定価格等（法第百十一条第二号に規定する約定価格等をいう。以下同じ。）による競売の方法により取引を行う商品市場にあつては、当該商品市場における毎日の成立した対価の額又は約定価格等とし、個別に形成される対価の額又は約定価格等による競売の方法により取引を行う商品市場にあつては、当該商品市場における毎日の成立した最初の対価の額又は約定価格等、最高の対価の額又は約定価格等、最低の対価の額又は約定価格等及び最終の対価の額又は約定価格等とする。

（相場、取引高等の報告）

第四十八条 商品取引所は、法第百十二条の規定により同条各号に掲げる事項を報告しようとするときは、遅滞なく、別表第一又は別表第二の二により、主務大臣に提出しなければならない。

- 2 法第百十二条第一号の主務省令で定める事項は、別表第一の第三欄に掲げる事項とする。
- 3 法第百十二条第二号の主務省令で定める数量は、別表第二の第一欄に掲げる商品取引所が開設する同表の第二欄に掲げる商品市場ごと、かつ、売付け又は買付けの別ごとに、当該商品市場に対応する同表の第三欄に掲げる数量とする。
- 4 法第百十二条第二号の主務省令で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。
 - 一 商品市場における一の会員等の一の取引の期限に係る自己の計算による取引であつて決済を結了していないものの数量が別表第二の第一欄に掲げる商品取引所が開設する同表の第二欄に掲げる商品市場において取引の対象とされる同表の第四欄に掲げる上場商品構成物品又は上場商品指数の種類ごと、かつ、売付け又は買付けの別ごとに、同表の第五欄に掲げる数量を超えること。
 - 二 商品市場における一の取引の期限に係る一の委託者の計算による取引であつて決済を結了していないものの数量が別表第二の第一欄に掲げる商品取引所が開設する同表の第二欄に掲げる商品市場において取引の対象とされる同表の第四欄に掲げる上場商品構成物品又は上場商品指数の種類ごと、かつ、売付け又は買付けの別ごとに、同表の第五欄に掲げる数量を超えること。
- 5 法第百十二条第二号の主務省令で定める事項は、別表第一の二の第二欄に掲げる事項とする。

第四十九条 削除

（脱退前又は取引資格の喪失前にした取引の決済の結了）
第百十三条 会員が会員商品取引所から脱退した場合又は取引参加者が株式会社商品取引所の取引資格を喪失した場合において、その会員又

は取引参加者が商品市場における取引の決済を結了していないときは、第三十七条第一項若しくは第二項、第四十条又は第八十三条の規定により承継する者がある場合を除き、商品取引所は、定款で定めるところにより、本人若しくはその決済が結了していない取引に係る権利及び義務を承継した者（以下この条において「承継者」という。）又は他の会員等（当該商品市場において取引をすることができる他の会員等に限る。以下この条において同じ。）をして当該取引の決済を結了させなければならない。

2 前項の場合においては、本人又はその承継者（会員又は取引参加者であるものを除く。）は、当該取引の決済を結了する目的の範囲内において、会員又は取引参加者とみなす。

3 第一項の規定により商品取引所が他の会員等をして当該取引の決済を結了させるときは、本人又はその承継者と当該会員等との間には委任契約が成立しているものとみなす。

（取引の停止の場合における取引の決済の結了）

第百十四条 前条の規定は、会員等の商品市場における取引がこの法律又は商品取引所の定款で定めるところにより停止された場合に準用する。

（帳簿の区分経理及び保存）

第百十五条 会員等は、主務省令で定めるところにより、商品市場における取引について、その他の取引と帳簿上区分して経理し、かつ、帳簿その他業務に関する書類を保存しておかなければならない。

（仮装取引、なれ合い取引等の禁止）

第百十六条 何人も、次に掲げる行為をしてはならない。

一 商品市場における取引に関し、上場商品の所有権の移転を目的としない売買取引をすること。

（帳簿の区分経理等）

第五十条 会員等は、法第百十五条の規定により、商品市場における取引とその他の取引とについて、帳簿上区分経理しなければならない。

2 会員等は、商品市場における取引について別表第三に定める帳簿その他業務に関する書類を商品市場ごとに作成しなければならない。

3 前項の帳簿その他業務に関する書類の保存期間は、十年とする。

（電磁的方法による保存）

第五十一条 前条第二項の帳簿その他業務に関する書類の内容が、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができない方法をいう。第百十四条において同じ。）により記録され、当該記録が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるようにして保存されるときは、当該記録の保存をもつて前条第三項に規定する帳簿その他業務に関する書類の保存に代えることができる。この場合において、会員等は、当該記録が滅失し、又はき損することを防止するために必要な措置を講じなければならない。

二 商品市場における取引に関し、仮装の取引をし、又は偽って自己の名を用いずる取引をすること。

三 商品市場における取引に関し、自己のする取引の申込みと同時期に、それと同一の対価の額又は約定価格等において、他人が当該取引を成立させることのできる申込みをすることをあらかじめその者と通謀の上、当該取引の申込みをすること。

四 商品市場における取引に関し、単独で又は他人と共同して、当該商品市場における取引が繁盛であると誤解させざるべき一連の取引又は当該商品市場における相場を変動させるべき一連の取引をすること。

五 前各号のいずれかに掲げる行為の委託をし、又はその受託をし、若しくはその委託の取次ぎを受託すること。

六 商品市場における取引をする場合に、当該商品市場における相場を変動させる目的をもって、商品市場外で上場商品構成物品又は上場商品指数対象物品の売買その他の取引をすること。

七 商品市場における取引に関し、商品市場における相場が自己又は他人の市場操作によつて変動すべき旨を流布すること。

八 商品市場における取引をする場合に、重要な事項について虚偽の表示又は誤解を生ぜしむべき表示を故意にすること。

(仮装取引等をした者の損害賠償責任)

第一百七十七条 前条の規定に違反した者は、当該違反行為により形成された対価の額又は約定価格等により当該商品市場における取引又はその委託をした者が当該取引又は委託につき受けた損害を賠償する責めに任ずる。

2 前項の規定による賠償の請求権は、請求権者が前条の規定に違反する行為があつたことを知つた時から一年間又は当該行為があつた時から三年間これを行わないときは、時効によつて消滅する。

(会員等の取引の制限等)

第一百八十条 主務大臣は、商品市場において、買占め、売崩しその他の方法により過大な数量の取引が行われ若しくは行われるおそれがあり、又は不当な対価の額若しくは約定価格等が形成され若しくは形成されるおそれがある場合において、商品市場における秩序を維持し、かつ、公益を保護するため必要があると認めるときは、次の各号に掲げる者に対して、当該各号に定める事項を命ずることができる。

一 会員等 商品市場における取引又はその受託の制限

二 商品取引所 当該商品取引所の開設する商品市場における相場の変動又は決済を結了していない取引の数量を制限する措置を講ずること、取引証拠金の額の変更その他商品市場における取引の公正を確保するための事項として主務省令で定める事項

(商品市場における取引の制限等)

第五十一条の二 法第百八十条第二号に規定する主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 法第百八十条第二号に掲げる商品取引所の開設する商品市場における取引又はその受託を制限する措置を講ずること。

二 当該商品取引所の開設する商品市場において会員等が取引を行

三 商品取引清算機関 取引証拠金の額の変更その他商品市場における取引の公正を確保するための事項として主務省令で定める事項

(受託契約準則)

第百十九条 商品取引所は、その受託契約準則において、次に掲げる事項に関する細則を定めなければならない。

- 一 商品市場における取引等（商品清算取引を除く。第三号において同じ。）の受託の条件
- 二 受渡しその他の決済の方法
- 三 前二号に掲げる事項のほか、商品市場における取引等の受託に關し必要な事項

(紛争の処理)

第百二十条 商品取引所は、当該商品取引所の商品市場における取引に關して会員等の間、商品先物取引業者の間又は商品先物取引業者と委託者との間に生じた紛争について当事者である会員等、商品先物取引業者又は委託者から仲介の申出があつたときは、紛争処理規程で定めるところにより、仲介を行うものとする。

- 2 商品取引所は、その紛争処理規程において、次に掲げる事項に関する細則を定めなければならない。
 - 一 仲介の申出手続
 - 二 仲介の方法
 - 三 前二号に掲げる事項のほか、仲介に關し必要な事項

第五節 組織変更

(会員商品取引所から株式会社商品取引所への組織変更)

第百二十一条 会員商品取引所は、その組織を変更して株式会社商品取引所になることができる。

(組織変更計画)

第百二十二条 会員商品取引所は、前条の組織変更（以下この節において「組織変更」という。）をするには、組織変更計画を作成して、会員総会の決議によつて、その承認を受けなければならない。

- 2 第六十一条の規定は、前項の決議について準用する。
- 3 第一項の会員総会の招集は、組織変更計画の要領及び組織変更後の株式会社（以下「組織変更後株式会社商品取引所」という。）の定款を示してしなければならない。
- 4 会員商品取引所が組織変更をする場合には、当該会員商品取引所は、

うことができる時間帯を変更する措置を講ずること。

(仲介の処理状況の報告書の提出)

第五十二条 商品取引所は法第百二十条第一項の規定により仲介を行ったときは、毎月末日現在における当該仲介の処理状況についての報告書を作成し、当該報告に係る月の翌月の十日までに主務大臣に提出するものとする。

第五十三条 削除

組織変更計画において、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 組織変更後株式会社商品取引所の目的、商号、本店の所在地及び発行可能株式総数

二 前号に掲げるもののほか、組織変更後株式会社商品取引所の定款で定める事項

三 組織変更後株式会社商品取引所の取締役の氏名及び会計監査人の氏名又は名称

四 次に掲げる場合の区分に応じ、次に定める事項

イ 組織変更後株式会社商品取引所が会計参与設置会社である場合

組織変更後株式会社商品取引所の会計参与の氏名又は名称

ロ 組織変更後株式会社商品取引所が監査役設置会社（監査役の監

査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある株

式会社を含む。）である場合 組織変更後株式会社商品取引所の監

査役の氏名

五 組織変更をする会員商品取引所の会員が組織変更の際して取得す

る組織変更後株式会社商品取引所の株式の数（組織変更後株式会社

商品取引所が種類株式発行会社である場合にあつては、株式の種類

及び種類ごとの数）又はその数の算定方法

六 組織変更をする会員商品取引所の会員に対する前号の株式の割当

てに関する事項

七 組織変更後株式会社商品取引所が組織変更の際して組織変更をす

る会員商品取引所の会員に対してその持分に代わる金銭を交付する

ときは、その額又はその算定方法

八 前号に規定する場合には、組織変更をする会員商品取引所の会員

に対する同号の金銭の割当てに関する事項

九 組織変更後株式会社商品取引所の資本金及び準備金の額に関する

事項

十 組織変更がその効力を生ずべき日（以下この節において「効力発

生日」という。）

十一 前各号に掲げる事項のほか、主務省令で定める事項

5 組織変更後株式会社商品取引所が監査等委員会設置会社である場合

には、前項第三号に掲げる事項（組織変更後株式会社商品取引所の取

締役に係る事項に限る。）は、監査等委員である取締役とそれ以外の

取締役とを区別して定めなければならない。

（組織変更計画に関する書面等の備置き及び閲覧等）

第二百二十三条 組織変更をする会員商品取引所は、前条第一項の会員総

会の会議開催日の十日前から組織変更の効力が生ずる日の前日までの

間、組織変更計画の内容その他主務省令で定める事項を記載し、又は

記録した書面又は電磁的記録を主たる事務所に備え置かなければなら

ない。

（組織変更をする会員商品取引所の事前開示事項）

第五十四条 法第二百二十三条第一項に規定する主務省令で定める事項

は、次に掲げる事項とする。

一 組織変更計画の内容

二 組織変更後株式会社商品取引所（法第二百二十二条第三項に規定

する組織変更後株式会社商品取引所をいう。以下同じ。）の債務の

履行の見込みに関する事項

2 組織変更をする会員商品取引所の会員及び債権者は、会員商品取引所に対して、その事業時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該組織変更をする会員商品取引所の定めた費用を支払わなければならない。

一 前項の書面の閲覧の請求

二 前項の書面の謄本又は抄本の交付の請求

三 前項の電磁的記録に記録された事項を主務省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求

四 前項の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて主務省令で定めるものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

3 組織変更をする会員商品取引所は、前項の規定による請求があつたときは、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

(債権者の異議)

第二百二十四条 組織変更をする会員商品取引所の債権者は、当該会員商品取引所に対し、組織変更について異議を述べることができる。

2 組織変更をする会員商品取引所は、次に掲げる事項を官報に公告し、かつ、知れている債権者には、各別にこれを催告しなければならない。ただし、第二号の期間は、一月を下ることができない。

一 組織変更をする旨

二 債権者が一定の期間内に異議を述べることができる旨

3 前項の規定にかかわらず、組織変更をする会員商品取引所が同項の規定による公告を、官報のほか、第十一条第六項の規定による定款の定めに従い、同項第二号又は第三号に掲げる公告方法によりするときは、前項の規定による各別の催告は、することを要しない。

4 債権者が第二項第二号の期間内に異議を述べなかつたときは、当該債権者は、当該組織変更について承認をしたものとみなす。

5 債権者が第二項第二号の期間内に異議を述べたときは、組織変更をする会員商品取引所は、当該債権者に対し、弁済し、若しくは相当の担保を提供し、又は当該債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社等（信託会社及び信託業務を営む金融機関（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。）をいう。以下同じ。）に相当の財産を信託しなければならない。ただし、当該組織変更をしても当該債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

三 法第二百二十三条第一項の規定により同項の書面又は電磁的記録を主たる事務所に備え置いた日後、前二号に掲げる事項に変更が生じたときは、変更後の当該事項

(組織変更手続の経過等の書面等の備置き及び閲覧等)

第二百二十五条 組織変更後株式会社商品取引所は、組織変更の効力が生じた日から六月間、第二百三十三条第一項の書面又は電磁的記録及び前条の規定による手続の経過その他の組織変更に関する事項として主務省令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を本店に備え置かなければならない。

2 組織変更後株式会社商品取引所の株主及び債権者は、組織変更後株式会社商品取引所に対して、その営業時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該組織変更後株式会社商品取引所の定めた費用を支払わなければならない。

一 前項の書面の閲覧の請求

二 前項の書面の謄本又は抄本の交付の請求

三 前項の電磁的記録に記録された事項を主務省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求

四 前項の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて主務省令で定めるものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

3 組織変更後株式会社商品取引所は、前項の規定による請求があつたときは、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

(会員への株式の割当て)

第二百二十六条 会員商品取引所の会員は、組織変更計画の定めるところにより、組織変更後株式会社商品取引所の株式又は金銭の割当てを受けるものとする。

2 会社法第二百三十四条第一項から第五項まで、第八百六十八条第一項、第八百六十九条、第八百七十一条、第八百七十四条(第四号に係る部分に限る。)、第八百七十五条及び第八百七十六条の規定は、前項の規定により株式又は金銭の割当てを受ける場合について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(会員商品取引所の会員が組織変更の際に株式等の割当てを受け
る場合について準用する会社法の規定の読替え)

第十四条 法第二百二十六条第二項の規定により同条第一項の規定により株式又は金銭の割当てを受ける場合については、会社法第八百七十一条の規定を準用する場合には、同条第二号中「第八百七十四条各号」とあるのは、「第八百七十四条第四号」と読み替えるものとする。

(組織変更後株式会社商品取引所の事後開示事項等)

第五十五条 法第二百二十五条第一項に規定する主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 組織変更の効力が生じた日

二 組織変更をする会員商品取引所における法第二百二十四条の規定による手続の経過

三 組織変更により組織変更後株式会社商品取引所が組織変更をする会員商品取引所から承継した重要な権利義務に関する事項

四 法第二百三十三条第一項の規定により組織変更をする会員商品取引所が備え置いた書面又は電磁的記録に記載又は記録がされた事項(組織変更契約の内容を除く。)

五 法第二百三十四条第一項の登記をした日

(会計慣行のしん酌)

第五十五条の二 次条から第五十五条の五までの規定の用語の解釈及び規定の適用に関しては、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準その他の企業会計の慣行をしん酌しなければならない。

(資本金として計上すべき額)

第二百二十七条 組織変更後株式会社商品取引所の資本金として計上すべき額については、主務省令で定める。

(資本準備金として計上すべき額等)

第二百二十八条 組織変更の際に資本準備金として計上すべき額その他組織変更の際に計算に關し必要な事項は、主務省令で定める。

(組織変更における株式の発行)

第二百二十九条 会員商品取引所は、第二百二十六条第一項の規定による株式の割当てを行うほか、組織変更の際に、組織変更後株式会社商品取引所の株式を発行することができる。この場合においては、組織変更計画において、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 この条の規定により発行する株式（以下この節において「組織変更時発行株式」という。）の数（種類株式発行会社にあつては、組織変更時発行株式の種類及び数。以下この節において同じ。）
- 二 組織変更時発行株式の払込金額（組織変更時発行株式一株と引換えに払い込む金銭又は給付する金銭以外の財産の額をいう。以下この節において同じ。）又はその算定方法
- 三 金銭以外の財産を出資の目的とするときは、その旨並びに当該財産の内容及び価額
- 四 組織変更時発行株式と引換えにする金銭の払込み又は前号の財産の給付の期日
- 五 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

(組織変更時発行株式の申込み等)

第二百三十条 会員商品取引所は、組織変更時発行株式の引受けの申込み

(組織変更後株式会社商品取引所の資本金として計上すべき額)

第五十五条の三 法第二百二十七条に規定する主務省令で定める組織変更後株式会社商品取引所の資本金として計上すべき額は、組織変更の直前の会員商品取引所の出資金の額とする。

(組織変更の際に計算に必要な事項)

第五十五条の四 法第二百二十八条に規定する主務省令で定める組織変更の際に計算に必要な事項は、次条に定めるところによる。

(組織変更後株式会社商品取引所の株主資本)

第五十五条の五 会員商品取引所が組織変更をする場合には、当該組織変更をすることを理由にその有する資産及び負債の帳簿価額を変更することはできない。

- 2 会員商品取引所が組織変更をする場合には、組織変更後株式会社商品取引所の次の各号に掲げる額は、当該各号に定める額とする。
 - 一 資本準備金の額 零
 - 二 その他資本剰余金の額 組織変更の直前の会員商品取引所の加入金及び資本剰余金の額の合計額
 - 三 利益準備金の額 零
 - 四 その他利益剰余金の額 組織変更の直前の会員商品取引所の法定準備金及び利益剰余金の額

をしようとする者に対し、次に掲げる事項を通知しなければならない。

- 一 組織変更後株式会社商品取引所の商号
- 二 前条各号に掲げる事項
- 三 金銭の払込みをすべきときは、払込みの取扱いの場所
- 四 前三号に掲げるもののほか、主務省令で定める事項

(組織変更時発行株式の引受けの申込みをしようとする者に対して通知すべき事項)

第五十五条の六 法第三十条第四号に規定する主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 組織変更後株式会社商品取引所が発行することができる株式の総数(組織変更後株式会社商品取引所が種類株式発行会社である場合にあつては、各種類の組織変更時発行株式の発行可能種類株式総数を含む。)
- 二 組織変更後株式会社商品取引所(組織変更後株式会社商品取引所が種類株式発行会社である場合を除く。)が発行する組織変更時発行株式の内容として会社法第七十一条各号に掲げる事項を定めているときは、当該株式の内容
- 三 組織変更後株式会社商品取引所(組織変更後株式会社商品取引所が種類株式発行会社である場合に限る。)が会社法第八十一条各号に掲げる事項につき内容の異なる組織変更時発行株式を発行することとしているときは、各種類の株式の内容(ある種類の株式につき同条第三項の定款のある場合において、当該定款の定めにより組織変更後株式会社商品取引所が当該種類の株式の内容を定めていないときは、当該種類の株式の内容の要綱)
- 四 単元株式数についての定款の定めがあるときは、その単元株式数(組織変更後株式会社商品取引所が種類株式発行会社である場合にあつては、各種類の株式の単元株式数)
- 五 組織変更後株式会社商品取引所の定款に次に掲げる定めがあるときは、その規定
 - イ 会社法第三十九条第一項、第四百十條第五項又は第四百十五條第一号若しくは第二号に規定する定款の定め
 - ロ 会社法第六十四條第一項に規定する定款の定め
 - ハ 会社法第六十七條第三項に規定する定款の定め
 - ニ 会社法第六十八條第一項又は第六十九條第二項に規定する定款の定め
 - ホ 会社法第七十四條に規定する定款の定め
 - ヘ 会社法第三百四十七條に規定する定款の定め
- ト 会社法施行規則第二十六条第一号又は第二号に規定する定款の定め
- 六 株主名簿管理人を置く旨の定款の定めがあるときは、その氏名又は名称及び住所並びに営業所
- 七 定款に定められた事項(会社法第二百三條第一項第一号から第三号まで及び前各号に掲げる事項を除く。)であつて、当該組織変更後株式会社商品取引所に対して組織変更時発行株式の引受けの申込みをしようとする者が当該者に対して通知することを請求し

- 2 組織変更時発行株式の引受けの申込みをする者は、次に掲げる事項を記載した書面を会員商品取引所に交付しなければならない。
 - 一 申込みをする者の氏名又は名称及び住所
 - 二 引き受けようとする組織変更時発行株式の数
 - 3 前項の申込みをする者は、同項の書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、会員商品取引所の承諾を得て、同項の書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該申込みをした者は、同項の書面を交付したものとみなす。
 - 4 会員商品取引所は、第一項各号に掲げる事項について変更があつたときは、直ちに、その旨及び当該変更があつた事項を第二項の申込みをした者（以下この節において「申込者」という。）に通知しなければならない。
 - 5 会員商品取引所が申込者に対してする通知又は催告は、第二項第一号の住所（当該申込者が別に通知又は催告を受ける場所又は連絡先を当該会員商品取引所に通知した場合にあつては、その場所又は連絡先）にあてて発すれば足りる。
 - 6 前項の通知又は催告は、その通知又は催告が通常到達すべきであつた時に、到達したものとみなす。
- （組織変更時発行株式の割当て）
- 第百三十一条 会員商品取引所は、申込者の中から組織変更時発行株式の割当てを受ける者を定め、かつ、その者に割り当てる組織変更時発行株式の数を定めなければならない。この場合において、会員商品取引所は、当該申込者に割り当てる組織変更時発行株式の数を、前条第二項第二号の数よりも減少することができる。
- 2 会員商品取引所は、第百二十九条第四号の期日の前日までに、申込者に対し、当該申込者に割り当てる組織変更時発行株式の数を通知しなければならない。
- （組織変更時発行株式の引受け）
- 第百三十一条の二 申込者は、会員商品取引所の割り当てた組織変更時発行株式の数について組織変更時発行株式の引受人となる。

（出資の履行）

第百三十一条の三 組織変更時発行株式の引受人（第百二十九条第三号の財産（以下この節において「現物出資財産」という。）を給付する者を除く。）は、同条第四号の期日に、会員商品取引所が定めた銀行等（会社法第三十四条第二項に規定する銀行等をいう。）の払込みの取扱いの場所において、それぞれの組織変更時発行株式の払込金額の

全額を払い込まなければならない。

2 組織変更時発行株式の引受人（現物出資財産を給付する者に限る。）は、第二百二十九条第四号の期日に、それぞれの組織変更時発行株式の払込金額の全額に相当する現物出資財産を給付しなければならない。

3 組織変更時発行株式の引受人は、第一項の規定による払込み又は前項の規定による給付（以下この節において「出資の履行」という。）をする債務と会員商品取引所に対する債権とを相殺することができない。

4 出資の履行をすることにより組織変更時発行株式の株主となる権利の譲渡は、組織変更後株式会社商品取引所に対抗することができない。

5 組織変更時発行株式の引受人は、出資の履行をしないときは、当該出資の履行をすることにより組織変更時発行株式の株主となる権利を失う。

（株主となる時期）

第三百三十一条の四 組織変更時発行株式の引受人は、組織変更の効力が生じた日に、出資の履行をした組織変更時発行株式の株主となる。

（引受けの無効又は取消しの制限）

第三百三十一条の五 民法（明治二十九年法律第八十九号）第九十三条ただし書及び第九十四条第一項の規定は、組織変更時発行株式の引受けの申込み及び割当てに係る意思表示については、適用しない。

2 組織変更時発行株式の引受人は、組織変更の効力が生じた日から一年を経過した後又はその株式について権利を行使した後は、錯誤を理由として組織変更時発行株式の引受けの無効を主張し、又は詐欺若しくは強迫を理由として組織変更時発行株式の引受けの取消しをすることができない。

（金銭以外の財産を出資の目的とする場合についての会社法の準用）

第三百三十一条の六 会社法第二百七条、第二百十二条（第一項第一号を除く。）、第二百十三条（第一項第一号及び第三号を除く。）、第八百六十八条第一項、第八百七十条第一項（第一号及び第四号に係る部分に限る。）、第八百七十一条、第八百七十二条（第四号に係る部分に限る。）、第八百七十四条（第一号に係る部分に限る。）、第八百七十五条及び第八百七十六条の規定は、第二百二十九条第三号に規定する場合について準用する。この場合において、同法第二百七条第一項、第七項及び第九項第二号から第五号まで並びに第二百十二条第一項第二号及び第二項中「第二百九十九条第一項第三号」とあるのは「商品取引所法第二百二十九条第三号」と、同法第二百七条第四項、第六項及び第九項第三号並びに第二百十三条第一項第二号中「法務省令」とあるのは「主務省令」と、同法第二百七条第八項及び第二百十二条第二項中「申込み又は第二百五条第一項の契約」とあるのは「申込み」と、同法第二百七

（金銭以外の財産を出資の目的とする場合について準用する会社法の規定の読替え）

第十五条、法第三百三十一条の六の規定により法第二百二十九条第三号に規定する場合について会社法第八百七十二条（第四号に係る部分に限る。）の規定を準用する場合には、同法第四号中「第八百七十条第一項各号」とあるのは「第八百七十条第一項第一号及び第四号」と、「申立人及び当該各号に定める者（同項第一号、第三号及び第四号に掲げる裁判にあつては、当該各号に定める者）」とあるのは「当該各号に定める者」と読み替えるものとする。

（検査役が提供する電磁的記録）

第五十五条の七 法第三百三十一条の六において読み替えて準用する会社法第二百七条第四項に規定する主務省令で定めるものは、商業登記規則（昭和三十九年法務省令第二十三号）第三十三条の六第四項各号のいずれかに該当する構造の磁気ディスク（電磁的記録に限る。）及び同項により電磁的記録の提供を受ける者が定める電磁的記録とする。

（検査役による電磁的記録に記録された事項の提供）

第五十五条の八 法第三百三十一条の六において読み替えて準用する会社法第二百七条第六項に規定する主務省令で定める方法は、電磁的方法のうち、同項により同項の電磁的記録に記録された事項の提供を受ける者が定めるものとする。

条第十項第一号中「取締役、会計参与、監査役若しくは執行役」とあるのは「会員商品取引所の理事長、理事若しくは監事」と、同法第二百十二条第一項第二号中「第二百九条第一項」とあるのは「商品取引所法第三百十一條の四」と、同法第八百七十條第一項第四号中「第九十九條第一項第三号又は第二百三十六條第一項第三号」とあるのは「商品取引所法第二百九條第三号」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(出資の履行を仮装した場合の組織変更時発行株式の引受人の責任等についての会社法の準用)

第三百三十一條の七 会社法第二百九條第二項及び第三項、第二百十三條の二並びに第二百十三條の三の規定は、組織変更時発行株式について準用する。この場合において、同法第二百十三條の二第一項第一号中「第二百八條第一項」とあるのは「商品先物取引法第三百三十一條の三第一項」と、同項第二号中「第二百八條第二項」とあるのは「商品先物取引法第三百三十一條の三第二項」と、同法第二百十三條の三第一項中「取締役(指名委員会等設置会社にあつては、執行役を含む。)」とあるのは「会員商品取引所の理事長又は理事」と、「法務省令」とあるのは「主務省令」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(検査役の調査を要しない市場価格のある有価証券)
第五十五条の九 法第三百三十一條の六において読み替えて準用する会社法第二百七條第九項第三号に規定する主務省令で定める方法は、次に掲げる額のうちいずれか高い額をもつて同号に規定する有価証券の価格とする方法とする。

一 会社法第九十九條第一項第三号の価額を定めた日(以下この条において「価額決定日」という。)における当該有価証券を取引する市場における最終の価格(当該価額決定日に売買取引がない場合又は当該価額決定日が当該市場の休業日に当たたる場合にあっては、その後最初になされた売買取引の成立価格)

二 価額決定日において当該有価証券が公開買付け等(金融商品取引法第二十七條の二第六項(同法第二十七條の二十二の二第二項において準用する場合を含む。))に規定する公開買付け及びこれに相当する外国の法令に基づく制度をいう。以下この号及び第六十條の二において同じ。)の対象であるときは、当該価額決定日における当該公開買付け等に係る契約における当該有価証券の価格

第五十五条の十 法第三百三十一條の六において読み替えて準用する会社法第二百十三條第一項第二号に規定する主務省令で定めるものは、次に掲げる者とする。

一 株主総会に会社法第二百七條第一項に規定する現物出資財産の価額の決定に関する議案を提案した取締役

二 前号の議案の決定に同意した取締役(取締役会設置会社の取締役を除く。)

三 第一号の議案の提案が取締役の決議に基づいて行われたときは、当該取締役会の決議に賛成した取締役

(出資の履行の仮装に関して責任をとるべき会員商品取引所の理事長等)

第五十五条の十一 法第三百三十一條の七において読み替えて準用する会社法第二百十三條の三第一項に規定する主務省令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 出資の履行(法第三百三十一條の三第三項に規定する出資の履行をいう。以下この条において同じ。)の仮装に関する職務を行った会員商品取引所の理事長又は理事

二 出資の履行の仮装が会員総会の決議に基づいて行われたときは、次に掲げる者

イ 当該会員総会に当該出資の履行の仮装に関する議案を提案した会員商品取引所の理事長又は理事

ロ イの議案の提案の決定に同意した会員商品取引所の理事長又は理事

(組織変更の認可)

第三百三十二条 組織変更は、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 前項の認可を受けようとする者は、組織変更後株式会社商品取引所に掲げる事項を記載した申請書を主務大臣に提出しなければならない。

3 前項の申請書には、組織変更計画の内容を記載した書面、組織変更後株式会社商品取引所の定款、業務規程、受託契約準則、紛争処理規程及び市場取引監視委員会規程その他主務省令で定める書面を添付しなければならない。

(組織変更認可の申請書の添付書類)

第五十六条 法第三百三十二条第三項の主務省令で定める書面は、次に掲げる書面(官公署が証明する書面の場合には、認可の申請の日前三月以内に作成されたものに限り)とする。

一 組織変更の理由及び内容を記載した書面
二 次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に定める書面

イ 組織変更後株式会社商品取引所の役員が外国人である場合
当該役員の住民票の写し等、履歴書及びその者が法第十五条第二項第一号イからルまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面

ロ 組織変更後株式会社商品取引所の役員が法人である場合 当該役員の登記事項証明書、沿革を記載した書面及び法第十五条第二項第一号ロに該当しないことを誓約する書面

ハ 組織変更後株式会社商品取引所の役員が外国人又は法人でない場合 当該役員の住民票の写し等、履歴書、その者が法第十五条第二項第一号イ及びロに該当しない旨の官公署の証明書並びにその者が同号ハからルまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面

三 組織変更計画を承認した会員総会の議事録

四 直前事業年度の決算関係書類等

五 現に存する純資産額を証する書面

六 法第二百二十九条第一項の規定により組織変更時発行株式を発行するときは、次に掲げる書面

イ 組織変更時発行株式の引受けの申込みを証する書面

ロ 金銭を出資の目的とするときは、法第三百三十一条の三第一項の規定による払込みがあったことを証する書面

ハ 金銭以外の財産を出資の目的とするときは、次に掲げる書面
(1) 検査役が選任されたときは、検査役の調査報告を記載した書面及びその附属書類
(2) 法第三百三十一条の六において準用する会社法第二百七条第九項第三号に掲げる場合には、有価証券の市場価格を証する書面

(3) 法第三百三十一条の六において準用する会社法第二百七条第九項第四号に掲げる場合には、同号に規定する証明を記載した書面及びその附属書類

(4) 法第三百三十一条の六において準用する会社法第二百七条第九項において準用する会社法第二百七条第九項第四号に掲げる場合には、同号に規定する証明を記載した書面及びその附属書類

(認可基準)

第百三十三条 主務大臣は、前条第一項の認可の申請が次に掲げる基準に適合していると認めるときは、認可をしなければならない。

一 組織変更後株式会社商品取引所の資本金の額が第八十条第一項第一号の政令で定める金額以上であること。

二 組織変更後株式会社商品取引所の定款、業務規程、受託契約準則、紛争処理規程及び市場取引監視委員会規程の規定が法令に違反せず、かつ、定款、業務規程、受託契約準則、紛争処理規程又は市場取引監視委員会規程に規定する取引の方法又は管理、取引参加者の資格、取引参加者の数の最高限度を定めた場合におけるその最高限度、特別担保金の預託義務を定めた場合におけるその預託に関する事項その他の事項が適当であつて、商品市場における取引の公正を確保し、及び委託者を保護するため十分であること。

三 組織変更後株式会社商品取引所が商品市場を適切に運営するに足りる人的構成を有するものであること。

四 組織変更後株式会社商品取引所が株式会社商品取引所としてこの法律の規定に適合するように組織されるものであること。

2 主務大臣は、前条第一項の認可の申請が次の各号のいずれかに該当する場合には、前項の規定にかかわらず、同条第一項の認可をしてはならない。

一 組織変更後株式会社商品取引所の役員のうち第十五条第二項第一号イからルまでのいずれかに該当する者があるとき。

二 申請書又はこれに添付すべき書面のうちに重要な事項について虚偽の記載があるとき。

3 第十五条第五項から第九項までの規定は、前条第一項の認可について準用する。

4 前条第一項の認可を受けて組織変更が行われた株式会社は、当該組

九項第五号に掲げる場合には、同号の金銭債権について記載された会計帳簿

二 検査役の報告に関する裁判があつたときは、その謄本

七 法第二百二十四条第二項の規定による公告及び催告をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し弁済し若しくは相当の担保を提供し若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は当該組織変更をしても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面

八 商品取引所の業務に関する知識及び経験を有する従業員の確保の状況並びに当該従業員の配置の状況を記載した書類

九 主要な株主の氏名、住所又は居所、国籍及び職業（株主が法人その他の団体である場合には、その商号又は名称、本店又は主たる事務所の所在の場所及び営んでいる事業の内容）並びに保有する議決権の数を記載した書面

組織変更の時に、第七十八条の許可を受けたものとみなす。

5 組織変更をする会員商品取引所が開設していた商品市場において取引をしていた会員であつて、組織変更後株式会社商品取引所が開設する当該商品市場と同一の商品市場（同一の上場商品又は上場商品指数について同一の取引の方法により取引を行う商品市場をいう。第四百十九条第二項及び第四項において同じ。）において取引をしようとする者は、組織変更の時に、その商品市場における第八十二条第一項の取引資格を与えられたものとみなす。

（登記）

第三百三十四条 会員商品取引所が組織変更をしたときは、組織変更の効力が生じた日から、その主たる事務所及び本店の所在地においては二週間以内に、その従たる事務所及び支店の所在地においては三週間以内に、組織変更をする会員商品取引所については解散の登記を、組織変更後株式会社商品取引所の本店については設立の登記を、組織変更後株式会社商品取引所の支店については会社法第九百三十条第二項各号に掲げる事項の登記をしなければならない。

2 前項の設立の登記の申請書には、商業登記法第十八条、第十九条及び第四十六条に定める書面のほか、次に掲げる書面を添付しなければならない。

一 組織変更計画書

二 定款

三 組織変更をする会員商品取引所の組織変更会員総会の議事録

四 組織変更後株式会社商品取引所の取締役（組織変更後株式会社商品取引所が監査役設置会社（監査役の監査を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある株式会社を含む。）である場合にあっては、取締役及び監査役）が就任を承諾したことを証する書面

五 組織変更時における組織変更前の会員商品取引所に現に存する純資産額を証する書面

六 組織変更後株式会社商品取引所の会計参与又は会計監査人を定めるときは、商業登記法第五十四条第二項各号に掲げる書面

七 株主名簿管理人を置いたときは、その者との契約を証する書面

八 第二百二十四条第二項の規定による公告及び催告（同条第三項の規定により公告を官報のほか時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法又は電子公告によつてした場合にあっては、これらの方法による公告）をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し、弁済し、若しくは相當の担保を提供し、若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相當の財産を信託したこと又は当該組織変更をしても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面

九 第二百二十九条の規定により組織変更の際して株式を発行したときは、次に掲げる書面

イ 株式の引受けの申込みを証する書面

ロ 金銭を出資の目的とするときは、第三百三十一条の三第一項の規定による払込みがあつたことを証する書面

ハ 金銭以外の財産を出資の目的とするときは、次に掲げる書面

(1) 検査役が選任されたときは、検査役の調査報告を記載した書面及びその附属書類

(2) 第三百三十一条の六において準用する会社法第二百七条第九項第三号に掲げる場合には、有価証券の市場価格を証する書面

(3) 第三百三十一条の六において準用する会社法第二百七条第九項第四号に掲げる場合には、同号に規定する証明を記載した書面及びその附属書類

(4) 第三百三十一条の六において準用する会社法第二百七条第九項第五号に掲げる場合には、同号の金銭債権について記載された会計帳簿

ニ 検査役の報告に関する裁判があつたときは、その謄本

3 商業登記法第七十六条及び第七十八条の規定は、第一項の会員商品取引所の組織変更の登記について準用する。

(組織変更の効力の発生等)

第三百三十五条 組織変更をする会員商品取引所は、効力発生日又は第三百三十二条第一項の主務大臣の認可を受けた日のいずれか遅い日に、株式会社商品取引所となる。

2 組織変更をする会員商品取引所は、組織変更の効力が生じた日に、第三百二十二条第四項第一号及び第二号に掲げる事項についての定めに従い、当該事項に係る定款の変更をしたものとみなす。

3 組織変更をする会員商品取引所の会員は、組織変更の効力が生じた日に、第三百二十二条第四項第六号に掲げる事項についての定めに従い、同項第五号の株式の株主となる。

4 前三項の規定は、第二百二十四条の規定による手続が終了していない場合又は組織変更を中止した場合には、適用しない。

第三百三十六条 削除

(組織変更の無効の訴え)

第三百三十七条 会社法第八百二十八条第一項(第六号に係る部分に限る。)及び第二項(第六号に係る部分に限る。)、第八百三十四条(第六号に係る部分に限る。)、第八百三十五条第一項、第八百三十六から第八百三十九条まで、第八百四十六条並びに第九百三十七条第三項(第一号に係る部分に限る。)の規定は、組織変更の無効の訴えについて準用する。この場合において、同項中「各会社の本店」とあるのは、「株式会社商品取引所の本店及び支店並びに会員商品取引所の主たる事務所及び従たる事務所」と読み替えるものとする。

(政令への委任)

第三百三十八条 この法律に定めるもののほか、商品取引所の組織変更に関し必要な事項は、政令で定める。

第六節 合併

第一款 総則

第三百三十九条 会員商品取引所は、他の会員商品取引所又は株式会社商品取引所と合併することができる。この場合においては、合併をする商品取引所は、合併契約を締結しなければならない。

2 会員商品取引所が吸収合併（商品取引所が他の商品取引所とする合併であつて、合併により消滅する商品取引所（以下この節において「吸収合併消滅商品取引所」という。）の権利義務の全部を合併後存続する商品取引所（以下この節において「吸収合併存続商品取引所」という。）に承継させるものをいう。以下同じ。）又は新設合併（二以上の商品取引所がする合併であつて、合併により消滅する商品取引所（以下この節において「新設合併消滅商品取引所」という。）の権利義務の全部を合併により設立する商品取引所（以下この節において「新設合併設立商品取引所」という。）に承継させるものをいう。以下同じ。）をする場合には、吸収合併存続商品取引所又は新設合併設立商品取引所は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者でなければならない。

- 一 会員商品取引所と会員商品取引所とが合併する場合 会員商品取引所
- 二 会員商品取引所と株式会社商品取引所とが合併する場合 株式会社商品取引所

第二款 会員商品取引所と会員商品取引所との合併

(会員商品取引所と会員商品取引所との吸収合併契約)

第四百十条 会員商品取引所と会員商品取引所とが吸収合併をする場合には、吸収合併契約において、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 会員商品取引所である吸収合併存続商品取引所（以下この節において「吸収合併存続会員商品取引所」という。）及び会員商品取引所である吸収合併消滅商品取引所（以下この節において「吸収合併消滅会員商品取引所」という。）の名称及び住所
- 二 吸収合併がその効力を生ずべき日（以下この節において「効力発

生目」という。) 三 前二号に掲げる事項のほか、主務省令で定める事項

(会員商品取引所と会員商品取引所との新設合併契約)

第四百十一条 会員商品取引所と会員商品取引所とが新設合併をする場合には、新設合併契約において、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 会員商品取引所である新設合併消滅商品取引所(以下この節において「新設合併消滅会員商品取引所」という。)の名称及び住所
- 二 会員商品取引所である新設合併設立商品取引所(以下この節において「新設合併設立会員商品取引所」という。)の目的、名称及び主たる事務所の所在地
- 三 前号に掲げるもののほか、新設合併設立会員商品取引所の定款で定める事項
- 四 新設合併設立会員商品取引所の設立に際して理事長、理事及び監事となる者の氏名
- 五 前各号に掲げる事項のほか、主務省令で定める事項

(会員商品取引所と会員商品取引所との吸収合併契約事項) 第五十六条の二 法第四百十条第三号の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 吸収合併消滅会員商品取引所の会員が吸収合併に際して吸収合併存続会員商品取引所の会員となるときは、当該吸収合併消滅会員商品取引所の会員に対して割り当てるその持分に代わる当該吸収合併存続会員商品取引所の出資の口数又はその口数の算定方法並びに当該吸収合併存続会員商品取引所の出資金、加入金及び損失てん補準備金の額に関する事項
- 二 吸収合併存続会員商品取引所が吸収合併に際して吸収合併消滅会員商品取引所の会員に対してその持分に代わる金銭を交付するときは、その当該金銭の額又はその算定方法
- 三 前二号に規定する場合には、吸収合併消滅会員商品取引所の会員に対する第一号の出資及び前号の金銭の割当てに関する事項

(会員商品取引所と会員商品取引所との新設合併契約事項)

第五十七条 法第四百十一条第五号の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 新設合併設立会員商品取引所が新設合併に際して新設合併消滅会員商品取引所の会員に対して割り当てるその持分に代わる当該新設合併設立会員商品取引所の出資の口数又はその口数の算定方法並びに当該新設合併設立会員商品取引所の出資金、加入金及び損失てん補準備金の額に関する事項
- 二 新設合併消滅会員商品取引所の会員に対する前号の出資の割当てに関する事項
- 三 新設合併消滅会員商品取引所の会員に対して支払う金銭を定めたときは、その当該金銭の額

第三款 会員商品取引所と株式会社商品取引所との合併

(会員商品取引所と株式会社商品取引所との吸収合併契約)

第四百二十二条 会員商品取引所と株式会社商品取引所とが吸収合併をする場合には、吸収合併契約において、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 株式会社商品取引所である吸収合併存続商品取引所（以下この節において「吸収合併存続株式会社商品取引所」という。）の商号及び住所並びに吸収合併消滅会員商品取引所の名称及び住所
- 二 吸収合併存続株式会社商品取引所が吸収合併に際して吸収合併消滅会員商品取引所の会員に対してその持分に代わる株式等（株式又は金銭をいう。以下同じ。）を交付するときは、当該株式等についての次に掲げる事項
- イ 当該株式等が吸収合併存続株式会社商品取引所の株式であるときは、当該株式の数（種類株式発行会社にあつては、株式の種類及び種類ごとの数）又はその数の算定方法並びに当該吸収合併存続株式会社商品取引所の資本金及び準備金の額に関する事項
- ロ 当該株式等が金銭であるときは、当該金銭の額又はその算定方法

三 前号に規定する場合には、吸収合併消滅会員商品取引所の会員に対する同号の株式等の割当てに関する事項

四 効力発生日

五 前各号に掲げる事項のほか、主務省令で定める事項

(会員商品取引所と株式会社商品取引所との新設合併契約)

第四百二十三条 会員商品取引所と株式会社商品取引所とが新設合併をする場合には、新設合併契約において、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 新設合併消滅会員商品取引所の名称及び住所並びに株式会社商品取引所である新設合併消滅商品取引所（以下この節において「新設合併消滅株式会社商品取引所」という。）の商号及び住所
 - 二 株式会社商品取引所である新設合併設立商品取引所（以下この節において「新設合併設立株式会社商品取引所」という。）の目的、商号、本店の所在地及び発行可能株式総数
 - 三 前号に掲げるもののほか、新設合併設立株式会社商品取引所の定款で定める事項
 - 四 新設合併設立株式会社商品取引所の設立に際して取締役となる者の氏名及びその設立に際して会計監査人となる者の氏名又は名称
 - 五 次に掲げる場合の区分に応じ、次に定める事項
- イ 新設合併設立株式会社商品取引所が会計参与設置会社である場合
新設合併設立株式会社商品取引所の設立に際して会計参与となる者の氏名又は名称

- ロ 新設合併設立株式会社商品取引所が監査役設置会社（監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある株式会社を含む。）である場合 新設合併設立株式会社商品取引所の設立に際して監査役となる者の氏名
- 六 新設合併設立株式会社商品取引所が新設合併に際して新設合併消滅会員商品取引所の会員又は新設合併消滅株式会社商品取引所の株主に対して交付するその持分又は株式に代わる当該新設合併設立株式会社商品取引所の株式の数（種類株式発行会社にあつては、株式の種類及び種類ごとの数）又はその数の算定方法並びに当該新設合併設立株式会社商品取引所の資本金及び準備金の額に関する事項
- 七 新設合併消滅会員商品取引所の会員又は新設合併消滅株式会社商品取引所の株主（新設合併消滅商品取引所を除く。）に対する前号の株式の割当てに関する事項
- 八 新設合併消滅株式会社商品取引所が新株予約権を発行しているときは、新設合併設立株式会社商品取引所が新設合併に際して当該新株予約権の新株予約権者に対して交付する当該新株予約権に代わる当該新設合併設立株式会社商品取引所の新株予約権又は金銭についての次に掲げる事項
- イ 当該新設合併消滅株式会社商品取引所の新株予約権の新株予約権者に対して新設合併設立株式会社商品取引所の新株予約権を交付するときは、当該新株予約権の内容及び数又はその算定方法
- ロ イに規定する場合において、イの新設合併消滅株式会社商品取引所の新株予約権が新株予約権付社債に付された新株予約権であるときは、新設合併設立株式会社商品取引所が当該新株予約権付社債についての社債に係る債務を承継する旨並びにその承継に係る社債の種類及び種類ごとの各社債の金額の合計額又はその算定方法
- ハ 当該新設合併消滅株式会社商品取引所の新株予約権の新株予約権者に対して金銭を交付するときは、当該金銭の額又はその算定方法
- 九 前号に規定する場合には、新設合併消滅株式会社商品取引所の新株予約権の新株予約権者に対する同号の新設合併設立株式会社商品取引所の新株予約権又は金銭の割当てに関する事項
- 2 新設合併設立株式会社商品取引所が監査等委員会設置会社である場合には、前項第四号に掲げる事項（新設合併設立株式会社商品取引所の設立に際して取締役となる者に係る事項に限る。）は、新設合併設立株式会社商品取引所の設立に際して監査等委員である取締役となる者とそれ以外の取締役となる者とを区別して定めなければならない。
- 3 第一項に規定する場合において、新設合併消滅株式会社商品取引所の全部又は一部が種類株式発行会社であるときは、新設合併消滅株式会社商品取引所の発行する種類の株式の内容に応じ、同項第七号に掲げる事項（新設合併消滅株式会社商品取引所の株主に係る事項に限る。）

次項において同じ。)として次に掲げる事項を定めることができる。

一 ある種類の株式の株主に対して新設合併設立株式会社商品取引所の株式の割当てをしないこととするときは、その旨及び当該株式の種類

二 前号に掲げる事項のほか、新設合併設立株式会社商品取引所の株式の割当てについて株式の種類ごとに異なる取扱いを行うこととするときは、その旨及び当該異なる取扱いの内容

4 第一項に規定する場合には、同項第七号に掲げる事項についての定めは、新設合併消滅株式会社商品取引所の株主(新設合併消滅商品取引所及び前項第一号の種類の株式の株主を除く。)の有する株式の数(前項第二号に掲げる事項についての定めがある場合にあつては、各種類の株式の数)に応じて新設合併設立株式会社商品取引所の株式を交付することを内容とするものでなければならない。

第四款 会員商品取引所の合併の手続

(吸収合併消滅会員商品取引所の手続)

第四百四十四条 吸収合併消滅会員商品取引所は、第四項の会員総会の日の十日前の日から吸収合併の効力が生ずる日までの間、吸収合併契約の内容その他主務省令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を主たる事務所に備え置かなければならない。

(吸収合併消滅会員商品取引所の事前開示事項)

第五十八条 法第四百四十四条第一項の主務省令で定める事項は、吸収合併消滅商品取引所が会員商品取引所である場合にあつては、次に掲げる事項とする。

一 第五十六条の二各号に掲げる事項についての定め(当該定めがない場合にあつては、当該定めがないこと)の相当性に関する事項

二 吸収合併消滅会員商品取引所についての次に掲げる事項

イ 最終事業年度(会員商品取引所にあつては各事業年度に係る法第六十六条第一項に規定する決算関係書類等につき法第六十八条の承認を受けた場合における当該各事業年度のうち最も遅いものとし、株式会社商品取引所にあつては会社法第二条第二十四号に規定する最終事業年度とする。以下同じ。)に係る財産目録、貸借対照表及び当該貸借対照表とともに作成された損益計算書の内容

ロ 最終事業年度の末日(最終事業年度がない場合にあつては、吸収合併消滅会員商品取引所の成立の日)後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の当該吸収合併消滅会員商品取引所の財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容(法第四百四十四条第四項の会員総会の日の十日前の日後吸収合併の効力が生ずる日までの間に新たな最終事業年度が存することとなる場合にあつては、当該新たな最終事業年度の末日後に生じた事象の内容に限る。)

三 吸収合併消滅会員商品取引所(法第七十七条第一項において準用する会社法第四百七十五条(第一号及び第三号を除く。))の規定により清算をする会員商品取引所(以下「清算会員商品取引所」とい

う。)を除く。)において最終事業年度の末日(最終事業年度がない場合にあつては、吸収合併消滅会員商品取引所の成立の日)後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の当該吸収合併消滅会員商品取引所の財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容(法第百四十四条第四項の会員総会の日の十日前の日後吸収合併の効力が生ずる日までの間に新たな最終事業年度が存することとなる場合にあつては、当該新たな最終事業年度の末日後に生じた事象の内容に限る。)

四 吸収合併が効力を生ずる日以後における吸収合併存続会員商品取引所の債務(法第百四十四条第六項において準用する法第百二十四条第一項の規定により吸収合併について異議を述べることができる債権者に対して負担する債務に限る。)の履行の見込みに関する事項

五 法第百四十四条第四項の会員総会の日の十日前の日後、前各号に掲げる事項に変更が生じたときは、変更後の当該事項

(吸収合併消滅会員商品取引所の事前開示事項)

第五十九条 法第百四十四条第一項の主務省令で定める事項は、吸収合併存続商品取引所が株式会社商品取引所である場合にあつては、次に掲げる事項とする。

一 法第百四十二条第二号及び三号に掲げる事項についての定め(当該定めがない場合にあつては、当該定めがないこと)の相当性に關する事項

二 吸収合併消滅会員商品取引所の会員に対して交付する株式等(法第百四十二条第二号に規定する株式等をいう。以下同じ。)の全部又は一部が吸収合併存続株式会社商品取引所の株式であるときは、当該吸収合併存続株式会社商品取引所の定款の定め

三 吸収合併存続株式会社商品取引所についての次に掲げる事項

イ 最終事業年度に係る計算書類等の内容(最終事業年度がない場合にあつては、吸収合併存続株式会社商品取引所の成立の日における貸借対照表の内容)

ロ 最終事業年度の末日(最終事業年度がない場合にあつては、吸収合併存続株式会社商品取引所の成立の日。ハにおいて同じ。)後の日を臨時決算日(会社法第百四十一条第一項に規定する臨時決算日をいう。以下同じ。)(二以上の臨時決算日がある場合にあつては、最も遅いもの)とする臨時計算書類等(会社法施行規則第二条第三項第十三号の臨時計算書類等をいう。以下同じ。)があるときは、当該臨時計算書類等の内容

ハ 最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の当該吸収合併存続株式会社商品取引所の財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容(法第百四十四条第四項の会員総会の日の十日前の日後吸収合併の効力

- 2 吸収合併消滅会員商品取引所の会員及び債権者は、吸収合併消滅会員商品取引所に対して、その事業時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該吸収合併消滅会員商品取引所の定めた費用を支払わなければならない。
 - 一 前項の書面の閲覧の請求
 - 二 前項の書面の謄本又は抄本の交付の請求
 - 三 前項の電磁的記録に記録された事項を主務省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求
 - 四 前項の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて主務省令で定めるものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求
- 3 吸収合併消滅会員商品取引所は、前項の規定による請求があつたときは、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。
- 4 吸収合併消滅会員商品取引所は、効力発生日の前日までに、会員総会の決議によつて、吸収合併契約の承認を受けなければならない。
- 5 吸収合併が法令又は定款に違反する場合において、吸収合併消滅会員商品取引所の会員が不利益を受けるおそれがあるときは、吸収合併消滅会員商品取引所の会員は、吸収合併消滅会員商品取引所に対し、当該吸収合併をやめることを請求することができる。
- 6 第二百二十四条の規定は、吸収合併消滅会員商品取引所について準用する。
- 7 吸収合併消滅会員商品取引所は、吸収合併存続商品取引所との合意

が生ずる日までの間に新たな最終事業年度が存することとなる場合にあっては、当該新たな最終事業年度の末日後に生じた事象の内容に限る。）

四 吸収合併消滅会員商品取引所（清算会員商品取引所を除く。）において最終事業年度の末日（最終事業年度がない場合にあっては、吸収合併消滅会員商品取引所の成立の日）後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の当該吸収合併消滅会員商品取引所の財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容（法第百四十四条第四項の会員総会の日の十日前の日後吸収合併の効力が生ずる日までの間に新たな最終事業年度が存することとなる場合にあっては、当該新たな最終事業年度の末日後に生じた事象の内容に限る。）

五 吸収合併が効力を生ずる日以後における吸収合併存続株式会社商品取引所の債務（法第百四十四条第六項において準用する法第百二十四条第一項の規定により吸収合併について異議を述べることのできる債権者に対して負担する債務に限る。）の履行の見込みの有無に関する事項

六 法第百四十四条第四項の会員総会の日の十日前の日後、前各号に掲げる事項に変更が生じたときは、変更後の当該事項

により、効力発生日を変更することができる。

8 前項の場合には、吸収合併消滅会員商品取引所は、変更前の効力発生日（変更後の効力発生日が変更前の効力発生日前の日である場合にあっては、当該変更後の効力発生日）の前日までに、変更後の効力発生日を公告しなければならない。

9 第七項の規定により効力発生日を変更したときは、変更後の効力発生日を効力発生日とみなして、この節の規定を適用する。

（吸収合併存続会員商品取引所の手続）

第四百四十四条の二 吸収合併存続会員商品取引所は、次項の会員総会の日の十日前の日から吸収合併の効力が生じた日後六月を経過する日までの間、吸収合併契約の内容その他主務省令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を主たる事務所に備え置かなければならない。

（吸収合併存続会員商品取引所の事前開示事項）

第五十九条の二 法第四百四十四条の二第一項の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 第五十六条の二各号に掲げる事項についての定め（当該定めがない場合にあっては、当該定めがないこと）の相当性に関する事項

二 吸収合併消滅会員商品取引所（清算会員商品取引所を除く。）についての次に掲げる事項

イ 最終事業年度に係る財産目録、貸借対照表及び当該貸借対照表とともに作成された損益計算書の内容

ロ 最終事業年度の末日（最終事業年度がない場合にあっては、吸収合併消滅会員商品取引所の成立の日。第四号において同じ。）後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の当該吸収合併消滅会員商品取引所の財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容（法第四百四十四条の二第二項の会員総会の日の十日前の日後吸収合併の効力が生じた日までの間に新たな最終事業年度が存することとなる場合にあっては、当該新たな最終事業年度の末日後に生じた事象の内容に限る。）

三 吸収合併消滅会員商品取引所（清算会員商品取引所に限る。）が法第七十七条第一項において準用する会社法第四百九十二条第一項の規定により作成した貸借対照表

四 吸収合併存続会員商品取引所において最終事業年度の末日（最終事業年度がない場合にあっては、吸収合併存続会員商品取引所の成立の日）後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の当該吸収合併存続会員商品取引所の財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容（法第四百四十四条の二第二項の会員総会の日の十日前の日後吸収合併の効力が生じた日までの間に新たな最終事業年度が存することとなる場合にあっては、当該新たな最終事業年度の末日後に生じた事象の内容に限る。）

五 吸収合併が効力を生じた日以後における吸収合併存続会員商品取引所の債務（法第四百四十四条の二第四項において準用する法第四百二十四条第一項の規定により吸収合併について異議を述べることができる債権者に対して負担する債務に限る。）の履行の見込みに関する事項

2 吸収合併存続会員商品取引所は、効力発生日の前日までに、会員総会の決議によつて、吸収合併契約の承認を受けなければならない。

3 吸収合併が法令又は定款に違反する場合において、吸収合併存続会員商品取引所の会員が不利益を受けるおそれがあるときは、吸収合併存続会員商品取引所の会員は、吸収合併存続会員商品取引所に対し、当該吸収合併をやめることを請求することができる。

4 第二百二十四条の規定は、吸収合併存続会員商品取引所について準用する。

5 吸収合併存続会員商品取引所は、吸収合併の効力が生じた日後遅滞なく、吸収合併により吸収合併存続会員商品取引所が承継した吸収合併消滅会員商品取引所の権利義務その他の吸収合併に関する事項として主務省令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を作成しなければならない。

6 吸収合併存続会員商品取引所は、吸収合併の効力が生じた日から六月間、前項の書面又は電磁的記録をその主たる事務所に備え置かなければならない。

7 吸収合併存続会員商品取引所の会員及び債権者は、吸収合併存続会員商品取引所に対して、その事業時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該吸収合併存続会員商品取引所の定めた費用を支払わなければならない。

一 第一項又は前項の書面の閲覧の請求

二 第二項又は前項の書面の謄本又は抄本の交付の請求

三 第一項又は前項の電磁的記録に記録された事項を主務省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求

四 第一項又は前項の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて主務省令で定めるものにより提供することの請求又はその事項

六 法第四百四十四条の二第二項の会員総会の日の十日前の日後吸収合併の効力が生じた日までの間に、前各号に掲げる事項に変更が生じたときは、変更後の当該事項

(吸収合併存続会員商品取引所の事後開示事項)

第五十九条の三 法第四百四十四条の二第五項の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 吸収合併の効力が生じた日

二 吸収合併消滅会員商品取引所における次に掲げる事項

イ 法第四百四十四条第五項の規定に係る手続の経過

ロ 法第四百四十四条第六項において準用する法第二百二十四条の規定による手続の経過

三 吸収合併存続会員商品取引所における次に掲げる事項

イ 法第四百四十四条の二第三項の規定に係る手続の経過

ロ 法第四百四十四条の二第四項において準用する法第二百二十四条の規定による手続の経過

四 吸収合併により吸収合併存続会員商品取引所が吸収合併消滅会員商品取引所から承継した重要な権利義務に関する事項

五 法第四百四十四条第一項の規定により吸収合併消滅会員商品取引所が備え置いた書面又は電磁的記録に記載又は記録がされた事項(吸収合併契約の内容を除く。)

六 法第四百四十七条第一項の変更の登記をした日

七 前各号に掲げるもののほか、吸収合併に関する重要な事項

8 を記載した書面の交付の請求
吸収合併存続会員商品取引所は、前項の規定による請求があつたときは、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

(新設合併消滅会員商品取引所の手続)

第四百四十四条の三 新設合併消滅会員商品取引所は、第四項の会員総会の日の十日前の日から新設合併設立商品取引所の成立の日までの間、新設合併契約の内容その他主務省令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を主たる事務所に備え置かなければならない。

(新設合併消滅会員商品取引所の事前開示事項)

第五十九条の四 法第四百四十四条の三第一項の主務省令で定める事項は、新設合併設立商品取引所が会員商品取引所である場合にあっては、次に掲げる事項とする。

一 第五十七条各号に掲げる事項についての定めとの相当性に関する事項

二 他の新設合併消滅会員商品取引所(清算会員商品取引所を除く。以下この号において同じ。)についての次に掲げる事項

イ 最終事業年度に係る財産目録、貸借対照表及び当該貸借対照表とともに作成された損益計算書の内容

ロ 他の新設合併消滅会員商品取引所において最終事業年度の末日(最終事業年度がない場合にあつては、他の新設合併消滅会員商品取引所の成立の日)後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の当該他の新設合併消滅会員商品取引所の財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容(法第四百四十四条の三第四項の会員総会の日の十日前の日後新設合併設立会員商品取引所の成立の日までの間に新たな最終事業年度が存することとなる場合にあつては、当該新たな最終事業年度の末日後に生じた事業の内容に限る。)

三 他の新設合併消滅会員商品取引所(清算会員商品取引所に限る。)が法第七十七条第一項において準用する会社法第四百九十二条第一項の規定により作成した貸借対照表

四 当該新設合併消滅会員商品取引所(清算会員商品取引所を除く。以下この号において同じ。)において最終事業年度の末日(最終事業年度がない場合にあつては、当該新設合併消滅会員商品取引所の成立の日)後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の当該新設合併消滅会員商品取引所の財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容(法第四百四十四条の三第四項の会員総会の日の十日前の日後新設合併設立会員商品取引所の成立の日までの間に新たな最終事業年度が存することとなる場合にあつては、当該新たな最終事業年度の末日後に生じた事象の内容に限る。)

五 新設合併設立会員商品取引所の成立の日以後における当該新設合併設立会員商品取引所の債務(他の新設合併消滅会員商品取引所から承継する債務を除く。)の履行の見込みに関する事項

六 法第四百四十四条の三第四項の会員総会の日の十日前の日後、前各号に掲げる事項に変更が生じたときは、変更後の当該事項

- (新設合併消滅会員商品取引所の事前開示事項)
- 第五十九条の五 法第一百四十四条の三第一項の主務省令で定める事項は、新設合併設立商品取引所が株式会社商品取引所である場合にあつては、次に掲げる事項とする。
- 一 法第一百四十三条第一項第六号及び第七号に掲げる事項についての定め の 相 当 性 に 関 す る 事 項
 - 二 他 の 新 設 合 併 消 滅 商 品 取 引 所 (清 算 株 式 会 社 及 び 清 算 会 員 商 品 取 引 所 を 除 く。 以 下 こ の 号 に お い て 同 じ。) に つ い て の 次 に 掲 げ る 事 項
 - イ 最 終 事 業 年 度 に 係 る 計 算 書 類 等 又 は 財 産 目 録、 貸 借 対 照 表 及 び 当 該 貸 借 対 照 表 と も に 作 成 さ れ た 損 益 計 算 書 (最 終 事 業 年 度 が 不 成 立 の 日 に お け る 貸 借 対 照 表) の 内 容
 - ロ 最 終 事 業 年 度 の 末 日 (最 終 事 業 年 度 が 不 成 立 の 日 に あ っ て は、 他 の 新 設 合 併 消 滅 商 品 取 引 所 の 成 立 の 日) 後 の 日 を 臨 時 決 算 日 (二 以 上 の 臨 時 決 算 日 が あ る 場 合 に あ っ て は、 最 も 遅 い も の) と す る 臨 時 計 算 書 類 等 が あ る と き は、 当 該 臨 時 計 算 書 類 等 の 内 容
 - ハ 他 の 新 設 合 併 消 滅 商 品 取 引 所 に お い て 最 終 事 業 年 度 の 末 日 (最 終 事 業 年 度 が 不 成 立 の 日) に あ っ て は、 他 の 新 設 合 併 消 滅 商 品 取 引 所 の 成 立 の 日) 後 に 重 要 な 財 産 の 処 分、 重 大 な 債 務 の 負 担 そ の 他 の 当 該 他 の 新 設 合 併 消 滅 商 品 取 引 所 の 財 産 の 状 況 に 重 要 な 影 響 を 与 え る 事 象 が 生 じ た と き は、 そ の 内 容 (法 第 百 四 十 四 条 の 三 第 四 項 の 会 員 総 会 の 日 の 十 日 前 の 日 後 新 設 合 併 設 立 株 式 会 社 商 品 取 引 所 の 成 立 の 日 ま で の 間 に 新 た な 最 終 事 業 年 度 が 存 ず る 事 象 と な る 場 合 に あ っ て は、 当 該 新 た な 最 終 事 業 年 度 の 末 日 後 に 生 じ た 事 業 の 内 容 に 限 る。)
 - 三 他 の 新 設 合 併 消 滅 商 品 取 引 所 (清 算 株 式 会 社 又 は 清 算 会 員 商 品 取 引 所 に 限 る。) が 会 社 法 第 四 百 九 十 二 条 第 一 項 (法 第 七 十 七 条 第 一 項 に お い て 準 用 す る 場 合 を 含 む。) の 規 定 に よ り 作 成 し た 貸 借 対 照 表
 - 四 当 該 新 設 合 併 消 滅 会 員 商 品 取 引 所 (清 算 会 員 商 品 取 引 所 を 除 く。 以 下 こ の 号 に お い て 同 じ。) に お い て 最 終 事 業 年 度 の 末 日 (最 終 事 業 年 度 が 不 成 立 の 日) に あ っ て は、 当 該 新 設 合 併 消 滅 会 員 商 品 取 引 所 の 成 立 の 日) 後 に 重 要 な 財 産 の 処 分、 重 大 な 債 務 の 負 担 そ の 他 の 当 該 新 設 合 併 消 滅 会 員 商 品 取 引 所 の 財 産 の 状 況 に 重 要 な 影 響 を 与 え る 事 象 が 生 じ た と き は、 そ の 内 容 (法 第 百 四 十 四 条 の 三 第 四 項 の 会 員 総 会 の 日 の 十 日 前 の 日 後 新 設 合 併 設 立 株 式 会 社 商 品 取 引 所 の 成 立 の 日 ま で の 間 に 新 た な 最 終 事 業 年 度 が 存 ず る 事 象 と な る 場 合 に あ っ て は、 当 該 新 た な 最 終 事 業 年 度 の 末 日 後 に 生 じ た 事 業 の 内 容 に 限 る。)

2 新設合併消滅会員商品取引所の会員及び債権者は、新設合併消滅会員商品取引所に対して、その事業時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該新設合併消滅会員商品取引所の定めた費用を支払わなければならない。

一 前項の書面の閲覧の請求

二 前項の書面の謄本又は抄本の交付の請求

三 前項の電磁的記録に記録された事項を主務省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求

四 前項の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて主務省令で定めるものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

3 新設合併消滅会員商品取引所は、前項の規定による請求があつたときは、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

4 新設合併消滅会員商品取引所は、会員総会の決議によつて、新設合併契約の承認を受けなければならない。

5 新設合併が法令又は定款に違反する場合において、新設合併消滅会員商品取引所の会員が不利益を受けるおそれがあるときは、新設合併消滅会員商品取引所の会員は、新設合併消滅会員商品取引所に対し、当該新設合併をやめることを請求することができる。

6 第二百二十四条の規定は、新設合併消滅会員商品取引所について準用する。

(新設合併設立会員商品取引所の手続)

第四百四十四条の四 第二節第一款(第七条、第八条、第十一条第二項、第四項及び第五項前段、第十六条第一項、第十九条、第二十条第二項、第二十一条から第二十五条まで並びに第二十七条を除く。)の規定は、新設合併設立会員商品取引所の設立については、適用しない。

2 新設合併設立会員商品取引所の定款は、新設合併消滅会員商品取引所が作成する。

3 新設合併設立会員商品取引所は、その成立の日後遅滞なく、新設合併により新設合併設立会員商品取引所が承継した新設合併消滅会員商品取引所の権利義務その他の新設合併に関する事項として主務省令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を作成しなければならない。

五 新設合併設立株式会社商品取引所の成立の日以後における当該新設合併設立株式会社商品取引所の債務(他の新設合併消滅商品取引所から承継する債務を除く。)の履行の見込みに関する事項

六 法第四百四十四条の三第四項の会員総会の日の前日以後、前各号に掲げる事項に変更が生じたときは、変更後の当該事項

(新設合併設立会員商品取引所の事後開示事項)

第五十九条の六 法第四百四十四条の四第三項の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 新設合併の効力が生じた日

二 法第四百四十四条の三第五項の規定による請求に係る手続の経過

三 法第四百四十四条の三第六項において準用する法第二百二十四条の規定による手続の経過

四 新設合併により新設合併設立会員商品取引所が新設合併消滅会

4 新設合併設立会員商品取引所は、その成立の日から六月間、前項の書面又は電磁的記録及び新設合併契約の内容その他主務省令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録をその主たる事務所に備え置かなければならない。

5 新設合併設立会員商品取引所の会員及び債権者は、新設合併設立会員商品取引所に対して、その事業時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該新設合併設立会員商品取引所の定めた費用を支払わなければならない。

一 前項の書面の閲覧の請求

二 前項の書面の謄本又は抄本の交付の請求

三 前項の電磁的記録に記録された事項を主務省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求

四 前項の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて主務省令で定めるものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

6 新設合併設立会員商品取引所は、前項の規定による請求があつたときは、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

第五款 株式会社商品取引所の合併の手續

第一目 吸収合併存続株式会社商品取引所の手續

(吸収合併契約に関する書面等の備置き及び閲覧等)

第四百四十四条の五 吸収合併存続株式会社商品取引所(会員商品取引所と株式会社商品取引所とが吸収合併をする場合における当該吸収合併存続株式会社商品取引所に限る。以下この目において同じ。)は、次に掲げる日のいずれか早い日から吸収合併の効力が生じた日後六月を経過する日までの間、吸収合併契約の内容その他主務省令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録をその本店に備え置かなければならない。

一 吸収合併契約について株主総会(種類株主総会を含む。)の決議によつてその承認を受けなければならないときは、当該株主総会の日の二週間前の日

二 第四百四十四条の八第一項の規定による通知の日又は同条第二項の公告の日のいずれか早い日

三 第四百四十四条の十一第二項の規定による公告の日又は同項の規定

員商品取引所から承継した重要な権利義務に関する事項
五 前各号に掲げるもののほか、新設合併に関する重要な事項

(新設合併設立会員商品取引所の事後開示事項)

第五十九条の七 法第四百四十四条の四第四項に規定する主務省令で定める事項は、法第四百四十四条の三第一項の規定により新設合併消滅会員商品取引所が備え置いた書面又は電磁的記録に記載又は記録がされた事項(新設合併契約の内容を除く。)とする。

(吸収合併存続株式会社商品取引所の事前開示事項)

第五十九条の八 法第四百四十四条の五第一項の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 法第四百四十二条第二号及び第三号に掲げる事項についての定め(当該定めがない場合にあつては、当該定めがないこと)の相当性に関する事項

二 吸収合併消滅会員商品取引所(清算会員商品取引所を除く。)に
ついでに次に掲げる事項

イ 最終事業年度に係る財産目録、貸借対照表及び当該貸借対照表とともに作成された損益計算書の内容

ロ 最終事業年度の末日(最終事業年度がない場合にあつては、吸収合併消滅会員商品取引所の成立の日。第四号において同じ。)後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の当該吸収合併消滅会員商品取引所の財産の状況に重要な影響を与える事象

による催告の日のいずれか早い日

- 2 吸収合併存続株式会社商品取引所の株主及び債権者は、吸収合併存続株式会社商品取引所に対して、その営業時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該吸収合併存続株式会社商品取引所の定めた費用を支払わなければならない。
 - 一 前項の書面の閲覧の請求
 - 二 前項の書面の謄本又は抄本の交付の請求
 - 三 前項の電磁的記録に記録された事項を主務省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求
 - 四 前項の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて主務省令で定めるものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求
- 3 吸収合併存続株式会社商品取引所は、前項の規定による請求があつたときは、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

- が生じたときは、その内容（法第四百四十四条の五第一項各号に掲げる日のいずれか早い日後吸収合併の効力が生じた日までの間に新たな最終事業年度が存することとなる場合にあっては、当該新たな最終事業年度の末日後に生じた事象の内容に限る。）が法第七十七条第一項において準用する会社法第四百九十二条第一項の規定により作成した貸借対照表
- 三 吸収合併消滅会員商品取引所（清算会員商品取引所に限る。）が法第七十七条第一項において準用する会社法第四百九十二条第一項の規定により作成した貸借対照表
 - 四 吸収合併存続株式会社商品取引所において次に掲げる事項
 - イ 最終事業年度の末日（最終事業年度がない場合にあっては、吸収合併存続株式会社商品取引所の成立の日）後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の当該吸収合併存続株式会社商品取引所の財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容（法第四百四十四条の五第一項各号に掲げる日のいずれか早い日後吸収合併の効力が生じた日までの間に新たな最終事業年度が存することとなる場合にあっては、当該新たな最終事業年度の末日後に生じた事象の内容に限る。）
 - ロ 吸収合併存続株式会社商品取引所において最終事業年度がないときは、吸収合併存続株式会社商品取引所の成立の日における貸借対照表
 - 五 吸収合併の効力が生ずる日以後における吸収合併存続株式会社商品取引所の債務（法第四百四十四条の十一第一項の規定により吸収合併について異議を述べることができる債権者に対して負担する債務に限る。）の履行の見込みに関する事項
 - 六 法第四百四十四条の五第一項各号に掲げる日のいずれか早い日後吸収合併の効力が生じた日までの間に、前各号に掲げる事項に変更が生じたときは、変更後の当該事項

(吸収合併契約の承認等)

第四百四十四条の六 吸収合併存続株式会社商品取引所は、効力発生日の前日までに、株主総会の決議によつて、吸収合併契約の承認を受けなければならぬ。

2 次に掲げる場合には、取締役は、前項の株主総会において、その旨を説明しなければならない。

一 吸収合併存続株式会社商品取引所が承継する吸収合併消滅会員商品取引所の債務の額として主務省令で定める額(次号において「承継債務額」という。)が吸収合併存続株式会社商品取引所が承継する吸収合併消滅会員商品取引所の資産の額として主務省令で定める額(同号において「承継資産額」という。)を超える場合

二 吸収合併存続株式会社商品取引所が吸収合併消滅会員商品取引所の会員に対して交付する金銭の額が承継資産額から承継債務額を控除して得た額を超える場合

3 承継する吸収合併消滅会員商品取引所の資産に吸収合併存続株式会社商品取引所の株式が含まれる場合には、取締役は、第一項の株主総会において、当該株式に関する事項を説明しなければならない。

4 吸収合併存続株式会社商品取引所が種類株式発行会社である場合において、吸収合併消滅会員商品取引所の会員に対して交付する株式等が吸収合併存続株式会社商品取引所の株式であるときは、吸収合併は、第四百四十二条第二号イの種類株式(譲渡制限株式であつて、会社法第九十九条第四項の定款の定めがないものに限る。)の種類株主を構成員とする種類株主総会(当該種類株主に係る株式の種類が二以上ある場合にあっては、当該二以上の株式の種類別に区分された種類株主を構成員とする各種類株主総会)の決議がなければ、その効力を生じない。ただし、当該種類株主総会において議決権を行使することができる株主が存しない場合は、この限りでない。

5 第一項の株主総会の決議は、当該株主総会において議決権を行使す

(資産の額等)

第五十九条の九 法第四百四十四条の六第二項第一号に規定する債務の額として主務省令で定める額は、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を減じて得た額とする。

一 吸収合併の直後に吸収合併存続株式会社商品取引所の貸借対照表の作成があつたものとする場合における当該貸借対照表の負債の部に計上すべき額

二 吸収合併の直前に吸収合併存続株式会社商品取引所の貸借対照表の作成があつたものとする場合における当該貸借対照表の負債の部に計上すべき額

2 法第四百四十四条の六第二項第一号に規定する資産の額として主務省令で定める額は、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を減じて得た額とする。

一 吸収合併の直後に吸収合併存続株式会社商品取引所の貸借対照表の作成があつたものとする場合における当該貸借対照表の資産の部に計上すべき額

二 吸収合併の直前に吸収合併存続株式会社商品取引所の貸借対照表の作成があつたものとする場合における当該貸借対照表の資産の部に計上すべき額から法第四百四十四条の六第二項第二号の金銭の額を減じて得た額

ることができる株主の議決権の過半数（三分の一以上の割合を定款で定めた場合にあつては、その割合以上）を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の三分の二（これを上回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合）以上に当たる多数をもつて行わなければならない。この場合においては、当該決議の要件に加えて、一定の数の株主の賛成を要する旨その他の要件を定款で定めることを妨げない。

6 前項の規定は、第四項の種類株主総会について準用する。

（吸収合併契約等の承認を要しない場合等）

第四百四十四条の七 前条第一項から第三項までの規定は、第一号に掲げる額の第二号に掲げる額に対する割合が五分の一（これを下回る割合を吸収合併存続株式会社商品取引所の定款で定めた場合にあつては、その割合）を超えない場合には、適用しない。ただし、同条第二項各号に掲げる場合又は吸収合併消滅会員商品取引所の会員に対して交付する株式等の全部又は一部が吸収合併存続株式会社商品取引所の譲渡制限株式である場合であつて、吸収合併存続株式会社商品取引所が公開会社（会社法第二条第五号に規定する公開会社をいう。以下この節において同じ。）でないときは、この限りでない。

一 次に掲げる額の合計額

イ 吸収合併消滅会員商品取引所の会員に対して交付する吸収合併存続株式会社商品取引所の株式の数に一株当たり純資産額（会社法第四百四十一条第二項に規定する一株当たり純資産額をいう。）を乗じて得た額

ロ 吸収合併消滅会員商品取引所の会員に対して交付する金銭の額の合計額

二 吸収合併存続株式会社商品取引所の純資産額として主務省令で定める方法により算定される額

（純資産の額）

第五十九条の十 法第四百四十四条の七第一項第二号に規定する主務省令で定める方法は、算定基準日（吸収合併契約を締結した日（当該吸収合併契約により当該吸収合併契約を締結した日と異なる時（当該吸収合併契約を締結した日後から吸収合併の効力が生ずる時までの間の時に限る。）を定めた場合にあつては、当該時）をいう。以下この条において同じ。）における第一号から第六号までに掲げる額の合計額から第七号に掲げる額を減じて得た額（当該額が五百万円を下回る場合にあつては、五百万円）をもつて吸収合併存続株式会社商品取引所の純資産額とする方法とする。

一 資本金の額

二 資本準備金の額

三 利益準備金の額

四 会社法第四百四十六条に規定する剰余金の額

五 最終事業年度の末日（最終事業年度がない場合にあつては、吸収合併存続株式会社商品取引所の成立の日）における評価・換算

2 前項本文に規定する場合において、主務省令で定める数の株式（前条第一項の株主総会において議決権を行使することができるものに限る。）を有する株主が次条第一項の規定による通知又は同条第二項の公告の日から二週間以内に吸収合併に反対する旨を吸収合併存続株式会社商品取引所に対し通知したときは、効力発生日の前日までに、株主総会の決議によつて、吸収合併契約の承認を受けなければならない。

3 前条第五項の規定は、前項の株主総会について準用する。

（株主に対する通知）

第百四十四条の八 吸収合併存続株式会社商品取引所は、効力発生日の二十日前までに、その株主に対し、吸収合併をする旨並びに吸収合併消滅会員商品取引所の名称及び住所（第百四十四条の六第三項に規定する場合にあつては、同項の株式に関する事項を含む。）を通知しなければならない。

差額等に係る額
六 新株予約権の帳簿価額
七 自己株式及び自己新株予約権の帳簿価額の合計額

（株式の数）

第五十九条の十一 法第百四十四条の七第二項に規定する主務省令で定める数は、次に掲げる数のうちいずれか小さい数とする。

一 特定株式（法第百四十四条の七第二項に規定する行為に係る株主総会において議決権を行使することができることを内容とする株式をいう。以下この条において同じ。）の総数に二分の一（当該株主総会の決議が成立するための要件として当該特定株式の議決権の総数の一定の割合以上の議決権を有する株主が出席しなければならぬ旨の定款のある場合にあつては、当該一定の割合）を乗じて得た数に三分の一（当該株主総会の決議が成立するための要件として当該株主総会に出席した当該特定株主（特定株式の株主をいう。以下この条において同じ。）の有する議決権の総数の一定の割合以上の多数が賛成しなければならない旨の定款の定めがある場合にあつては、一から当該一定の割合を減じて得た割合）を乗じて得た数に一を加えた数

二 法第百四十四条の七第二項に規定する行為に係る決議が成立するための要件として一定の数以上の特定株主の賛成を要する旨の定款の定めがある場合において、特定株主の総数から吸収合併存続株式会社商品取引所に対して当該行為に反対する旨の通知をした特定株主の数を減じて得た数が当該一定の数未満となるときにおける当該行為に反対する旨の通知をした特定株主の有する特定株式の数

三 法第百四十四条の七第二項に規定する行為に係る決議が成立するための要件として前二号の定款の定め以外の定款の定めがある場合において、当該行為に反対する旨の通知をした特定株主の全部が同項に規定する株主総会において反対したとすれば当該決議が成立しないときは、当該行為に反対する旨の通知をした特定株主の有する特定株式の数
四 定款で定めた数

2 次に掲げる場合には、前項の規定による通知は、公告をもつてこれに代えることができる。

一 吸収合併存続株式会社商品取引所が公開会社である場合
二 吸収合併存続株式会社商品取引所が第四百四十四条の六第一項の株主総会の決議によつて吸収合併契約の承認を受けた場合

3 会社法第九百四十条第一項（第一号に係る部分に限る。）及び第三項の規定は、吸収合併存続株式会社商品取引所が同法第九百三十九条第一項第三号に掲げる方法により前項の公告をする場合について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（吸収合併をやめることの請求）

第四百四十四条の九 吸収合併が法令又は定款に違反する場合において、吸収合併存続株式会社商品取引所の株主が不利益を受けるおそれがあるときは、吸収合併存続株式会社商品取引所の株主は、吸収合併存続株式会社商品取引所に対し、当該吸収合併をやめることを請求することができる。ただし、第四百四十四条の七第一項本文に規定する場合（同条第二項に規定する場合を除く。）は、この限りでない。

（株式買取請求）

第四百四十四条の十 吸収合併をする場合には、反対株主は、吸収合併存続株式会社商品取引所に対し、自己の有する株式を公正な価格で買い取することを請求することができる。ただし、第四百四十四条の七第一項本文に規定する場合（同条第二項に規定する場合を除く。）は、この限りでない。

2 前項に規定する「反対株主」とは、次の各号に掲げる場合における当該各号に定める株主をいう。

一 吸収合併をするために株主総会（種類株主総会を含む。）の決議を要する場合 次に掲げる株主
イ 当該株主総会に先立つて当該吸収合併に反対する旨を当該吸収合併存続株式会社商品取引所に対し通知し、かつ、当該株主総会において当該吸収合併に反対した株主（当該株主総会において議決権を行使することができるものに限る。）
ロ 当該株主総会において議決権を行使することができない株主

二 前号に規定する場合以外の場合 すべての株主

3 会社法第七百九十七条第五項から第九項まで、第七百九十八条、第八百六十八条第一項、第八百七十条第二項（第二号に係る部分に限る。）、第八百七十条の二、第八百七十一条本文、第八百七十二條（第五号に係る部分に限る。）、第八百七十二條の二、第八百七十三条本文、第八百七十五条及び第八百七十六条の規定は、第一項の規定による請求について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（吸収合併をする場合の株式買取請求について準用する会社法の規定の読替え）

第十六条 法第四百四十四条の十第三項の規定により同条第一項の規定による請求について会社法第八百七十条の二第一項、第五項及び第八項、第八百七十二條（第五号に係る部分に限る。）並びに第八百七十二條の二第一項の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

(債権者の異議)

第百四十四条の十一 吸収合併存続株式会社商品取引所の債権者は、吸収合併存続株式会社商品取引所に対し、吸収合併について異議を述べることができる。

2 吸収合併存続株式会社商品取引所は、次に掲げる事項を官報に公告し、かつ、知れている債権者（社債管理者（会社法第七百二条の社債管理者をいう。以下この条において同じ。）がある場合にあっては、当該社債管理者を含む。）には、各別にこれを催告しなければならない。ただし、第四号の期間は、一月を下ることができない。

一 吸収合併をする旨

二 吸収合併消滅会員商品取引所の名称及び住所

三 吸収合併存続株式会社商品取引所の計算書類に関する事項として主務省令で定めるもの

	読み替える会社法の規定		
第八百七十条の二第一項、第五項及び第八項		読み替えられる字句	読み替える字句
第八百七十条の二第一項及び第八項、第八百七十二条第五号並びに第八百七十二条の二第一項	前条第二項各号		前条第二項第二号
第八百七十二条第五号及び第八百七十二条の二第一項	当該各号	第八百七十条第二項各号	同号
			第八百七十条第二項第二号

(計算書類に関する事項)

第五十九条の十一 法第百四十四条の十一第二項第三号に規定する主務省令で定めるものは、同項の規定による公告の日又は同項の規定による催告の日のいずれか早い日における次の各号に定める場合の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 最終事業年度に係る貸借対照表又はその要旨につき吸収合併存続株式会社商品取引所が会社法第四百四十条第一項又は第二項の規定により公告をしている場合、次に掲げるもの

イ 官報で公告をしているときは、当該官報の日付及び当該公告が掲載されている頁

ロ 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙で公告をしているときは、当該日刊新聞紙の名称、日付及び当該公告が掲載されている頁

ハ 電子公告により公告をしているときは、会社法第九百十一条

第三項第二十八号イに掲げる事項

二 最終事業年度に係る貸借対照表につき吸収合併存続株式会社商品取引所が会社法第四百四十条第三項に規定する措置を執っている場合、会社法第九百十一条第三項第二十六号に掲げる事項

三 吸収合併存続株式会社商品取引所が会社法第四百四十条第四項に規定する株式会社である場合において、当該株式会社が金融商

四 債権者が一定の期間内に異議を述べることができる旨

- 3 前項の規定にかかわらず、吸収合併存続株式会社商品取引所が同項の規定による公告を、官報のほか、会社法第九百三十九条第一項の規定による定款の定めに従い、同項第二号又は第三号に掲げる方法によりするときは、前項の規定による各別の催告は、することを要しない。
- 4 債権者が第二項第四号の期間内に異議を述べなかつたときは、当該債権者は、当該吸収合併について承認をしたものとみなす。
- 5 債権者が第二項第四号の期間内に異議を述べたときは、吸収合併存続株式会社商品取引所は、当該債権者に対し、弁済し、若しくは相当の担保を提供し、又は当該債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社等に相当の財産を信託しなければならない。ただし、当該吸収合併をしても当該債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。
- 6 会社法第九百四十条第二項（第三号に係る部分に限る。）及び第三項の規定は、吸収合併存続株式会社商品取引所が同法第九百三十九条第一項第三号に掲げる方法により第二項の規定による公告をする場合について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。
- 7 第一項の規定により社債権者が異議を述べるには、社債権者集会の決議によらなければならない。この場合においては、裁判所は、利害関係人の申立てにより、社債権者のために異議を述べることができる期間を伸長することができる。
- 8 前項の規定にかかわらず、社債管理者は、社債権者のために異議を述べることができる。ただし、会社法第七百二条の規定による委託に係る契約に別段の定めがある場合は、この限りでない。
- 9 会社法第八百六十八条第四項、第八百七十条第一項（第八号に係る部分に限る。）、第八百七十一条本文、第八百七十二条（第四号に係る部分に限る。）、第八百七十五条及び第八百七十六条の規定は、第七項の申立てに係る事件について準用する。

（吸収合併等に関する書面等及び閲覧等）

第四百四十四条の十二 吸収合併存続株式会社商品取引所は、吸収合併の効力が生じた日後遅滞なく、吸収合併により吸収合併存続株式会社商品取引所が承継した吸収合併消滅会員商品取引所の権利義務その他の

品取引法第二十四条第一項の規定により最終事業年度に係る有価証券報告書を提出しているとき その旨

四 吸収合併存続株式会社商品取引所につき最終事業年度がない場合 その旨

五 吸収合併存続株式会社商品取引所が清算株式会社である場合 その旨

六 前各号に掲げる場合以外の場合 会社計算規則第六編第二章の規定による最終事業年度に係る貸借対照表の要旨の内容

（吸収合併存続株式会社商品取引所の事後開示事項）

第五十九条の十三 法第四百四十四条の十二第一項に規定する主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 吸収合併の効力が生じた日

吸収合併に関する事項として主務省令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を作成しなければならない。

2 吸収合併存続株式会社商品取引所は、吸収合併の効力が生じた日から六月間、前項の書面又は電磁的記録をその本店に備え置かなければならない。

3 吸収合併存続株式会社商品取引所の株主及び債権者は、吸収合併存続株式会社商品取引所に対して、その営業時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該吸収合併存続株式会社商品取引所が定めた費用を支払わなければならない。

一 前項の書面の閲覧の請求

二 前項の書面の謄本又は抄本の交付の請求

三 前項の電磁的記録に記録された事項を主務省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求

四 前項の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて主務省令で定めるものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

4 吸収合併存続株式会社商品取引所は、前項の規定による請求があつたときは、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

第二目 新設合併消滅株式会社商品取引所の手続

(新設合併契約に関する書面等の備置き及び閲覧等)

第四百四十四条の十三 新設合併消滅株式会社商品取引所（会員商品取引所と株式会社商品取引所とが新設合併をする場合における当該新設合併消滅株式会社商品取引所に限る。以下この目において同じ。）は、

二 吸収合併消滅会員商品取引所における次に掲げる事項

イ 法第四百四十四条第五項の規定による請求に係る手続の経過

ロ 法第四百四十四条第六項において準用する法第二百二十四条の規定による手続の経過

三 吸収合併存続株式会社商品取引所における次に掲げる事項

イ 法第四百四十四条の九の規定による請求に係る手続の経過

ロ 法第四百四十四条の十（同条第三項については、会社法第七百九十七条第五項から第九項までを準用する部分に限る。）及び第四百四十四条の十一第一項から第五項までの規定による手続の経過

四 吸収合併により吸収合併存続株式会社商品取引所が吸収合併消滅会員商品取引所から承継した重要な権利義務に関する事項

五 法第四百四十四条第一項の規定により吸収合併消滅会員商品取引所が備え置いた書面又は電磁的記録に記載又は記録がされた事項（吸収合併契約の内容を除く。）

六 法第四百四十七条第二項の変更の登記をした日

七 前各号に掲げるもののほか、吸収合併に関する重要な事項

(新設合併消滅株式会社商品取引所の事前開示事項)

第五十九条の十四 法第四百四十四条の十三第一項の主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 法第四百四十三条第一項第六号及び第七号に掲げる事項について

次に掲げる日のいずれか早い日から新設合併設立株式会社商品取引所の成立の日までの間、新設合併契約の内容その他主務省令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録をその本店に備え置かなければならない。

一 次条第一項の株主総会の日の二週間前の日

二 新設合併契約について種類株主総会の決議によつてその承認を受けなければならぬときは、当該種類株主総会の日の二週間前の日

三 第四百四十四条の十五第一項の規定による通知の日又は同条第二項の公告の日のいずれか早い日

四 第四百四十四条の十九において準用する第四百四十四条の十一第二項の規定による公告の日又は同項の規定による催告の日のいずれか早い日

の定め の 相当性 に関する 事項

二 新設合併消滅株式会社商品取引所の全部又は一部が新株予約権を發行しているときは、法第百四十三条第一項第八号及び第九号に掲げる事項についての定め の 相当性 に関する 事項

三 他の新設合併消滅商品取引所（清算株式会社及び清算会員商品取引所を除く。以下この号において同じ。）についての次に掲げる事項

イ 最終事業年度に係る計算書類等又は財産目録、貸借対照表及び当該貸借対照表とともに作成された損益計算書（最終事業年度がない場合にあつては、他の新設合併消滅株式会社商品取引所の成立の日における貸借対照表）の内容

ロ 最終事業年度の末日（最終事業年度がない場合にあつては、他の新設合併消滅株式会社商品取引所の成立の日）後の日を臨時決算日（二以上の臨時決算日がある場合にあつては、最も遅いもの）とする臨時計算書類等があるときは、当該臨時計算書類等の内容

ハ 他の新設合併消滅商品取引所において最終事業年度の末日（最終事業年度がない場合にあつては、他の新設合併消滅商品取引所の成立の日）後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の当該他の新設合併消滅商品取引所の財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容（法第百四十四条の十三第一項各号に掲げる日のいずれか早い日後新設合併設立株式会社商品取引所の成立の日までの間に新たな最終事業年度が存することとなる場合にあつては、当該新たな最終事業年度の末日後に生じた事業の内容に限る。）

四 他の新設合併消滅商品取引所（清算株式会社又は清算会員商品取引所に限る。）が会社法第百九十二条第一項（法第七十七条第一項において準用する場合を含む。）の規定により作成した貸借対照表

五 当該新設合併消滅株式会社商品取引所（清算株式会社を除く。以下この号において同じ。）についての次に掲げる事項

イ 当該新設合併消滅株式会社商品取引所において最終事業年度の末日（最終事業年度がない場合にあつては、当該新設合併消滅株式会社商品取引所の成立の日）後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の当該新設合併消滅株式会社商品取引所の財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容（法第百四十四条の十三第一項各号に掲げる日のいずれか早い日後新設合併設立株式会社商品取引所の成立の日までの間に新たな最終事業年度が存することとなる場合にあつては、当該新たな最終事業年度の末日後に生じた事業の内容に限る。）

ロ 当該新設合併消滅株式会社商品取引所において最終事業年度がないときは、当該新設合併消滅株式会社商品取引所の成立の

2 新設合併消滅株式会社商品取引所の株主及び債権者は、新設合併消滅株式会社商品取引所に対して、その営業時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該新設合併消滅株式会社商品取引所が定めた費用を支払わなければならない。

一 前項の書面の閲覧の請求

二 前項の書面の謄本又は抄本の交付の請求

三 前項の電磁的記録に記録された事項を主務省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求

四 前項の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて主務省令で定めるものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

3 新設合併消滅株式会社商品取引所は、前項の規定による請求があつたときは、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

(新設合併契約の承認)

第四百四十四条の十四 新設合併消滅株式会社商品取引所は、株主総会の決議によつて、新設合併契約の承認を受けなければならない。

2 前項の株主総会の決議は、当該株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の過半数（三分の一以上の割合を定款で定めた場合にあつては、その割合以上）を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の三分の二（これを上回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合）以上に当たる多数をもつて行わなければならない。この場合においては、当該決議の要件に加えて、一定の数以上の株主の賛成を要する旨その他の要件を定款で定めることを妨げない。

3 前項の規定にかかわらず、新設合併消滅株式会社商品取引所が公開会社である場合において、当該新設合併消滅株式会社商品取引所の株主に対して交付する新設合併設立株式会社商品取引所の株式の全部又は一部が譲渡制限株式であるときは、第一項の株主総会（種類株式発行会社の株主総会を除く。）の決議は、会社法第三百九条第三項に定める決議によらなければならない。

4 新設合併消滅株式会社商品取引所が種類株式発行会社である場合において、新設合併消滅株式会社商品取引所の株主に対して交付する新

日における貸借対照表

六 新設合併設立株式会社商品取引所の成立の日以後における当該新設合併設立株式会社商品取引所の債務（他の新設合併消滅商品取引所から承継する債務を除く。）の履行の見込みに関する事項

七 法第四百四十四条の十三第一項各号に掲げる日のいずれか早い日後、前各号に掲げる事項に変更が生じたときは、変更後の当該事項

設合併設立株式会社商品取引所の株式の全部又は一部が譲渡制限株式会社であるときは、当該新設合併は、当該譲渡制限株式の割当てを受ける種類の株式（譲渡制限株式を除く。）の種類株主を構成員とする種類株主総会（当該種類株主に係る株式の種類が二以上ある場合にあつては、当該二以上の株式の種類別に区分された種類株主を構成員とする各種類株主総会）の決議がなければ、その効力を生じない。ただし、当該種類株主総会において議決権を行使することができる株主が存しない場合は、この限りでない。

5 前項の種類株主総会の決議は、当該種類株主総会において議決権を行使することができる株主の半数以上（これを上回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合以上）であつて、当該株主の議決権の三分の二（これを上回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合）以上に当たる多数をもつて行わなければならない。

（株主等に対する通知）

第百四十四条の十五 新設合併消滅株式会社商品取引所は、前条第一項の株主総会の決議の日から二週間以内に、その株主及び登録株式質権者（会社法第百四十九条第一項に規定する登録株式質権者をいう。）並びにその新株予約権者及び登録新株予約権質権者（同法第二百七十条第一項に規定する登録新株予約権質権者をいう。）に対し、新設合併をする旨並びに他の新設合併消滅商品取引所及び新設合併設立株式会社商品取引所の名称又は商号及び住所を通知しなければならない。

2 前項の規定による通知は、公告をもつてこれに代えることができる。

3 会社法第九百四十条第一項（第四号に係る部分に限る。）及び第三項の規定は、新設合併消滅株式会社商品取引所が同法第九百三十九条第一項第三号に掲げる方法により前項の公告をする場合について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（新設合併をやめることの請求）

第百四十四条の十六 新設合併が法令又は定款に違反する場合において、新設合併消滅株式会社商品取引所の株主が不利益を受けるおそれがあるときは、新設合併消滅株式会社商品取引所の株主は、新設合併消滅株式会社商品取引所に対し、当該新設合併をやめることを請求することができる。

（株式買取請求）

第百四十四条の十七 新設合併をする場合には、次に掲げる株主は、新設合併消滅株式会社商品取引所に対し、自己の有する株式を公正な価格で買い取ることが請求することができる。

一 新設合併契約を承認するための株主総会（種類株主総会を含む。）に先立つて当該新設合併に反対する旨を当該新設合併消滅株式会社

商品取引所に対し通知し、かつ、当該株主総会において当該新設合併に反対した株主（当該株主総会において議決権を行使することができるものに限る。）

二 当該株主総会において議決権を行使することができない株主

2 会社法第八百六条第五項から第九項まで、第八百七条、第八百六十八條第一項、第八百七十条第二項（第二号に係る部分に限る。）、第八百七十一条、第八百七十二条（第五号に係る部分に限る。）、第八百七十三条本文、第八百七十三条本文、第八百七十五条及び第八百七十六条の規定は、前項の規定による請求について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（新設合併をする場合の株式買取請求について準用する会社法の規定の読替え）

第十七条 法第四百四十四条の十七第二項の規定により同条第一項の規定による請求について会社法第八百六条第五項、第八百七十条の二第一項、第五項及び第八項、第八百七十二条（第五号に係る部分に限る。）、並びに第八百七十二条の二第一項の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	第八百六条第五項		読み替えられる字句	読み替える字句
	第三項	前項		
第八百七十条の二第一項、第五項及び第八項	第八百七十条の二第一項及び第八項、第八百七十二條第五号並びに第八百七十二條の二第一項		前条第二項各号	前条第二項第二号
	前項	当該同号		
第八百七十二條第五号及び第八百七十二條の二第一項	第八百七十二條第五号及び第八百七十二條の二第一項		第八百七十条第二項各号	第八百七十条第二項第二号
	前項	当該同号		

（新設合併をする場合の新株予約権買取請求について準用する会社法の規定の読替え）

第十八条 法第四百四十四条の十八第二項の規定により同条第一項の規定による請求について会社法第八百八条第五項、第八百九条第六項、第八百七十条の二第一項、第五項及び第八項、第八百七十二条（第五号に係る部分に限る。）、並びに第八百七十二条の二第一項の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

（新株予約権買取請求）

第四百四十四条の十八 新設合併をする場合には、新設合併消滅株式会社商品取引所の新株予約権の新株予約権者は、新設合併消滅株式会社商品取引所に対し、自己の有する新株予約権を公正な価格で買い取ることが請求することができる。

2 会社法第八百八条第五項から第十項まで、第八百九条、第八百六十八條第一項、第八百七十条第二項（第二号に係る部分に限る。）、第八百七十一条、第八百七十二条（第五号に係る部分に限る。）、第八百七十三条本文、第八百七十三条本文、第八百七十五条及び第八百七十六条の規定は、前項の規定による請求について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(準用規定)
 第四百四十四条の十九 第四百四十四条の十一の規定は、新設合併消滅株式会社商品取引所について準用する。

第三目 新設合併設立株式会社商品取引所の手続

(株式会社商品取引所の設立の特則)

第四百四十四条の二十 会社法第二編第一章(第二十七条(第四号及び第五号を除く。)、第二十九条、第三十一条、第三十七条第三項、第三十九号及び第四十七条から第四十九条までを除く。)の規定は、新設合併設立株式会社商品取引所(会員商品取引所と株式会社商品取引所とが新設合併をする場合における当該新設合併設立株式会社商品取引所に限る。以下この目において同じ。)の設立については、適用しない。
 2 新設合併設立株式会社商品取引所の定款は、新設合併消滅商品取引所が作成する。

(新設合併契約に関する書面等の備置き及び閲覧等)

第四百四十四条の二十一 新設合併設立株式会社商品取引所は、その成立の日後遅滞なく、新設合併により新設合併設立株式会社商品取引所が承継した新設合併消滅商品取引所の権利義務その他の新設合併に関する事項として主務省令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を作成しなければならない。

					読み替える会社法の規定	
					読み替えられる字句	読み替える字句
第八百八条第五項				第三項		商品先物取引法第四百四十四条の十五第一項
第八百九条第六項				前項		同条第二項
第八百七十条の二第一項、第五項及び第八項				設立会社		新設合併設立株式会社商品取引所
第八百七十条の二第二項及び第八項				前条第二項各号		前条第二項第二号
第八百七十条の二第二項及び第八項、第八百七十二条第五号並びに第八百七十二条の二第二項				当該各号		同号
第八百七十二条第五号及び第八百七十二条の二第二項				第八百七十条第二項各号		第八百七十条第二項第二号

(新設合併設立株式会社商品取引所の事後開示事項)

第五十九条の十五 法第四百四十四条の二十一第一項の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 新設合併の効力が生じた日
- 二 新設合併消滅会員商品取引所における次に掲げる事項
 イ 法第四百四十四条の三第五項の規定による請求に係る手続の経過

2 新設合併設立株式会社商品取引所は、その成立の日から六月間、前項の書面又は電磁的記録及び新設合併契約の内容その他主務省令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録をその本店に備え置かなければならない。

3 新設合併設立株式会社商品取引所の株主及び債権者は、新設合併設立株式会社商品取引所に対して、その営業時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該新設合併設立株式会社商品取引所の定めた費用を支払わなければならない。

一 前項の書面の閲覧の請求

二 前項の書面の謄本又は抄本の交付の請求

三 前項の電磁的記録に記録された事項を主務省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求

4 前項の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて主務省令で定めるものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

4 新設合併設立株式会社商品取引所は、前項の規定による請求があつたときは、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

第六款 合併の効力の発生等

(合併の認可)

第百四十五条 商品取引所を全部又は一部の当事者とする合併（合併後存続する者又は合併により設立される者が商品取引所であるものに限る。）は、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 前項の認可を受けようとする者は、合併後存続する商品取引所又は

ロ 法第百四十四条の三第六項において準用する法第百二十四条の規定による手続の経過

三 新設合併消滅株式会社商品取引所における次に掲げる事項

イ 法第百四十四条の十六の規定による請求に係る手続の経過

ロ 法第百四十四条の十七第一項及び第二項（会社法第八百六条第五項から第九項までを準用する部分に限る。）並びに第百四十四条の十八第一項及び第二項（会社法第八百八条第五項から第十項までを準用する部分に限る。）並びに法第百四十四条の十九において準用する法第百四十四条の十一第一項から第五項までの規定による手続の経過

四 新設合併により新設合併設立株式会社商品取引所が新設合併消滅商品取引所から承継した重要な権利義務に関する事項

五 前各号に掲げるもののほか、新設合併に関する重要な事項

（新設合併設立株式会社商品取引所の事後開示事項）

第五十九条の十六、法第百四十四条の二十一第二項に規定する主務省令で定める事項は、法第百四十四条の三第一項及び法第百四十四条の十三第一項により新設合併消滅商品取引所が備え置いた書面又は電磁的記録に記載又は記録がされた事項（新設合併契約の内容を除く。）とする。

合併により設立される商品取引所（以下「合併後の商品取引所」という。）について次に掲げる事項（合併後の商品取引所が会員商品取引所である場合にあつては、第二号に掲げるものを除く。）を記載した申請書を主務大臣に提出しなければならない。

一 名称又は商号

二 資本金の額

三 事務所又は本店、支店その他の営業所の所在地

四 上場商品又は上場商品指数

五 役員の名又は名称及び住所

六 会員等の氏名又は商号若しくは名称及び会員等が取引をする商品

市場における上場商品又は上場商品指数

3 前項の申請書には、合併契約の内容を記載した書面、合併後の商品取引所の定款、業務規程、受託契約準則、紛争処理規程及び市場取引監視委員会規程その他主務省令で定める書面を添付しなければならない。

（合併認可の申請書の添付書類）

第六十条 法第四百五十二条第三項の主務省令で定める書面は、次に掲げる書面（官公署が証明する書面の場合には、認可の申請の日前三月以内に作成されたものに限る。）とする。

一 合併の理由を記載した書面

二 次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に定める書面

イ 合併後存続する商品取引所又は合併により設立される商品取引所の役員が外国人である場合 当該役員の写真等、履歴書及びその者が法第十五条第二項第一号イからルまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面

ロ 合併後存続する商品取引所又は合併により設立される商品取引所の役員が法人である場合 当該役員の写真等、履歴書、沿革を記載した書面及び法第十五条第二項第一号ロに該当しない旨の官公署の証明書並びにその者が同号ハからルまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面

ハ 合併後存続する商品取引所又は合併により設立される商品取引所の役員が外国人又は法人でない場合 当該役員の写真等、履歴書、その者が法第十五条第二項第一号イ及びロに該当しない旨の官公署の証明書並びにその者が同号ハからルまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面

三 会員等の氏名又は商号若しくは名称及び主たる事務所又は本店の所在地を記載した書面、その者が法第十五条第二項第一号イからラまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面並びに申請に係る商品取引所が開設しようとする一以上の商品市場において法第十五条第一号に掲げる方法により決済を行う場合には認可の申請の日前三十日以内に様式第一号により作成したその者の純資産額に関する調書

四 合併を行う各商品取引所の合併総会（会員商品取引所にあつては、法第四百四十四条第四項、第四百四十四条の二第二項又は第四百四十四条の三第四項の会員総会をいい、株式会社商品取引所にあつては、法第四百四十四条の六第一項、第四百四十四条の十四第一項、会社法第七百八十三条第一項、第七百九十五条第一項又は第八百四十四条第一項の株主総会をいう。）の議事録その他必要な手続があつ

たことを証する書面

五 合併を行う各商品取引所の財産及び収支の状況を知ることができる書面（会員商品取引所にあつては最終事業年度の決算関係書類等、株式会社商品取引所にあつては最終事業年度の計算書類等及びその附属明細書）

六 法第四十四条第六項、第四十四条の二第四項及び第四十四条の三第六項において準用する法第二百二十四条第二項、第四十四条の十一第二項（第四百四十四条の十九において準用する場合を含む）、会社法第七百八十九条第二項、第七百九十九条第二項又は第八百十條第二項の規定による公告及び催告（第二百二十四条第三項、第四百四十四条の十一第三項（第四百四十四条の十九において準用する場合を含む）、会社法第七百八十九条第三項、第七百九十九条第三項又は第八百十條第三項の規定により公告を官報のほか時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告によつてした場合にあつては、これらの方法による公告）をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し弁済し若しくは相当の担保を提供し若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は当該合併をしても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面

七 合併により消滅する商品取引所の開設している商品市場における取引に関する業務の承継の方法を記載した書面

八 商品取引所の業務に関する知識及び経験を有する従業員の確保の状況並びに当該従業員の配置の状況を記載した書面（合併後の商品取引所が株式会社商品取引所である場合に限る。）

九 開設しようとする商品市場における合併後一年間の先物取引の取引量の見込みを記載した書面

十 合併に際して上場商品に係る商品市場を開設しようとする場合にあっては、上場商品構成物品を一の商品市場で取引をすることが適当である旨を明らかにすることができる書面

十一 合併に際して二以上の商品指数を一の上場商品指数として商品市場を開設しようとする場合にあっては、当該二以上の商品指数の対象となる物品の大部分が共通していることを明らかにすることができる書面

（認可基準）

第四百四十六条 主務大臣は、前条第一項の認可の申請が次に掲げる基準（合併後の商品取引所が会員商品取引所である場合にあつては、第一号及び第六号に掲げるものを除く。）に適合していると認めるときは、認可をしなければならない。

一 合併後の商品取引所の資本金の額が第八十条第一項第一号の政令で定める金額以上であること。

二 申請に係る上場商品又は上場商品指数の先物取引を公正かつ円滑にするために十分な取引量が見込まれることその他上場商品構成物

品等の取引の状況に照らし、当該先物取引をする商品取引所が合併により存続すること又は当該先物取引をする商品取引所を合併により設立することが当該上場商品構成物品等の生産及び流通を円滑にするため必要かつ適当であること。

三 上場商品に係る商品市場を開設しようとする場合にあつては、上場商品構成物品の売買等を業として行つてゐる者の取引の状況その他の当該上場商品構成物品に係る経済活動の状況に照らして、当該上場商品構成物品を一の商品市場で取引することが適当であることとして政令で定める基準に適合すること。

四 二以上の商品指数を一の上場商品指数として商品市場を開設しようとする場合にあつては、当該二以上の商品指数の対象となる物品の大部分が共通していること。

五 合併後の商品取引所の定款、業務規程、受託契約準則、紛争処理規程及び市場取引監視委員会規程の規定が法令に違反せず、かつ、定款、業務規程、受託契約準則、紛争処理規程又は市場取引監視委員会規程に規定する取引の方法又は管理、会員等の資格、会員等の数の最高限度を定めた場合におけるその最高限度、特別担保金の預託義務を定めた場合におけるその預託に関する事項その他の事項が適当であつて、商品市場における取引の公正を確保し、及び委託者を保護するため十分であること。

六 合併後の商品取引所が商品市場を適切に運営するに足りる人的構成を有するものであること。

七 合併後の商品取引所が商品取引所としてこの法律の規定に適合するように組織されるものであること。

八 合併後の商品取引所において、合併により消滅する商品取引所の開設している商品市場における取引に関する業務の承継が円滑かつ適切に行われる見込みが確実であること。

2 主務大臣は、前条第一項の認可の申請が次の各号のいずれかに該当する場合には、前項の規定にかかわらず、同条第一項の認可をしてはならない。

一 合併後の商品取引所の役員のうち第十五条第二項第一号イからルまでのいずれかに該当する者があるとき。

二 申請書又はこれに添付すべき書類のうち重要な事項について虚偽の記載があるとき。

3 主務大臣は、商品取引所の存続期間（株式会社商品取引所にあつては、株式会社商品取引所としての存続期間）又は商品市場の開設期限が定款（株式会社商品取引所にあつては、業務規程）に記載され、又は記録されている前条第一項の認可の申請があつた場合においては、第一項第二号の基準に代えて、申請に係る上場商品又は上場商品指数の先物取引を公正かつ円滑にするために十分な取引量が見込まれないことその他上場商品構成物品等の取引の状況に照らし、当該先物取引をする商品取引所が合併により存続すること又は当該先物取引をする

商品取引所を合併により設立することが当該上場商品構成物品等の生産及び流通に著しい支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがあることに該当しないことを同号の基準とし、当該基準並びに同項第三号及び第四号の基準の適用は、当該存続期間又は開設期限までの間について判断して行うものとする。

4 第十五条第五項から第十一項までの規定は、前条第一項の認可について準用する。この場合において、第十五条第十項中「第三号」とあるのは、「第六号」と読み替えるものとする。

(吸収合併の登記)

第四百七十七条 会員商品取引所が吸収合併をした場合において、吸収合併存続商品取引所が会員商品取引所であるときは、その効力が生じた日から、その主たる事務所の所在地においては二週間以内に、その従たる事務所の所在地においては三週間以内に、吸収合併消滅商品取引所については解散の登記をし、吸収合併存続商品取引所については変更の登記をしなければならない。ただし、従たる事務所の所在地における変更の登記は、吸収合併存続商品取引所について、第二十四条第二項各号に掲げる事項に変更が生じた場合に限り、するものとする。

2 会員商品取引所が吸収合併をした場合において、吸収合併存続商品取引所が株式会社商品取引所であるときは、その効力が生じた日から、その主たる事務所及び本店の所在地においては二週間以内に、その従たる事務所及び支店の所在地においては三週間以内に、吸収合併消滅商品取引所については解散の登記をし、吸収合併存続商品取引所については変更の登記をしなければならない。ただし、支店の所在地における変更の登記は、吸収合併存続商品取引所について、会社法第九百三十条第二項各号に掲げる事項に変更が生じた場合に限り、するものとする。

(新設合併の登記)

第四百七十七条の二 会員商品取引所が新設合併をする場合において、新設合併設立商品取引所が会員商品取引所であるときは、次の各号に掲げる日のいずれか遅い日から、その主たる事務所の所在地においては二週間以内に、その従たる事務所の所在地においては三週間以内に、新設合併消滅商品取引所については解散の登記をし、新設合併設立商品取引所については設立の登記をしなければならない。この場合における第二十条第二項の適用については、同項中「前項」とあるのは、「新設合併設立商品取引所についての設立」とする。

一 第四百四十四条の三第四項の会員総会の決議の日

二 第四百四十四条の三第六項において準用する第二百二十四条の規定による手続が終了した日

三 新設合併消滅商品取引所が合意により定めた日

四 第四百四十五条第一項の認可を受けた日

2 会員商品取引所が新設合併をする場合において、新設合併設立商品取引所が株式会社商品取引所であるときは、次の各号に掲げる日のいずれか遅い日から、その主たる事務所及び本店の所在地においては二週間以内に、その従たる事務所及び支店の所在地においては三週間以内に、新設合併消滅商品取引所については解散の登記をし、新設合併設立商品取引所については設立の登記をしなければならない。

一 第四百四十四条の十四第一項の株主総会の決議の日
二 新設合併をするために種類株主総会の決議を要するときは、当該決議の日

三 第四百四十四条の十五第一項の規定による通知又は同条第二項の公告をした日から二十日を経過した日

四 第四百四十四条の十九において準用する第四百四十四条の十一の手続が終了した日

五 前項各号に掲げる日

(合併の効力の発生等)

第四百四十八条 吸収合併存続商品取引所は、効力発生日又は第四百四十五条第一項の主務大臣の認可を受けた日のいずれか遅い日に、吸収合併消滅商品取引所の権利義務(当該商品取引所が行う事業に関し、行政庁の許可、認可その他の処分に基づいて有する権利義務を含む。第三項において同じ。)を承継する。

2 吸収合併消滅商品取引所の吸収合併による解散は、吸収合併の登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

3 新設合併設立商品取引所は、その成立の日、新設合併消滅商品取引所の権利義務を承継する。

4 次の各号に掲げる規定に規定する場合には、吸収合併消滅会員商品取引所若しくは新設合併消滅会員商品取引所の会員又は新設合併消滅株式会社商品取引所の株主は、吸収合併の効力が生じた日又は新設合併設立株式会社商品取引所の成立の日、当該各号に定める事項についての定めに従い、次の各号に掲げる規定の株式の株主となる。

一 第四百四十二条第二号イ 同条第三号に掲げる事項
二 第四百四十三条第一項第六号 同項第七号に掲げる事項

5 新設合併消滅株式会社商品取引所の新株予約権は、新設合併設立株式会社商品取引所の成立の日、消滅する。

第四百四十九条 第四百四十五条第一項の認可を受けて設立された者は、当該設立の時に、第九条又は第七十八条の許可を受けたものとみなす。

2 合併後の商品取引所は、吸収合併消滅商品取引所又は新設合併消滅商品取引所の商品市場において成立した取引であつて決済を結了していないものがあるときは、当該取引に係る商品市場と同一の商品市場(政令で定める同種の商品市場を含む。)を開設する場合を除き、当

(同種の商品市場)

第十九条 法第四百四十九条第二項及び第四項の政令で定める同種の商品市場は、次に掲げる商品市場とする。

一 上場商品に係る商品市場にあつては、合併によつて消滅した商品取引所の商品市場の上場商品構成物品のすべてをその上場

該取引の決済を結了する目的の範囲内において、吸収合併消滅商品取引所又は新設合併消滅商品取引所の商品市場と同一の商品市場を開設しなければならない。

3 第五条第一項の規定は、合併後の商品取引所が前項の規定により商品市場を開設する場合には、適用しない。

4 吸収合併消滅商品取引所又は新設合併消滅商品取引所の商品市場において成立した取引であつて決済を結了していないものは、合併後の商品取引所の当該商品市場と同一の商品市場（政令で定める同種の商品市場を含む。）において同一の条件で成立した取引とみなす。

（一に満たない端数の処理等）

第百五十条 会社法第二百三十四条第一項から第五項まで、第八百六十八条第一項、第八百六十九条、第八百七十一条、第八百七十四条（第四号に係る部分に限る。）、第八百七十五条及び第八百七十六条の規定は、第百四十二条の吸収合併及び第百四十三条第一項の新設合併について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（株券等の提出）

第百五十一条 会社法第二百十九条第一項（第六号に係る部分に限る。）、第二項（第四号に係る部分に限る。）及び第三項、第二百二十条並びに第二百九十三条第一項（第三号に係る部分に限る。）、第二項（第四号に係る部分に限る。）、第三項及び第五項の規定は、新設合併消滅株

商品に含み、当該上場商品構成物品ごとに当該消滅した商品取引所の商品市場において行われていた種類の取引のすべてを行なう商品市場

二 上場商品指数に係る商品市場にあつては、合併によつて消滅した商品取引所の商品市場の上場商品指数に含まれる商品指数（以下この号において「上場商品指数構成指数」という。）のすべてをその上場商品指数に含み、当該上場商品指数構成指数ごとに当該消滅した商品取引所の商品市場において行われていた種類の取引のすべてを行う商品市場

（会員商品取引所の会員が合併に際し株式等の割当てを受ける場合について準用する会社法の規定の読替え）

第二十條 法第百五十條の規定により法第百四十二條の吸収合併及び法第百四十三條第一項の新設合併について会社法第二百三十四條第二項及び第八百七十一條の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二百三十四條第二項	法務省令	主務省令
第八百七十一條第二号	第八百七十四條各号	第八百七十四條第四号

（株式の発行等により一に満たない株式の端数を処理する場合における市場価格）

第六十條の二 法第百五十條において読み替えて準用する会社法第二百三十四條第二項に規定する主務省令で定める方法は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額をもつて法第百五十條において読み替えて準用する会社法第二百三十四條第二項に規定する株式の価格とする方法とする。

- 一 当該株式を市場において行う取引によつて売却する場合 当該取引によつて売却する価格
- 二 前号に掲げる場合以外の場合 次に掲げる額のうちいずれか高い額
- イ 売却日における当該株式を取引する市場における最終の価格（当該売却日に売買取引がない場合又は当該売却日が当該市場の休業日に当たる場合にあつては、その後最初になされた売買取引の成立価格）
- ロ 売却日において当該株式が公開買付け等の対象であるときは、当該売却日における当該公開買付け等に係る契約における当該株式の価格

式会社商品取引所について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

2 会社法第九百四十条第一項（第一号に係る部分に限る。）及び第三項の規定は新設合併消滅株式会社商品取引所が同法第九百三十九条第一項第三号に掲げる方法により前項において準用する同法第二百十九條第一項又は第二百九十三條第一項の規定による公告をする場合について、同法第九百四十條第一項（第三号に係る部分に限る。）及び第三項の規定は新設合併消滅株式会社商品取引所が同法第九百三十九條第一項第三号に掲げる方法により前項において準用する同法第二百二十條第一項（前項において準用する同法第二百九十三條第五項において準用する場合を含む。）の規定による公告をする場合について、それぞれ準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

3 会社法第五十四條第二項（第三号に係る部分に限る。）及び第二百七十二條第三項（第三号に係る部分に限る。）の規定は、新設合併設立株式会社商品取引所について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（商業登記法の準用）

第五百二十二條 商業登記法第七十九條、第八十條（第二号、第六号、第九号及び第十号を除く。）、第八十一條（第三号、第六号、第九号及び第十号を除く。）、第八十二條及び第八十三條の規定は、第三百二十九條第二項第一号に掲げる場合における合併による会員商品取引所の登記について準用する。この場合において、同法第七十九條中「商号及び本店」とあるのは「名称及び主たる事務所」と、同法第八十條第四号中「資本金の額」とあるのは「出資の総額」と、同法第五号及び同法第八十一條第五号中「本店」とあるのは「事務所」と、同法第八十條第七号中「吸収合併消滅会社が持分会社であるときは、総社員の同意（定款に別段の定めがある場合にあつては、その定めによる手続）があつたことを証する書面」とあるのは「吸収合併をする会員商品取引所の合併会員総会の議事録」と、同法第八十一條中「次の書面」とあるのは「次の書面及び代表権を有する者の資格を証する書面」と、同法第七号中「新設合併消滅会社が持分会社であるときは、総社員の同意（定款に別段の定めがある場合にあつては、その定めによる手続）があつたことを証する書面」とあるのは「新設合併消滅会員商品取引所の合併会員総会の議事録」と、同法第八十二條第二項から第四項まで及び第八十三條中「本店」とあるのは「主たる事務所」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（会員商品取引所と会員商品取引所との合併による会員商品取引所の登記について準用する商業登記法の規定の読替え）

第二十一條 法第五百二十二條第一項の規定により法第三百二十九條第二項第一号に掲げる場合における合併による会員商品取引所の登記について商業登記法（昭和三十八年法律第二百二十五号）第八十條（第二号、第六号、第九号及び第十号を除く。）及び第八十一條（第三号、第六号、第九号及び第十号を除く。）の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える商業登記法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第八十條第三号	会社法第七百九十九條第二項	商品先物取引法第四百四十四條の二第四項において準用する同法第二百二十四條第二項
第八十條第四号	会社法第四百四十五條第五項	商品先物取引法第五百五十四條第二項
第八十條第八号	会社法第七百八十九條第二項（第三号を除き、同法第七百九十三條第二項において準用する場合を含む。）	商品先物取引法第四百四十四條第六項において準用する同法第二百二十四條第二項

2 商業登記法第七十九条、第八十条（第六号、第九号及び第十号を除く。）及び第八十一条から第八十三条までの規定は、第三百三十九条第二項第二号に掲げる場合における合併による会員商品取引所及び株式会社商品取引所の登記について準用する。この場合において、同法第七十九条中「商号及び本店」とあるのは「名称又は商号及び主たる事務所又は本店」と、同法第八十条第五号中「本店」とあるのは「事務所」と、同法第七号中「吸収合併消滅会社」が持分会社であるときは、総社員の同意（定款に別段の定めがある場合にあつては、その定めによる手続）があつたことを証する書面」とあるのは「吸収合併消滅会社商品取引所の合併会員総会の議事録」と、同法第八十一条第五号中「本店」とあるのは「本店又は事務所」と、同法第七号中「新設合併消滅会社」が持分会社であるときは、総社員の同意（定款に別段の定めがある場合にあつては、その定めによる手続）があつたことを証する書面」とあるのは「新設合併消滅会員商品取引所の合併会員総会の議事録」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（会員商品取引所と株式会社商品取引所との合併による会員商品取引所及び株式会社商品取引所の登記について準用する商業登記法の規定の読替え）
 第二十二條 法第五十二條第二項の規定により法第三百三十九條第二項第二号に掲げる場合における合併による会員商品取引所及び株式会社商品取引所の登記について商業登記法第八十條（第六号、第九号、及び第十号を除く）、第八十一条及び第八十三條の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える商業登記法の規定	第八十條第二号	同条第三項	読み替えられる字句	読み替える字句
	第八十條第三号	会社法第七百九十九條第二項	商品先物取引法第四百四十四條の十一第二項	
読み替える商業登記法の規定	第八十條第四号	会社法第四百四十五條第五項	商品先物取引法第五百四十四條第二項	
	第八十條第八号	会社法第七百八十九條第二項（第三号を除き、同法第七百九十三條第二項において準用する場合を含む。） 同法第七百八十九條第三項（同法第七百九十三條第二項において準用する場合を含む。）	商品先物取引法第四百四十四條第六項において準用する同法第二百二十四條第二項 同条第三項	
	第八十一条第八号	同法第八百十條第二項（第三号を除き、同法第八百十三條第二項において準用する場合を含む。） 同法第八百十條第三項（同法第八百十三條第二項において準用する場合を含む。）	商品先物取引法第四百四十四條の三第六項において準用する同法第二百二十四條第二項 同条第三項	

(合併の無効の訴え)

第五百五十三条 会社法第八百二十八条第一項（第七号及び第八号に係る部分に限る。）及び第二項（第七号及び第八号に係る部分に限る。）、第八百三十四条（第七号及び第八号に係る部分に限る。）、第八百三十五条第一項、第八百三十六号から第八百三十九号まで、第八百四十三条（第一項第三号及び第四号並びに第二項ただし書を除く。）、第八百四十六条並びに第九百三十七条第三項（第二号及び第三号に係る部分に限る。）及び第四項の規定は第九百三十九条第一項の合併の無効の訴えについて、同法第八百六十八条第六項、第八百七十条第二項（第六号に係る部分に限る。）、第八百七十条の二、第八百七十一条本文、第八百七十二号（第五号に係る部分に限る。）、第八百七十二号の二、第八百七十三条本文、第八百七十五条及び第八百七十六条の規定はこの条において準用する同法第八百四十三条第四項の申立てについて、それぞれ準用する。この場合において、同法第九百三十七条第三項中「各社の本店」とあるのは「各株式会社商品取引所の本店又は各会員商品取引所の主たる事務所」と、同条第四項中「第九百三十条第二項各号」とあるのは「第九百三十条第二項各号又は商品取引所法第二十四条第二項各号」と、「各会社の支店」とあるのは「各株式会社商品取引所の支店又は各会員商品取引所の支店又は各支店」と読み替えるものとする。

(政令等への委任)

第五百五十四条 この法律に定めるもののほか、商品取引所の合併に関し

第八十一条第六号	会社法第八百四条第一項及び第三項	商品先物取引法第四百四条の十四第一項及び第四項
第八十一条第八号	会社法第八百十号第二項（第三号を除き、同法第八百三十三条第二項において準用する場合を含む。） 同法第八百十号第三項（同法第八百三十三条第二項において準用する場合を含む。）	商品先物取引法第四百四条の三第六項において準用する同法第二百二十四条第二項及び同法第四百四条の十九において準用する同法第四百四条の十一第一項 同法第四百四条の三第六項において同法第二百二十四条第三項及び同法第四百四条の十九において準用する同法第四百四条の十一第三項
第八十三条第二項	本店の所在地を管轄する登記所に送付しなければ	主たる事務所又は本店の所在地を管轄する登記所に送付しなければ

必要な事項は、政令で定める。

2 合併に際して資本準備金として計上すべき額その他合併に際しての計算に關し必要な事項は、主務省令で定める。

(合併に際しての計算に關し必要な事項)
第六十条の三 法第五十四条第二項の規定により主務省令で定める合併に際しての計算に關し必要な事項は、次条から第六十条の十二までに定めるところによる。

(会計慣行のしん酌)

第六十条の四 次条から第六十条の十二までの規定の用語の解釈及びその適用に關しては、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準その他の会計慣行をしん酌しなければならない。

(吸収合併対価の全部又は一部が吸収合併存続会員商品取引所の出資である場合における吸収合併存続会員商品取引所の会員資本の変動額)

第六十条の五 吸収合併(法第四十条の吸収合併をいう。以下この項及び次条において同じ。)に際して吸収合併対価(吸収合併存続会員商品取引所が吸収合併消滅会員商品取引所の会員に対して交付する財産をいう。以下この項及び次条において同じ。)の全部又は一部が吸収合併存続会員商品取引所の出資である場合には、吸収合併存続会員商品取引所において変動する会員資本(第十六条第一項第一号の会員資本をいう。以下同じ。)の総額(次項において「会員資本変動額」という。)は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める方法に従い定まる額とする。

一 当該吸収合併が支配取得(会員商品取引所が他の会員商品取引所(当該会員商品取引所と当該他の会員商品取引所が共通支配下関係にある場合における当該他の会員商品取引所を除く。以下この号において同じ。))又は当該他の会員商品取引所の事業に対する支配を得ることをいう。以下この号及び第六十条の八において同じ。)に該当する場合(吸収合併消滅会員商品取引所による支配取得に該当する場合を除く。)) 吸収合併対価の時価(吸収合併対価の時価その他適切な方法により算定された吸収合併対価の時価をいう。))又は吸収合併対象財産(吸収合併により吸収合併存続会員商品取引所が承継する財産をいう。次号において同じ。)の時価を基礎として算定する方法

二 吸収合併存続会員商品取引所と吸収合併消滅会員商品取引所が共通支配下関係にある場合 吸収合併対象財産の吸収合併の直前の帳簿価額を基礎として算定する方法(前号に規定する方法によるべき部分にあつては、当該方法)

三 前二号に掲げる場合以外の場合 前号に規定する方法

2 前項の場合には、吸収合併存続会員商品取引所の出資金、加入金及び資本剰余金の増加額は、会員資本変動額の範囲内で、吸収合併存続会員商品取引所が吸収合併契約の定めに従いそれぞれ定めた額とし、法定準備金及び利益剰余金の額は変動しないものとする。ただ

し、会員資本変動額が零未満の場合には、当該会員資本変動額を利益剰余金の減少額とし、出資金、加入金及び法定準備金の額は変動しないものとする。

3 第一項の「共通支配下関係」とは、二以上の者（人格のないものを含む。以下この項において同じ。）が同一の者に支配（一時的な支配を除く。以下この項において同じ。）をされている場合又は二以上の者のうち一の者が他のすべての者を支配している場合における当該二以上の者に係る関係をいう。

（会員資本を引き継ぐ場合における吸収合併存続会員商品取引所の会員資本の変動額）

第六十条の六 前条の規定にかかわらず、吸収合併対価の全部が吸収合併存続会員商品取引所の出資である場合であつて、吸収合併消滅会員商品取引所における吸収合併の直前の会員資本を引き継ぐものとして計算することが適切であるときには、吸収合併の直前の吸収合併消滅会員商品取引所の出資金、加入金、資本剰余金、法定準備金及び利益剰余金の額をそれぞれ当該吸収合併存続会員商品取引所の出資金、加入金、資本剰余金、法定準備金及び利益剰余金の変動額とすることができる。

2 吸収合併対価が存しない場合であつて、吸収合併消滅会員商品取引所における吸収合併の直前の会員資本を引き継ぐものとして計算することが適切であるときには、吸収合併の直前の吸収合併消滅会員商品取引所の出資金、加入金及び資本剰余金の合計額を当該吸収合併存続会員商品取引所の資本剰余金の変動額とし、吸収合併の直前の法定準備金及び利益剰余金の額を当該吸収合併存続会員商品取引所の利益剰余金の変動額とすることができる。

（会員商品取引所と株式会社商品取引所とが吸収合併する場合の法務省令の適用）

第六十条の七 会員商品取引所と株式会社商品取引所とが吸収合併をする場合における会社計算規則第十一条及び第二編第三章第四節第一款の規定の適用については、同令第三十六条中「吸収合併の直前の株主資本等」とあるのは「吸収合併の直前の会員資本」と、「資本金、資本剰余金及び利益剰余金の額」とあるのは「出資金、加入金及び資本剰余金並びに法定準備金及び利益剰余金の額」と、「その他資本剰余金の額」とあるのは「資本剰余金の額」と、「資本金及び資本剰余金」とあるのは「出資金、加入金及び資本剰余金」と、「吸収合併の直前の利益剰余金の額」とあるのは「吸収合併の直前の法定準備金及び利益剰余金」とする。

（支配取得に該当する場合における新設合併設立会員商品取引所の会員資本）

第六十条の八 新設合併（法第四百四十一条の新設合併をいう。以下この項、次条第一項及び第六十条の十第一項において同じ。）が支配取得に該当する場合には、新設合併設立会員商品取引所の設立時の会員資本の総額は、次の各号に掲げる部分の区分に応じ、当該各号に定める額の合計額（次項において「会員資本変動額」という。）とする。

一 新設合併取得会員商品取引所（新設合併消滅会員商品取引所のうち、新設合併により支配取得をするものをいう。以下この条において同じ。）に係る部分 当該新設合併取得会員商品取引所の財産の新設合併の直前の帳簿価額を基礎として算定する方法により定まる額

二 新設合併取得会員商品取引所以外の新設合併消滅会員商品取引所に係る部分 当該新設合併消滅会員商品取引所の会員に交付される新設合併対価時価（新設合併対価（新設合併に際して新設合併設立会員商品取引所が新設合併消滅会員商品取引所の会員に対して交付する財産をいう。以下同じ。）の時価その他適切な方法により算定された新設合併対価の時価をいう。）又は新設合併対象財産（新設合併により新設合併設立会員商品取引所が承継する財産をいう。第六十条の九第一項において同じ。）の時価を基礎として算定する方法により定まる額

2 前項の場合には、当該新設合併設立会員商品取引所の設立時の出資金、加入金及び資本剰余金の額は、会員資本変動額の範囲内で、新設合併消滅会員商品取引所が新設合併契約の定めに従いそれぞれ定めた額とし、法定準備金及び利益剰余金の額は零とする。ただし、会員資本変動額が零未満の場合には、当該額を設立時の利益剰余金の額とし、出資金、加入金、資本剰余金及び法定準備金の額は零とする。

3 前二項の規定にかかわらず、第一項の場合であって、新設合併取得会員商品取引所の会員に交付する新設合併対価の全部が新設合併設立会員商品取引所の出資であるときは、新設合併設立会員商品取引所の設立時の出資金、加入金、資本剰余金、法定準備金及び利益剰余金の額は、次の各号に掲げる部分の区分に応じ、当該各号に定める規定を準用してそれぞれ算定される額の合計額とすることができる。

一 新設合併取得会員商品取引所に係る部分 第六十条の十
二 新設合併取得会員商品取引所以外の新設合併消滅会員商品取引所に係る部分 第一項（同項第一号に係る部分を除く。）及び前項
（共通支配下関係にある場合における新設合併設立会員商品取引所の会員資本）

第六十条の九 新設合併消滅会員商品取引所の全部が共通支配下関係（第六十条の五第三項に規定する共通支配下関係をいう。）にある場合には、新設合併設立会員商品取引所の設立時の会員資本の総額は、

新設合併対象財産の新設合併の直前の帳簿価額を基礎として算定する方法（前条第一項第二号に規定する方法によるべき部分にあっては、当該方法）に従い定まる額とする。

2 前項の場合には、新設合併設立会員商品取引所の設立時の出資金、加入金、資本剰余金、法定準備金及び利益剰余金の額は、次の各号に掲げる部分の区分に応じ、当該各号に定める規定を準用してそれぞれ算定される額の合計額とする。

一 会員資本承継消滅会員商品取引所（新設合併消滅会員商品取引所の会員が受ける新設合併対価の全部が新設合併設立会員商品取引所の出資である場合において、当該新設合併消滅会員商品取引所がこの号に規定する会員資本承継消滅会員商品取引所となることを定めたときにおける当該新設合併消滅会員商品取引所をいう。）に係る部分 次条第一項

二 非会員資本承継消滅会員商品取引所（非対価交付消滅会員商品取引所（新設合併消滅会員商品取引所の会員に交付する新設合併対価が存しない場合における当該新設合併消滅会員商品取引所をいう。次条第二項において同じ。）及び会員資本承継消滅会員商品取引所以外の新設合併消滅会員商品取引所をいう。）に係る部分 前条第二項

（会員資本を引き継ぐ場合における新設合併設立会員商品取引所の会員資本）

第六十条の十 前条第一項の場合であつて、新設合併対価の全部が新設合併設立会員商品取引所の出資であり、かつ、新設合併消滅会員商品取引所における新設合併の直前の会員資本を引き継ぐものとして計算することが適切であるときには、新設合併の直前の各新設合併消滅会員商品取引所の出資金、加入金、資本剰余金、法定準備金及び利益剰余金の額の各合計額をそれぞれ当該新設合併設立会員商品取引所の設立時の出資金、加入金、資本剰余金、法定準備金及び利益剰余金の額とすることができる。

2 前項の規定にかかわらず、同項の場合であつて、非対価交付消滅会員商品取引所があるときには、当該非対価交付消滅会員商品取引所の出資金、加入金及び資本剰余金の合計額を当該非対価交付消滅会員商品取引所の資本剰余金の額とみなし、当該非対価交付消滅会員商品取引所の法定準備金及び利益剰余金の額を当該非対価交付消滅会員商品取引所の利益剰余金の額とみなして、同項の規定を適用する。

（その他の場合における新設合併設立会員商品取引所の会員資本）

第六十条の十一 第六十条の八第一項及び第六十条の九第一項に規定する場合以外の場合には、新設合併設立会員商品取引所の設立時の出資金、加入金、資本剰余金、法定準備金及び利益剰余金の額は、同

条及び前条の定めるところにより計算する。

(会員商品取引所と株式会社商品取引所とが新設合併する場合の法務省令の適用)

第六十条の十二 会員商品取引所と株式会社商品取引所とが新設合併をする場合における会社計算規則第十一条及び第二編第三章第六節第二款の規定の適用については、同令第四十七条第一項中「株主資本等」とあるのは「会員資本及び株主資本等」と、「資本金、資本剰余金及び利益剰余金の額の各合計額」とあるのは「出資金及び資本金、加入金及び資本剰余金並びに法定準備金及び利益剰余金の額の各合計額」と、「その他資本剰余金」とあるのは「資本剰余金及びその他資本剰余金」と、同条第二項中「資本金及び資本剰余金」とあるのは「出資金、加入金及び資本剰余金又は資本金及び資本剰余金」と、「その他資本剰余金の額」とあるのは「資本剰余金又はその他資本剰余金」と、「利益剰余金の額を」とあるのは「法定準備金及び利益剰余金又は利益剰余金の額を」と、「その他利益剰余金の額」とあるのは「利益剰余金又はその他利益剰余金の額」とする。

第七節 監督

(定款の変更)

第一百五十五条 商品取引所の定款の変更は、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 商品取引所は、前項の認可を受けようとするときは、申請書に主務省令で定める書類を添付して、主務大臣に提出しなければならない。

(定款変更認可の申請書の添付書類)

第六十一条 法第一百五十五条第二項の主務省令で定める書類は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 変更の申請が会員商品取引所の商品市場の開設に係る場合に 次の掲げる書面

イ 変更の理由を記載した書面

ロ 新旧条文の対照表

ハ 会員総会の議事録その他必要な手続があったことを証する書面

ニ 新たに開設しようとする商品市場ごとに当該商品市場を開設しようとする会員商品取引所の会員であつて当該商品市場において取引をしようとするもの及び当該会員商品取引所の会員になろうとする者であつて当該商品市場において取引をしようとするもの(その出資の全額の払込みが終了した者に限る。)の合計数が二十人以上であることを証する書面

ホ ニに規定する会員及び会員になろうとする者の過半数の者が当該商品市場について法第十条第二項各号に定める者に該当することを誓約する書面

ヘ 当該会員商品取引所の会員になろうとする者であつて当該商

- 品市場において取引をしようとするものが法第十五条第二項第一号イからワまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面
- ト 新たに開設しようとする一以上の商品市場において法第一百五一条第一号に掲げる方法により決済を行う場合にあつては、認可の申請の日前三十日以内に様式第一号により作成した二に規定する会員及び会員にならうとする者の純資産額に関する調査手 新たに開設しようとする商品市場における開設後一年間の先物取引の取引量の見込みを記載した書面
- リ 上場商品に係る商品市場を開設しようとする場合にあつては、上場商品構成物品を一の商品市場で取引することが適当である旨を明らかにすることができる書面
- ヌ 二以上の商品指数を一の上場商品指数として商品市場を開設しようとする場合にあつては、当該二以上の商品指数の対象となる物品の大部分が共通していることを明らかにすることができる書面
- 二 変更の申請が会員商品取引所の商品市場における上場商品若しくは上場商品指数の範囲の変更（廃止又は範囲の縮小を除く。以下この号において同じ。）又は取引の種類の変更に係る場合、次に掲げる書面
- イ 変更の理由を記載した書面
- ロ 新旧条文の対照表
- ハ 会員総会の議事録その他必要な手続があつたことを証する書面
- ニ 当該変更に係る商品市場において法第一百五一条第一号に掲げる方法により決済を行っている場合であつて、当該商品市場において取引をする会員の純資産額の最低額を変更した場合にあつては、認可の申請の日前三十日以内に様式第一号により作成した会員の純資産額に関する調査手
- ホ 当該変更に係る商品市場における変更後一年間の先物取引の取引量の見込みを記載した書面
- ヘ 上場商品の範囲の変更の場合にあつては、二以上の上場商品構成物品を一の商品市場で取引することが適当である旨を明らかにすることができる書面
- ト 二以上の商品指数を一の上場商品指数とする上場商品指数の範囲の変更の場合にあつては、当該二以上の商品指数の対象となる物品の大部分が共通している旨を明らかにすることができる書面
- 三 会員商品取引所の存続期間、会員商品取引所の商品市場の開設期限又は会員商品取引所が定款で定める範囲変更期間（法第一百五一条第四項に規定する範囲変更期間をいう。）の廃止又は変更に係る場合、次に掲げる書面
- イ 変更の理由を記載した書面

主務大臣は、会員商品取引所から第一項の認可の申請があつた場合において、当該申請が次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める基準に適合していると認めるときは、認可をしなければならない。

一 商品市場の開設に係るもの（次号に掲げるものを除く。）次に掲げる基準

イ 当該商品市場を開設しようとする会員商品取引所の会員であつて当該商品市場において取引をしようとするもの及び当該会員商品取引所の会員になろうとする者であつて当該商品市場において取引をしようとするもの（その出資の全額の払込みが終了した者に限る。）の合計数が二十人以上であり、かつ、その過半数の者が第十條第二項各号に定める者であること。

ロ 第十五條第一項第一号から第四号までに掲げる基準

二 期限付商品市場（定款に存続期間が記載され、若しくは記録されている会員商品取引所の商品市場又は定款に開設期限が記載され、若しくは記録されている商品市場をいう。以下この条において同じ。）の開設に係るもの 次に掲げる基準

イ 前号イに掲げる基準

ロ 申請に係る上場商品又は上場商品指数の先物取引を公正かつ円滑にするために十分な取引量が見込まれないことその他上場商品構成物品等の取引の状況に照らし、当該先物取引をする商品市場を開設することが当該上場商品構成物品等の生産及び流通に著しい支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがあることに該当しないこと。

ハ 第十五條第一項第二号から第四号までに掲げる基準

三 商品市場（期限付商品市場を除く。）における上場商品若しくは上場商品指数の範囲の変更（範囲変更期間が定められているものを除く。）又は会員商品取引所の存続期間、商品市場の開設期限若しくは範囲変更期間の廃止に係るもの 第十五條第一項第一号から第四号までに掲げる基準

四 商品市場（期限付商品市場を除く。）における上場商品若しくは上場商品指数の範囲の変更（範囲変更期間が定められているものに限る。）、期限付商品市場における上場商品若しくは上場商品指数の

ロ 新旧条文の対照表

ハ 会員総会の議事録その他必要な手続があつたことを証する書面

ニ 当該変更に係る商品市場における変更後一年間の先物取引の取引量の見込みを記載した書面

四 前三号に掲げる場合以外の場合 次に掲げる書面

イ 変更の理由を記載した書面

ロ 新旧条文の対照表

ハ 会員総会又は株主総会の議事録その他必要な手続があつたことを証する書面

- 範囲の変更又は会員商品取引所の存続期間、商品市場の開設期限若しくは範囲変更期間の変更に係るもの。次に掲げる基準
- イ 申請に係る上場商品又は上場商品指数の先物取引を公正かつ円滑にするために十分な取引量が見込まれないことその他上場商品構成物品等の取引の状況に照らし、当該上場商品若しくは上場商品指数の範囲の変更又は当該先物取引をする会員商品取引所の存続期間、商品市場の開設期限若しくは範囲変更期間の変更を行うことが当該上場商品構成物品等の生産及び流通に著しい支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがあることに該当しないこと。
- ロ 第十五条第一項第二号から第四号までに掲げる基準
- 五 前各号に掲げるもの以外のもの。第十五条第一項第四号に掲げる基準
- 4 主務大臣は、株式会社商品取引所から第一項の認可の申請があつた場合において、当該申請が第八十条第一項第六号に掲げる基準に適合していると認めるときは、認可をしなければならない。
- 5 主務大臣は、会員商品取引所についての第一項の認可をする場合において、第三項第二号ロ及びハ（第十五条第一項第四号に係る部分を除く。）並びに第三項第四号イ及びロ（同条第一項第四号に係る部分を除く。）に掲げる基準の適用については、当該基準を適用すべき申請に係る会員商品取引所の存続期間、商品市場の開設期限までの間又は範囲変更期間について判断して行うものとする。
- 6 会員商品取引所についての第一項の認可であつて次の各号に掲げる事項に係るものについては、当該各号に定める規定を準用する。
- 一 商品市場の開設若しくは商品市場に関する第十一条第二項第十三号に掲げる事項の変更（次号に掲げるものを除く。）、会員商品取引所の存続期間、商品市場の開設期限若しくは範囲変更期間の廃止又は会員の数の最高限度の設定、変更若しくは廃止。第十五条第五項から第九項までの規定
- 二 商品市場（期限付商品市場を除く。）における上場商品若しくは上場商品指数の範囲の変更（範囲変更期間が定められているものに限る。）、期限付商品市場の開設若しくは期限付商品市場における上場商品若しくは上場商品指数の範囲の変更又は会員商品取引所の存続期間、商品市場の開設期限若しくは範囲変更期間の変更。第十五条第五項から第十一項までの規定
- 7 主務大臣は、会員商品取引所の存続期間、商品市場の開設期限又は範囲変更期間の廃止に係る第一項の認可に当たつては、当該認可までの間の当該会員商品取引所又は当該商品市場における取引の状況について勘案しなければならない。
- 8 主務大臣は、第一項の認可の申請が上場商品又は上場商品指数の範囲の変更に係るものである場合においては、第三百五十二条（第八号に係る部分に限る。）の規定による公示があつた日から三月を経過した後でなければ、同項の認可をしてはならない。

(業務規程、受託契約準則、紛争処理規程又は市場取引監視委員会規程の変更)

第百五十六条 商品取引所の業務規程、受託契約準則、紛争処理規程又は市場取引監視委員会規程の変更は、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。ただし、業務規程の軽微な変更であつて主務省令で定めるものについては、この限りでない。

2 商品取引所は、前項の認可を受けようとするときは、申請書に主務省令で定める書類を添付して、主務大臣に提出しなければならない。

(業務規程、受託契約準則、紛争処理規程又は市場取引監視委員会規程の変更認可の申請書の添付書類)

第六十二条 法第百五十六条第二項の主務省令で定める書類は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 変更の申請が株式会社商品取引所の商品市場の開設に係る場合に次に掲げる書面

イ 変更の理由を記載した書面

ロ 新旧条文の対照表

ハ 定款その他の規則で定める変更の手續を完了したことを証する書面

ニ 新たに開設しようとする商品市場ごとに当該商品市場を開設しようとする株式会社商品取引所の取引参加者であつて当該商品市場において取引をしようとするもの及び当該株式会社商品取引所の取引参加者になろうとする者であつて当該商品市場において取引をしようとするものの合計数が二十人以上であることを証する書面

ホ ニに規定する取引参加者及び取引参加者になろうとする者の過半数の者が当該商品市場について第二十八条第一項第五号イ又はロに定める者に該当することを誓約する書面

ヘ 当該株式会社商品取引所の取引参加者になろうとする者であつて当該商品市場において取引をしようとするものが法第十五条第二項第一号イからワまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面

ト 新たに開設しようとする一以上の商品市場において法第百五条第一号に掲げる方法により決済を行う場合にあっては、認可の申請の日前三十日以内に様式第一号により作成したニに規定する取引参加者及び取引参加者になろうとする者の純資産額に関する調査

チ 新たに開設しようとする商品市場における開設後一年間の先物取引の取引量の見込みを記載した書面

リ 上場商品に係る商品市場を開設しようとする場合にあっては、上場商品構成物品を一の商品市場で取引をすることが適当である旨を明らかにすることができる書面

ヌ 二以上の商品指数を一の上場商品指数として商品市場を開設しようとする場合にあっては、当該二以上の商品指数の対象となる物品の大部分が共通していることを明らかにすることができる書面

- 3 商品取引所は、第一項ただし書の主務省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。
- 4 主務大臣は、第一項の認可の申請（株式会社商品取引所の業務規程に係るものを除く。）が次の各号に掲げる区分に応じて当該各号に定める基準に適合していると認めるときは、認可をしなければならない。

- 二 変更の申請が株式会社商品取引所の商品市場における上場商品若しくは上場商品指数の範囲の変更（廃止又は範囲の縮小を除く。以下この号において同じ。）又は取引の種類の変更に係る場合 次に掲げる書面
- イ 変更の理由を記載した書面
- ロ 新旧条文の対照表
- ハ 定款その他の規則で定める変更の手続を完了したことを証する書面
- ニ 当該変更に係る商品市場において法第百五条第一号に掲げる方法により決済を行っている場合であつて、当該商品市場において取引をする取引参加者の純資産額の最低額を変更した場合にあつては、認可の申請の日前三十日以内に様式第一号により作成した取引参加者の純資産額に関する調書
- ホ 当該変更に係る商品市場における変更後一年間の先物取引の取引量の見込みを記載した書面
- ヘ 上場商品の範囲の変更の場合にあつては、二以上の上場商品構成物品を一の商品市場で取引することが適当である旨を明らかにすることができる書面
- ト 二以上の商品指数を一の上場商品指数とする上場商品指数の範囲の変更の場合にあつては、当該二以上の商品指数の対象となる物品の大部分が共通している旨を明らかにすることができる書面
- 三 株式会社商品取引所としての存続期間、株式会社商品取引所の商品市場の開設期限又は株式会社商品取引所が業務規程で定める範囲変更期間（法第百二条第三項に規定する範囲変更期間をいう。）の廃止又は変更に係る場合 次に掲げる書面
- イ 変更の理由を記載した書面
- ロ 新旧条文の対照表
- ハ 定款その他の規則で定める変更の手続を完了したことを証する書面
- ニ 当該変更に係る商品市場における変更後一年間の先物取引の取引量の見込みを記載した書面
- 四 前三号に掲げる場合以外の場合 次に掲げる書面
- イ 変更の理由を記載した書面
- ロ 新旧条文の対照表
- ハ 定款その他の規則で定める変更の手続を完了したことを証する書面

- 一 会員商品取引所に係るもの 第十五条第一項第四号に掲げる基準
- 二 株式会社商品取引所に係るもの 第八十条第一項第六号に掲げる基準

5 主務大臣は、第一項の認可の申請が株式会社商品取引所の業務規程に係るものである場合においては、当該申請が次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める基準に適合していると認めるときは、認可をしなければならない。

- 一 商品市場の開設に係るもの（次号に掲げるものを除く。） 第八十条第一項第二号から第六号までに掲げる基準

二 期限付商品市場（業務規程に存続期間が記載され、若しくは記録されている株式会社商品取引所の商品市場又は業務規程に開設期限が記載され、若しくは記録されている商品市場をいう。以下この条において同じ。）の開設に係るもの 次に掲げる基準

イ 申請に係る上場商品又は上場商品指数の先物取引を公正かつ円滑にするために十分な取引量が見込まれないことその他上場商品構成物品等の取引の状況に照らし、当該先物取引をする商品市場を開設することが当該上場商品構成物品等の生産及び流通に著しい支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがあることに該当しないこと。

ロ 第八十条第一項第二号及び第四号から第六号までに掲げる基準

三 商品市場（期限付商品市場を除く。）における上場商品若しくは上場商品指数の範囲の変更（範囲変更期間が定められているものを除く。）又は株式会社商品取引所としての存続期間、商品市場の開設期限若しくは範囲変更期間の廃止に係るもの 第八十条第一項第三号から第六号までに掲げる基準

四 商品市場（期限付商品市場を除く。）における上場商品若しくは上場商品指数の範囲の変更（範囲変更期間が定められているものに限る。）、期限付商品市場における上場商品若しくは上場商品指数の範囲の変更又は株式会社商品取引所としての存続期間、商品市場の開設期限若しくは範囲変更期間に係るもの 次に掲げる基準

イ 申請に係る上場商品又は上場商品指数の先物取引を公正かつ円滑にするために十分な取引量が見込まれないことその他上場商品構成物品等の取引の状況に照らし、当該上場商品若しくは上場商品指数の範囲の変更又は当該先物取引をする株式会社商品取引所としての存続期間、商品市場の開設期限若しくは範囲変更期間の変更を行うことが当該上場商品構成物品等の生産及び流通に著しい支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがあることに該当しないこと。

ロ 第八十条第一項第四号から第六号までに掲げる基準

五 前各号に掲げるもの以外のもの 第八十条第一項第六号に掲げる基準

6 主務大臣は、第一項の認可の申請が株式会社商品取引所の業務規程に係るものである場合においては、前項第二号イ及びロ（第八十条第一項第二号及び第六号に係る部分を除く。）並びに前項第四号イ及び

ロ（同条第一項第六号に係る部分を除く。）に掲げる基準の適用については、当該基準を適用すべき申請に係る株式会社商品取引所としての存続期間、商品市場の開設期限までの間又は範囲変更期間について判断して行うものとする。

7 第一項の認可であつて、当該認可が株式会社商品取引所の業務規程に係るものである場合においては、次の各号に掲げる事項に係るものについては、当該各号に定める規定を準用する。

一 商品市場の開設若しくは商品市場に関する第百二条第一項第四号、第五号若しくは第十号に掲げる事項の変更（次号に掲げるものを除く。）、株式会社商品取引所としての存続期間、商品市場の開設期限若しくは範囲変更期間の廃止又は株式会社商品取引所の取引参加者の数の最高限度の設定、変更若しくは廃止 第十五条第五項から第九項までの規定

二 商品市場（期限付商品市場を除く。）における上場商品若しくは上場商品指数の範囲の変更（範囲変更期間が定められているものに限る。）、期限付商品市場の開設若しくは期限付商品市場における上場商品若しくは上場商品指数の範囲の変更又は株式会社商品取引所としての存続期間、商品市場の開設期限若しくは範囲変更期間の変更 第十五条第五項から第十一項までの規定

8 主務大臣は、株式会社商品取引所としての存続期間、商品市場の開設期限又は範囲変更期間の廃止に係る第一項の認可に当たつては、当該認可までの間の当該株式会社商品取引所又は当該商品市場における取引の状況について勘案しなければならない。

9 主務大臣は、第一項の認可の申請が株式会社商品取引所の上場商品又は上場商品指数の範囲の変更に係るものである場合においては、第三百五十二条（第八号に係る部分に限る。）の規定による公示があつた日から三月を経過した後でなければ、同項の認可をしてはならない。

（報告徴収及び立入検査）

第百五十七条 主務大臣は、この法律の施行のため必要があると認めるときは、商品取引所、その子会社若しくはその会員等に対し、その業務若しくは財産に関し参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又はその職員に、商品取引所、その子会社若しくはその会員等の事務所若しくは営業所に立ち入り、帳簿、書類その他業務に係る他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をした場合において、当該職員は、検査の目的を達成するため、当該会員等が所有し、又は預託を受けた上場商品でその事務所若しくは営業所以外の場所に保管されているものを検査する必要があると認めるときは、当該会員等をして当該上場商品の保管を証する書面をその場所の管理者に提示させてその場所に立ち入り、当該会員等を立ち会わせて当該上場商品を検査することができる。

3 前二項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

4 第一項及び第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(業務改善命令)

第百五十八条 主務大臣は、商品取引所の業務の運営に関し、公益若しくは取引の信義則の確保のため又は委託者の保護のため必要かつ適当であると認めるときは、その必要の限度において、当該商品取引所に對し、定款その他の規則の変更、業務の方法の変更その他業務の運営の改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 主務大臣は、前項の規定による命令を行おうとする場合において必要があると認めるときは、参考人の出頭を求めてその意見を聴取し、若しくは参考人にその意見若しくは報告の提出を求め、又は鑑定人に出頭を求めて鑑定をさせることができる。

(商品取引所に対する監督上の処分)

第百五十九条 主務大臣は、商品取引所が次の各号のいずれかに該当する場合において、公益若しくは取引の信義則の確保のため又は委託者の保護のため必要かつ適当であると認めるときは、当該商品取引所に對し、当該各号に定める処分をすることができる。

一 この法律等、第三条第一項ただし書若しくは第三条の二第一項ただし書の認可に付された条件若しくは定款その他の規則に違反したとき、又は会員等がこの法律等若しくは当該商品取引所の定款その他の規則に違反した場合において、当該会員等に対しこの法律等若しくは定款その他の規則を遵守させるために当該商品取引所がこの法律、この法律に基づく命令若しくは定款その他の規則により認められた権能の行使その他必要な措置をすることを怠つたとき。 第九条若しくは第七十八条の許可を取り消し、又は一年以内の期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止を命ずること。

二 正当な理由がないのに商品市場を開設することができることとなつた日から三月以内に全部若しくは一部の商品市場を開設しないとき、引き続き三月以上全部若しくは一部の商品市場における先物取引(上場商品に係る商品市場にあつては第二条第三項第一号又は第二号に掲げる取引、上場商品指数に係る商品市場にあつては同項第三号に掲げる取引に係るものに限る。以下この号において同じ。)を停止したとき、又は全部若しくは一部の商品市場における先物取引が第十五条第一項第一号若しくは第八十条第一項第三号に掲げる基準に適合しなくなつたとき。 第九条若しくは第七十八条の許可又は定款の変更の認可を取り消すこと。

三 商品取引所の行為又はその開設する商品市場における取引の状況が公益上有害であると認めるとき。 三月以内の期間を定めてその

業務の全部又は一部の停止を命ずること。

四 商品取引所が第三条第一項ただし書の規定により認可を受けて行う業務が、当該商品取引所の業務の公共性に対する信頼を損なうおそれ若しくは商品市場開設業務及びこれに附帯する業務の健全かつ適切な運営を損なうおそれがあると認めるとき、又は商品取引所が同項ただし書の認可に付された条件に違反したとき、同項ただし書の認可を取り消すこと。

五 商品取引所が第三条の二第一項ただし書の規定により認可を受けて保有する子会社の行為が、当該商品取引所の業務の公共性に対する信頼を損なうおそれ若しくは商品市場開設業務及びこれに附帯する業務の健全かつ適切な運営を損なうおそれがあるにもかかわらず、当該行為の是正のため必要な措置をとることを怠つたとき、又は商品取引所が同項ただし書の認可に付された条件に違反したとき、同項ただし書の認可を取り消すこと。

2 主務大臣は、第九条若しくは第七十八条の許可若しくは第二百五十五条第一項若しくは第五十六条第一項の認可の申請書又はこれらの書面の添付書類の記載事項のうちに、重要な事項について虚偽の記載があり、又は重要な事実の記載が欠けていることを発見したときは、当該許可若しくは認可を取り消し、又は定款、業務規程、受託契約準則、紛争処理規程若しくは市場取引監視委員会規程について当該重要事項に係る部分の変更を命ずることができる。

3 主務大臣は、不正の手段により商品取引所の役員になつた者のあつたことを発見したとき、又は商品取引所の役員がこの法律等に違反したときは、当該商品取引所に対し、当該役員解任を命ずることができる。

4 前三項の規定による許可若しくは認可の取消し又は役員解任の命令に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。ただし、主務大臣が当該処分の名あて人となるべき者の業務に関する秘密を保つ必要があると認めるとき、又は公益上必要があると認めるときは、この限りでない。

5 前条第二項の規定は、第一項から第三項までの規定による処分について準用する。

6 第一項第三号の規定による処分については、行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）による不服申立てをすることができない。

（会員等に対する監督上の処分）

第六十条 主務大臣は、会員又は取引参加者がこの法律等に違反したときは、商品取引所に対し当該会員の除名若しくは当該取引参加者の取引資格の取消しをすべき旨若しくは六月以内の期間を定めて当該会員若しくは取引参加者の商品市場における取引若しくはその商品清算取引の委託を停止すべき旨を命じ、又は、当該違反行為が法人たる会員若しくは取引参加者の役員に係るものであるときは、当該会員若し

くは取引参加者に対し当該違反行為をした役員を解任すべき旨を命ずることができる。

2 第二百五十八条第二項の規定は前項の規定による処分について、前条第四項の規定は前項の規定による会員の除名若しくは取引参加者の取引資格の取消し又は役員解任の命令に係る聴聞について準用する。

第八節 雑則

(商品取引所の役員及び使用人等の秘密保持義務)

第六十一条 商品取引所の役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者）若しくは使用人又はこれらの職にあつた者は、その職務に関して知り得た秘密を他に漏らし、又は盗用してはならない。

(登記の期間)

第六十二条 登記すべき事項のうち主務大臣の許可又は認可を要するものの登記の期間については、その許可書又は認可書の到達した日から起算する。

第六十三条 削除

(登記の効力)

第六十四条 この法律の規定により登記すべき事項は、登記をした後でなければ、これをもって第三者に対抗することができない。

(制裁規程)

第六十五条 商品取引所は、その定款において、会員又は取引参加者が、この法律等若しくは当該商品取引所の定款、業務規程、受託契約準則、紛争処理規程その他の規則に違反し、又は取引の信義則に背反する行為をしたときは、当該会員又は取引参加者に対し、過怠金を科し、若しくは当該商品取引所の全部若しくは一部の商品市場における取引若しくはその商品清算取引の委託を停止し、若しくは制限し、又は当該会員の除名若しくは当該取引参加者の取引資格の取消しを行う旨を定めなければならない。

(市場取引監視委員会)

第六十六条 商品取引所は、市場取引監視委員会規程において、商品市場における取引の公正の確保を図るため、商品市場における取引について学識経験を有することその他主務省令で定める要件に該当する委員により組織される市場取引監視委員会（以下この条において「委員会」という。）を置く旨を定めなければならない。

(市場取引監視委員会委員の要件)

第六十四条 法第六十六条第一項の主務省令で定める要件は、次の各号のいずれにも該当することとする。ただし、主務大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

一 法第十五条第二項第一号イからルまでのいずれにも該当しないこと。

二 上場商品構成物品等（法第十五条第一項第一号に規定する上場商品構成物品等をいう。以下同じ。）の取引に関係のある事業者団

- 2 委員会は、商品市場における取引の方法、管理その他商品取引所の業務の運営について、理事長又は代表取締役（指名委員会等設置会社にあつては、代表執行役）に対して意見を述べることが出来る。
- 3 商品取引所は、その市場取引監視委員会規程において、委員会の組織及び権限に関する事項その他主務省令で定める事項を定めなければならない。

第三章 商品取引清算機関等

第一節 商品取引清算機関

（許可）

第六十七条 商品取引債務引受業は、主務大臣の許可を受けた株式会社でなければ、営んではならない。

（許可の申請）

第六十八条 前条の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を主務大臣に提出しなければならない。

- 一 商号
 - 二 資本金の額
 - 三 本店、支店その他の営業所の所在地
 - 四 商品取引債務引受業の対象とする債務の起因となる取引が行われる商品市場
 - 五 役員の氏名又は名称及び住所
- 2 前項の申請書には、定款、業務方法書その他主務省令で定める書類を添付しなければならない。

体と関係を持っていないこと。

- 三 商品市場における取引等（商品清算取引を除く。）の委託を受けること又は商品市場における取引を業として営む企業の役員、顧問若しくは評議員となり、直接間接に当該企業の経営に参加し、当該企業から反対給付を受け、又は当該企業に投資していないこと。

（市場取引監視委員会規程）

第六十五条 法第六十六条第三項の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 委員の身分保障に関する事項
- 二 委員の職務に関して知り得た秘密の保持に関する事項
- 三 市場取引監視委員会の意見に関する事項

（商品取引清算機関の許可申請書の添付書類）

第六十六条 法第六十八条第二項の主務省令で定める書類は、次に掲げるもの（官公署が証明する書類の場合には、許可の申請の日前三月以内に作成されたものに限る。）とする。

- 一 登記事項証明書
- 二 直前事業年度の計算書類等及びその附属証明書
- 三 業務開始後三年間における収支の見込みを記載した書面
- 四 主要株主（総株主の議決権（法第八十六条第一項本文に規定する議決権をいう。以下この号において同じ。）の百分の十以上の議決権を保有している株主をいう。以下同じ。）の氏名又は商号若し

くは名称、住所又は所在地及びその保有する議決権の数を記載した書面

五 親法人等（商品取引清算機関の総株主の議決権（前号に規定する議決権をいう。）の過半数を保有している法人その他の団体をいう。）及び子法人等（商品取引清算機関が総株主等の議決権（令第九条第一項第三号に規定する議決権をいう。）の過半数を保有している法人その他の団体をいう。）の概要を記載した書面

六 法第十五条第二項第一号ハからホまで又はリのいずれにも該当しないことを誓約する書面

七 次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に定める書面

イ 役員が外国人である場合 当該役員の住民票の写し等、履歴書及びその者が法第十五条第二項第一号イからルまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面

ロ 役員が法人である場合 当該役員の登記事項証明書、沿革を記載した書面及び法第十五条第二項第一号フに該当しないことを誓約する書面

ハ 役員が外国人又は法人でない場合 当該役員の住民票の写し等、履歴書、その者が法第十五条第二項第一号イ及びロに該当しない旨の官公署の証明書並びにその者が同号ハからルまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面

八 商品取引債務引受業に関する知識及び経験を有する従業員の確保の状況並びに当該従業員の配置の状況を記載した書類

九 創立総会を開催した場合には、創立総会の議事録

十 清算参加者の氏名又は商号若しくは名称及び主たる事務所又は本店の所在地を記載した書面

十一 清算参加者が許可の申請の日前三十日以内に様式第一号により作成したその者の純資産額に関する調書

十二 商品取引債務引受業において電子情報処理組織を使用する場合には、当該電子情報処理組織の概要、設置場所、容量及び保守の方法並びに当該電子情報処理組織に異常が発生した場合の対処方法を記載した書類

十三 その他法第六十九條第一項に掲げる基準に適合しているかどうかについての認定の参考となるべき事項を記載した書面

（許可の基準）

第六十九條 主務大臣は、第六十七條の許可の申請が次に掲げる基準に適合していると認めるときは、許可をしなければならない。

一 許可申請者が株式会社であること。

二 定款及び業務方法書の規定が法令に違反せず、かつ、商品取引債務引受業を適正かつ確実に遂行するために十分であること。

三 商品取引債務引受業を健全に遂行するに足りる財産的基礎を有し、かつ、商品取引債務引受業に係る収支の見込みが良好であること。

四 その人的構成に照らして、商品取引債務引受業を適正かつ確実に遂行することができる知識及び経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有すること。

2 主務大臣は、第六十七條の許可の申請が次の各号のいずれかに該当する場合には、前項の規定にかかわらず、同條の許可をしてはならない。

一 許可申請者が第十五條第二項第一号からホまで、リ又はヲのいずれかに該当する者であるとき。

二 申請書又はこれに添付すべき書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があるとき。

3 第十五條第五項から第九項までの規定は、第六十七條の許可について準用する。

(業務の範囲)

第七十條 商品取引清算機関は、業務方法書で定めるところにより、清算参加者を相手方として店頭商品デリバティブ取引に基づく債務の引受けを行う業務を営むことができる。

2 商品取引清算機関（商品取引清算機関が商品取引所である場合を除く。以下この条から第七十二條までにおいて同じ。）は、商品取引債務引受業及び前項の業務（以下「商品取引債務引受業等」という。）並びにこれらに附帯する業務のほか、他の業務を営むことができない。ただし、金融商品債務引受業等その他商品取引債務引受業に関連する業務で、当該商品取引清算機関が商品取引債務引受業を適正かつ確実に営むにつき支障を生ずるおそれがないと認められるものについて、主務省令で定めるところにより、主務大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

3 商品取引清算機関は、前項ただし書の承認を受けた業務を廃止したときは、主務省令で定めるところにより、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

4 主務大臣は、第二項ただし書の承認に条件を付することができる。

5 前項の条件は、公益又は委託者の保護のため必要な最小限度のものでなければならない。

(変更の届出)

第七十一條 商品取引清算機関は、第六十八條第一項第二号、第三号又は第五号に掲げる事項（本店の所在地を除く。）に変更があつた

(兼業の承認申請)

第六十七條 商品取引清算機関は、法第七十條第二項の規定により承認を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した承認申請書を主務大臣に提出しなければならない。

一 承認を受けようとする業務の種類

二 前項の承認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 当該業務の内容及び方法を記載した書面

二 当該業務を所掌する組織及び人員配置を記載した書面

三 当該業務の運営に関する社内規則

四 当該業務の開始後三年間における収支の見込みを記載した書面

(兼業業務の廃止の届出)

第六十八條 商品取引清算機関は、法第七十條第三項の規定による届出を行う場合には、次に掲げる事項を記載した届出書を提出しなければならない。

一 法第七十條第二項の規定に基づき承認を受けた業務の種類

二 当該業務を廃止した年月日

三 当該業務を廃止した理由

(資本金の額等の変更の届出)

第六十九條 商品取引清算機関は、法第七十一條の規定による届出を行う場合には、次に掲げる事項を記載した届出書を提出しなければならない

ときは、主務省令で定めるところにより、主務省令で定める書類を添付して、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

(役員の欠格条件)

第七十二条 第四十九条の規定は、商品取引清算機関の役員について準用する。

(商品取引所による商品取引債務引受業等)

第七十三条 商品取引所は、第三条第一項及び第六十七条の規定にかかわらず、主務省令で定めるところにより、主務大臣の承認を受けて商品取引債務引受業等及びこれに附帯する業務を営むことができる。

2 前項の承認を受けようとする商品取引所は、次に掲げる事項を記載した申請書を主務大臣に提出しなければならない。

一 名称又は商号

二 商品取引債務引受業の対象とする債務の起因となる取引が行われる商品市場

3 前項の申請書には、業務方法書その他主務省令で定める書類を添付しなければならない。

4 第六十九条第一項(第一号に係る部分を除く)、第二項(第二号

ならない。

一 変更の内容

二 変更年月日

2 前項の届出書には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を添付するものとする。

一 法第六十八条第一項第二号又は第三号に掲げる事項の変更

第六十六条第一号に掲げる書類

二 法第六十八条第一項第五号に掲げる事項の変更 第六十六条第一号及び第七号に掲げる書類

(商品取引所の商品取引債務引受業等の兼業承認申請書の添付書類)
第七十条 法第七十三条第三項の主務省令で定める書類は、次に掲げるものとする。

一 商品取引債務引受業等(法第七十条第二項に規定する商品取引債務引受業等をいう。以下同じ。)を所掌する組織及び人員配置を記載した書面

二 商品取引債務引受業等の開始後三年間における収支の見込みを記載した書面

三 会員総会又は株主総会の議事録その他必要な手続があったことを証する書面

四 清算参加者の氏名又は商号若しくは名称及び主たる事務所又は本店の所在地を記載した書面

五 清算参加者が承認の申請の日前三十日以内に様式第一号により作成したその者の純資産額に関する調書

六 商品取引債務引受業等において電子情報処理組織を使用する場合には、当該電子情報処理組織の概要、設置場所、容量及び保守の方法並びに当該電子情報処理組織に異常が発生した場合の対処方法を記載した書類

に係る部分に限る。)及び第三項の規定は、第一項の承認について準用する。

(清算参加者)

第七十四条 商品取引清算機関は、業務方法書で定めるところにより、業務方法書で定める要件に該当する者に対し、当該商品取引清算機関の行う商品取引債務引受業の相手方となる資格を与えることができる。

2 商品取引清算機関は、業務方法書で定めるところにより、清算参加者が業務方法書で定められた純資産額に関する要件を満たさないものとなつた場合には、当該清算参加者を相手方とする債務引受けの停止又は当該清算参加者の清算参加者としての資格の取消しを行わなければならない。

(業務方法書)

第七十五条 商品取引清算機関は、業務方法書で定めるところにより、その業務を行わなければならない。

2 業務方法書には、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 第七十条第一項の業務を営む場合にあつては、その旨
- 二 商品取引債務引受業の対象とする債務の起因となる取引が行われる商品市場
- 三 清算参加者の要件に関する事項(清算参加者の純資産額に関するものを含む。)
- 四 商品取引債務引受業(第七十条第一項の業務を営む場合にあつては、商品取引債務引受業等。第七十八条において同じ。)として行う債務の引受け及びその履行に関する事項
- 五 清算参加者の債務の履行の確保に関する事項(取引証拠金に関するものを含む。)
- 六 商品清算取引に関する事項
- 七 その他主務省令で定める事項

(業務方法書の記載事項)

第七十一条 法第七十五条第二項第七号の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 法第七十条第一項の業務を営む場合にあつては、当該業務に関する事項
- 二 商品取引債務引受業等に附帯する業務を営む場合にあつては、当該業務に関する事項
- 三 金融商品債務引受業等その他商品取引債務引受業に関連する業務を営む場合にあつては、当該業務に関する事項
- 四 商品清算取引を行う清算参加者と会員等の間の商品清算取引に係る基本契約においては、会員等が清算参加者を代理して商品市場における取引を成立させようとするときは、当該会員等が商品清算取引の申込みをし、かつ、当該清算参加者が当該商品清算取引の受託をしたこととする旨

3 第九十九条第七項の規定は、前項第三号の純資産額について準用する。

(商品取引清算機関の役員及び職員等の秘密保持義務)

第七十六条 商品取引清算機関の役員(役員が法人であるときは、その職務を行うべき者)若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、その職務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

(不当な差別的取扱いの禁止)

第七十七条 商品取引清算機関は、特定の清算参加者に対し不当な差別的取扱いをしてはならない。

(商品取引債務引受業の適切な遂行を確保するための措置)

第七十八条 商品取引清算機関は、商品市場における取引に基づく債務の不履行により損失が生じた場合に清算参加者が当該損失の全部を負担する旨を業務方法書において定めることその他の商品取引債務引受業の適切な遂行を確保するための措置を講じなければならない。

(取引証拠金)

第七十九条 商品取引清算機関は、商品市場における取引(その商品取引債務引受業の対象とする債務の起因となる商品市場における取引に限り、第二十条第十項第一号ニに掲げるものを除く。以下この条において同じ。)について、主務省令で定めるところにより、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者から、取引証拠金の預託を受けなければならない。

一 清算参加者である会員等が商品市場における取引を行う場合(次号に掲げる場合を除く。)
次のイからニまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイからニまでに定める者

イ 会員等が自己の計算において商品市場における取引を行う場合
又は会員等がその受託した商品市場における取引(次項の規定に基づき委託証拠金の預託を受けて受託したものに限る。)を行う場合
当該会員等

ロ 会員等がその受託した商品市場における取引(その委託の取次ぎを受託した者(以下この条において「取次者」という。)から受託したものを除く。)を行う場合(イに掲げる場合を除く。)
当該取引の委託者(会員等)に対して商品市場における取引を委託した者であつて取次者でないものをいう。次項において同じ。)

五 法第八十条第一項に規定する清算預託金を定める場合にあつては、清算預託金及びその管理方法に関する事項
六 商品市場における取引に係る受渡しの決済のために預託される金銭、有価証券その他の物に関する事項

(取引証拠金の預託方法)

第七十二条 商品取引清算機関は、法第七十九条第一項の規定に基づき取次者(同項第一号ロに規定する取次者をいう。以下この条及び次条において同じ。)、委託者(同号ロに規定する委託者をいう。以下この条及び次条において同じ。)、取次委託者(同号ニに規定する取次委託者をいう。以下この条及び次条において同じ。)、清算取次者(同項第二号ロに規定する清算取次者をいう。以下この条及び次条において同じ。)、清算取次委託者(同号ロに規定する清算取次委託者をいう。以下この条及び次条において同じ。)、又は清算取次者に対する委託者(同号ニに規定する清算取次者に対する委託者をいう。以下この条及び次条において同じ。)
から取引証拠金の預託を受けるときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者を代理人として当該取引証拠金の預託を受けなければならない。

一 法第七十九条第一項第一号ロ又はハに規定する場合
当該取引を受託した会員等

二 法第七十九条第一項第一号ニに規定する場合
当該取引に係る取次者及び当該取引を受託した会員等

三 法第七十九条第一項第二号イに規定する場合
当該会員等が当該商品清算取引を委託するものとして届け出た清算参加者

- ハ 会員等がその受託した商品市場における取引（第三項の規定に基づき取次証拠金の預託を受けている取次者から受託したものに限り。）を行う場合（イに掲げる場合を除く。） 当該取次者
- ニ 会員等がその受託した商品市場における取引（取次者から受託したものに限り。）を行う場合（イ及びハに掲げる場合を除く。） 当該取引の委託の取次ぎを委託した者（以下この条において「取次委託者」という。）
- 二 清算参加者がその受託した商品清算取引を行う場合 次のイからニまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイからニまでに定める者
- イ 清算参加者がその委託をした会員等の計算において商品清算取引を行う場合又は清算参加者が次項の規定に基づき委託証拠金の預託を受けている会員等から受託した商品清算取引を行う場合 当該会員等
- ロ 清算参加者がその受託した商品清算取引（その委託の取次ぎの委託の取次ぎを受託した者（以下この条において「清算取次者」という。）から受託した会員等から受託したものを除く。）を行う場合（イに掲げる場合を除く。） 当該商品清算取引の委託の取次ぎを委託した者（清算取次者を除く。以下この条において「清算取次委託者」という。）
- ハ 清算参加者がその受託した商品清算取引（第四項の規定に基づき清算取次証拠金の預託を受けている清算取次者から受託した会員等から受託したものに限り。）を行う場合（イに掲げる場合を除く。） 当該清算取次者
- ニ 清算参加者がその受託した商品清算取引（清算取次者から受託した会員等から受託したものに限り。）を行う場合（イ及びハに掲げる場合を除く。） 当該商品清算取引の委託の取次ぎの委託の取次ぎを委託した者（以下この条において「清算取次者に対する委託者」という。）
- 2 会員等は、商品市場における取引の受託又は商品清算取引の委託の取次ぎの受託について、主務省令で定めるところにより、前項第一号に掲げる場合においては委託者又は取次者（当該取引が、次項の規定に基づく取次証拠金の預託を取次委託者から受けていない取次者から受託したものである場合にあつては、取次委託者）の、前項第二号に掲げる場合においては清算取次委託者又は清算取次者（当該商品清算取引が、第四項の規定に基づき清算取次証拠金の預託を清算取次者に対する委託者から受けていない清算取次者から受託したものである場合にあつては、清算取次者に対する委託者）の承諾を得て、それらの

- 四 法第七十九条第一項第二号又はハに規定する場合 当該商品清算取引の委託の取次ぎを受託した会員等及び当該会員等が当該商品清算取引を委託するものとして届け出た清算参加者
- 五 法第七十九条第一項第二号ニに規定する場合 当該商品清算取引に係る清算取次者、当該商品清算取引の委託の取次ぎを受託した会員等及び当該会員等が当該商品清算取引を委託するものとして届け出た清算参加者
- 2 商品取引清算機関は、法第七十九条第一項の規定に基づき会員等、取次者又は清算取次者から取引証拠金の預託を受けるとき（会員等が自己の計算において商品市場における取引を行う場合及び清算参加者がその委託をした会員等の計算において商品清算取引を行う場合を除く。）は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者が当該取引証拠金（当該各号に定める者が預託した委託証拠金、取次証拠金又は清算取次証拠金の額の範囲内に限り。）に対する返還請求権を有するものとしなければならない。
- 一 会員等が委託者から委託証拠金の預託を受けて商品取引清算機関に取引証拠金を預託した場合 当該委託者
- 二 会員等が取次者（取次委託者から取次証拠金の預託を受けている者に限り。）又は取次委託者から委託証拠金の預託を受けて商品取引清算機関に取引証拠金を預託した場合 当該取次委託者
- 三 取次者が取次委託者から取次証拠金の預託を受けて商品取引清算機関に取引証拠金を預託した場合 当該取次委託者
- 四 会員等が清算取次委託者から委託証拠金の預託を受けて商品取引清算機関に取引証拠金を預託した場合 当該清算取次委託者
- 五 会員等が清算取次者（清算取次者に対する委託者から清算取次証拠金の預託を受けている者に限り。）又は清算取次者に対する委託者から委託証拠金の預託を受けて商品取引清算機関に取引証拠金を預託した場合 当該清算取次者に対する委託者
- 六 清算取次者が清算取次者に対する委託者から清算取次証拠金の預託を受けて商品取引清算機関に取引証拠金を預託した場合 当該清算取次者に対する委託者
- （委託証拠金等の預託に係る委託者等の同意等）
- 第七十三条 会員等は、法第七十九条第二項の規定により、委託者、取次者若しくは取次委託者又は清算取次委託者、清算取次者若しくは清算取次者に対する委託者（以下この条において「委託者等」という。）をして委託証拠金を預託させるときは、当該委託者等から、自己に対して当該委託証拠金を預託させることについての書面による同意を得なければならない。
- 2 会員等は、法第七十九条第二項の規定により取次委託者をして委託証拠金を預託させるときは当該取次委託者から商品市場における取引の委託の取次ぎを受託した取次者を、同項により清算取次者に

者をして、当該会員等に委託証拠金を預託させることができる。

3 取次者は、商品市場における取引の委託の取次ぎの受託について、主務省令で定めるところにより、取次委託者の承諾を得て、その者をして、当該取次者に取次証拠金を預託させることができる。

4 清算取次者は、商品清算取引の委託の取次ぎの委託の取次ぎの受託について、主務省令で定めるところにより、清算取次者に対する委託者の承諾を得て、その者をして、当該清算取次者に清算取次証拠金を預託させることができる。

5 第三百三条第四項の規定は、第一項の商品取引清算機関について準用する。この場合において、同条第四項中「第一項」とあるのは、「第一百七十九条第一項」と読み替えるものとする。

に対する委託者をして委託証拠金を預託させるときは当該清算取次者に対する委託者から商品清算取引の委託の取次ぎの委託の取次ぎを受託した清算取次者を代理人として、当該委託証拠金の預託を受けなければならない。

3 取次者は、法第七十九条第三項の規定により、取次委託者をして取次証拠金を預託させるときは、当該取次委託者から、自己に対して当該取次証拠金を預託させることについての書面による同意を得なければならない。

4 清算取次者は、法第七十九条第四項の規定により、清算取次者に対する委託者をして清算取次証拠金を預託させるときは、当該清算取次者に対する委託者から、自己に対して当該清算取次証拠金を預託させることについての書面による同意を得なければならない。

5 第四十一条第三項から第七項までの規定は、第一項及び前二項の規定による委託者等、取次委託者及び清算取次者に対する委託者の書面による同意について準用する。

(商品取引清算機関における取引証拠金の分別管理)

第七十四条 商品取引清算機関は、法第七十九条第五項において準用する法第三百三条第四項の規定に基づき取引証拠金を管理するときは、次の各号に掲げる区分ごと、かつ、会員等ごとに、自己の固有財産その他の取引証拠金以外の財産と分別して管理しなければならない。

一 法第七十九条第一号イに掲げる場合のうち会員等が自己の計算において商品市場における取引を行うときに、同項の規定に基づき当該会員等から預託を受けた取引証拠金

二 法第七十九条第一号イに掲げる場合のうち会員等が受託した商品市場における取引を同条第二項の規定に基づき委託証拠金の預託を受けて行うときに、同条第一項の規定に基づき当該会員等から預託を受けた取引証拠金

三 法第七十九条第一号ロ又は二に掲げる場合に、同項の規定に基づき委託者又は取次委託者から預託を受けた取引証拠金

四 法第七十九条第一号ハに掲げる場合に、同項の規定に基づき取次者から預託を受けた取引証拠金

五 法第七十九条第一号イに掲げる場合のうち会員等が自己の計算において商品市場における取引を行うときに、同項の規定に基づき当該会員等から預託を受けた取引証拠金(次号の取引証拠金を除く。)

六 法第七十九条第一号イに掲げる場合のうち会員等が受託した商品市場における取引を同条第二項の規定に基づき委託証拠金の預託を受けて行うときに、同条第一項の規定に基づき当該会員等から預託を受けた取引証拠金

七 法第七十九条第一号ロ又は二に掲げる場合に、同項の規定に基づき清算取次委託者又は清算取次者に対する委託者から

預託を受けた取引証拠金

八 法第七十九条第一項第二号ハに掲げる場合に、同項の規定に基づき清算取次者から預託を受けた取引証拠金

2 商品取引清算機関は、法第七十九条第五項において準用する法第百三条第四項の規定に基づき取引証拠金を管理するときは、次項の規定に基づき管理されるものを除き、次に掲げる方法により当該取引証拠金を管理しなければならない。

一 銀行への預金（取引証拠金であることがその名義により明らかなものに限る。）

二 信託業務を営む金融機関への金銭信託（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第六条の規定により元本の補てんの契約をしたものであって、取引証拠金であることがその名義により明らかなものに限る。）

三 国債の保有

3 商品取引清算機関は、法第七十九条第五項において準用する法第百三条第四項の規定に基づき充用有価証券等（法第七十九条第六項において準用する法第百三条第五項の規定により取引証拠金に充てられる有価証券及び倉荷証券（以下この条において「有価証券等」という。）をいう。以下この条において同じ。）を管理するときは、次の各号に掲げる有価証券等の区分に応じ、当該各号に定める方法により当該充用有価証券等を管理しなければならない。

一 商品取引清算機関が保管することにより管理する有価証券等（混蔵して保管される有価証券等を除く。次号において同じ。） 充用有価証券等の保管場所については自己の固有財産である有価証券等その他の充用有価証券等以外の有価証券等（以下この条において「清算機関固有有価証券等」という。）の保管場所と明確に区分し、かつ、当該充用有価証券等についての会員等から又はどの会員等を通じ預託を受けた有価証券等であるかが直ちに判別できる状態で保管することにより管理する方法

二 商品取引清算機関が第三者をして保管させることにより管理する有価証券等 当該第三者をして、充用有価証券等の保管場所については清算機関固有有価証券等の保管場所と明確に区分させ、かつ、当該充用有価証券等についての会員等から又はどの会員等を通じ預託を受けた有価証券等であるかが直ちに判別できる状態で保管させることにより管理する方法

三 商品取引清算機関が保管することにより管理する有価証券等（混蔵して保管される有価証券等に限る。次号において同じ。） 充用有価証券等の保管場所については清算機関固有有価証券等の保管場所と明確に区分し、かつ、各会員等から又は各会員等を通じ預託を受けた充用有価証券等に係る持分が自己の帳簿により直ちに判別できる状態で保管することにより管理する方法

四 商品取引清算機関が第三者をして保管させることにより管理す

6 第三百三条第五項及び第六項の規定は、第一項の取引証拠金、第二項の委託証拠金、第三項の取次証拠金及び第四項の清算取次証拠金について準用する。

7 第三百三条第七項、第九項及び第十項の規定は、第二項から第四項までの場合について準用する。この場合において、同条第七項中「第二項の会員等又は第三項の取次者」とあるのは「第一百七十九条第二項の会員等、同条第三項の取次者又は同条第四項の清算取次者」と、同項及び同条第十項中「会員等又は取次者」とあるのは「会員等又は取次者等」と、同条第七項、第九項及び第十項の規定中「商品取引所」とあるのは「商品取引清算機関」と、同条第九項中「前二項」とあるのは「第一百七十九条第七項において読み替えて準用する第三百三条第七項」と読み替えるものとする。

8 第三百三条第八項、第九項及び第十一項の規定は、第一項第一号イ（会員等が自己の計算において商品市場における取引を行う場合に限る。）、ロ及びニ並びに同項第二号イ（清算参加者がその委託をした会員等の計算において商品清算取引を行う場合に限る。）、ロ及びニの場合について準用する。この場合において、同条第八項中「同項第一号に定める会員等、同項第二号に定める取引の委託者又は同項第四号に定める取次委託者」とあるのは「第一百七十九条第一項第一号イに定める会員等、同号ロに定める取引の委託者、同号ニに定める取次委託者、同項第二号イに定める会員等、同号ロに定める清算取次委託者又は同号ニに定める清算取次者に対する委託者」と、同項及び同条第十一項中「会員等、取引の委託者、取次の委託者又は取次委託者」とあるのは「会員等、取引の委託者、取次委託者、清算取次委託者又は清算取次者に対する委託者」と、同条第八項、第九項及び第十一項中「商品取引所」とあるのは「商品取引清算機関」と、同条第九項中「前二項」とあるのは「第一百七十九条第八項において読み替えて準用する第三百三条第八項」と読み替えるものとする。

（清算預託金）

第百八十条 商品取引清算機関は、業務方法書で定めるところにより、清算参加者をして、商品取引清算機関に対する債務の履行を担保するために、清算預託金を預託させることができる。

2 商品取引清算機関は、清算参加者の債務の不履行により損害を受けたときは、その損害を与えた清算参加者の清算預託金について、他の

る有価証券等 当該第三者をして、充用有価証券等を預託する者のための口座については商品取引清算機関の自己の口座と区分する等の方法により、充用有価証券等に係る持分が直ちに判別でき、かつ、各会員等から又は各会員等を通じ預託を受けた充用有価証券等に係る持分が自己の帳簿により直ちに判別できる状態で保管させることにより管理する方法

債権者に先立ち弁済を受ける権利を有する。

3 商品取引清算機関は、前項の規定により同項の清算預託金について弁済を受け、なお不足があるときは、同項の清算参加者以外の清算参加者の清算預託金について、その清算預託金の額に応じて、他の債権者に先立って弁済を受ける権利を有する。

4 前項の規定による弁済があつたときは、同項に規定する他の清算参加者は、第二項に規定する損害を与えた清算参加者に対し、求償権を有する。

5 第一百十条の規定は、清算預託金について準用する。この場合において、同条中「商品取引所」とあるのは、「商品取引清算機関」と読み替えるものとする。

(未決済債務等の決済)

第八十一条 商品取引清算機関が業務方法書で清算参加者に特別清算手続、破産手続、再生手続又は更生手続が開始された場合における未決済債務等（当該清算参加者が行った商品市場における取引若しくは店頭商品デリバティブ取引又は金融商品取引法第二条第二十八項に規定する対象取引の相手方から当該商品取引清算機関が商品取引債務引受業等として引き受け又は金融商品債務引受業等として引受け、更改その他の方法により負担した当該取引に基づく債務及び当該清算参加者から当該取引に基づく債務を引き受け又は引受け、更改その他の方法により負担した対価として当該商品取引清算機関が当該清算参加者に対して取得した債権（当該債務と同一の内容を有するものに限る。）をいう。以下この項において同じ。）についての決済の方法を定めている場合において、清算参加者にこれらの手続が開始されたときは、これらの手続の関係において、未決済債務等に関する当該商品取引清算機関又は当該清算参加者が有する請求権の額の算定その他の決済の方法は、当該商品取引清算機関の業務方法書の定めに従うものとする。

2 商品取引清算機関の有する前項に規定する請求権は破産債権、再生債権又は更生債権とし、清算参加者が有する同項に規定する請求権は破産財団に属する財産、再生債務者財産又は更生会社財産若しくは更生協同組織金融機関財産とする。

(定款又は業務方法書の変更の認可)

第八十二条 商品取引清算機関の定款又は業務方法書の変更は、主務省令で定めるところにより、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(定款又は業務方法書の変更認可申請)

第七十五条 商品取引清算機関は、法第八十二条の規定により認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した認可申請書を主務大臣に提出しなければならない。

一 変更の内容

二 変更予定年月日

2 前項の認可申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 変更の理由を記載した書面

二 新旧条文の対照表

(解散等の認可)

第八十三条 商品取引清算機関の商品取引債務引受業の廃止又は解散の決議は、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(報告徴収及び立入検査)

第八十四条 主務大臣は、この法律の施行のため必要があると認めるときは、商品取引清算機関若しくはその清算参加者に対し、その業務若しくは財産に関し参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又はその職員に、商品取引清算機関若しくはその清算参加者の事務所若しくは営業所に立ち入り、帳簿、書類その他業務に関係のある物件を検査させることができる。

2 第八十七条第三項及び第四項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

(業務改善命令)

第八十五条 主務大臣は、商品取引債務引受業の適正かつ確実な遂行のため必要かつ適当であると認めるときは、その必要の限度において、商品取引清算機関に対し、定款、業務方法書その他の規則の変更、業務の方法の変更その他業務の運営又は財産の状況の改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(監督上の処分)

第八十六条 主務大臣は、商品取引清算機関がこの法律、この法律に

三 定款の変更認可申請書にあっては、株主総会（法第七十三条第一項の規定に基づく承認を受けた会員商品取引所にあっては、会員総会）の議事録その他必要な手続があったことを証する書面
四 業務方法書の変更認可申請書にあっては、定款その他の規則で定める変更の手続を完了したことを証する書面

(定款又は業務方法書の変更認可基準)

第七十六条 主務大臣は、法第八十二条の規定に基づく認可申請があったときは、その申請が法令に適合し、かつ、業務を適正かつ確実に運営するために十分かどうかを審査しなければならない。

(商品取引債務引受業の廃止又は解散の決議に係る認可申請)

第七十七条 商品取引清算機関は、法第八十三条の規定による商品取引債務引受業の廃止又は解散の決議の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して主務大臣に提出するものとする。

- 一 廃止又は解散の理由を記載した書面
- 二 株主総会（法第七十三条第一項の規定に基づく承認を受けた会員商品取引所にあっては、会員総会）の議事録その他必要な手続があったことを証する書面
- 三 直前事業年度の計算書類等及びその附属明細書
- 四 商品取引債務引受業の結了の方法を記載した書面

第七十八条 削除

基づく命令又はこの法律に基づいてする主務大臣の処分（以下この条において「この法律等」という。）に違反した場合において、商品取引債務引受業の適正かつ確実な遂行のため必要かつ適当であると認めるときは、当該商品取引清算機関に対し、第六十七条の許可若しくは第七十条第二項ただし書若しくは第七十三条第一項の承認を取り消し、又は六月以内の期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

2 主務大臣は、第六十七条の許可、第七十条第二項ただし書若しくは第七十三条第一項の承認若しくは第八十二条の認可の申請書又はこれらの書面の添付書類のうちに、重要な事項について虚偽の記載があり、又は重要な事実の記載が欠けていることを発見したときは、当該許可、承認又は認可を取り消すことができる。

3 第七十三条第一項の承認を受けた商品取引所が第九条若しくは第七十八条の許可を取り消されたとき又は第六十九条各号若しくは第十四条第一項各号のいずれかに該当するときは、その承認は、効力を失う。

4 主務大臣は、不正の手段により商品取引清算機関の役員になつた者のあつたことを発見したとき、又は商品取引清算機関の役員がこの法律等に違反したときは、当該商品取引清算機関に対し、当該役員解任を命ずることができる。

（聴聞等の方法の特例の規定の準用）

第八十七条 第五十八条第二項の規定は前二条の規定による処分について、第五十九条第四項の規定は前条の規定による許可、承認若しくは認可の取消し又は役員解任の命令に係る聴聞について準用する。

第二節 雑則

（取引の決済の結了に関する規定の準用）

第八十八条 第十三条（第十四条において準用する場合を含む。）の規定は、商品清算取引を委託した会員が会員商品取引所から脱退した場合若しくは商品清算取引を委託した取引参加者が株式会社商品取引所の取引資格を喪失した場合又は商品清算取引を委託した会員等の商品市場における取引が停止された場合であつて、かつ、その商品清算取引の決済が結了していない場合における当該商品清算取引について準用する。

（政令への委任）

第八十九条 第六十七条から前条までに定めるもののほか、商品取引清算機関等に関し必要な事項は、政令で定める。

第四章 商品先物取引業者

第一節 許可等

(商品先物取引業の許可)

第百九十条 商品先物取引業は、主務大臣の許可を受けた者でなければ、行うことができない。

2 前項の許可は、六年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

(許可の条件)

第百九十一条 前条第一項の許可(同条第二項の許可の更新を含む。以下同じ。)には、条件を付することができる。

2 前項の条件は、商品市場における秩序を維持し、又は委託者等を保護するため必要な最小限度のものでなければならない。

(許可の申請)

第百九十二条 第百九十条第一項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を主務大臣に提出しなければならない。

- 一 商号又は名称
- 二 純資産額
- 三 本店、支店その他の営業所又は事務所の名称及び所在地
- 四 役員の名又は名称及び住所
- 五 第二条第二十二項各号に掲げる行為に係る業務の種別
- 六 その他主務省令で定める事項

2 前項の申請書には、定款、登記事項証明書、貸借対照表、損益計算書その他の主務省令で定める書類を添付しなければならない。

(商品先物取引業者の許可申請書の記載事項)

第七十九条 法第百九十二条第一項第六号の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 資本金の額、出資の総額又は基金の総額
- 二 商品市場における取引等(商品清算取引を除く。)又は外国商品市場取引等(外国商品市場取引のうち商品清算取引に類似する取引を除く。)の受託を行う場合には、当該受託に係る商品市場又は外国商品市場(当該商品市場を開設する商品取引所又は当該外国商品市場を開設する外国商品市場開設者の名称又は商号を含む。)
- 三 国内の営業所又は事務所において法第二十二項第一号又は第二号に掲げる行為を業として行う場合には、加入する委託者保護基金の名称
- 四 加入する商品先物取引協会(法第二百四十一条第一項に規定する商品先物取引協会をいう。以下「協会」という。)の名称

(商品先物取引業の許可申請書の添付書類)

第八十条 法第百九十二条第二項の主務省令で定める書類は、次項に規定する場合を除き、次に掲げるもの(官公署が証明する書類の場合

- には、許可の申請の日前三月以内に作成されたものに限る。)とする。
- 一 定款（外国法人である場合には、定款に準ずる書面）
 - 二 登記事項証明書（外国法人である場合には、登記事項証明書に準ずる書面及び国内における主たる営業所又は事務所の登記事項証明書）
 - 三 直前事業年度の計算書類等及びその附属明細書（これらの書類を作成していない場合には、これらに準ずる書類）
 - 四 法第十五条第二項第一号ハからホまで又はリのいずれにも該当しないことを誓約する書面
 - 五 次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に定める書面
 - イ 役員が外国人である場合 当該役員の住民票の写し等、履歴書及びその者が法第十五条第二項第一号イからルまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面
 - ロ 役員が法人である場合 当該役員の登記事項証明書（外国法人である場合には、登記事項証明書に準ずる書面）、沿革を記載した書面及び法第十五条第二項第一号ヲに該当しないことを誓約する書面
 - ハ 役員が外国人又は法人でない場合 当該役員の住民票の写し等、履歴書、その者が法第十五条第二項第一号イ及びロに該当しない旨の官公署の証明書並びにその者が同号ハからルまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面
 - 六 商品先物取引業を遂行するための方法を記載した書面
 - 七 商品先物取引業に係る人的構成及び組織等の業務執行体制を記載した書面
 - 八 取引の種類及び取引の対象とする商品又は商品指数を記載した書面
 - 九 様式第一号により作成したその者の純資産額に関する調査
 - 十 様式第三号により作成した内部管理に関する業務を行う組織の概要並びに顧客からの苦情及び相談に対する対応方法等を記載した書面
 - 十一 商品先物取引業において電子情報処理組織を使用する場合には、当該電子情報処理組織の概要、設置場所、容量及び保守の方法並びに当該電子情報処理組織に異常が発生した場合の対処方法を記載した書類
 - 十二 過去五年以内に、商品先物取引業に関して禁錮以上の刑（外国において商品先物取引業に相当する業務に関してこれに相当する外国の法令による刑を含む。）若しくは法若しくはこれに相当する外国の法令の規定により罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、又は法の規定に基づく処分を受けたことのある職員の数、当該職員の氏名、生年月日、住所、所属する営業所又は事務所の名称、所属する部署、職名及び外務員登録の有無並びに当該禁錮以上の刑若しくは当該罰金の刑に処せら

れ、又は当該処分を受けた年月日、理由及びその内容を記載した書面

十三 商品先物取引業の開始を予定する日の属する事業年度及び当該事業年度の翌事業年度から起算して二事業年度における商品先物取引業の収支の見込みを記載した書面、商品先物取引業の計画書並びにこれらの根拠を記載した書面

十四 商品先物取引業の開始を予定する日の属する事業年度及び当該事業年度の翌事業年度から起算して二事業年度における純資産額及び純資産額規制比率（申請者が令第二十八条各号に掲げる者である場合には、純資産額）の見込みを記載した書面並びにこれらの根拠を記載した書面

十五 保有する議決権（総株主、総社員、総会員又は総組合員の議決権をいう。以下この号及び第八十二条において同じ。）の数の上位十名までの株主又は社員その他の出資者（以下この号において「株主等」という。）の氏名又は商号若しくは名称、住所又は所在地、その保有する議決権の議決権の総数に対する割合及び申請者との関係（当該株主等が申請者の役員又は親会社、子会社若しくは関連会社若しくはその役員である場合に限る。）を記載した書面

十六 様式第四号により作成した法第九十六条第一項に規定する兼業業務の概要に関する調書

十七 様式第五号により作成した法第九十六条第二項に規定する他の法人に対する支配関係の概要に関する調書

十八 法第二十二項第五号に掲げる行為を業として行う場合には、次に掲げる書類

イ 当該業務を管理する責任者の履歴書

ロ 当該業務に関する社内規則

ハ 当該業務を行う部署の名称及び組織の体制を記載した書面

ニ 当該業務に係る顧客との取引開始基準を記載した書面

ホ 当該業務に関し顧客と取引を行う際に使用する契約書

2 法第九十条第二項の許可の更新を受けようとする場合における法第九十二条第二項の主務省令で定める書類は、前項に掲げるもののほか、次に掲げるものとする。

一 様式第六号により作成した訴訟又は調停の発生状況及びその処理状況を記載した書面

二 商品先物取引業の収支の実績を記載した書類

三 協会、委託者保護基金、商品取引所又は商品取引清算機関の監査に基づき処分を受けた場合にあっては、監査を行った機関名、監査の時期、処分年月日及び処分の内容並びに改善措置の内容を記載した書類

(許可の基準)

第九十三條 主務大臣は、第九十條第一項の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしない。

一 許可申請者が次のいずれかに該当する者であること。

イ 株式会社(外国の法令に準拠して設立された法人については、株式会社と同種類の法人で国内に営業所又は事務所を有するもの)

ロ 株式会社以外の法人又は外国に住所を有する者(イに該当する者を除く。)であつて政令で定めるもの

二 許可申請者がその商品先物取引業を健全に遂行するに足る財産的基礎を有し、かつ、その商品先物取引業の収支の見込みが良好であること。

三 許可申請者がその商品先物取引業を公正かつ的確に遂行することができる知識及び経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有するとともに、その商品先物取引業を行うことが委託者等の保護に欠けるおそれがないこと。

四 許可申請者が第十五條第二項第一号ハからホまで、リ又はヲのいずれかに該当する者でないこと。

五 申請書又はこれに添付すべき書類のうちに重要な事項について虚偽の記載がないこと。

2 許可申請者の純資産額が委託者等の保護のため必要な額として主務省令で定める額を下回る場合には、前項第二号の規定の適用に当たつては、その者は、その商品先物取引業を健全に遂行するに足る財産的基礎を有しないものとする。

(処分の手続)

第九十四條 第十五條第五項から第九項までの規定は、第九十條第

(商品先物取引業者としての許可を受けることができる者)

第二十三條 法第九十三條第一項第一号ロの政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 信用金庫及び信用金庫連合会

二 信用協同組合及び中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第八十一号)第九條の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会

三 労働金庫及び労働金庫連合会

四 農林中央金庫

五 農業協同組合法(昭和二十二年法律第三百三十二号)第十條第一項第三号の事業を行う農業協同組合及び農業協同組合連合会

六 相互会社(保険業法(平成七年法律第五号)第二條第五項に規定する相互会社をいう。)である保険会社及び同條第七項に規定する外国保険会社等(株式会社以外の法人又は外国に住所を有する者(法第九十三條第一項第一号イに該当する者を除く。)に限る。)

(純資産額の基準額)

第八十一條 法第九十三條第二項の主務省令で定める額は、一億円とする。

一項の許可について準用する。

(届出事項)

第九十五条 商品先物取引業者は、次に掲げる場合に該当することとなつたときは、その日から二週間以内に、その旨の届出書を主務大臣に提出しなければならない。

- 一 第九十二条第一項第一号又は第三号から第六号までに掲げる事項を変更したとき。
- 二 国内に設けられたすべての営業所又は事務所において第二条第十二項第一号及び第二号に掲げる行為に係る業務を廃止したとき。
- 三 商品先物取引業を開始し、休止し、又は再開したとき。
- 四 破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開始の申立てを行ったとき。
- 五 その他主務省令で定める場合に該当するとき。

2 前項の届出書には、主務省令で定める書類を添付しなければならない。

(届出事項)

第八十二条 法第九十五条第一項第五号の主務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開始の申立てが行われた事実を知つた場合
 - 二 定款(外国法人である場合には、定款に準ずる書面)を変更した場合
 - 三 商品先物取引業者の総株主等(総株主、総社員、総会員又は総組員をいう。次項第十三号ロにおいて同じ。)の議決権の過半数が他の一の法人その他の団体によつて保有されることとなつた場合
 - 四 商品先物取引業を遂行するための方法を変更した場合
 - 五 取引の種類又は取引の対象とする商品若しくは商品指数を変更した場合
 - 六 第八十条第一項第十六号に掲げる調書の兼業業務を廃止した場合
 - 七 第八十条第一項第十七号に掲げる調書の内容に変更を生じた場合又は支配関係が消滅した場合
 - 八 商品先物取引仲介業者に法第二条第二十二項各号に規定する媒介に係る業務の委託を行った場合又は当該委託を行わなくなった場合
 - 九 商品先物取引業者の純資産額が資本金の額を下回つた場合
- 2 法第九十五条第二項の主務省令で定める書類は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるもの(官公署が証明する書類の場合には、届出日前三月以内に作成されたものに限る。)とする。
- 一 法第九十二条第一項第一号に掲げる事項を変更した場合 登記事項証明書(外国法人である場合には、登記事項証明書に準ずる書面。以下この項において同じ。)
 - 二 法第九十二条第一項第三号に掲げる事項を変更した場合 登記事項証明書

- 三 法第九十二条第一項第四号に掲げる事項（役員住所を除く。）を変更した場合 次に掲げる書類
- イ 登記事項証明書
- ロ 次に掲げる場合に依り、それぞれ次に定める書面
- (1) 新たに就任した役員が外国人である場合 当該役員が住民票の写し等、履歴書及びその者が法第十五条第二項第一号イからルまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面
- (2) 新たに就任した役員が法人である場合 当該役員が登記事項証明書、沿革を記載した書面及び法第十五条第二項第一号イに該当しないことを誓約する書面
- (3) 新たに就任した役員が外国人又は法人でない場合 当該役員が住民票の写し等、履歴書、その者が法第十五条第二項第一号イ及びロに該当しない旨の官公署の証明書並びにその者が同号イからルまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面
- ハ 商品先物取引業に係る人的構成及び組織等の業務執行体制を記載した書面
- 四 法第九十二条第一項第五号に掲げる事項を変更した場合 次に掲げる書類
- イ 変更の内容、変更年月日及び変更の理由を記載した書面
- ロ 商品先物取引業に係る人的構成及び組織等の業務執行体制を記載した書面
- ハ 新たに法第二十二項第五号に掲げる行為を業として行う場合には、次に掲げる書類
- (1) 当該業務を管理する責任者の履歴書
- (2) 当該業務に関する社内規則
- (3) 当該業務を行う部署の名称及び組織の体制を記載した書面
- (4) 当該業務に係る顧客との取引開始基準を記載した書面
- (5) 当該業務に関し顧客と取引を行う際に使用する契約書
- 五 資本金の額、出資の総額又は基金の総額を変更した場合 次に掲げる書類
- イ 変更前及び変更後の資本金の額、出資の総額又は基金の総額、変更の方法並びに変更の理由を記載した書面
- ロ 登記事項証明書
- 六 商品市場における取引等（商品清算取引を除く。イにおいて同じ。）又は外国商品市場取引等（外国商品市場取引のうち商品清算取引に類似する取引を除く。イにおいて同じ。）の受託に係る商品市場又は外国商品市場（当該商品市場を開設する商品取引所又は当該外国商品市場を開設する外国商品市場開設者の名称又は商号を含む。）を変更した場合 次に掲げる書類
- イ 変更した商品市場における取引等又は外国商品市場取引等の受託に係る商品市場の名称（当該商品市場を開設する商品取引

- 所又は当該外国商品市場を開設する外国商品市場開設者の名称又は商号を含む。)及び変更年月日を記載した書面
- ロ 取締役会(これに準ずる機関を含む。)の議事録その他の必要な手続があったことを証する書面
- 七 委託者保護基金に加入し、又は脱退した場合 次に掲げる書類
- イ 加入し、又は脱退した委託者保護基金の名称及び加入し、又は脱退した年月日を記載した書面
- ロ 取締役会(これに準ずる機関を含む。)の議事録その他の必要な手続があったことを証する書面
- 八 協会に加入し、又は脱退した場合 次に掲げる書類
- イ 加入し、又は脱退した協会の名称及び加入し、又は脱退した年月日を記載した書面
- ロ 取締役会(これに準ずる機関を含む。)の議事録その他の必要な手続があったことを証する書面
- 九 商品先物取引業を開始し、休止し、又は再開した場合 次に掲げる書類
- イ 商品先物取引業を開始し、休止し、又は再開した旨、休止の期間又は開始若しくは再開の年月日及び休止し、又は再開した理由を記載した書面
- ロ 休止期間中における委託者等勘定の処理の方法を記載した書面(開始及び再開の場合を除く。)
- 十 破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開始の申立てを行った場合 次に掲げる書類
- イ 破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開始の申立てを行った年月日及びその申立ての理由を記載した書面
- ロ 破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開始の申立てに係る書面の写し
- 十一 前項第一号に掲げる場合 次に掲げる書類
- イ 破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開始の申立てが行われた年月日、その申立てを行った者の氏名又は商号若しくは名称及びその申立ての理由を記載した書面
- ロ 破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開始の申立てに係る書面の写し
- 十二 前項第二号に掲げる場合 次に掲げる書類
- イ 変更の内容、変更の年月日及び変更の理由を記載した書面
- ロ 新旧条文の対照表
- ハ 株主総会(これに準ずる機関を含む。)の議事録その他必要な手続があったことを証する書面
- 十三 前項第三号に掲げる場合 次に掲げる書類
- イ 他の一の法人その他の団体の商号又は名称及び保有されることとなった年月日を記載した書面
- ロ 保有される議決権の数及び総株主等の議決権に占める当該議

決権の数の割合を記載した書面

ハ 議決権を保有する他の一の法人その他の団体の業務の概要を記載した書類

十四 前項第四号に掲げる場合 次に掲げる書類

イ 変更の内容、変更年月日及び変更の理由を記載した書面

ロ 変更後の商品先物取引業を遂行するための方法を記載した書面

十五 前項第五号に掲げる場合 次に掲げる書類

イ 変更の内容、変更年月日及び変更の理由を記載した書面

ロ 変更後の取引の種類又は取引の対象とする商品若しくは商品指数を記載した書面

十六 前項第六号に掲げる場合 商品先物取引業者の商号又は名称及び廃止の日を記載した書類

十七 前項第七号に掲げる場合 商品先物取引業者の商号又は名称、変更又は消滅の内容及び変更又は消滅の日を記載した書類

十八 前項第八号に掲げる場合のうち商品先物取引仲介業者に業務の委託を行った場合 次に掲げる書類

イ 当該商品先物取引仲介業者の氏名又は商号若しくは名称を記載した書面

ロ 当該商品先物取引仲介業者の本店等（令第三十二条第二項に規定する本店等をいう。以下同じ。）の所在地を記載した書面

ハ 業務委託に係る契約書の写し

十九 前項第八号に掲げる場合のうち商品先物取引仲介業者に業務の委託を行わなくなった場合 次に掲げる書類

イ 当該商品先物取引仲介業者の氏名又は商号若しくは名称を記載した書面

ロ 業務の委託を行わなくなった年月日及び理由を記載した書面

3 第三十八条の規定は、第一項第九号の純資産額について準用する。

（兼業業務の届出）

第八十三条 商品先物取引業者は、法第九十六条第一項の規定により兼業業務を行おうとする旨の届出をするときは、様式第七号により作成した当該兼業業務に関する届出書を提出しなければならない。その届け出た事項を変更しようとするとき、又はその兼業業務を廃止したときも、同様とする。

2 商品先物取引業者は、法第九十六条第一項の規定により届出をする場合にあっては、兼業業務を行おうとする旨の届出をするとき及びその届け出た事項を変更しようとするときはあらかじめ、その兼業業務を廃止したときは廃止後遅滞なく、前項の届出書を提出しなければならない。

（兼業業務等の届出）
第九十六条 商品先物取引業者は、商品先物取引業及びこれに附帯する業務以外の業務（以下「兼業業務」という。）を行おうとするときは、主務省令で定めるところにより、その旨の届出書を主務大臣に提出しなければならない。その届け出た事項を変更しようとするとき、又はその兼業業務を廃止したときも、同様とする。

2 商品先物取引業者は、他の法人に対する支配関係（他の法人に対する関係で、商品先物取引業者がその法人の総株主又は総社員の議決権の二分の一以上に相当する議決権（社債、株式等の振替に関する法律第百四十七条第一項又は第百四十八条第一項の規定により発行者に対抗することができない株式に係る議決権を含む。）を有する関係その他その法人の事業活動を実質的に支配することが可能なものとして主務省令で定める関係をいう。）を持つに至ったときは、主務省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨の届出書を主務大臣に提出しなければならない。その届け出た事項に変更を生じたとき、又はその支配関係がなくなつたときも、同様とする。

- （廃業の届出等）
- 第百九十七条 商品先物取引業者が次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、当該各号に定める者は、その日から三十日以内に、その旨を主務大臣に届け出なければならない。
- 一 商品先物取引業を廃止したとき。その商品先物取引業者
 - 二 合併により消滅したとき。その商品先物取引業者を代表する役員であつた者
 - 三 破産手続開始の決定により解散したとき。その破産管財人
 - 四 合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散したとき。その清算人
 - 五 分割により商品先物取引業の全部又は一部を承継させたとき。その商品先物取引業者
 - 六 商品先物取引業の全部又は一部を譲渡したとき。その商品先物取引業者

届出事項	記載事項	添付書類
商品先物取引業を廃止したとき	<ol style="list-style-type: none"> 一 廃止年月日 二 廃止の理由 	<ol style="list-style-type: none"> 一 株主総会（これに準ずる機関を含む。）の議事録その他必要な手続があつたことを証する書面 二 委託者等に対する債権及び債務の清算の方法を記載した書面
合併により消滅したとき	<ol style="list-style-type: none"> 一 合併の相手方の商号又は名称 二 合併年月日 	<ol style="list-style-type: none"> 一 委託者等に対する債権及び債務の合併後存続する法人への承継方法を記載した書面
破産手続開始の決定により解散したとき	<ol style="list-style-type: none"> 一 破産手続開始の申立てを行った年月日 二 破産手続開始の決定を受けた年月日 	<ol style="list-style-type: none"> 一 裁判所の破産手続開始の決定の公告の写し 二 委託者等に対する債権及び債務の清算の方法を記載した書面

（実質的支配が可能な関係）

第八十四条 法第百九十六条第二項の主務省令で定める関係は、次に掲げる関係とする。

- 一 子会社に対する関係
- 二 関連会社に対する関係

（支配関係の届出）

第八十五条 商品先物取引業者は、法第百九十六条第二項の規定により他の法人に対する支配関係を持つに至つた旨の届出をするときは、様式第八号により作成した法第百九十六条第二項に規定する支配関係を持つに至つた他の法人の概要に関する届出書を提出しなければならない。その届け出た事項に変更を生じたとき、又はその支配関係がなくなつたときも、同様とする。

第八十六条 削除

第八十七条 削除

第八十八条 削除

（廃業等の届出）

第八十九条 法第百九十七条第一項の規定により届出を行う者は、次の表の上欄に掲げる区分により、同表中欄に定める事項を記載した届出書及び同表下欄に定める添付書類を主務大臣に提出しなければならない。

- 2 商品先物取引業者が前項各号のいずれかに該当することとなつたとき（同項第五号にあつては分割により商品先物取引業の全部を承継させたとき、同項第六号にあつては商品先物取引業の全部を譲渡したときに限る。）は、当該商品先物取引業者の第九十条第一項の許可は、その効力を失う。
- 3 商品先物取引業者は、商品先物取引業の廃止をし、合併（合併後存続する法人又は合併により設立される法人が商品先物取引業を行わない場合の当該合併に限る。）をし、又は合併及び破産手続開始の決定以外の理由による解散をしようとするときは、その日の三十日前までに、主務省令で定めるところにより、その旨を公告するとともに、すべての営業所又は事務所の公衆の目につきやすい場所に掲示しなければならない。
- 4 商品先物取引業者は、前項の規定による公告をしたときは、直ちに、その旨を主務大臣に届け出なければならない。
- 5 商品先物取引業者は、第三項の規定による公告をした場合においては、当該商品先物取引業者が行つた委託者の計算による商品市場における取引を速やかに結了し、かつ、商品市場における取引につき委託者から預託を受けた財産及びその計算において自己が占有する財産を遅滞なく返還しなければならない。

合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散したとき	一 解散年月日 二 解散の理由	一 株主総会（これに準ずる機関を含む。）の議事録その他必要な手続があつたことを証する書面 二 委託者等に対する債権及び債務の清算の方法を記載した書面
分割により商品先物取引業の全部又は一部を承継させたとき	一 承継先の商号又は名称 二 分割の年月日及び理由	一 委託者等に対する債権及び債務の承継先への引継方法を記載した書面 二 新設分割計画又は吸収分割契約の内容及び分割の手続を記載した書面
商品先物取引業の全部又は一部を譲渡したとき	一 譲渡先の商号又は名称 二 譲渡年月日及び理由	一 委託者等に対する債権及び債務の譲渡先への引継方法を記載した書面 二 事業譲渡契約の内容を記載した書面

- 第九十条 法第九十七条第三項の規定による公告は、官報、時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告により行うものとする。
- 2 商品先物取引業者が前項の電子公告により公告をする場合には、当該公告の開始後一月を経過する日までの間、継続して電子公告による公告をしなければならない。
- 3 法第九十七条第三項の規定による公告及び営業所又は事務所での掲示には、同条第五項に規定する委託者の計算による商品市場における取引の結了の方法並びに商品先物取引業に関し委託者から預託を受けた財産及びその計算において当該商品先物取引業者が占有する財産の返還の方法を示すものとする。
- 4 法第九十七条第四項の規定により届出を行う場合は、届出書に次
 - 一 商品先物取引業者の商号又は名称
 - 二 許可年月日
 - 三 該当事由
 - 四 該当事由の発生予定年月日
- 5 前項の届出書には、第三項に規定する方法を記載した書面を添付するものとする。

(商号等の使用制限)

第九十七条の二 商品先物取引業者でない者は、その商号又は名称中に商品先物取引業者であると誤認されるおそれのある文字を用いてはならない。

第二節 特定委託者等

(特定委託者への告知義務)

第九十七条の三 商品先物取引業者は、商品取引契約の申込みを特定委託者(第二条第二十五項第七号又は第八号に掲げる者に限る。)から受けた場合であつて、商品取引契約を過去に当該特定委託者との間で締結したことがない場合には、当該申込みに係る商品取引契約を締結するまでに、当該特定委託者に対し、当該特定委託者が次条第一項の規定による申出ができる旨を告知しなければならない。

(特定委託者が一般顧客とみなされる場合)

第九十七条の四 特定委託者(第二条第二十五項第七号又は第八号に掲げる者に限る。)は、商品先物取引業者に対し、商品取引契約に関して自己を特定委託者及び特定当業者以外の顧客(以下「一般顧客」という。)として取り扱うよう申し出ることができる。

2 商品先物取引業者は、前項の規定による申出を受けた後最初に商品取引契約の締結の勧誘又は締結のいずれかを行うまでに、当該申出を承諾しなければならない。

3 商品先物取引業者は、前項の規定により承諾する場合には、第一項の規定による申出をした特定委託者(以下この条において「申出者」という。)に対し、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した書面を交付しなければならない。

一 前項の規定により承諾する日(以下この条において「承諾日」という。)

二 承諾日以後に商品取引契約の締結の勧誘又は締結をする場合において、当該申出者を一般顧客として取り扱う旨

三 その他主務省令で定める事項

(申出をした特定委託者に交付する書面の記載事項)
第九十条の二 法第九十七条の四第三項第三号の主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 申出者(法第九十七条の四第三項に規定する申出者をいう。次号において同じ。)は、同条第二項の規定による承諾を行った商品先物取引業者のみから商品取引契約に関して一般顧客(同条第一項に規定する一般顧客をいう。以下同じ。)として取り扱われることになる旨

二 商品先物取引業者が商品取引契約に基づき申出者を代理して他の商品先物取引業者との間で承諾日(法第九十七条の四第三項

4 商品先物取引業者は、前項の規定による書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、申出者の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて主務省令で定めるものにより提供することができる。この場合において、当該商品先物取引業者は、当該書面を交付したものとみなす。

(特定委託者による一般顧客としての取扱いの申出等の承諾に係る情報通信の技術を利用した提供)

第二十四条 商品先物取引業者は、法第九十七条の四第四項(法第九十七条の五第十三項(法第九十七条の六第六項及び第九十七条の九第二項において準用する場合を含む)、第九十七条の六第三項及び第九十七条の八第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。))の規定により法第九十七条の四第四項に規定する事項を提供しようとするときは、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、当該事項の提供の相手方に対し、その用いる同項に規定する情報通信の技術を利用する方法(次項において「電磁的方法」という。))の種類及び内容を示し、書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて主務省令で定めるもの(次項において「書面等」という。))による承諾を得なければならない。

2 前項の規定による承諾を得た商品先物取引業者は、当該相手方から書面等により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該相手方に対し、法第九十七条の四第四項に規定する事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該相手方が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

第一号に規定する承諾日をいう。))以後に締結する商品取引契約については、当該申出者は当該他の商品先物取引業者からも一般顧客として取り扱われる旨

(情報通信の技術を利用する方法)

第九十条の三 法第九十七条の四第四項(法第九十七条の五第十三項(法第九十七条の六第六項及び第九十七条の九第二項において準用する場合を含む)、第九十七条の六第三項及び第九十七条の八第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。))及び第二百十七條第二項(法第二百二十條第二項及び第二百二十條の二第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。))の主務省令で定める方法は、次に掲げるもの(第九九条の二において「電磁的方法」という。))とする。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうち次に掲げるもの

イ 商品先物取引業者等(商品先物取引業者又は商品先物取引業者との契約によりファイルを自己の管理する電子計算機に備え置き、これを法第九十七条の四第四項又は第二百十七條第二項に規定する事項を提供し、又は通知する相手方(以下この条において「顧客」という。))又は当該商品先物取引業者の用に供する者(以下この条において同じ。))の使用に係る電子計算機と顧客等(顧客又は顧客との契約により顧客ファイル(専ら当該顧客の用に供せられるファイルをいう。以下この条において同じ。))を自己の管理する電子計算機に備え置く者をいう。以下この条において同じ。))の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて書面に記載すべき事項(以下この条において「記載事項」という。))を送信し、顧客等の使用に係る電子計算機に備えられた顧客ファイルに記録する方法

ロ 商品先物取引業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて顧客の閲覧に供し、顧客等の使用に係る電子計算機に備えられた当該顧客の顧客ファイルに当該記載事項を記録する方法

ハ 商品先物取引業者等の使用に係る電子計算機に備えられた顧客ファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて顧客の閲覧に供する方法

二 閲覧ファイル(商品先物取引業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルであつて、同時に複数の顧客の閲覧に供するため記載事項を記録させるものをいう。以下この条において同じ。))に記録された記載事項を電気通信回線を通じて顧客の閲覧に供する方法

二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

2 前項各号に掲げる方法は、次に掲げる基準に適合するものでなければならぬ。

一 顧客がファイルへの記録を出力することにより書面を作成できるものであること。

二 前項第一号イ、ハ又はニに掲げる方法（顧客の使用に係る電子計算機に備えられた顧客ファイルに記載事項を記録する方法を除く。）にあつては、記載事項を顧客ファイル又は閲覧ファイルに記録する旨又は記録した旨を顧客に対し通知するものであること。ただし、顧客が当該記載事項を閲覧していたことを確認したときは、この限りでない。

三 前項第一号ハ又はニに掲げる方法にあつては、記載事項に掲げられた取引を最後に行つた日以後五年間（当該期間が終了する日までの間に当該記載事項に係る苦情の申出があつたときは、当該期間が終了する日又は当該苦情が解決した日のいずれか遅い日までの間）、次に掲げる事項を消去し、又は改変することができないものであること。ただし、閲覧に供している記載事項を書面により交付する場合、顧客の承諾（令第二十四条第一項又は第三十一条第一項に規定する方法による承諾をいう。）を得て前項第一号イ若しくはロ若しくは同項第二号に掲げる方法により提供し、若しくは通知する場合又は顧客による当該記載事項に係る消去の指図がある場合は、当該記載事項を消去することができる。

イ 前項第一号ハに掲げる方法については、顧客ファイルに記録された記載事項

ロ 前項第一号ニに掲げる方法については、閲覧ファイルに記録された記載事項

四 前項第一号ニに掲げる方法にあつては、次に掲げる基準に適合するものであること。

イ 顧客が閲覧ファイルを観覧するために必要な情報を顧客ファイルに記録するものであること。

ロ 前号に規定する期間を経過するまでの間において、イの規定により顧客が閲覧ファイルを観覧するために必要な情報を記録した顧客ファイルと当該閲覧ファイルとを電気通信回線を通じて接続可能な状態を維持させること。ただし、閲覧の提供を受けた顧客が接続可能な状態を維持させることについて不要である旨通知した場合は、この限りでない。

3 第一項第一号の「電子情報処理組織」とは、商品先物取引業者等の使用に係る電子計算機と、顧客ファイルを備えた顧客等又は商品先物取引業者等の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

（電磁的方法の種類及び内容）

第九十条の四 令第二十四条第一項、第二十五条第一項、第二十七条第

5 商品先物取引業者が第二項の規定による承諾及び第三項の規定による書面の交付をした場合であつて、申出者が次に掲げる者である場合におけるこの法律（この節を除く。）の規定の適用については、当該申出者は、一般顧客とみなす。

一 当該商品先物取引業者が承諾日以後に行う商品取引契約の締結の勧誘の相手方

二 当該商品先物取引業者が承諾日以後に締結する商品取引契約の相手方

6 商品先物取引業者は、商品取引契約（第二条第二十二項各号に規定する代理を行うことを内容とするものに限る。以下この項及び第八項において「特定商品取引契約」という。）の締結に関して申出者が前項の規定の適用を受ける場合において、当該特定商品取引契約に基づき当該申出者を代理して商品取引契約を締結するときは、当該商品取引契約の相手方である他の商品先物取引業者（次項及び第八項において「相手方商品先物取引業者」という。）に対し、あらかじめ、当該商品取引契約に関して申出者が一般顧客とみなされる旨を告知しなければならぬ。

7 商品先物取引業者が前項の規定による告知をした場合には、相手方商品先物取引業者に対しては、前条の規定は、適用しない。

8 特定商品取引契約を締結した商品先物取引業者が第六項の規定による告知をした場合には、当該商品先物取引業者が当該特定商品取引契約に基づき申出者を代理して相手方商品先物取引業者との間で締結する商品取引契約については、当該申出者を一般顧客とみなして、この法律（この節を除く。）の規定を適用する。

9 承諾日以後に申出者が新たに第二条第二十五項第一号から第三号まで又は第六号のいずれかに掲げる者となつた場合には、当該申出者がこれらの者となつた日以後は、第五項から前項までの規定は、適用しない。

10 第二項の規定による承諾を得た申出者は、商品先物取引業者に対し、商品取引契約に関して自己を特定委託者として取り扱うよう申し出ることができる。

11 商品先物取引業者は、前項の申出（以下この条において「復帰申出」という。）を承諾する場合には、あらかじめ、当該復帰申出を承諾する日その他主務省令で定める事項を記載した書面により、復帰申出をした者（以下この条において「復帰申出者」という。）の同意を得なければならぬ。

一 項及び第三十一条第一項の規定により示すべき方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

一 前条第一項各号又は第九十条の六第一項各号に掲げる方法のうち商品先物取引業者が使用するもの

二 ファイルへの記録の方式

（特定委託者への復帰申出をした者が同意を行う書面の記載事項）

第九十条の五 法第九十七条の四第十一項の主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 復帰申出者（法第九十七条の四第十一項に規定する復帰申出者をいう。以下この条において同じ。）が次に掲げる事項を理解している旨

イ 法第二百二十条の四第一項各号に掲げる規定は、商品取引契

商品先物取引業者は、前項の規定による書面による同意に代えて、政令で定めるところにより、復帰申出者の承諾を得て、復帰申出者が特定委託者として取り扱われることについての同意を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて主務省令で定めるものにより得ることができる。この場合において、当該商品先物取引業者は、当該書面による同意を得たものとみなす。

(復帰申出等の承諾に係る情報通信の技術を利用した同意の取得)

第二十五条 商品先物取引業者は、法第九十七條の四第十二項(法第九十七條の五第三項(同條第九項(法第九十七條の六第六項において準用する場合を含む。)、第九十七條の六第六項及び第九十七條の九第二項において準用する場合を含む。))及び第九十七條の八第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。))の規定により、法第九十七條の四第十二項に規定する主務省令で定める方法(以下この条において「電磁的方法」という。))により同意を得ようとするときは、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、当該同意を得ようとする相手方に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならぬ。

2 前項の規定による承諾を得た商品先物取引業者は、当該相手方から書面又は電磁的方法により電磁的方法による同意を行わない旨の申出があつたときは、当該相手方に対し、法第九十七條の四第十二項に規定する同意の取得を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該相手方が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

約に關して復帰申出者が承諾日(商品先物取引業者が法第九十七條の四第十一項の規定による承諾をする日をいう。以下この条において同じ。))以後に当該各号に定める者となる場合(法第二百二十條の四第一項ただし書に規定する場合を除く。))には適用されない旨

ロ 商品取引契約に關して特定委託者として取り扱われることがその知識、経験及び財産の状況に照らして適當ではない者が特定委託者として取り扱われる場合には、当該者の保護に欠けることとなるおそれがある旨

二 承諾日以後に商品取引契約の締結の勧誘又は締結をする場合において、復帰申出者を再び特定委託者として取り扱う旨

三 商品先物取引業者が商品取引契約に基づき復帰申出者を代理して他の商品先物取引業者との間で承諾日以後に締結する商品取引契約については、当該復帰申出者は当該他の商品先物取引業者からも再び特定委託者として取り扱われる旨

四 復帰申出者は、承諾日以後いつでも、法第九十七條の四第一項の規定による申出ができる旨

(情報通信の技術を利用した同意又は承諾の取得)

第九十條の六 法第九十七條の四第十二項(法第九十七條の五第三項(同條第九項(法第九十七條の六第六項において準用する場合を含む。)、第九十七條の六第六項及び第九十七條の九第二項において準用する場合を含む。))及び第九十七條の八第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。))及び第九十九條第二項の主務省令で定めるもの並びに令第二十四條第一項及び第三十一條第一項に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて主務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうち次に掲げるもの

イ 商品先物取引業者の使用に係る電子計算機と法第九十七條の四第十二項又は第二百九條第二項の規定により同意を得ようとする相手方(以下この条において「顧客」という。))の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 商品先物取引業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された顧客の同意又は承諾に關する事項を電気通信回線を通じて当該顧客の閲覧に供し、当該商品先物取引業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該顧客の同意又は承諾に關する事項を記録する方法

二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもつて

13 商品先物取引業者が第十一項の規定により復帰申出者の同意を得て復帰申出を承諾した場合には、当該承諾をした日以後新たに第二項の規定による承諾をする日の前日までの間は、第五項、第六項及び第八項の規定は、適用しない。

(特定委託者等以外の顧客である法人が特定委託者とみなされる場合)
第九十七条の五 法人(特定委託者、特定当業者及び第九十七条の九第一項に規定する法人を除く。)は、商品先物取引業者に対し、商品取引契約に関して自己を特定委託者として取り扱うよう申し出ることができる。

2 商品先物取引業者は、前項の規定による申出を承諾する場合には、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した書面により、当該申出をした法人(以下この条において「申出者」という。)の同意を得なければならない。この場合において、第二号に規定する期限日は、第一号に規定する承諾日から起算して一年を経過する日(主務省令で定める場合)にあつては、当該経過する日前で主務省令で定める日)としなければならない。

一 この項の規定による承諾をする日(以下この条において「承諾日」という。)
二 商品取引契約の締結の勧誘又は締結をする場合において、申出者を特定委託者として取り扱う期間の末日(以下この条において「期限日」という。)

三 当該申出者が次に掲げる事項を理解している旨

イ 特定委託者が商品先物取引業者から商品取引契約の締結の勧誘を受け、又は当該商品先物取引業者に商品取引契約の申込みをし、若しくは当該商品先物取引業者と商品取引契約を締結する場合におけるこの法律の規定の適用の特例の内容として主務省令で定める事項

ロ 商品取引契約に関して特定委託者として取り扱われることがその知識、経験及び財産の状況に照らして適当ではない者が特定委託者として取り扱われる場合には、当該者の保護に欠けることと

調製するファイルに同意又は承諾に関する事項を記録したものを得る方法

2 前項各号に掲げる方法は、商品先物取引業者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならない。

3 第一項第一号の「電子情報処理組織」とは、商品先物取引業者の使用に係る電子計算機と、顧客の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

(特定委託者等以外の顧客である法人が特定委託者とみなされる場合の期限日)

第九十条の七 法第九十七条の五第二項の主務省令で定める場合は、商品先物取引業者が一定の日を定め、次に掲げる事項を当該商品先物取引業者の営業所又は事務所の公衆の見やすい場所への掲示その他の適切な方法により公表している場合とする。

一 当該一定の日
二 次項に規定する日を期限日(法第九十七条の五第二項第二号に規定する期限日をいう。次条第二項及び第九十条の九において同じ。)とする旨

2 法第九十七条の五第二項の主務省令で定める日は、商品先物取引業者が前項の規定により定めた日であつて承諾日(同条第二項第一号に規定する承諾日をいう。次条及び第九十条の九において同じ。)から起算して一年以内の日のうち最も遅い日とする。

(申出をした特定委託者等以外の顧客である法人が同意を行う書面の記載事項)

第九十条の八 法第九十七条の五第二項第三号イの主務省令で定める事項は、法第二百二十条の四第一項各号に掲げる規定は、商品取引契約に関して申出者(法第九十七条の五第二項に規定する申出者をいう。次項において同じ。)が承諾日以後に当該各号に定める者となる場合(法第二百二十条の四第一項ただし書に規定する場合を除く。)には適用されない旨とする。

なるおそれがある旨

- 四 期限日以前に商品取引契約の締結の勧誘又は締結をする場合において、当該申出者を特定委託者として取り扱う旨
- 五 期限日後に商品取引契約の締結の勧誘又は締結をする場合において、当該申出者を一般顧客として取り扱う旨
- 六 商品先物取引業者に対し、申出者を一般顧客として取り扱うよう申し出ることができる旨
- 七 その他主務省令で定める事項

3 前条第十二項の規定は、前項の規定による書面による同意について準用する。

4 商品先物取引業者が第二項の規定による承諾をし、かつ、申出者が同項の規定による書面による同意をした場合であつて、当該申出者が次に掲げる者である場合におけるこの法律（この節を除く。）の規定の適用については、当該申出者は、特定委託者とみなす。

一 当該商品先物取引業者が承諾日から期限日までに行う商品取引契約の締結の勧誘の相手方

二 当該商品先物取引業者が承諾日から期限日までに締結する商品取引契約の相手方

5 商品先物取引業者は、商品取引契約（第二条第二十二項各号に規定する代理を行うことを内容とするものに限る。以下この項及び次項において「特定商品取引契約」という。）の締結に関して申出者が前項の規定の適用を受ける場合において、当該特定商品取引契約に基づき当該申出者を代理して商品取引契約を締結するときは、当該商品取引契約の相手方である他の商品先物取引業者（次項において「相手方商品先物取引業者」という。）に対し、あらかじめ、当該商品取引契約に関して申出者が特定委託者とみなされる旨を告知しなければならぬ。

6 特定商品取引契約を締結した商品先物取引業者が前項の規定による告知をした場合には、当該商品先物取引業者が当該特定商品取引契約

2 法第九十七条の五第二項第七号の主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 期限日以前に締結した商品取引契約に関して法令の規定又は契約の定めに基づいて行う行為については、期限日後に行うものでも、申出者を特定委託者として取り扱う旨

二 申出者は、法第九十七条の五第二項の規定による承諾を行った商品先物取引業者のみから商品取引契約に関して特定委託者として取り扱われることになる旨

三 商品先物取引業者が商品取引契約に基づき申出者を代理して他の商品先物取引業者との間で期限日以前に締結する商品取引契約については、当該申出者は当該他の商品先物取引業者からも特定委託者として取り扱われる旨

四 申出者は、承諾日以後いつでも、法第九十七条の五第十項の規定による申出ができる旨

に基づき申出者を代理して相手方商品先物取引業者との間で締結する商品取引契約については、当該申出者を特定委託者とみなして、この法律（この節を除く。）の規定を適用する。

7 申出者は、承諾日から起算して主務省令で定める期間を経過する日から期限日までの間、期限日後においても自己を特定委託者として取り扱うよう申し出ることができる。

8 商品先物取引業者が、前項の申出（以下この条において「更新申出」という。）を期限日以前に承諾する場合には、期限日の翌日に当該承諾があつたものとみなす。

9 商品先物取引業者が更新申出を承諾する場合には、第二項から前項までの規定を準用する。この場合において、第二項第一号中「この項の規定による承諾をする日」とあるのは「第八項の規定により承諾があつたものとみなされる日」と、第四項中「第二項の規定による承諾」とあるのは「第八項の規定による承諾」と読み替えるものとする。

10 第二項の承諾を得た申出者は、承諾日以後において、自己を一般顧客として取り扱うよう申し出ることができる。

11 商品先物取引業者は、前項の申出（以下この条において「復帰申出」という。）を受けた後最初に商品取引契約の締結の勧誘又は締結のいずれかを行うまでに、当該復帰申出を承諾しなければならない。

12 商品先物取引業者は、復帰申出を承諾する場合には、復帰申出をした法人に対し、あらかじめ、当該復帰申出を承諾する日その他の主務省令で定める事項を記載した書面を交付しなければならない。

13 前条第四項の規定は、前項の規定による書面の交付について準用する。

14 商品先物取引業者が第十一項の規定により復帰申出を承諾した場合には、当該復帰申出を承諾した日以後新たに第二項の規定による承諾をする日の前日までの間、第四項から第九項までの規定は、適用しな

（申出をした特定委託者等以外の顧客である法人が更新申出をするために必要な期間）

第九十条の九 法第九十七条の五第七項の主務省令で定める期間は、十一月（次の各号に掲げる場合にあつては、当該各号に定める期間）とする。

一 承諾日から期限日までの期間が一年に満たない場合（次号に掲げる場合を除く。） 当該期間から一月を控除した期間

二 承諾日から期限日までの期間が一月を超えない場合 一日

2 法第九十七条の五第九項に規定する場合における前項の規定の適用については、同項各号中「承諾日」とあるのは、「前回の期限日の翌日」とする。

（一般顧客への復帰申出をした特定委託者等以外の顧客である法人に交付する書面の記載事項）

第九十条の十 法第九十七条の五第十二項の主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 法第九十七条の五第十一項の規定による承諾をする日（以下この条において「承諾日」という。）

二 承諾日以後に商品取引契約の締結の勧誘又は締結をする場合において、法第九十七条の五第十項の規定による申出をした法人（次号において「復帰申出者」という。）を再び一般顧客として取り扱う旨

三 商品先物取引業者が商品取引契約に基づき復帰申出者を代理して他の商品先物取引業者との間で承諾日以後に締結する商品取引契約については、当該復帰申出者は当該他の商品先物取引業者からも再び一般顧客として取り扱われる旨

(特定委託者以外の顧客である個人が特定委託者とみなされる場合)
 第九十七条の六 知識、経験及び財産の状況に照らして特定委託者に相当する者として主務省令で定める要件に該当する個人(第二条第二十五項第三号に掲げる者及び商品取引所の会員等を除く。)は、商品先物取引業者に対し、商品取引契約に関して自己を特定委託者として取り扱うよう申し出ることができる。

(特定委託者として取り扱うよう申し出ることができる個人)
 第九十条の十一 法第九十七条の六第一項の主務省令で定める要件は、次の各号に掲げる要件のいずれかとする。

一 商法(明治三十二年法律第四十八号)第五百三十五条に規定する匿名組合契約を締結した営業者である個人(次に掲げる要件の全てに該当する者に限る。)

イ 法第九十七条の六第一項の規定による申出を行うことについて全ての匿名組合員の同意を得ていること。

ロ 当該匿名組合契約に基づく出資の合計額が三億円以上であること。

二 民法(明治二十九年法律第八十九号)第六百六十七条第一項に規定する組合契約を締結して組合の業務の執行を委任された組合員である個人(次に掲げる要件の全てに該当する者に限る。)

イ 法第九十七条の六第一項の規定による申出を行うことについて他の全ての組合員の同意を得ていること。

ロ 当該組合契約に基づく出資の合計額が三億円以上であること。

三 有限責任事業組合契約に関する法律(平成十七年法律第四十号)第三条第一項に規定する有限責任事業組合契約を締結して組合の重要な業務の執行の決定に関与し、かつ、当該業務を自ら執行する組合員である個人(次に掲げる要件の全てに該当する者に限る。)

イ 法第九十七条の六第一項の規定による申出を行うことについて他の全ての組合員の同意を得ていること。

ロ 当該有限責任事業組合契約に基づく出資の合計額が三億円以上であること。

四 次に掲げる要件の全てに該当する個人

イ 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日(法第九十七条の六第六項において準用する法第九十七条の五第二項第一号に規定する承諾日)をいう。ロ、次条、第九十条の十三第二項及び第九十条の十四において同じ。)における申出者(法第九十七条の六第二項に規定する申出者をいう。以下この条及び第九十条の十四において同じ。)の資産の合計額から負債の合計額を控除した額が三億円以上になると見込まれること。

ロ 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日における申出者の資産(次に掲げるものに限る。)の合計額が三億円以上になると見込まれること。

(1) 商品市場における取引に係る権利、外国商品市場取引に係る権利及び店頭商品デリバティブ取引に係る権利

(2) 金融商品取引法第二条第一項に規定する有価証券及び同条第二項の規定により有価証券とみなされる権利(6)に掲げるもの及び(7)に掲げるもの(不動産特定共同事業法(平成六

- 2 商品先物取引業者は、前項の規定による申出を受けた場合には、当該申出をした個人（以下この条において「申出者」という。）に対し、前条第二項第三号イ及びロに掲げる事項を記載した書面を交付するとともに、申出者が前項に規定する者に該当することを確認しなければならない。
- 3 第九十七条の四第四項の規定は、前項の規定による書面の交付について準用する。
- 4 申出者は、商品先物取引業者が第六項において準用する前条第二項による承諾をする日（次項において「承諾日」という。）から起算して

- 年法律第七十七号）第二条第七項に規定する特例事業者と締結したものに限り。）を除く。）
 - (3) 金融商品取引法第二条第二十項に規定するデリバティブ取引に係る権利
 - (4) 農業協同組合法（昭和二十二年法律百三十二号）第十一条の二の四に規定する特定貯金等、水産業協同組合法（昭和二十三年法律二百四十二号）第十一条の九に規定する特定貯金等、協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第八十三号）第六条の五の二に規定する特定預金等、信用金庫法（昭和二十六年法律二百三十八号）第八十九条の二に規定する特定預金等、長期信用銀行法（昭和二十七年法律第八十七号）第十七条の二に規定する特定預金等、労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第九十四条の二に規定する特定預金等、銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第十三条の四に規定する特定預金等、農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第五十九条の三に規定する特定預金等及び株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）第二十九条に規定する特定預金等
 - (5) 農業協同組合法第十一条の三に規定する特定共済契約、消費生活協同組合法（昭和二十三年法律第二百号）第十二条の三第一項に規定する特定共済契約、水産業協同組合法第十五条の七に規定する特定共済契約、中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第八十一号）第九条の七の五第三項に規定する特定共済契約及び保険業法第三百条の二に規定する特定保険契約に基づく保険金、共済金、返戻金その他の給付金に係る権利
 - (6) 信託業法第二十四条の二に規定する特定信託契約に係る信託受益権
 - (7) 不動産特定共同事業法第二条第三項に規定する不動産特定共同事業契約に基づく権利
 - ハ 申出者が最初に当該商品先物取引業者との間で第九十七條の六第一項の規定による申出に係る商品取引契約を締結した日から起算して一年を経過していること。
- （申出をした特定委託者以外の顧客である個人が更新申出をするために必要な期間）
- 第九十条の十二 法第九十七條の六第四項の主務省令で定める期間は、十一月（次の各号に掲げる場合にあっては、当該各号に定める期

主務省令で定める期間を経過する日から第六項において準用する前条第二項第二号に規定する期限日までの間、期限日後においても自己を特定委託者として取り扱うよう申し出ることができる。

5 次項において準用する前条第二項の承諾を受けた者は、商品先物取引業者が承諾日以後において、自己を一般顧客として取り扱うよう申し出ることができる。

6 前条第二項から第六項までの規定は商品先物取引業者が第一項の申出を承諾する場合について、同条第八項及び第九項の規定は商品先物取引業者が第四項の申出を承諾する場合について、同条第十一項から第十四項までの規定は商品先物取引業者が前項の申出を承諾する場合について、それぞれ準用する。この場合において、同条第二項中「当該申出をした法人」とあるのは「第九十七条の六第二項に規定する申出者」と、同条第十二項中「復帰申出をした法人」とあるのは「第九十七条の六第五項の申出をした者」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

間)とする。

一 承諾日から期限日(法第九十七条の六第六項において準用する法第九十七条の五第二項第二号に規定する期限日をいう。以下この条、次条第一項及び第九十条の十四第二項において同じ。)までの期間が一年に満たない場合(次号に掲げる場合を除く。)

当該期間から一月を控除した期間

二 承諾日から期限日までの期間が一月を超えない場合 一日

2 法第九十七条の六第六項に規定する場合における前項の規定の適用については、同項各号中「承諾日」とあるのは、「前回の期限日」の翌日とする。

(特定委託者以外の顧客である個人が特定委託者とみなされる場合の期限日)

第九十条の十三 法第九十七条の六第六項において準用する法第九十七条の五第二項の主務省令で定める場合は、商品先物取引業者が一定の日を定め、次に掲げる事項を当該商品先物取引業者の営業所又は事務所の公衆の見やすい場所への掲示その他の適切な方法により公表している場合とする。

一 当該一定の日

二 次項に規定する日を期限日とする旨

2 法第九十七条の六第六項において準用する法第九十七条の五第二項の主務省令で定める日は、商品先物取引業者が前項の規定により定めた日であつて承諾日から起算して一年以内の日のうち最も遅い日とする。

(申出をした特定委託者以外の顧客である個人が同意を行う書面の記載事項)

第九十条の十四 法第九十七条の六第六項において準用する法第九十七条の五第二項第三号イの主務省令で定める事項は、法第二百一十条の四第一項各号に掲げる規定は、商品取引契約に関して申出者が承諾日以後に当該各号に定める者となる場合(同項ただし書に規定する場合を除く。)には適用されない旨とする。

2 法第九十七条の六第六項において準用する法第九十七条の五第二項第七号の主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 期限日以前に締結した商品取引契約に関して法令の規定又は契約の定めに基づいて行う行為については、期限日後に行うものであつても、申出者を特定委託者として取り扱う旨

二 申出者は、法第九十七条の六第六項において準用する法第九十七条の五第二項の規定による承諾を行った商品先物取引業者のみから商品取引契約に関して特定委託者として取り扱われることになる旨

三 商品先物取引業者が商品取引契約に基づき申出者を代理して他

(特定当業者への告知義務)

第九十七条の七 商品先物取引業者は、商品取引契約の申込みを特定当業者から受けた場合であつて、商品取引契約（特定当業者が売買等を業として行つてゐる物品又はこれに関連する物品として主務省令で定めるものを取引対象商品とする商品デリバティブ取引に関するものに限る。以下この条から第九十七条の九まで及び第二百二十条の四第二項第二号において同じ。）を過去に当該特定当業者との間で締結したことがない場合には、当該申込みに係る商品取引契約を締結するまでに、当該特定当業者に対し、当該特定当業者が次条第一項の規定による申出ができる旨を告知しなければならない。

(特定当業者が一般顧客とみなされる場合)

第九十七条の八 特定当業者は、商品先物取引業者に対し、商品取引契約に関して自己を一般顧客として取り扱うよう申し出ることができる。

2 第九十七条の四第二項から第十三項までの規定は、特定当業者について準用する。この場合において、同条第三項、第十項及び第十二項中「特定委託者」とあるのは、「特定当業者」と読み替えるものと

の商品先物取引業者との間で期限日以前に締結する商品取引契約については、当該申出者は当該他の商品先物取引業者からも特定委託者として取り扱われる旨

四 申出者は、承諾日以後いつでも、法第九十七条の六第五項の規定による申出ができる旨

(一般顧客への復帰申出をした個人に交付する書面の記載事項)

第九十条の十五 法第九十七条の六第六項において準用する法第九十七条の五第十二項の主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 法第九十七条の六第六項において準用する法第九十七条の五第十一項の規定による承諾をする日（以下この条において「承諾日」という。）

二 承諾日以後に商品取引契約の締結の勧誘又は締結をする場合において、法第九十七条の六第五項の規定による申出をした個人（次号において「復帰申出者」という。）を再び一般顧客として取り扱う旨

三 商品先物取引業者が商品取引契約に基づき復帰申出者を代理して他の商品先物取引業者との間で承諾日以後に締結する商品取引契約については、当該復帰申出者は当該他の商品先物取引業者からも再び一般顧客として取り扱われる旨

(特定当業者が売買等を業として行つてゐる物品に関連する物品)

第九十条の十六 法第九十七条の七の主務省令で定めるものは、次の各号に掲げる物品とする。

一 当該特定当業者が売買等を業として行つてゐる物品の主たる原料又は材料となつてゐる物品

二 当該特定当業者が売買等を業として行つてゐる物品を主たる原料又は材料とする物品

三 商品市場における相場等に係る変動その他の事情から合理的に判断して、当該特定当業者が売買等を業として行つてゐる物品の価格と他の物品の価格との間に相関関係があると認められる場合における当該他の物品（前二号に掲げるものを除く。）

(申出をした特定当業者に交付する書面の記載事項)

第九十条の十七 法第九十七条の八第二項において準用する法第九十七条の四第三項第三号の主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

するほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

- 一 申出者（法第九十七條の八第二項において準用する法第九十七條の四第三項に規定する申出者をいう。次号において同じ。）は、法第九十七條の八第二項において準用する法第九十七條の四第二項の規定による承諾を行った商品先物取引業者のみから商品取引契約に関して一般顧客として取り扱われることになる旨
- 二 商品先物取引業者が商品取引契約に基づき申出者を代理して他の商品先物取引業者との間で承諾日（法第九十七條の八第二項において準用する法第九十七條の四第三項第一号に規定する承諾日をいう。）以後に締結する商品取引契約については、当該申出者は当該他の商品先物取引業者からも一般顧客として取り扱われる旨

（特定業者への復帰申出をした者が同意を行う書面の記載事項）

第九十條の十八 法第九十七條の八第二項において準用する法第九十七條の四第十一項の主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 復帰申出者（法第九十七條の八第二項において準用する法第九十七條の四第十一項に規定する復帰申出者をいう。以下この条において同じ。）が次に掲げる事項を理解している旨
- イ 法第二百二十條の四第二項各号に掲げる規定は、商品取引契約に関して復帰申出者が承諾日（商品先物取引業者が法第九十七條の八第二項において準用する法第九十七條の四第十一項の規定による承諾をする日をいう。以下この条において同じ。）以後に当該各号に定める者となる場合（法第二百二十條の四第二項ただし書に規定する場合を除く。）には適用されない旨
- ロ 商品取引契約に関して特定業者として取り扱われることがその知識、経験及び財産の状況に照らして適当ではない者が特定業者として取り扱われる場合には、当該者の保護に欠けることとなるおそれがある旨
- 二 承諾日以後に商品取引契約の締結の勧誘又は締結をする場合において、復帰申出者を再び特定業者として取り扱う旨
- 三 商品先物取引業者が商品取引契約に基づき復帰申出者を代理して他の商品先物取引業者との間で承諾日以後に締結する商品取引契約については、当該復帰申出者は当該他の商品先物取引業者からも再び特定業者として取り扱われる旨
- 四 復帰申出者は、承諾日以後いつでも、法第九十七條の八第一項の規定による申出ができる旨

（特定委託者及び特定業者以外の法人が特定業者とみなされる場合）

第九十七條の九 商品取引契約の申込みを行うとする法人（特定委託者及び特定業者を除く。）であつて、当該商品取引契約に基づく

商品デリバティブ取引の取引対象商品のすべてについて当該取引対象商品である物品又はこれに関連する物品として主務省令で定めるものの売買等を業として行っているものは、商品先物取引業者に対し、商品取引契約に関して自己を特定業者として取り扱うよう申し出るることができる。

2 第九十七条の五第二項から第十四項までの規定は、前項に規定する法人について準用する。この場合において、同条第二項第二号から第四号まで及び第四項から第七項までの規定中「特定委託者」とあるのは、「特定業者」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

(特定委託者及び特定業者以外の法人が特定業者とみなされる場合の期限日)

第九十条の十九 法第九十七条の九第二項において準用する法第九十七条の五第二項の主務省令で定める場合は、商品先物取引業者が一定の日を定め、次に掲げる事項を当該商品先物取引業者の営業所又は事務所の公衆の見やすい場所への掲示その他の適切な方法により公表している場合とする。

一 当該一定の日

二 次項に規定する日を期限日(法第九十七条の九第二項において準用する法第九十七条の五第二項第二号に規定する期限日)をいう。次条第二項及び第九十条の二十一において同じ。)とする旨

2 法第九十七条の九第二項において準用する法第九十七条の五第二項の主務省令で定める日は、商品先物取引業者が前項の規定により定めた日であって承諾日(法第九十七条の九第二項において準用する法第九十七条の五第二項第一号に規定する承諾日)をいう。次条及び第九十条の二十一において同じ。)から起算して一年以内の日のうち最も遅い日とする。

(申出をした特定委託者及び特定業者以外の法人が同意を行う書面の記載事項)

第九十条の二十 法第九十七条の九第二項において準用する法第九十七条の五第二項第三号イの主務省令で定める事項は、法第二百二十条の四第二項各号に掲げる規定は、商品取引契約に関して申出者(法第九十七条の九第二項において準用する法第九十七条の五第二項に規定する申出者をいう。次項において同じ。)が、承諾日後に当該各号に定める者となる場合(法第二百二十条の四第二項ただし書に規定する場合を除く。)には適用されない旨とする。

2 法第九十七条の九第二項において準用する法第九十七条の五第二項第七号の主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 期限日以前に締結した商品取引契約に関して法令の規定又は契約の定めに基づいて行う行為については、期限日後に行うものであっても、申出者を特定業者として取り扱う旨

二 申出者は、法第九十七条の九第二項において準用する法第九十七条の五第二項の規定による承諾を行った商品先物取引業者のみから商品取引契約に関して特定業者として取り扱われることになる旨

三 商品先物取引業者が商品取引契約に基づき申出者を代理して他の商品先物取引業者との間で期限日以前に締結する商品取引契約については、当該申出者は当該他の商品先物取引業者からも特定

当業者として取り扱われる旨
四 申出者は、承諾日以後いつでも、法第九十七条の九第二項において準用する法第九十七条の五第十項の規定による申出ができる旨

(申出をした特定委託者及び特定当業者以外の法人が更新申出をするために必要な期間)

第九十条の二十一 法第九十七条の九第二項において準用する法第九十七条の五第七項の主務省令で定める期間は、十一月(次の各号に掲げる場合にあつては、当該各号に定める期間)とする。

一 承諾日から期限日までの期間が一年に満たない場合(次号に掲げる場合を除く。) 当該期間から一月を控除した期間

二 承諾日から期限日までの期間が一月を超えない場合 一日

2 法第九十七条の九第二項に規定する場合における前項の規定の適用については、同項各号中「承諾日」とあるのは、「前回の期限日の翌日」とする。

(一般顧客への復帰申出をした特定委託者及び特定当業者以外の法人に交付する書面の記載事項)

第九十条の二十二 法第九十七条の九第二項において準用する法第九十七条の五第十二項の主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 法第九十七条の九第二項において準用する法第九十七条の五第十一項の規定による承諾をする日(以下この条において「承諾日」という。)

二 承諾日以後に商品取引契約の締結の勧誘又は締結をする場合において、法第九十七条の九第二項において準用する法第九十七条の五第十項の規定による申出をした法人(次号において「復帰申出者」という。)を再び一般顧客として取り扱う旨

三 商品先物取引業者が商品取引契約に基づき復帰申出者を代理して他の商品先物取引業者との間で承諾日以後に締結する商品取引契約については、当該復帰申出者は当該他の商品先物取引業者からも再び一般顧客として取り扱われる旨

(政令への委任)

第九十七條の十 この節に定めるもののほか、特定委託者(第二條第二十五項第七号又は第八号に掲げる者に限る。)が一般顧客とみなされる場合、特定委託者、特定当業者及び前條第一項に規定する法人以外の顧客が特定委託者とみなされる場合、特定当業者が一般顧客とみなされる場合又は同項に規定する法人が特定当業者とみなされる場合の手續その他この節の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(標識の揭示)

- 第百九十八条 商品先物取引業者は、営業所又は事務所ごとにその見やすい箇所に、主務省令で定める標識を掲げなければならない。
- 2 商品先物取引業者以外の者は、前項の標識又はこれに類似する標識を掲示してはならない。

(名義貸しの禁止)

第百九十九条 商品先物取引業者は、自己の名義をもつて、他人に商品先物取引業を行わせてはならない。

(外務員の登録)

- 第二百条 商品先物取引業者は、その役員又は使用人であつて、その商品先物取引業者のために次に掲げる行為を行うもの（以下「外務員」という。）について、主務大臣の行う登録を受けなければならない。
- 一 第二条第二十二項各号に掲げる行為
- 二 商品市場における取引（商品清算取引を除く。以下この章において同じ。）の委託の勧誘又はその委託の媒介、取次ぎ若しくは代理の申込みの勧誘
- 三 商品清算取引の委託の取次ぎの委託の勧誘又はその委託の媒介、取次ぎ若しくは代理の申込みの勧誘
- 四 外国商品市場取引（商品清算取引に類似する取引を除く。以下この章において同じ。）の委託の勧誘又はその委託の媒介、取次ぎ若しくは代理の申込みの勧誘
- 五 外国商品市場取引のうち、商品清算取引に類似する取引の委託の取次ぎの委託の勧誘又はその委託の媒介、取次ぎ若しくは代理の申込みの勧誘
- 六 店頭商品デリバティブ取引の申込みの勧誘又はその媒介、取次ぎ若しくは代理の申込みの勧誘
- 2 商品先物取引業者は、前項の規定による登録に係る外務員（以下「登録外務員」という。）以外の者に外務員の職務を行わせてはならない。
- 3 第一項の規定により登録を受けようとする商品先物取引業者は、次に掲げる事項を記載した申請書を主務大臣に提出しなければならない。
- 一 登録申請者の商号又は名称及びその代表者の氏名
- 二 登録の申請に係る外務員についての次に掲げる事項
- イ 氏名、生年月日及び住所
- ロ 役員又は使用人の別
- ハ 外務員（第二百四十条の十一において準用する第一項の規定による登録に係る外務員を含む。以下この号並びに次条第一項第二号及び第三号において同じ。）の職務を行ったことの有無並びに外務員

(商品先物取引業者の標識)

第九十一条 法第百九十八条第一項の主務省令で定める標識は、様式第九号による。

の職務を行ったことのある者については、その所属していた商品先物取引業者又は商品先物取引仲介業者の商号、名称又は氏名及びその行った期間

ニ 商品先物取引仲介業を行ったことの有無及び商品先物取引仲介業を行ったことのある者については、その行った期間

4 前項の申請書には、登録を受けようとする外務員に係る履歴書その他主務省令で定める書類を添付しなければならない。

5 主務大臣は、第三項の規定による登録の申請があつた場合においては、次条第一項の規定に該当する場合を除くほか、直ちに氏名、生年月日その他主務省令で定める事項を登録原簿に登録しなければならない。

(登録申請書の添付書類)

第九十二条 法第二百条第四項の主務省令で定める書類は、次項に規定する場合を除き、次に掲げるものとする。

一 登録を受けようとする外務員に係る住民票の写し等

二 登録を受けようとする外務員が法第二百一条第一項各号のいずれにも該当しないことを当該外務員及び登録申請者が誓約する書面

三 登録を受けようとする外務員が法第二百条第一項各号に掲げる行為を公正かつ的確に行うことができる知識及び経験を有することを証する書面

2 法第二百条第七項の登録の更新を受けようとする場合における同条第四項の主務省令で定める書類は、次に掲げるものとする。

一 前項各号に掲げる書面

二 登録の更新を受けようとする外務員が法第二百四条第一項(法第二百四十条の十一において準用する場合を含む。)の規定による処分(その処分の日から五年を経過するまでのものに限る。)を受けたことがある場合には、その処分の日、内容及び理由を記載した書面

(外務員登録原簿の記載事項)

第九十三条 法第二百条第五項の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 登録番号

二 登録の年月日

三 登録申請者の商号又は名称

四 外務員についての次に掲げる事項

イ 住所

ロ 役員又は使用人の別

ハ 外務員(法第二百四十条の十一において準用する法第二百条第一項の規定による登録に係る外務員を含む。)の職務を行ったことのある者については、その所属していた商品先物取引業者又は商品先物取引仲介業者の商号、名称又は氏名及びその行った期間

ニ 商品先物取引仲介業を行ったことのある者については、その行った期間

ホ 法第二百四条第一項の規定により職務の停止を命じたときは、その処分の日、理由及び期間

ヘ 法第二百四条第一項の規定による登録の取消し又は法第二百

- 6 主務大臣は、前項の規定による登録をした場合においては、遅滞なく、書面をもつて、その旨を登録申請者に通知しなければならない。
- 7 第一項の登録は、六年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

(外務員の登録の拒否)

第二百一条 主務大臣は、登録の申請に係る外務員が次の各号のいずれかに該当するとき、又は申請書若しくはこれに添付すべき書類のうち重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

- 一 第十五条第二項第一号イからルまでのいずれかに該当する者
 - 二 第二百四条第一項（第二百四十条の十一において準用する場合を含む。）の規定により外務員の登録を取り消され、その取消の日から五年を経過するまでの者
 - 三 登録申請者以外の商品先物取引業者又は商品先物取引仲介業者に属する外務員として登録されている者
 - 四 第二百四十条の二第一項の登録を受けている者
- 2 第十五条第五項から第九項までの規定は、前項の規定による登録の拒否について準用する。

(外務員の権限)

第二百二条 外務員は、その所属する商品先物取引業者に代わつて、第二百条第一項各号に掲げる行為に関し、一切の裁判外の行為を行う権限を有するものとみなす。ただし、相手方が悪意であつたときは、この限りでない。

(外務員についての届出)

第二百三条 商品先物取引業者は、登録外務員について、次の各号のいずれかに該当する事実が生じたときは、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

- 一 第二百条第三項第二号イ及びロに掲げる事項に変更があつたとき。
- 二 第十五条第二項第一号イからルまで（同号ニからリまでについては、この法律に相当する外国の法令の規定又は商品取引所に相当する外国の施設に係る部分に限る。）のいずれかに該当することとなつたとき。
- 三 退職その他の理由により外務員の職務を行わないこととなつたとき。

五条の規定による登録の抹消を行ったときは、その処分の日及び理由

(外務員の登録の取消し等)

第二百四條 主務大臣は、登録外務員について、その登録が不正の手段によりなされたことを発見したとき、又は登録外務員が次の各号のいずれかに該当するときは、当該登録を取り消し、又は当該登録外務員に対し、二年以内の期間を定めてその職務の停止を命ずることができ

る。

- 一 第十五条第二項第一号イからルまで、(同号ニについては、第三百三十二条第一項及び第三百四十二条第一項の許可の取消しに係る部分並びにこの法律に相当する外国の法令の規定に係る部分に限る。)のいずれかに該当することとなつたとき。

- 二 法令に違反したとき、その他外務員の職務に関して著しく不適当な行為をしたと認められるとき。

- 2 主務大臣は、前項の規定に基づいて処分をすることとしたときは、書面により、その旨を当該外務員について登録を受けた商品先物取引業者に通知しなければならない。

- 3 第五十八條第二項の規定は第一項の規定による処分について、第二百五十九條第四項の規定は第一項の規定による登録の取消しに係る聴聞について準用する。

(外務員の登録の抹消)

第二百五條 主務大臣は、次に掲げる場合においては、登録原簿につき、外務員に関する登録を抹消する。

- 一 前条第一項の規定により外務員の登録を取り消したとき。

- 二 外務員の所属する商品先物取引業者が解散し、又は商品先物取引業を廃止したとき。

- 三 退職その他の理由により外務員の職務を行わないこととなつた事実が確認されたとき。

(商品先物取引協会による外務員の登録事務)

第二百六條 主務大臣は、主務省令で定めるところにより、第二百四十一條第一項に規定する商品先物取引協会(以下この条から第二百八条まで、第二百三十九條及び第二百四十條の五第五号において「協会」という。)に、第二百條、第二百一條及び前三條に規定する登録に関する事務であつて当該協会に所属する商品先物取引業者の外務員に係るもの(以下この条及び第二百八条において「登録事務」という。)を行わせることができる。

(協会による外務員登録事務)

第九十四條 法第二百六條第一項の規定により、協会に、次の各号に掲げる登録に関する事務であつて当該協会に所属する協会員(法第二百四十四條第二項に規定する協会員をいう。以下同じ。)に係るものを行わせるものとする。

- 一 法第二百條第三項の規定による登録申請書の受理

- 二 法第二百條第五項の規定による登録

- 三 法第二百條第六項、法第二百一條第二項において準用する法第十五條第五項及び第七項並びに法第二百四條第二項による通知

- 四 法第二百一條第一項の規定による登録の拒否

- 五 法第二百一條第二項において準用する法第十五條第五項の規定による意見の聴取

- 六 法第二百三條の規定による届出の受理

2 主務大臣は、前項の規定により協会に登録事務を行わせることとしたときは、当該登録事務を行わないものとする。

3 協会は、第一項の規定により登録事務を行うこととしたときは、その定款において外務員の登録に関する事項を定め、主務大臣の認可を受けなければならない。

4 第一項の規定により登録事務を行う協会は、第二百条第五項の規定による登録、第二百三条の規定による届出に係る登録の変更、第二百四條第一項の規定による処分（登録の取消しを除く。）又は前条の規定による登録の抹消をした場合には、主務省令で定めるところにより、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

5 主務大臣は、第一項の規定により登録事務を行う協会に所属する商品先物取引業者の登録外務員が第二百四條第一項第一号又は第二号に該当するにもかかわらず、当該協会が同項に規定する措置をしない場合において、商品市場における秩序を維持し、又は委託者等を保護するため必要かつ適当であると認めるときは、同項に規定する措置をすることを命ずることができる。

6 第二百五十八條第二項の規定は、前項の規定による命令について準用する。

(登録手数料の納付)

第二百七條 外務員の登録を受けようとする商品先物取引業者は、政令で定めるところにより、登録手数料を国（前条第一項の規定により協会に登録する場合にあつては、協会）に納めなければならない。

2 前項の登録手数料で協会に納められたものは、当該協会の収入とする。

(登録手数料の額)

第二百六條 法第二百七條第一項（法第二百四十條の十一において準用する場合を含む。）の規定による登録手数料の額は、千円とする。

2 前項の登録手数料は、国に納める場合にあつては、登録申請書に、登録手数料の金額に相当する額の収入印紙をはつて納めなければならない。ただし、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第五十一号）第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して登録の申請をするときは、主務省令で定めるところにより、現金をもつて納めることができる。

七 法第二百四條第一項の規定による登録の取消し及び職務の停止の命令

八 法第二百四條第三項において準用する法第五十八條第二項の規定による参考人の意見の聴取、参考人の意見若しくは報告の提出又は鑑定人の鑑定及び法第五十九條第四項の規定による聴聞

九 法第二百五條の規定による登録の抹消

(外務員の登録事務に関する届出)

第九十五條 協会は、法第二百六條第四項の規定による届出をしようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載した書類を、主務大臣に提出しなければならない。

一 当該外務員の所属する協会の商号又は名称

二 当該外務員の氏名及び生年月日

三 処理した登録事務（前二号に掲げる事項に係るものに限る。）の内容及び処理した日

四 前号に掲げる登録事務の内容が職務の停止の命令又は登録の抹消である場合には、その理由

(登録手数料の納付方法)

第九十六條 令第二百六條第二項ただし書の規定により現金をもつて登録手数料を納めるときは、その登録の申請を行ったことにより得られた納付情報により登録手数料を納めなければならない。

(審査請求)

第二百八条 第二百六条第一項の規定により登録事務を行う協会の第二百条第三項の規定による登録の申請に係る不作為、第二百一条第一項の規定による登録の拒否又は第二百四条第一項の規定による処分について不服がある商品先物取引業者は、主務大臣に対し、行政不服審査法による審査請求をすることができる。

(商品先物取引業者が占有する商品等の処分の制限)

第二百九条 商品先物取引業者は、委託者等から預託を受けて、又はその者の計算において自己が占有する物をその者の書面による同意を得ないで、商品取引契約の趣旨に反して、担保に供し、貸し付け、その他処分してはならない。

2 商品先物取引業者は、前項の規定による書面による同意に代えて、政令で定めるところにより、委託者等の承諾を得て、その占有する物を担保に供し、貸し付け、その他処分することについての同意を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて主務省令で定めるものにより得ることができる。この場合において、当該商品先物取引業者は、当該書面による同意を得たものとみなす。

(顧客財産の分離保管等)

第二百十条 商品先物取引業者は、商品先物取引業により生じた債務の弁済を確保するため、次の各号に掲げる財産については、その保全のため、当該各号に定める措置を講じなければならない。

一 商品市場における取引に関し、委託者から預託を受けた金銭、有価証券その他の物及び委託者の計算に属する金銭、有価証券その他の物(主務省令で定めるものを除く。第三百四条、第三百六条第一項及び第三百十一条第一項において「委託者資産」という。)の価額に相当する財産(第三百条第三号及び第三百九条において「保全対象財産」という。) 委託者保護基金(第二百七十条に規定する委託者保護基金をいう。)に預託すること、商品先物取引業者の固有財産から分離して信託会社等に信託することその他の主務省令で定める措置

(商品先物取引業者が占有する商品等の処分に係る情報通信の技術を利用した同意の取得)

第二十七条 商品先物取引業者は、法第二百九条第二項の規定により、同項に規定する主務省令で定める方法(以下この条において「電磁的方法」という。)により同意を得ようとするときは、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、当該同意を得ようとする相手方に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

2 前項の規定による承諾を得た商品先物取引業者は、当該相手方から書面又は電磁的方法により電磁的方法による同意を行わない旨の申出があつたときは、当該相手方に対し、法第二百九条第二項に規定する同意の取得を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該相手方が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(商品市場における取引に関する財産の分離保管等の措置)

第九十七条 法第二百十条第一号の主務省令で定めるものは、次の各号に掲げるものの価額の合計額に相当する金銭、有価証券その他の物とする。

一 委託者未収金(商品市場における取引等に関し、当該委託者から預託を受けた金銭、有価証券その他の物及び当該委託者の計算に属する金銭(当該委託者の計算による商品市場における取引であつて決済を結了していないものに係る差益金に相当する金銭を除く。)、有価証券その他の物と相殺することができるものに限る。)

二 法第二百三条第一項の規定に基づき商品取引所に預託された取引証拠金(委託者(同項第二号に規定する委託者をいう。))又は取次委託者(同項第四号に規定する取次委託者をいう。次号イ及びロにおいて同じ。)が返還請求権を有するものに限る。)又は法第百

七十九条第一項の規定に基づき商品取引清算機関に預託された取引証拠金（委託者（同項第一号ロに規定する委託者をいう。）、取次委託者（同号ニに規定する取次委託者をいう。次号ハ及びニにおいて同じ。）、清算取次委託者（同項第二号ロに規定する清算取次委託者をいう。）、又は清算取次者に対する委託者（同号ニに規定する清算取次者に対する委託者をいう。次号ハ及びホにおいて同じ。）が返還請求権を有するものに限る。）

三 次に掲げる者に該当するときは、それぞれ次に定めるもの

イ 法第百三条第二項の規定に基づき委託証拠金を預託する取次委託者から商品市場における取引の委託の取次ぎを受託した取次者（同条第一項第二号に規定する取次者をいう。ロにおいて同じ。） 当該委託証拠金

ロ 法第百三条第三項の規定に基づき取次委託者から取次証拠金の預託を受け、同条第二項の規定に基づき会員等に委託証拠金を預託した取次者 当該委託証拠金（当該取次者が預託を受けた当該取次証拠金の額の範囲内に限る。）

ハ 法第百七十九条第二項の規定に基づき委託証拠金を預託する取次委託者から商品市場における取引の委託の取次ぎを受託した取次者（同条第一項第一号ロに規定する取次者をいう。ニにおいて同じ。）又は同条第二項の規定に基づき委託証拠金を預託する清算取次者に対する委託者から商品清算取引の委託の取次ぎの委託の取次ぎを受託した清算取次者（同条第一項第二号ロに規定する清算取次者をいう。ホにおいて同じ。） 当該委託証拠金

ニ 法第百七十九条第三項の規定に基づき取次委託者から取次証拠金の預託を受け、同条第二項の規定に基づき会員等に委託証拠金を預託した取次者 当該委託証拠金（当該取次者が預託を受けた当該取次証拠金の額の範囲内に限る。）

ホ 法第百七十九条第四項の規定に基づき清算取次者に対する委託者から清算取次証拠金の預託を受け、同条第二項の規定に基づき会員等に委託証拠金を預託した清算取次者 当該委託証拠金（当該清算取次者が預託を受けた当該清算取次証拠金の額の範囲内に限る。）

四 法第百三条第七項（法第百七十九条第七項において準用する場合を含む。）に規定する契約を締結し、法第百三条第九項（法第百七十九条第七項及び第八項において準用する場合を含む。）に基づき取引証拠金の預託の猶予を受けた場合にあつては、当該預託の猶予を受けた取引証拠金

五 委託者の計算による商品市場における取引であつて決済を結了していないものに係る差損金（商品市場における取引等に関し、当該委託者から預託を受けた金銭、有価証券その他の物及び当該委託者の計算に属する金銭、有価証券その他の物と相殺すること

ができるものに限る。)

六 委託者の計算による商品市場における取引に係る受渡しの決済のために商品取引所又は商品取引清算機関に預託されている金銭、有価証券その他の物

2 前項の場合において、有価証券の価額は、時価によるものとする。

第九十八条 法第二百十条第一号の主務省令で定める措置（以下「委託者資産保全措置」という。）は、次に掲げるものとする。

一 信託会社又は信託業務を営む金融機関に信託する契約（以下この条、第九十八条の三及び第三百三十九条において「信託契約」という。）を締結すること（次に掲げる要件を満たすものに限る。）。

イ 信託契約は、商品先物取引業者を委託者とし、信託会社又は信託業務を営む金融機関を受託者とし、かつ、当該商品先物取引業者に対し商品市場における取引等を委託した者（以下この号において「取引委託者」という。）を元本の受益者とする。

ロ 信託契約において、当該商品先物取引業者の役員のうちから指定された者（商品先物取引業者が委託者資産保全措置として信託契約を複数締結する場合には、これらの信託契約に係る受益者代理人を同一の者とする。）及び委託者保護基金（当該商品先物取引業者が会員として加入している委託者保護基金に限る。以下この条において同じ。）を受益者代理人とすること。

ハ ロの規定にかかわらず、商品先物取引業者が通知商品先物取引業者（法第三百四条に規定する通知商品先物取引業者をいう。以下同じ。）に該当することとなった場合にあつては、委託者保護基金が特に認める場合を除き、当該委託者保護基金のみを受益者代理人とすること。

ニ 信託財産の運用を次のいずれかの方法に限る金銭信託とすること。ただし、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第六条の規定により元本の補てんの契約をした金銭信託とする場合は、この限りでない。

- (1) 国債その他主務大臣の指定する有価証券の保有
- (2) 主務大臣の指定する銀行その他の金融機関への預金
- (3) その他主務大臣の定める方法

ホ 信託財産の元本の評価額は、当該信託の元本金額とすること。ヘ 信託契約の解除又は一部の解除は、次に掲げる場合において、あらかじめ受益者代理人である委託者保護基金の承認を受けたときでなければ、行つてはならないものとする。

- (1) 信託財産の元本の評価額が信託必要額（当該商品先物取引業者の保全対象財産の額から他の委託者資産保全措置を講じている額を控除した額をいう。）を超過する場合に、当該超過額に相当する金額の範囲内で信託契約の解除又は一部の解除を行おうとする場合

- (2) 他の委託者資産保全措置に変更するために信託契約の解除又は一部の解除を行うとする場合
 - (3) 取引委託者の計算による商品市場における取引についての取引証拠金として商品取引所又は商品取引清算機関に預託するために信託契約の解除又は一部の解除を行うとする場合
 - (4) 取引委託者の計算による商品市場における取引に係る商品取引所又は商品取引清算機関への取引差損金又は受渡し決済代金の支払いを行うために信託契約の解除又は一部の解除を行うとする場合
 - (5) 取引委託者から預託を受けた又は取引委託者の計算に属する金銭、有価証券その他の物を当該取引委託者に支払うために信託契約の解除又は一部の解除を行うとする場合
 - (6) 委託手数料の徴収その他受託に係る商品先物取引業者の取引委託者に対する権利の実行のために信託契約の解約又は一部の解除を行うとする場合
- ト 信託契約の変更は、あらかじめ受益者代理人である委託者保護基金の承認を受けたときでなければ、行ってはならないものとする。
- チ 信託契約に係る元本の受益権の行使は、商品先物取引業者が通知商品先物取引業者に該当することとなった場合その他受益者代理人である委託者保護基金が当該商品先物取引業者の有する取引委託者に対する委託者資産の返還に係る債務の円滑な弁済のために必要と判断した場合に、当該委託者保護基金がすべての取引委託者について一括して行使するものであること。この場合において、当該信託契約は、その目的を達成したものとして終了することを妨げない。
- リ イからチまでに掲げるもののほか、委託者保護基金の業務規程で定める要件
- 二 委託者保護基金に預託する契約を締結すること（次に掲げる要件を満たすものに限る。）
- イ 委託者保護基金に預託された財産（以下この号において「預託財産」という。）のうち有価証券の価額は、時価によるものとする。
- ロ 預託財産の払出しを行える場合は、ハに規定する場合を除き、次に掲げる場合とすること。
- (1) 預託財産の評価額が預託必要額（当該商品先物取引業者の保全対象財産の額から他の委託者資産保全措置を講じている額を控除した額をいう。）を超過する場合に、当該超過額に相当する金額の範囲内で預託財産の払出しを行うとする場合
 - (2) 他の委託者資産保全措置に変更するために預託財産の払出しを行うとする場合
 - (3) 委託者の計算による商品市場における取引についての取引

- 証拠金として商品取引所又は商品取引清算機関に預託するために預託財産の払出しを行うとする場合
- (4) 委託者の計算による商品市場における取引に係る商品取引所又は商品取引清算機関への取引差損金又は受渡し決済代金の支払いを行うために預託財産の払出しを行うとする場合
- (5) 委託者から預託を受けた又は委託者の計算に属する金銭、有価証券その他の物を当該委託者に支払うために預託財産の払出しを行うとする場合
- (6) 委託手数料の徴収その他受託に係る商品先物取引業者の委託者に対する権利の実行のために預託財産の払出しを行うとする場合
- ハ 商品先物取引業者が通知商品先物取引業者に該当することとなつた場合その他委託者保護基金が当該商品先物取引業者の有する委託者に対する委託者資産の返還に係る債務（以下この条及び第百三十九条第一項第三号から第五号までにおいて「委託者債務」という。）の円滑な弁済のために必要と判断した場合に、当該委託者保護基金が当該商品先物取引業者に代わって行う当該商品先物取引業者の委託者債務の弁済（以下この項において「代位弁済」という。）に当該預託財産を充てることができることと。
- ニ ハの場合において、当該商品先物取引業者は、委託者保護基金が代位弁済に充てた後の当該預託財産の残余についてのみ払出しを行うことができること。
- ホ イからニまでに掲げるもののほか、委託者保護基金の業務規程で定める要件
- 三 金融機関に対し、委託者債務の弁済に必要な額の全部又は一部を委託者保護基金に支払うことを委託する契約（以下この号及び第百三十九条第一項第四号において「保証委託契約」という。）を締結すること（次に掲げる要件を満たすものに限る。同号において「保証委託」という。）。
- イ 次に掲げる金融機関に対して委託するものであること。
- (1) 銀行
- (2) 株式会社商工組合中央金庫
- (3) 信用協同組合
- (4) 信用金庫
- (5) 農林中央金庫
- (6) 業として預金又は貯金の受入れをすることができる農業協同組合及び農業協同組合連合会
- (7) 信託会社（信託業法第二十一条第二項の規定に基づき、債務の保証に関する業務を行うことについて内閣総理大臣の承認を受けた者に限る。）
- (8) 保険会社

ロ 保証委託契約の解除又は変更は、あらかじめ委託者保護基金の承認を受けたときでなければ、行つてはならないものとする
こと。

ハ あらかじめ、イに掲げる金融機関が保証委託契約に基づき委託者保護基金に支払うべき額の限度額（以下この号において「支払保証限度額」という。）を定めること。

ニ 商品先物取引業者が通知商品先物取引業者に該当することとなつた場合その他委託者保護基金が当該商品先物取引業者の有する委託者債務の円滑な弁済のために必要と判断した場合に、当該委託者保護基金は、保証委託契約を締結したイに掲げる金融機関に対し、支払保証限度額を限度として、当該委託者債務の弁済に必要と認められる額を当該委託者保護基金に対して支払うことを指示することができること。

ホ イからニまでに掲げるもののほか、委託者保護基金の業務規程で定める要件

四 前二号に掲げる措置のほか、委託者保護基金に対し、商品先物取引業者が有する委託者債務の全部又は一部を当該商品先物取引業者に代わつて弁済することを委託する契約（以下この号及び第百三十九条第一項第五号において「代位弁済委託契約」という。）を締結すること（次に掲げる要件を満たすものに限る。同項第五号において「代位弁済委託」という。）

イ 代位弁済委託契約の解除又は変更は、あらかじめ委託者保護基金の承認を受けたときでなければ、行つてはならないものとする
こと。

ロ あらかじめ、委託者保護基金が当該商品先物取引業者に代わつてその委託者債務の代位弁済を行うべき額の限度額（以下この号において「代位弁済限度額」という。）を定めること。

ハ 商品先物取引業者が通知商品先物取引業者に該当することとなつた場合その他委託者保護基金が当該商品先物取引業者の有する委託者債務の円滑な弁済のために必要と判断した場合に、当該委託者保護基金は、代位弁済限度額を限度として、当該商品先物取引業者に代わつて当該委託者債務を弁済するものである
こと。

ニ イからハまでに掲げるもののほか、委託者保護基金の業務規程で定める要件

2 商品先物取引業者は、前項各号に掲げる契約を締結し、又は変更したときは、遅滞なく、契約書の写しを主務大臣に提出しなければならない。ただし、信託契約を変更した場合にあっては、当該契約を締結した信託会社又は信託業務を営む金融機関が発行する残高証明書を添付するものとする。

3 商品先物取引業者は、第一項各号に掲げる契約を解除しようとするときは、その三十日前にその旨を主務大臣に届け出なければならない

二一 外国商品市場取引及び店頭商品デリバティブ取引に関し、委託者等から預託を受けた金銭、有価証券その他の物及び委託者等の計算に属する金銭、有価証券その他の物（主務省令で定めるものを除く。）の価額に相当する財産（商品先物取引業者の固有財産から分離して信託会社等に信託することその他の主務省令で定める措置）

い。

4 商品先物取引業者は、商品市場における取引につき、委託者から預託を受けた有価証券その他の物及び委託者の計算に属する有価証券その他の物を委託の趣旨に反して、担保として提供し、貸し付け、その他処分してはならない。ただし、委託者の同意を得て、委託者保護基金に預託し、又は次に掲げる金融機関に担保として提供し、若しくは信託する場合は、この限りでない。

一 銀行

二 株式会社商工組合中央金庫

三 信用協同組合

四 信用金庫

五 農林中央金庫

六 業として預金又は貯金の受入れをすることができる農業協同組合及び農業協同組合連合会

七 貸金業法施行令（昭和五十八年政令第百八十一号）第一条の二第四号に掲げる者

八 信託会社又は信託業務を営む金融機関

九 保険会社

（外国商品市場取引及び店頭商品デリバティブ取引に関する財産の分離保管等の措置）

第九十八条の二 法第二百十号第二号の主務省令で定めるものは、次の各号に掲げる取引の区分に応じ、当該各号に定めるものの価額の合計額に相当する金銭、有価証券その他の物とする。

一 外国商品市場取引 外国において第九十七条第一項各号に掲げるものに相当するもの

二 店頭商品デリバティブ取引

イ 当該商品先物取引業者が、預金、貯金又は銀行法第二条第四項に規定する定期積金等（以下「預金等」という。）の受入れを行う金融機関である場合には、委託者等から受け入れた預金等

ロ 委託者等未収金（店頭商品デリバティブ取引に関し、当該委託者等から預託を受けた金銭、有価証券その他の物及び当該委託者等の計算に属する金銭（当該委託者等の計算による店頭商品デリバティブ取引であつて決済を結了していないものに係る差益金に相当する金銭を除く。）、有価証券その他の物と相殺することができるものに限る。）

ハ 委託者等の計算による店頭商品デリバティブ取引であつて決済を結了していないものに係る差損金（店頭商品デリバティブ取引に関し、当該委託者等から預託を受けた金銭、有価証券その他の物及び当該委託者等の計算に属する金銭、有価証券その他の物と相殺することができるものに限る。）

二 商品先物取引業者が委託者等との間において一括清算（金融機関等が行う特定金融取引の一括清算に関する法律（平成十年法律第百八号）第二条第六項に規定する一括清算をいう。）の約定をした基本契約書（同条第五項に規定する基本契約書をいう。以下この二において同じ。）に基づき店頭商品デリバティブ取引を行っている場合において、当該委託者等に一括清算事由（同条第四項に規定する一括清算事由をいう。以下この二において同じ。）が生じた場合に当該基本契約書に基づいて行われている特定金融取引（同条第一項に規定する特定金融取引をいい、当該店頭商品デリバティブ取引を除く。）について当該一括清算事由が生じた時における評価額（同条第六項の評価額をいう。）で当該委託者等の評価額となるものがあるときは、当該評価額（当該基本契約書に基づき店頭商品デリバティブ取引を決済した場合においても委託者等の保護に欠けるおそれがないと認められる場合に限る。）

2 前項の場合において、有価証券の評価額は、時価によるものとする。

第九十八条の三 法第二百十号第二号の主務省令で定める措置は、次の各号に掲げる委託者等の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 個人である委託者等（以下この項において「個人委託者等」という。） 信託契約を締結すること（次に掲げる要件を満たすものに限る。）

イ 信託契約は、商品先物取引業者を委託者とし、信託会社又は信託業務を営む金融機関を受託者とし、かつ、当該商品先物取引業者が行う法第二百二十二項第三号から第五号までに掲げる行為（以下この号において「特定行為」という。）に係る個人委託者等を元本の受益者とする。

ロ 信託契約において、受益者代理人を選任し、当該受益者代理人のうち少なくとも一人の者は、弁護士、弁護士法人、公認会計士、監査法人、税理士、税理士法人又は主務大臣の指定する者（以下この号において「弁護士等」という。）とすること。

ハ 複数の特定信託（商品先物取引業者が個人委託者等を相手方とし、又は個人委託者等のために行う特定行為に係る信託をいう。以下この条において同じ。）を行う場合には、当該複数の特定信託について同一の受益者代理人を選任するものであること。

ニ 商品先物取引業者が次のいずれかに該当することとなった場合には、弁護士等である受益者代理人のみがその権限を行使するものであること（当該弁護士等である受益者代理人が、他の受益者代理人が権限を行使することを認める場合を除く。）。

(1) 法第二百三十五号第三項又は第二百三十六号第一項の規定により法第九十号第一項の許可を取り消されたとき。

- (2) 法第九十条第二項又は第九十七条第二項の規定により法第九十条第一項の許可が効力を失ったとき。
- (3) 破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始又は特別清算開始の申立てを行ったとき（外国法人である場合には、破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始若しくは特別清算開始の申立てを行ったとき、又は本店等の所在する国において当該国の法令に基づき同種類の申立てを行ったとき。）
- (4) 商品先物取引業の廃止（外国法人である場合には、国内におけるすべての営業所又は事務所における商品先物取引業の廃止。以下この(4)において同じ。）をしたとき、若しくは解散（外国法人である場合には、国内における営業所又は事務所の清算の開始。以下この(4)において同じ。）をしたとき、又は法第九十七条第三項の規定による商品先物取引業の廃止若しくは解散の公告をしたとき。
- (5) 法第二百三十六条第一項の規定による業務の停止の命令（同項第七号に該当する場合に限る。）を受けたとき。
- ホ 信託財産の運用を次のいずれかの方法に限る金銭信託とすること。ただし、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第六条の規定により元本の補てんの契約をした金銭信託とする場合は、この限りでない。
- (1) 次に掲げる有価証券の保有
- (i) 国債証券
- (ii) 地方債証券
- (iii) 公社、公庫及び公団の発行する有価証券その他政府がその元利金の支払を保証しているもの
- (iv) 信用金庫法第五十四条の二の四第一項の規定による全国連合会債、長期信用銀行法第八条の規定による長期信用銀行債、農林中央金庫法第六十条の規定による農林債及び株式会社商工組合中央金庫法第三十三条の規定による商工債（同法附則第三十七条の規定により同法第三十三条の規定により発行された商工債とみなされたものを含む。）
- (v) 金融機関の合併及び転換に関する法律（昭和四十三年法律第八十六号）第八條第一項（同法第五十五条第四項において準用する場合を含む。）の規定による特定社債（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第八十七号）第九十九条の規定による改正前の金融機関の合併及び転換に関する法律第十七条の二第一項（同法第二十四条第一項第七号において準用する場合を含む。）の規定による債券を含む。）
- (vi) 貸付信託法（昭和二十七年法律第九十五号）に基づく受益証券で元本補てんの契約のあるもの
- (vii) 担保付社債（償還及び利払の遅延のないものに限る。）

- (viii) 金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）第六十五条第二号イからハまでに掲げる投資信託の受益証券（特定信託必要額（個別特定信託必要額（法第二十条第二号に掲げる財産の額を個人委託者等ごとに算定した額をいう。以下この条において同じ。）の合計額をいう。以下この条において同じ。）の三分の一に相当する範囲内に限る。）
- (2) 次に掲げる金融機関への預金又は貯金（商品先物取引業者が当該金融機関である場合には、自己に対する預金又は貯金を除く。）
- (i) 銀行
- (ii) 信用金庫及び信用金庫連合会並びに労働金庫及び労働金庫連合会
- (iv)(iii) 農林中央金庫及び株式会社商工組合中央金庫
- 信用協同組合及び信用協同組合連合会並びに業として預金又は貯金の受入れをすることができる農業協同組合、農業協同組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合及び水産加工業協同組合連合会
- (3) コールローン
- (4) 受託者である信託業務を営む金融機関に対する銀行勘定貸
- (5) 信託業務を営む金融機関への金銭信託で元本補てんの契約のあるもの
- へ 信託財産の元本の評価額が特定信託必要額に満たない場合には、満たないこととなった日の翌日から起算して二営業日以内に、商品先物取引業者によりその不足額に相当する金銭が信託財産に追加されるものであること。
- ト 商品先物取引業者が信託財産である有価証券の評価額をその時価により算定するものであること（当該特定信託が金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第六条の規定により元本の補てんの契約をした金銭信託である場合を除く。）
- チ 特定信託が金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第六条の規定により元本の補てんの契約をした金銭信託である場合には、その信託財産の元本の評価額を当該金銭信託の元本金額とすること。
- リ 信託契約の全部又は一部の解除は、次に掲げる場合を除き、行つてはならないものとする。
- (1) 信託財産の元本の評価額が特定信託必要額を超過する場合には、当該超過額に相当する金額の範囲内で信託契約の全部又は一部の解除を行おうとする場合
- (2) 他の特定信託に係る信託財産として信託することを目的として信託契約の全部又は一部の解除を行おうとする場合
- ヌ リ(1)又は(2)に掲げる場合に行う信託契約の全部又は一部の解

- 除に係る信託財産は、委託者に帰属させるものであること。
- ル 商品先物取引業者が二(1)から(5)までのいずれかに該当することとなった場合には、弁護士等である受益者代理人が特に認める場合を除き、当該商品先物取引業者が受託者に対して信託財産の運用の指図を行うことができないものであること。
- ヲ 弁護士等である受益者代理人が必要と判断した場合には、個人委託者等の受益権が当該弁護士等である受益者代理人によりすべての個人委託者等について一括して行使されるものであること。
- ワ 個人委託者等の受益権が弁護士等である受益者代理人により一括して行使された場合には、当該受益権に係る信託契約を終了することができるものであること。
- カ 個人委託者等が受益権を行使する場合にそれぞれの個人委託者等に支払われる金額が、当該受益権の行使の日における元本換価額(特定信託に係る信託財産(元本部分に限る。))を換価して得られる額(特定信託が金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第六条の規定により元本の補てんの契約をした金銭信託である場合には、元本額)をいう。ヨにおいて同じ。)に、当該日における特定信託必要額に対する当該個人委託者等に係る個別特定信託必要額の割合を乗じて得た額(当該額が当該個別特定信託必要額を超える場合には、当該個別特定信託必要額)とされていること。
- コ 個人委託者等が受益権を行使する日における元本換価額が特定信託必要額を超過する場合には、当該超過額は委託者等に帰属するものであること。
- 二 個人委託者等以外の委託者等 次に掲げるいずれかの措置
- イ 銀行、協同組織金融機関又は株式会社商工組合中央金庫への預金又は貯金(法第二百十條第二号に掲げる財産であることがその名義により明らかなものに限る。)
- ロ 信託契約を締結すること(次に掲げる要件を満たすものに限る。)
- (1) 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第六条の規定により元本の補てんの契約をした金銭信託であること又は信託会社若しくは信託業務を営む金融機関への金銭信託で信託財産が安全に運用されるものであること。
- (2) 法第二百十條第二号に掲げる財産であることがその名義により明らかであること。
- ハ カバー取引相手方等(商品先物取引業者が委託者等を相手方として行う店頭商品デリバティブ取引により生ずるおそれのある損失を軽減することを目的として、当該委託者等が行った店頭商品デリバティブ取引の対象となる商品又は商品指数及び当該店頭商品デリバティブ取引に係る売買の別その他これらに準

ずる事項が同一となる商品市場における取引、外国商品市場取引又は他の商品先物取引業者その他の者（以下このハ及びニ並びに第三項において「他の商品先物取引業者等」という。）を相手方とした店頭商品デリバティブ取引（以下このハにおいて「カバー取引」という。）を行う場合における当該カバー取引に係る商品取引所、商品取引清算機関、外国商品市場開設者、外国の法令に準拠して設立された法人で外国において商品取引債務引受業と同種類の業務を行う者（以下このハにおいて「外国商品取引清算機関」という。）又は当該カバー取引の相手方となる他の商品先物取引業者等（以下このハにおいて「当該商品先物取引業者が当該カバー取引を行う場合に、当該商品取引所、商品取引清算機関、外国商品市場開設者、外国商品取引清算機関又は他の商品先物取引業者等に当該カバー取引に係る金銭、有価証券その他の物を預託する場合に限る。」）

ニ 媒介等相手方（商品先物取引業者が委託者等のために店頭商品デリバティブ取引の媒介、取次ぎ又は代理を行う場合における当該媒介、取次ぎ又は代理の相手方となる他の商品先物取引業者等をいう。）への預託（当該商品先物取引業者が当該他の商品先物取引業者等を媒介等相手方として店頭商品デリバティブ取引の媒介、取次ぎ又は代理を行う場合に、当該他の商品先物取引業者等に当該店頭商品デリバティブ取引に係る金銭、有価証券その他の物を預託するときに限る。）

2 商品先物取引業者が特定信託の措置を講ずる場合には、当該商品先物取引業者は、個別特定信託必要額及び特定信託必要額を毎日算定しなければならない。

3 商品先物取引業者が第一項第二号ハ又はニに掲げる措置を講ずる場合には、当該商品先物取引業者は、他の商品先物取引業者等に預託した金銭、有価証券その他の物について、定期的にその価額の確認を行わなければならない。

4 商品先物取引業者は、外国商品市場取引及び店頭商品デリバティブ取引に関し、委託者等から有価証券等（有価証券その他の金銭以外の物をいう。以下この項において同じ。）の預託を受けた場合には、第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる有価証券等の区分に応じ、当該各号に定める方法により、当該有価証券等を自己の固有財産と区分して管理することができる。この場合において、当該商品先物取引業者は、法第二百十号第二号に定める措置を講じたものとみなす。

一 商品先物取引業者が保管することにより管理する有価証券等（混蔵して保管される有価証券等を除く。次号において同じ。）委託者等から預託を受けた有価証券等（以下この項において「委託者等有価証券等」という。）の保管場所については自己の固有財産である有価証券等その他の委託者等有価証券等以外の有価証券等（以

下この項において「固有有価証券等」という。)の保管場所と明確に区分し、かつ、当該委託者等有価証券等についてどの委託者等の有価証券等であるかが直ちに判別できる状態で保管することにより管理する方法

二 商品先物取引業者が第三者をして保管させることにより管理する有価証券等 当該第三者をして、委託者等有価証券等の保管場所については固有有価証券等の保管場所と明確に区分させ、かつ、当該委託者等有価証券等についてどの委託者等の有価証券等であるかが直ちに判別できる状態で保管させることにより管理する方法

三 商品先物取引業者が保管することにより管理する有価証券等(混蔵して保管される有価証券等に限る。次号において同じ。) 委託者等有価証券等の保管場所については固有有価証券等の保管場所と明確に区分し、かつ、当該委託者等有価証券等に係る各委託者等の持分が自己の帳簿により直ちに判別できる状態で保管することにより管理する方法

四 商品先物取引業者が第三者をして保管させることにより管理する有価証券等 当該第三者をして、当該商品先物取引業者の委託者等のための口座については当該商品先物取引業者のための口座と区分する方法その他の方法により、委託者等有価証券等に係る持分が直ちに判別でき、かつ、当該委託者等有価証券等に係る各委託者等の持分が当該商品先物取引業者の帳簿により直ちに判別できる状態で保管させることにより管理する方法(外国の第三者をして保管させる場合には、当該外国の法令上当該第三者をして委託者等有価証券等に係る持分と固有有価証券等に係る持分とを区分して保管させることができないうとき、その他当該第三者において委託者等有価証券等に係る持分が直ちに判別できる状態で保管させることができないうことについて特にやむを得ない事由があると認められるときにあつては、当該委託者等有価証券等に係る各委託者等の持分が当該商品先物取引業者の帳簿により直ちに判別できる状態で保管させることにより管理する方法)

五 金融商品取引法第二条第二項の規定により有価証券とみなされる権利その他の有価証券等(前各号に掲げるものを除く。) 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める方法イ 当該権利を行使する際に必要となる当該権利を証する書類その他の書類がある場合 当該書類を有価証券等とみなして前各号に掲げる有価証券等の区分に応じて管理する方法

ロ イに掲げる場合以外の場合 第三者をして当該権利を委託者等有価証券等として明確に管理させ、かつ、その管理の状況が当該商品先物取引業者の帳簿により直ちに把握できる状態で管理する方法

六 商品先物取引業者と委託者等が共有しているため前各号に定め

(純資産額規制比率)

第二百十一条 商品先物取引業者（銀行その他の政令で定める者を除く。以下この条及び第二百三十五条において同じ。）は、純資産額の、その商品デリバティブ取引につき生ずる相場の変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額として主務省令で定めるところにより算定した額に対する比率（以下「純資産額規制比率」という。）を算出し、毎月末及び主務省令で定める場合に、主務大臣に届け出なければならない。

(純資産額規制比率の届出等をすべき者から除かれる者)

第二十八条 法第二百十一条第一項の政令で定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 銀行
- 二 株式会社商工組合中央金庫
- 三 株式会社日本政策投資銀行
- 四 信用金庫及び信用金庫連合会
- 五 信用協同組合及び中小企業等協同組合法第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会
- 六 労働金庫及び労働金庫連合会
- 七 農林中央金庫
- 八 農業協同組合法第十条第一項第三号の事業を行う農業協同組合及び農業協同組合連合会
- 九 保険会社及び保険業法第二条第七項に規定する外国保険会社等

(危険に対応する額の算出)

第九十九条 法第二百十一条第一項の主務省令で定めるところにより算定した額は、次に掲げる額の合計額とする。

- 一 市場リスク相当額（商品市場における相場等に係る変動その他の理由により発生し得る危険に相当する額として主務大臣が定めるところにより算出した額をいう。次項本文及び第百条の二第一項第二号において同じ。）
- 二 取引先リスク相当額（取引の相手方の契約不履行その他の理由により発生し得る危険に相当する額として主務大臣が定めるところにより算出した額をいう。次項本文及び第百条の二第二項第二号において同じ。）
- 三 基礎的リスク相当額（事務処理の誤りその他日常的な業務の遂行上発生し得る危険に相当する額として主務大臣が定めるところにより算出した額をいう。第百条の二第一項第二号において同じ。）
- 四 商品先物取引業者（令第二十八条各号に掲げる者に該当する者を除く。次条において同じ。）は、業務の態様に応じて合理的な方法により、市場リスク相当額及び取引先リスク相当額を、営業日ごとに把握するものとする。ただし、営業日ごとに、金融商品取引業等に関する内閣府令第七十八条第二項の規定に基づき同条第一項第一号に規定する市場リスク相当額及び同項第二号に規定する取引先リスク相当額を把握している金融商品取引業者である商品先物取引業者については、この限りでない。

(純資産額規制比率の届出)

第百条 法第二百十一条第一項に定める毎月末の純資産額規制比率の届出は、第百七十七条第一項第一号の規定により提出する月次報告書をもって行うものとする。

2 金融商品取引業者である商品先物取引業者は、第三十八条、前条及び前項の規定にかかわらず、純資産額として金融商品取引業等に関する内閣府令第七十六条第一項に定める額の合計額から同令第七十七条第一項に定める額の合計額を控除したものを、法第二百十一条第一項の主務省令で定めるところにより算定した額として同令第七十八条第一項に定める額の合計額を、それぞれ用いて純資産額規制比率を算出し、書面（様式第十二号の純資産額規制比率に係る部分の記載と同等以上の内容を有するものに限る。）によりこれを届け出ることができる。

3 法第二百十一条第一項の主務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 2 商品先物取引業者は、純資産額規制比率が百二十パーセントを下回ることのないようにしなければならない。
- 3 商品先物取引業者は、毎年三月、六月、九月及び十二月の末日における純資産額規制比率を記載した書面を作成し、当該末日から一月を経過した日から三月間、すべての営業所又は事務所に備えて置き、公衆の縦覧に供しなければならない。

- 一 純資産額規制比率が百四十パーセントを下回った場合
 - 二 純資産額規制比率が百四十パーセント以上に回復した場合
 - 4 前項第一号に該当することとなった商品先物取引業者は、法第二十一条第一項の規定に基づき、直ちに、その旨を主務大臣に届け出、かつ、営業日ごとに、様式第十号により純資産額規制比率に関する届出書を作成し、遅滞なく、これを主務大臣に提出しなければならない。
 - 5 前項に規定する届出書には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類を添付しなければならない。
 - 一 純資産額規制比率が百四十パーセントを下回った場合（次号に掲げる場合を除く。） 純資産額規制比率の状況を維持するために自らとるべき具体的措置に関する計画書
 - 二 純資産額規制比率が百二十パーセントを下回った場合 純資産額規制比率の状況を回復させるために自らとるべき具体的措置に関する計画書
 - 6 第三項第二号に該当することとなった商品先物取引業者は、法第二十一条第一項の規定に基づき、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。
 - 7 商品先物取引業者は、毎営業日ごとに、純資産額規制比率の状況を適切に把握しなければならない。ただし、毎営業日ごとに、金融商品取引業者等に関する内閣府令第七十九条第六項の規定に基づき金融商品取引法第四十六条の六第一項に規定する自己資本規制比率の状況を適切に把握している金融商品取引業者である商品先物取引業者については、この限りでない。
- (純資産額規制比率の縦覧)
- 第百条の二 商品先物取引業者は、法第二百一十一条第三項の規定により書面を作成するときは、次に掲げる事項を記載しなければならない。
- 一 法第二百一十一条第四項において準用する法第九十九条第七項に規定する純資産額
 - 二 市場リスク相当額、取引先リスク相当額及び基礎的リスク相当額並びにこれらの合計額
 - 三 純資産額規制比率
- 2 補完的項目の額に、劣後債務（第三十八条第一項第九号及び第十号に掲げるものをいう。以下この項において同じ。）の額がある場合には、次に掲げる事項を前項に規定する書面に注記しなければならない。
 - 一 当該劣後債務の金額
 - 二 当該劣後債務の契約日又は発行日
 - 三 当該劣後債務の弁済期日又は償還期日
- 3 金融商品取引業者である商品先物取引業者は、法第二百一十一条第三項の規定により書面を作成するときは、前二項の規定にかかわらず、

4 第九十九条第七項の規定は、第一項の純資産額について準用する。

(のみ行為の禁止)

第二百十二条 商品先物取引業者は、商品市場における取引等の委託又は外国商品市場取引等(外国商品市場取引若しくはその委託の媒介、取次ぎ若しくは代理又は外国商品市場取引のうち商品清算取引に類似する取引の委託の取次ぎ若しくはその委託の媒介、取次ぎ若しくは代理をいう。以下この章において同じ。)の委託を受けたときは、その委託に係る商品市場における取引等をしないで、自己がその相手方となつて取引を成立させてはならない。

(誠実かつ公正の原則)

第二百十三条 商品先物取引業者並びにその役員及び使用人は、顧客に対して誠実かつ公正に、その業務を遂行しなければならない。

(広告等の規制)

第二百十三条の二 商品先物取引業者は、その行う商品先物取引業の内容について広告その他これに類似するものとして主務省令で定める行為をするときは、主務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を表示しなければならない。

- 一 当該商品先物取引業者の商号又は名称
- 二 商品先物取引業者である旨
- 三 商品先物取引業の内容に関する事項であつて、顧客の判断に影響を及ぼすこととなる重要なものとして政令で定めるもの

金融商品取引業等に関する内閣府令第八十条の規定に基づき書面を作成することができる。

(広告類似行為)

第百条の三 法第二百十三条の二各項の主務省令で定める行為は、郵便、信書便(民間事業者による信書の送達に関する法律(平成十四年法律第九十九号)第二条第六項に規定する一般信書便事業者又は同条第九項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第二項に規定する信書便をいう。第二百二十六条の十一において同じ。)、ファクシミリ装置を用いて送信する方法、電子メール(特定電子メールの送信の適正化等に関する法律(平成十四年法律第二十六号)第二条第一号に規定する電子メールをいう。第二百二十六条の十一において同じ。)を送信する方法、ピラ又はパンフレットを配布する方法その他の方法(次に掲げるものを除く。)により多数の者に対して同様の内容で行う情報の提供とする。

- 一 法令又は法令に基づく行政官庁の処分に基づき作成された書類を配布する方法
- 二 商品市場における相場等の分析及び評価に関する資料であつて、商品取引契約の締結の勧誘に使用しないものを配布する方法
- 三 次に掲げるすべての事項のみが表示されている景品その他の物品(口から二までに掲げる事項について明瞭かつ正確に表示されているものに限る。)を提供する方法(当該事項のうち景品その他の物品に表示されていない事項がある場合にあつては、当該景品その他の物品と当該事項が表示されている他の物品とを一体のものとして提供する方法を含む。)
- イ 商品取引契約の名称又は通称
- ロ この号に規定する方法により多数の者に対して同様の内容で行う情報の提供をする商品先物取引業者の商号若しくは名称又は

(顧客の判断に影響を及ぼす重要事項)

第二十九条 法第二百十三条の二第一項第三号の政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 商品取引契約に関して顧客が支払うべき手数料、報酬その他の対価に関する事項であつて主務省令で定めるもの
- 二 商品取引契約に関して顧客が預託すべき取引証拠金等(法第二百七条第一項第一号に規定する取引証拠金をいう。以下この条、次条及び第三十六条において同じ。)がある場合にあつては、その額又は計算方法
- 三 商品取引契約に基づく取引(法第二条第三項第四号に掲げる取引にあつては同号の権利を行使することにより成立する同号イからホまでに掲げる取引をいい、同条第十四項第四号に掲げる取引にあつては同号の権利を行使することにより成立する同号イからニまでに掲げる取引をいい、同項第五号に掲げる取引にあつては同号の権利を行使することにより成立する同号に規定する金銭を授受することとなる取引をいう。第三十六条第三号において同じ。)の額(取引の対価の額又は約定価格若しくは約定数値に、その取引の件数又は数量を乗じて得た額をいう。同号において同じ。)が、当該取引について顧客が預託すべき

取引証拠金等の額を上回る可能性がある場合には、次に掲げる事項

イ 当該取引の額が当該取引証拠金等の額を上回る可能性がある旨

ロ 当該取引の額の当該取引証拠金等の額に対する比率（当該比率を算出することができない場合にあっては、その旨及びその理由）

四 商品市場における相場その他の商品の価格又は商品指数（次条及び第三十六条第四号において「商品市場における相場等」という。）に係る変動により商品取引契約に基づく取引について顧客に損失が生ずることとなるおそれがあり、かつ、当該損失の額が取引証拠金等の額を上回るおそれがある場合には、その旨及びその理由

はこれらの通称

ハ 商品市場における相場等に係る変動により商品取引契約に基づく取引について顧客に損失が生ずることとなるおそれがある場合にあっては、当該おそれがある旨（当該損失の額が取引証拠金等（法第二百七十七条第一号に規定する取引証拠金等をいう。以下同じ。）の額を上回ることとなるおそれがある場合にあっては当該おそれがある旨を含み、これらの事項の文字又は数字がこれらの事項以外の事項の文字又は数字のうち最も大きなものと著しく異なる大きさで表示されているものに限る。）

ニ 法第二百七十七条第一項に規定する書面（以下「契約締結前交付書面」という。）の内容を十分に読むべき旨

四 次に掲げる事項を明瞭かつ正確に表示し、かつ、法第二条第二十二項各号に掲げる行為を行うことによる利益の見込みその他第百条の七で定める事項について、著しく事実と相違するような表示をし、又は著しく人を誤認させるような表示をしていない、放送事業者（放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第二条第二十六号に規定する放送事業者をいい、日本放送協会及び放送大学学園（放送大学学園法（平成十四年法律第百五十六号）第三条に規定する放送大学学園をいう。）を除く。第二百二十六条の十一第四号において同じ。）の放送設備により放送させる方法、商品先物取引業者又は当該商品先物取引業者が行う広告等（広告又はこの条に規定する行為をいう。次条において同じ。）に係る業務の委託を受けた者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を利用して顧客に閲覧させる方法並びに常時又は一定の期間継続して屋内又は屋外で公衆に表示させる方法であつて、看板、立看板、貼紙及び貼札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出させ、又は表示させるもの並びにこれらに類するもの

イ 商品先物取引業者の商号又は名称

ロ 商品先物取引業者である旨

ハ 商品市場における相場等に係る変動により商品取引契約に基づく取引について顧客に損失が生ずることとなるおそれがある場合にあっては、当該おそれがある旨（当該損失の額が取引証拠金等の額を上回ることとなるおそれがある場合にあっては当該おそれがある旨を含み、音声により放送する方法を除き、これらの事項以外の文字又は数字のうち最も大きなものと著しく異なる大きさで表示されているものに限る。）

ニ 契約締結前交付書面の内容を十分に読むべき旨

（商品先物取引業の内容についての広告等の表示方法）

第百条の四 商品先物取引業者がその行う商品先物取引業の内容につい

て広告等をするときは、法第二百十三条の二第一項各号に掲げる事項を明瞭かつ正確に表示しなければならない。

2 商品先物取引業者がその行う商品先物取引業の内容について広告等をするときは、令第二十九条第四号及び次条に掲げる事項の文字又は数字をこれらの事項以外の事項の文字又は数字のうち最も大きいものと著しく異なる大きさで表示するものとする。

(顧客が支払うべき対価に関する事項)

第百条の五 令第二十九条第一号の主務省令で定めるものは、手数料、報酬、費用その他いかなる名称によるかを問わず、商品取引契約に関して顧客が支払うべき対価(受渡しに係る価額、法第二十三条第三項第四号並びに第十四項第四号及び第五号に規定する取引の対価の額並びに取引証拠金等の額を除く。第二百二十六条の十三、第二百二十六条の十五及び第二百二十六条の十六を除き、以下「手数料等」という。)の種類ごとの金額若しくはその上限額又はこれらの計算方法(当該商品取引契約に基づく取引の額(令第二十九条第三号に規定する取引の額をいう。)に対する割合を含む。)の概要及び当該金額の合計額若しくはその上限額又はこれらの計算方法の概要とする。ただし、これらの表示をすることができない場合にあつては、その旨及びその理由とする。

(顧客の判断に影響を及ぼす重要事実)

第百条の六 令第二十九条第五号の主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 商品市場における相場等に係る変動により商品取引契約に基づく取引について顧客に損失が生ずることとなるおそれがある場合(当該損失の額が取引証拠金等の額を上回ることとなるおそれがある場合を除く。)には、その旨及びその理由

二 店頭商品デリバティブ取引について、商品先物取引業者が表示する商品の売付けの価格と買付けの価格(次のイからハまでに掲げる取引の場合にあつては、当該イからハまでに定めるものを含む。)とに差がある場合には、その旨

イ 法第二十四条第二号又は第三号に掲げる取引の場合 現実価格(同条第三項第二号に規定する現実価格をいう。以下同じ。)若しくは現実数値(同条第三項第三号に規定する現実数値をいう。以下同じ。)が約定価格等を上回った場合に金銭を支払う立場の当事者となる取引の約定価格等と当該金銭を受領する立場の当事者となる取引の約定価格等又はこれらに類似するもの

ロ 法第二十四条第四号又は第五号に掲げる取引の場合 同項第四号又は第五号に規定する権利を付与する立場の当事者となる取引の当該権利の対価の額と当該権利を取得する立場の当

五 前各号に掲げる事項に準ずるものとして主務省令で定めるもの

2 商品先物取引業者は、その行う商品先物取引業に関して広告その他これに類似するものとして主務省令で定める行為をするときは、第二条第二十二項各号に掲げる行為を行うことによる利益の見込みその他主務省令で定める事項について、著しく事実と相違する表示をし、又は著しく人を誤認させるような表示をしてはならない。

(不当な勧誘等の禁止)

第二百十四条 商品先物取引業者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- 一 顧客に対し、不確実な事項について断定的判断を提供し、又は確實であると誤認させるおそれのあることを告げて第二百条第一項第二号から第六号までに掲げる勧誘をすること。
- 二 商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げること。

三 商品市場における取引等又は外国商品市場取引等につき、数量、対価の額又は約定価格等その他の主務省令で定める事項についての顧客の指示を受けないでその委託を受けること(当該顧客を相手方とする商品投資顧問契約(商品投資に係る事業の規制に関する法律第二条第二項に規定する商品投資顧問契約をいう。次条及び第二十四条の十六第一号ニにおいて同じ。)に係る業務として行うものその他委託者の保護に欠け、又は取引の公正を害するおそれのないものとして主務省令で定めるものを除く。)

事者となる取引の当該権利の対価の額

ハ 法第二条第十四項第六号に掲げる取引の場合 商品の価格若しくは商品指数が約定した期間に上昇した場合に金銭を支払う立場の当事者となる取引における約定した期間の開始時の当該商品の価格若しくは商品指数と当該商品の価格若しくは商品指数が約定した期間に上昇した場合に金銭を受領する立場の当事者となる取引における約定した期間の開始時の当該商品の価格若しくは商品指数又はこれらに類するもの

三 商品取引契約に関する重要な事項について顧客の不利となる事実がある場合には、当該不利となる事実の内容

四 当該商品先物取引業者が商品先物取引協会に加入している場合には、その旨及び当該商品先物取引協会の名称

(誇大広告をしてはならない事項)

第百条の七 法第二百十三条の二第二項の主務省令で定める事項は次に掲げる事項とする。

- 一 商品取引契約の解除に関する事項
- 二 商品取引契約に係る損失の全部若しくは一部の負担又は利益の保証に関する事項
- 三 商品取引契約に係る損害賠償額の予定(違約金を含む。)に関する事項
- 四 商品取引契約に係る商品市場又は外国商品市場に関する事項
- 五 商品先物取引業者の資力又は信用に関する事項
- 六 商品先物取引業者の商品先物取引業の実績に関する事項
- 七 手数料等の額又はその計算方法、その支払の方法及び時期並びにその支払先に関する事項

(顧客の指示を受けるべき事項)

第百一条 法第二百十四条第三号の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 上場商品構成物品又は上場商品構成物品指数の種類
- 二 取引の種類及び期限
- 三 数量
- 四 対価の額又は約定価格等(指値又は成行の別を含む。)
- 五 売付け又は買付けの別その他これに準ずる事項
- 六 新たな売付け若しくは買付け又は転売若しくは買戻しの別その他これに準ずる事項

七 取引をする日時又は注文の有効期限

(適用除外行為)

第二百二条 法第二百十四条第三号の委託者の保護に欠け、又は取引の公正を害するおそれのないものとして主務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 次のイからニまでに掲げる者のうち外国商品先物取引業者(令第二条第二号に規定する外国商品先物取引業者をいう。)から前条第一号、第二号及び第五号から第七号までに掲げる事項については同意を得た上で、同条第三号及び第四号に掲げる事項については商品先物取引業者が定めることができるものとして商品市場における取引等又は外国商品市場取引等の委託を受ける行為

イ 当該商品先物取引業者が、外国の法人その他の団体の総株主、総社員、総会員、総組合員又は総出資者の議決権(令第九条第一項第三号に規定する議決権をいう。以下この条(ロを除く。)

において同じ。)の百分の五十以上の議決権に係る株式又は出資を自己又は他人の名義をもって所有している場合における当該法人その他の団体(以下この条において「外国子会社」という。)

ロ 当該商品先物取引業者が、外国の法人その他の団体に総株主の議決権(法第八十六条第一項本文に規定する議決権をいう。以下このロにおいて同じ。)の百分の五十以上の議決権に係る株式を自己又は他人の名義をもって所有されている場合における当該法人その他の団体(以下この条において「外国親会社」という。)

ハ 当該商品先物取引業者の外国親会社が、外国の他の法人その他の団体の総株主の議決権の百分の五十以上の議決権に係る株式又は出資を自己又は他人の名義をもって所有している場合における当該他の法人その他の団体

ニ ハに規定する法人その他の団体が、外国の他の法人その他の団体の総株主の議決権の百分の五十以上の議決権に係る株式又は出資を自己又は他人の名義をもって所有している場合における当該他の法人その他の団体

二 非居住者(外国為替及び外国貿易法第六条第一項第六号に規定する非居住者をいう。第二百二十六条において同じ。)である顧客から前条第一号から第三号まで及び第五号から第七号までに掲げる事項については時差を考慮して必要な幅を持たせた同意の範囲内で商品先物取引業者が定めることができるものとして商品市場における取引等又は外国商品市場取引等の委託を受ける行為

三 居住者(外国為替及び外国貿易法第六条第一項第五号に規定する居住者をいう。)である顧客(個人である顧客(以下「個人顧客」という。))を除く。)から前条第一号から第三号まで及び第五号か

ら第七号までに掲げる事項について同意を得た上で、同条第四号に掲げる事項については時差を考慮して必要な幅を持たせた同意の範囲内で商品先物取引業者が定めることができるものとして外国商品市場取引等の委託を受ける行為

四 委託者から資金総額について同意を得た上で、前条各号に掲げる事項のうち指示がないものについては、一定の事実が発生した場合に電子計算機による処理その他のあらかじめ定められた方式に従った処理により決定され、商品先物取引業者がこれらに従って、取引を執行することを内容とする契約を書面（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む。以下この号において同じ。）により締結し、当該契約に基づき商品市場における取引等又は外国商品市場取引等の委託を受ける行為（当該契約の概要その他の参考となるべき事項を記載した書面の交付（当該交付に代えて行う電磁的方法による提供を含む。）を受け、当該事項を理解している委託者から委託を受ける行為に限る。）

五 特定委託者（法第九十七條の四第五項又は第八項の規定により一般顧客とみなされる者を除き、法第九十七條の五第四項又は第六項の規定により特定委託者とみなされる者を含む。次号において同じ。）及び特定当業者（法第九十七條の八第二項において準用する法第九十七條の四第五項又は第八項の規定により一般顧客とみなされる者を除き、法第九十七條の九第二項において準用する法第九十七條の五第四項又は第六項の規定により特定当業者とみなされる者を含む。以下同じ。）から前条各号（第四号を除く。）に掲げる事項について同意を得た上で、同条第四号に掲げる事項については当該同意の時点における相場（当該同意の時点における相場がない場合には、当該同意の直近の時点における相場）を考慮して適切な幅を持たせた同意（次号において「特定同意」という。）の範囲内で商品先物取引業者が定めることができることを内容とする契約に基づき商品市場における取引等又は外国商品市場取引等の委託を受ける行為

六 特定委託者及び特定当業者から前条第一号、第二号及び第五号から第七号までに掲げる事項並びに個別の取引の総額並びに同条第三号又は第四号に掲げる事項の一方について同意（第四号に掲げる事項については、特定同意を含む。）を得た上で、他方については商品先物取引業者が定めることができることを内容とする契約に基づき商品市場における取引等又は外国商品市場取引等の委託を受ける行為

2 前項第一号において、当該商品先物取引業者及びその外国子会社又は当該商品先物取引業者の外国子会社が、外国の他の法人その他の団体の総株主の議決権の百分の五十以上の議決権に係る株式又は出資を自己又は他人の名義をもって所有している場合における当該他

- 四 顧客から商品市場における取引（第二条第三項第一号に掲げる取引に限る。以下この号において同じ。）の委託を受け、その委託に係る取引の申込みの前に自己の計算においてその委託に係る商品市場における当該委託に係る取引と同一の取引を成立させることを目的として、当該委託に係る取引における対価の額より有利な対価の額（買付けについては当該委託に係る対価の額より低い対価の額を、売付けについては当該委託に係る対価の額より高い対価の額をいう。）で商品市場における取引をすること又は顧客から外国商品市場取引（同項第一号に掲げる取引に相当するものに限る。以下この号において同じ。）の委託を受け、その委託に係る取引の申込みの前に自己の計算においてその委託に係る外国商品市場における当該委託に係る取引と同一の取引を成立させることを目的として、当該委託に係る取引における対価の額より有利な対価の額（買付けについては当該委託に係る対価の額より低い対価の額を、売付けについては当該委託に係る対価の額より高い対価の額をいう。）で外国商品市場取引をすること。
- 五 第二百条第一項第二号から第六号までの委託又は申込みを行わないう旨の意思（その委託又は申込みの勧誘を受けることを希望しない旨の意思を含む。）を表示した顧客に対し、同項第二号から第六号までに掲げる勧誘をすること。
- 六 顧客に対し、迷惑を覚えさせるような仕方（第二百条第一項第二号から第六号までに掲げる勧誘をすること。）
- 七 商品取引契約の締結の勧誘に先立って、顧客に対し、自己の商号又は名称及び商品取引契約の締結の勧誘である旨を告げた上でその勧誘を受ける意思の有無を確認することをしないで勧誘すること。
- 八 商品市場における取引等又は外国商品市場取引等につき、顧客に対し、特定の上場商品構成物品等（外国商品市場における上場商品構成物品等に相当するものを含む。）の売付け又は買付けその他これに準ずる取引とこれらの取引と対当する取引（これらの取引から生じ得る損失を減少させる取引をいう。）の数量及び期限を同一にすることを勧めること。

の法人その他の団体も、また、当該商品先物取引業者の外国子会社とみなし、当該商品先物取引業者の外国親会社は、外国の他の法人その他の団体に総株主の議決権の百分の五十以上の議決権に係る株式又は出資を自己又は他人の名義をもって所有されている場合における当該他の法人その他の団体も、また、当該商品先物取引業者の外国親会社とみなす。

3 第一項各号に掲げる行為を行おうとする商品先物取引業者は、当該行為に基づいて行う商品市場における取引等又は外国商品市場取引等が委託者の保護に欠け、又は取引の公正を害することのないよう、十分な社内管理体制をあらかじめ整備しなければならない。

九 商品取引契約（当該商品取引契約の内容その他の事情を勘案し、委託者等の保護を図ることが特に必要なものとして政令で定めるものに限る。以下この号において同じ。）の締結の勧誘の要請をしていない顧客に対し、訪問し、又は電話をかけて、商品取引契約の締結を勧誘すること（委託者等の保護に欠け、又は取引の公正を害すおそれのない行為として主務省令で定める行為を除く。）。

（不招請勧誘が禁止される商品取引契約）

第三十条 法第二百十四条第九号の政令で定めるものは、個人である顧客（以下この条において「個人顧客」という。）を相手方と、又は個人顧客のために法第二十二項第一号から第四号までに掲げる行為を行うことを内容とする商品取引契約（商品市場における相場等に係る変動により当該商品取引契約に基づく取引について当該個人顧客に損失が生ずることとなるおそれがある場合における当該損失の額が、取引証拠金等の額を上回ることとなるおそれがあるものに限る。）及び個人顧客を相手方とし、又は個人顧客のために同項第五号に掲げる行為を行うことを内容とする商品取引契約とする。

（不招請勧誘の禁止の例外）

第二百二条の二 法第二百十四条第九号の主務省令で定める行為は、次の各号に掲げるものとする。

一 商品先物取引業者が、継続的取引関係にある顧客（既に当該商品先物取引業者と次に掲げるいずれかの契約を締結している者（ハ）又は二に掲げる契約を締結している者にあつては、当該契約を最初に締結した日から九十日を経過した場合であつて、かつ、勧誘の日前一年間に二以上の当該契約に係る取引を行った場合又は勧誘の日に未決済の当該契約に係る取引の残高を有する場合に限る。）をいう。以下この条において同じ。）に対し、訪問し、又は電話をかけて、令第三十条に規定する商品取引契約（ハ）又は二に掲げる契約に係る顧客に対しては、当該顧客を相手方とし、又は当該顧客のために法第二十二項第五号に掲げる行為を行うことを内容とする契約を除く。次号において同じ。）の締結を勧誘する行為

イ 令第三十条に規定する商品取引契約

ロ 金融商品取引法施行令第十六条の四第一項に規定する金融商品取引契約

ハ 顧客のために金融商品取引法第二条第八項第二号に規定する有価証券の売買（同法第二条第九項に規定する金融商品取引業者が顧客に信用を供与して行うものに限る。）の媒介、取次ぎ又は代理を行うことを内容とする契約

ニ 顧客のために金融商品取引法第二十一条に規定する市場デリバティブ取引又はその委託の媒介、取次ぎ（同法第二十七項に規定する有価証券等清算取次ぎを除く。）若しくは代理を行うことを内容とする契約

二 商品先物取引業者が、他社契約者である顧客（既に商品先物取引業者又は金融商品取引法第三十四条に規定する金融商品取引業者等と前号イからニまでに掲げるいずれかの契約を締結している者（前号ハ）又は二に掲げる契約を締結している者にあつては、当該契約を最初に締結した日から九十日を経過した場合であつて、かつ、勧誘の日前一年間に二以上の当該契約に係る取引を行った場合又は勧誘の日に未決済の当該契約に係る取引の残高を有する場合に限る。）であつて、継続的取引関係にある顧客以外の顧客をいう。次号において同じ。）に対し、訪問し、又は電話をかけて、令第三十条に規定する商品取引契約の締結を勧誘する行為であつて、次に掲げる全ての事項を条件として行うもの

イ 当該勧誘に先立って、当該商品先物取引業者がその勧誘を受ける意思の有無を確認する際、当該顧客に対し、他社契約者でなければ当該商品取引契約を締結できない旨を説明し、かつ、当該説明を受けたことを当該顧客が証する書面を当該説明の日から十年間保存すること。

ロ 当該商品取引契約を締結するまでの間に、当該商品先物取引業者が、当該顧客が他社契約者であることを自ら申告した書面（以下この号において「申告書面」という。）により確認し、かつ、当該申告書面を当該確認の日から十年間保存すること。

ハ 当該商品先物取引業者が、イ若しくはロの規定に反し、又は申告書面の記載が事実と異なることを知りながら当該商品取引契約を締結して取引を行った場合には、当該商品先物取引業者が、当該取引を自己の計算においてしたものとみなす旨を当該商品取引契約の内容とすること。

三 商品先物取引業者が顧客（継続的取引関係にある顧客及び他社契約者である顧客を除く。）に対し、訪問し、又は電話をかけて、令第三十条に規定する商品取引契約（当該顧客を相手方とし、又は当該顧客のために法第二十二項第三号から第五号までに掲げる行為を行うことを内容とする契約を除く。以下この号において同じ。）の締結を勧誘する行為であつて、次に掲げる全ての事項を条件として行うもの

イ 当該勧誘に先立って、当該商品先物取引業者がその勧誘を受ける意思の有無を確認する際、当該顧客に対し、当該顧客が次に掲げる全ての条件に該当する者でなければ当該商品取引契約を締結できない旨を説明し、かつ、当該説明を受けたことを当該顧客が証する書面を当該説明の日から十年間保存すること。

(1) 六十五歳未満であること。

(2) 主として年金等により生計を維持している者として主務大臣が定める者でないこと。

(3) 次に掲げるいずれかの条件に該当すること。

(i) 年収が八百万円以上又は金融資産（現金、預貯金及び第九十条の十一第四号ロに規定する資産（同号ロ(4)に掲げるものを除く。）に限る。）の合計額（ロ(2)及びハ(2)において「保有金融資産額」という。）が二千万円以上であり、かつ、法第二十七条第一項第一号から第三号までに掲げる事項について適切な理解をしていることが確認できる者であること。

(ii) 次に掲げるいずれかの者（ロ(3)において「資格保有者」という。）であること。

(イ) 弁護士

(ロ) 司法書士

(ハ) 公認会計士

(ニ) 税理士

(ホ) 職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）

第四十六条第二項に規定する技能検定試験（同法第四十条第一項に規定する検定職種がファイナンシャル・プランニングであるものに限る。）に合格した者

(ハ) 金融商品取引法第六十四条に規定する外務員（同法第十二条第三項に規定する認可金融商品取引業協会である日本証券業協会に登録された一種外務員及び特別会員一種外務員並びに一般社団法人金融先物取引業協会に登録された外務員に限る。）

(ト) 公益社団法人証券アナリスト協会が認定する証券アナリスト

ロ 当該商品取引契約を締結するまでの間に、当該商品先物取引業者が、当該顧客がイ(1)から(3)までに掲げる条件に該当することを、次に定める書面により確認し、かつ、当該書面を当該確認の日から十年間保存すること。

(1) イ(1)に掲げる条件については、身分証明書その他の当該顧客の年齢又は生年月日を証する書面

(2) イ(2)に掲げる条件については、当該顧客が年収及び保有金融資産額の内訳を申告した書面（(3)において「年収・金融資産申告書」という。）

(3) イ(3)に掲げる条件については、年収・金融資産申告書及び書面若しくは電子情報処理組織（商品先物取引業者の使用に係る電子計算機と、顧客の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織に限る。第百十一条において同じ。）を使用して行われた試験により適切な理解をしていることが確認できる書面（電子計算機に備えられたファイルに記録された情報を含む。）又は資格証明書その他の当該顧客が資格保有者であることを証する書面

ハ 次に掲げる全ての事項を当該商品取引契約の内容とすること。

(1) 当該商品先物取引業者は、当該商品取引契約を締結した日から十四日以内に、当該商品先物取引業者が当該商品取引契約に係る取引につき、商品取引契約の締結の勧誘を行うこと及び第百一条各号に掲げる事項についての当該顧客の指示を受けることができないこと。

(2) 当該商品先物取引業者は、当該商品取引契約を締結した日から取引の開始日までの間に、当該顧客の年収と保有金融資産額との合計額の三分の一の額を上限とした額（以下「投資上限額」という。）を設定しなければならず、当該商品取引契約締結の日から一年以内にあつては、投資上限額を超えて取引証拠金等を受領することはできず、かつ、取引証拠金等の額が投資上限額に達した場合には、決済を結了しなければならぬこと。

(3) 当該商品先物取引業者が次のいずれかに該当する場合には、当該商品先物取引業者が当該取引を自己の計算においてしたものとなすこと。

十 前各号に掲げるもののほか、委託者等の保護に欠け、又は取引の公正を害するものとして主務省令で定める行為

(禁止行為)

第百三条 法第二百四十四条第十号の主務省令で定める行為は、次の各号

に掲げるものとする。

- (i) イ、ロ若しくはハ(1)若しくは(2)の規定に反し、又はロ(1)から(3)まで掲げる書面の記載が事実と異なることを知りながら、当該商品取引契約を締結し取引を行ったとき。
- (ii) ハ(1)の規定に反し、当該顧客の指示を受け取引を行ったとき。
- (iii) ハ(2)の規定に反し、投資上限額を超えて取引証拠金を受領し、又は決済を結了せずに取引を行ったとき。

一 委託者等の指示を遵守することその他の商品取引契約に基づく委託者等に対する債務の全部又は一部の履行を拒否し、又は不当に遅延させること。

二 故意に、商品市場における取引の受託に係る取引と自己の計算による取引を対当させて、委託者の利益を害することとなる取引をすること。

三 顧客の指示を受けないで、顧客の計算によるべきものとして取引をすること(受託契約準則に定める場合を除く。)

四 商品市場における取引につき、新たな売付け若しくは買付け又は転売若しくは買戻しの別その他これに準ずる事項を偽って、商品取引所に報告すること。

五 商品市場における取引等の委託につき、顧客若しくはその指定した者に対し特別の利益を提供することを約し、又は顧客若しくはその指定した者に対し特別の利益を提供すること(第三者をして特別の利益の提供を約させ、又はこれを提供させることを含む。)

六 商品市場における取引等の委託、外国商品市場取引等の委託又は店頭商品デリバティブ取引若しくはその媒介、取次ぎ若しくは代理(次号及び第八号において「店頭商品デリバティブ取引等」という。)につき、顧客(特定委託者(法第九十七条の四第五項又は第八項の規定により一般顧客とみなされる者を除き、法第九十七条の五第四項(法第九十七条の六第六項において準用する場合を含む。))又は第九十七条の五第六項(法第九十七条の六第六項において準用する場合を含む。))の規定により特定委託者とみなされる者を含む。以下同じ。)及び特定当業者を除く。)に対し、取引単位を告げないで勧誘すること。

七 商品市場における取引等の委託、外国商品市場取引等の委託又は店頭商品デリバティブ取引等につき、決済を結了する旨の意思を表示した委託者等(特定委託者及び特定当業者を除く。)に対し、引き続き当該取引を行うことを勧めること。

八 商品市場における取引等の受託、外国商品市場取引等の受託若

しくは店頭商品デリバティブ取引等又はこれらに係る勧誘に関して、重要な事項について誤解を生ぜしめるべき表示をすること。

九 商品市場における取引等又は外国商品市場取引等につき、特定の上場商品構成物品等（外国商品市場における上場商品構成物品等に相当するものを含む。）の売付け又は買付けその他これに準ずる取引と対当する取引（これらの取引から生じ得る損失を減少させる取引をいう。）であつてこれらの取引と数量又は期限を同一にしないものの委託を、その取引を理解していない顧客（特定委託者及び特定当業者を除く。）から受けること。

十 法第二百十四条第九号に規定する商品取引契約の締結を勧誘する目的があることを顧客（特定委託者及び特定当業者を除く。）にあらかじめ明示しないで当該顧客を集めて当該商品取引契約の締結を勧誘すること。

十一 商品市場における相場若しくは商品市場における相場若しくは取引高に基づいて算出した数値を変動させ、又は取引高を増加させることにより実勢を反映しない作爲的なものとなることを知りながら、商品市場における取引の委託を受けること。

十二 商品市場における取引等、外国商品市場取引等又は店頭商品デリバティブ取引等に関し、受渡状況その他の顧客に必要な情報を適切に通知していないと認められる状況において、商品先物取引業に係る行為を継続すること。

十三 商品先物取引業に係る電子情報処理組織の管理が十分でないと認められる状況にあるにもかかわらず、商品先物取引業を継続すること。

十四 委託を行った商品先物取引仲介業者の商品先物取引仲介業に係る法令に違反する行為を防止するための措置が十分でないと認められる状況にあるにもかかわらず、商品先物取引業を継続すること。

十五 委託を行った商品先物取引仲介業者の商品取引事故につき損失の補てんを行うための適切な措置を講じていないと認められる状況にあるにもかかわらず、商品先物取引業を継続すること。

十六 委託を行った商品先物取引仲介業者に顧客に対する金銭又は有価証券の受渡しを行わせること。

十七 個人顧客を相手方として店頭商品デリバティブ取引を行う場合において、当該個人顧客がその計算において行った店頭商品デリバティブ取引を決済した場合に当該個人顧客に生ずることとなる損失の額が、当該個人顧客との間であらかじめ約した計算方法により算出される額に達する場合に行うこととする店頭商品デリバティブ取引の決済（次号において「ロスカット取引」という。）を行うための十分な管理体制を整備していない状況にあるにもかかわらず、商品先物取引業を継続すること。

十八 個人顧客を相手方として店頭商品デリバティブ取引を行う場

合において、当該店頭商品デリバティブ取引について、ロスカット取引を行っていないと認められる状況にあるにもかかわらず、商品先物取引業を継続すること。

十九 個人顧客を相手方として店頭商品デリバティブ取引を行う場合において、当該商品先物取引業者が当該個人顧客から預託を受けた取引証拠金等の額に当該店頭商品デリバティブ取引を決済した場合に顧客に生ずることとなる利益の額を加え、又は当該店頭商品デリバティブ取引を決済した場合に顧客に生ずることとなる損失の額を減じて得た額（次号及び第四項において「実預託額」という。）が約定時必要預託額に不足するにもかかわらず、直ちに当該個人顧客にその不足額を当該商品先物取引業者に預託させることなく、当該店頭商品デリバティブ取引を行うこと。

二十 個人顧客を相手方として店頭商品デリバティブ取引を行う場合において、その営業日ごとの一定の時刻における当該店頭商品デリバティブ取引に係る取引証拠金等の実預託額が維持必要預託額に不足するにもかかわらず、速やかに当該個人顧客にその不足額を当該商品先物取引業者に預託させることなく、当該店頭商品デリバティブ取引を行うこと。

二十一 顧客から商品市場における取引等の委託を受けようとする際、商品先物取引業者が当該委託に係る上場商品構成物品又は上場商品指数及び期限が同一であるものの取引について、故意に、商品市場における取引等の受託に係る取引と当該商品先物取引業者の自己の計算による取引を対当させる取引（以下この号において「特定取引」という。）を行っているにもかかわらず、当該顧客に対し、次に掲げる事項を説明しないで、当該委託を受けること。
イ 特定取引を行っている旨

ロ 特定取引によって当該委託に係る取引と当該商品先物取引業者の自己の計算による取引が対当した場合には、当該顧客と当該商品先物取引業者との利益が相反するおそれがある旨

二十二 個人顧客を相手方とし、又は個人顧客のために法第二条第二十二項第五号に掲げる行為を業として行う場合において、当該個人顧客（特定委託者を除く。以下この号において同じ。）に対し、当該個人顧客が行う店頭商品デリバティブ取引の売付け又は買付けその他これに準ずる取引と対当する取引（これらの取引から生じ得る損失を減少させる取引をいう。）の勧誘その他これに類似する行為をすること。

二十三 個人顧客を相手方とし、又は個人顧客のために法第二条第二十二項第五号に掲げる行為を業として行う場合において、売付けの価格（価格に相当する事項を含む。）及び買付けの価格（価格に相当する事項を含む。）の双方がある場合に、これらの価格を同時に提示しないこと。

二十四 個人顧客を相手方とし、又は個人顧客のために法第二条第

二十二項第五号に掲げる行為を業として行う場合において、商品先物取引業者が顧客の取引時に表示した価格又は価格に相当する事項を、当該価格又は価格に相当する事項の提示を要求した当該顧客に提示しないこと。

二十五 商品市場における相場若しくは商品市場における相場若しくは取引高に基づいて算出した数値を変動させ、又は取引高を増加させることにより実勢を反映しない作為的なものとなることを知りながら、商品市場における取引の委託を受ける行為を防止するための売買管理が十分でないこと認められる状況にあるにもかかわらず、商品先物取引業を継続すること。

二十六 特定店頭商品オプション取引について、次に掲げる措置を講じていないと認められる状況にあるにもかかわらず、当該特定店頭商品オプション取引を行うこと。

イ 特定店頭商品オプション取引に係る契約を締結しようとするときに、あらかじめ、個人顧客に対し、当該特定店頭オプション取引に係る権利行使価格（一定の方法により定められるもの）にあつては、その算定方法。以下この号において同じ。を提示すること。

ロ 特定店頭商品オプション取引の取引期間及び期限を、個人顧客が、当該取引期間を通じて、権利行使期間、権利行使価格及び商品市場における相場その他の指標の実勢条件に基づき公正な方法により算出された対価の額で、かつ、商品の価値等の分析に基づく投資判断に基づいて、特定店頭商品オプション取引に係る権利の取得及び付与その他の取引を行うために必要かつ適切なものとする。

二十七 前条第二号又は第三号の規定に掲げる行為により商品取引契約を締結した場合において、当該商品取引契約の内容及び同条第二号ハ又は第三号ハ(1)から(3)までに掲げる事項に反して取引を行うこと。

二十八 当該商品先物取引業者の役員又は使用人による職務の執行が法に適合することを確保するための体制を整備していないと認められる状況にあるにもかかわらず、前条第二号又は第三号に掲げる行為を行うこと。

2 前項第十九号及び第二十号の取引証拠金等は、有価証券をもって充てることできる。

3 商品先物取引業者が預託を受けるべき取引証拠金等の全部又は一部が前項の規定により有価証券をもって充用される場合におけるその充用価格は、第三十九条各項の規定により、いずれか一の商品取引所又は商品取引清算機関が定める額とする。

4 第一項第十九号及び第二十号の実預託額、同項第十九号の約定時必要預託額並びに同項第二十号の維持必要預託額は、複数の店頭商品デリバティブ取引について個人顧客ごとに一括して算出することが

できる。この場合における同項第十九号の規定の適用については、同号中「当該店頭商品デリバティブ取引を決済した場合」とあるのは「当該個人顧客が行っている店頭商品デリバティブ取引を決済した場合」と、「加え、又は」とあるのは「加え」とする。

5 第一項第十九号の「約定時必要預託額」とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額に百分の五を乗じて得た額をいう。ただし、当該各号の店頭商品デリバティブ取引がこれらの取引に係る権利が行使された場合に個人顧客が一定額の金銭を支払うこととなるものである場合において、当該取引について算出するときは、当該金銭の額をいう。

一 当該額を、個人顧客が行おうとする店頭商品デリバティブ取引のみについて算出する場合 当該店頭商品デリバティブ取引の額（当該店頭商品デリバティブ取引が法第二十四条第四号又は第五号に掲げる取引であって、個人顧客がこれらの号に掲げる取引に係る権利を取得する立場の当事者になるものである場合には、零。次項第一号において同じ。）

二 当該額を、個人顧客が行おうとする店頭商品デリバティブ取引と、当該店頭商品デリバティブ取引を行おうとする際に既に行っている他の店頭商品デリバティブ取引について一括して算出する場合 これらの店頭商品デリバティブ取引の額の合計額から法第二十四条第四号又は第五号に掲げる取引（個人顧客がこれらの号に掲げる取引に係る権利を取得する立場の当事者になるものに限る。次項第二号において同じ。）に係る店頭商品デリバティブ取引の額を減じて得た額

6 第一項第二十号の「維持必要預託額」とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額に百分の五を乗じて得た額をいう。ただし、当該各号の店頭商品デリバティブ取引がこれらの取引に係る権利が行使された場合に個人顧客が一定額の金銭を支払うこととなるものである場合において、当該取引について算出するときは、当該金銭の額をいう。

一 当該額を、個人顧客が行う各店頭商品デリバティブ取引ごとに算出する場合 当該各店頭商品デリバティブ取引の額

二 当該額を、個人顧客が行う複数の店頭商品デリバティブ取引について一括して算出する場合 当該複数の店頭商品デリバティブ取引の額の合計額から法第二十四条第四号又は第五号に掲げる取引に係る店頭商品デリバティブ取引の額を減じて得た額

7 第一項第二十六号の「特定店頭商品オプション取引」とは、店頭商品デリバティブ取引であって、法第二十四条第四号に掲げる取引（同号に規定する権利を行使することにより成立する取引が同項第二号又は第三号に掲げる取引であるものに限る。）又は同項第五号に掲げる取引のうち、これらの取引に係る権利が行使された場合に一定額の金銭を授受することとなるものをいう。

8 第五項第二号及び第六項第二号に掲げる場合において、顧客が同一の商品又は商品指数について商品の売付け等及び商品の買付け等を行っているとときは、これらに係る店頭商品デリバティブ取引の額のうちいずれか少くない額を当該同一の商品又は商品指数に係る店頭商品デリバティブ取引の額とすることができる。

9 第五項、第六項及び前項の「店頭商品デリバティブ取引の額」とは、次の各号に掲げる店頭デリバティブ取引の区分に応じ、当該各号に定める額をいう。

一 法第十四項第四号又は第五号に掲げる取引以外の店頭商品デリバティブ取引 当該店頭商品デリバティブ取引に係る商品の価格又は商品指数の数値にその取引の件数又は数量を乗じて得た額

二 法第十四項第四号又は第五号に掲げる取引 これらの号に規定する権利を行使することにより成立する取引に係る商品の価格又は商品指数の数値にその取引の件数又は数量を乗じて得た額

10 第八項の「商品の売付け等」とは、次に掲げる取引をいう。

一 商品の売付け

二 法第十四項第二号又は第三号に掲げる取引（現実価格は現実数値が約定価格等を上回った場合に金銭を支払う立場の当事者となるものに限る。）

11 第八項の「商品の買付け等」とは、次に掲げる取引をいう。

一 商品の買付け

二 法第十四項第二号又は第三号に掲げる取引（現実価格又は現実数値が約定価格等を上回った場合に金銭を受領する立場の当事者となるものに限る。）

（商品投資顧問契約に係る業務を行う場合の禁止行為）

第二百三十三条の二 法第十四条の二第二号の主務省令で定める行為は、商品投資顧問契約に係る取引を結了させ、又は反対売買を行わせるため、その旨を説明することなく当該商品投資顧問契約を締結している顧客以外の者に対して商品デリバティブ取引を勧誘する行為とする。

（商品投資顧問契約に係る業務を行う場合の禁止行為）

第二百三十三条の二 法第十四条の二第二号の主務省令で定める行為は、商品投資顧問契約に係る取引を結了させ、又は反対売買を行わせるため、その旨を説明することなく当該商品投資顧問契約を締結している顧客以外の者に対して商品デリバティブ取引を勧誘する行為とする。

（商品投資顧問契約に係る業務を行う場合の禁止行為）

第二百三十四条の二 商品先物取引業者は、商品投資顧問契約に係る業務を行う場合には、次に掲げる行為をしてはならない。

一 商品投資顧問契約に係る業務に関する情報を利用して、自己の計算において商品デリバティブ取引を行い、又は商品取引契約の締結を勧誘すること。

二 前号に掲げるもののほか、委託者等の保護に欠け、又は取引の公正を害するものとして主務省令で定める行為

（損失補てん等の禁止）
第二百三十四条の三 商品先物取引業者は、次に掲げる行為をしてはならない。

一 商品デリバティブ取引（取引の公正を害するおそれがないものとして政令で定める取引を除く。以下この条において同じ。）につき、

当該商品デリバティブ取引について顧客（信託会社等が、信託契約に基づいて信託をする者の計算において、商品デリバティブ取引を行う場合にあつては、当該信託をする者を含む。以下この条において同じ。）に損失が生ずることとなり、又はあらかじめ定めた額の利益が生じないこととなつた場合には自己又は第三者がその全部又は一部を補てんし、又は補足するため当該顧客又は第三者に財産上の利益を提供する旨を、当該顧客又はその指定した者に対し、申し込み、若しくは約束し、又は第三者に申し込みませ、若しくは約束させる行為

二 商品デリバティブ取引につき、自己又は第三者が当該商品デリバティブ取引について生じた顧客の損失の全部若しくは一部を補てんし、又はこれらについて生じた顧客の利益に追加するため当該顧客又は第三者に財産上の利益を提供する旨を、当該顧客又はその指定した者に対し、申し込み、若しくは約束し、又は第三者に申し込みませ、若しくは約束させる行為

三 商品デリバティブ取引につき、当該商品デリバティブ取引について生じた顧客の損失の全部若しくは一部を補てんし、又はこれらについて生じた顧客の利益に追加するため、当該顧客又は第三者に対し、財産上の利益を提供し、又は第三者に提供させる行為

商品先物取引業者の顧客は、次に掲げる行為をしてはならない。

一 商品デリバティブ取引につき、商品先物取引業者又は第三者との間で、前項第一号の約束をし、又は第三者に当該約束をさせる行為（当該約束が自己がし、又は第三者にさせた要求による場合に限る。）

二 商品デリバティブ取引につき、商品先物取引業者又は第三者との間で、前項第二号の約束をし、又は第三者に当該約束をさせる行為（当該約束が自己がし、又は第三者にさせた要求による場合に限る。）

三 商品デリバティブ取引につき、商品先物取引業者又は第三者から、前項第三号の提供に係る財産上の利益を受け、又は第三者に当該財産上の利益を受けさせる行為（前二号の約束による場合であつて当該約束が自己がし、又は第三者にさせた要求による場合及び当該財産上の利益の提供が自己がし、又は第三者にさせた要求による場合に限る。）

三 第一項の規定は、同項各号の申込み、約束又は提供が事故（第二十二一条第二項の主務省令で定める事故をいう。以下この項及び次項において同じ。）による損失の全部又は一部を補てんするために行うものである場合については、適用しない。ただし、第一項第二号の申込み又は約束及び同項第三号の提供にあつては、その補てんに係る損失が事故に起因するものであることにつき、当該商品先物取引業者があらかじめ主務大臣の確認を受けている場合その他主務省令で定める場合に限る。

（事故の確認を要しない場合）

第百三条の三 法第二百四十四條の三第三項ただし書の主務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 裁判所の確定判決を得ている場合

二 裁判所の和解（民事訴訟法（平成八年法律第九号）第二百七十五條第一項に定めるものを除く。第百二十六條の二十第一項第二号及び第百六十九條第一項第二号において同じ。）が成立している場合

三 民事調停法（昭和二十六年法律第二百二十二号）第十六條に規定する調停が成立している場合又は同法第十七條の規定により裁判所の決定が行われ、かつ、同法第十八條第一項に規定する期間

- 内に異議の申立てがない場合
- 四 商品取引所の仲介、商品先物取引協会の苦情の解決、あっせん若しくは調停又は主務大臣が指定する団体のあっせんによる和解が成立している場合
- 五 弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）第三十三条第一項に規定する会則若しくは当該会則の規定により定められた規則に規定する機関におけるあっせんによる和解が成立している場合又は当該機関における仲裁判断がされている場合
- 六 消費者基本法（昭和四十三年法律第七十八号）第十九条第一項若しくは第二十五条に規定するあっせんによる和解が成立している場合又は同条に規定する合意による解決が行われている場合
- 七 認証紛争解決事業者（裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成十六年法律第五十一号）第二条第四号に規定する認証紛争解決事業者をいい、商品先物取引業に係る紛争が同法第六条第一号に規定する紛争の範囲に含まれるものに限る。第二百二十六条の二十第一項第七号及び第六十九条第一項第六号において同じ。）が行う認証紛争解決手続（同法第二条第三号に規定する認証紛争解決手続をいう。第二百二十六条の二十第一項第七号及び第六十九条第一項第六号において同じ。）による和解が成立している場合
- 八 和解が成立している場合であつて、次に掲げるすべての要件を満たす場合
- イ 当該和解の手続について弁護士又は司法書士（司法書士法（昭和二十五年法律第九十七号）第三条第一項第七号に掲げる事務を行う場合に限る。第二百二十六条の二十第一項第八号イ及び第六十九条第一項第七号イにおいて同じ。）が顧客を代理していること。
- ロ 当該和解の成立により商品先物取引業者が顧客に対して支払をすることとなる額が千万円（イの司法書士が代理をする場合にあつては、司法書士法第三条第一項第七号に規定する額。第二百二十六条の二十第一項第八号ロ及び第六十九条第一項第七号ロにおいて同じ。）を超えないこと。
- ハ ロの支払が事故（法第二百二十一条第二項本文に規定する事故をいう。以下この条から第三百三条の五までにおいて同じ。）による損失の全部又は一部を補てんするために行われるものであることをイの弁護士又は司法書士が調査し、確認したことを証する書面が商品先物取引業者に交付されていること。
- 九 商品先物取引業者の代表者、代理人、使用人その他の従業員（以下「代表者等」という。）が第一百十二条第一項各号に掲げる行為により顧客に損失を及ぼした場合で、一日の取引において顧客に生じた損失について顧客に対して申し込み、約束し、又は提供する財産上の利益が十万円に相当する額を上回らないとき。

十 商品先物取引業者の代表者等が第一百二十二条第一項第三号又は第四号に掲げる行為により顧客に損失を及ぼした場合（法第二百二十二条に規定する帳簿又は顧客の注文の内容の記録により事故であることが明らかである場合に限る。）

2 前項第九号の利益は、第一百二十二条第一項各号に掲げる行為の区分ごとに計算するものとする。この場合において、同項第三号及び第四号に掲げる行為の区分に係る利益の額については、前項第十号に掲げる場合において申し込み、約束し、又は提供する財産上の利益の額を控除するものとする。

3 商品先物取引業者は、第一項第四号（商品先物取引協会の苦情の解決及び主務大臣の指定する団体のあっせんによる和解に限る。）及び第五号から第十号までに掲げる場合において、法第二百二十四条の第三項ただし書の確認を受けず、顧客に対し、財産上の利益を提供する旨を申し込み、若しくは約束し、又は財産上の利益を提供したときは、その申込み若しくは約束又は提供をした日の属する月の翌月末日までに、第二百三条の五各号に掲げる事項を、主務大臣に報告しなければならない。ただし、当該報告をする者が、商品先物取引協会の会員である場合にあつては、商品先物取引協会を経由しなければならない。

（事故の確認申請手続）

第二百三条の四 法第二百二十四条の第三項ただし書の確認を受けようとする者は、同条第五項の規定による申請書及び書類を、主務大臣に提出しなければならない。ただし、当該確認を受けようとする者が、商品先物取引協会の会員である場合にあつては、商品先物取引協会を経由しなければならない。

（確認申請書の記載事項）

第二百三条の五 法第二百二十四条の三第五項の主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 商品先物取引業者の商号又は名称

二 事故の発生した本店、支店その他の営業所又は事務所の名称及び所在地

三 確認を受けようとする事実に関する次に掲げる事項

イ 事故となる行為に係る代表者等の氏名又は部署の名称

ロ 顧客の氏名及び住所（法人にあつては、商号又は名称、本店又は主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）

ハ 事故の概要

ニ 補てんに係る顧客の損失が事故に起因するものである理由

4 第二項の規定は、同項第一号又は第二号の約束が事故による損失の全部又は一部を補てんする旨のものである場合及び同項第三号の財産上の利益が事故による損失の全部又は一部を補てんするため提供されたものである場合については、適用しない。

5 第三項ただし書の確認を受けようとする者は、主務省令で定めるところにより、その確認を受けようとする事実その他の主務省令で定める事項を記載した申請書に当該事実を証するために必要な書類として主務省令で定めるものを添えて主務大臣に提出しなければならない。

(適合性の原則)
第二百五十五条 商品先物取引業者は、顧客の知識、経験、財産の状況及び商品取引契約を締結する目的に照らして不相当と認められる勧誘を行つて委託者等の保護に欠け、又は欠けることとなるおそれがないように、商品先物取引業を行わなければならない。

(受託契約準則への準拠)

第二百十六条 商品先物取引業者は、商品市場における取引等の受託については、商品取引所の定める受託契約準則によらなければならない。

(商品取引契約の締結前の書面の交付)

第二百十七条 商品先物取引業者は、商品取引契約を締結しようとするときは、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、顧客に対し次に掲げる事項を記載した書面を交付しなければならない。

一 当該商品取引契約に基づく取引(第二条第三項第四号に掲げる取引にあつては同号の権利を行使することにより成立する同号イからホまでに掲げる取引をいい、同条第十四項第四号に掲げる取引にあつては同号の権利を行使することにより成立する同号イからニまでに掲げる取引をいい、同項第五号に掲げる取引にあつては同号の権利を行使することにより成立する同号に規定する金銭を授受することとなる取引をいう。)の額(取引の対価の額又は約定価格若しくは約定数値に、その取引の件数又は数量を乗じて得た額をいう。)
が、当該取引について顧客が預託すべき取引証拠金、取次証拠金又は清算取次証拠金その他の保証金その他主務省令で定めるもの(以下この項及び第二百二十条の二第一項において「取引証拠金等」という。)の額を上回る可能性がある場合にあつては、次に掲げる事項

イ 当該取引の額が当該取引証拠金等の額を上回る可能性がある旨
ロ 当該取引の額の当該取引証拠金等の額に対する比率(当該比率を算出することができない場合にあつては、その旨及びその理由)
二 商品市場における相場その他の商品の価格又は商品指数に係る変動により当該商品取引契約に基づく取引について当該顧客に損失が

ホ 申込み若しくは約束又は提供をしようとする財産上の利益の額

四 その他参考となるべき事項

(確認申請書の添付書類)

第二百三條の六 法第二百十四條の三第五項の主務省令で定めるものは、顧客が前条各号に掲げる事項の内容を確認したことを証明する書類その他参考となるべき資料とする。

2 前項の規定は、法第二百十四條の三第五項の規定による申請書が同条第一項第二号の申込みに係るものである場合には、適用しない。

生ずることとなるおそれがあり、かつ、当該損失の額が取引証拠金等の額を上回ることとなるおそれがある場合には、その旨

三 前二号に掲げるもののほか、当該商品取引契約に関する事項であつて、顧客の判断に影響を及ぼすこととなる重要なものとして政令で定めるもの

四 前三号に掲げるもののほか、当該商品取引契約の概要その他の主務省令で定める事項

(商品取引契約の締結前に交付すべき書面の共通記載事項等)
第百四条 法第二百七条第一項第四号の主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 当該商品先物取引業者の商号又は名称

二 当該商品先物取引業者の本店又は主たる事務所の名称及び所在地

三 商品先物取引業者である旨

四 契約締結前交付書面の内容を十分に読むべき旨

五 当該商品取引契約の概要

六 商品市場における相場等に係る変動により当該商品取引契約に基づく取引について顧客に損失が生ずることとなるおそれがある場合(当該損失の額が取引証拠金等の額を上回ることとなるおそれがある場合を除く。)には、その旨及びその理由

七 前号の損失の額が取引証拠金等の額を上回ることとなるおそれがある場合には、その理由

八 当該商品先物取引業者その他の者の業務又は財産の状況の変化により当該商品取引契約に基づく取引について顧客に損失が生ずることとなるおそれがある場合(当該損失の額が取引証拠金等の額を上回ることとなるおそれがある場合を除く。)には、次に掲げる事項

イ 当該者

ロ 当該者の業務又は財産の状況の変化により顧客に損失が生ずることとなるおそれがある旨及びその理由

九 前号の損失の額が取引証拠金等の額を上回ることとなるおそれがある場合には、次に掲げる事項

イ 当該者

ロ 当該者の業務又は財産の状況の変化により当該損失の額が取引証拠金等の額を上回ることとなるおそれがある旨及びその理由

十 取引証拠金等の種類及びその額又は計算方法、取引証拠金等に充当することができる財産の種類及び充当価格その他これに準ずるもの並びに顧客が取引証拠金等を預託する時期及び方法並びに返還を受ける時期及び方法

十一 商品市場における相場等に係る変動により追加的に取引証拠金等を預託する必要が生ずることとなるおそれがある場合には、その旨

十二 手数料等の種類ごとの金額若しくはその上限額又はこれらの計算方法及び当該金額の合計額若しくはその上限額又はこれらの

- 計算方法（これらの事項を記載することができない場合には、その旨及びその理由）
- 十三 顧客から手数料等を徴収する時期及び方法
- 十四 当該商品取引契約に基づく取引に基づいて発生する債務の履行の方法及び当該商品取引契約に基づく取引を決済する方法
- 十五 当該商品取引契約に基づく取引が商品市場における取引等又は外国商品市場取引等（法第二百十二条に規定する外国商品市場取引等をいう。）である場合には、これらの取引に係る商品取引所又は外国商品市場開設者の名称又は商号
- 十六 当該商品取引契約に基づく取引が店頭商品デリバティブ取引である場合であつて、商品先物取引業者が表示する商品の売付けの価格と買付けの価格（次のイからハまでに掲げる取引の場合にあつては、当該イからハまでに定めるものを含む。）とに差がある場合には、その旨
- イ 法第二百十四条第二号又は第三号に掲げる取引の場合 現実価格が約定価格等を上回った場合に金銭を支払う立場の当事者となる取引の約定価格等と当該金銭を受領する立場の当事者となる取引の約定価格等又はこれらに類似するもの
- ロ 法第二百十四条第四号又は第五号に掲げる取引の場合 同項第四号又は第五号に規定する権利を付与する立場の当事者となる取引の当該権利の対価の額と当該権利を取得する立場の当事者となる取引の当該権利の対価の額
- ハ 法第二百十四条第六号に掲げる取引の場合 商品の価格若しくは商品指数が約定した期間に上昇した場合に金銭を支払う立場の当事者となる取引における約定した期間の開始時の当該商品の価格若しくは商品指数と当該商品の価格若しくは商品指数が約定した期間に上昇した場合に金銭を受領する立場の当事者となる取引における約定した期間の開始時の当該商品の価格若しくは商品指数又はこれらに類するもの
- 十七 当該商品取引契約の終了の事由がある場合には、その内容
- 十八 当該商品取引契約に関する租税の概要
- 十九 当該商品取引契約に基づく取引の手続に関する事項
- 二十 当該商品取引契約に基づく取引に関する主要な用語及びその他の基礎的な事項
- 二十一 当該商品先物取引業者が行う商品先物取引業の内容及び方法の概要
- 二十二 顧客が当該商品先物取引業者に連絡する方法
- 二十三 当該商品先物取引業者が加入している商品先物取引協会の名称
- 2
- 一の商品デリバティブ取引について二以上の商品先物取引業者が法第二百十七条第一項の規定により顧客に対し契約締結前交付書面を交付しなければならない場合において、いずれか一の商品先物取引

業者が前項各号に掲げる事項を記載した契約締結前交付書面を交付したときは、他の商品先物取引業者は、同項の規定にかかわらず、契約締結前交付書面に同項各号に掲げる事項（当該一の商品デリバティブ取引に係る事項に限る。）を記載することを要しない。ただし、当該他の商品先物取引業者が顧客のために法第二条第二十二項各号に規定する代理のいずれかを業として行う場合には、この限りでない。

（個人顧客を相手方とし、又は個人顧客のために法第二条第二十二項第五号に掲げる行為を行うことを内容とする商品取引契約に係る契約締結前交付書面の記載事項の特則）

第百五条 その締結しようとする商品取引契約が個人顧客を相手方とし、又は個人顧客のために法第二条第二十二項第五号に掲げる行為を行うことを内容とするものである場合における法第二百七条第一項第四号の主務省令で定める事項は、前条第一項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項とする。

一 当該商品先物取引業者が個人顧客を相手方として行う店頭商品デリバティブ取引により生ずるおそれのある損失を軽減することを目的として、当該個人顧客が行った店頭商品デリバティブ取引の対象となる商品若しくは商品指数及び当該店頭商品デリバティブ取引に係る売買の別その他これらに準ずる事項が同一となる商品市場における取引、外国商品市場取引又は他の商品先物取引業者その他の者（以下この号及び次号において「他の商品先物取引業者等」という。）を相手方として行う店頭商品デリバティブ取引（以下この号において「カバ―取引」という。）を行う場合には、当該カバ―取引に係る商品取引所若しくは外国商品市場開設者の名称若しくは商号（外国商品市場開設者の名称又は商号にあつては、日本語により翻訳して表示したものを含む。）又は当該カバ―取引の相手方となる他の商品先物取引業者等の商号、名称若しくは氏名及びその業務内容（当該他の商品先物取引業者等が外国人である場合には、その商号、名称又は氏名を日本語により翻訳して表示したもの及び当該他の商品先物取引業者等が監督を受けている外国の当局の名称を含む。）

二 当該商品先物取引業者が個人顧客のために店頭商品デリバティブ取引の媒介、取次ぎ又は代理を行う場合には、当該媒介、取次ぎ又は代理の相手方となる他の商品先物取引業者等（以下この号において「媒介等相手方」という。）の商号、名称又は氏名及びその業務内容（当該媒介等相手方が外国人である場合には、その商号、名称又は氏名を日本語により翻訳して表示したもの及び当該媒介等相手方が監督を受けている外国の当局の名称を含む。）

三 商品先物取引業者が個人顧客を相手方とし、又は個人顧客のために法第二条第二十二項第五号に掲げる行為を業として行う場合

2 商品先物取引業者は、前項の規定による書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、当該顧客の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて主務省令で定めるものにより提供することができる。この場合において、当該書面に記載すべき事項を当該方法により提供した商品先物取引業者は、当該書面を交付したものとみなす。

(商品先物取引業者の説明義務及び損害賠償責任)
第二百十八条 商品先物取引業者は、商品取引契約を締結しようとする

(商品取引契約の締結前の書面等に係る情報通信の技術を利用した提供又は通知)

第三十一条 商品先物取引業者は、法第二百七条第二項（法第二百二十条第二項及び第二百二十条の二第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により法第二百七条第二項に規定する事項を提供し、又は通知しようとするときは、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、当該事項の提供又は通知の相手方に対し、その用いる同項に規定する情報通信の技術を利用する方法（次項において「電磁的方法」という。）の種類及び内容を示し、書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて主務省令で定めるもの（次項において「書面等」という。）による承諾を得なければならぬ。

2 前項の規定による承諾を得た商品先物取引業者は、当該相手方から書面等により電磁的方法による提供又は通知を受けない旨の申出があつたときは、当該相手方に対し、法第二百七条第二項に規定する事項の提供又は通知を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該相手方が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

における禁止行為に関する事項

四 法第二百十條第二号の規定に基づく措置に関する事項
2 前条第二項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同条第二項中「前項各号」とあるのは、「第二百五条第一項各号」と読み替えるものとする。

(契約締結前交付書面の記載方法)

第百六条 契約締結前交付書面には、法第二百七条第一項各号に掲げる事項を日本工業規格Z八三〇五に規定する八ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて明瞭かつ正確に記載しなければならない。ただし、次に掲げる事項にあつては、枠の中に日本工業規格Z八三〇五に規定する十二ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて明瞭かつ正確に記載しなければならない。

一 法第二百七条第一項第二号に掲げる事項

二 第百四条第一項第六号から第九号までに掲げる事項及び同項第十二号に掲げる事項の概要

三 第百五条第一項一号及び第四号に掲げる事項

2 前項本文の規定にかかわらず、契約締結前交付書面には、第百四条第一項第四号に掲げる事項を日本工業規格Z八三〇五に規定する十二ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて当該契約締結前交付書面の最初に平易に記載するものとする。

(説明の方法)
第百七条 商品先物取引業者は、法第二百十八条第一項の規定により顧

場合には、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、顧客に対し、前条第一項各号に掲げる事項について説明をしなければならない。

2 前項の説明は、顧客の知識、経験、財産の状況及び当該商品取引契約を締結しようとする目的に照らして、当該顧客に理解されるために必要な方法及び程度によるものでなければならない。

3 一の商品取引契約の締結について二以上の商品先物取引業者又は商品先物取引業者の委託を受けた商品先物取引仲介業者（以下この項において「商品先物取引業者等」という。）が第一項又は第二十四条の十八第一項本文の規定により顧客に対し前条第一項各号に掲げる事項について説明をしなければならない場合において、いずれか一の商品先物取引業者等が当該事項について説明をしたときは、他の商品先物取引業者等は、第一項又は第二十四条の十八第一項本文の規定にかかわらず、当該事項について説明をすることを要しない。ただし、当該他の商品先物取引業者等が政令で定める者である場合は、この限りでない。

4 商品先物取引業者は、顧客に対し第一項の規定により説明をしなければならない場合において、第二十四条（第一号に係る部分に限る。）の規定に違反したとき、又は前条第一項第一号から第三号までに掲げる事項について説明をしなかつたときは、これによつて当該顧客の当該商品取引契約につき生じた損害を賠償する責めに任ずる。

（取引態様の事前明示義務等）

第二百十九条 商品先物取引業者は、商品取引契約を締結しようとするときは、あらかじめ、顧客に対し自己が行う行為につき、第二条第二十二項各号のいずれに該当するかを別を明らかにしなければならない。

2 商品先物取引業者は、顧客から店頭商品デリバティブ取引に関する注文を受けようとするときは、あらかじめ、その者に対し自己がその相手方となつて当該取引を成立させるか、又は媒介し、取次ぎし、若しくは代理して当該取引を成立させるかの別を明らかにしなければならない。

客に対して説明をしようとするときは、当該説明に先立って、当該顧客に対し契約締結前交付書面を交付しなければならない。

（商品デリバティブ取引における説明を要しない場合）

第百八条 一の商品デリバティブ取引について二以上の商品先物取引業者が法第二十八条第一項の規定により顧客に対し法第二十七條第一項各号に掲げる事項について説明をしなければならない場合において、いずれか一の商品先物取引業者が当該事項について説明をしたときは、他の商品先物取引業者は、法第二十八条第一項の規定にかかわらず、当該事項（当該一の商品デリバティブ取引に係る事項に限る。）について説明をすることを要しない。ただし、当該他の商品先物取引業者が顧客のために法第二十二項各号に規定する代理のいずれかを業として行う場合には、この限りでない。

(取引の成立の通知)

第二百二十条 商品先物取引業者は、その商品取引契約に係る取引が成立したときは、遅滞なく、書面をもつて、成立した取引の種類ごとの数量及び対価の額又は約定価格等並びに成立の日その他の主務省令で定める事項を委託者等に通知しなければならない。ただし、その商品取引契約の内容その他の事情を勘案し、当該書面を委託者等に交付しなくても公益又は委託者等の保護に欠けるおそれがないと認められるものとして主務省令で定める場合は、この限りでない。

(取引の成立の際の通知すべき事項)

- 第百九条 法第二百二十条第一項本文の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。
- 一 成立した取引の対象となる商品又は商品指数（上場商品構成物品、商品の価格の公表主体その他の取引の対象を特定するものを含む。次号及び第十号において同じ。）ごとの数量又は件数
 - 二 成立した取引の対象となる商品又は商品指数ごとの対価の額又は約定価格等（当該成立した取引が既に成立していた取引を決済するために行われたものである場合には、当該既に成立していた取引の対価の額又は約定価格等を含む。）
 - 三 成立した取引につき、委託者等の指示を受けた日時
 - 四 成立の日時
 - 五 当該商品先物取引業者の商号又は名称
 - 六 当該商品先物取引業者の本店又は主たる事務所の名称及び所在地
 - 七 委託者等の氏名又は名称
 - 八 委託者等が当該商品先物取引業者に連絡する方法
 - 九 成立した取引の種類
 - 十 成立した取引の対象となる商品又は商品指数
 - 十一 成立した取引の期限
 - 十二 売付け又は買付けの別（次のイからハまでに掲げる取引の場合にあつては、当該イからハまでに定める取引の別）
 - イ 法第二条第三項第二号及び第三号に掲げる取引（これらの取引に類似する外国商品市場取引を含む。）並びに同条第十四項第二号及び第三号に掲げる取引の場合 現実価格若しくは現実数値が約定価格等を上回った場合に金銭を支払う立場の当事者となる取引又は金銭を受領する立場の当事者となる取引
 - ロ 法第二条第三項第四号に掲げる取引（これに類似する外国商品市場取引を含む。）並びに同条第十四項第四号及び第五号に掲げる取引の場合 これらの号に規定する権利を付与する立場の当事者となる取引又は当該権利を取得する立場の当事者となる取引
 - 十三 法第二条第三項第五号及び第六号に掲げる取引（これらの取引に類似する外国商品市場取引を含む。）並びに同条第十四項第六号に掲げる取引の場合 商品の価格若しくは商品指数が約定した期間に上昇した場合に金銭を支払う立場の当事者となる取引又は金銭を受領する立場の当事者となる取引
 - 十四 成立した取引に係る取引証拠金等の種類及び金額（個別の成立した取引ごとに取引証拠金を計算できない場合又は商品取引契約に係る取引に係る取引証拠金その他の保証金に係る契約を個別の取引ごとに締結していない場合にあつては、その旨及び当該

取引証拠金等の額の計算方法)

十四 手数料等に関する事項

十五 委託者等が支払うこととなる金銭の額及び計算方法又は委託者等が受け取ることとなる金銭の額及び計算方法

十六 成立した取引が商品市場における取引又は外国商品市場取引である場合には、当該取引に係る商品取引所又は外国商品市場開設者の名称又は商号

十七 法第二百十條各号の規定に基づく措置に関する事項

2 商品先物取引業者は、商品市場における取引又は外国商品市場取引(以下この項において「商品市場等における取引」という。)であつて、注文・清算分離行為(商品取引所又は外国商品市場開設者の定めるところに従い、会員等が行つた商品市場等における取引に係る売付け又は買付け(当該商品市場等における取引が次の各号に掲げる取引の場合にあつては、当該各号に定める取引。以下この項において同じ。を将来に向かって消滅させ、同時に、当該消滅させた商品市場等における取引に係る売付け又は買付けと同一内容の商品市場等における取引に係る売付け又は買付けが他の会員等の名において新たに発生する行為をいう。以下同じ。))が行われた取引が成立した場合には、前項第十四号に掲げる事項には、注文執行会員等(注文・清算分離行為が行われたことにより、商品市場等における取引に係る売付け又は買付けがその名において将来に向かって消滅した会員等をいう。以下同じ。))及び清算執行会員等(注文・清算分離行為が行われたことにより、商品市場等における取引に係る売付け又は買付けがその名において新たに発生した会員等をいう。以下同じ。))が委託者等から直接受領する手数料等を記載するものとする。

一 法第二條第三項第二号及び第三号に掲げる取引(これらの取引に類似する外国商品市場取引を含む。))並びに同條第十四項第二号及び第三号に掲げる取引の場合 現実価格若しくは現実数値が約定価格等を上回つた場合に金銭を支払う立場の当事者となる取引又は金銭を受領する立場の当事者となる取引

二 法第二條第三項第四号に掲げる取引(これに類似する外国商品市場取引を含む。))並びに同條第十四項第四号及び第五号に掲げる取引の場合 これらの号に規定する権利を付与する立場の当事者となる取引又は当該権利を取得する立場の当事者となる取引

三 法第二條第三項第五号及び第六号に掲げる取引(これらの取引に類似する外国商品市場取引を含む。))並びに同條第十四項第六号に掲げる取引の場合 商品の価格若しくは商品指数が約定した期間に上昇した場合に金銭を支払う立場の当事者となる取引又は金銭を受領する立場の当事者となる取引

3 一の商品デリバティブ取引について二以上の商品先物取引業者が法第二百十條第一項本文の規定により委託者等に通知しなければならない場合において、いずれか一の商品先物取引業者が第一項各号

に掲げる事項を通知したときは、他の商品先物取引業者は、同項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる事項（当該一の商品デリバティブ取引に係る事項に限る。）を通知することを要しない。ただし、当該他の商品先物取引業者が委託者等のために法第二十二條第二十二項各号に規定する代理のいづれかを業として行う場合には、この限りでない。

（取引の成立の通知を要しない場合等）

第百九條の二 法第二十二條第一項ただし書の主務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 店頭商品デリバティブ取引が成立した場合であつて、当該店頭商品デリバティブ取引が成立したときに当該店頭商品デリバティブ取引の条件を記載した契約書を交付するものであるとき。

二 注文・清算分離行為が行われた場合であつて、法第二十二條第一項本文の規定により通知すべき事項を注文執行会員等が委託者等に通知することに代えて清算執行会員等が通知することにつき、あらかじめ当該委託者等、注文執行会員等及び清算執行会員等の間で書面により合意しているとき。

2 商品先物取引業者は、前項第一号の契約書の交付に代えて、次項に定めるところにより、委託者等の承諾を得て、当該契約書に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電磁的方法（第九十條の三第一項第一号ニに掲げる方法を除く。以下この条において同じ。）により提供することができる。この場合において、当該商品先物取引業者は、当該契約書を交付したものとみなす。

3 商品先物取引業者は、前項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、委託者等に対し、その用いる第九十條の三第一項第一号イからハまで又は同項第二号に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は情報通信の技術を利用する方法による承諾を得なければならない。

4 前項の規定による承諾を得た商品先物取引業者は、委託者等から書面又は情報通信を利用する方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該委託者等に対し、記載事項の提供を情報通信を利用する方法によつてしてはならない。ただし、当該委託者等が再び同項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

5 第九十條の三第二項（第三号ロ及び第四号を除く。）の規定は、第二項の電磁的方法による提供について準用する。この場合において、同條第二項第三号中「に掲げられた取引を最後に行つた」とあるのは、「を記録した」と読み替へるものとする。

6 第三項及び第四項の「情報通信の技術を利用する方法」とは、次に掲げる方法とする。

一 第九十條の三第三項に規定する電子情報処理組織を使用する方

2 第二百七十七条第二項の規定は、前項の規定による書面による通知について準用する。この場合において、同条第二項中「顧客」とあるのは「委託者等」と、「提供する」とあるのは「通知する」と、「提供した」とあるのは「通知した」と、「当該書面を交付したもの」とあるのは「当該書面による通知をしたもの」と読み替えるものとする。

(取引証拠金等の受領に係る書面の交付)

第二百二十条の二 商品先物取引業者は、その行う商品先物取引業に関して委託者等が預託すべき取引証拠金等を受領したときは、委託者等に対し、直ちに、主務省令で定めるところにより、その旨を記載した書面を交付しなければならない。

法のうちに掲げるもの

イ 商品先物取引業者の使用に係る電子計算機と委託者等の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 商品先物取引業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された委託者等の承諾に関する事項を電気通信回線を通じて当該委託者等の閲覧に供し、当該商品先物取引業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該委託者等の承諾に関する事項を記載する方法

二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに委託者等の承諾に関する事項を記録したものを得る方法

7 前項各号に掲げる方法は、商品先物取引業者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならない

(取引の成立の通知及び取引証拠金等の受領に係る情報通信の技術を利用する方法の準用)

第一百十條 第九十條の三(第一項第一号二、第二項第三号ロ及び第四号を除く。)の規定は、法第二百二十條第二項及び第二百二十條の二第二項において法第二百七十七條第二項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、第九十條の三第二項第三号中「に掲げられた取引を最後に行つた日」とあるのは、「を記録した日」と読み替えるものとする。

(取引証拠金等の受領に係る書面の交付)

第一百十條の二 法第二百二十條の二第一項の主務省令で規定する書面には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 当該商品先物取引業者の商号又は名称

二 委託者等が当該商品先物取引業者に連絡する方法

三 委託者等の氏名又は名称

四 当該商品先物取引業者が取引証拠金等を受領した日付

五 当該取引証拠金等の金銭又は有価証券等(有価証券その他の金銭以外の財産をいう。以下この号において同じ。)の別並びに当該取引証拠金等有価証券等であるときは、その種類(有価証券にあつては銘柄)、数量及び充用価格

六 当該取引証拠金等に係る取引が商品市場における取引等又は外国商品市場取引等である場合には、当該取引に係る商品取引所又は外国商品市場開設者の名称又は商号

2 前項の書面には、日本工業規格Z八三〇五に規定する八ポイント以

2 第二百七十七條第二項の規定は、前項の規定による書面の交付について準用する。この場合において、同条第二項中「顧客」とあるのは、「委託者等」と読み替えるものとする。

(金融商品の販売等に関する法律の準用)
第二百二十条の三 金融商品の販売等に関する法律（平成十二年法律第百一号）第六條から第九條までの規定は、商品先物取引業者が行う商品取引契約の締結について準用する。この場合において、同法第六條第一項中「前条」とあるのは「商品先物取引法第二十八條第四項」と、同項及び同法第七條中「重要事項について説明をしなければ」と又は断定的判断の提供等を行ったこと」とあるのは「商品先物取引法第二十四條（第一号に係る部分に限る。）の規定に違反したことが又同法第二十七條第一項第一号から第三号までに掲げる事項について説明をなかったこと」と、同法第九條第二項第一号中「当該金融商品の販売に係る契約」とあるのは「商品取引契約」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(勧誘方針の策定を要しない者等)

第三十二條 法第二百二十条の三の規定により準用する金融商品の販売等に関する法律（平成十二年法律第百一号）第九條第一項ただし書に規定する政令で定める者は、法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人（総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四條第十五号の規定の適用を受けない法人を除く。第三十九條第一項において同じ。）であつて国又は地方公共団体の全額出資に係る法人とする。

2 法第二百二十条の三の規定により準用する金融商品の販売等に関する法律第九條第三項に規定する政令で定める方法は、商品先物取引業者の本店又は主たる事務所（外国の法令に準拠して設立された法人又は外国に住所を有する者にあつては、国内における主たる営業所又は事務所。以下「本店等」という。）において勧誘方針を見やすいように掲示する方法又は勧誘方針を閲覧に供する方法及び次の各号に掲げる場合に該当するときは、当該各号に定める方法とする。

一 商品先物取引業者が、その本店等以外の支店その他の営業所又は事務所（外国の法令に準拠して設立された法人又は外国に住所を有する者にあつては、国内における従たる営業所又は事務所。以下「支店等」という。）において商品取引契約の締結を行う場合、商品取引契約の締結を行う支店等ごとに、勧誘方針を見やすいように掲示する方法又は勧誘方針を閲覧に供する方法

二 商品先物取引業者が、公衆によつて直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に無線通信又は有線電気通信の送信を行うこと（以下この号及び第三十九條第二項第二号において「自動送信」という。）により商品取引契約の締結を行う場合（前号に掲げる場合に該当する場合を除く。） 勧誘方針を自動送信する方法

上の大きさの文字及び数字を用いなければならない。
3 第一項の規定は、法第二百二十条の二第一項の規定による取引証拠金等の受領が、金融機関を介しての受領であり、委託者等から書面による同意が得られた場合にあつては、適用しない。
4 第四十一條第三項から第七項までの規定は、前項の書面による同意について準用する。

(禁止行為等の適用除外)

第二百二十条の四 次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める者が特定委託者である場合には、適用しない。ただし、公益又は特定委託者の保護のため支障を生ずるおそれがあるものとして主務省令で定める場合は、この限りでない。

一 第二百十三号の二、第二百十四号第五号、第七号及び第九号並びに第二百十五号 商品先物取引業者が行う第二百条第一項第二号から第六号までの勧誘の相手方

二 第二百九号、第二百十四号第八号及び第二百七条から前条まで 商品先物取引業者が申込みを受け、又は締結した商品取引契約の相手方

2 次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める者が特定当事者である場合には、適用しない。ただし、公益又は特定当事者の保護のため支障を生ずるおそれがあるものとして主務省令で定める場合は、この限りでない。

一 第二百十三号の二、第二百十四号第五号、第七号及び第九号並びに第二百十五号 商品先物取引業者が行う第二百条第一項第二号から第六号までの勧誘の相手方

二 第二百九号、第二百十四号第八号及び第二百七条から前条まで 商品先物取引業者が申込みを受け、又は締結した商品取引契約の相手方

(商品取引責任準備金)

第二百二十一条 商品先物取引業者は、主務省令で定めるところにより、商品デリバティブ取引の取引高に応じ、商品取引責任準備金を積み立てなければならない。

(商品先物取引業者が行う商品取引契約の締結について準用する金融商品の販売等に関する法律の規定の読替え)

第三十三条 法第二百二十条の三の規定により商品先物取引業者が行う商品取引契約の締結について金融商品の販売等に関する法律第九条第一項の規定を準用する場合には、同項中「場合又は特定顧客のみを顧客とする金融商品販売業者等である場合」とあるのは、「場合」と読み替えるものとする。

(公益又は特定委託者等の保護のため支障を生ずるおそれがあるもの)

第一百十号の三 法第二百二十条の四第一項ただし書及び第二項ただし書の主務省令で定める場合は、次の各号に掲げる規定の適用について当該各号に定める場合とする。

一 法第二百二十条 委託者等からの個別の取引に関する照会に対して速やかに回答できる体制が整備されていない場合

二 法第二百二十条の二 委託者等からの個別の取引証拠金等の受領に関する照会に対して速やかに回答できる体制が整備されていない場合

(商品取引責任準備金の積立て)

第一百一十号 法第二百二十一条第一項の規定により積み立てる商品取引責任準備金の金額は、次の各号に掲げる金額のうちいずれか低い金額とする。

一 次のイからチまでに掲げる金額の合計額

イ 各事業年度における法第二条第三項第一号に規定する取引(自己の計算による取引及びホに掲げる取引を除く。)の取引金額に事故率(当該事業年度開始日前三年以内に開始した各事業年度における事故(次条第一項各号に規定する事故をいう。)による支払額(商品先物取引業者が、特定委託者及び特定当事者から商品市場における取引等(商品清算取引を除く。以下この条において同じ。)の委託を受ける場合並びに電子情報処理組織を使

用して勧誘を伴わずに商品市場における取引等の委託を受ける場合の取引に係る支払額を除く。)の合計額の、法第二条第三項第一号から第三号に規定する取引の取引金額と同項第四号に規定する取引の対価の額の合計額(自己の計算による取引並びに商品先物取引業者が、特定委託者及び特定当業者から商品市場における取引等における取引等の委託を受ける場合並びに電子情報処理組織を使用して勧誘を伴わずに商品市場における取引等の委託を受ける場合の取引金額及び取引の対価の額を除く。)に占める割合をいう。以下この条において同じ。)を乗じた金額と取引金額の百万分の一に相当する金額とのいずれか大きい金額(既に積み立てられた商品取引責任準備金の金額(法第二百一十一条第二項の規定により使用された金額がある場合には、当該金額を控除した金額。次号において同じ。))が千円に満たない場合には、当該いずれか大きい金額に、千円から当該商品取引責任準備金の金額及びロからチまでに掲げる金額を控除した金額を事故率に二を乗じて得た率と百万分の二とのいずれか大きい率で除して計算した金額(当該計算した金額が当該事業年度の取引金額を超える場合には、当該事業年度の当該取引金額。以下この号において同じ。))に事故率を乗じた金額と当該除して計算した金額の百万分の一に相当する金額とのいずれか大きい金額を加算した金額)

ロ 各事業年度における法第二条第三項第二号に規定する取引(自己の計算による取引及びへに掲げる取引を除く。)の取引金額に事故率を乗じた金額と当該取引金額の百万分の一に相当する金額とのいずれか大きい金額

ハ 各事業年度における法第二条第三項第三号に規定する取引(自己の計算による取引及びトに掲げる取引を除く。)の取引金額に事故率を乗じた金額と当該取引金額の百万分の一に相当する金額とのいずれか大きい金額

ニ 各事業年度における法第二条第四号に規定する取引(自己の計算による取引及びチに掲げる取引を除く。)の対価の額の合計額に事故率を乗じた金額と当該対価の額の合計額の十万分の一に相当する金額とのいずれか大きい金額

ホ 各事業年度における法第二条第三項第一号に規定する取引のうち、商品先物取引業者が、特定委託者及び特定当業者から商品市場における取引等の委託を受ける場合並びに電子情報処理組織を使用して勧誘を伴わずに商品市場における取引等の委託を受ける場合の取引金額の合計額の百万分の一に相当する金額

ヘ 各事業年度における法第二条第三項第二号に規定する取引のうち、商品先物取引業者が、特定委託者及び特定当業者から商品市場における取引等の委託を受ける場合並びに電子情報処理組織を使用して勧誘を伴わずに商品市場における取引等の委託

- を受ける場合の取引金額の合計額の百万分の一に相当する金額
- ト 各事業年度における法第二条第三項第三号に規定する取引のうち、商品先物取引業者が、特定委託者及び特定当業者から商品市場における取引等の委託を受ける場合並びに電子情報処理組織を使用して勧誘を伴わずに商品市場における取引等の委託を受ける場合の取引金額の合計額の百万分の一に相当する金額
- チ 各事業年度における法第二条第三項第四号に規定する取引のうち、商品先物取引業者が、特定委託者及び特定当業者から商品市場における取引等の委託を受ける場合並びに電子情報処理組織を使用して勧誘を伴わずに商品市場における取引等の委託を受ける場合の対価の額の合計額の百万分の一に相当する金額
- 二 次のイからチまでに掲げる金額の合計額と千万円とのいずれか大きい金額からリに掲げる金額を控除した金額
- イ 各事業年度及び当該事業年度開始の日前二年以内に開始した各事業年度のうち法第二条第三項第一号に規定する取引（自己の計算による取引及びホに掲げる取引を除く。）の取引金額（これらの事業年度のうち一年に満たないものがある場合には、当該事業年度の当該取引金額を当該事業年度の月数で除し、これに十二を乗じて計算した金額。以下同じ。）の最も多い事業年度における当該取引金額の十万分の六・二五に相当する金額
- ロ 各事業年度及び当該事業年度開始の日前二年以内に開始した各事業年度のうち法第二条第三項第二号に規定する取引（自己の計算による取引及びヘに掲げる取引を除く。）の取引金額の最も多い事業年度における当該取引金額の十万分の六・二五に相当する金額
- ハ 各事業年度及び当該事業年度開始の日前二年以内に開始した各事業年度のうち法第二条第三項第三号に規定する取引（自己の計算による取引及びトに掲げる取引を除く。）の取引金額の最も多い事業年度における当該取引金額の十万分の六・二五に相当する金額
- ニ 各事業年度及び当該事業年度開始の日前二年以内に開始した各事業年度のうち法第二条第三項第四号に規定する取引（自己の計算による取引及びチに掲げる取引を除く。）の対価の額の合計額の最も高い事業年度における当該合計額の万分の六・二五に相当する金額
- ホ 各事業年度及び当該事業年度開始の日前二年以内に開始した各事業年度のうち法第二条第三項第一号に規定する取引のうち、商品先物取引業者が、特定委託者及び特定当業者から商品市場における取引等の委託を受ける場合並びに電子情報処理組織を使用して勧誘を伴わずに商品市場における取引等の委託を受ける場合の取引金額の合計額の最も高い事業年度における当該合計額の百万分の一に相当する金額

へ 各事業年度及び当該事業年度開始の日前二年以内に開始した各事業年度のうち法第二十条第三項第一号に規定する取引のうち、商品先物取引業者が、特定委託者及び特定当業者から商品市場における取引等の委託を受ける場合並びに電子情報処理組織を使用して勧誘を伴わずに商品市場における取引等の委託を受ける場合の取引金額の合計額の最も高い事業年度における当該合計額の百万分の二に相当する金額

ト 各事業年度及び当該事業年度開始の日前二年以内に開始した各事業年度のうち法第二十条第三項第二号に規定する取引のうち、商品先物取引業者が、特定委託者及び特定当業者から商品市場における取引等の委託を受ける場合並びに電子情報処理組織を使用して勧誘を伴わずに商品市場における取引等の委託を受ける場合の取引金額の合計額の最も高い事業年度における当該合計額の百万分の二に相当する金額

チ 各事業年度及び当該事業年度開始の日前二年以内に開始した各事業年度のうち法第二十条第三項第四号に規定する取引のうち、商品先物取引業者が、特定委託者及び特定当業者から商品市場における取引等の委託を受ける場合並びに電子情報処理組織を使用して勧誘を伴わずに商品市場における取引等の委託を受ける場合の対価の額の合計額の最も高い事業年度における当該合計額の十万分の二に相当する金額

リ 既に積み立てられた商品取引責任準備金の金額

2

前項の場合において、法第二十条第二十二項第一号又は第二号に掲げる行為を開始した事業年度から三事業年度以内に積み立てられるべき商品取引責任準備金の金額は、同項第一号中「に事故率（当該事業年度開始日前三年以内に開始した各事業年度における事故（次条第一項各号に規定する事故をいう。）による支払額（商品先物取引業者が、特定委託者及び特定当業者から商品市場における取引等（商品清算取引を除く。以下この条において同じ。）の委託を受ける場合並びに電子情報処理組織（商品先物取引業者の使用に係る電子計算機と、顧客の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用して勧誘を伴わずに商品市場における取引等の委託を受ける場合の取引に係る支払額を除く。）の合計額」、法第二十条第三項第一号から第三号に規定する取引の取引金額と同項第四号に規定する取引の対価の額の合計額（自己の計算による取引並びに商品先物取引業者が、特定委託者及び特定当業者から商品市場における取引等の委託を受ける場合並びに電子情報処理組織を使用して勧誘を伴わずに商品市場における取引等の委託を受ける場合の取引金額及び取引の対価の額を除く。）に占める割合をいう。以下この条において同じ。）を乗じた金額と取引金額の百万分の一に相当する金額とのいずれか大きい金額」とあるのは「の十万分の三に相当する金額」

2 前項の商品取引責任準備金は、第二条第二十二項各号に掲げる行為に関して生じた事故であつて主務省令で定めるものによる損失の補てんに充てる場合のほか、使用してはならない。ただし、主務大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

と、「当該いずれか大きい金額」とあるのは「当該相当する金額」と、「事故率に二を乗じて得た率と百万分の二とのいずれか大きい率」とあるのは「十万分の六」と、「に事故率を乗じた金額と当該除して計算した金額の百万分の一に相当する金額とのいずれか大きい金額」とあるのは「十万分の三に相当する金額」と、「に事故率を乗じた金額と当該取引金額の百万分の一に相当する金額とのいずれか大きい金額」とあるのは「十万分の三に相当する金額」と、「に事故率を乗じた金額と当該対価の額の合計額の十万分の一に相当する金額とのいずれか大きい金額」とあるのは、「の万分の三に相当する金額」とする。

(商品取引事故)

第百十二条 法第二百一十一条本文の主務省令で定める事故は、法第二十二項各号に掲げる行為につき、商品先物取引業者の代表者等が、当該商品先物取引業者の業務に関し、次に掲げる行為を行うことにより顧客に損失を及ぼしたものとす。

一 委託者等の注文内容について確認しないで、当該委託者等の計算による商品デリバティブ取引を行うこと。

二 取引の条件及び商品市場における相場等に係る変動について顧客を誤認させるような勧誘をすること。

三 委託者等の注文の執行において、過失により事務処理を誤ること。

四 電子情報処理組織の異常により、委託者等の注文の執行を誤ること。

五 その他法令に違反する行為を行うこと。

2 前項の規定にかかわらず、法第二百四十条の十七において準用する法第二百四十四条の三第三項の場合の法第二百一十一条第二項の主務省令で定める事故は、商品先物取引仲介業につき、商品先物取引仲介業者又はその代表者等が、当該商品先物取引仲介業者の業務に関し、次に掲げる行為を行うことにより顧客に損失を及ぼしたものとす。

一 委託者等の注文内容について確認しないで、当該委託者等の計算による商品デリバティブ取引の媒介を行うこと。

二 取引の条件及び商品市場における相場等に係る変動について顧客を誤認させるような勧誘をすること。

三 委託者等の注文の媒介において、過失により事務処理を誤ること。

四 電子情報処理組織の異常により、委託者等の注文の媒介を誤ること。

五 その他法令に違反する行為を行うこと。

3 第一項の規定にかかわらず、法第三百四十九条第三項において準用する法第二百四十四条の三第三項の場合の法第二百一十一条第二項の

(帳簿の作成等)

第二百二十二条 商品先物取引業者は、商品デリバティブ取引について、主務省令で定めるところにより、帳簿を作成し、これを保存しなければならない。

(帳簿の区分経理)

第二百二十三条 商品先物取引業者は、商品市場における取引又は外国商品市場取引について、主務省令で定めるところにより、自己の計算による取引と委託者の計算による取引とを帳簿上区分して経理しなければならない。

主務省令で定める事故は、特定店頭商品デリバティブ取引に関する業務につき、特定店頭商品デリバティブ取引業者又はその代表者等が、当該特定店頭商品デリバティブ取引業者の業務に関し、次に掲げる行為を行うことにより顧客に損失を及ぼしたものとする。

- 一 過失又は電子情報処理組織の異常により事務処理を誤ること。
- 二 その他法令に違反する行為を行うこと。

(帳簿の作成)

第百十三条 商品先物取引業者は、法第二百二十二条の規定により、商品デリバティブ取引につき、次に掲げる帳簿を作成しなければならない。

一 次に掲げる規定に規定する書面の写し

イ 法第九十七条の四第三項（法第九十七条の八第二項において準用する場合を含む。）

ロ 法第九十七条の四第十一項（法第九十七条の八第二項において準用する場合を含む。）

ハ 法第九十七条の五第二項（同条第九項（法第九十七条の六第六項及び第九十七条の九第二項において準用する場合を含む。）、第九十七条の六第六項及び第九十七条の九第二項において準用する場合を含む。）

ニ 法第九十七条の五第十二項（法第九十七条の六第六項及び第九十七条の九第二項において準用する場合を含む。）

二 別表第四に定める帳簿

2 前項第一号に掲げる帳簿は五年間、同項第二号に掲げる帳簿は十年間（注文伝票にあつては、七年間）保存するものとする。

(電磁的方法による保存)

第百十四条 前条第一項各号に掲げる帳簿の内容が、電磁的方法により記録され、当該記録が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるようにして保存されるときは、当該記録の保存をもって同条第二項に規定する帳簿の保存に代えることができる。この場合において、商品先物取引業者は、当該記録が滅失し、又はき損することを防止するために必要な措置を講じなければならない。

(帳簿の区分経理等)

第百十五条 商品先物取引業者は、法第二百二十三条の規定により、別表第四に定める帳簿（商品デリバティブ取引日記帳を除く。）について、自己の計算による取引と委託者等の計算による取引及び商品市場における取引等（法第二十一条第一号に掲げるもの（商品清算取引を除く。）、又は第三号に掲げるものに限る。）の受託に係る取引と商品市場における取引等（同項第二号又は第四号に規定する

(報告書の提出)

第二百二十四条 商品先物取引業者は、事業年度ごとに、主務省令で定めるところにより、事業報告書を作成し、毎事業年度経過後三月以内に、これを主務大臣に提出しなければならない。

2 商品先物取引業者は、前項に規定する事業報告書のほか、主務省令で定めるところにより、当該商品先物取引業者の商品先物取引業又は財産の状況に関する報告書を主務大臣に提出しなければならない。

第四節 合併、分割及び事業の譲渡

(合併及び分割)

第二百二十五条 商品先物取引業者を全部又は一部の当事者とする合併の場合（商品先物取引業者である法人と商品先物取引業者でない法人が合併して商品先物取引業者たる法人が存続する場合を除く。）又は分割の場合（商品先物取引業の全部又は一部を承継させる場合に限る。）において、当該合併又は分割について主務大臣の認可を受けたときは、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該商品先物取引業を承継した法人は、商品先物取引業者の地位を承継する。

2 前項の認可を受けようとする商品先物取引業者は、合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人（以下この条において「合併後の法人」という。）又は分割により商品先物取引業の全部若しくは

取次ぎに限る。）の受託に係る取引とについて若しくは外国商品市場取引（商品清算取引に類似する取引を除く。）又は外国商品市場取引のうち商品清算取引に類似する取引の委託の取次ぎの受託に係る取引と外国商品市場取引（商品清算取引に類似する取引を除く。）の委託の取次ぎ若しくは外国商品市場取引のうち商品清算取引に類似する取引の委託の取次ぎの委託の取次ぎの受託に係る取引とについて、区分経理しなければならない。

(事業報告書の作成等)

第一百六条 法第二百二十四条第一項の規定により商品先物取引業者が提出する事業報告書は、様式第十一号により作成しなければならない。

2 前項の事業報告書には、計算書類等及びその附属明細書を添付しなければならない。

(業務又は財産の状況に関する報告書の提出)

第一百七条 法第二百二十四条第二項の規定により商品先物取引業者は、次の各号に掲げる書類を、当該各号に定める期間内に、主務大臣に提出しなければならない。

一 一月ごとに様式第十二号により作成した月次報告書 報告の対象となる月の翌月の二十日

二 一月ごとに様式第六号により作成した訴訟又は調停の発生状況及びその処理状況についての報告書 報告の対象となる月の翌月の二十日

2 商品先物取引業者は、前項第一号の月次報告書を作成する場合においては、一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従わなければならない。

(合併又は分割の認可申請)

第一百八条 商品先物取引業者は、法第二百二十五条第一項の規定による合併又は分割の認可を受けようとするときは、法第九十二条第一項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載した申請書を主務大臣に提出するものとする。

一 合併又は分割の予定年月日

二 合併又は分割の方法

- 一部を承継する法人（以下この条において「分割承継法人」という。）について第九十二条第一項各号に掲げる事項を記載した申請書を主務大臣に提出しなければならない。
- 3 前項の申請書には、合併契約書、分割契約書その他主務省令で定める書類を添付しなければならない。

2

- 法第二百二十五条第三項の主務省令で定める書類は、次に掲げるもの（官公署が証明する書類の場合には、認可の申請の日前三月以内に作成されたものに限る。）とする。
- 一 合併又は分割の理由を記載した書面
 - 二 合併又は分割の手続を記載した書面
 - 三 合併後又は分割後の法人の定款（外国法人である場合には、定款に準ずる書面）
 - 四 合併又は分割の当事者の登記事項証明書（外国法人である場合には、登記事項証明書に準ずる書面及び国内における主たる営業所又は事務所の登記事項証明書）
 - 五 合併又は分割の当事者の株主総会（これに準ずる機関を含む。）の議事録その他の必要な手続があったことを証する書面
 - 六 合併又は分割の当事者（商品先物取引業者を除く。）の直前三年の各事業年度の計算書類等及びその附属明細書（これらの書類を作成していない場合には、これらに準ずる書類）
 - 七 合併又は分割の当事者（商品先物取引業者を除く。）が法第十五条第二項第一号ハからホまで又はリのいずれにも該当しないことを誓約する書面
 - 八 次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に定める書面
 - イ 合併後又は分割後の法人の役員が外国人である場合 当該役員の写真等、履歴書及びその者が法第十五条第二項第一号イからルまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面
 - ロ 合併後又は分割後の法人の役員が法人である場合 当該役員の写真等、履歴書及びその者が法第十五条第二項第一号イからルまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面
 - ハ 合併後又は分割後の法人の役員が外国人又は法人でない場合 当該役員の写真等、履歴書、その者が法第十五条第二項第一号イ及びロに該当しない旨の官公署の証明書並びにその者が同号ハからルまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面
 - 九 合併後又は分割後の法人が商品先物取引業を遂行するための方法を記載した書類
 - 十 合併後又は分割後の法人における、商品先物取引業に係る人的構成及び組織等の業務執行体制を記載した書面
 - 十一 合併後又は分割後の法人が行う取引の種類及び取引の対象とする商品又は商品指数を記載した書面
 - 十二 様式第一号により作成した合併又は分割の当事者の純資産額に関する調査

- 十三 合併後又は分割後の法人における、様式第三号により作成した内部管理に関する業務を行う組織の概要並びに顧客からの苦情及び相談に対する対応方法を記載した書面
- 十四 合併後又は分割後の法人が商品先物取引業において電子情報処理組織を使用する場合には、当該電子情報処理組織の概要、設置場所、容量及び保守の方法並びに当該電子情報処理組織に異常が発生した場合の対処方法を記載した書類
- 十五 合併後又は分割後の法人における、過去五年以内に商品先物取引業に関して禁錮以上の刑（外国において商品先物取引業に相当する業務に関してこれに相当する外国の法令による刑を含む。）若しくは法若しくはこれに相当する外国の法令の規定により罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、又は法の規定に基づく処分を受けたことのある職員の数、当該職員の氏名、生年月日、住所、所属する営業所又は事務所の名称、所属する部署、職名及び外務員登録の有無並びに当該禁錮以上の刑若しくは当該罰金の刑に処せられ、又は当該処分を受けた年月日、理由及びその内容を記載した書面
- 十六 合併後又は分割後の法人が商品先物取引業の開始を予定する日の属する事業年度及び当該事業年度の翌事業年度から起算して二事業年度における商品先物取引業の収支の見込みを記載した書面、商品先物取引業の計画書並びにこれらの根拠を記載した書面
- 十七 合併後又は分割後の法人が商品先物取引業の開始を予定する日の属する事業年度及び当該事業年度の翌事業年度から起算して二事業年度における純資産額及び純資産額規制比率（申請者が令第二十八条各号に掲げる者である場合には、純資産額）の見込みを記載した書面並びにこれらの根拠を記載した書面
- 十八 合併後又は分割後の法人について、保有する議決権（総株主、総社員、総会員又は総組合員の議決権をいう。以下この号において同じ。）の数の上位十名までの株主又は社員その他の出資者（以下この号において「株主等」という。）の氏名又は商号若しくは名称、住所又は所在地、その保有する議決権の議決権の総数に対する割合及び申請者との関係（当該株主等が申請者の役員又は親会社、子会社若しくは関連会社若しくはその役員である場合に限る。）を記載した書面
- 十九 合併後又は分割後の法人における、様式第四号により作成した法第九十六条第一項に規定する兼業業務の概要に関する調書
- 二十 合併後又は分割後の法人における、様式第五号により作成した法第九十六条第二項に規定する他の法人に対する支配関係の概要に関する調書
- 二十一 合併後又は分割後の法人が法第二十二条第五号に掲げる行為を業として行う場合には、次に掲げる書類
- イ 当該業務を管理する責任者の履歴書

4 主務大臣は、第一項の認可の申請が次の各号のいずれにも適合して
いると認めるときでなければ、同項の認可をしてはならない。

一 合併後の法人又は分割承継法人が第九十三条第一項各号に掲げ
る要件に該当すること。

二 商品先物取引業の承継が円滑かつ適切に行われる見込みが確実で
あること。

第二百二十六条 削除

第二百二十七条 削除

(事業譲渡)

第二百二十八条 商品先物取引業者が商品先物取引業の全部又は一部を
譲り渡す場合において、譲渡人及び譲受人が譲渡及び譲受けについて
主務大臣の認可を受けたときは、譲受人は、商品先物取引業者の地位
を承継する。

2 前項の認可を受けようとする商品先物取引業者は、事業譲渡により
商品先物取引業の全部又は一部を譲り受ける者について第九十二条
第一項各号に掲げる事項を記載した申請書を主務大臣に提出しなけれ
ばならない。

3 前項の申請書には、譲渡契約書その他主務省令で定める書類を添付
しなければならない。

ロ 当該業務に関する社内規則
ハ 当該業務を行う部署の名称及び組織の体制を記載した書面
ニ 当該業務に係る顧客との取引開始基準を記載した書面
ホ 当該業務に関し顧客と取引を行う際に使用する契約書

第一百十九条 削除

第一百二十条 削除

(事業譲渡の認可申請)

第二百一十一条 商品先物取引業者は、法第二十八条第一項の規定に
よる事業譲渡の認可を受けようとするときは、法第九十二条第一項
各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載した申請書を主務大
臣に提出するものとする。

一 事業譲渡予定年月日
二 事業譲渡の方法

2 法第二十八条第三項の主務省令で定める書類は、次に掲げるも
の(官公署が証明する書類の場合には、認可の申請の日前三月以内
に作成されたものに限る。)とする。

一 事業譲渡の理由を記載した書面
二 事業譲渡の手續を記載した書面
三 譲受会社の定款(外国法人である場合には、定款に準ずる書面)
四 事業譲渡の当事者の登記事項証明書(外国法人である場合には、
登記事項証明書に準ずる書面及び国内における主たる営業所又は
事務所の登記事項証明書)

五 事業譲渡の当事者の株主総会(これに準ずる機関を含む。)の議
事録その他の必要な手續があったことを証する書面

六 事業譲渡の当事者(商品先物取引業者を除く。)の直前三年の各
事業年度の計算書類等及びその附属明細書(これらの書類を作成
していない場合には、これらに準ずる書類)

七 事業譲渡の当事者(商品先物取引業者を除く。)が法第十五条第
二項第一号ハからホまで又はリのいずれにも該当しないことを誓

約する書面

八 次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に定める書面

イ 譲受会社の役員が外国人である場合 当該役員の写真の写し等、履歴書及びその者が法第十五条第二項第一号イからルまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面

ロ 譲受会社の役員が法人である場合 当該役員の写真、沿革を記載した書面及び法第十五条第二項第一号ロに該当しないことを誓約する書面

ハ 譲受会社の役員が外国人又は法人でない場合 当該役員の写真の写し等、履歴書、その者が法第十五条第二項第一号イ及びロに該当しない旨の官公署の証明書並びにその者が同号ハからルまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面

九 譲受会社が商品先物取引業を遂行するための方法を記載した書類

十 譲受会社における、商品先物取引業に係る人的構成及び組織等の業務執行体制を記載した書面

十一 譲受会社が行う取引の種類及び取引の対象とする商品又は商品指数を記載した書面

十二 様式第一号により作成した事業譲渡の当事者の純資産額に関する調査

十三 譲受会社における、様式第三号により作成した内部管理に関する業務を行う組織の概要並びに顧客からの苦情及び相談に対する対応方法を記載した書面

十四 譲受会社が商品先物取引業において電子情報処理組織を使用する場合には、当該電子情報処理組織の概要、設置場所、容量及び保守の方法並びに当該電子情報処理組織に異常が発生した場合の対処方法を記載した書類

十五 譲受会社における、過去五年以内に商品先物取引業に関して禁錮以上の刑（外国において商品先物取引業に相当する業務に關してこれに相当する外国の法令による刑を含む。）若しくは法若しくはこれに相当する外国の法令の規定により罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、又は法の規定に基づく処分を受けたことのある職員の数、当該職員の氏名、生年月日、住所、所属する営業所又は事務所の名称、所属する部署、職名及び外務員登録の有無並びに当該禁錮以上の刑若しくは当該罰金の刑に処せられ、又は当該処分を受けた年月日、理由及びその内容を記載した書面

十六 譲受会社が商品先物取引業の開始を予定する日の属する事業年度及び当該事業年度の翌事業年度から起算して二事業年度における商品先物取引業の収支の見込みを記載した書面、商品先物取引業の計画書並びにこれらの根拠を記載した書面

十七 譲受会社が商品先物取引業の開始を予定する日の属する事業

- 4 主務大臣は、第一項の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の認可をしてはならない。
- 一 譲受会社が第九十三条第一項各号に掲げる要件に該当すること。
 - 二 商品先物取引業の承継が円滑かつ適切に行われる見込みが確実であること。

(処分の手続)

第二百二十九条 第十五条第五項から第九項までの規定は、第二百二十五条第一項及び前条第一項の認可について準用する。

(政令への委任)

第二百三十条 この法律に定めるもののほか、商品先物取引業者の合併、分割及び事業譲渡に関し必要な事項は、政令で定める。

第五節 監督

(報告徴収及び立入検査)

第二百三十一条 主務大臣は、この法律の施行のため必要があると認める

年度及び当該事業年度の翌事業年度から起算して二事業年度における純資産額及び純資産額規制比率（申請者が令第二十八条各号に掲げる者である場合には、純資産額）の見込みを記載した書面並びにこれらの根拠を記載した書面

十八 譲受会社について、保有する議決権（総株主、総社員、総会議員又は総組合員の議決権をいう。以下この号において同じ。）の数の上位十名までの株主又は社員その他の出資者（以下この号において「株主等」という。）の氏名又は商号若しくは名称、住所又は所在地、その保有する議決権の議決権の総数に対する割合及び申請者との関係（当該株主等が申請者の役員員又は親会社、子会社若しくは関連会社若しくはその役員員である場合に限る。）を記載した書面

十九 譲受会社における、様式第四号により作成した法第九十六条第一項に規定する兼業業務の概要に関する調書

二十 譲受会社における、様式第五号により作成した法第九十六条第二項に規定する他の法人に対する支配関係の概要に関する調書

二十一 譲受会社が法第二十二項第五号に掲げる行為を業として行う場合には、次に掲げる書類

- イ 当該業務を管理する責任者の履歴書
- ロ 当該業務に関する社内規則
- ハ 当該業務を行う部署の名称及び組織の体制を記載した書面
- ニ 当該業務に係る顧客との取引開始基準を記載した書面
- ホ 当該業務に関し顧客と取引を行う際に使用する契約書

ときは、商品先物取引業者に対し、その業務若しくは財産に関し参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又はその職員に、商品先物取引業者の営業所若しくは事務所に立ち入り、帳簿、書類その他業務に関係のある物件を検査させることができる。

2 主務大臣は、この法律の施行のため特に必要があると認めるときは、商品先物取引業者と取引をする者に対し、当該商品先物取引業者の業務又は財産に関し参考となるべき報告又は資料の提出を求めることができる。

3 第一項の規定により立入検査をした場合において、当該職員は、検査の目的を達成するため、当該商品先物取引業者が所有し、又は預託を受けた上場商品でその営業所又は事務所以外の場所に保管されているものを検査する必要があると認めるときは、当該商品先物取引業者をして当該上場商品の保管を証する書面をその場所の管理者に提示させてその場所に立ち入り、当該商品先物取引業者を立ち会わせて当該上場商品を検査することができる。

4 第二百五十七条第三項及び第四項の規定は、第一項及び前項の規定による立入検査について準用する。

(業務改善命令等)

第二百三十二条 主務大臣は、商品市場における秩序の維持又は委託者等の保護のため必要かつ適当であると認めるときは、その必要の限度において、商品先物取引業者に対し、財産の状況又は商品先物取引業者の運営の改善に必要な措置をとることを命ずることができる。

2 主務大臣は、前項に規定する場合において、商品先物取引業者の財産の状況又は商品先物取引業者の運営が次の各号のいずれかに該当するときは、その必要の限度において、当該商品先物取引業者に対し、三月以内の期間を定めて商品市場における取引又は商品先物取引業者の停止を命ずることができる。

一 負債の合計金額の純資産額に対する比率が主務省令で定める率を超えた場合

二 流動資産の合計金額の流動負債の合計金額に対する比率が主務省令で定める率を下った場合

三 前二号に掲げる場合のほか、財産の状況又は商品先物取引業者の運営につき是正を加えるために商品市場における取引又は商品先物取引業者の停止を命ずることが必要な場合として主務省令で定める場合

第二百二十二条 削除

(負債比率及び流動比率の基準)

第二百三十三条 法第二百三十二条第二項第一号の主務省令で定める率は五十倍とし、同項第二号の主務省令で定める率は一倍とする。

(業務停止命令の事由)

第二百二十四条 法第二百三十二条第三号の主務省令で定める場合は、次のとおりとする。

一 純資産額が第八十一条において定める額を下回るおそれがある場合

二 顧客との間に商品先物取引業に関する紛争がひん発し、又は使用人に対する指導監督が不適切であるため商品先物取引業に関する紛争がひん発するおそれがある場合

三 商品先物取引業者が、その取り扱う個人顧客に関する情報の安全管理、従業者の監督及び当該情報の取扱いを委託する場合にはその委託先の監督について、当該情報の漏えい、滅失又はき損の

3 前項第一号の負債の合計金額並びに同項第二号の流動資産の合計金額及び流動負債の合計金額は、主務省令で定めるところにより計算しなければならない。

4 第九十九条第七項の規定は、第二項第一号の純資産額について準用する。

(勧告)

第二百三十三条 主務大臣は、商品先物取引業者の商品先物取引業の健全な遂行を確保するため必要があるときは、当該商品先物取引業者に対し、兼業業務又は当該商品先物取引業者が第九十六条第二項に規定する支配関係を持つている法人の業務に関し必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

(資産の国内保有)

第二百三十四条 主務大臣は、商品市場における秩序の維持又は委託者等の保護のため必要かつ適当であると認める場合には、商品先物取引業者に対し、その資産のうち政令で定める部分を国内において保有することを命ずることができる。

防止を図るために必要かつ適切な措置を講じていない場合
四 商品先物取引業者が、その取り扱う個人顧客に関する人種、信条、門地、本籍地、保健医療又は犯罪経歴についての情報その他の特別の非公開情報（その業務上知り得た公表されていない情報をいう。）を、適切な業務の運営の確保その他必要と認められる目的以外の目的のために利用しないことを確保するための措置を講じていない場合
2 第三十八条の規定は、前項第一号の純資産額について準用する。

(負債の合計金額等の計算基準)

第二百二十五条 法第二百三十二条第三項の規定により負債の合計金額を計算するときは、貸借対照表の負債の部に計上されるべき金額（第三十八条第一項第七号及び第八号に掲げるものの金額の合計額を除く。）を合計するものとする。

2 法第二百三十二条第三項の規定により流動資産の合計金額を計算するときは、商品先物取引業者（令第二十八条各号に掲げる者に該当する者を除く。）にあつては、貸借対照表の流動資産の部に計上されるべき金額を合計するものとし、商品先物取引業者（令第二十八条各号に掲げる者に該当する者に限る。）にあつては、貸借対照表の資産の部に計上されるべき金額を合計するものとする。

3 法第二百三十二条第三項の規定により流動負債の合計金額を計算するときは、商品先物取引業者（令第二十八条各号に掲げる者に該当する者を除く。）にあつては、貸借対照表の流動負債の部に計上されるべき金額を合計するものとし、商品先物取引業者（令第二十八条各号に掲げる者に該当する者に限る。）にあつては、貸借対照表の負債の部に計上されるべき金額を合計するものとする。

(負債の額の算定方法)

第二百二十六条 令第三十四条に規定する負債の額は、貸借対照表の負債の部に計上されるべき負債の額（保証債務の額を含む。）から非居住者に対する債務の額を控除して算定するものとする。

(純資産額規制比率についての命令)

第二百三十五条 主務大臣は、商品先物取引業者が第二十一条第二項の規定に違反している場合において、委託者等の保護のため必要かつ適当であると認めるときは、その必要の限度において、商品先物取引業の方法の変更を命じ、財産の供託その他監督上必要な措置を命ずることができる。

2 主務大臣は、商品先物取引業者が第二十一条第二項の規定に違反している場合(純資産額規制比率が、百パーセントを下回るときに限る。)において、委託者等を保護するため必要かつ適当であると認めるときは、その必要の限度において、三月以内の期間を定めて商品先物取引業の停止を命ずることができる。

3 主務大臣は、前項の規定により商品先物取引業の停止を命じた場合において、その日から三月を経過した日における当該商品先物取引業者の純資産額規制比率が引き続き百パーセントを下回り、かつ、当該商品先物取引業者の純資産額規制比率の状況が回復する見込みがないと認められるときは、当該商品先物取引業者の第九十条第一項の許可を取り消すことができる。

(監督上の処分)

第二百三十六条 主務大臣は、商品先物取引業者が次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該商品先物取引業者の第九十条第一項の許可を取り消し、又は六月以内の期間を定めて商品市場における取引若しくは商品先物取引業の停止を命ずることができる。

一 第十五条第二項第一号ハ、ニ(第三百三十二条第一項及び第三百四十二条第一項の許可の取消しに係る部分並びにこの法律に相当する外国の法令の規定に係る部分に限る。)、ホ、リ又はヲのいずれかに該当することとなつたとき。

二 第九十三条第一項第一号に適合しなくなつたとき。

三 商品先物取引業者の純資産額が第九十三条第二項の主務省令で定める額を下回るとき。

四 不正の手段により第九十条第一項の許可を受けたとき。

五 この法律(第二十一条第二項を除く。)、この法律に基づく命令若しくはこの法律に基づいてする主務大臣の処分又は第九十条第一項の許可に付された条件に違反したとき。

六 正当な理由がないのに、商品先物取引業を開始することができることとなつた日から三月以内にその業務を開始しないとき、又は引き続き三月以上その業務を休止したとき。

七 業務又は財産の状況に照らし支払不能に陥るおそれがあるとき。

2 主務大臣は、商品先物取引業者の役員が前項第五号に該当する行為をしたときは、当該商品先物取引業者に対し、当該役員の解任を命ずることができる。

(聴聞等の方法の特例の規定の準用)

第二百三十七條 第二百五十八條第二項の規定は第二百三十二條第一項若しくは第二項又は前三條の規定による処分について、第五百十九條第四項の規定は第二百三十五條第三項又は前條の規定による許可の取消し又は役員解任の命令に係る聴聞について準用する。

(取引の決済の結了)

第二百三十八條 第九十七條第五項の規定は、商品先物取引業者が次の各号のいずれかに該当するに至つた場合における当該商品先物取引業者であつた者について準用する。

一 第二百三十五條第三項又は第二百三十六條第一項の規定により第九十條第一項の許可を取り消されたとき。

二 第九十條第二項又は第九十七條第二項(同條第一項第一号から第四号まで(同項第二号にあつては、合併後存続する法人又は合併により設立される法人が商品先物取引業を行わない場合の当該合併に係る部分に限る。))に係る部分に限る。)の規定により第九十條第一項の許可が効力を失つたとき。

2 前項各号に掲げる場合において、当該商品先物取引業者であつた者は、委託者等の計算による商品デリバティブ取引を結了する目的の範囲内において、商品先物取引業者とみなす。

3 第一項の規定にかかわらず、商品取引所は、商品市場における取引の公正を確保し、又は委託者を保護するため、当該商品先物取引業者であつた者をして商品市場における取引の決済を結了させることが適当でないとき、定款(株式会社商品取引所にあつては、業務規程)で定めるところにより、他の会員等(当該商品市場において取引をすることができる他の会員等に限る。以下この条において同じ。)をして当該取引の決済を結了させなければならない。

4 前項の規定により商品取引所が他の会員等をして当該取引の決済を結了させるときは、当該会員等と当該取引の委託者との間には委任契約が成立しているものとみなす。

(非会員等商品先物取引業者に対する監督)

第二百三十九條 主務大臣は、協会に加入せず、又は商品取引所の会員等となつていない商品先物取引業者の業務について、商品市場における秩序を乱し、又は委託者等の保護に欠けることのないよう、協会又は商品取引所の定款その他の規則を考慮し、適切な監督を行わなければならない。

(商品先物取引業者の自主的努力の尊重)

第二百四十條 主務大臣は、商品先物取引業者を監督するに当たつては、業務の運営についての商品先物取引業者の自主的努力を尊重するよう配慮しなければならない。

第四章の二 商品先物取引仲介業者

第一節 総則

(登録)

第二百四十条の二 主務大臣の登録を受けた者は、第九十条第一項の規定にかかわらず、商品先物取引仲介業を行うことができる。

2 前項の登録は、六年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

(登録の申請)

第二百四十条の三 前条第一項の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を主務大臣に提出しなければならない。

- 一 氏名又は商号若しくは名称
- 二 法人であるときは、その役員の氏名又は名称
- 三 商品先物取引仲介業を行う営業所又は事務所の名称及び所在地
- 四 委託を受ける商品先物取引業者(以下この章及び次章において「所属商品先物取引業者」という。)の商号又は名称
- 五 他に事業を行つているときは、その事業の種類
- 六 その他主務省令で定める事項

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 第二百四十条の五第一号又は第二号に該当しないことを誓約する書面
- 二 法人であるときは、定款及び登記事項証明書(これらに準ずるものを含む。)
- 三 その他主務省令で定める書類

(登録申請書の記載事項)

第二百二十六条の二 法第二百四十条の三第一項第六号の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 個人である場合において、当該個人が他の事業者の常務に従事しているときは、当該他の事業者の商号又は名称及びその事業の種類
- 二 法人である場合において、当該法人の役員が他の事業者の常務に従事し、又は事業を行つているときは、当該役員の氏名並びに当該他の事業者の商号又は名称及びその事業の種類又は行つてい事業の種類
- 三 所属商品先物取引業者(法第二百四十条の三第一項第四号に規定する所属商品先物取引業者をいう。以下同じ。)が二以上あるときは、登録申請者の事故(法第二百四十条の十七において準用する法第二百十四条の三第三項に規定する事故をいう。以下この条、第二百二十六条の二十から第二百二十六条の二十二までにおいて同じ。)につき、当該事故による損失の補てんを行う所属商品先物取引業者の商号又は名称

(登録申請書の添付書類)

第二百二十六条の三 法第二百四十条の三第二項第三号の主務省令で定める書類は、次に掲げるもの(官公署が証明する書類の場合には、登録

の申請の日前三月以内に作成されたものに限る。)とする。

一 個人であるときは、次に掲げる書面

イ 住民票の写し等

ロ 履歴書

ハ その者が法第十五条第二項第一号イ及びロに該当しない旨の官公署の証明書(その者が外国人である場合を除く。)

二 法人であるときは、次に掲げる書面

イ 役員の履歴書(役員が法人であるときは、当該役員の沿革を記載した書面)

ロ 役員の住民票の写し等(役員が法人であるときは、当該役員
の登記事項証明書(外国法人である場合には、登記事項証明書
に準ずる書面))

ハ 役員が法第十五条第二項第一号イ及びロに該当しない旨の官
公署の証明書(役員が外国人である場合を除く。)

ニ 役員が法第十五条第二項第一号ハからルまで(役員が外国人
の場合には同号イからルまで、法人の場合には同号ヲ)のい
ずれにも該当しないことを当該役員が誓約する書面

三 商品先物取引仲介業者を遂行するための方法を記載した書面

四 所属商品先物取引業者との間の商品先物取引仲介業に係る業務
の委託契約に係る契約書の写し

五 前条第三号に掲げる事項に係る契約書の写し

2 法第二百四十条の二第二項の登録の更新を受けようとする場合にお
ける法第二百四十条の三第二項第三号の主務省令で定める書類は、
前項各号に掲げるものとする。

(登録簿への登録)

第二百四十条の四 主務大臣は、第二百四十条の二第一項の登録の申請
があつた場合においては、次条の規定により登録を拒否する場合を除
くほか、次に掲げる事項を商品先物取引仲介業者登録簿に登録しな
ければならない。

一 前条第一項各号に掲げる事項

二 登録年月日及び登録番号

2 主務大臣は、商品先物取引仲介業者登録簿を公衆の縦覧に供しな
ければならない。

(登録の拒否)

第二百四十条の五 主務大臣は、登録申請者が次の各号のいずれかに該
当するとき、又は申請書若しくはこれに添付すべき書類のうち重要な
事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠け
ているときは、その登録を拒否しなければならない。

一 登録申請者が個人であるときは、第十五条第二項第一号イからル
までのいずれかに該当する者

二 登録申請者が法人であるときは、第十五条第二項第一号ハからホ

まで、リ又はワのいずれかに該当する者

三 他に行っている事業が公益に反すると認められる者

四 商品先物取引仲介業者を的確に遂行することができる知識及び経験を有しないと認められる者

五 登録申請者の所属商品先物取引業者のいずれかが協会に加入していない者

六 商品先物取引業者

(変更の届出)

第二百四十条の六 商品先物取引仲介業者は、第二百四十条の三第一項各号に掲げる事項その他主務省令で定める事項について変更があつたときは、その日から二週間以内に、その旨の届出書を主務大臣に提出しなければならない。

2 主務大臣は、前項の規定による届出を受理したときは、届出があつた事項を商品先物取引仲介業者登録簿に登録しなければならない。

3 第一項の届出書には、主務省令で定める書類を添付しなければならない。

(商品先物取引仲介業者の届出事項)

第二百六条の四 法第二百四十条の六第一項の主務省令で定める事項は、商品先物取引仲介業者を遂行するための方法とする。

2 法第二百四十条の六第一項の規定により届出を行う商品先物取引業者は、変更の内容、変更年月日及び変更の理由を記載した書面を提出しなければならない。

3 法第二百四十条の六第三項の主務省令で定める書類は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるもの(官公署が証明する書類の場合には、届出日前三月以内に作成されたものに限る。)とする。

一 法第二百四十条の三第一項第一号に掲げる事項を変更した場合
住民票の写し等(法人であるときは、登記事項証明書(外国法人である場合には、登記事項証明書に準ずる書面))

二 法第二百四十条の三第一項第二号に掲げる事項を変更した場合
次に掲げる書類

イ 登記事項証明書(外国法人である場合には、登記事項証明書に準ずる書面)

ロ 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる書面

(1) 新たに就任した役員が外国人である場合 当該役員の住民票の写し等、履歴書及びその者が法第十五条第二項第一号イからルまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面

(2) 新たに就任した役員が法人である場合 当該役員の登記事項証明書又はこれに代わる書面、沿革を記載した書面及び法第十五条第二項第一号イに該当しないことを誓約する書面

(3) 新たに就任した役員が外国人又は法人でない場合 当該役員
の住民票の写し等、履歴書、その者が法第十五条第二項第一号イ及びロに該当しない旨の官公署の証明書並びにその者が同号ハからルまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面

三 法第二百四十条の三第一項第四号に掲げる事項を変更した場合
(新たに委託を受けることとなった場合に限る。) 新たに委託を受けることとなった所属商品先物取引業者との間の商品先物取引仲介業に係る委託契約に係る契約書の写し

(廃業等の届出等)

第二百四十条の七 商品先物取引仲介業者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該各号に定める者は、その日から三十日以内に、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

一 商品先物取引仲介業者を廃止したとき。その商品先物取引仲介業者

二 商品先物取引仲介業者である個人が死亡したとき。その相続人

三 商品先物取引仲介業者である法人が合併により消滅したとき。その法人を代表する役員であつた者

四 商品先物取引仲介業者である法人について破産手続開始の決定により解散したとき。その破産管財人

五 商品先物取引仲介業者である法人が合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散したとき。その清算人

六 分割により商品先物取引仲介業者の全部を承継させたとき。その商品先物取引仲介業者

七 商品先物取引仲介業者の全部を譲渡したとき。その商品先物取引仲介業者

八 商品先物取引仲介業者が前項各号のいずれかに該当することとなつたとき、所属商品先物取引業者がなくなつたとき、又は第九十条第一項の許可を受けたときは、当該商品先物取引仲介業者の第二百四十条の二第一項の登録は、その効力を失う。

届出事項	記載事項	添付書類
商品先物取引仲介業者を廃止したとき	一 廃止年月日 二 廃止の理由	一 商品先物取引仲介業者が法人である場合には、株主総会（これに準ずる機関を含む。）の議事録その他必要な手続があつたことを証する書面 二 委託者等に対する債権及び債務の清算の方法を記載した書面
商品先物取引仲介業者である個人が死亡したとき	その旨及び死亡の年月日	委託者等に対する債権及び債務の合併後存続する法人への承継方法を記載した書面
商品先物取引仲介業者である法人が合併により消滅したとき	一 合併の相手方の商号 又は名称 二 合併の年月日	一 裁判所の破産手続開始の決定の公告の写し 二 委託者等に対する債権及び債務の清算の方法を記載した書面
商品先物取引仲介業者である法人について破産手続開始の決定により解散したとき	一 破産手続開始の申立てを行った年月日 二 破産手続開始の決定を受けた年月日	一 株主総会（これに準ずる機関を含む。）の議事録その他必要な手続があつたことを証する書面 二 委託者等に対する債権及び債務の清算の方法を記載した書面
商品先物取引仲介業者である法人が合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散したとき	一 解散年月日 二 解散の理由	一 株主総会（これに準ずる機関を含む。）の議事録その他必要な手続があつたことを証する書面 二 委託者等に対する債権及び債務の清算の方法を記載した書面
分割により商品先物取引仲介業者の全部を承継させたとき	一 承継先の氏名又は商号若しくは名称 二 分割の年月日及び理由	一 委託者等に対する債権及び債務の承継先への引継方法を記載した書面 二 新設分割計画又は吸収分割契約の内容、分割の手続を記載した書面

第四百二十六条の二第三号に掲げる事項を変更した場合（所属商品先物取引業者が二以上ある場合に限る。）次に掲げる書類
イ 当該変更に係る理由書
ロ 前条第一項第五号に掲げる書面
五 商品先物取引仲介業者を遂行するための方法を変更した場合 変更後の前条第一項第三号に掲げる書面

(廃業等の届出)
第二百二十六条の五 法第二百四十条の七第一項の規定により届出を行う者は、次の上欄に掲げる区分により、同表中欄に定める事項を記載した届出書及び同表下欄に定める添付書類を主務大臣に提出しなければならない。

(商号等の使用制限)
 第二百四十条の八 商品先物取引仲介業者でない者は、その商号又は名称中に商品先物取引仲介業者であると誤認されるおそれのある文字を用いてはならない。

第二節 業務

(標識の揭示)
 第二百四十条の九 商品先物取引仲介業者は、営業所又は事務所ごとにその見やすい箇所に、主務省令で定める標識を掲げなければならない。
 2 商品先物取引仲介業者以外の者は、前項の標識又はこれに類似する標識を掲示してはならない。

(名義貸しの禁止)
 第二百四十条の十 商品先物取引仲介業者は、自己の名義をもつて、他人に商品先物取引仲介業を行わせてはならない。

(準用)
 第二百四十条の十一 第二百条から第二百八条までの規定は、商品先物取引仲介業者について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

商品先物取引仲介業の全部を譲渡したとき	<ul style="list-style-type: none"> 一 譲渡先の氏名又は商号若しくは名称 二 譲渡の年月日及び理由 	<ul style="list-style-type: none"> 一 委託者等に対する債権及び債務の譲渡先への引継方法を記載した書面 二 事業譲渡契約の内容を記載した書面
---------------------	--	---

<p>(商品先物取引仲介業者について準用する法の規定の読替え) 第三十五条 法第二百四十条の十一の規定により商品先物取引仲介業者について法の規定を準用する場合における法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。</p>	<p>(商品先物取引仲介業者の標識) 第二百六条の六 法第二百四十条の九第一項に規定する標識は、様式第十三号による。</p>
--	---

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二百条第一項第二号	第二条第二十二項各号に掲げる行為	第二条第二十二項各号に規定する媒介
第二百条第二項第二号から第五号まで	委託の勧誘又はその委託の媒介、取次ぎ若しくは代理の申込みの勧誘	委託の媒介の申込みの勧誘
第二百条第一項第六号	申込みの勧誘又はその媒介、取次ぎ若しくは代理の申込みの勧誘	媒介の申込みの勧誘
第二百条第三項第一号	商号又は名称及びその代表者の氏名	氏名又は商号若しくは名称（法人にあつては、その代表者の氏名を含む。）

<p>第二百五条第二号</p>	<p>解散し、又は商品先物取引業を廃止</p>	<p>死亡し、解散し、又は商品先物取引仲介業を廃止</p>
<p>第二百六条第一項</p>	<p>当該協会に所属する商品先物取引業者</p>	<p>当該協会の協会員（第二百四十四条第二項に規定する協会員をいう。第五項において同じ。）を所属商品先物取引業者（第二百四十条の三第一項第四号に規定する所属商品先物取引業者をいう。第五項において同じ。）とする商品先物取引仲介業者</p>
<p>第二百六条第五項</p>	<p>協会に所属する商品先物取引業者</p>	<p>協会の協会員を所属商品先物取引業者とする商品先物取引仲介業者</p>

(登録申請書の添付書類)

第二百六条の七 法第二百四十条の十一において準用する法第二百四十四項の主務省令で定める書類は、次項に規定する場合を除き、次に掲げるものとする。

- 一 登録を受けようとする外務員に係る住民票の写し等
- 二 登録を受けようとする外務員が法第二百四十条の十一において準用する法第二百一条第一項各号のいずれにも該当しないことを当該外務員及び登録申請者が誓約する書面
- 三 登録を受けようとする外務員が法第二百四十条の十一において準用する法第二百一条第一項各号に掲げる行為を公正かつ的確に行うことができる知識及び経験を有することを証する書面

2 法第二百四十条の十一において準用する法第二百七項の登録の更新を受けようとする場合における法第二百四十条の十一において準用する法第二百四十四項の主務省令で定める書類は、次に掲げるものとする。

- 一 前項各号に掲げる書面
- 二 登録の更新を受けようとする外務員が法第二百四十四条第一項（法第二百四十条の十一において準用する場合を含む。）の規定による処分（その処分の日から五年を経過するまでのものに限る。）を受けたことがある場合には、その処分の日、内容及び理由を記載した書面

(外務員登録原簿の記載事項)

第二百六条の八 法第二百四十条の十一において準用する法第二百四十五項の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 登録番号
- 二 登録の年月日

三 登録申請者の氏名又は商号若しくは名称
四 外務員についての次に掲げる事項

イ 住所

ロ 役員又は使用人の別

ハ 外務員（法第二百条第一項の規定による登録に係る外務員を含む。）の職務を行ったことのある者については、その所属していた商品先物取引業者又は商品先物取引仲介業者の商号、名称又は氏名及びその行った期間

ニ 商品先物取引仲介業を行ったことのある者については、その行った期間

ホ 法第二百四十条の十一において準用する法第二百四条第一項の規定により職務の停止を命じたときは、その処分の日、理由及び期間

ヘ 法第二百四十条の十一において準用する法第二百四条第一項の規定による登録の取消し又は法第二百五条の規定による登録の抹消を行ったときは、その処分の日及び理由

（協会による外務員登録事務）

第二百六条の九 法第二百四十条の十一において準用する法第二百六条第一項の規定により、協会に、次の各号に掲げる登録に関する事務であつて当該協会に所属する協会員を所屬商品先物取引業者とする商品先物取引仲介業者に係るものを行わせるものとする。

一 法第二百四十条の十一において準用する法第二百条第三項の規定による登録申請書の受理

二 法第二百四十条の十一において準用する法第二百条第五項の規定による登録

三 法第二百四十条の十一において準用する法第二百条第六項、法第二百四十条の十一において準用する法第二百一条第二項において準用する法第十五条第五項及び第七項並びに法第二百四十条の十一において準用する法第二百四条第二項の規定による通知

四 法第二百四十条の十一において準用する法第二百一条第一項の規定による登録の拒否

五 法第二百四十条の十一において準用する法第二百一条第二項において準用する法第十五条第五項の規定による意見の聴取

六 法第二百四十条の十一において準用する法第二百三条の規定による届出の受理

七 法第二百四十条の十一において準用する法第二百四条第一項の規定による登録の取消し及び職務の停止の命令

八 法第二百四十条の十一において準用する法第二百四条第三項において準用する法第五十八条第二項の規定による参考人の意見の聴取、参考人の意見若しくは報告の提出又は鑑定人の鑑定及び法第五十九条第四項の規定による聴聞

(誠実かつ公正の原則)
第二百四十条の十二 商品先物取引仲介業者並びにその役員及び使用人は、顧客に対して誠実かつ公正に、その業務を遂行しなければならない。

(広告等の規制)

第二百四十条の十三 商品先物取引仲介業者は、その行う商品先物取引仲介業の内容について広告その他これに類似するものとして主務省令で定める行為をするときは、主務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を表示しなければならない。

- 一 当該商品先物取引仲介業者の氏名又は商号若しくは名称
- 二 商品先物取引仲介業者である旨及び当該商品先物取引仲介業者の登録番号

三 当該商品先物取引仲介業者の行う商品先物取引仲介業の内容に関する事項であつて、顧客の判断に影響を及ぼすこととなる重要なものとして政令で定めるもの

(顧客の判断に影響を及ぼす重要事項)
第三十六条 法第二百四十条の十三第一項第三号の政令で定められるのは、次に掲げるものとする。

一 商品先物取引仲介行為(法第二百四十条の十四に規定する商品先物取引仲介行為をいう。以下同じ。)に係る商品取引契約に関して顧客が支払うべき手数料、報酬その他の対価に関する事項であつて主務省令で定めるもの

二 商品先物取引仲介行為に係る商品取引契約に関して顧客が預託すべき取引証拠金等がある場合にあつては、その額又は計算方法

三 商品先物取引仲介行為に係る商品取引契約に基づく取引の額が、当該取引について顧客が預託すべき取引証拠金等の額を上回る可能性がある場合にあつては、次に掲げる事項

九 法第二百四十条の十一において準用する法第二百五条の規定による登録の抹消

(外務員の登録事務に関する届出)

第二百六条の十一 協会は、法第二百四十条の十一において準用する法第二百六条第四項の規定による届出をしようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載した書類を、主務大臣に提出しなければならない。

- 一 当該外務員の所属する商品先物取引仲介業者の氏名又は商号若しくは名称
- 二 当該外務員の所属する商品先物取引仲介業者の所属商品先物取引業者の商号又は名称
- 三 当該外務員の氏名、生年月日及び住所
- 四 処理した登録事務の内容及び処理した日
- 五 前号に掲げる登録事務の内容及び職務の停止の命令又は登録の抹消である場合には、その理由

(広告類似行為)

第二百六条の十一 法第二百四十条の十三各項の主務省令で定める行為は、郵便、信書便、ファクシミリ装置を用いて送信する方法、電子メールを送信する方法、ビラ又はパンフレットを配布する方法その他の方法(次に掲げるものを除く。)により多数の者に対して同様の内容で行う情報の提供とする。

- 一 法令又は法令に基づく行政官庁の処分に基づき作成された書類を配布する方法
- 二 商品市場における相場等の分析及び評価に関する資料であつて、商品先物取引仲介行為(法第二百四十条の十四に規定する商品先物取引仲介行為をいう。以下同じ。)に係る商品取引契約の締結の勧誘に使用しないものを配布する方法

三 次に掲げるすべての事項のみが表示されている景品その他の物品(口から二までに掲げる事項について明瞭かつ正確に表示されているものに限る。)を提供する方法(当該事項のうち景品その他の物品に表示されていない事項がある場合にあつては、当該景品その他の物品と当該事項が表示されている他の物品とを一体のものとして提供する方法を含む。)

イ 商品先物取引仲介行為に係る商品取引契約の名称又は通称
ロ この号に規定する方法により多数の者に対して同様の内容で

イ 当該取引の額が当該取引証拠金等の額を上回る可能性がある旨

ロ 当該取引の額の当該取引証拠金等の額に対する比率（当該比率を算出することができない場合にあつては、その旨及びその理由）

四 商品市場における相場等に係る変動により商品先物取引仲介行為に係る商品取引契約に基づく取引について顧客に損失が生ずることとなるおそれがあり、かつ、当該損失の額が取引証拠金等の額を上回ることとなるおそれがある場合には、その旨及びその理由

五 前各号に掲げる事項に準ずるものとして主務省令で定めるものの

行う情報の提供をする商品先物取引仲介業者の氏名若しくは商号若しくは名称又はこれらの通称

ハ 商品市場における相場等に係る変動により商品先物取引仲介行為に係る商品取引契約に基づく取引について顧客に損失が生ずることとなるおそれがある場合にあつては、当該おそれがある旨（当該損失の額が取引証拠金等の額を上回ることとなるおそれがある場合にあつては当該おそれがある旨を含み、これらの事項の文字又は数字がこれらの事項以外の事項の文字又は数字のうち最も大きなものと著しく異ならない大きさで表示されているものに限る。）

ニ 商品先物取引仲介行為に係る商品取引契約の契約締結前交付書面の内容を十分に読むべき旨

四 次に掲げる事項を明瞭かつ正確に表示し、かつ、商品デリバティブ取引を行うことによる利益の見込みその他第二百二十六条の十五で定める事項について、著しく事実と相違するような表示をし、又は著しく人を誤認させるような表示をしていない、放送事業者の放送設備により放送させる方法、商品先物取引仲介業者又は当該商品先物取引仲介業者が行う広告等（広告又はこの条に規定する行為をいう。次条において同じ。）に係る業務の委託を受けた者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を利用して顧客に閲覧させる方法並びに常時又は一定の期間継続して屋内又は屋外で公衆に表示させる方法であつて、看板、立看板、貼紙及び貼札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出させ、又は表示させるもの並びにこれらに類するもの

イ 商品先物取引仲介業者の氏名又は商号若しくは名称

ロ 商品先物取引仲介業者である旨及び当該商品先物取引仲介業者の登録番号

ハ 商品市場における相場等に係る変動により商品先物取引仲介行為に係る商品取引契約に基づく取引について顧客に損失が生ずることとなるおそれがある場合にあつては、当該おそれがある旨（当該損失の額が取引証拠金等の額を上回ることとなるおそれがある場合にあつては当該おそれがある旨を含み、音声により放送する方法を除き、当該事項以外の文字又は数字のうち最も大きなものと著しく異ならない大きさで表示されているものに限る。）

ニ 商品先物取引仲介行為に係る商品取引契約の契約締結前交付書面の内容を十分に読むべき旨

（商品先物取引仲介業の内容及び表示方法）

第二百二十六条の十二 商品先物取引仲介業者がその行う商品先物取引仲介業の内容及び表示方法については前条に規定する行為等をするときは、

法第二百四十条の十三第一項各号に掲げる事項を明瞭かつ正確に表示しなければならない。

2 商品先物取引仲介業者がその行う商品先物取引仲介業の内容について広告等をするときは、令第三十六条第四号及び第二百二十六条の十四第一号に掲げる事項の文字又は数字をこれらの事項以外の事項の文字又は数字のうち最も大きいものと著しく異ならない大きさで表示するものとする。

(顧客が支払うべき対価に関する事項)

第二百二十六条の十三 令第三十六条第一号の主務省令で定めるものは、手数料、報酬、費用その他いかなる名称によるかを問わず、商品先物取引仲介行為に係る商品取引契約に関して顧客が支払うべき対価(受渡しに係る価額、法第二条第三項第四号並びに第十四項第四号及び第五号に規定する取引の対価の額並びに取引証拠金等の額を除く。この条、第二百二十六条の十五及び第二百二十六条の十六において「手数料等」という。)の種類ごとの金額若しくはその上限額又はこれらの計算方法(当該商品取引契約に基づく取引の額(令第三十六条第三号に規定する取引の額をいう。))に対する割合を含む。)の概要及び当該金額の合計額若しくはその上限額又はこれらの計算方法の概要とする。ただし、これらの表示をすることができない場合にあつては、その旨及びその理由とする。

(顧客の判断に影響を及ぼす重要事項)

第二百二十六条の十四 令第三十六条第五号の主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 商品市場における相場等に係る変動により商品先物取引仲介行為に係る商品取引契約に基づく取引について顧客に損失が生ずることとなるおそれがある場合(当該損失の額が取引証拠金等の額を上回ることとなるおそれがある場合を除く。)には、その旨及びその理由

二 商品先物取引仲介行為に係る商品取引契約に基づく店頭商品デリバティブ取引について、商品先物取引仲介業者が表示する商品の売付けの価格と買付けの価格(次のイからハまでに掲げる取引の場合にあつては、当該イからハまでに定めるものを含む。)とに差がある場合には、その旨

イ 法第二条第十四項第二号又は第三号に掲げる取引の場合 現実価格若しくは現実数値が約定価格等を上回った場合に金銭を支払う立場の当事者となる取引の約定価格等と当該金銭を受領する立場の当事者となる取引の約定価格等又はこれらに類似するもの

ロ 法第二条第十四項第四号又は第五号に掲げる取引の場合 同項第四号又は第五号に規定する権利を付与する立場の当事者と

2 商品先物取引仲介業者は、その行う商品先物取引仲介業に関して広告その他これに類似するものとして主務省令で定める行為をするときは、商品デリバティブ取引を行うことによる利益の見込みその他主務省令で定める事項について、著しく事実と相違する表示をし、又は著しく人を誤認させるような表示をしてはならない。

(商号等の明示)

第二百四十条の十四 商品先物取引仲介業者は、第二条第二十二項各号に規定する媒介(以下この章において「商品先物取引仲介行為」という。)を行うおとすときは、あらかじめ、顧客に対し次に掲げる事項を明らかにしなければならない。

- 一 所属商品先物取引業者の商号又は名称
- 二 所属商品先物取引業者の代理権がない旨
- 三 次条の規定の趣旨
- 四 その他主務省令で定める事項

なる取引の当該権利の対価の額と当該権利を取得する立場の当事者となる取引の当該権利の対価の額

ハ 第二条第十四項第六号に掲げる取引の場合 商品の価格若しくは商品指数が約定した期間に上昇した場合に金銭を支払う立場の当事者となる取引における約定した期間の開始時の当該商品の価格若しくは商品指数と当該商品の価格若しくは商品指数が約定した期間に上昇した場合に金銭を受領する立場の当事者となる取引における約定した期間の開始時の当該商品の価格若しくは商品指数又はこれらに類するもの

三 商品先物取引仲介行為に係る商品取引契約に関する重要な事項について顧客の不利益となる事実がある場合には、当該不利益となる事実の内容

四 当該商品先物取引仲介業者の所属商品先物取引業者が商品先物取引協会に加入している場合には、その旨及び当該商品先物取引協会の名称

(誇大広告等をしてはならない事項)

第二百二十六条の十五 法第二百四十条の十三第二項の主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 商品先物取引仲介行為に係る商品取引契約の解除に関する事項
- 二 商品先物取引仲介行為に係る商品取引契約に係る損失の全部若しくは一部の負担又は利益の保証に関する事項
- 三 商品先物取引仲介行為に係る商品取引契約に係る損害賠償額の予定(違約金を含む。)に関する事項
- 四 商品先物取引仲介行為に係る商品取引契約に係る商品市場又は外国商品市場に関する事項
- 五 所属商品先物取引業者の資力又は信用に関する事項
- 六 所属商品先物取引業者の商品先物取引業の実績に関する事項
- 七 商品先物取引仲介行為に係る商品取引契約に関して顧客が支払うべき手数料等の額又は計算方法、その支払の方法及び時期並びにその支払先に関する事項

(明示事項)

第二百二十六条の十六 法第二百四十条の十四第四号の主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 所属商品先物取引業者が二以上ある場合において、顧客が行お

(金銭等の預託の禁止)

第二百四十条の十五 商品先物取引仲介業者は、いかなる名目によるかを問わず、その行う商品先物取引仲介業に関して、顧客から金銭若しくは有価証券の預託を受け、又は当該商品先物取引仲介業者と密接な関係を有する者として政令で定める者に顧客の金銭若しくは有価証券を預託させてはならない。

(禁止行為)
第二百四十条の十六 商品先物取引仲介業者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- 一 商品先物取引仲介業に関連し、次に掲げるいずれかの行為を行うこと。
 - イ 第二百四十一条に該当する行為
 - ロ 第二百四十二条に該当する行為
 - ハ 第二百四十五条から第九号までに該当する行為
- 二 商品投資顧問契約に係る業務を行う場合には顧客のために行う商品投資(商品投資に係る事業の規制に関する法律第二条第一項

(商品先物取引仲介業者と密接な関係を有する者の範囲)

第三十七条 法第二百四十条の十五の政令で定める者は、次に掲げる者とする。ただし、当該商品先物取引仲介業者の所属商品先物取引業者(法第二百四十条の三第一項第四号に規定する所属商品先物取引業者をいう)、銀行その他の主務省令で定める者を除く。

- 一 当該商品先物取引仲介業者(個人である者に限る。)の親族(配偶者並びに三親等以内の血族及び姻族に限る。)
- 二 当該商品先物取引仲介業者の役員又は使用人(前号に掲げる者を除く。)

- 三 当該商品先物取引仲介業者が支配関係(他の法人の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権(社債、株式等の振替に関する法律第四百七条第一項又は第四百八条第一項(これらの規定を同法第二百二十八条第一項、第二百三十五条第一項、第二百三十九条第一項及び第二百七十六条(第二号に係る部分に限る。))において準用する場合を含む。)の規定により発行者に対抗することができない株式又は持分に係る議決権を含む。)を保有している関係その他その法人の事業活動を実質的に支配することが可能なものとして主務省令で定める関係をいう。次号並びに第四十六条第二号及び第三号において同じ。)を有する法人
- 四 当該商品先物取引仲介業者(法人である者に限る。次号において同じ。)に対して支配関係を有する法人
- 五 当該商品先物取引仲介業者の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する個人(第二号に掲げる者を除く。)
- 六 前各号に掲げる者に準ずる者として主務省令で定める者

うとする取引につき顧客が支払う金額又は手数料等が所属商品先物取引業者により異なる場合は、その旨

- 二 所属商品先物取引業者が二以上ある場合には、顧客の取引の相手方となる所属商品先物取引業者の商号又は名称

(商品先物取引仲介業者と密接な関係を有する者から除かれる者)
第二百二十六条の十七 令第三十七条ただし書の主務省令で定める者は、次に掲げるものとする。

- 一 当該商品先物取引仲介業者の所属商品先物取引業者
- 二 銀行
- 三 協同組織金融機関
- 四 保険会社
- 五 信託会社
- 六 株式会社商工組合中央金庫

(実質的支配が可能な関係)

第二百二十六条の十八 令第三十七条第三号の主務省令で定める関係は、次に掲げる者とする。

- 一 子会社に対する関係
- 二 関連会社に対する関係

- に規定するものをいう。)に関する情報を利用して当該顧客以外の顧客に対して勧誘する行為
- 二 商品先物取引仲介業により知り得た商品先物取引仲介業に係る顧客の商品デリバティブ取引に係る注文の動向その他特別の情報を利用して、自己の計算において商品市場における取引(商品清算取引を除く)、外国商品市場取引及び店頭商品デリバティブ取引を行う行為
- 三 前二号に掲げるもののほか、商品先物取引仲介行為に関する行為であつて、委託者等の保護に欠け、又は取引の公正を害するものとして主務省令で定めるもの

(禁止行為)

第二百六条の十九 法第二百四十条の十六第三号の主務省令で定める

行為は、次に掲げる行為とする。

- 一 委託者等の指示を遵守することその他の商品先物取引仲介行為に係る商品取引契約に基づく委託者等に対する債務の全部又は一部の履行を拒否し、又は不当に遅延させること。
- 二 顧客の指示を受けないで、顧客の計算によるべきものとして商品先物取引仲介行為を行うこと。
- 三 商品先物取引仲介行為につき、顧客若しくはその指定した者に対し、特別の利益を提供することを約し、又は顧客若しくはその指定した者に対し特別の利益を提供すること(第三者をして特別の利益の提供を約させ、又はこれを提供させることを含む)。
- 四 商品先物取引仲介行為につき、顧客(特定委託者及び特定当業者を除く。)に対し、取引単位を告げないで勧誘すること。
- 五 商品先物取引仲介行為につき、決済を結了する旨の意思を表示した顧客(特定委託者及び特定当業者を除く。)に対し、引き続き当該取引を行うことを勧めること。
- 六 商品先物取引仲介行為に関して、重要な事項について誤解を生ぜしめるべき表示をすること。
- 七 法第二百四十九条第九号に規定する商品取引契約の締結を勧誘する目的があることを顧客(特定委託者及び特定当業者を除く。)にあらかじめ明示しないで当該顧客を集めて当該商品取引契約の締結を勧誘すること。
- 八 商品市場における相場又は商品市場における相場若しくは取引高に基づいて算出した数値を変動させ、又は取引高を増加させることにより実勢を反映しない作為的なものとなることを知りながら、商品市場における取引等の委託の媒介を行うこと。
- 九 商品投資顧問契約に係る業務を行う場合には、商品投資顧問契約に係る取引を結了させ、又は反対売買を行わせるため、その旨を説明することなく当該商品投資顧問契約を締結している顧客以外の者に対して商品デリバティブ取引を勧誘する行為
- 十 当該商品先物取引仲介業者の役員又は使用人による職務の執行が法に適合することを確保するための体制を整備していないと認められる状況にあるにもかかわらず、第二百二条の二第二号又は第三号に該当する行為を行うこと。

(損失補てん等の禁止等に関する商品先物取引業者に係る規定の準用)
第二百四十条の十七 第二百四十四条の三第一項、第三項及び第五項並びに第二百十五条の規定は商品先物取引仲介業者について、第二百四十四条の三第二項及び第四項の規定は商品先物取引仲介業者の顧客について、それぞれ準用する。この場合において、同条第三項中「当該商品先物取引業者が」とあるのは、「当該商品先物取引仲介業者の所属商品先物取引業者が」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(商品先物取引仲介業者について準用する法の規定の読替え)
第三十八条 法第二百四十条の十七の規定により商品先物取引仲介業者について法第二百十五条の規定を準用する場合においては、同条中「商品取引契約」とあるのは「商品先物取引仲介行為に係る商品取引契約」と、「商品先物取引業者」とあるのは「商品先物取引仲介業者」と読み替えるものとする。

(事故の確認を要しない場合)
第二百六条の二十 法第二百四十条の十七において準用する法第二百四十四条の三第三項ただし書の主務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。
一 裁判所の確定判決を得ている場合
二 裁判所の和解が成立している場合
三 民事調停法第十六条に規定する調停が成立している場合又は同法第十七条の規定により裁判所の決定が行われ、かつ、同法第十八条第一項に規定する期間内に異議の申立てがない場合
四 商品取引所の仲介、商品先物取引協会の苦情の解決、あつせん若しくは調停又は主務大臣が指定する団体のあつせんによる和解が成立している場合
五 弁護士法第三十三条第一項に規定する会則若しくは当該会則の規定により定められた規則に規定する機関におけるあつせんによる和解が成立している場合又は当該機関における仲裁判断がされている場合
六 消費者基本法第十九条第一項若しくは第二十五条に規定するあつせんによる和解が成立している場合又は同条に規定する合意による解決が行われている場合
七 認証紛争解決事業者が行う認証紛争解決手続による和解が成立している場合
八 和解が成立している場合であつて、次に掲げるすべての要件を満たす場合
イ 当該和解の手続について弁護士又は司法書士が顧客を代理していること。
ロ 当該和解の成立により所属商品先物取引業者が顧客に対して支払をすることとなる額が千万円を超えないこと。
ハ ロの支払が事故による損失の全部又は一部を補てんするために行われるものであることをイの弁護士又は司法書士が調査し、確認したことを証する書面が商品先物取引仲介業者及び当該商品先物取引仲介業者の所属商品先物取引業者に交付されていること。
九 商品先物取引仲介業者の所属商品先物取引業者の代表者等が第二百十二条第二項各号に掲げる行為により顧客に損失を及ぼした場合で、一日の取引において顧客に生じた損失について顧客に対して申し込み、約束し、又は提供する財産上の利益が十万円に相当する額を上回らないとき。
十 商品先物取引仲介業者の代表者等が第二百十二条第二項第三号及び第四号に掲げる行為により顧客に損失を及ぼした場合（法第二百二十二条に規定する帳簿又は顧客の注文の内容の記録により事故であることが明らかである場合に限る。）

2 前項第九号の利益は、第一百二十二条第二項各号に掲げる行為の区分ごとに計算するものとする。この場合において、同項第三号及び第四号に掲げる行為の区分に係る利益の額については、前項第十号に掲げる場合において申し込み、約束し、又は提供する財産上の利益の額を控除するものとする。

3 所属商品先物取引業者は、第一項第四号（協会の苦情の解決及び主務大臣の指定する団体のあっせんによる和解に限る。）及び第五号から第十号までに掲げる場合において、法第二百四十条の十七において準用する法第二百四十四条の第三項ただし書の確認を受けず、顧客に対し、財産上の利益を提供する旨を申し込み、若しくは約束し、又は財産上の利益を提供したときは、その申込み若しくは約束又は提供をした日の属する月の翌月末日までに、第二百二十六条の二十二各号に掲げる事項を、主務大臣に報告しなければならない。ただし、当該報告をする者の所属商品先物取引業者が、協会の会員である場合にあつては、協会を経由しなければならない。

（事故の確認申請手続）

第二百二十六条の二十一 法第二百四十条の十七において準用する法第二百四十四条の第三項ただし書の確認を受けようとする者は、法第二百四十条の十七において準用する法第二百四十四条の第三項の規定による申請書及び書類を、主務大臣に提出しなければならない。ただし、当該確認を受けようとする者の所属商品先物取引業者が、協会の会員である場合にあつては、協会を経由しなければならない。

（確認申請書の記載事項）

第二百二十六条の二十二 法第二百四十条の十七において準用する法第二百四十四条の第三項の主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 所属商品先物取引業者の商号又は名称
- 二 事故の発生した本店、支店その他の営業所又は事務所の名称及び所在地
- 三 確認を受けようとする事実に関する次に掲げる事項
 - イ 事故となる行為に係る商品先物取引仲介業者の氏名又は商号若しくは名称及び代表者等の氏名又は部署の名称
 - ロ 顧客の氏名及び住所（法人にあつては、商号又は名称、本店又は主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）
 - ハ 事故の概要
 - ニ 補てんに係る顧客の損失が事故に起因するものである理由
 - ホ 申込み若しくは約束又は提供をしようとする財産上の利益の額

四 その他参考となるべき事項

(商品先物取引仲介業者の説明義務及び損害賠償責任)

第二百四十条の十八 商品先物取引仲介業者は、商品先物取引仲介行為を行うおとす場合には、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、顧客に対し、第二十七条第一項各号に掲げる事項について説明をしなければならない。ただし、第二十八条第三項の規定により説明をすることを要しない場合は、この限りでない。

2 前項の説明は、顧客の知識、経験、財産の状況及び顧客の商品取引契約を締結しようとする目的に照らして、当該顧客に理解されるために必要な方法及び程度によるものでなければならない。

3 商品先物取引仲介業者は、顧客に対し第一項の規定により説明をしなければならない場合において、第二百四十条の十六(第一号に係る部分に限る。)の規定に違反したとき、又は第二十七条第一項第一号から第三号までに掲げる事項について説明をしなかつたときは、これによつて当該顧客の当該商品取引契約につき生じた損害を賠償する責めに任ずる。

(金融商品の販売等に関する法律の準用)

第二百四十条の十九 金融商品の販売等に関する法律第六条から第九条までの規定は、商品先物取引仲介業者が行う商品先物取引仲介行為について準用する。この場合において、同法第六条第一項中「前条」とあるのは「商品先物取引法第二百四十条の十八第三項」と、同項及び同法第七条中「重要事項について説明をしなかつたこと又は断定的判断の提供等を行ったこと」とあるのは「商品先物取引法第二百四十条の十六(第一号に係る部分に限る。)」の規定に違反したこと又は同法第二十七条第一項第一号から第三号までに掲げる事項について説明をしなかつたこと」と、同法第九条第二項第一号中「当該金融商品の販売に係る契約」とあるのは「商品取引契約」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(確認申請書の添付書類)

第二百二十六条の二十三 法第二百四十条の十七において準用する法第二百四十四条の三第五項の主務省令で定めるものは、顧客が前条各号に掲げる事項の内容を確認したことを証明する書類その他参考となるべき資料とする。

2 前項の規定は、法第二百四十条の十七において準用する法第二百四十四条の三第五項の規定による申請書が同条第一項第二号の申込みに係るものである場合には、適用しない。

(説明の方法)

第二百二十六条の二十四 商品先物取引仲介業者の所属商品先物取引業者は、その委託を行った商品先物取引仲介業者が法第二百四十条の十八第一項の規定により顧客に対して説明をしようとするときは、当該説明に先立って、当該顧客に対し契約締結前交付書面を交付しなければならない。

2 前項に規定する場合において、既に当該商品先物取引仲介業者が当該契約締結前交付書面を交付しているときは、当該所属商品先物取引業者は、法第二百四十七条第一項の規定にかかわらず、契約締結前交付書面を交付することを要しない。

(勧誘方針の策定を要しない者等)

第三十九条 法第二百四十条の十九の規定により準用する金融商品の販売等に関する法律第九条第一項ただし書に規定する政令で定める者は、法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人であつて国又は地方公共団体の全額出資に係る法人とする。

2 法第二百四十条の十九の規定により準用する金融商品の販売等に関する法律第九条第三項に規定する政令で定める方法は、商品先物取引仲介業者の本店等において勧誘方針を見やすいように掲示する方法又は勧誘方針を閲覧に供する方法及び次の各号に掲げる場合に該当するときは、当該各号に定める方法とする。

一 商品先物取引仲介業者が、その支店等において商品先物取引仲介行為を行う場合 商品先物取引仲介行為を行う支店等ごとに、勧誘方針を見やすいように掲示する方法又は勧誘方針を閲覧に供する方法

二 商品先物取引仲介業者が、自動送信により商品先物取引仲介行為を行う場合(前号に掲げる場合に該当する場合を除く。)

(商品先物取引仲介業者が行う商品先物取引仲介行為について準用する金融商品の販売等に関する法律の規定の読替え)

第四十条 法第二百四十条の十九の規定により商品先物取引仲介業者が行う商品先物取引仲介行為について金融商品の販売等に関する法律第九条第一項の規定を準用する場合においては、同項中「場合又は特定顧客のみを顧客とする金融商品販売業者等である場合」とあるのは、「場合」と読み替えるものとする。

(帳簿の作成等)

第二百四十条の二十 商品先物取引仲介業者は、主務省令で定めるところにより、商品先物取引仲介業に関する帳簿を作成し、これを保存しなければならない。

(報告書の提出)

第二百四十条の二十一 商品先物取引仲介業者は、事業年度ごとに、主務省令で定めるところにより、事業報告書を作成し、毎事業年度経過後三月以内に、これを主務大臣に提出しなければならない。

第三節 監督

(報告徴収及び立入検査)

第二百四十条の二十二 主務大臣は、この法律の施行のため必要があると認めるときは、商品先物取引仲介業者に対し、その業務に関し参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又はその職員に、商品先物取引仲介業者の営業所若しくは事務所に立ち入り、帳簿、書類その他業務に係る物件を検査させることができる。

2 主務大臣は、この法律の施行のため特に必要があると認めるときは、商品先物取引仲介業者と取引をする者に対し、当該商品先物取引仲介業者の業務に関し参考となるべき報告又は資料の提出を求めることが

(帳簿の作成)

第二百二十六条の二十五 商品先物取引仲介業者は、法第二百四十条の二十の規定により、商品先物取引仲介業に関する取引につき、別表第五に定める帳簿を作成しなければならない。

(電磁的方法による保存)

第二百二十六条の二十六 別表第五に定める帳簿の内容が、電磁的方法により記録され、当該記録が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるようして保存されるときは、当該記録の保存をもつて前条第二項に規定する帳簿の保存に代えることができる。この場合において、商品先物取引仲介業者は、当該記録が滅失し、又はき損することを防止するために必要な措置を講じなければならない。

(事業報告書の作成等)

第二百二十六条の二十七 法第二百四十条の二十一の規定により商品先物取引仲介業者が提出する事業報告書は、様式第十四号により作成しなければならない。

3 第二百五十七条第三項及び第四項の規定は、第一項の規定による立入
検査について準用する。

(監督上の処分)

第二百四十二条の二十三 主務大臣は、商品先物取引仲介業者が次の各号
のいずれかに該当する場合においては、当該商品先物取引仲介業者の
第二百四十二条の第二項の登録を取り消し、六月以内の期間を定めて
商品先物取引仲介業者の全部又は一部の停止を命じ、その他監督上必要
な事項を命ずることができる。

一 第十五条第二項第一号ハ、ニ（この法律に相当する外国の法令の
規定に係る部分に限る。）、ホ、リ又はヲのいずれかに該当すること
となつたとき。

二 不正の手段により第二百四十二条の第二項の登録を受けたとき。

三 この法律、この法律に基づく命令又はこの法律に基づいてする主
務大臣の処分に違反したとき。

2 主務大臣は、商品先物取引仲介業者の役員が前項第三号に該当する
行為をしたときは、当該商品先物取引仲介業者に対し、当該役員の解
任を命ずることができる。

(登録の抹消)

第二百四十二条の二十四 主務大臣は、第二百四十二条の七第二項の規定に
より第二百四十二条の第二項の登録がその効力を失つたとき、又は前
条第一項の規定により第二百四十二条の第二項の登録を取り消したと
きは、当該登録を抹消しなければならない。

(準用)

第二百四十二条の二十五 第十五条第五項から第九項までの規定は第二百
四十二条の第二項の登録について、第百五十八条第二項の規定は第二
百四十二条の二十三の規定による処分について、第百五十九条第四項の
規定は第二百四十二条の二十三の規定による登録の取消し又は役員の解
任の命令に係る聴聞について、第二百四十二条の規定は商品先物取引仲
介業者について、それぞれ準用する。この場合において、第十五条第
五項中「第一項各号に適合していないと認めるとき、又は第二項各号
のいずれかに該当すると認めるとき」とあるのは、「第二百四十二条の
五各号のいずれかに該当するとき」と読み替えるものとする。

第四節 雑則

(所属商品先物取引業者の賠償責任)

第二百四十二条の二十六 商品先物取引仲介業者の所属商品先物取引業者
は、その委託を行つた商品先物取引仲介業者が商品先物取引仲介業者

つき顧客に加えた損害を賠償する責任を負う。ただし、当該所属商品先物取引業者がその商品先物取引仲介業者への委託につき相当の注意をし、かつ、その者の行う商品取引仲介行為につき顧客に加えた損害の発生防止に努めたときは、この限りでない。

第五章 商品先物取引協会

第一節 総則

(目的及び法人格)

第二百四十一条 商品先物取引協会(以下この章及び第八章において「協会」という。)は、商品デリバティブ取引等(第二条第二十二項各号に掲げる行為をいう。以下この章において同じ。)を公正かつ円滑ならしめ、かつ、委託者等の保護を図ることを目的とする。

2 協会は、法人とする。

(業務の制限)

第二百四十二条 協会は、営利の目的をもつて業務を営んではならない。

2 協会は、その目的を達成するために直接必要な業務及びその業務に附帯する業務以外の業務を営んではならない。

(住所)

第二百四十三条 協会の住所は、その主たる事務所の所在地にあるものとする。

(名称)

第二百四十四条 協会でない者は、その名称中に商品先物取引協会であると誤認されるおそれのある文字を用いてはならない。

2 協会に加入していない者は、その名称中に商品先物取引協会の会員(以下この章において「協会員」という。)であると誤認されるおそれのある文字を用いてはならない。

第二節 設立

(設立の認可)

第二百四十五条 商品先物取引業者は、協会を設立しようとするときは、主務大臣の認可を受けなければならない。

(定款記載事項)

第二百四十六条 協会の定款には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 目的
- 二 名称
- 三 事務所の所在地
- 四 協会員たる資格に関する事項
- 五 協会員の加入及び脱退に関する事項
- 六 協会員の経費の分担に関する事項
- 七 協会員に対する監査及び制裁に関する事項
- 八 役員の数、任期、選任及び構成に関する事項
- 九 協会員の役員及び使用人並びに商品先物取引仲介業者（協会員を所属商品先物取引業者とする商品先物取引仲介業者に限る。以下この章において同じ。）の役員及び使用人の資質の向上に関する事項
- 十 協会員総会に関する事項
- 十一 理事会その他の会議に関する事項
- 十二 商品デリバティブ取引等に関して協会員間又は協会員若しくは商品先物取引仲介業者と顧客との間に生じた紛争についてのあつせん及び調停その他の紛争の解決に関する事項
- 十三 会計及び資産に関する事項
- 十四 公告の方法

(認可の申請)

第二百四十七条 第二百四十五条の認可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を主務大臣に提出しなければならない。

- 一 名称
- 二 事務所所在地
- 三 役員の名及び住所並びに協会員の商号
- 2 前項の申請書には、定款、制裁規程、紛争処理規程その他主務省令で定める書類を添付しなければならない。

(認可の基準)

第二百四十八条 主務大臣は、第二百四十五条の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、認可をしなければならない。

- 一 定款、制裁規程、紛争処理規程その他の規則の規定が法令に違反せず、かつ、定款、制裁規程又は紛争処理規程に規定する業務の方

(協会の設立認可申請書の添付書類)

第二百二十七条 法第二百四十七条第二項の主務省令で定める書類は、次に掲げるもの（官公署が証明する書類の場合には、認可の申請の日前三月以内に作成されたものに限る。）とする。

- 一 認可申請者が法第十五条第二項第一号ハからホまで、リ又はヲのいずれにも該当しないことを誓約する書面
- 二 役員住民票の写し等、履歴書、その者が法第十五条第二項第一号イ及びロに該当しない旨の官公署の証明書（その者が外国人である場合を除く。）並びにその者が法第十五条第二項第一号ハからルまで（その者が外国人の場合には、同号イからルまで）のいずれにも該当しないことを誓約する書面
- 三 設立総会の議事録

法、協会員の資格その他の事項が適当であつて、商品デリバティブ取引等を公正かつ円滑ならしめ、及び委託者等を保護するために十分であること。

二 当該申請に係る協会がこの法律の規定に適合するように組織されるものであること。

三 申請書又はこれに添付すべき書類のうちに重要な事項について虚偽の記載がないこと。

四 認可申請者が第十五条第二項第一号ハからホまで、リ又はヲのいずれかに該当する者でないこと。

五 役員のうち第十五条第二項第一号イからルまでのいずれかに該当する者がいないこと。

2 第十五条第五項から第九項までの規定は、第二百四十五条の認可について準用する。

(登記)

第二百四十九条 協会は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 協会は、その主たる事務所の所在地において、設立の登記をすることによつて成立する。

3 第一項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

(定款等の変更)

第二百五十条 協会の定款、制裁規程又は紛争処理規程の変更は、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 協会は、前項の認可を受けようとするときは、申請書に主務省令で定める書類を添付して、主務大臣に提出しなければならない。

3 協会は、第二百四十七条第一項第二号又は第三号に掲げる事項について変更があつたときは、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。協会の規則(定款、制裁規程及び紛争処理規程を除く。)の作成、変更又は廃止があつたときも、同様とする。

4 第二百四十八条第一項第一号の規定は、第一項の認可について準用する。

(定款等の変更認可申請書の添付書類)

第二百二十八条 法第二百五十条第二項の主務省令で定める書類は、次掲げるものとする。

一 変更の理由を記載した書面

二 新旧条文の対照表

三 定款の変更認可申請書にあつては、総会の議事録

四 制裁規程又は紛争処理規程の変更認可申請書にあつては、定款

その他の規則で定める変更の手續を完了したことを証する書面

(協会員たる資格)

第二百五十一条 協会員たる資格を有する者は、商品先物取引業者に限る。

2 協会は、その定款において、第五項に定める場合を除くほか、商品先物取引業者は何人も協会員として加入することができる旨を定めなければならない。

3 協会は、その定款において、詐欺行為、相場を操縦する行為又は不当な手数料若しくは費用の徴収その他協会員及び商品先物取引仲介業者の不当な利得行為を防止して、取引の信義則を助長することに努める旨を定めなければならない。

4 協会は、その定款において、協会員に法令及び協会の定款その他の規則を遵守するための当該協会員及び当該協会員を所属商品先物取引業者とする商品先物取引仲介業者の社内規則及び管理体制を整備させることにより、法令又は協会の定款その他の規則に違反する行為を防止して、委託者等の信頼を確保することに努める旨を定めなければならない。

5 協会は、その定款において、この法律、この法律に基づく命令若しくはこの法律に基づいてする主務大臣の処分若しくは協会若しくは商品取引所の定款その他の規則に違反し、又は取引の信義則に背反する行為をして、商品市場における取引若しくは商品先物取引業の停止を命ぜられ、又は協会若しくは商品取引所から除名若しくは取引資格の取消しの処分を受けたことのある者については、その者が協会員として加入することを拒否することができる旨を定めることができる。

(名簿の縦覧)

第二百五十二条 協会は、協会員の名簿を公衆の縦覧に供しなければならない。

(制裁規程)

第二百五十三条 協会は、その定款において、協会員又は当該協会員を所属商品先物取引業者とする商品先物取引仲介業者が、この法律、この法律に基づく命令若しくはこの法律に基づいてする主務大臣の処分若しくは当該協会の定款、紛争処理規程その他の規則に違反し、又は取引の信義則に背反する行為をしたときは、制裁規程の定めるところにより、当該協会員に対し、過怠金を課し、若しくは定款の定める協会の権利の停止若しくは制限を命じ、又は当該協会員を除名する旨を定めなければならない。

第四節 機関

(役員)

第二百五十四条 協会に、役員として、会長一人、理事二人以上及び監事二人以上を置く。

(会長及び理事の権限)

第二百五十五条 会長は、協会を代表し、その事務を総理する。

2 理事は、定款の定めるところにより、協会を代表し、会長を補佐して協会の事務を掌理し、会長に事故があるときにはその職務を代理し、会長が欠員のときにはその職務を行う。

(監事の権限)

第二百五十六条 監事は、協会の事務を監査する。

2 監事は、いつでも会長若しくは理事に対して事務の報告を求め、又は協会の事務及び財産の状況を調査することができる。

3 監事は、会長が協会員総会に提出しようとする書類を調査し、協会員総会にその意見を報告しなければならない。

(役員欠格条件)

第二百五十七条 第四十九条の規定は、協会の役員について準用する。

(仮理事又は仮監事)

第二百五十八条 主務大臣は、理事又は監事の職を行う者がいない場合において、必要があると認めるときは、仮理事又は仮監事を選任することができる。

第五節 紛争の解決

(苦情の解決)

第二五十九条 協会は、協会員又は商品先物取引仲介業者の顧客等から協会員又は商品先物取引仲介業者の行う業務に関する苦情について解決の申出があつたときは、その相談に応じ、申出人に必要な助言をし、その苦情に係る事情を調査するとともに、当該協会員又は商品先物取引仲介業者に対し、その苦情の内容を通知してその迅速な処理を求めなければならない。

2 協会は、前項の申出に係る苦情の解決について必要があると認めるときは、当該協会員又は商品先物取引仲介業者に対し、文書若しくは口頭による説明を求め、又は資料の提出を求めることができる。

(苦情の処理状況の報告書の提出)

第二百二十九条 協会は法第二五十九条第一項の規定により苦情の相談に応じたときは、毎月末日現在における当該苦情の処理状況についての報告書を作成し、当該報告に係る月の翌月の十日までに主務大臣に提出するものとする。

2 前項の報告書には、半期ごとに、次に掲げる調書を添付し、提出するものとする。

- 一 苦情処理状況通知書
- 二 商品先物取引業者等別苦情受付処理件数表
- 三 商品取引所別苦情受付件数表

3 協会員又は商品先物取引仲介業者は、協会から前項の規定による求めがあつたときは、正当な理由がないのに、これを拒んではならない。

4 協会は、第一項の申出、当該苦情に係る事情及びその解決の結果について協会員又は商品先物取引仲介業者に周知させなければならない。

(あつせん・調停委員会)

第二百六十条 協会は、紛争処理規程において、商品デリバティブ取引等に関して協会員間又は協会員若しくは商品先物取引仲介業者と顧客との間に生じた紛争（次条において「商品デリバティブ取引等に係る紛争」という。）について、あつせん及び調停を行うため、先物取引について学識経験を有することその他主務省令で定める要件に該当する委員をもつて組織されるあつせん・調停委員会（次条において「委員会」という。）を置く旨を定めなければならない。

(あつせん及び調停の実施)

第二百六十一条 協会は、商品デリバティブ取引等に係る紛争について

(あつせん・調停委員会委員の要件)

第三百十条 法第二百六十条の主務省令で定める要件は、次の各号のいずれにも該当することとする。

一 法第十五条第二項第一号イからルまでのいずれにも該当しないこと。

二 次のイからヌまでのいずれにも該当しない者であること。

イ 公務員で懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者

ロ 弾劾裁判所の罷免の裁判を受けた者

ハ 弁護士法又は外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）の規定による懲戒処分により弁護士会からの除名の処分を受け、当該処分の日から三年を経過しない者

ニ 公認会計士法（昭和二十三年法律第三号）、税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）又は司法書士法の規定による懲戒処分により、公認会計士の登録の抹消、税理士の業務の禁止の処分又は司法書士の業務の禁止の処分を受け、当該処分の日から三年を経過しない者

ホ 当事者（商品デリバティブ取引等に係る紛争（法第二百六十条に規定する商品デリバティブ取引等に係る紛争をいう。チにおいて同じ。）の当事者（当該当事者が商品先物取引仲介業者である場合にあつては、当該商品先物取引仲介業者の所属商品先物取引業者を含む。）をいう。以下この号において同じ。）又はその配偶者若しくは配偶者であつた者

ヘ 当事者の四親等内の血族、三親等内の姻族若しくは同居の親族である者又はこれらであつた者

ト 当事者の後见人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人である者

チ 商品デリバティブ取引等に係る紛争について当事者の代理人若しくは補佐人である者又はこれらであつた者

リ 当事者から役務の提供により収入を得ている者又は得ないこととなつた日から三年を経過しない者

ヌ 商品先物取引業者又は商品先物取引仲介業者（法人である者に限る。）の役員である者

(あつせん及び調停の処理状況の報告書の提出)

第三百十一条 協会は法第二百六十一条の規定によりあつせん又は調停

を行ったときは、毎月末日現在における当該あつせん又は調停の処理状況についての報告書を作成し、当該報告に係る月の翌月の十日までに主務大臣に提出しなければならない。

- 当事者である協会員、商品先物取引仲介業者又は顧客からあつせん又は調停の申出があつたときは、遅滞なく、紛争処理規程で定めるところにより、委員会によるあつせん又は調停を行うものとする。
- 2 協会は、その紛争処理規程において、次に掲げる事項に関する細則を定めなければならない。
- 一 あつせん及び調停の申出手続
 - 二 あつせん及び調停の方法
 - 三 前二号に掲げる事項のほか、あつせん及び調停に関し必要な事項
- 3 協会は、あつせん及び調停の円滑な実施を図るため必要があるときは、商品取引所に対し、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

第六節 解散

第二百六十二条 協会は、次の事由によつて解散する。

- 一 定款で定めた解散事由の発生
 - 二 協会員総会の決議
 - 三 破産手続開始の決定
 - 四 設立の認可の取消し
- 2 協会は、前項第一号から第三号までの規定により解散したときは、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。
- 3 前二項に定めるもののほか、協会の解散に関し必要な事項は、政令で定める。

第七節 監督

(報告徴収及び立入検査)

- 第二百六十三条 主務大臣は、この法律の施行のため必要があると認めるときは、協会若しくはその協会員に対し、その業務若しくは財産に関し参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又はその職員に、協会若しくはその協会員の事務所若しくは営業所に立ち入り、帳簿、書類その他業務に係るのある物件を検査させることができる。
- 2 第二百五十七条第三項及び第四項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

(業務改善命令)

第二百六十四条 主務大臣は、商品デリバティブ取引等を公正かつ円滑ならしめ、又は委託者等を保護するため必要かつ適当であると認めるときは、その必要の限度において、協会に対し、当該協会の定款、制裁規程、紛争処理規程その他の規則の変更その他業務の運営の改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

第三百二十二条 削除

第三百三十条 削除

(協会に対する監督上の処分)

第二百六十五条 主務大臣は、協会がこの法律、この法律に基づく命令若しくはこの法律に基づいてする主務大臣の処分若しくは定款その他の規則(以下この条において「この法律等」という。)に違反した場合又は協会員若しくは商品先物取引仲介業者がこの法律等に違反する行為をしたにもかかわらず、当該協会員若しくは商品先物取引仲介業者に対しこの法律等を遵守させるために当該協会がこの法律、この法律に基づく命令若しくは当該定款により認められた権能の行使その他必要な措置をすることを怠つた場合において、商品デリバティブ取引等を公正かつ円滑ならしめ、又は委託者等を保護するため必要かつ適当であると認めるときは、その設立の認可を取り消し、一年以内の期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止を命じ、その業務の一部の禁止を命じ、又はその役員員の解任を命ずることができる。

2 主務大臣は、第二百四十五条若しくは第二百五十条第一項の認可の申請書又はこれらの書面の添付書類の記載事項のうちに、重要な事項について虚偽の記載があり、又は重要な事実の記載が欠けていることを発見したときは、当該認可を取り消すことができる。

3 主務大臣は、不正の手段により協会の役員になつた者のあつたことを発見したとき、又は協会の役員がこの法律、この法律に基づく命令若しくはこの法律に基づいてする主務大臣の処分に違反したときは、当該協会に対し、当該役員員の解任を命ずることができる。

(聴聞等の方法の特例の規定の準用)

第二百六十六条 第二百五十八条第二項の規定は前二条の規定による処分について、第二百五十九条第四項の規定は前条の規定による認可の取消し又は役員員の解任の命令に係る聴聞について準用する。

第八節 雑則

(協会の役員及び職員等の秘密保持義務)

第二百六十七条 協会の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、その職務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

(事業概況報告書の提出)

第二百六十八条 協会は、毎事業年度の開始の日から三月以内に、次に掲げる書類を主務大臣に提出しなければならない。

- 一 前事業年度の事業概況報告書及び当該事業年度の事業計画書
- 二 前事業年度末における財産目録
- 三 前事業年度の収支決算書及び当該事業年度の収支予算書

第一節 総則

(一般委託者)

第二百六十九条 この章において「一般委託者」とは、商品先物取引業者（国内の営業所又は事務所において第二条第二十二項第一号又は第二号に掲げる行為を業として行う商品先物取引業者に限る。以下この章において同じ。）の国内の営業所又は事務所の顧客であつて当該商品先物取引業者に対し商品市場における取引等（商品清算取引を除く。次項において同じ。）を委託した者（商品先物取引業者、金融商品取引法第二条第三項第一号に規定する適格機関投資家、商品投資顧問業者その他の政令で定める者を除く。）をいう。

2 商品先物取引業者がその一般委託者の計算において他の商品先物取引業者に対し商品市場における取引等（第二条第二十一項第一号又は第三号に掲げるものに限る。）を委託した場合には、前項の規定にかかわらず、当該商品先物取引業者を当該他の商品先物取引業者の一般委託者とみなして、この章の規定を適用する。

(目的)

第二百七十条 委託者保護基金は、第三百六条第一項の規定による一般委託者に対する支払その他の業務を行うことにより委託者の保護を図り、もつて商品市場に対する信頼性を維持することを目的とする。

(法人格及び住所)

第二百七十一条 委託者保護基金は、法人とする。
2 委託者保護基金の住所は、その主たる事務所の所在地にあるものとする。

(名称)

第二百七十二条 委託者保護基金は、その名称中に「委託者保護基金」という文字を用いなければならない。
2 委託者保護基金でない者は、その名称中に「委託者保護基金」という文字を用いてはならない。

(登記)

第二百七十三条 委託者保護基金は、政令で定めるところにより、登記

(一般委託者から除かれる者)

第四十一条 法第二百六十九条第一項の政令で定める者は、次に掲げる者とする。
一 商品先物取引業者
二 金融商品取引法第二条第三項第一号に規定する適格機関投資家
三 商品投資顧問業者
四 国
五 日本銀行
六 委託者保護基金
七 外国政府その他の外国の法令上前各号に掲げる者に相当する者
八 前各号に掲げる者のほか、主務大臣が指定する者

しなければならない。
2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもって第三者に対抗することができない。

(不法行為能力等)

第二百七十四条 委託者保護基金は、理事長又は理事がその職務を行うについて他人に加えた損害を賠償する責任を負う。

第二節 会員

(会員の資格)

第二百七十五条 委託者保護基金の会員たる資格を有する者は、商品先物取引業者に限る。

2 委託者保護基金は、商品先物取引業者が当該委託者保護基金に加入しようとするときは、正当な事由により加入を制限する場合を除き、その加入を拒み、又はその加入について不当な条件を付してはならない。

(加入義務等)

第二百七十六条 商品先物取引業者は、いずれか一の委託者保護基金にその会員として加入しなければならない。

2 第九十条第一項の許可を受けて商品先物取引業を行おうとする者(国内の営業所又は事務所において第二十二項第一号又は第二号に掲げる行為を業として行おうとする者に限る。)又は第九十五条第一項第一号の届出(第九十二条第一項第五号に係るものに限る。)をして国内の営業所若しくは事務所において第二十二項第一号若しくは第二号に掲げる行為を業として行おうとする者(委託者保護基金の会員でない者に限る。)は、その許可の申請又は届出に先立つて、いずれか一の委託者保護基金に加入する手続をとらなければならない。

3 前項の規定により委託者保護基金に加入する手続をとつた者は、同項の許可を受けた時又は同項の届出が受理された時に、当該委託者保護基金の会員となる。

4 商品先物取引業者は、委託者保護基金に加入した場合又は所属する委託者保護基金を変更した場合には、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

(脱退等)

第二百七十七条 委託者保護基金の会員である商品先物取引業者は、次に掲げる事由により、当然、その所属する委託者保護基金を脱退する。

一 第二百三十五条第三項又は第二百三十六条第一項の規定による第九十条第一項の許可の取消し

- 二 第一百九十条第二項又は第一百九十七条第二項の規定による第一百九十条第一項の許可の失効
- 2 商品先物取引業者は、次に掲げる場合を除き、その所属する委託者保護基金を脱退することができない。
 - 一 前項各号に掲げる事由による場合
 - 二 第一百九十五条第一項第二号の届出をする場合
 - 三 主務大臣の承認を受けて他の委託者保護基金の会員となる場合
- 3 前項第一号又は第二号の場合において委託者保護基金を脱退した者は、第三百二条から第三百十一条までの規定の適用については、なお当該委託者保護基金の会員である商品先物取引業者とみなす。
- 4 商品先物取引業者は、その所属する委託者保護基金を脱退した場合（第一項の規定により脱退した場合を除く。）においても、当該商品先物取引業者が当該委託者保護基金を脱退するまでに第三百三条第一項各号又は第三項各号のいずれかに該当することとなつた商品先物取引業者のために当該委託者保護基金が行う業務（第三百六条第一項及び第三百八条第一項の業務に限る。）に要する費用のうち、脱退した商品先物取引業者の負担すべき費用の額として業務規程で定めるところにより当該委託者保護基金が算定した額を負担金として納付する義務を負う。
- 5 主務大臣は、第二項第三号の承認の申請があつたときは、次に掲げる要件を満たしている場合でなければ、その承認をしてはならない。
 - 一 当該商品先物取引業者が、その承認の申請の時に於いてその脱退しようとする委託者保護基金に対し会員として負担する債務を完済しており、かつ、前項に規定する義務を履行することが確実と見込まれること。
 - 二 当該商品先物取引業者が、他の委託者保護基金に会員として加入する手続をとつていないこと。

第三節 設立

(設立要件)

- 第二百七十八条 委託者保護基金を設立するには、その会員にならうとする二十以上の商品先物取引業者が発起人とならなければならない。
- 2 発起人は、定款及び業務規程を作成した後、会員にならうとする者を募り、これを会議の日時及び場所とともにその会議開催日の二週間前までに公告して、創立総会を開かなければならない。
- 3 定款及び業務規程の承認その他設立に必要な事項の決定は、創立総会の決議によらなければならない。
- 4 創立総会では、定款及び業務規程を修正することができる。
- 5 第三項の規定による創立総会の議事は、その開会までに発起人に対して会員となる旨を申し出た商品先物取引業者（以下この条において「加入予定者」という。）及び発起人の半数以上が出席し、その出席

者の議決権の三分の二以上で決する。

6 委託者保護基金の成立の日を含む事業年度の業務の運営に必要な事項（予算及び資金計画を含む。）の決定は、第二百九十二条第二項の規定にかかわらず、創立総会の決議によることができる。

7 第二百九十五条本文の規定は、前項の規定による創立総会の議事について準用する。この場合において、同条本文中「総会員」とあるのは、「その開会までに発起人に対して会員となる旨を申し出た商品先物取引業者及び発起人」と読み替えるものとする。

8 各加入予定者の創立総会の議決権は、平等とする。

9 創立総会に出席しない加入予定者は、書面で、又は代理人によつて議決をすることができる。

10 前二項の規定は、定款に別段の定めがある場合には、適用しない。

11 委託者保護基金と特定の加入予定者との関係について創立総会の議決をする場合には、その加入予定者は、議決権を有しない。

（認可の申請）

第二百七十九条 発起人は、創立総会の終了後遅滞なく、次に掲げる事項を記載した認可申請書を主務大臣に提出して、設立の認可を受けなければならない。

一 名称

二 純資産額

三 事務所の所在地

四 役員の氏名及び住所並びに会員の商号

2 前項の認可申請書には、定款、業務規程その他主務省令で定める書類を添付しなければならない。

3 第九十九条第七項の規定は、第一項第二号の純資産額について準用する。

（認可申請書に添付すべき書類）

第三百三十四条 法第二百七十九条第二項の主務省令で定める書類は、次に掲げるもの（官公署が証明する書類の場合には、認可の申請の日前三月以内に作成されたものに限る。）とする。

一 役員の住民票の写し等、履歴書、その者が法第十五条第二項第一号イ及びロに該当しない旨の官公署の証明書（その者が外国人である場合を除く。）並びにその者が同号ハからルまで（その者が外国人の場合には、同号イからルまで）のいずれにも該当しないことを誓約する書面

二 創立総会の議事録

三 会員（法第二百七十五条第一項の会員をいう。以下同じ。）の名簿

四 様式第一号により作成したその者の純資産額に関する調書

2 主務大臣は、法第二百七十九条第一項の規定による認可を行うために必要があると認めるときは、発起人に対し、参考となるべき報告又は資料の提出を求めることができる。

(認可の基準)

第二百八十条 主務大臣は、前条第一項の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、設立の認可をしなければならない。

- 一 設立の手続並びに定款及び業務規程の内容が法令に適合していること。
- 二 認可申請書、定款及び業務規程に虚偽の記載がないこと。
- 三 役員のうち第十五条第二項第一号イからルまでのいずれかに該当する者がいないこと。
- 四 純資産額が三十億円以上であること。
- 五 業務の運営が適正に行われることが確実であると認められること。
- 六 当該申請に係る委託者保護基金の組織がこの法律の規定に適合するものであること。
- 2 第十五条第五項から第九項までの規定は、前条第一項の認可について準用する。

(理事長への事務引継)

第二百八十一条 設立の認可があつたときは、発起人は、遅滞なく、その事務を理事長に引き継がなければならない。

(登記)

- 第二百八十二条 委託者保護基金は、その主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによつて成立する。
- 2 委託者保護基金は、前項の設立の登記をしたときは、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

第四節 管理

(定款記載事項)

第二百八十三条 委託者保護基金の定款には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 目的
- 二 名称
- 三 事務所の所在地
- 四 会員に関する次に掲げる事項
 - イ 会員たる資格
 - ロ 会員の加入及び脱退
 - ハ 会員に対する監査及び制裁
- 五 総会に関する事項
- 六 役員に関する事項
- 七 運営審議会に関する事項

- 八 財務及び会計に関する事項
- 九 定款の変更に関する事項
- 十 解散に関する事項
- 十一 公告の方法
- 2 定款の変更は、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。
- 3 委託者保護基金は、第二百七十九条第一項第四号に掲げる事項について変更があつたときは、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならぬ。

(役員)

第二百八十四条 委託者保護基金に、役員として、理事長一人、理事二人以上及び監事一人以上を置く。

(役員の権限)

第二百八十五条 理事長は、委託者保護基金を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事は、定款で定めるところにより、委託者保護基金を代表し、理事長を補佐して委託者保護基金の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときにはその職務を行う。
- 3 委託者保護基金の業務の執行は、この法律又は定款に別段の定めがないときは、理事長及び理事の過半数で決する。
- 4 監事は、委託者保護基金の業務を監査する。
- 5 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は主務大臣に意見を提出することができる。
- 6 役員が第十五条第二項第一号イからルまでのいずれかに該当するこゝとなつたときは、その職を失う。

(役員の選任、任期及び解任)

第二百八十六条 役員は、定款で定めるところにより、総会において選任し、又は解任する。ただし、設立当時の役員は、創立総会において選任する。

- 2 前項の規定による委託者保護基金の役員の選任（設立当時の役員の選任を除く。）及び解任は、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。
- 3 役員の任期は、二年以内において定款で定める期間とする。
- 4 役員は、再任されることができる。
- 5 主務大臣は、不正の手段により役員となつた者のあることが判明したとき、又は役員が法令、法令に基づく行政官庁の処分若しくは定款に違反したときは、委託者保護基金に対し、当該役員の解任を命ずることができる。

(監事の兼職禁止)
第二百八十七条 監事は、理事長、理事、運営審議会の委員又は委託者保護基金の職員を兼ねてはならない。

(代表権の制限)
第二百八十八条 委託者保護基金と理事長又は理事との利益が相反する事項については、これらの者は、代表権を有しない。この場合には、監事が委託者保護基金を代表する。

(仮理事又は仮監事)
第二百八十九条 主務大臣は、理事又は監事の職務を行う者のない場合において、必要があると認めるときは、仮理事又は仮監事を選任することができる。

(総会)
第二百九十条 理事長は、定款で定めるところにより、毎事業年度一回通常総会を招集しなければならない。

2 理事長は、必要があると認めるときは、臨時総会を招集することができる。

3 総会員の五分の一以上から会議の目的である事項を示して請求があったときは、理事長は、臨時総会を招集しなければならない。ただし、総会員の五分の一の割合については、定款でこれと異なる割合を定めることができる。

(総会の招集)

第二百九十一条 総会（前条第一項の通常総会及び同条第二項の臨時総会をいう。以下この章において同じ。）の招集の通知は、会日より少なくとも五日前に、その会議の目的である事項を示し、定款で定めた方法に従ってしなければならない。

(総会の決議事項)

第二百九十二条 総会においては、前条の規定によりあらかじめ通知をした事項についてのみ、決議をすることができる。ただし、定款に別段の定めがあるときは、この限りでない。

2 この法律に特別の定めがあるもののほか、次に掲げる事項は、総会の決議を経なければならない。

一 定款の変更

二 予算及び資金計画の決定又は変更

三 業務規程の変更

四 決算

五 解散

六 前各号に掲げるもののほか、定款で定める事項

3 総会は、監事に対し委託者保護基金の業務に関する監査を求め、その結果の報告を請求することができる。

(会員の議決権)

第二百九十三条 各会員の議決権は、平等とする。

2 総会に出席しない会員は、書面で、又は代理人によつて議決をすることができる。

3 前二項の規定は、定款に別段の定めがある場合には、適用しない。

(議決権のない場合)

第二百九十四条 委託者保護基金と特定の会員との関係について議決をする場合には、その会員は、議決権を有しない。

(総会の議事)

第二百九十五条 総会の議事は、総会員の半数以上が出席し、その議決権の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、第二百九十二条第二項第一号、第三号及び第五号の議事は、出席した会員の議決権の三分の二以上の多数で決する。

(運営審議会)

第二百九十六条 委託者保護基金の業務の適正な運営を図るため、委託者保護基金に運営審議会を置く。

2 次に掲げる場合には、理事長は、あらかじめ、運営審議会の意見を聴かなければならない。

一 第三百四条の規定により行う認定を行う場合

二 第三百五条第一項の規定により定めるべき事項を定める場合

三 第三百八条第四項の規定による貸付けを行うかどうかの決定を行う場合

四 その他委託者保護基金の業務の運営に関する重要事項を決定する場合

3 運営審議会は、委員八人以内で組織する。

4 委員は、委託者保護基金の業務の適正な運営に必要な学識経験を有する者のうちから、主務大臣の認可を受けて、理事長が任命する。

(職員の任命)

第二百九十七条 委託者保護基金の職員は、理事長が任命する。

(役員及び職員等の秘密保持義務)

第二百九十八条 委託者保護基金の役員若しくは職員若しくは運営審議会の委員又はこれらの職にあつた者は、その職務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

2 委託者保護基金の役員若しくは職員若しくは運営審議会の委員又はこれらの職にあつた者は、その職務に関して知り得た情報を、委託者保護基金の業務の用に供する目的以外に利用してはならない。

(役員及び職員等の地位)

第二百九十九条 委託者保護基金の役員及び職員並びに運営審議会の委員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第五節 業務

(業務の範囲)

第三百条 委託者保護基金は、第二百七十条に規定する目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

- 一 第三百六条第一項の規定による一般委託者に対する支払
- 二 第三百八条第一項の規定による資金の貸付け
- 三 第三百九条の規定による保全対象財産の預託の受入れ及び管理
- 四 第三百十条に規定する一般委託者債務の迅速な弁済に資するための業務
- 五 第三百十一条第一項に規定する裁判上又は裁判外の行為
- 六 負担金（第二百七十七条第四項及び第三百十四条第一項に規定する負担金をいう。次条第一項第二号において同じ。）の徴収及び管理
- 七 前各号に掲げる業務に附帯する業務

(業務規程)

第三百一条 委託者保護基金の業務規程には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 業務及びその執行に関する事項
- 二 負担金に関する事項（その算定方法及び納付に関する事項を含む。）
- 三 その他主務省令で定める事項

(業務規程の記載事項)

第三百三十五条 法第三百一条第一項第三号の主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 法第三百六条第一項の規定による一般委託者に対する支払に関する事項
- 二 法第三百七条第四項の規定による補償対象債権（法第三百六条第一項に規定する補償対象債権をいう。次条において同じ。）の取得に関する事項
- 三 法第三百八条第一項の規定による資金の貸付けに関する事項
- 四 法第三百九条の規定による保全対象財産の預託の受入れ及び管理に関する事項
- 五 法第三百十条に規定する一般委託者債務の迅速な弁済に資する

2 委託者保護基金は、業務規程を変更しようとするときは、主務大臣の認可を受けなければならない。

(報告又は資料の提出)

第三百二条 委託者保護基金は、その業務を行うため必要があるときは、その会員である商品先物取引業者に対し、当該商品先物取引業者の業務又は財産の状況に関し、参考となるべき報告又は資料の提出を求めることができる。

2 前項の規定によりその業務又は財産の状況に関し参考となるべき報告又は資料の提出を求められた商品先物取引業者は、遅滞なく、報告又は資料の提出をしなければならない。

3 主務大臣は、委託者保護基金から要請があつた場合において、委託者保護基金が業務を行うため特に必要があると認めるときは、委託者保護基金に対し、資料を交付し、又はこれを閲覧させることができる。

(委託者保護基金への通知)

第三百三条 委託者保護基金の会員である商品先物取引業者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、直ちに、その旨をその所属する委託者保護基金に通知しなければならない。

一 第二百三十五条第三項又は第二百三十六条第一項の規定により第百九十条第一項の許可を取り消されたとき。

二 第二百九十条第二項の規定により同条第一項の許可が効力を失つたとき。

三 破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始又は特別清算開始の申立てを行ったとき。

四 商品先物取引業の廃止をしたとき(国内に設けられたすべての営業所又は事務所において第二条第二十二項第一号又は第二号に掲げる行為を業として行うことを廃止したときを含む。)若しくは解散をしたとき、又は第百九十七条第三項の規定による商品先物取引業の廃止若しくは解散の公告をしたとき。

五 第二百三十六条第一項の規定による商品先物取引業の停止の命令(同項第七号に該当する場合に限る。)を受けたとき。

六 前各号に掲げる場合のほか、委託者の保護に欠けるおそれがあるものとして政令で定めるとき。

ための業務に関する事項

六 法第三十一条第一項に規定する裁判上又は裁判外の行為に関する事項

七 その他必要と認める事項

(委託者保護基金への通知)

第四十二条 法第三百三条第一項第六号の政令で定めるときは、次に掲げるときとする。

一 商品取引所又は商品取引清算機関に対する次に掲げる債務を履行しなかつたとき。

イ 金銭債務

ロ 決済のための商品の受渡し

2 委託者保護基金は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに、その旨を主務大臣に報告しなければならない。

3 主務大臣は、委託者保護基金の会員である商品先物取引業者について次に掲げる事由が生じたときは、直ちに、その旨を当該商品先物取引業者が所属する委託者保護基金に通知しなければならない。

一 第二百三十五条第三項又は第二百三十六条第一項の規定により第一百九十条第一項の許可を取り消したとき。

二 第二百三十六条第一項の規定により商品先物取引業の停止を命じたとき（同項第七号に該当する場合に限る。）。

三 第一百九十条第二項の規定により同条第一項の許可が効力を失ったとき。

四 その他前三号に準ずる場合であつて、主務大臣が必要と認めるとき。

（一般委託者債務の弁済困難の認定）

第三百四条 委託者保護基金は、前条第一項又は第三項の規定による通知を受けた場合（同条第一項の通知がない場合であつて、当該委託者保護基金の会員が同項各号のいずれかに該当することを知つたときを含む。）には、委託者の保護に欠けるおそれがないことが明らかであると認められるときを除き、当該通知に係る商品先物取引業者（同条第一項の通知がない場合に当該委託者保護基金が同項各号のいずれかに該当することを知つた商品先物取引業者を含む。以下「通知商品先物取引業者」という。）につき、その一般委託者に対する委託者資産の返還に係る債務（以下この章において「一般委託者債務」という。）の円滑な弁済が困難であるかどうかの認定を遅滞なく行わなければならない。

（認定の公告）

第三百五条 委託者保護基金は、通知商品先物取引業者につき、前条の規定により一般委託者債務の円滑な弁済が困難であるとの認定を行った場合には、速やかに、次条第一項の請求の届出期間、届出場所その他政令で定める事項を定め、これを公告しなければならない。

二 手形交換所による取引停止処分を受けたとき。

（委託者保護基金による支払に係る公告事項）

第四十三条 法第三百五条第一項の政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 法第三百四条の認定を受けた商品先物取引業者の商号又は名称

二 法第三百六条第一項の請求の方法

三 法第三百六条第一項の金額の支払期間、支払場所及び支払方法

四 一般委託者が法第三百六条第一項の請求の際に委託者保護基金に対し提出又は提示をすべき書類その他のもの

五 その他委託者保護基金が必要と認める事項

（届出期間の変更事由）

第四十四条 法第三百五条第二項の政令で定める事由は、次に掲げ

2 委託者保護基金は、前項の規定により公告した後に、同項の認定に

係る商品先物取引業者（以下「認定商品先物取引業者」という。）について破産法（平成十六年法律第七十五号）第九十七条第一項（同法第二百九条第三項において準用する場合を含む。）の規定による公告、第五項の規定による通知その他の政令で定める事由が生じたときは、前項の規定により公告した届出期間を変更することができる。

3 委託者保護基金は、前項の規定により届出期間を変更したときは、遅滞なく、その変更に係る事項を公告しなければならない。

4 委託者保護基金は、第一項に規定する事項を定めた場合又は第二項の規定により届出期間を変更した場合には、直ちに、その旨を主務大臣に報告しなければならない。

5 認定商品先物取引業者の破産手続において、破産法第九十七条第一項（同法第二百九条第三項において準用する場合を含む。）若しくは第二百四条第二項の規定による通知をしたとき、又は同法第二百八条第一項の規定による許可を受けたときは、破産管財人は、その旨を委託者保護基金に通知しなければならない。

（補償対象債権の支払）

第三百六条 委託者保護基金は、認定商品先物取引業者の一般委託者の請求に基づいて、前条第一項の規定により公告した日において現に当該一般委託者が当該認定商品先物取引業者に対して有する債権（当該一般委託者の委託者資産に係るものに限る。）であつて委託者保護基金が政令で定めるところにより当該認定商品先物取引業者による円滑な弁済が困難であると認められるもの（以下「補償対象債権」という。）につき、主務省令で定めるところにより算出した金額の支払を行うものとする。

る事由とする。

- 一 破産法（平成十六年法律第七十五号）第九十七条第一項（同法第二百九条第三項において準用する場合を含む。）の規定による公告
- 二 法第三百五条第五項の規定による通知
- 三 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第九十九条第一項の規定による更生計画認可の決定
- 四 民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）第七十四条第一項の規定による再生計画認可の決定

（円滑な弁済が困難であると認められる債権）

第四十五条 一般委託者が認定商品先物取引業者に対して有する債権（当該一般委託者の委託者資産に係るものに限る。）であつて委託者保護基金が法第三百六条第一項の政令で定めるところにより当該認定商品先物取引業者による円滑な弁済が困難であると認められるものは、当該認定商品先物取引業者の財産の状況及び法第二百十條第一号の規定による保全義務の履行の状況に照らして完全な弁済ができないと認められる債権又は弁済に著しく日数を要すると認められる債権とする。

（補償対象債権の評価方法）

第三百六条 法第三百六条第一項の主務省令で定めるところにより算出した金額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

- 一 補償対象債権に係る委託者資産が金銭である場合 当該委託者資産の金額
- 二 補償対象債権に係る委託者資産が金融商品取引所（外国において設立されている類似の性質を有するものを含む。以下この条において同じ。）に上場されている有価証券である場合 委託者保護基金が法第三百五条第一項の規定による公告をした日の金融商品取引所における最終価格（当該最終価格がないときは、認可金融商品取引業協会（金融商品取引法第二条第十三項に規定する認可金融商品取引業協会をいう。以下同じ。）が発表する当該公告をした日の気配相場又は、その日前における直近の日の当該金融商品取引所における最終価格のうち、委託者保護基金が指定するもの）に基づき算出した金額
- 三 補償対象債権に係る委託者資産が店頭売買有価証券（金融商品取引法第二条第八項第十号に規定する店頭売買有価証券をいう。以下同じ。）である場合 委託者保護基金が法第三百五条第一項の規定による公告をした日の当該補償対象債権に係る店頭売買有価証券を登録する認可金融商品取引業協会（当該店頭売買有価証券が二以上の認可金融商品取引業協会に登録されているときは、委

2 委託者保護基金は、前項の規定にかかわらず、認定商品先物取引業者の役員その他の政令で定める者に対しては、同項の支払を行わないものとする。

3 第一項の請求は、前条第一項又は第三項の規定により公告した届出期間内でなければ、することができない。ただし、その届出期間内に請求しなかつたことにつき、災害その他やむを得ない事情があると委託者保護基金が認めるときは、この限りでない。

(支払金額等)

第三百七条 前条第一項の請求をした認定商品先物取引業者の一般委託者が当該認定商品先物取引業者に対して債務を負っている場合において委託者保護基金が同項の規定により支払をすべき金額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定による金額からその債務の額を控除した金額に相当する金額とする。

2 商品先物取引業者が第二百六十九条第二項の規定により一般委託者とみなされる場合における前条第一項及び前項の規定の適用については、当該商品先物取引業者が一般委託者とみなされる起因となつてい

る一般委託者ごとに一般委託者としての地位を有するものとする。
3 前条第一項及び第一項の規定により支払をすべき金額が政令で定める金額を超えるときは、当該政令で定める金額を当該支払をすべき金額とする。

(委託者保護基金による支払の対象から除かれる者)

第四十六条 法第三百六条第二項の政令で定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 認定商品先物取引業者の役員（外国の法令に準拠して設立された法人又は外国に住所を有する者にあつては、国内における営業所又は事務所の業務を統括する者を含む。）
- 二 認定商品先物取引業者が支配関係を有する法人
- 三 商品先物取引業者に対して支配関係を有する法人
- 四 他人（仮設人を含む。以下この号において同じ。）の名義をもつて委託者資産を有している一般委託者（当該他人の名義をもつて有する委託者資産に係る補償対象債権についての支払を行う場合に限る。）
- 五 前各号に掲げる者のほか、主務大臣が指定する者

(委託者保護基金による支払の最高限度額)

第四十七条 法第三百七条第三項の政令で定める金額は、千万円とする。

(補償対象債権の取得)

第四十八条 法第三百六条第一項並びに第三百七条第一項及び第三項の規定により委託者保護基金が支払をすべき金額が、当該支払

託者保護基金が指定する認可金融商品取引業協会とする。)が公表する最終価格(当該最終価格がないときは、その日前における直近の日に当該認可金融商品取引業協会が公表した最終価格)に基づき算出した金額

四 補償対象債権に係る委託者資産が前三号に規定する金銭及び有価証券以外の財産である場合 委託者保護基金が法第三百五条第一項の規定による公告をした日の公表されている最終価格に基づき算出した金額又はこれに準ずるものとして合理的な方法により算出した金額

4 委託者保護基金は、前条第一項の支払をしたときは、その支払をした金額に応じ、政令で定めるところにより、当該支払に係る補償対象債権を取得する。

(返還資金融資)

第三百八条 委託者保護基金は、通知商品先物取引業者（認定商品先物取引業者を除く。）の申込みに基づき、その必要と認められる金額の範囲内において、当該通知商品先物取引業者に対し、一般委託者債務の迅速な弁済に必要な資金の貸付け（以下「返還資金融資」という。）を行うことができる。

2 返還資金融資の申込みを行う通知商品先物取引業者は、当該申込みを行う時までに、当該返還資金融資に関し、次に掲げる要件のすべてに該当することについて、主務大臣の認定（以下この条において「適格性の認定」という。）を受けなければならない。

一 返還資金融資が行われることが一般委託者債務の迅速な弁済に必要なであると認められること。

二 返還資金融資による貸付金が一般委託者債務の迅速な弁済のために使用されることが確実であると認められること。

3 主務大臣は、適格性の認定を行ったときは、その旨を当該適格性の認定を受けた商品先物取引業者が所属する委託者保護基金に通知しなければならない。

4 委託者保護基金は、通知商品先物取引業者から返還資金融資の申込みがあつたときは、当該申込みに係る返還資金融資を行うかどうかの決定をしなければならない。

5 委託者保護基金は、前項の決定をしたときは、直ちに、その決定に係る事項を主務大臣に報告しなければならない。

(保全対象財産の預託の受入れ及び管理)

第三百九条 委託者保護基金は、主務省令で定めるところにより、会員である商品先物取引業者から保全対象財産の全部又は一部の預託を受け、これを管理することができる。

に係る補償対象債権の金額と同額であるときは、委託者保護基金は、当該補償対象債権の全部を取得するものとする。

2 前項の支払をすべき金額が、当該支払に係る補償対象債権の金額に満たないときは、委託者保護基金は、当該補償対象債権のうち、委託者保護基金が指定するものを取得するものとする。

(保全対象財産の預託の受入れ及び管理)

第三百七条 委託者保護基金は、法第三百九条の規定により、その会員である商品先物取引業者から保全対象財産の全部又は一部の預託を受ける場合には、第九十八条第一項第二号に定めるところにより行うものとする。

2 委託者保護基金は、法第三百九条の規定に基づきその会員である商品先物取引業者から預託を受けた保全対象財産を管理するときは、次項の規定に基づき管理されるものを除き、次に掲げる方法により当該保全対象財産を管理するものとする。

一 銀行への預金（保全対象財産であることがその名義により明らか

かなものに限る。)

二 信託業務を営む金融機関への金銭信託（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第六条の規定により元本の補てんの契約をしたものであって、保全対象財産であることがその名義により明らかでないものに限る。）

3 委託者保護基金は、法第三百九条の規定に基づき保全対象財産である有価証券を管理するときは、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める方法により当該有価証券を管理するものとする。

一 委託者保護基金が保管することにより管理する有価証券（混蔵して保管される有価証券を除く。次号において同じ。） 保全対象財産である有価証券の保管場所については自己の固有財産である有価証券その他の保全対象財産である有価証券以外の有価証券（以下この条において「基金固有有価証券等」という。）の保管場所と明確に区分し、かつ、保全対象財産である有価証券についてのどの会員から預託を受けた有価証券であるかが直ちに判別できる状態で保管することにより管理する方法

二 委託者保護基金が第三者をして保管させることにより管理する有価証券 当該第三者をして、保全対象財産である有価証券の保管場所については基金固有有価証券等の保管場所と明確に区分させ、かつ、保全対象財産である有価証券についてのどの会員から預託を受けた有価証券であるかが直ちに判別できる状態で保管させることにより管理する方法

三 委託者保護基金が保管することにより管理する有価証券（混蔵して保管される有価証券に限る。次号において同じ。） 保全対象財産である有価証券の保管場所については基金固有有価証券等の保管場所と明確に区分し、かつ、各会員から預託を受けた保全対象財産である有価証券に係る持分が自己の帳簿により直ちに判別できる状態で保管することにより管理する方法

四 委託者保護基金が第三者をして保管させることにより管理する有価証券 当該第三者をして、保全対象財産である有価証券を預託する者のための口座については委託者保護基金の自己の口座と区分する等の方法により、保全対象財産である有価証券に係る持分が直ちに判別でき、かつ、各会員から預託を受けた保全対象財産である有価証券に係る持分が自己の帳簿により直ちに判別できる状態で保管させることにより管理する方法

（経理原則）

第三百三十八条 委託者保護基金は、委託者保護基金の財政状態を明らかにするため、財産の増減及び異動並びに収益及び費用をその発生的事实に基づいて経理しなければならない。

(迅速な弁済に資するための業務)

第三百十条 委託者保護基金は、会員である商品先物取引業者の委託を受けて、一般委託者債務の迅速な弁済に資するため、当該商品先物取引業者の信託管理人としての業務その他の主務省令で定める業務を行うことができる。

(一般委託者の債権の保全)

第三百十一条 委託者保護基金は、通知商品先物取引業者の一般委託者の委託を受けて、当該一般委託者のため、当該一般委託者が当該通知商品先物取引業者に対して有する債権(当該一般委託者の委託者資産に係るものに限る。)の実現を保全するために必要な一切の裁判上又は裁判外の行為を行うことができる。

2 委託者保護基金は、一般委託者のために、公平かつ誠実に前項の行為をしなければならない。

3 委託者保護基金は、一般委託者に対し、善良な管理者の注意をもって第一項の行為をしなければならない。

第三百十二条 削除

第六節 負担金

(委託者保護資金)

第三百十三条 委託者保護基金は、第三百条第一号及び第二号に掲げる業務に要する費用に充てるための資金(以下「委託者保護資金」という。)を設けるものとする。

2 委託者保護資金は、第三百条第一号及び第二号に掲げる業務に要する費用に充てる場合でなければ、これを使用してはならない。

(迅速な弁済に資するための業務)

第三百九条 法第三百十条の主務省令で定める業務は、次に掲げる業務とする。

一 委託者保護基金の会員である商品先物取引業者の信託管理人としての業務

二 第九十八条第一項第一号に定めるところによる信託契約に基づく受益者代理人としての業務

三 第九十八条第一項第二号及び第三十七号に定めるところにより預託を受けた保全対象財産を原資として、当該預託をした商品先物取引業者に代わって当該商品先物取引業者の委託者債務の弁済を行う業務

四 保証委託契約に基づき金融機関から支払いを受けた金銭を原資として、当該保証委託をした商品先物取引業者に代わって当該商品先物取引業者の委託者債務の弁済を行う業務

五 代位弁済委託契約に基づき、当該代位弁済委託をした商品先物取引業者に代わって当該商品先物取引業者の委託者債務の弁済を行う業務

2 委託者保護基金は、毎月、前項各号に掲げる業務の状況に関する報告書を作成し、当該報告に係る月の翌月の十日までに主務大臣に提出するものとする。

(負担金)

第三百十四条 商品先物取引業者は、委託者保護資金に充てるため、業務規程で定めるところにより、その所属する委託者保護基金に対し、負担金を納付しなければならない。

2 委託者保護基金は、前項の規定にかかわらず、業務規程で定めるところにより、通知商品先物取引業者の負担金を免除することができる。

(負担金の額の算定方法等)

第三百十五条 前条第一項の負担金の額は、業務規程で定める算定方法により算定される額とする。

2 前項の負担金の算定方法は、次に掲げる基準に適合するように定めなければならない。

一 第三百六条第一項の支払及び第三百八条第一項の返還資金融資に要する費用の予想額に照らし、長期的に委託者保護基金の財政が均衡するものであること。

二 特定の商品先物取引業者に対し差別的取扱いをしないものであること。

3 商品先物取引業者は、負担金を業務規程で定める納期限までに納付しない場合には、その所属する委託者保護基金に対し、延滞金を納付しなければならない。

4 延滞金の額は、未納の負担金の額に納期限の翌日からその納付の日までの日数に応じ年十四・五パーセントの割合を乗じて計算した金額とする。

第七節 財務及び会計

(事業年度及び区分経理)

第三百十六条 委託者保護基金の事業年度は、四月一日から翌年三月三十一日までとする。ただし、委託者保護基金の成立の日を含む事業年度は、その成立の日からその後最初の三月三十一日までとする。

2 委託者保護基金は、その会計を主務省令で定める勘定区分ごとに経理しなければならない。

(勘定区分)

第四百十条 法第三百十六条第二項の主務省令で定める勘定区分は、次のとおりとする。

一 委託者保護資金勘定（法第三百条第一号及び第二号に掲げる業務に係る勘定をいう。）

二 保全対象財産勘定（法第三百条第三号に掲げる業務及び前条第一項第一号から第三号までに掲げる業務に係る勘定をいう。）

三 委託者債務代位弁済勘定（前条第一項第五号に掲げる業務に係る勘定をいう。）

四 一般勘定

2 委託者保護基金の会計においては、前項各号に掲げる勘定ごとに経

理を区分し、それぞれについて貸借対照表勘定及び損益勘定を設けて経理するものとする。

(予算の内容)

第百四十一条 委託者保護基金の予算は、予算総則及び収入支出予算とする。

(予算総則)

第百四十二条 予算総則には、収入支出予算に関する総括的規定を設けるほか、次に掲げる事項に関する規定を設けるものとする。

一 第百四十六条の規定による債務を負担する行為について、事項ごとにその負担する債務の限度額、その行為に基づいて支出すべき年限及びその必要な理由

二 第百四十七条第二項の規定による経費の指定

三 前号に掲げる事項のほか、予算の実施に必要な事項

(収入支出予算)

第百四十三条 収入支出予算は、収入にあつてはその性質、支出にあつてはその目的に従つて区分する。

(予算の添付書類)

第百四十四条 委託者保護基金は、法第三百七条の規定により予算を提出しようとするときは、次に掲げる書類を添付して主務大臣に提出しなければならない。ただし、同条後段の規定により予算を変更したときは、第一号の書類は、添付することを要しない。

同様とする。

一 直前事業年度の予定貸借対照表及び予定損益計算書

二 当該事業年度の予定貸借対照表及び予定損益計算書

三 前二号に掲げるもののほか、当該予算の参考となる書類

(予備費)

第百四十五条 委託者保護基金は、予見することができない理由による支出予算の不足を補うため、収入支出予算に予備費を設けることができる。

(債務を負担する行為)

第百四十六条 委託者保護基金は、支出予算の金額の範囲内におけるもののほか、その業務を行うために必要があるときは、毎事業年度、予算をもって主務大臣に提出した金額の範囲内において、債務を負担する行為をすることができる。

(予算の流用等)

第百四十七条 委託者保護基金は、支出予算については、当該予算に定

める目的の外に使用してはならない。ただし、予算の実施上適当かつ必要であるときは、第四百十三条の規定による区分にかかわらず、第四百十條第一項各号に掲げる勘定の予算の範囲内において相互流用することができる。

2 委託者保護基金は、予算総則で指定する経費の金額については、総会の議決を経なければ、それらの経費の間若しくは他の経費との間に相互流用し、又はこれに予備費を使用することができない。

(資金計画)

第四百十八條 委託者保護基金の資金計画には、次に掲げる事項に関する計画を掲げなければならない。

一 資金の調達方法

二 資金の用途

三 その他必要な事項

2 委託者保護基金は、法第三百十七條後段の規定により資金計画を変更したときは、当該変更に係る事項及びその理由を記載した書面を主務大臣に提出しなければならない。

(収入支出等の報告)

第四百十九條 委託者保護基金は、四半期ごとに、収入及び支出については合計残高試算表により、第四百十六條の規定により負担した債務については事項ごとに金額を明らかにした報告書により、当該四半期経過後一月以内に、主務大臣に報告しなければならない。

(事業報告書)

第五十條 委託者保護基金の事業報告書には、事業の実績及び資金計画の実施の結果を記載しなければならない。

(決算報告書)

第五十一條 委託者保護基金の決算報告書は、収入支出決算書及び債務に関する計算書とする。

2 前項の決算報告書には、第四百十二條の規定により予算総則に規定した事項に係る予算の実施の結果を示さなければならない。

(収入支出決算書等)

第五十二條 前条第一項の収入支出決算書は、収入支出予算と同一の区分により作成し、かつ、これに次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 収入

イ 収入予算額

ロ 収入決定済額

ハ 収入予算額と収入決定済額との差額

(財務諸表等の提出)

第三百十八条 委託者保護基金は、事業年度（委託者保護基金の成立の日を含む事業年度を除く。）の開始の日から三月以内に、主務省令で定めるところにより、前事業年度の財産目録、貸借対照表、損益計算書、事業報告書及び決算報告書（以下この条において「財務諸表等」という。）を作成し、これを主務大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2 委託者保護基金は、前項の規定により財務諸表等を主務大臣に提出するときは、これに財務諸表等に関する監事の意見書を添付しなければならない。

3 委託者保護基金は、第一項の規定による主務大臣の承認を受けた財務諸表等を当該委託者保護基金の事務所に備えて置き、公衆の縦覧に供しなければならない。

(準備金)

第三百十九条 委託者保護基金は、毎事業年度の剰余金の全部を、準備金として積み立てなければならない。

2 前項の準備金は、前事業年度から繰り越した欠損のてん補に充て、又は委託者保護資金に繰り入れることができる。

3 第一項の準備金は、前項の場合を除き、取り崩してはならない。

(資金運用の制限)

第三百二十条 委託者保護基金は、次に掲げる方法によるほか、業務上の余裕金及び委託者保護資金を運用してはならない。

一 国債その他主務大臣の指定する有価証券の保有

二 主務大臣の指定する金融機関への預金

三 その他主務省令で定める方法

二 支出

イ 支出予算額

ロ 予備費の使用の金額及びその理由

ハ 流用の金額及びその理由

ニ 支出予算現額

ホ 支出決定済額

ヘ 不用額

2 前条第一項の債務に関する計算書には、第四百四十六条の規定により負担した債務の金額を事項ごとに示さなければならない。

(余裕金等の運用方法)
第三百二十三条 法第三百二十条第三号の主務省令で定める方法は、信託業務を営む金融機関への信託とする。

(会計規程)

第三百五十四条 委託者保護基金は、その財務及び会計に関し、会計規程を定めるものとする。

2 委託者保護基金は、前項の会計規程を定めようとするときは、主務

(主務省令への委任)

第三百二十一条 この法律で規定するもののほか、委託者保護基金の財務及び会計に関し必要な事項は、主務省令で定める。

第八節 監督

(報告徴収及び立入検査)

第三百二十二条 主務大臣は、この法律の施行のため必要があると認めるときは、委託者保護基金若しくはその会員に対し、その業務若しくは財産に関し参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又はその職員に、委託者保護基金若しくはその会員の事務所若しくは営業所に立ち入り、帳簿、書類その他業務に関係のある物件を検査させることができる。

2 第二百五十七条第三項及び第四項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

(業務改善命令)

第三百二十三条 主務大臣は、公益又は委託者の保護のため必要かつ適当であると認めるときは、委託者保護基金に対し、定款又は業務規程の変更その他その業務に関して監督上必要な命令をすることができる。

(認可の取消し)

第三百二十四条 主務大臣は、委託者保護基金が法令、法令に基づく行政官庁の処分若しくは当該委託者保護基金の定款若しくは業務規程に違反した場合又は業務若しくは財産の状況によりその業務の継続が困難であると認めるときは、公益又は委託者の保護のため必要かつ適当であると認めるときは、その設立の認可を取り消すことができる。

2 第二百五十八条第二項の規定は前条及び前項の規定による処分について、第二百五十九条第四項の規定は前項の規定による認可の取消しに係る聴聞について準用する。

第九節 解散

(解散事由)

第三百二十五条 委託者保護基金は、次に掲げる事由によつて解散する。

一 総会の議決

二 設立の認可の取消し

2 前項第一号に掲げる理由による解散は、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

大臣の承認を受けるものとする。これを変更しようとするときも、同様とする。

(清算人の選任)

第三百二十六条 清算人は、前条第一項第一号の規定による解散の場合には総会において選任し、同項第二号の規定による解散の場合には主務大臣が選任する。

(残余財産の処理)

第三百二十七条 清算人は、委託者保護基金の債務を弁済してなお残余財産があるときは、主務省令で定めるところにより、当該残余財産をその会員がそれぞれ加入することとなる他の委託者保護基金に帰属させなければならない。

2 前項に定めるもののほか、委託者保護基金の解散に関する所要の措置は、合理的に必要と判断される範囲内において、政令で定めることができる。

第七章 雑則

(裁判所の禁止命令)

第三百二十八条 裁判所は、緊急の必要があり、且つ、公益を保護するため必要且つ適当であると認めるときは、主務大臣の申立により、この法律に違反する行為をし、又はしようとする者に対し、その行為の禁止を命ずることができる。

2 前項の禁止命令は、回復しがたい事態が生じた場合にのみ発せられ、その必要がなくなつた場合には、すみやかに撤回されるものとする。

3 裁判所は、前項の規定により発した命令を取り消し、又は変更することができる。

4 第一項及び前項に規定する事件は、被申立人の住所地の地方裁判所の管轄とする。

5 第一項及び第三項に規定する裁判は、非訟事件手続法（平成二十三年法律第五十一号）によつて行う。

(相場による賭博行為の禁止)

第三百二十九条 何人も、商品先物取引業者、第三百四十九条第一項の届出をした者を相手方として行う場合を除き、商品市場における取引によらないで、商品市場における相場を利用して、差金を授受することを目的とする行為をしてはならない。

第三百三十条 削除

(残余財産の帰属)

第三百五十五条 委託者保護基金の清算人は、法第三百二十七条第一項の規定により、当該委託者保護基金の残余財産をその会員が納付した法第三百四十九条第一項の負担金の累計額その他当該委託者保護基金の指定する基準に応じて、当該会員がそれぞれ加入することとなる他の委託者保護基金に帰属させなければならない。

(商品市場類似施設の開設の禁止の適用除外)
第三百三十一条 第六条の規定は、次に掲げる施設については、適用しない。

一 商品(第三百五十二条の規定による公示に係る上場商品に該当しないものに限る。以下この条において同じ。)又は商品指数(同条の規定による公示に係る上場商品指数に該当するか又は類似するもの以外のものに限る。以下この条において同じ。)について次に掲げる取引のみをするための施設として政令で定める要件に該当するもの

イ 商品について当該商品の売買等を業として行っている者が自己の営業のためにその計算において行う先物取引に類似する取引

ロ 商品指数について当該商品指数の対象となる商品の売買等を業として行っている者が自己の営業のためにその計算において行う先物取引に類似する取引

二 次条第一項の許可を受けた者(第三百三十四条から第三百四十一条までにおいて「第一種特定施設開設者」という。)が開設する同項に規定する施設

三 第三百四十二条第一項の許可を受けた者(第三百四十四条及び第三百四十五条において「第二種特定施設開設者」という。)が開設する同項に規定する施設

(第一種特定商品市場類似施設の開設の許可)
第三百三十二条 商品(第三百五十二条の規定による公示に係る上場商品に該当しないものに限る。以下この項において同じ。)又は商品指数(同条の規定による公示に係る上場商品指数に該当するか又は類似するもの以外のものに限る。以下この項において同じ。)について次に掲げる取引をするための施設(第一号及び第二号に掲げる取引のみをするためのものを除く。)として政令で定める要件に該当するもの(以下「第一種特定商品市場類似施設」という。)を開設しようとする者は、主務大臣の許可を受けなければならない。

一 商品について当該商品の売買等を業として行っている者が自己の営業のためにその計算において、当該施設を介した当事者間の交渉に基づき価格その他の取引条件を決定する方法その他主務省令で定める方法により行う先物取引に類似する取引

二 商品指数について当該商品指数の対象となる商品の売買等を業として行っている者が自己の営業のためにその計算において、前号に規定する方法により行う先物取引に類似する取引

三 商品又は商品指数について銀行その他の政令で定める者が自己の営業のためにその計算において、第一号に規定する方法により行う先物取引に類似する取引

(商品市場類似施設の開設の禁止の適用除外)
第四十九条 法第三百三十一条の政令で定める要件は、次に掲げるものとする。

一 商品又は商品指数(法第三百三十一条第一号に規定する商品又は商品指数をいう。)の対象となる物品の売買等を業として行っている者のみが当該商品又は商品指数の対象となる物品に係る先物取引に類似する取引をする施設であること。

二 先物取引に類似する取引をする者が委託を受けないで当該先物取引に類似する取引をする施設であること。

(第一種特定商品市場類似施設の開設の許可)
第五十条 法第三百三十二条第一項の政令で定める要件は、次に掲げるものとする。

一 商品又は商品指数(法第三百三十二条第一項に規定する商品又は商品指数をいう。)の対象となる物品の売買等を業として行っている者及び次条に規定する者のみが同項第一号に規定する方法により、当該商品又は商品指数の対象となる物品に係る先物取引に類似する取引をする施設(前条第一号に規定する施設を除く。)であること。

二 先物取引に類似する取引をする者が委託を受けないで当該先物取引に類似する取引をする施設であること。

(法第三百三十二条第一項第三号等の政令で定める者)
第五十一条 法第三百三十二条第一項第三号及び第三百四十二条第一項第三号の政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 銀行

(第一種特定商品市場類似施設の取引方法)
第一百五十六条 法第三百三十一条第一項第一号の主務省令で定める方法は、第一種特定施設取引参加者の提示した取引条件が、取引の相手方となる他の第一種特定施設取引参加者の提示した取引条件と、第一種特定商品市場類似施設を介して行われる当事者間の交渉に基づかず一致する場合に、当該第一種特定施設取引参加者の提示した取引条件を用いる方法とする。

2 前項の規定により許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を主務大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は商号若しくは名称及び住所

二 法人にあつては、その役員の氏名又は名称及び住所

三 取引の対象となる商品又は商品指数

四 取引方法

五 取引の対象となる商品又は商品指数ごとの第一種特定商品市場類似施設における取引に参加する者（以下この項及び次条において「第一種特定施設取引参加者」という。）の氏名又は商号若しくは名称

六 第一種特定施設取引参加者が商品（申請に係る商品及び申請に係る商品指数の対象となる商品に限る。）の売買等を業として行つて
いる場合の当該商品

七 第一種特定商品市場類似施設の開設の予定年月日

八 その他主務省令で定める事項

3 前項の申請書には、事業計画書その他主務省令で定める書類を添付しなければならない。

二 金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者（同法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業者に限る。）

三 株式会社商工組合中央金庫

四 株式会社日本政策投資銀行

五 信用金庫及び信用金庫連合会

六 信用協同組合及び中小企業等協同組合法第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会

七 労働金庫及び労働金庫連合会

八 農林中央金庫

九 農業協同組合法第十条第一項第三号の事業を行う農業協同組合及び農業協同組合連合会

十 保険会社及び保険業法第二条第七項に規定する外国保険会社等

（第一種特定商品市場類似施設の開設許可の申請書の添付書類）

第百五十七条 法第三百三十二条第三項の主務省令で定める書類は、次に掲げるもの（官公署が証明する書類の場合には、許可の申請の日前三月以内に作成されたものに限る。）とする。

一 法第十五条第二項第一号イからルまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面

二 法人にあつては、次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に定める書面

イ 役員が外国人である場合 当該役員の住民票の写し等、履歴書及びその者が法第十五条第二項第一号イからルまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面

ロ 役員が法人である場合 当該役員の登記事項証明書、沿革を記載した書面及び法第十五条第二項第一号ロに該当しないことを誓約する書面

ハ 役員が外国人又は法人でない場合 当該役員の住民票の写し

(許可の基準)

第三百三十三条 主務大臣は、前条第一項の許可の申請が次に掲げる基準に適合していると認めるときは、許可をしなければならない。

一 前条第一項第一号から第三号までに掲げる取引のみをするための施設であること。

二 申請に係る商品が第三百五十二条の規定による公示に係る上場商品に該当しないものであること又は申請に係る商品指数が同条の規定による上場商品指数に該当するか若しくは類似するもの以外のものであること。

三 申請に係る取引方法が前条第一項第一号に規定する取引の方法に適合していること。

四 取引の対象となる商品又は取引の対象となる商品指数ごとに、当該商品の売買等を業として行っている者又は当該商品指数の対象となる商品の売買等を業として行っている者が第一種特定施設取引参加者の過半数を占めること。

五 その他業務の内容及び方法が公益又は取引の公正の確保のため必要かつ適当なものであること。

2 主務大臣は、前条第一項の許可の申請が次の各号のいずれかに該当する場合には、前項の規定にかかわらず、同条第一項の許可をしては

等、履歴書、その者が法第十五条第二項第一号イ及びロに該当しない旨の官公署の証明書並びにその者が同号ハからルまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面

三 取引の対象となる商品又は取引の対象となる商品指数及び取引方法の詳細な説明を記載した書面

四 第一種特定施設取引参加者の氏名又は商号若しくは名称及び主たる事務所又は本店の所在地を記載した書面

五 取引の対象となる商品又は取引の対象となる商品指数ごとに、第一種特定施設取引参加者の過半数の者が、当該商品の売買等を業として行っている者又は当該商品指数の対象となる商品の売買等を業として行っている者であることを誓約する書面

六 組織等の業務執行体制を記載した書面

七 第一種特定商品市場類似施設の開設後一年間の取引量の見込みを記載した書面

八 第一種特定商品市場類似施設を開設する業務において電子情報処理組織を使用する場合には、当該電子情報処理組織の概要、設置場所、容量及び保守の方法並びに当該電子情報処理組織に異常が発生した場合の対処方法を記載した書類

九 第一種特定商品市場類似施設を開設する業務を公正かつ的確に遂行するための規則（当該業務に関する第一種特定施設開設者における責任体制を明確化する規定を含むものとする。）

十 内部管理に関する業務を行う組織の概要及び法令を遵守するための管理の体制を記載した書面

ならない。

一 許可申請者が第十五条第二項第一号イからフまでのいずれかに該当する者であるとき。

二 申請書又はこれに添付すべき書類のうち重要な事項について虚偽の記載があるとき。

3 第十五条第五項から第九項までの規定は、前条第一項の許可について準用する。

(承継)

第三百三十四条 第一種特定施設開設者がその事業の全部を譲り渡し、又は第一種特定施設開設者について相続、合併若しくは分割（その事業の全部を承継させるものに限る。）があつたときは、その事業の全部を譲り受けた者又は相続人（相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により事業を承継すべき相続人を選定したときは、その者。以下この条において同じ。）、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人若しくは分割によりその事業の全部を承継した法人は、その第一種特定施設開設者の地位を承継する。ただし、当該事業の全部を譲り受けた者又は当該相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人若しくは分割により当該事業の全部を承継した法人が第十五条第二項第一号イからフまでに該当するときは、この限りでない。

2 前項の規定により第一種特定施設開設者の地位を承継した者は、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

(変更の許可等)

第三百三十五条 第一種特定施設開設者は、第三百三十二条第二項第三号又は第四号に掲げる事項を変更しようとするときは、主務大臣の許可を受けなければならない。

2 第一種特定施設開設者は、前項の許可を受けようとするときは、申請書に主務省令で定める書類を添付して、主務大臣に提出しなければならない。

3 第一種特定施設開設者は、第三百三十二条第二項第一号、第二号、

(変更許可の申請書の添付書類)

第五百十八条 法第三百三十五条第二項の主務省令で定める書類は、次に掲げるものとする。

一 変更（廃止を除く。）に係る商品又は商品指数の変更後一年間の取引量の見込みを記載した書面

二 取引方法を変更する場合にあつては、当該取引方法の詳細な説明を記載した書面

三 取引の対象となる商品又は商品指数を変更する場合にあつては、当該商品の売買等を業として行っている者又は当該商品指数の対象となる商品の売買等を業として行っている者が第一種特定施設取引参加者の過半数を占めることを誓約する書面

(変更の届出の添付書類)

第五百十八条の二 法第三百三十五条第三項の届出をするときは、次に

第五号、第六号又は第八号に掲げる事項に変更があつたときは遅滞なく、同項第七号に掲げる事項を変更しようとするときはあらかじめ、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

4 第三百三十三条の規定は、第一項の許可について準用する。

(帳簿の作成等)

第三百三十六条 第一種特定施設開設者は、第一種特定商品市場類似施設における取引について、主務省令で定めるところにより、帳簿を作成し、これを保存しなければならない。

掲げる書類（官公署が証明する書類の場合には、変更の届出の日前三月以内に作成されたものに限る。）を添付しなければならない。

一 変更の届出が新たに就任した役員に係るときは、次に掲げる場合に依り、それぞれ次に定める書面

イ 新たに就任した役員が外国人である場合 当該役員の住民票の写し等、履歴書及びその者が法第十五条第二項第一号イからルまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面

ロ 新たに就任した役員が法人である場合 当該役員の登記事項証明書、沿革を記載した書面及び法第十五条第二項第一号ヲに該当しないことを誓約する書面

ハ 新たに就任した役員が外国人及び法人でない場合 当該役員の住民票の写し等、履歴書、その者が法第十五条第二項第一号イ及びロに該当しない旨の官公署の証明書並びにその者が同号ハからルまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面

二 変更の届出が新たに第一種特定施設取引参加者となつた者に係るときは、その者の氏名又は商号若しくは名称及び主たる事務所又は本店の所在地を記載した書面並びに当該第一種特定施設取引参加者が商品（取引の対象となる商品又は商品指数に限る。）の売買等を業として行っている場合の当該商品を記載した書面

(帳簿の作成)

第五百九条 第一種特定施設開設者は、法第三百三十六条第一項の規定により、第一種特定商品市場類似施設における取引につき、次に掲げる事項を記載した帳簿を取引の対象となる商品又は商品指数ごとに作成しなければならない。

一 毎日の成立した取引の当事者である第一種特定施設取引参加者の氏名又は商号若しくは名称

二 毎日の成立した取引の価格その他の取引条件

三 毎日の取引高

2 前項の帳簿は、十年間保存するものとする。

(電磁的方法による保存)

第六十条 前条第一項の帳簿の内容が、電磁的方法により記録され、当該記録が必要に応じて電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるようにして保存されるときは、当該記録の保存をもって同条第二項に規定する帳簿の保存に代えることができる。この場合において、第一種特定施設開設者は、当該記録が滅失し、又はき損することを防止するために必要な措置を講じなければならない。

2 第一種特定施設開設者は、毎月、主務省令で定めるところにより、その業務に関し主務省令で定める事項を主務大臣に報告しなければならない。

(施設の廃止の届出等)

第三百三十七条 第一種特定施設開設者は、第一種特定商品市場類似施設を廃止したときは、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

2 第一種特定施設開設者が第一種特定商品市場類似施設を廃止したときは、その許可は効力を失う。

(報告及び立入検査)

第三百三十八条 主務大臣は、この法律の施行のため必要があると認めるときは、第一種特定施設開設者に対し、その業務に関し参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又はその職員に、第一種特定施設開設者の事務所若しくは営業所に立ち入り、帳簿、書類その他業務に係る物件を検査させることができる。

2 第三百三十七条第三項及び第四項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

(業務改善命令)

第三百三十九条 主務大臣は、第一種特定施設開設者の業務の運営に関し、取引の対象となつてゐる商品の売買等を業として行つてゐる者又は取引の対象となつてゐる商品指数の対象となる商品の売買等を業として行つてゐる者の利益を害するおそれがあると認めるときその他公

(帳簿記載事項の報告)

第六十一条 第一種特定施設開設者は、法第三百三十六条第二項の規定により第三百三十九条第一項第二号及び第三号に掲げる事項を当該報告に係る月の翌月の十日までに主務大臣に報告しなければならない。

第六十二条 削除

第六十三条 第三百五十八条から第六十一条までの規定は、法第三百四十五条において、法第三百三十五条第二項及び第三項、第三百三十六条第一項及び第二項並びに第三百三十八条第二項を準用する場合について準用する。この場合において、第三百五十八条第三号及び第三百五十八条の二第二号中「第一種特定施設取引参加者」とあるのは「第二種特定施設取引参加者」と、第三百五十九条第一項中「第一種特定施設開設者」とあるのは「第二種特定施設開設者」と、「第一種特定商品市場類似施設」とあるのは「第二種特定商品市場類似施設」と、「第一種特定施設取引参加者」とあるのは「第二種特定施設取引参加者」と、第六十条中「第一種特定施設開設者」とあるのは「第二種特定施設開設者」と、第六十一条中「第一種特定施設開設者」とあるのは「第二種特定施設開設者」と、「第三百三十九条第一項第二号及び第三号」とあるのは「第三百三十九条第一項第二号及び第三号」と読み替へるものとする。

益又は取引の公正の確保のため必要かつ適当であると認めるときは、当該第一種特定施設開設者に対し、その業務の運営の改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 第五百五十八条第二項の規定は、前項の規定による処分について準用する。

(許可の取消し等)

第三百四十条 主務大臣は、第一種特定施設開設者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消し、又は六月以内の期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 この法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したとき。

二 第十五条第二項第一号イからヲまで（同号ニについては、第九百九十条第一項及び第三百四十二条第一項の許可の取消しに係る部分並びにこの法律に相当する外国の法令の規定に係る部分に限る。）のいずれかに該当することとなつたとき。

三 正当な理由がないのに、許可を受けてから三月以内に第一種特定商品市場類似施設を開設せず、又は引き続き三月以上当該施設における取引を停止したとき。

四 不正の手段により第三百三十二条第一項又は第三百三十五条第一項の許可を受けたとき。

五 第一種特定施設開設者が開設する第一種特定商品市場類似施設が第三百三十三条第一項各号に掲げる基準に適合しないこととなつたとき。

2 第五百五十八条第二項の規定は前項の規定による処分について、第五百九十九条第四項の規定は前項の規定による許可の取消しに係る聴聞について準用する。

(名簿)

第三百四十一条 主務大臣は、第一種特定施設開設者に関する第三百三十二条第二項第一号、第三号及び第四号に掲げる事項その他主務省令で定める事項を記載した第一種特定施設開設者名簿を備えなければならない。

2 主務大臣は、第一種特定施設開設者名簿を公衆の縦覧に供しなればならない。

(第二種特定商品市場類似施設の開設の許可)

第三百四十二条 商品（第三百五十二条の規定による公示に係る上場商品に該当するものであつて、主務省令で定めるものに限る。以下この項において同じ。）又は商品指数（同条の規定による公示に係る上場商品指数に該当するか又は類似するものであつて、主務省令で定めるものに限る。以下この項において同じ。）について次に掲げる取引を

(第二種特定商品市場類似施設の開設の許可)

第五十二条 法第三百四十二条第一項の政令で定める要件は、次に掲げるものとする。

一 商品又は商品指数（法第三百四十二条第一項に規定する商品又は商品指数をいう。）の対象となる物品の売買等を業として行っている者及び前条に規定する者のみが同項第一号に規定す

(第二種特定商品市場類似施設で取引する商品及び商品指数の指定)

第六百六十四条 法第三百四十二条第一項の主務省令で定めるものは、次に掲げる商品又は商品指数とする。

一 くん煙シート（別名RSS）
二 金
三 銀

するための施設として政令で定める要件に該当するもの（以下「第二種特定商品市場類似施設」という。）を開設しようとする者は、主務大臣の許可を受けなければならない。

一 商品について当該商品の売買等を業として行っている者が自己の営業のためにその計算において、当該施設を介した当事者間の交渉に基づき価格その他の取引条件を決定する方法その他主務省令で定める方法により行う先物取引に類似する取引

二 商品指数について当該商品指数の対象となる商品の売買等を業として行っている者が自己の営業のためにその計算において、前号に規定する方法により行う先物取引に類似する取引

三 商品又は商品指数について銀行その他の政令で定める者が自己の営業のためにその計算において、第一号に規定する方法により行う先物取引に類似する取引

2 前項の規定により許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を主務大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は商号若しくは名称及び住所

二 法人にあつては、その役員の氏名又は名称及び住所

三 取引の対象となる商品又は商品指数

四 取引方法

五 取引の対象となる商品又は商品指数ごとの第二種特定商品市場類似施設における取引に参加する者（以下この項及び次条において「第二種特定施設取引参加者」という。）の氏名又は商号若しくは名称
六 第二種特定施設取引参加者が商品（申請に係る商品及び申請に係る商品指数の対象となる商品に限る。）の売買等を業として行っている場合の当該商品

七 第二種特定商品市場類似施設の開設の予定年月日

八 その他主務省令で定める事項

3 前項の申請書には、事業計画書その他主務省令で定める書類を添付しなければならない。

る方法により、当該商品又は商品指数の対象となる物品に係る先物取引に類似する取引をする施設であること。

二 先物取引に類似する取引をする者が委託を受けないで当該先物取引に類似する取引をする施設であること。

- 四 白金
- 五 パラジウム
- 六 ガソリン
- 七 灯油
- 八 軽油
- 九 原油
- 十 アルミニウム

（第二種特定商品市場類似施設の取引方法）

第百六十五条 法第三百四十二条第一項第一号の主務省令で定める方法は、第二種特定施設取引参加者の提示した取引条件が、取引の相手方となる他の第二種特定施設取引参加者の提示した取引条件と、第二種特定商品市場類似施設を介して行われる当事者間の交渉に基づかず一致する場合に、当該第二種特定施設取引参加者の提示した取引条件を用いる方法とする。

（第二種特定商品市場類似施設の開設許可の申請書の添付書類）

第百六十六条 法第三百四十二条第三項の主務省令で定める書類は、次に掲げるもの（官公署が証明する書類の場合には、許可の申請の日前三月以内に作成されたものに限る。）とする。

一 法第十五条第二項第一号イからルまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面

二 法人にあつては、次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に定める書面

(許可の基準)

第三百四十三条 主務大臣は、前条第一項の許可の申請が次に掲げる基準に適合していると認めるときは、許可をしなければならない。

一 前条第一項第一号から第三号までに掲げる取引のみをするための施設であること。

二 申請に係る取引方法が前条第一項第一号に規定する取引の方法に適合していること。

三 取引の対象となる商品又は取引の対象となる商品指数若しくは当該商品指数に類似する商品指数を上場している商品取引所の健全な運営に支障を及ぼすおそれがないこと。

四 取引の対象となる商品又は取引の対象となる商品指数ごとに、当該商品の売買等を業として行っている者又は当該商品指数の対象と

イ 役員が外国人である場合 当該役員の住民票の写し等、履歴書及びその者が法第十五条第二項第一号イからルまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面

ロ 役員が法人である場合 当該役員の登記事項証明書、沿革を記載した書面及び法第十五条第二項第一号ロに該当しないことを誓約する書面

ハ 役員が外国人又は法人でない場合 当該役員の住民票の写し等、履歴書、その者が法第十五条第二項第一号イ及びロに該当しない旨の官公署の証明書並びにその者が同号ハからルまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面

三 取引の対象となる商品又は取引の対象となる商品指数及び取引方法の詳細な説明を記載した書面

四 第二種特定施設取引参加者の氏名又は商号若しくは名称及び主たる事務所又は本店の所在地を記載した書面

五 取引の対象となる商品又は取引の対象となる商品指数ごとに、第二種特定施設取引参加者の過半数の者が、当該商品の売買等を業として行っている者又は当該商品指数の対象となる商品の売買等を業として行っている者であることを誓約する書面

六 組織等の業務執行体制を記載した書面

七 第二種特定商品市場類似施設の開設後一年間の取引量の見込みを記載した書面

八 第二種特定商品市場類似施設を開設する業務において電子情報処理組織を使用する場合には、当該電子情報処理組織の概要、設置場所、容量及び保守の方法並びに当該電子情報処理組織に異常が発生した場合の対処方法を記載した書類

九 第二種特定商品市場類似施設を開設する業務を公正かつ的確に遂行するための規則（当該業務に関する第二種特定施設開設者における責任体制を明確化する規定を含むものとする。）

十 内部管理に関する業務を行う組織の概要及び法令を遵守するための管理の体制を記載した書面

なる商品の売買等を業として行っている者が第二種特定施設取引参加者の過半数を占めること。

五 その他業務の内容及び方法が公益又は取引の公正の確保のため必要かつ適当なものであること。

2 主務大臣は、前条第一項の許可の申請が次の各号のいずれかに該当する場合には、前項の規定にかかわらず、同条第一項の許可をしてはならない。

一 許可申請者が第十五条第二項第一号イからワまでのいずれかに該当する者であるとき。

二 申請書又はこれに添付すべき書類のうち重要な事項について虚偽の記載があるとき。

3 第十五条第五項から第九項までの規定は、前条第一項の許可について準用する。

(業務改善命令)

第三百四十四条 主務大臣は、第二種特定施設開設者の業務の運営に関し、取引の対象となつている商品又は取引の対象となつている商品指数若しくは当該商品指数に類似する商品指数を上場している商品取引所の健全な運営に支障を及ぼすおそれがあると認めるとき、取引の対象となつている商品の売買等を業として行っている者又は取引の対象となつている商品指数の対象となる商品の売買等を業として行っている者の利益を害するおそれがあると認めるときその他公益又は取引の公正の確保のため必要かつ適当であると認めるときは、当該第二種特定施設開設者に対し、その業務の運営の改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 第五百五十八条第二項の規定は、前項の規定による処分について準用する。

(準用)

第三百四十五条 第三百三十四条から第三百三十八条まで、第三百四十一条及び第三百四十一条の規定は、第二種特定施設開設者について準用する。この場合において、第三百三十五条第一項中「第三百三十二条第二項第三号又は第四号」とあるのは「第三百四十二条第二項第三号又は第四号」と、同条第三項中「第三百三十二条第二項第一号、第二号、第五号、第六号又は第八号」とあるのは「第三百四十二条第二項第一号、第二号、第五号、第六号又は第八号」と、同条第四項中「第三百三十三条」とあるのは「第三百四十三条」と、第三百三十六条第一項及び第三百三十七条中「第一種特定商品市場類似施設」とあるのは「第二種特定商品市場類似施設」と、第三百四十条第一項第二号中「第三百四十二条第一項」とあるのは「第三百三十二条第一項」と、同項第三号中「第一種特定商品市場類似施設」とあるのは「第二種特定商品市場類似施設」と、同項第四号中「第三百三十二条第一項又は

第三百三十五条第一項」とあるのは「第三百四十二条第一項又は第三百四十五条において準用する第三百三十五条第一項」と、同項第五号中「第一種特定商品市場類似施設」とあるのは「第二種特定商品市場（類似施設）」と、「第三百三十三条第一項各号」とあるのは「第三百四十三条第一項各号」と、第三百四十一条第一項中「第三百三十二条第二項第一号、第三号及び第四号」とあるのは「第三百四十二条第二項第一号、第三号及び第四号」と、「第一種特定施設開設者名簿」とあるのは「第二種特定施設開設者名簿」と、同条第二項中「第一種特定施設開設者名簿」とあるのは「第二種特定施設開設者名簿」と読み替えるものとする。

（商品市場の開設等に係る経過措置）

第三百四十六条 商品又は商品指数が上場商品又は上場商品指数となり、かつ、その旨が第三百五十一条の規定により公示された場合において、当該公示の際現に当該商品又は当該商品指数に係る第三百三十一条第一号又は第二号に掲げる施設が開設されており、かつ、当該施設において決済を結了していない先物取引に類似する取引が存するときは、当該取引の決済のためにする先物取引に類似する取引及びその取引がなされる施設の開設については、第六条の規定は適用しない。

2 商品又は商品指数が上場商品（第三百四十二条第一項に規定する商品に限る。）又は上場商品指数（同項に規定する商品指数に限る。）となり、かつ、その旨が第三百五十二条の規定により公示された場合において、当該公示の際現に当該商品又は当該商品指数に係る第三百三十一条第二号に掲げる施設が開設されているときは、当該公示の日から起算して一月を経過する日までの間に限り、当該施設の開設者は、第三百四十二条第一項の許可を受けたものとみなす。

3 第一項の規定は、前項の規定により第三百四十二条第一項の許可を受けたものとみなされた者が当該公示の日から一月を経過した日において同項の許可を受けておらず、かつ、当該許可を受けたとみなされた者が開設する施設において決済を結了していない先物取引に類似する取引が存する場合における当該取引の決済のためにする先物取引に類似する取引及びその取引がなされる施設の開設について準用する。

4 商品が第三百五十二条の規定による公示に係る上場商品に該当しないものとなり又は商品指数が同条の規定による公示に係る上場商品指数に該当するか若しくは類似するもの以外のものとなり、かつ、その旨が同条の規定により公示された場合において、当該公示の際現に当該商品又は当該商品指数に係る第三百三十一条第三号に掲げる施設が開設されているときは、当該施設の開設者は第三百三十二条第一項の許可を受けたものとみなす。ただし、当該施設が第三百三十一条第一号に掲げる施設に該当するものであるときは、この限りでない。

(政令への委任)

第三百四十七条 第三百三十一条から前条までに定めるもののほか、第一種特定商品市場類似施設及び第二種特定商品市場類似施設の開設等に関し必要な事項は、政令で定める。

(他の法令との関係)

第三百四十八条 取引所金融商品市場に類似する施設に該当するものについては、第六条の規定を適用せず、金融商品取引法の定めるところによるものとする。

(特定店頭商品デリバティブ取引業者の届出等)

第三百四十九条 対象外店頭商品デリバティブ取引のうち、第三百五十二条の規定による公示に係る上場商品に該当する商品を取引対象商品とする店頭商品デリバティブ取引又は同条の規定による公示に係る上場商品指数に該当し、若しくは類似する商品指数を取引の対象とする店頭商品デリバティブ取引（以下「特定店頭商品デリバティブ取引」という。）を業として行おうとする者は、主務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を主務大臣に届け出なければならない。特定店頭商品デリバティブ取引を業として行う者（以下「特定店頭商品デリバティブ取引業者」という。）が届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。

一 氏名又は商号若しくは名称

二 営業所又は事務所の名称及び所在地

三 特定店頭商品デリバティブ取引の対象となる商品又は商品指数

四 その他主務省令で定める事項

2 主務大臣は、特定店頭商品デリバティブ取引業者の名簿を作成し、

第六百六十七条 削除

(特定店頭商品デリバティブ取引業者の届出)

第六百六十八条 特定店頭商品デリバティブ取引を業として行おうとする者は、法第三百四十九条第一項の規定により特定店頭商品デリバティブ取引を業として行おうとする旨の届出をするときは、あらかじめ、同項第一号から第三号まで及び第四項各号に掲げる事項を記載した届出書を主務大臣に提出しなければならない。

2 前項の届出書には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書面を添付しなければならない。

一 法第三百四十九条第一項の規定による届出をしようとする者が個人である場合 住民票の写し等

二 法第三百四十九条第一項の規定による届出をしようとする者が法人である場合 次に掲げる書面

イ 定款（外国法人である場合には、定款に準ずる書面）

ロ 登記事項証明書（外国法人である場合には、登記事項証明書に準ずる書面）

3 第一項の届出をした特定店頭商品デリバティブ取引業者は、法第三百四十九条第一項第一号から第三号まで又は次項各号に掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ、次の各号に掲げる事項を記載した届出書を提出しなければならない。

一 氏名又は商号若しくは名称

二 変更内容

三 変更日

4 法第三百四十九条第一項第四号の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 取引の種類

二 法人にあつてはその代表者の氏名

三 特定店頭商品デリバティブ取引に関する業務の開始の日

これを公衆の縦覧に供しなければならない。

3 第二百十四条の三第一項、第三項及び第五項の規定は特定店頭商品デリバティブ取引業者について、同条第二項及び第四項の規定は特定店頭商品デリバティブ取引業者の顧客について、それぞれ準用する。この場合において、同条第一項各号及び第二項各号中「商品デリバティブ取引」とあるのは、「特定店頭商品デリバティブ取引」と読み替えるものとする。

(事故の確認を要しない場合)

第百六十九条 法第百四十九条第三項において準用する法第二百十四条の三第三項ただし書の主務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 裁判所の確定判決を得ている場合
 - 二 裁判所の和解が成立している場合
 - 三 民事調停法第十六条に規定する調停が成立している場合又は同法第十七条の規定により裁判所の決定が行われ、かつ、同法第十八条第一項に規定する期間内に異議の申立てがない場合
 - 四 主務大臣が指定する団体のあっせんによる和解が成立している場合
 - 五 弁護士法第三十三条第一項に規定する会則若しくは当該会則の規定により定められた規則に規定する機関におけるあっせんによる和解が成立している場合又は当該機関における仲裁判断がされている場合
 - 六 認証紛争解決事業者が行う認証紛争解決手続による和解が成立している場合
 - 七 和解が成立している場合であつて、次に掲げるすべての要件を満たす場合
イ 当該和解の手続について弁護士又は司法書士が顧客を代理していること。
ロ 当該和解の成立により特定店頭商品デリバティブ取引業者が顧客に対して支払をすることとなる額が千万円を超えないこと。
ハ ロの支払が事故(法第二百二十一条第二項本文に規定する事故(第百十二条第三項に定めるものに限る。))をいう。以下この条から第七十条の二までにおいて同じ。)による損失の全部又は一部を補てんするために行われるものであることをイの弁護士又は司法書士が調査し、確認したことを証する書面が特定店頭商品デリバティブ取引業者に交付されていること。
 - 八 特定店頭商品デリバティブ取引業者又はその代表者等が第百十二条第三項各号に掲げる行為により顧客に損失を及ぼした場合で、一日の取引において顧客に生じた損失について顧客に対して申し込み、約束し、又は提供する財産上の利益が十万円に相当する額を上回らないとき。
 - 九 特定店頭商品デリバティブ取引業者又はその代表者等が第百十二条第三項各号に掲げる行為により顧客に損失を及ぼした場合(法第百四十九条第四項に規定する帳簿又は顧客の注文の内容の記録により事故であることが明らかである場合に限る。)
- 2 前項第八号の利益は、第百十二条第三項各号に掲げる行為の区分ごとに計算するものとする。この場合において、同項第一号に掲げる行為の区分に係る利益の額については、前項第九号に掲げる場合において申し込み、約束し、又は提供する財産上の利益の額を控除す

るものとする。

3 特定店頭商品デリバティブ取引業者は、第一項第九号に掲げる場合において、法第三百四十九条第三項において準用する法第二百四十四条の第三項ただし書の確認を受けないで、顧客に対し、財産上の利益を提供する旨を申し込み、若しくは約束し、又は財産上の利益を提供したときは、その申込み若しくは約束又は提供をした日の属する月の翌月末日までに、第一百七十条の二各号に掲げる事項を、主務大臣に報告しなければならない。

(事故の確認申請手続)

第一百七十条 法第三百四十九条第三項において準用する法第二百四十四条の第三項ただし書の確認を受けようとする者は、法第三百四十九条第三項において準用する法第二百四十四条の第三項の規定による申請書及び書類を、主務大臣に提出しなければならない。

(確認申請書の記載事項)

第一百七十条の二 法第三百四十九条第三項において準用する法第二百四十四条の第三項の主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 特定店頭商品デリバティブ取引業者の氏名又は商号若しくは名称
- 二 事故の発生した本店、支店その他の営業所又は事務所の名称及び所在地
- 三 確認を受けようとする事実に関する次に掲げる事項
 - イ 事故となる行為に係る代表者等の氏名又は部署の名称
 - ロ 顧客の氏名及び住所（法人にあっては、商号又は名称、本店又は主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）
 - ハ 事故の概要
 - ニ 補てんに係る顧客の損失が事故に起因するものである理由
 - ホ 申込み若しくは約束又は提供をしようとする財産上の利益の額
- 四 その他参考となるべき事項

(確認申請書の添付書類)

第一百七十条の三 法第三百四十九条第三項において準用する法第二百四十四条の第三項の主務省令で定めるものは、顧客が前条各号に掲げる事項の内容を確認したことを証明する書類その他参考となるべき資料とする。

2 前項の規定は、法第三百四十九条第三項において準用する法第二百四十四条の第三項の規定による申請書が同条第一項第二号の申込みに係るものである場合には、適用しない。

4 特定店頭商品デリバティブ取引業者は、特定店頭商品デリバティブ取引について、主務省令で定めるところにより、帳簿を作成し、これを保存しなければならない。

5 主務大臣は、この法律の施行のため必要があるときは、特定店頭商品デリバティブ取引業者に対し、その特定店頭商品デリバティブ取引に関する業務（以下「特定店頭商品デリバティブ取引業務」という。）に関し報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、特定店頭商品デリバティブ取引業者の営業所若しくは事務所に立ち入り、特定店頭商品デリバティブ取引業務の状況若しくは特定店頭商品デリバティブ取引業務に関する帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

6 第五十七条第三項及び第四項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

7 主務大臣は、商品市場における秩序の維持のため必要かつ適当であると認めるときは、その必要の限度において、特定店頭商品デリバティブ取引業者に対し、特定店頭商品デリバティブ取引業務の運営を改善するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

8 主務大臣は、特定店頭商品デリバティブ取引業者がこの法律、この法律に基づく命令又はこの法律に基づいてする主務大臣の処分違反したときは、当該特定店頭商品デリバティブ取引業者に対し、三月以内の期間を定めて特定店頭商品デリバティブ取引業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

9 商品又は商品指数が上場商品又は上場商品指数となり、かつ、その旨が第三百五十二条の規定により公示された場合において、当該公示の際現に当該商品又は当該上場商品指数若しくは当該上場商品指数に類似する商品指数を対象として特定店頭商品デリバティブ取引を業として行っている者は、当該公示の日から起算して一月を経過するまでの間に、第一項の届出をしなければならない。

（外国商品先物取引規制当局に対する調査協力）
第三百四十九条の二 主務大臣は、この法律に相当する外国の法令を執

（帳簿の作成）

第七十一条 特定店頭商品デリバティブ取引業者は、法第三百四十九条第四項の規定により、特定店頭商品デリバティブ取引につき、別表第六に定める帳簿を作成しなければならない。

2 別表第六に定める帳簿は、十年間保存するものとする。

（電磁的方法による保存）

第七十二条 別表第六に定める帳簿の内容が、電磁的方法により記録され、当該記録が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるようにして保存されるときは、当該記録の保存をもって前条第二項に規定する帳簿の保存に代えることができる。この場合において、特定店頭商品デリバティブ取引業者は、当該記録が滅失し、又はき損することを防止するために必要な措置を講じなければならない。

第七十三条 削除

行する当局（以下この条において「外国商品先物取引規制当局」という。）から、その所掌に属する当該この法律に相当する外国の法令を執行するために行う行政上の調査に関し、協力の要請があつた場合において、当該要請に応ずることが相当と認めるときは、当該要請に応ずるために必要かつ適当であると認められる範囲内において、当該外国にある者を相手方として商品デリバティブ取引を行う者その他関係人又は参考人に対して、参考となるべき報告又は資料の提出を命ずることができる。

2 主務大臣は、次の各号のいずれかに該当する場合には、前項の規定による処分をすることができない。

一 我が国が行う同種の要請に応ずる旨の当該外国商品先物取引規制当局の保証がないとき。

二 当該外国商品先物取引規制当局の要請に基づき当該処分をするこ
とが我が国における商品の公正な価格の形成又は生産及び流通に重
大な悪影響を及ぼし、その他我が国の利益を害するおそれがあると
認められるとき。

三 当該外国商品先物取引規制当局において、前項の規定による処分
により提出された報告又は資料の内容が、その職務の遂行に資する
目的以外の目的で使用されるおそれがあると認められるとき。

3 第一項の協力の要請が外国商品先物取引規制当局による当該この法
律に相当する外国の法令に基づく行政処分（当該処分を受ける者の権
利を制限し、又はこれに義務を課すものに限る。）を目的とする場合
には、当該要請に応ずるに当たつて、主務大臣は、外務大臣に協議す
るものとする。

4 第一項の規定による処分により提出された報告又は資料については、
その内容が外国における裁判所又は裁判官の行う刑事手続に使用され
ないよう適切な措置がとられなければならない。

5 前各項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（参考人等の費用の請求）

第三百五十条 第十五条第九項（第八十条第四項、第三百三十三條第三項、
第三百四十六條第四項、第五百五十五條第六項、第五百五十六條第七項、第
百六十九條第三項（第七十三條第四項において準用する場合を含む。）、第
百九十四條、第二百一十一條第二項、第二百二十九條、第二百四
十條の二十五、第二百四十八條第二項、第二百八十条第二項、第三百
三十三條第三項（第三百三十五條第四項において準用する場合を含む。）、
及び第三百四十三條第三項（第三百四十五條において読み替えて
準用する第三百三十五條第四項において準用する場合を含む。）に
おいて準用する場合を含む。）、第九十六條の二十二第三項（同条第五
項、第九十六條の三十四第三項及び第四項、第九十六條の四十五項
並びに第九十六條の四十三において準用する場合を含む。）又は第百
五十八條第二項（第二百五十九條第五項、第六十條第二項、第百八十

（協議）
第五十三條 国家公安委員会、法務大臣、外務大臣、農林水産大臣
及び経済産業大臣は、法第三百四十九條の二第四項の措置をとる
場合においては、当該措置について協議を行うものとする。

（参考人等に支給する費用）

第五十四條 法第三百五十條の規定により、参考人又は鑑定人には、
国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号）
の例により鉄道賃、船賃、車賃、日当又は宿泊料を支給する。

2 鑑定人には、鑑定人が鑑定につき特に費用を要した場合で主務
大臣（第五十七條第一項の規定により地方農政局長又は経済産業
局長が法第二百三十七條及び第二百四十條の二十五において準用
する法第五十八條第二項の規定による主務大臣の権限を行つた
場合にあつては、当該地方農政局長又は当該経済産業局長）が必
要と認めるときは、前項の規定により支給する費用のほか、相当
の額の鑑定料を支給することができる。

七条、第二百四条第三項（第二百四十条の十一において準用する場合を含む。）、第二百六条第六項（第二百四十条の十一において準用する場合を含む。）、第二百三十七条、第二百四十条の二十五、第二百六十六条、第三百二十四条第二項、第三百三十九条第二項、第三百四十条第二項（第三百四十五条において準用する場合を含む。）及び第三百四十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定により出頭又は鑑定を命ぜられた参考人又は鑑定人は、政令で定めるところにより、旅費、日当その他の費用を請求することができる。

（発起人等の数の計算）

第三百五十一条 第十条、第六十九条第六号、第七十条、第八十条第一項第二号、第九十四条第一項第三号、第九十五条又は第百五十五条第三項第一号イに規定する発起人、会員若しくは会員になろうとする者又は取引参加者の数の計算については、二以上の商品市場について上場商品構成物品等の売買等を業として行っている者は、当該商品市場の一人とみなす。

（公示）

第三百五十二条 主務大臣は、次に掲げる場合は、上場商品又は上場商品指数に関する事項その他の主務省令で定める事項を、遅滞なく、官報に公示しなければならない。

一 第九条又は第七十八条の規定による許可又は不許可の処分をしたとき（第十五条第十一項（第八十条第四項及び第百四十六条第四項において準用する場合を含む。）の規定による場合を含む。）。

二 商品市場について第十一条第四項又は第百二条第三項の開設期限を経過したとき又は範囲変更期間が終了したとき。

三 第十四条第一項又は第七十九条第一項の規定による許可の申請書の提出があつたとき。

四 第六十九条の規定による解散（同条第五号に掲げる事由による解散を除く。）又は第九十四条第一項の規定による許可の失効があつたとき。

五 第三百三十二条第一項又は第百四十五条第一項の規定による認可又は不認可の処分をしたとき。

六 第三百三十二条第二項又は第百四十五条第二項の規定による認可の申請書の提出があつたとき。

七 第百五十五条第一項又は第百五十六条第一項の規定による認可又は不認可の処分（上場商品又は上場商品指数の範囲の変更に係るものに限る。）をしたとき（第百五十五条第六項第二号又は第百五十六条第七項第二号において準用する第十五条第十一項の規定による場合を含む。）。

八 第百五十五条第二項又は第百五十六条第二項の規定による認可（上場商品又は上場商品指数の範囲の変更（廃止又は範囲の縮小を

（公示事項）

第百七十四条 法第三百五十二条の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 商品市場を開設する者
- 二 上場商品又は上場商品指数
- 三 公示することとなつた事由

- 除く。)に係るものに限る。)の申請書の提出があつたとき。
- 九 第一百五十九条第一項第一号若しくは第二号又は第二項の規定により第九号又は第七十八号の許可の取消しをしたとき。
- 十 第一百五十九条第一項第二号又は第二項の規定による定款の変更の認可(上場商品又は上場商品指数の範囲の変更に係るものに限る。)の取消しをしたとき。

(標準処理期間)

第七十五条 主務大臣は、次の各号に掲げる許可、認可、承認、指定又は登録に関する申請があつた場合は、その申請が主務省に到達した日から当該各号に定める期間内に、当該申請に対する処分を行うよう努めるものとする。

- 一 法第三条第一項ただし書の認可、法第九条の許可、法第七十六条第一項の認可、法第七十八条の許可、法第九十六条第一項の認可、法第九十六条の二十五第一項本文及び第三項ただし書の認可、法第三百三十二条第一項の認可、法第四百四十五条第一項の認可、法第五百五十五条第一項の認可(上場商品又は上場商品指数の変更(廃止又は範囲の縮小を除く。以下この号及び次号において同じ。)に係るものに限る。)、法第五百五十六条第一項本文の認可(上場商品又は上場商品指数の変更に係るものに限る。)、法第六十七号の許可、法第七十三条第一項の承認、法第二百四十五条の認可、法第二百七十九条第一項の認可、法第三百三十二条第一項の許可、法第三百三十五条第一項の許可(法第三百四十五条において準用する場合を含む。))並びに法第三百四十二条第一項の許可 四月
- 二 法第三条の二第二項ただし書の認可、法第八十八条第一項の認可、法第九十六条の十九第一項の認可、法第九十六条の三十一第一項の認可、法第九十六条の三十七第一項ただし書の認可、法第一百五十五条第一項の認可(上場商品又は上場商品指数の変更に係るものを除く。)、法第一百五十六条第一項本文の認可(上場商品又は上場商品指数の変更に係るものを除く。)、法第一百七十条第二項ただし書の承認、法第八十二条の認可、法第八十三条の認可、法第九十条第一項の許可、法第二百二十一条第二項の承認、法第二百二十五条第一項の認可、法第二百二十八条第一項の認可、法第二百四十条の二第二項の登録、法第二百五十条第一項の認可、法第二百七十七条第二項第三号の承認、法第二百八十三条第二項の認可、法第二百八十六条第二項の認可、法第二百九十六条第四項の認可、法第三百一条第二項の認可、法第三百十八条第一項の承認及び法第三百二十五条第二項の認可 一月

- 三 法第五十九条第七項の承認 十日

2 前項の期間には、次に掲げる期間を含まないものとする。

- 一 当該申請を補正する期間
- 二 当該申請をした者が当該申請の内容を変更するために要する期

(外国法人等に対するこの法律の規定の適用に当たつての技術的読替え等)

第三百五十三条 商品先物取引業者が外国の法令に準拠して設立された法人又は外国に住所を有する者である場合において、当該商品先物取引業者に対するこの法律の規定の適用に当たつての技術的読替えその他この法律の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(外国法人等に対する法の規定の適用に当たつての技術的読替え)

第五十五条 法第三百五十三条の規定による外国の法令に準拠して設立された法人又は外国に住所を有する者である商品先物取引業者に対する法の規定の適用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第九十二条第一項第三号	本店、支店	本店、国内における主たる営業所又は事務所
第九十二条第一項第四号及び第九十三条第二項	役員	役員及び国内における営業所又は事務所の業務を統括する者
第九十三条第一項第二号	許可申請者	許可申請者及びその国内における営業所又は事務所
第九十三条第一項第三号	許可申請者	許可申請者及びその人的構成に照らして許可申請者の国内における営業所又は事務所
第九十五条第一項第四号	破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開始の申立てを行ったとき	破産手続開始、再生手続開始若しくは更生手続開始の申立て又は外国倒産処理手続の承認の申立てを行ったとき
第九十七条第一項第四号	解散したとき	解散したとき(国内における営業所又は事務所の清算を開始したときを含む。)
	その清算人	その清算人又は本店若しくは主たる事務所の所在する国において清算人に相当する者
第九十七条第三項	すべての営業所又は事務所	国内におけるすべての営業所又は事務所
第九十八条第一項	営業所又は事務所	国内における営業所又は事務所
第二百条第三項第一号	代表者	国内における営業所又は事務所の業務を統括する者
第二百一十一条第三項	すべての営業所又は事務所	国内におけるすべての営業所又は事務所
第三百三条第一項第三号	破産手続開始、再生手続開始、更生	破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始若しくは特別清算

間

三 当該申請をした者が当該申請に係る審査に必要と認められる資料を追加するために要する期間

手続開始又は特別清算開始の申立てを行ったとき

開始の申立て又は外国倒産処理手続の承認の申立てを行ったとき

(主務大臣、主務省令及び権限の委任)

第三百五十四条 この法律における主務大臣は、次のとおりとする。

- 一 農林水産省関係商品（商品のうち政令で指定するものをいう。以下同じ。）のみを上場商品とする商品市場若しくはその対象となる物品が農林水産省関係商品のみである商品指数を上場商品指数とする商品市場（以下「農林水産省関係商品市場」という。）のみを開設する商品取引所、農林水産省関係商品市場のみを開設する株式会社商品取引所の主要株主（第九十六条の三十一第一項の認可を受けた者をいう。以下この条において同じ。）、農林水産省関係商品市場のみを開設する株式会社商品取引所を子会社とする商品取引所持株会社若しくは商品取引所持株会社の主要株主（第九十六条の三十一第一項の認可を受けた者をいう。以下この条において同じ。）、農林水産省関係商品市場のみに係る商品取引債務引受業を行う商品取引清算機関、農林水産省関係商品のみ若しくはその対象となる物品が農林水産省関係商品のみである商品指数のみについて取引をするための第一種特定商品市場類似施設若しくは第二種特定商品市場類似施設の開設者又は農林水産省関係商品のみを対象とした特定店頭商品デリバティブ取引に係る特定店頭商品デリバティブ取引業者については、農林水産大臣
- 二 経済産業省関係商品（商品のうち農林水産省関係商品以外のものをいう。以下同じ。）のみを上場商品とする商品市場若しくはその対象となる物品が経済産業省関係商品のみである商品指数を上場商品指数とする商品市場（以下「経済産業省関係商品市場」という。）のみを開設する商品取引所、経済産業省関係商品市場のみを開設す

(農林水産省関係商品の指定)

第五十六条 法第三百五十四条第一項第一号の政令で指定するものは、次に掲げるものとする。

- 一 農産物、林産物、畜産物及び水産物並びにこれらを原料又は材料として製造し、又は加工した物品のうち、飲食物であるもの
- 二 第一条第一項第一号から第五号まで、第九号、第十号及び第十四号に掲げる物品

(訳文の添付)

第七十六条 法、令又はこの省令の規定により主務大臣、地方農政局長又は経済産業局長（次条において「主務大臣等」という。）に提出する書類で、特別の事情により日本語をもって記載することができないものがあるときは、その訳文を付さなければならない。ただし、当該書類が定款（定款に準ずる書類を含む。）であつて、かつ、英語で記載されたものであるときは、その概要の訳文を付すことをもって足りるものとする。

(外国通貨の換算)

第七十七条 法、令又はこの省令の規定により主務大臣等に提出する書類中、外国通貨をもって金額を表示するものがあるときは、当該金額を本邦通貨に換算した金額及びその換算に用いた標準を付記しなければならない。

る株式会社商品取引所の主要株主、経済産業省関係商品市場のみを開設する株式会社商品取引所を子会社とする商品取引所持株式会社若しくは商品取引所持株式会社の主要株主、経済産業省関係商品市場のみに係る商品取引債務引受業を行う商品取引清算機関、経済産業省関係商品のみ若しくはその対象となる物品が経済産業省関係商品のみである商品指数のみについて取引をするための第一種特定商品市場類似施設若しくは第二種特定商品市場類似施設の開設者又は経済産業省関係商品のみを対象とした特定店頭商品デリバティブ取引に係る特定店頭商品デリバティブ取引業者については、経済産業大臣

三 商品取引所、株式会社商品取引所の主要株主、商品取引所持株式会社、商品取引所持株式会社の主要株主、商品取引清算機関、第一種特定商品市場類似施設の開設者、第二種特定商品市場類似施設の開設者若しくは特定店頭商品デリバティブ取引業者であつて前二号に掲げるもの以外のもの又は商品先物取引業者、商品先物取引仲介業者、商品先物取引協会若しくは委託者保護基金については、農林水産大臣及び経済産業大臣

2 この法律において主務省令は、農林水産省令、経済産業省令とする。

3 主務大臣は、政令で定めるところにより、この法律に基づく権限の一部を地方支分部局の長に行わせることができる。

(権限の委任)

第五十七条 法第五十七条第一項及び第二項、第二百四十一条の三第三項及び第五項、第二百三十一条第一項から第三項まで、第二百三十二条第一項及び第二項、第二百三十五条第一項及び第二項、第二百三十七条及び第二百四十条の二十五において準用する法第五百八条第二項、第二百四十条の十七及び第三百四十九条第三項において準用する法第二百四十四条の三第三項及び第五項、第二百四十条の二十二第一項及び第二項並びに第三百四十九条第五項及び第七項の規定による主務大臣の権限であつて次の各号に掲げるものは、当該各号に定める者に行わせるものとする。ただし、主務大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

- 一 農林水産省関係商品市場のみを開設する商品取引所又はその会員等に関する農林水産大臣の権限 当該商品取引所の主たる事務所又は本店の所在地を管轄する地方農政局長
- 二 経済産業省関係商品市場のみを開設する商品取引所又はその会員等に関する経済産業大臣の権限 当該商品取引所の主たる事務所又は本店の所在地を管轄する経済産業局長
- 三 商品取引所であつて前二号に規定するもの以外のもの又はその会員等に関する農林水産大臣及び経済産業大臣の権限 当該商品取引所の主たる事務所又は本店の所在地を管轄する地方農政局長及び経済産業局長
- 四 商品先物取引業者に関する農林水産大臣及び経済産業大臣の権限 当該商品先物取引業者の本店等の所在地を管轄する地方農政局長及び経済産業局長
- 五 商品先物取引仲介業者に関する農林水産大臣及び経済産業大臣

- 臣の権限 当該商品先物取引仲介業者の本店等の所在地を管轄する地方農政局長及び経済産業局長
- 六 農林水産省関係商品のみを対象とした特定店頭商品デリバティブ取引に係る特定店頭商品デリバティブ取引業者に関する農林水産大臣の権限 当該特定店頭商品デリバティブ取引業者の本店等の所在地を管轄する地方農政局長
- 七 経済産業省関係商品のみを対象とした特定店頭商品デリバティブ取引に係る特定店頭商品デリバティブ取引業者に関する経済産業大臣の権限 当該特定店頭商品デリバティブ取引業者の本店等の所在地を管轄する経済産業局長
- 八 特定店頭商品デリバティブ取引業者であつて前二号に規定するもの以外のもに關する農林水産大臣及び経済産業大臣の権限 当該特定店頭商品デリバティブ取引業者の本店等の所在地を管轄する地方農政局長及び経済産業局長
- 2 法第二百三十一条第一項から第三項までの規定による権限であつて商品先物取引業者の支店等に関するものについては、前項第四号に規定する地方農政局長及び経済産業局長のほか、当該支店等の所在地を管轄する地方農政局長及び経済産業局長も行うことができる。
- 3 前項の規定により商品先物取引業者の支店等に対して法第二百三十一条第一項の規定による報告若しくは資料の提出の命令又は立入検査（以下この項において「検査等」という。）を行つた地方農政局長及び経済産業局長は、当該商品先物取引業者の本店等又は当該支店等以外の支店等に対して検査等の必要を認めるときは、当該本店等又は当該支店等以外の支店等に対し、検査等を行うことができる。
- 4 法第二百四十条の二十二第一項及び第二項の規定による権限であつて商品先物取引仲介業者の支店等に関するものについては、第一項第五号に規定する地方農政局長及び経済産業局長のほか、当該支店等の所在地を管轄する地方農政局長及び経済産業局長も行うことができる。
- 5 前項の規定により商品先物取引仲介業者の支店等に対して法第二百四十条の二十二第一項の規定による報告若しくは資料の提出の命令又は立入検査（以下この項において「検査等」という。）を行つた地方農政局長及び経済産業局長は、当該商品先物取引仲介業者の本店等又は当該支店等以外の支店等に対して検査等の必要を認めるときは、当該本店等又は当該支店等以外の支店等に対し、検査等を行うことができる。
- 6 法第三百四十九条第五項の規定による権限であつて第一項第六号に規定する特定店頭商品デリバティブ取引業者の支店等に関するものについては、同号に規定する地方農政局長のほか、当該支店等の所在地を管轄する地方農政局長も行うことができる。

7 前項の規定により第一項第六号に規定する特定店頭商品デリバティブ取引業者の支店等に対して法第三百四十九条第五項の規定による報告若しくは資料の提出の命令又は立入検査(以下この項、第九項及び第十一項において「検査等」という。)を行った地方農政局長は、当該特定店頭商品デリバティブ取引業者の本店等又は当該支店等以外の支店等に対して検査等の必要を認めるときは、当該本店等又は当該支店等以外の支店等に対し、検査等を行うことができる。

8 法第三百四十九条第五項の規定による権限であつて第一項第七号に規定する特定店頭商品デリバティブ取引業者の支店等に関するものについては、同号に規定する経済産業局長のほか、当該支店等の所在地を管轄する経済産業局長も行うことができる。

9 前項の規定により第一項第七号に規定する特定店頭商品デリバティブ取引業者の支店等に対して法第三百四十九条第五項の規定による検査等を行った経済産業局長は、当該特定店頭商品デリバティブ取引業者の本店等又は当該支店等以外の支店等に対して検査等の必要を認めるときは、当該本店等又は当該支店等以外の支店等に対し、検査等を行うことができる。

10 法第三百四十九条第五項の規定による権限であつて第一項第八号に規定する特定店頭商品デリバティブ取引業者の支店等に関するものについては、同号に規定する地方農政局長及び経済産業局長のほか、当該支店等の所在地を管轄する地方農政局長及び経済産業局長も行うことができる。

11 前項の規定により第一項第八号に規定する特定店頭商品デリバティブ取引業者の支店等に対して法第三百四十九条第五項の規定による検査等を行った地方農政局長及び経済産業局長は、当該特定店頭商品デリバティブ取引業者の本店等又は当該支店等以外の支店等に対して検査等の必要を認めるときは、当該本店等又は当該支店等以外の支店等に対し、検査等を行うことができる。

(内閣総理大臣との関係)

第三百五十四条の二 主務大臣は、商品取引所又は商品取引所持株会社に對し、次に掲げる処分をする場合には、あらかじめ、内閣総理大臣に通知するものとする。

一 第九十六条の三十八又は第九十六条の四十第一項の規定による第九十六条の二十五第一項又は第三項ただし書の認可の取消し(取引所金融商品市場の開設の業務を行う会社を子会社とする商品取引所持株会社に係るものに限る。)

二 第九十六条の四十第一項の規定による第九十六条の三十七第一項ただし書の認可の取消し(取引所金融商品市場の開設の業務を行う会社を子会社とすることに係るものに限る。)

三 第一百五十九条第一項又は第二項の規定による第九条又は第七十八

条の許可の取消し（第三条第一項ただし書の認可及び金融商品取引法第八十条第一項の免許を受けて、金融商品市場の開設の業務を行う株式会社商品取引所又は第三条の二第一項ただし書の認可を受けて、取引所金融商品市場の開設の業務を行う会社を子会社とする商品取引所に係るものに限る。）

四 第五百九条第一項第四号の規定による第三条第一項ただし書の認可の取消し（金融商品市場の開設の業務に係るものに限る。）

五 第五百九条第一項第五号の規定による第三条の二第一項ただし書の認可の取消し（取引所金融商品市場の開設の業務を行う会社を子会社とすることに係るものに限る。）

2 主務大臣は、金融商品取引法第二条第八項第一号に規定する商品関連市場デリバティブ取引に関し、当該商品関連市場デリバティブ取引が商品の生産及び流通に与える重大な悪影響を防止するため必要があると認めるときは、内閣総理大臣に対し、同法に基づき必要な措置をとるべきことを要請することができる。

（経過措置）

第三百五十五条 この法律に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要とされる範囲内において、所要の経過措置（罰則に係る経過措置を含む。）を定めることができる。

第八章 罰則

第三百五十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 商品市場における取引若しくはその受託のため、又は相場の変動を図る目的をもつて、風説を流布し、偽計を用い、又は暴行若しくは脅迫をした者

二 第一百六条の規定に違反した者

三 第二百二十九条の規定により発行する株式を引き受ける者の募集をするに当たり、目論見書、当該募集の広告その他の当該募集に関する文書であつて重要な事項について虚偽の記載のあるものを使用し、又は当該文書の作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録であつて重要な事項について虚偽の記録のあるものをその募集の事務の用に供した会員商品取引所の役員（仮理事及び仮監事を含む。次号において同じ。）又は事業に関するある種類若しくは特定の事項の委任を受けた使用人

四 第二百二十九条の規定により発行する株式の払込みを仮装するため預けを行った会員商品取引所の役員若しくは事業に関するある種類若しくは特定の事項の委任を受けた使用人又は当該預けに応じた者

第三百五十六条の二 次に掲げる財産は、没収する。ただし、その取得の状況、損害賠償の履行の状況その他の事情に照らし、当該財産の全部又は一部を没収することが相当でないときは、これを没収しないことができる。

一 前条第一号又は第二号の罪の犯罪行為により得た財産
二 前号に掲げる財産の対価として得た財産又は同号に掲げる財産がオプシオンその他の権利である場合における当該権利の行使により得た財産

2 前項の規定により財産を没収すべき場合において、これを没収することができないときは、その価額を犯人から追徴する。

第三百五十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第六条第一項の規定に違反した者

二 第二百二十九条の規定により発行する株式の総数の引受け、払込み若しくは現物出資の給付又は同条第三号に掲げる事項について、主務大臣、裁判所又は会員総会に対して虚偽の申述を行い、又は事実を隠べいした会員商品取引所の役員（仮理事及び仮監事を含む。）若しくは検査役又は株式会社商品取引所の取締役若しくは監査役となるべき者

三 第三百六十七条の規定に違反して商品取引債務引受業を営んだ者

四 第三百九十条第一項の規定に違反して商品先物取引業を行った者

五 不正の手段により第三百九十条第一項の許可又は第二百四十条の二第一項の登録を受けた者

六 第三百九十九条の規定に違反して、他人に商品先物取引業を行わせた者

七 第二百四十条の十の規定に違反して、他人に商品先物取引仲介業を行わせた者

八 第三百二十八条第一項の規定による命令に違反した者

第三百五十八条 第五条第一項又は第二項の規定に違反した場合においては、その行為をした商品取引所の代表者、代理人、使用人その他の従業者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第三百五十八条の二 第二百四十四条の三第一項（第二百四十条の十七及び第三百四十九条第三項において準用する場合を含む。）の規定に違反した場合においては、その行為をした商品先物取引業者、商品先物取引仲介業者又は特定店頭商品デリバティブ取引業者の代表者、代理人、使用人その他の従業者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第三百五十九条 商品取引所又は協会の役員（会計参与が法人である場合にあつてはその職務を行う社員とし、仮理事及び仮監事並びに仮取締役、仮執行役及び仮監査役を含む。）又は職員がその職務に関して、賄賂を受受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、五年以下の懲役に処する。

2 前項の場合において、收受した賄賂は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

3 第一項の賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

第三百五十九条の二 前条第一項の罪は、日本国外においてこれらの罪を犯した者にも適用する。

2 前条第三項の罪は、刑法第二条の例に従う。

第三百六十条 第九十六条の四十第二項、第一百八条第二号若しくは第三号、第一百五十八条第一項、第一百五十九条第一項から第三項まで、第一百六十条第一項、第一百八十六条第一項若しくは第四項又は第二百六十五条第一項若しくは第三項の規定による処分に違反した場合においては、その行為をした商品取引所、商品取引所持株会社、商品取引清算機関又は協会の代表者、代理人、使用人その他の従業者は、二年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第三百六十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、二年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第九十六条の二十五第一項若しくは第三項、第九十六条の四十第三項又は第二百十条の規定に違反した者

二 第二百三十二条第二項、第二百三十五条第二項、第二百三十六條第一項、第二百四十条の二十三第一項、第三百四十条第一項（第三百四十五条において準用する場合を含む。）又は第三百四十九条第八項の規定による業務の停止の処分に違反した者

三 第二百三十六條第二項又は第二百四十条の二十三第二項の規定による命令に違反した者

第三百六十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第十四条、第七十九条、第九十六条の二十六、第六十八條、第一百九十二条第一項若しくは第二項、第二百二十五条第二項若しくは第三項、第二百二十八条第二項若しくは第三項、第二百四十条の三、第二百四十七条、第三百三十二条第二項若しくは第三項又は第三百四十二条第二項若しくは第三項の規定による申請書又は添付書類若

知をした者

十四 第三百三十六条第二項（第三百四十五条において準用する場合を含む。）の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

第三百六十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第六条第二項又は第九十七条第一項若しくは第二項の規定に違反して取引をした者

二 第八十六条第一項又は第四項の規定に違反した者

三 第九十六条の十九第一項若しくは第四項、第九十六条の二十二第二項、第九十六条の三十一第一項若しくは第三項又は第九十六条の三十四第二項の規定に違反した者

四 第九十六条の二十二第一項（同条第五項において準用する場合を含む。）、第九十六条の三十四第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）又は第九十六条の四十第一項（第九十六条の四十三において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反した者

五 第九十六条の二十八第一項又は第四項の規定に違反した者

六 第一百八条第一号の規定による制限に違反した者

七 第二百条第二項（第二百四十条の十一において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

八 第二百九条第一項又は第二百十二条の規定に違反した者

九 第二百四十四条の三第二項（第二百四十条の十七又は第三百四十九条第三項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

十 第二百四十四条の三第五項（第二百四十条の十七又は第三百四十九条第三項において準用する場合を含む。）の規定による申請書又は書類に虚偽の記載をして提出した者

十一 第二百四十条の十五の規定に違反した者

十二 第二百四十四条第二項の規定に違反して、その名称中に商品先物取引協会の会員であると誤認されるおそれのある文字を用いた者

十三 商品市場における相場を偽って公示した者

十四 公示若しくは領布する目的をもって商品市場における相場を偽って記載した文書を作成し、又はこれを領布した者

十五 第三百三十五条第一項の許可を受けずに第三百三十二条第二項第三号又は第四号に掲げる事項を変更した者

十六 第三百三十九条第一項、第三百四十四条第一項又は第三百四十九条第七項の規定による命令に違反した者

十七 第三百四十五条において準用する第三百三十五条第一項の許可を受けずに第三百四十二条第二項第三号又は第四号に掲げる事項を変更した者

第三百六十四条 次の各号に掲げる違反があつた場合においては、その行為をした商品取引所、商品取引清算機関又は協会の代表者、代理人、

使用人その他の従業者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第七條第二項又は第二百四十二條第一項の規定に違反したとき。

二 第六十五條、第三百三條第四項（第七十九條第五項において準用する場合を含む。）、又は第一百十條（第八十條第五項において準用する場合を含む。）、の規定に違反したとき。

三 第八十五條又は第二百六十四條の規定による命令に違反したとき。

第三百六十五條 第三百二十九條の規定に違反して差金を授受することを目的とする行為をした者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。ただし、刑法第八十六條の規定の適用を妨げない。

第三百六十六條 第三百六十一條、第三百七十六條、第二百六十七條又は第二百九十八條の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第三百六十七條 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第四條第二項、第五十五條（第七十七條第二項において準用する場合を含む。）、第九十一條第一項（同條第二項において準用する場合を含む。）、第二百五條、第三百六十六條又は第二百七十二條第二項の規定に違反した者

二 第八十六條第三項、第九十六條の十九第三項（第九十六條の二十五第四項又は第九十六條の三十一第四項において準用する場合を含む。）、若しくは第九十六條の二十八第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

三 第八十六條の二第一項若しくは第九十六條の二十九の規定による対象議決権保有届出書を提出せず、又は虚偽の記載をした対象議決権保有届出書を提出した者

四 第二百三條第三項若しくは第四項（第二百四十條の十一においてこれらの規定を準用する場合を含む。）、又は第三百三十五條第二項（第三百四十五條において準用する場合を含む。）、の規定による申請書又は添付書類に虚偽の記載をして提出した者

五 第二百十三條の二第一項若しくは第二百四十條の十三第一項に規定する事項を表示せず、又は虚偽の表示をした者

六 第二百十三條の二第二項又は第二百四十條の十三第二項の規定に違反した者

七 第二百十七條第一項の規定に違反して、書面を交付せず、若しくは同項に規定する事項を記載しない書面若しくは虚偽の記載をした書面を交付した者又は同條第二項に規定する方法により当該事項を

欠いた提供若しくは虚偽の事項の提供をした者

八 第二百二十条第一項の規定に違反して、通知せず、若しくは同項に規定する事項を記載しない書面若しくは虚偽の記載をした書面により通知した者又は同条第二項において読み替えて準用する第二百十七条第二項に規定する方法により当該事項を欠いた通知若しくは虚偽の事項の通知をした者

九 第二百二十条の二第一項の規定に違反して、書面を交付せず、若しくは同項に規定する事項を記載しない書面若しくは虚偽の記載をした書面を交付した者又は同条第二項において準用する第二百十七条第二項に規定する方法により当該事項を欠いた提供若しくは虚偽の事項の提供をした者

十 第二百四十四条第一項の規定に違反して、その名称中に商品先物取引協会であると誤認されるおそれのある文字を用いた者

第三百六十八条 次の各号に掲げる違反があつた場合においては、その行為をした商品取引所、商品取引所持株式会社、商品取引清算機関又は協会の代表者、代理人、使用人その他の従業者は、六月以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第三条第一項、第三条の二第一項、第六十四条、第九十六条の三十七第一項、第七十条第二項又は第二百四十二条第二項の規定に違反したとき。

二 第二百五十五条第二項又は第二百五十六条第二項の規定による申請書又は添付書類に虚偽の記載をして提出したとき。

第三百六十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第九十六条の十九第五項（第九十六条の二十五第四項及び第九十六条の三十一第四項において準用する場合を含む。）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第一百一条第二項、第一百五十五条、第九十七条の二、第九十八条第一項、第二百四十条の八又は第二百四十条の九第一項の規定に違反した者

三 第九十五条第一項、第九十六条若しくは第二百四十条の六第一項の規定による届出書を提出せず、若しくは虚偽の記載をした届出書を提出し、又は第九十五条第二項若しくは第二百四十条の六第三項の規定による添付書類を提出せず、若しくは添付書類に虚偽の記載をして提出した者

四 第九十八条第二項又は第二百四十条の九第二項の規定に違反して、第九十八条第一項若しくは第二百四十条の九第一項の規定による標識又はこれらに類似する標識を掲示した者

五 第二百三条（第二百四十条の十一において準用する場合を含む。）、第二百四十条の七第一項又は第二百七十六条第四項の規定による届

出をせず、又は虚偽の届出をした者

六 第二百十六条の規定に違反して、商品取引所の定める受託契約準則によらないで商品市場における取引等の受託を内容とする契約を締結した者

七 第二百三十一条第二項又は第二百四十条の二十二第二項の規定による報告をせず、若しくは資料を提出せず、又は虚偽の報告をし若しくは虚偽の資料の提出をした者

八 第二百七十九条第一項又は第二項の規定による申請書又は添付書類に虚偽の記載をしてこれを提出した者

九 第三百二条第二項の規定による報告をせず、若しくは資料を提出せず、又は虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料の提出をした者

十 第三百二十二条第一項の規定による報告をせず、若しくは資料を提出せず、又は虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料の提出をした者

十一 第三百二十二条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

十二 第三百三十四条第二項（第三百四十五条において準用する場合を含む。）、第三百三十五条第三項（第三百四十五条において準用する場合を含む。）、第三百三十七条第一項（第三百四十五条において準用する場合を含む。）又は第三百四十九条第一項若しくは第九項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

第三百七十条 次の各号に掲げる違反があつた場合においては、その行為をした商品取引所、商品取引清算機関、協会又は委託者保護基金の代表者、代理人、使用人その他の従業者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十九条第一項若しくは第八十五条第一項の規定による届出書を提出せず、若しくは虚偽の記載をした届出書を提出し、又は第十九条第二項若しくは第八十五条第二項の規定による添付書類を提出せず、若しくは添付書類に虚偽の記載をして提出したとき。

二 第七十条又は第九十五条の規定に違反したとき。

三 第八十八条第一項又は第二百六条第三項（第二百四十条の十一において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

四 第一百七十条第三項又は第二百五十条第三項前段の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

五 第一百七十一条の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をし、又は同条の規定による書類を添付せず、若しくは虚偽の記載をした書類を添付したとき。

六 第二百五十条第二項の規定による申請書又は添付書類に虚偽の記載をして提出したとき。

七 第三百五条第四項又は第三百八条第五項の規定に違反して報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

第三百七十条の二 第十一条第九項において準用する会社法第九百五十五条第一項の規定に違反して、同項に規定する調査記録簿等に同項に規定する電子公告調査に関し法務省令で定めるものを記載せず、若しくは記録せず、若しくは虚偽の記載若しくは記録をし、又は調査記録簿等を保存しなかつた者は、三十万円以下の罰金に処する。

第三百七十一条 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この条において同じ。）の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一 第三百五十六条（第三号及び第四号を除く。） 五億円以下の罰金刑

二 第三百五十八条の二、第三百六十条及び第三百六十一条 三億円以下の罰金刑

三 第三百六十二条（第四号及び第五号を除く。） 二億円以下の罰金刑

四 第三百六十三条第二号、第四号、第五号、第十号、第十一号、第十三号及び第十四号 一億円以下の罰金刑

五 第三百五十七条第一号及び第三号から第七号まで、第三百五十八条、第三百六十二条第四号及び第五号、第三百六十三条（第二号、第四号、第五号、第十号、第十一号、第十三号及び第十四号を除く。）、第三百六十四条、第三百六十七条、第三百六十八条、第三百六十九条（第八号、第十号及び第十一号を除く。）、第三百七十条（第七号を除く。）並びに前条 各本条の罰金刑

2 前項の規定により第三百五十六条（第三号及び第四号を除く。）の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、同条の罪についての時効の期間による。

3 第一項の規定により法人でない団体を処罰する場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につきその団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第三百七十二条 次の各号に掲げる違反があつた場合においては、その行為をした商品取引所の役員（仮理事並びに仮取締役及び仮執行役を含む。）又は清算人は、百万円以下の過料に処する。

一 第七十七条第一項において準用する会社法第四百八十四条第一項の規定に違反して、破産手続開始の申立てをすることを怠つたとき。

二 清算の結了を遅延させる目的をもって第七十七条第一項において準用する会社法第四百九十九条第一項の期間を不当に定めるとき。

三 第七十七条第一項において準用する会社法第五百条第一項の規定に違反して、債務を弁済したとき。

四 第九十六条の三第一項の規定に違反して、自主規制委員の過半数を社外取締役を選定しなかつたとき。

五 第九十六条の十四第一項の規定に違反して、議事録を備え置かなかつたとき。

六 第九十六条の十六の規定による名簿を公衆の縦覧に供することを怠つたとき。

七 第三百三十条第一項又は第四項の規定による通知をすることを怠り、又は不正の通知をしたとき。

八 第三百三十四条第一項の規定による登記をすることを怠つたとき。

第三百七十二條の二 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の過料に処する。

一 第十一条第九項において準用する会社法第九百四十六条第三項の規定に違反して、報告をせず、又は虚偽の報告をした者

二 正当な理由がないのに、第十一条第九項において準用する会社法第九百五十一条第二項各号又は第九百五十五条第二項各号に掲げる請求を拒んだ者

三 正当な理由がないのに、第九十六条の十四第二項又は第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）に規定する閲覧又は謄写を拒んだ者

第三百七十三條 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の過料に処する。

一 第二百二十条の三又は第二百四十条の十九において準用する金融商品の販売等に関する法律第九条第一項の規定に違反して勧誘方針を定めず、又は同条第三項の規定に違反してこれを公表しなかつた者

二 第二百二十一条第一項又は第二項の規定に違反して商品取引責任準備金を積み立てず、又はこれを使用した者

第三百七十四條 次の各号に掲げる違反があつた場合においては、その行為をした商品取引所の発起人、役員（仮理事並びに仮取締役及び仮執行役を含む。）若しくは清算人、協会の役員（仮理事を含む。）又は委託者保護基金の役員（仮理事及び仮監事を含む。）若しくは清算人は、三十万円以下の過料に処する。

一 第十一条第九項において準用する会社法第九百四十一条の規定に違反して、同条の調査を求めなかつたとき。

二 第十六条第二項の規定による届出をしなかつたとき。

三 第五十七条第一項から第三項まで、第六十七条若しくは第六十八条の二第一項若しくは第二項（第七十七条第二項においてこれらの

規定を準用する場合を含む。)、第七十六条第二項、第九十三条第一項若しくは第二項、第九十四条第二項、第九十六条第二項、第一百零一条第一項、第一百七十七条、第一百零一条、第一百零二条、第一百零三条第一項、第一百零五条第一項、第一百零四条第一項、第一百零四条の二第一項若しくは第六項、第一百零四条の三第一項、第一百零四条の四第四項、第一百零四条の五第一項、第一百零四条の十二第二項、第一百零四条の十三第一項、第一百零四条の二十一第二項又は第七十九條第一項の規定に違反したとき。

四 第五十七条第五項(第七十七条第二項及び第九十三条第三項において準用する場合を含む。)、第一百零三条第三項、第一百零五条第三項、第一百零四条第三項、第一百零四条の二第八項、第一百零四条の三第三項、第一百零四条の四第六項、第一百零四条の五第三項、第一百零四条の十二第四項、第一百零四条の十三第三項又は第一百零四条の二十一第四項の規定に違反して、正当な理由がないのに、書面若しくは電磁的記録に記録された事項を主務省令で定める方法により表示したものの閲覧又は書面の謄本若しくは抄本の交付若しくは電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて主務省令で定めるものにより提供すること若しくは当該事項を記載した書面の交付を拒んだとき。

五 第七十七条第一項において準用する会社法第五百二条の規定に違反して、会員商品取引所の財産を分配したとき。

六 第八十七条の規定に違反して、同条に規定する事項を公衆の縦覧に供しないとき。

七 第八十八条第二項、第二百六条第四項(第二百四十条の十一において準用する場合を含む。)、第二百五十条第三項後段又は第二百六十二条第二項の規定に違反して、届出を怠つたとき。

八 第九十九条第三項又は第四項の規定による報告をしなかつたとき。

九 第二百二十二条第一項の規定に違反して組織変更の手續をしたとき。

十 第二百二十四条第二項若しくは第五項の規定(これらの規定を第二百四十四条第六項、第二百四十四条の二第四項及び第二百四十四条の三第六項において準用する場合を含む。)、又は第二百四十四条の十一第二項若しくは第五項の規定(これらの規定を第二百四十四条の十九において準用する場合を含む。))に違反して、商品取引所の組織変更又は合併をしたとき。

十一 この法律の規定による公告又はこの法律において準用する会社法の規定による公告をすることを怠り、又は不正の公告をしたとき。

十二 この法律の規定による登記(第三百三十四条第一項の規定によるものを除く。))をすることを怠つたとき。

十三 この法律において準用する会社法の規定に定める調査を妨げたとき。

十四 商品取引所の創立総会又は会員総会に対し、虚偽の申述を行い、又は事実を隠蔽したとき。

十五 定款、会員名簿、取引参加者名簿、議事録、財産目録、貸借対照表、損益計算書、業務報告書、剰余金処分案、損失処理案又は決算報告書に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、又は虚偽の記載若しくは記録をしたとき。

十六 第二百五十二条の規定に違反して、同条の協会の名簿を公衆の縦覧に供しないとき。

十七 第二百七十五条第二項又は第三百二十条の規定に違反したとき。

十八 第六章の規定により主務大臣の認可を受けなければならない場合において、その認可を受けなかったとき。

十九 第二百八十三条第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

二十 第二百八十六条第五項又は第三百二十三条の規定による命令に違反したとき。

二十一 第三百条に規定する業務以外の業務を行ったとき。

二十二 第三百三条第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

二十三 第三百十八条第一項若しくは第二項に規定する書類を提出せず、又は虚偽の書類を提出したとき。

二十四 第三百十九条の規定に違反して経理をしたとき。

二十五 第三百二十七条の規定に違反して、委託者保護基金の残余財産を処分したとき。

第三百七十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の過料に処する。

一 第十五条第九項（第八十条第四項、第三百三十三条第三項、第四百十六条第四項、第五百五十五条第六項、第五百五十六条第七項、第五百九十九条第三項（第七十三条第四項において準用する場合を含む。）、第九十九条第四項、第二百一条第二項（第二百四十条の十一において準用する場合を含む。）、第二百二十九条、第二百四十条の二十五、第二百四十八条第二項、第二百八十条第二項、第三百三十三条第三項（第三百三十五条第四項において準用する場合を含む。）及び第三百四十三条第三項（第三百四十五条において読み替えて準用する第三百三十五条第四項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、第九十六条の二十二第三項（同条第五項、第九十六条の三十四第三項及び第四項、第九十六条の四十第五項並びに第九十六条の四十三において準用する場合を含む。）又は第五百五十八条第二項（第五百五十九条第五項、第六十条第二項、第六百八十七条、第二百四条第三項（第二百四十条の十一において準用する場合を含む。）、第二百六条第六項（第二百四十条の十一において準用す

る場合を含む。)、第二百三十七条、第二百四十条の二十五、第二百六十六条、第三百二十四条第二項、第三百三十九条第二項、第三百四十条第二項(第三百四十五条において準用する場合を含む。)、及び第三百四十四条第二項において準用する場合を含む。)の規定による参考人に対する処分を違反して、陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をし、若しくは報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者又は鑑定人に対する処分を違反して、鑑定をせず、若しくは虚偽の鑑定をした者

二 第三百四十九条の二第一項の規定による商品デリバティブ取引を行う者その他関係人又は参考人に対する処分を違反して、報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者

(昭和二十五年八月五日法律第二百三十九号)

附則 抄

1 (施行の期日)
この法律は、公布の日から起算して十五日を経過した日から施行する。但し、第八条（これに係る罰則の規定を含む。）及び第十五章並びに附則第二項、第三項及び第七項から第十一項までの規定は、公布の日から施行する。

(商品取引所法の廃止)

2 商品取引所法（明治二十六年法律第五号。以下「旧法」という。）は、廃止する。

3 旧法廃止前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(会員の欠格条件の特例)

6 旧法又は旧日本証券取引所法（昭和十八年法律第四十四号）の規定により罰金の刑に処せられた者は、第二十四条第一項第二号の規定の適用については、この法律により罰金の刑に処せられた者とみなす。

(審議会の会長及び委員の任命の特例)

7 第十五章の規定施行の際国会が閉会中である場合においては、内閣総理大臣は、第三百三十九条第二項の規定にかかわらず、両議院の同意を得ないで審議会の最初の会長又は委員を任命することができる。

8 内閣総理大臣は、前項の規定により審議会の最初の会長又は委員を任命したときは、任命後最初の国会で、前項の任命について両議院の事後の承認を求めなければならない。この場合において、両議院の事後の承認が得られなかつたときは、内閣総理大臣は、直ちに、その会長又は委員を罷免しなければならない。

(昭和二十六年六月一日法律第七十六号)

附則 抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

3 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、第七条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(昭和二十六年六月八日法律第二百一十一号)

附則 抄

1 この法律は、昭和二十六年七月一日から施行する。

4 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(昭和二十七年四月十二日法律第九十号)

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(昭和二十九年五月十日法律第九十二号)

附則 抄

1 この法律の施行期日は、公布の日から起算して三月をこえない範囲内に

において政令で定める。

2 この法律の施行の際現に改正前の第九条第五項の登録を受けている商品取引所は、改正後の第八条の二の許可を受けたものとみなす。

3 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(昭和三十七年四月二十日法律第八十二号)

附則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和三十八年四月一日から施行する。

(定義)

第二条 この附則で、「新法」とは、この法律による改正後の商法をいい、「旧法」とは、従前の商法をいう。

(原則)

第三条 新法は、特別の定めがある場合を除いては、この法律の施行前に生じた事項にも適用する。ただし、旧法によつて生じた効力を妨げない。

(昭和三十八年七月九日法律第二百二十六号)

附則 抄

この法律は、商業登記法の施行の日(昭和三十九年四月一日)から施行する。

(昭和四十二年七月二十九日法律第九十七号)

附則 抄

1 この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

2 この法律の施行の際現に改正前の商品取引所法(以下「旧法」という。)の規定による商品仲買人の登録を受けている者(以下「商品仲買人」という。)については、当該登録に係る商品(改正後の商品取引所法(以下新法」という。))第四十一条第一項の許可に係るものを除く。以下同じ。)に限り、この法律の施行の日から三年間は、旧法(第四十二条、第四十二条の二、第四十四条、第四十六条第二項(仲買保証金に係る部分に限る。))、第四十七條、第四十九條(営業所若しくは事務所)の設置又は商品の追加に係る部分に限る。)、第五十条、第九十一条第一項(委託の勧誘の制限に係る部分に限る。))、第九十三条、第九十四条及び第九十七条並びにこれらの規定に係る罰則を除く。)の規定は、なおその効力を有する。

3 商品仲買人については、当該登録に係る商品に限り、前項に規定する期間内は、新法第四十九条、第五十条、第五十三条の三、第九十一条の二、第九十三条、第九十四条第一項、第九十七条から第九十七条の六まで、第九十九条第二項及び第二百二十条第二項から第四項まで並びにこれらの規定による改正後の租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)第二十條の三及び第五十七條の規定は、その者をその商品ごとに新法の規定による商品取引員とみなして、適用する。この場合において、第九十七条の二第三項中「受託業務を開始してはならない」とあるのは、「商品市場における売買取引の委託を受けてはならない。ただし、その受託に係る商品市場における売買取引の決済を結了する目的の範囲内である場合は、この限りでない」とする。

5 この法律の施行前に商品仲買人に対し商品市場における売買取引を委託した者は、新法第九十七条の三第一項の規定の適用については、商品取引員に対し商品市場における売買取引を委託したものとみなす。

6 旧法第五十二条第一項又は第二百二十三条の規定により商品仲買人の登録を取り消された者は、その取消しの日において、新法第五十二条第一項又は第二百二十三条の規定により許可を取り消されたものとみなす。

7 この法律の施行前（商品仲買人については、第二項の規定により旧法がなお効力を有する期間の経過前）にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

8 第二項から前項までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（昭和四十九年四月二日法律第二十三号）

附則 抄

この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

（昭和五十年七月十五日法律第六十五号）

附則 抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律の施行の際現に商品取引員である者が受けている改正前の第四十一条第一項の許可についての改正後の同条第四項の規定の適用については、同項中「四年ごと」とあるのは、「商品取引所法の一部を改正する法律（昭和五十年法律第六十五号）の施行の日から起算して四年を経過する日までにその更新を受けなければ、又はその更新後四年ごと」とする。

第三条 この法律の施行の際現に改正後の第四十七条の二第二項に規定する支配関係を持つている商品取引員についての同項の規定の適用については、同項中「遅滞なく」とあるのは、「商品取引所法の一部を改正する法律（昭和五十年法律第六十五号）の施行の日から起算して三十日を経過する日までに」とする。

第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第五条 前三条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（昭和五十三年七月五日法律第八十七号）

附則 抄

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（施行期日）

一 第六十四条の四第一項、第六十六条、第六十七条、第六十八条第一項、

第二項及び第四項、第六十九条並びに第六十九条の二第二項の改正規定、第六十九条の三の次に一条を加える改正規定、第七十条第一項及び第三項

の改正規定、同条を第七十一条とする改正規定並びに第七十二条を削り、第七十一条を第七十二条とする改正規定 昭和五十四年一月一日

二 第七十八条の八、第二十二條第二項及び第二十二條の三第二項の改正規定、第七十八條第六号を削る改正規定、第八十條第一号及び第八十一條の改正規定、第八十二條第二項の表の改正規定（淡水区水産研究所の項を削

（昭和五十年十二月二十三日政令第三百六十三号）

附則

（施行期日）

1 この政令は、商品取引所法の一部を改正する法律の施行の日（昭和五十一年一月十四日）から施行する。

（経過措置）

2 この政令の施行の際現に商品取引所法（以下「法」という。）第四十一条第一項の許可を受けている商品取引員について、改正後の商品取引所法施行令（以下「新令」という。）第五条に定める額が改正前の商品取引所法施行令（以下「旧令」という。）第五条に定める額を超えている場合には、当該商品取引員の法第四十九条第一項に規定する基準額は、この政令の施行の日（以下「施行日」という。）から一年間は、新令第五条の規定にかかわらず、旧令第五条に定める額とする。

3 この政令の施行の際現に法第四十一条第一項又は第四十六条第一項の許可に係る営業所である営業所について、新令第七条に定める額に基づいて法第九十七条の二第二項第一号の規定により算出する額が旧令第七条に定める額に基づいて法第九十七条の二第二項第一号の規定により算出する額を超える場合には、当該営業所については、施行日から一年間は、旧令第七条に定める額に基づいて法第九十七条の二第二項第一号に規定する額を算出するものとする。

（昭和五十三年七月五日政令第二百八十二号）

附則 抄

（施行期日）

第一条 この政令は、公布の日から施行する。

る部分に限る。)、第八十三条の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定並びに第八十七条の改正規定 昭和五十四年三月三十一日までの間において、各規定につき、政令で定める日

三 第十八条第三項、第十八条の三第二項及び第二十一条第二項の改正規定 昭和五十五年三月三十一日までの間において、各規定につき、政令で定める日

(昭和五十六年六月九日法律第七十五号)

附則 抄

この法律は、商法等の一部を改正する法律の施行の日(昭和五十七年十月一日)から施行する。

(昭和五十六年九月十六日政令第二百八十二号)

附則

(施行期日)

1 この政令は、昭和五十六年九月二十四日から施行する。

(経過措置)

2 売買の当事者が、将来の一定の時期において、当該売買の目的物となつてゐる金及びその対価を現に授受するように制約され、現に当該金の転売若しくは買戻しをしたときは差金の授受によつて決済することができる取引であつて、この政令の施行前に行われたもの(以下この項において「施行前取引」という。)の目的物となつてゐる金及びその対価の授受又は当該金の転売若しくは買戻し及び当該転売若しくは買戻しによる差金の授受であつて、施行前取引が行われた施設と同一の施設においてなされるもの(以下この項において「取引の終了行為」という。)が、この政令の施行後に、取引の終了行為をすべき者の間でなされる場合には、当該取引の終了行為及び当該取引の終了行為がなされる施設の開設に関しては、商品取引所法第八条の規定は、適用しない。

(昭和五十七年二月二十三日政令第二十三号)

附則

この政令は、公布の日から施行する。

(昭和五十八年十月七日政令第二百十四号)

附則

(施行期日)

1 この政令は、昭和五十八年十月十七日から施行する。

(経過措置)

2 売買の当事者が、将来の一定の時期において、当該売買の目的物となつてゐる銀若しくは白金及びその対価を現に授受するように制約され、現に当該銀若しくは白金の転売若しくは買戻しをしたときは差金の授受によつて決済することができる取引であつて、この政令の施行前に行われたもの(以下この項において「施行前取引」という。)の目的物となつてゐる銀若しくは白金及びその対価の授受又は当該銀若しくは白金の転売若しくは買戻し及び当該転売若しくは買戻しによる差金の授受であつて、施行前取引が行われた施設と同一の施設においてなされるもの(以下この項において「取引の終了行為」という。)が、この政令の施行後に、取引の終了行為をす

(昭和五十八年十二月二日法律第七十八号)

附 則

- 1 この法律（第一条を除く。）は、昭和五十九年七月一日から施行する。
- 2 この法律の施行の日の前日において法律の規定により置かれていた機関等で、この法律の施行の日以後は国家行政組織法又はこの法律による改正後の関係法律の規定に基づく政令（以下「関係政令」という。）の規定により置かれることとなるものに関し必要となる経過措置その他この法律の施行に伴う関係政令の制定又は改廃に関し必要となる経過措置は、政令で定めることができる。

べき者の間でなされる場合には、当該取引の終了行為及び当該取引の終了行為がなされる施設の開設に関しては、商品取引所法（以下「法」という。）第八条の規定は、適用しない。

- 3 この政令の施行の際現に東京金取引所が開設する商品市場に上場される金についての法第四十一条第一項の許可（以下「金についての許可」という。）を受けている商品取引員は、東京金取引所が貴金属を上場するための定款の変更について法第二十条第一項の規定による主務大臣の認可を受けた日から東京金取引所において新たに銀又は白金の売買取引を開始される日（以下「売買取引開始日」という。）の前日（その日以前に東京金取引所が開設する商品市場に上場される貴金属についての法第四十一条第一項の許可を受けた場合は、当該許可を受けた日の前日）までの間は、東京金取引所が開設する商品市場に上場される貴金属（金に限る。）についての法第四十一条第一項の許可を受けたものとみなす。

- 4 この政令の施行の際現に金についての許可を受けている商品取引員に係る法第四十九条第一項の基準額は、売買取引開始日（その日がこの政令の施行の日から起算して三月を経過する日（以下「経過日」という。）前である場合は、経過日）の前日までの間は、改正後の商品取引所法施行令（以下「新令」という。）第五条の規定にかかわらず、改正前の商品取引所法施行令（以下「旧令」という。）別表第二の東京金取引所の項に掲げる金額とする。

- 5 この政令の施行の際現に金についての許可を受けている各商品取引員に係る法第九十七条の二第二項第一号の政令で定める金額は、当該各商品取引員が銀又は白金に係る受託業務を開始する日（その日が売買取引開始日以後である場合は、売買取引開始日）の前日までの間は、新令第七条の規定にかかわらず、旧令別表第三の金の項に掲げる金額とする。

(昭和五十九年四月二十日政令第百十号)

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

(昭和五十九年九月二十一日政令第二百八十二号)

附 則

この政令は、昭和五十九年十月一日から施行する。

(昭和五十九年十月二十六日政令第三百十一号)

附 則

この政令は、昭和五十九年十一月一日から施行する。

(昭和六十三年六月十一日法律第八十一号)

附則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中不動産登記法第四章の次に一章を加える改正規定のうち第五百一十一條ノ三第二項から第四項まで、第五百一十一條ノ五及び第五百一十一條ノ七の規定に係る部分、第二条中商業登記法の目次の改正規定並びに同法第三章の次に一章を加える改正規定のうち第百十三條の二、第百十三條の三、第百十三條の四第一項、第四項及び第五項並びに第百十三條の五の規定に係る部分並びに附則第八條から第十條までの規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

(平成元年十二月二十二日法律第九十一号)

附則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(平成二年六月二十七日法律第五十二号)

附則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二年十月一日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第五十四條の二の改正規定、第九十二條の次に一章を加える改正規定、第九十七條の二の改正規定(同条第二項の改正規定、同条第三項の改正規定中「売買取引」を「取引」に改める部分及び同条第五項の改正規定中「政令で」を「主務省令で」に改める部分を除く)、第九十七條の三第二項の改正規定、第九十七條の四の改正規定、第九十七條の十一第三項の改正規定(「弁済契約において定める額」を「契約弁済額」に改める部分に限る。)、第百四十六條の改正規定

(昭和六十年十二月十七日政令第三百十五号)

附則

(施行期日)

1 この政令は、昭和六十一年一月一日から施行する。

(経過措置)

2 この政令の施行の際現に商品取引所法第四十一条第一項の許可を受けている商品取引員について、改正後の商品取引所法施行令第五条に定める額(その者が二以上の商品市場における上場商品について同項の許可を受けている場合にあつては、これらの商品市場における上場商品について同条に定める額を合算した額)が改正前の商品取引所法施行令第五条に定める額(その者が二以上の商品市場における上場商品について同項の許可を受けている場合にあつては、これらの商品市場における上場商品について同条に定める額を合算した額)を超えている場合には、当該商品取引員の同法第四十九条第一項に規定する基準額は、この政令の施行の日から一年間は、改正後の商品取引所法施行令第五条の規定にかかわらず、改正前の商品取引所法施行令第五条に定める額とする。

(平成二年十二月十四日政令第三百五十四号)

附則 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、商品取引所法の一部を改正する法律(平成二年法律第五十二号。以下「改正法」という。)の施行の日(平成二年十二月二十九日)から施行する。

(第一種商品取引受託業の許可に係る最低資本の額に関する経過措置)

第二条 改正法附則第三条第一項の規定により改正後の商品取引所法(以下「新法」という。)第四十一条第一項の許可を受けたものとみなされた者が同条第二項第一号に掲げる者に係る同条第一項の許可、同条第四項の許可の更新又は新法第四十六條第一項の許可を受

定（第五十二條第三項）の下に、「第五十四條の二第二項」を加える部分に限る。）、第六十一條第一号の改正規定、第六十四條の改正規定（同条第二号の次に一号を加える部分に限る。）及び第六十六條第一号及び第二号の改正規定（「第五十二條第三項」の下に、「第五十四條の二第二項」を加える部分に限る。）は、平成三年四月一日から施行する。

（取引所の許可等に関する経過措置）

第二条 この法律の施行の際現に改正前の商品取引所法（以下「旧法」という。）第八條の二の許可を受けている商品取引所は、改正後の商品取引所法（以下「新法」という。）第八條の二の許可を受けて設立された商品取引所とみなす。

2 この法律の施行の際現に前項の規定により新法第八條の二の許可を受けて設立されたとみなされた商品取引所（以下「旧法取引所」という。）が開設している商品市場（以下「旧市場」という。）は、旧法取引所が開設している新法第二條第七項の商品市場とみなす。

3 この法律の施行の際現に旧市場に係る旧市場商品は、旧法取引所が新法第二條第四項の上場商品として定款で定めたものとみなす。

4 この法律の施行の際現に旧市場で行われている売買取引の種類は、旧法取引所が上場商品に係る新法第二條第六項第一号又は第八項第一号二に掲げる取引として定款で定めたものとみなす。

（商品取引員の許可に関する経過措置）

第三条 この法律の施行の際現に旧法第四十一條第一項の許可（以下「旧法の許可」という。）を受けている者は、新法第四十一條第二項第一号に掲げる者に係る同条第一項の許可（以下「新法の許可」という。）を受けたものとみなす。

2 前項の規定により新法の許可を受けたものとみなされた者についての新法第四十一條第四項の規定の適用については、その者が旧法の許可を受けた日を新法の許可を受けた日とみなす。

3 第一項の規定により新法の許可を受けたものとみなされた者に対する新法第四十六條第一項及び新法第四十七條第一項第一号の規定の適用については、この法律の施行の日からその者が新法第四十一條第四項の許可の更新を受けるまでの間は、新法第四十六條第一項中「次に掲げる場合（第二種商品取引受託業の許可を受けた商品取引員にあつては、第二号又は第三号に掲げる場合）」とあるのは「第二号又は第三号に掲げる場合」と、新法第四十七條第一項第一号中「第四十三條第一項第一号、第一号の二又は第三号に掲げる事項（第二種商品取引受託業の許可を受けた商品取引員にあつては、同項第一号又は第三号に掲げる事項）」とあるのは「第四十三條第一項第一号又は第三号に掲げる事項」とする。

4 旧法第五十二條第一項又は旧法第二百二十三條の規定により旧法の許可を取り消された者についての新法第二十四條第一項第三号及び第四号の規定の適用については、その者は、その取消しの日において、新法第五十二條第一項又は新法第二百二十三條の規定により新法の許可を取り消されたものとみなす。

（商品取引員協会等の名称の使用制限に関する経過措置）

第四条 この法律の施行の際現にその名称中に商品取引員協会又は商品取引員協会会員であると誤認されるおそれのある文字を用いている者については、新法第五十四條の四の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

第五条 この法律の施行の際現に会員が旧法第七十九條第一項の規定により

けようとする場合における新法第四十四條第一項第一号の二（新法第四十六條第三項第一号において準用する場合を含む。）の政令で定める額は、この政令の施行の日から起算して四年を経過する日の前日までの間は、改正後の商品取引所法施行令第五條の規定にかかわらず、三億円とする。

旧法取引所に預託している売買証拠金は、当該会員が新法第七十九条第一項の規定により当該旧法取引所に預託した取引証拠金とみなす。

(弁済機関の指定に関する経過措置)

第六条 この法律の施行の際現に旧法第九十七条の二第三項の指定を受けている者は、新法第九十七条の二第三項の指定を受けたものとみなす。

(紛争処理規程の認可に関する経過措置)

第七条 旧法取引所は、この法律の施行の日から三十日以内に、紛争処理規程を作成し、主務大臣の認可を受けなければならない。

2 新法第十五条第一項第四号及び第九項の規定は、前項の認可について準用する。

3 主務大臣は、旧法取引所が第一項の規定に違反した場合には、その設立の許可を取り消し、又は一年以内の期間を定めてその業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

4 前項の規定による処分に違反したときは、その行為をした旧法取引所の代表者、代理人、使用人その他の従業者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

5 旧法取引所の代表者、代理人、使用人その他の従業者が前項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その旧法取引所に対して前項の罰金刑を科する。

(商品市場類似施設の開設の禁止の適用除外規定の適用に関する経過措置)

第八条 主務大臣は、旧市場の開設の地及びこの法律の施行の際現に上場されている旧市場に係る上場商品を、この法律の施行の日に、官報に公示するものとする。

2 前項の規定による公示に係る上場商品については、当該上場商品を新法第四十七条の二の規定により公示された上場商品とみなして、新法第四十五条の三の規定を適用する。

3 新法第四十八条第一項の規定は、第一項の主務大臣について準用する。

(罰則に関する経過措置)

第九条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第十条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(平成四年六月五日法律第七十三号)

附則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(平成五年十一月十二日法律第八十九号)

附則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、行政手続法(平成五年法律第八十八号)の施行の日から施行する。

(諮問等がされた不利益処分に関する経過措置)

第二条 この法律の施行前に法令に基づき審議会その他の合議制の機関に対

し行政手続法第十三条に規定する聴聞又は弁明の機会の付与の手続その他の意見陳述のための手続に相当する手続を執るべきことの諮問その他の求めがされた場合においては、当該諮問その他の求めに係る不利益処分の手続に関しては、この法律による改正後の関係法律の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第十三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(聴聞に関する規定の整理に伴う経過措置)

第十四条 この法律の施行前に法律の規定により行われた聴聞、聴問若しくは聴聞会（不利益処分に係るものを除く。）又はこれらのための手続は、この法律による改正後の関係法律の相当規定により行われたものとみなす。

(政令への委任)

第十五条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に關して必要な経過措置は、政令で定める。

(平成九年六月六日法律第七十二号)

附則

(施行期日)

1 この法律は、商法等の一部を改正する法律（平成九年法律第七十一号）の施行の日から施行する。

(経過措置)

2 この法律の施行前に締結された合併契約に係る合併に関しては、この法律の施行後も、なお従前の例による。

(罰則の適用に関する経過措置)

3 この法律の施行前にした行為及び前項の規定により従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(平成十年四月二十二日法律第四十二号)

附則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各

(平成六年九月十九日政令第三百三号)

附則 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、行政手続法の施行の日（平成六年十月一日）から施行する。

(平成七年三月二十三日政令第七十八号)

附則

この政令は、公布の日から施行する。

(平成八年九月二十六日政令第二百九十四号)

附則

この政令は、公布の日から施行する。

(平成九年九月二十九日政令第三百五号)

附則

(施行期日)

1 この政令は、公布の日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

2 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(平成十一年三月二十六日政令第八十号)

附則 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、商品取引所法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成十一年四月一日）から施行する。

号に定める日から施行する。

一 附則第八条の規定 公布の日

二 第十五条の改正規定（同条第一項第四号の改正規定を除く。）、第十七条の改正規定、第二十条の改正規定及び第四百七十七条の二の改正規定 公布の日から起算して三月を経過した日

三 第九十七条の見出しの改正規定及び同条第一項の改正規定（委託手数料を徴し、及び）を削る部分に限る。 平成十六年十二月三十一日（取引所の許可等に関する経過措置）

第二条 前条第二号に掲げる規定の施行前に同号の規定による改正前の商品取引所法第八条の二の規定によりされた許可の申請であつて、同号に掲げる規定の施行の際、許可又は不許可の処分がされていないものについての許可又は不許可の処分については、なお従前の例による。

2 前条第二号に掲げる規定の施行前に同号の規定による改正前の商品取引所法第二十条第一項の規定によりされた認可の申請であつて、同号に掲げる規定の施行の際、認可又は不認可の処分がされていないものについての認可又は不認可の処分については、なお従前の例による。

（市場取引監視委員会規程の認可に関する経過措置）

第三条 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の商品取引所法（以下「旧法」という。）第八条の二の許可を受けている商品取引所（以下「旧法取引所」という。）は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）から三十日以内に、市場取引監視委員会規程を作成し、主務大臣に認可の申請をしなければならぬ。

2 この法律による改正後の商品取引所法（以下「新法」という。）第十五条第一項第四号の規定は、前項の認可について準用する。

3 主務大臣は、旧法取引所が第一項の規定に違反した場合には、その設立の許可を取り消し、又は一年以内の期間を定めてその業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

4 前項の規定による処分に違反したときは、その行為をした旧法取引所の代表者、代理人、 사용자その他の従業者は、二年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

5 旧法取引所の代表者、代理人、 사용자その他の従業者が前項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その旧法取引所に対して三億円以下の罰金を科する。

（商品取引員の許可に関する経過措置）

第四条 この法律の施行の際現に旧法第四十一条第二項第一号に掲げる者又は同項第二号に掲げる者に係る同条第一項の許可（以下「旧法の許可」という。）を受けている者は、当該旧法の許可に係る商品市場を含む許可の種類（新法第二百二十六条第二項に規定する許可の種類をいう。以下同じ。）につき、旧法の許可に係る商品市場を新法第二百二十八条第一項第四号の商品市場における取引の受託等を行う商品市場として、それぞれ新法第二百二十六条第二項第一号に掲げる者又は同項第二号に掲げる者に係る同条第一項の許可（以下「新法の許可」という。）を受けたものとみなす。

2 前項の規定により新法の許可を受けたものとみなされる者であつて、同項の規定により、一の許可の種類について二以上の許可を受けたものとみなされるものについては、当該二以上の許可を一の許可とみなして、この法律の規定を適用する。

3 前二項の規定により新法の許可を受けたものとみなされた者についての新法第二百二十六条第四項の規定の適用については、その者が旧法の許可を受けた日（前項の規定により二以上の許可を一の許可とみなされた者にあ

（商品取引員協会等の登記に係る経過措置）

第二条 改正法の公布の際既に改正法による改正前の商品取引所法第五十四条の三第一項に規定する商品取引員協会が設立されている場合において、当該商品取引員協会が、改正法附則第八条第一項の規定により、改正法による改正後の商品取引所法の規定による商品先物取引協会となるための定款の変更の認可を受けたときは、同条第四項に規定する定款の変更の認可の効力が発生した日から主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に、商品取引員協会については解散の登記、商品先物取引協会については組合等登記令（昭和三十九年政令第二十九号）第三条に定める登記をしなければならない。

2 前項の規定により商品先物取引協会についてする登記の申請書には、定款、代表権を有する者の資格を証する書面及び次条の規定による改正後の組合等登記令別表一商品先物取引協会の項の登記事項の欄に掲げる事項を証する書面を添付しなければならない。

3 登記官は、第一項の規定により解散の登記がされたときは、その登記用紙を閉鎖しなければならない。

4 商業登記法（昭和三十八年法律第二百二十五号）第十九条、第五十五条第一項、第七十一条及び第七十三条の規定は、第一項の登記について準用する。この場合において、同法第七十一条中「組織を変更した旨」とあるのは、「商品取引所法の一部を改正する法律（平成十年法律第四十二号）附則第八条第一項及び第四項の規定により同法による改正後の商品取引所法（昭和二十五年法律第二百二十九号）の規定による商品先物取引協会となつた旨」と読み替えるものとする。

つては、当該二以上の許可のうち最後の許可を受けた日）を新法の許可を受けた日とみなす。

4 旧法第四十二条第一項の規定により旧法の許可に付された条件は、新法第二百二十七条第一項の規定により新法の許可に付された条件とみなす。

5 旧法第五十二条第一項又は旧法第二百二十三条の規定により旧法の許可を取り消された者についての新法第二十四条第一項第三号及び第四号、第二十九条第一項第五号及び第八号並びに第二項、第三百三十六条の六第一項第一号、第三百三十六条の八第二号、第三百三十六条の九第一項第一号、第三百三十六条の二十八第一項第一号、第三百三十六条の三十二第一項第一号、第三百三十六条の四十三第一項第四号及び第五号並びに第三百三十六条の五十二の規定の適用については、その者は、その取消しの日において、新法第三百三十六条の二十七第一項又は新法第三百三十六条の三十二第一項の規定により新法の許可を取り消されたものとみなす。

（従たる営業所の開設等に関する経過措置）

第五条 施行日前に旧法第四十六条第一項第二号又は第三号に掲げる場合についての同項の許可が行われたものであって、施行日後に従たる営業所の開設又は本店若しくは従たる営業所の位置の変更がされるものについては、新法第三百三十二条第一項の規定による届出を要しない。

（外務員に関する経過措置）

第六条 この法律の施行の際現に旧法第九十一条の二第一項の規定により商品取引員（旧法第四十一条第三項に規定するものをいう。以下同じ。）が旧法取引所の行う登録を受けている外務員（旧法第九十一条の二第一項に規定するものをいう。以下同じ。）については、新法第三百三十六条の四第一項の規定により主務大臣の行う登録を受けたものとみなす。

2 旧法取引所は、旧法第九十一条の二第一項の規定による登録を受けている事項を施行日から十日以内に主務大臣に通知しなければならない。

3 第一項の規定により新法第三百三十六条の四第一項の規定により商品取引員が登録を受けたものとみなされる外務員についての同条第七項の規定の適用については、当該商品取引員が旧法第九十一条の二第一項の規定による登録を最後に受けた日を新法第三百三十六条の四第一項の規定による登録を受けた日とみなす。

（商品先物取引協会等の名称の使用制限に関する経過措置）

第七条 この法律の施行の際現にその名称中に商品先物取引協会又は商品先物取引協会の会員であると誤認されるおそれのある文字を用いている者については、新法第三百三十六条の三十九の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

（商品取引員協会に関する経過措置）

第八条 この法律の公布の際既に旧法第五十四条の三第一項に規定する商品取引員協会（以下「旧法協会」という。）が設立されている場合においては、当該旧法協会は、施行日前においても、新法第三百三十六条の四十一及び第三百三十六条の四十四の規定の例により、定款を変更し、主務大臣の認可を受けることができる。

2 旧法協会は、前項の認可を受けようとする場合には、制裁規程及び紛争処理規程を定め、主務大臣の認可を併せて受けなければならない。

3 新法第三百三十六条の四十三第一項第一号の規定は、前項の認可について準用する。

4 第一項の認可を受けた定款の変更並びに第二項の認可を受けた制裁規程及び紛争処理規程は、施行日にその効力を生ずるものとする。

(罰則に関する経過措置)
第九条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)
第十条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(平成十年六月十五日法律第七号)

附則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十年十二月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中証券取引法第四章の次に一章を加える改正規定(第七十九条の二十九第一項に係る部分に限る。)並びに同法第八十九条第二項及び第四項の改正規定、第二十一条の規定、第二十二条中保険業法第二編第十章第二節第一款の改正規定(第二百六十五条の六に係る部分に限る。)、第二十三条の規定並びに第二十五条の規定並びに附則第四十条、第四十二条、第五十八条、第三百三十六條、第四百零四條、第四百三三條、第四百四七條、第四百四九條、第五百五八條、第六四四條、第六八七條(大蔵省設置法(昭和二十四年法律第四百四号)第四条第七十九号の改正規定を除く。)及び第八十八條から第九十條までの規定
平成十年七月一日

(平成十一年七月十六日法律第二百二号)

附則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八條並びに第三十條の規定 公布の日
(職員の身分引継ぎ)

第三条 この法律の施行の際現に従前の総理府、法務省、外務省、大蔵省、文部省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省、郵政省、労働省、建設省又は自治省(以下この条において「従前の府省」といふ。)の職員(国家行政組織法(昭和二十三年法律第二百十号)第八条の審議会等の会長又は委員長及び委員、中央防災会議の委員、日本工業標準調査会の会長及び委員並びにこれらに類する者として政令で定めるものを除く。)である者は、別に辞令を発せられない限り、同一の勤務条件をもって、この法律の施行後の内閣府、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省若しくは環境省(以下この条において「新府省」といふ。)又はこれに置かれる部局若しくは機関のうち、この法律の施行の際現に当該職員が属する従前の府省又はこれに置かれる部局若しくは機関の相当の新府省又はこれに置かれる部局若しくは機関として政令で定めるものの相当の職員となるものとする。

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

(平成十年十一月二十日政令第三百六十九号)

附則 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成十年十二月一日から施行する。

(罰則の適用に関する経過措置)
第三十条 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(平成十二年六月七日政令第三百十一号)

附則 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日(平成十三年一月六日)から施行する。

(平成十一年八月十三日法律第百二十五号)

附則 抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(平成十一年十二月八日法律第百五十一号)

附則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。

第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(平成十一年十二月二十二日法律第百六十号)

附則 抄

(施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。

(平成十二年五月三十日法律第九十六号)

附則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十二年十二月一日(以下「施行日」という。)から施行する。

(処分等の効力)

第四十九条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定)の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当の規定によつてしたものとみなす。

(罰則の適用に関する経過措置)

第五十条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第五十一条 附則第二条から第十一条まで及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に際し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第五十二条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新証券取引法及び新金融先物取引法の施行状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、新証券取引法第二十六条に規定する証券取引所及び新金融先物取引法第二十六条に規定する金融先物取引所に係る制度について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(平成十二年十一月十七日政令第四百八十二号)

附則 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、特定目的会社による特定資産の流動化に関する

(平成十三年十一月二十八日法律第二百二十九号)

附則 抄

(施行期日)

1 この法律は、平成十四年四月一日から施行する。

(罰則の適用に関する経過措置)

2 この法律の施行前にした行為及びこの法律の規定により従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(平成十四年五月二十九日法律第四十五号)

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過措置)

2 この法律の施行の日が農業協同組合法等の一部を改正する法律(平成十三年法律第九十四号)第二条の規定の施行の日前である場合には、第九条のうち農業協同組合法第三十条第十二項の改正規定中「第三十条第十二項」とあるのは、「第三十条第十一項」とする。

(平成十五年五月三十日法律第五十四号)

附則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十六年四月一日から施行する。

(罰則の適用に関する経過措置)

第三十八条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第三十九条 この法律に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第四十条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の実施状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、この法律による改正後の金融諸制度について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

法律等の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)の施行の日(平成十二年十一月三十日。以下「施行日」という。)から施行する。

(平成十六年三月二十四日政令第五十七号)
工業標準化法に基づく表示認定申請手数料の額等を定める政令等の一部を改正する政令

(商品取引所法施行令の一部改正)

第二条 略

附則 抄

この政令は、平成十六年三月三十一日から施行する。

(平成十六年五月十二日法律第四十三号)
商品取引所法の一部を改正する法律

附則 抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第六章を第七章とし、同章の前に一章を加える改正規定(第二百九十九条及び第三百十四條に係る部分に限る。)、この法律による改正後の商品取引所法(以下「新法」という。)、第二百九十三條の登録のうち最初のもの効力が生じた日

二 附則第五條、第七條第一項、第十四條第一項及び第二項、第十八條、第十九條第一項から第四項まで及び第七項並びに第二十三條の規定、この法律の公布の日

三 附則第三十條及び第三十三條の規定、公布の日から九月を超えない範囲内において政令で定める日

四 附則第三十一條の規定、電子公告制度の導入のための商法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第八十七号)の公布の日又はこの法律の公布の日をいずれか遅い日

(商品取引所の許可に関する経過措置)
第二条 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の商品取引所法(以下「旧法」という。)、第八條の二の許可を受けている商品取引所は、新法第九條の許可を受けて設立された会員商品取引所とみなす。

(商品取引所の登記に関する経過措置)
第三条 新法の施行前に商品取引所について旧法第九條から第九條までの規定により旧法第九條第二項の商品取引所登記簿に登記された事項は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。))において新法第二十条から第二十四條まで、第七十二條、第七十三條又は第九十七條の規定により新法第二十五條第二項の会員商品取引所登記簿に登記されたものとみなす。

(会員信託金に関する経過措置)
第四条 この法律の施行の際現に旧法第三十八條第一項の規定により預託されている会員信託金(附則第九條の規定によりなお従前の例によることとされる損害の賠償に充てられるべきものを除く。))は、新法第九條第一項の規定により預託されている信託金とみなす。

(商品取引所の定款等の変更に関する経過措置)
第五条 商品取引所は、施行日までに、新法第五十五條及び第五十六條の規定の例により、この法律の施行に伴い必要となる定款、業務規程、受託契約準則、紛争処理規程及び市場取引監視委員会規程の変更をし、主務大臣の認可を受けなければならない。この場合において、これらの認可の効力は、施行日から生ずるものとする。

(取引証拠金に関する経過措置)
第六条 この法律の施行の際現に旧法第七十九條第一項の規定により預託されている取引証拠金(商品取引所の会員の自己の計算による取引についてのものに限り、附則第九條の規定によりなお従前の例によることとされる損害の賠償に充てられるべきものを除く。))は、当該取引証拠金が新法第五

条第一号に掲げる方法による決済が行われる取引についてのものである場

(平成十六年八月二十七日政令第二百五十八号)

商品取引所法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令
内閣は、商品取引所法の一部を改正する法律(平成十六年法律第四十三号)附則第一條本文の規定に基づき、この政令を制定する。
商品取引所法の一部を改正する法律の施行期日は、平成十七年五月一日とする。

(平成十六年八月二十七日政令第二百五十九号)
商品取引所法施行令の一部を改正する政令

附則 抄

第一条 この政令は、商品取引所法の一部を改正する法律(以下「改正法」という。))の施行の日(平成十七年五月一日。以下「施行日」という。))から施行する。ただし、次条から附則第四條までの規定は、公布の日から施行する。

(商品取引債務引受業の許可に関する経過措置)
第二条 改正法による改正後の商品取引所法(以下「新法」という。))第九十七條の許可を受けようとする株式会社は、施行日前においても、新法第九十八條の規定の例により、その許可の申請をすることができ、

2 主務大臣は、前項の規定による許可の申請があつた場合には、施行日前においても、新法第九十七條から第九十九條までの規定の例により、その許可をすることができ、この場合において、その許可を受けた株式会社は、施行日において新法第九十七條の許可を受けたものとみなす。

(平成十六年十二月二十七日政令第四百二十四号)
商品取引所法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令
内閣は、商品取引所法の一部を改正する法律(平成十六年法律第四十三号)附則第一條第三号の規定に基づき、この政令を制定する。
商品取引所法の一部を改正する法律附則第一條第三号に掲げる規定の施行期日は、平成十六年十二月三十一日とする。

(平成十七年二月二十二日農林水産省・経済産業省令第三号)

附則 抄

第一条 この省令は、商品取引所法の一部を改正する法律(以下「改正法」という。))の施行の日(平成十七年五月一日。以下「施行日」という。))から施行する。ただし、第七十九條第四号の規定は、改正法による改正後の商品取引所法(以下「新法」という。))第二百九十三條の登録のうち最初のもの効力が生じた日から施行する。

(受託業務保証金規則の廃止)
第二条 受託業務保証金規則(昭和四十三年農林省・通商産業省令第二号)は、廃止する。

(商品取引員の許可更新の申請書の添付書類に係る経過措置)
第三条 新法第二百九十三條の登録のうち最初のもの効力が生じる日までの間は、第八十條第二項第三号の規定の適用については、同号中「委託者保護基金」とあるのは、「昭和五十年十月三十一日に設立された社団法人商品取引受託債務補償基金協会(以下「補償基金協会」という。))と読み替えるものとする。

(受託に係る財産の分離保管等の措置に係る経過措置)
第四条 新法第二百九十三條の登録のうち最初のもの効力が生じる日までの間は、第九十八條第一項及び第四項の規定の適用については、同条第一項第一号中「委託者保護基金(当該商品取引員が会員として加入している委託者保護基金に限る。以下この条において同じ。))」とあるのは「補償基金協会」と、「商品取引員が通知商品取引員(法第三十四條に規定する通知商品取引員をいう。以下同じ。))」に該当することとなった」とあるのは「信託管理人である補償基金協会が当該商品取引員の有する取引委託者に対する委託者資産の返還に係る債務の円滑な弁済のために必要と判断した」と、「委託者保護基金」とあるのは「補償基金協会」と、「委託者保護基金のみ」とあるのは「補償基金協会のみ」と、「委託者保護基金」とあるのは「補償基金協会」と、「商品取引員が通知商品取引員に該当することとなつた場合その他信託管理人」とあるのは「補償基金協会」と、「商品取引員が通知商品取引員に該当することとなつた場合その他委託者保護基金」とあるのは「補償基金協会」と、「委託者保護基金」とあるのは「補償基金協会」と、同項第四号中「委託者保護基金」とあるのは「補償基金協会」と、「委託者保護基金」とあるのは「補償基金協会」と、同項第三号中「委託者保護基金」とあるのは「補償基金協会」と、「委託者保護基金」とあるのは「補償基金協会」と、「商品取引員が通知商品取引員に該当することとなつた場合その他委託者保護基金」とあるのは「補償基金協会」と、「委託者保護基金」とあるのは「補償基金協会」と、同条第四項中「委託者保護基金」とあるのは「補償基金協会」と読み替える

合にあっては新法第百三条第一項の規定により預託されている取引証拠金（同項第一号に掲げる場合において同号の会員等が自己の計算において行う商品市場における取引について預託すべきものに限る。）と、当該取引証拠金が新法第百五条第二号に掲げる方法による決済が行われる取引についてのものである場合にあっては新法第百七十九条第一項の規定により預託されている取引証拠金（同項第一号に掲げる場合において同号イに掲げられている取引について同号イの会員等が自己の計算において行う商品市場における取引について預託すべきものに、同項第二号に掲げる場合において同号イに掲げる場合において同号イの会員等が自己の計算において清算参加者に委託した商品清算取引について預託すべきものに限る。）とみなす。

2 商品取引所は、この法律の施行の際現に旧法第七十九条第一項の規定により預託されている取引証拠金（商品取引所の会員に対し取引を委託した者の計算による取引についてのものに限る、附則第九条の規定によりなお従前の例によることとされる損害の賠償に充てるべきものを除く。）を、この法律の施行後遅滞なく、当該取引証拠金を預託した会員に返還しなければならぬ。

（商品取引債務引受業に関する経過措置）

第七条 この法律の施行前から旧法第八十一条第二項の規定により商品取引債務引受業（新法第二条第十二項に規定する商品取引債務引受業をいう。以下同じ。）に相当する業務を営んでいた商品取引所は、継続して当該業務を行う場合には、施行日までに、新法第七十三条の規定の例により、主務大臣の承認を受けなければならない。この場合において、その承認の効力は、施行日から生ずるものとする。

2 商品取引所が前項の規定による承認を受けたときは、この法律の施行の際現に旧法第八十一条第三項の規定により当該商品取引所に預託されている特別清算負担金（施行日において商品取引清算機関としての当該商品取引所の清算参加者となった会員が預託しているものに限る、附則第九条の規定によりなお従前の例によることとされる損害の賠償に充てるべきものを除く。）は、新法第百八十条第一項の規定により商品取引清算機関としての当該商品取引所に預託されている清算預託金とみなす。

3 商品取引所は、この法律の施行の際現に旧法第八十一条第三項の規定により預託されている特別清算負担金（附則第九条の規定によりなお従前の例によることとされる損害の賠償に充てるべきものを除く。）のうち、前項の規定により清算預託金とみなされたもの以外のものを、この法律の施行後遅滞なく、当該特別清算負担金を預託した会員に返還しなければならぬ。

（特別担保金に関する経過措置）

第八条 この法律の施行の際現に旧法第八十四条の二第一項の規定により預託されている特別担保金（次条の規定によりなお従前の例によることとされる損害の賠償に充てるべきものを除く。）は、新法第百九条第一項の規定により預託されている特別担保金とみなす。

（債務不履行による損害賠償に関する経過措置）

第九条 商品取引所の会員が施行日前において商品市場における取引に基づく債務の不履行により他の会員又は商品取引所に与えた損害の賠償については、なお従前の例による。

（受託業務保証金に関する経過措置）

第十条 商品取引所は、この法律の施行の際現に旧法第九十七条の二第一項の規定により預託されている受託業務保証金（次項又は第三項の規定によりなお従前の例によることとされる払渡し又は取戻しに係るものを除く。）

を、この法律の施行後遅滞なく、当該受託業務保証金を預託した会員に返還しなければならない。

2 商品取引所の会員に対し商品市場における取引を委託した者が施行日前において旧法第九十七条の第三項の規定により行った請求に対する受託業務保証金の払渡しについては、なお従前の例による。

3 施行日前において、旧法第二百二十六条第一項の許可が効力を失ったとき、又は同項の許可が取り消されたときは、商品取引員であった者が預託した受託業務保証金の払渡し及び取戻しについては、なお従前の例による。

(取引の決済の結了に関する経過措置)

第十一条 施行日前において、旧法第二百二十六条第一項の許可を取り消された場合、同項の許可が効力を失った場合若しくは商品市場における取引の受託が旧法若しくは商品取引所の定款で定めるところにより停止された場合又は施行日において同項の許可が効力を失った場合(附則第十四条第四項の規定により旧法第二百二十六条第一項の許可が効力を失った場合を除く。)であつて、商品取引員であつた者が施行日までにその受託に係る商品市場における取引の決済を結了していないときは、当該取引については、なお従前の例による。

(商品取引所に対する監督上の処分及び罰則)

第十二条 主務大臣は、商品取引所が附則第五条、第六条第二項、第七条第三項又は第十条第一項の規定に違反した場合には、その設立の許可を取り消し、又は一年以内の期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

2 前項の規定による処分に違反したときは、その行為をした商品取引所の代表者、代理人、使用人その他の従業者は、二年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

3 商品取引所の代表者、代理人、使用人その他の従業者が、その商品取引所の業務又は財産に関し、前項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その商品取引所に対して三億円以下の罰金刑を科する。

(委託証拠金に関する経過措置)

第十三条 商品取引員は、この法律の施行の際現に旧法第九十七条第一項の規定により委託証拠金として預託を受けている金銭及び有価証券(主務省令で定めるものを除く。)を、この法律の施行後遅滞なく、当該取引の決済が新法第二百五条第一号に掲げる方法により行われる場合にあっては当該取引に係る商品市場を開設する商品取引所に、当該取引の決済が同条第二号に掲げる方法により行われる場合にあっては当該取引について商品取引債務引受業を行う商品取引所に預託しなければならない。

2 前項の規定により商品取引所に預託された金銭及び有価証券は、新法第二百五条第一号に掲げる方法により決済が行われる取引についてのものにあつては新法第三百三条第一項の規定により預託されている取引証拠金(同項第二号に掲げる場合において同号の委託者が預託すべきものに限る。)と、新法第二百五条第二号に掲げる方法により決済が行われる取引についてのものにあつては新法第七十九条第一項の規定により預託されている取引証拠金(同項第一号に掲げる場合にあつては同号口に掲げる場合において同号口の委託者が預託すべきものに、同項第二号に掲げる場合にあつては同号口に掲げる場合において同号口の清算取次委託者が預託すべきものに限る。)とみなす。

3 主務大臣は、商品取引員が第一項の規定に違反した場合には、当該商品取引員の新法第九十条の許可を取り消し、六月以内の期間を定めて商品市場における取引若しくは商品取引受託業務(新法第二条第十七項に規定

(商品取引所に預託しなければならない金銭及び有価証券から除かれるもの)

第五条 改正法附則第十三条第一項の主務省令で定めるものは、施行日までにその決済を結了していない取引について、改正法による改正前の商品取引所法第九十七条第一項の規定により委託証拠金として預託を受けている金銭及び有価証券の価額が新法第三百三条第一項又は第七十九条第一項の規定により当該取引の取次者(新法第三百三条第一項第二号又は第七十九条第一項第一号口に規定する取次者をいう。)、委託者(同法第三百三条第一項第二号又は第七十九条第一項第一号口に規定する委託者をいう。)、取次委託者(同法第三百三条第一項第四号又は第七十九条第一項第一号二に規定する取次委託者をいう。)、清算取次者(同項第二号口に規定する清算取次者をいう。)、清算取次委託者(同号口に規定する清算取次委託者をいう。)、又は清算取次者に対する委託者(同号二に規定する清算取次者に対する委託者をいう。))が取引証拠金として預託すべき金銭及び有価証券の価額を超える場合にあつては、当該超える部分に相当する金銭及び有価証券とする。

する商品取引受託業務をいう。以下同じ。の停止を命じ、商品取引受託業務の方法の変更を命じ、その他監督上必要な事項を命ずることができ。

4 前項の規定による命令に違反した者は、二年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

5 商品取引員の代表者、代理人、使用人その他の従業者が、その商品取引員の業務又は財産に関し、前項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その商品取引員に対して三億円以下の罰金刑を科する。

(商品取引員の許可に関する経過措置)

第十四条 新法第九十条第一項の許可を受けようとする者は、施行日前においても、新法第九十二条の規定の例により、その許可の申請をすることができ。

2 主務大臣は、前項の規定により許可の申請があった場合には、施行日前においても、新法第九十条から第九十四条までの規定の例により、その許可をすることができ。この場合において、その許可を受けた者は、施行日において新法第九十条第一項の許可を受けたものとみなす。

3 この法律の施行の際第一項の許可の申請について処分が行われていない場合においては、その処分が行われるまでの間は、当該申請を行った者(この法律の施行の際現に旧法第二百二十六条第一項の許可を受けている者に限る。)は、新法第九十条第一項の許可を受けたものとみなす。

4 前二項の規定により新法第九十条第一項の許可を受けたものとみなされた者については、旧法第二百二十六条第一項の許可は、施行日に、その効力を失う。

(廃業等の公告等に関する経過措置)

第十五条 新法第九十七条第三項の規定は、施行日から起算して三十日を経過した日以後の商品取引受託業務の廃止、合併(合併後存続する法人又は合併により設立される法人が商品取引受託業務を営まない場合の当該合併に限る。)又は合併及び破産以外の理由による解散について適用する。

(受託契約の締結前の書面の交付及び説明に関する経過措置)

第十六条 新法第二百二十七条及び第二百二十八条の規定は、この法律の施行後に商品取引員が締結した受託契約(新法第二百二十七条第一項に規定する受託契約をいう。)について適用する。

(外務員の登録に関する経過措置)

第十七条 この法律の施行の際現に旧法第三百三十六条の四第一項の規定による登録を受けている外務員(附則第十四条第二項又は第三項の規定により新法第九十条第一項の許可を受けたものとみなされた者に係るものに限る。)は、施行日において新法第二百七条第一項の規定により登録を受けたものとみなす。この場合において、同条第六項の規定は、適用しない。

2 前項の場合において、新法第二百七条第七項に規定する期間は、旧法による登録又は登録の更新の日から起算するものとする。

(委託者保護会員制法人の設立等に関する経過措置)

第十八条 委託者保護会員制法人(新法第二百六十九条第四項に規定する委託者保護会員制法人をいう。以下同じ。)の発起人又は会員になろうとする者(附則第十四条第二項の規定により新法第九十条から第九十四条までの規定の例による許可を受けた者に限る。)は、施行日においても、新法第六章第二節の規定の例により、定款の作成、創立総会の開催その他委託者保護会員制法人の設立に必要な行為及び委託者保護会員制法人への加入に必要な行為をすることができ。

2 前項の規定により施行日前において設立された委託者保護会員制法人は、施行日前においても、新法第六章第三節の規定の例により、新法第二

百九十三条の登録の申請及び新法第三百二条第一項の業務規程の認可の申請並びにこれらに必要な準備行為をすることができる。

3 主務大臣は、前項の規定により新法第二百九十三条の登録の申請又は新法第三百二条第一項の業務規程の認可の申請があつた場合には、新法第二百九十三条から第二百九十五条まで又は第三百二条の規定の例により、施行日前においても、その登録又は認可をすることができる。この場合において、その登録又は認可の効力は、施行日から生ずるものとする。

(委託者保護基金への業務等の承継に関する経過措置)
第十九条 昭和五十年十月三十一日に設立された社団法人商品取引受託債務補償基金協会(以下この条において「補償基金協会」という。)は、政令

で定める日までの間、委託者保護会員制法人に対し、当該補償基金協会が行う一切の業務並びにその有する一切の資産及び負債を当該委託者保護会員制法人において承継すべき旨を申し出ることができる。

2 委託者保護会員制法人は、前項の規定による申出があつた場合において、当該申出を承諾しようとするときは、当該委託者保護会員制法人の総会(新法第二百八十五条第一項に規定する総会をいう。次項及び第四項において同じ。)でその承認を得なければならない。

3 委託者保護会員制法人は、新法第二百九十三条の登録(前条第三項の規定により施行日前において行つた新法第二百九十三条の規定の例による登録を含む。以下この条において同じ。)の申請を行う場合において、既に前項の規定による総会の承認の決議を得ているときは、その登録の申請と併せて補償基金協会からの承継についての認可を主務大臣に申請しなければならない。

4 委託者保護会員制法人は、新法第二百九十三条の登録の申請の後に第二項の規定による総会の承認の決議を得たときは、遅滞なく、主務大臣の認可を申請しなければならない。

5 第三項又は前項の認可があつたときは、補償基金協会の行う業務並びにその有する資産及び負債は、当該認可を受けた日(その日が当該認可に係る委託者保護会員制法人が新法第二百九十三条の登録を受けた日(前条第三項の規定により施行日前において新法第二百九十三条の規定の例による登録を受けた場合にあつては施行日)前であるときは、同日)において、委託者保護基金(新法第二百九十六条に規定する委託者保護基金をいう。以下同じ。)としての当該委託者保護会員制法人(第八項及び第九項において「委託者保護基金」という。)に承継されるものとし、補償基金協会は、その時において解散するものとする。この場合においては、他の法令中法人の解散及び清算に関する規定は、適用しない。

6 前項の規定により補償基金協会が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

7 委託者保護会員制法人が第三項の規定により新法第二百九十三条の登録の申請及び補償基金協会からの承継の認可の申請を同時に行った場合における新法第二百九十五条第一項(第一号に係る部分に限る。)の規定の適用については、同号中「であること」とあるのは、「であること(商品取引所法の一部を改正する法律(平成十六年法律第四十三号)附則第十九条第三項の規定により認可の申請が併せてされた登録の申請にあつては、主務大臣が当該認可をしようとする場合には、当該認可の申請に係る補償基金協会の資産及び負債を含めて算定するものとする。)」とする。

8 第五項の規定により補償基金協会の業務の承継を受けた委託者保護基金は、新法第三百一条の規定にかかわらず、当該承継に係る補償基金協会の業務(次項において「承継業務」という。)を行うことができる。

(委託者保護基金への業務等の承継申出の期限)
第四条 改正法附則第十九条第一項の政令で定める日は、平成十八年四月三十日とする。

(社団法人商品取引受託債務補償基金協会の解散の登記の嘱託等)
第五条 改正法附則第十九条第五項の規定により社団法人商品取引受託債務補償基金協会(次条において「補償基金協会」という。)が解散したときは、主務大臣は、遅滞なく、その解散の登記を登記所に嘱託しなければならない。

2 登記官は、前項の規定による嘱託に係る解散の登記をしたときは、その登記記録を閉鎖しなければならない。

(課税の特例)
第五条の二 改正法附則第十九条第五項の規定により補償基金協会の有する資産及び負債の承継を受けた委託者保護基金(新法第二百九十六条に規定する委託者保護基金をいう。)としての委託者保護会員制法人(次項において単に「委託者保護基金」という。)の当該資産の当該承継の時の価額から当該負債の当該承継の時の価額を控除した金額は、法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第二条第十七号に規定する資本積立金額とする。

2 前項の場合において、委託者保護基金が承継を受ける資産のうち法人税法第二条第二十一号に規定する有価証券については、補償基金協会が当該承継の日の前日において経理していた当該有価証券の価額をもって、同項に規定する承継の時の価額とする。

(補償基金協会の定款に基づく弁済業務)

9 前項の委託者保護基金が承継業務のうち新法第二百六十九条第三項第一号に掲げる業務に類似する業務として主務省令で定める業務を行う場合には、当該業務は同号に掲げる業務とみなす。

(委託者保護基金等の名称の使用制限に関する経過措置)

第二十条 この法律の施行の際現にその名称のうちに「委託者保護会員制法人」という文字を用いている者については、新法第二百七十一条第二項の規定は、施行日から起算して六月を経過する日までの間は、適用しない。

2 この法律の施行の際現にその名称のうちに「委託者保護基金」という文字を用いている者については、新法第二百九十七条第二項の規定は、施行日から起算して六月を経過する日までの間は、適用しない。

(処分等の効力)

第二十一条 施行日前に旧法の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、新法に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、新法の相当の規定によつてしたものと同みなす。

(罰則の適用に関する経過措置)

第二十二条 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第二十三条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む)は、政令で定める。

(検討)

第二十四条 政府は、この法律の施行後五年以内に、この法律による改正後の規定の実施状況、商品先物市場を取り巻く社会経済状況の変化等を勘案し、この法律による改正後の商品取引所制度について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(平成十六年六月二日法律七十六号)

破産法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

(商品取引所法の一部改正)

第四十六条 略

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、破産法(平成十六年法律第七十五号。次条第八項並びに附則第三条第八項、第五条第八項、第十六項及び第二十一項、第八条第三項並びに第十三条において「新破産法」という。)の施行の日から施行する。

(平成十六年六月二日法律七十五号)

破産法

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第六条 改正法附則第十九条第九項の主務省令で定める業務は、補償基金協会の定款に基づき、商品取引員が商品市場における取引の受託により生じた債務を弁済することができない場合にその商品取引員に代わつてその債務に関し当該取引を委託した者に対し弁済する業務とする。

2 委託者保護基金は、前項の業務において取得した求償権を行使して取得した額を、第四百四十条の規定にかかわらず、委託者保護資金勘定に繰り入れないことができる。

(平成十六年十月二十日政令第三百十七号)

破産法の施行期日を定める政令

内閣は、破産法(平成十六年法律第七十五号)附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

破産法の施行期日は、平成十七年一月一日とする。

(平成十六年六月九日法律八十七号)

電子公告制度の導入のための商法等の一部を改正する法律

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(商品取引所法の一部改正)

第七条 略

(平成十六年六月十八日法律百二十四号)

不動産登記法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

(商品取引所法の一部改正)

第二十九条 略

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、新不動産登記法の施行の日から施行する。

(平成十六年六月十八日法律百二十三号)

不動産登記法

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、改正後の不動産登記法(以下「新法」という。)第二百二十七条及び附則第四条第四項の規定は、行政機関の保有する個人情報保護に関する法律の施行の日(平成十七年四月一日)又はこの法律の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

(商品取引所法施行令の一部改正)

第一百三十三条 略

附則
(施行期日)
第一条 この政令は、不動産登記法の施行の日(平成十七年三月七日)から施行する。

(平成十六年十二月一日法律第四百四十七号)

民法の一部を改正する法律

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(公証人法等の一部改正)

第九条

十一 略

(平成十六年十二月三日政令三百八十四号)

電子公告制度の導入のための商法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、電子公告制度の導入のための商法等の一部を改正する法律(平成十六年法律八十七号)附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

電子公告制度の導入のための商法等の一部を改正する法律の施行期日は、平成十七年二月一日とする。

(平成十七年二月十八日政令第二十四号)

不動産登記法及び不動産登記法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令

内閣は、不動産登記法(平成十六年法律百二十三号)及び不動産登記法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十六年法律百二十四号)の施行に伴い、並びに関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

(商品取引所法施行令の一部を改正する政令の一部改正)

第一百三十三条 略

附則
(施行期日)
第一条 この政令は、不動産登記法の施行の日(平成十七年三月七日)から施行する。

(平成十七年三月九日政令第三十六号)

民法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、民法の一部を改正する法律(平成十六年法律第四百四十七号)附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

民法の一部を改正する法律の施行期日は、平成十七年四月一日とする。

(平成十六年十二月三日法律第百五十四号)
信託業法

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日(以下「施行日」という。)から施行する

(商品取引所法の一部改正)

第二十九条 略

(平成十六年十二月八日法律第百五十九号)
金融先物取引法の一部を改正する法律

附則

第一条 この法律は、平成十七年七月一日から施行する。

(商品取引所法の一部改正)

第二十九条 略

(平成十七年七月二十六日法律第八十七号)
会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

(商品取引所法の一部改正)

第四百一条 略

(商品取引所法の一部改正に伴う経過措置)
第四百二条 略

(平成十六年十二月二十七日政令第四百二十六号)
信託業法の施行期日を定める政令

内閣は、信託業法(平成十六年法律第百五十四号)附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

信託業法(附則第一条ただし書に規定する規定を除く。)の施行期日は平成十六年十二月三十日とし、同条ただし書に規定する規定の施行期日はこの政令の公布の日とする。

(平成十六年十二月二十八日政令第四百二十九号)

信託業法の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令

内閣は、信託業法(平成十六年法律第百五十四号)の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

(商品取引所法施行令の一部を改正する政令の一部改正)

第四十六条 略

附則

(施行期日)

この政令は、法の施行の日(平成十六年十二月三十日)から施行する。

(平成十七年四月二十七日政令第百六十六号)

商品取引所法施行令の一部を改正する政令の一部を改正する政令

附則

この政令は、公布の日から施行する。

(平成十七年四月二十八日農林水産省・経済産業省令第九号)

附則

この省令は、公布の日から施行する。

附則
この法律は、会社法の施行の日から施行する。

(平成十七年七月二十六日法律八十六号)
会社法

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(平成十八年四月十九日政令第七十四号)
会社法及び会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う金融庁関係政令等の整備等に関する政令
内閣は、会社法(平成十七年法律第八十六号)及び会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十七年法律第八十七号)の施行に伴い、並びに関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

附則

この政令は、会社法の施行の日(平成十八年五月一日)から施行する。

(平成十八年四月二十六日政令第八十号)

会社法及び会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う経済産業省関係政令の整備に関する政令

内閣は、会社法(平成十七年法律第八十六号)及び会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十七年法律第八十七号)の施行に伴い、並びに関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

(商品取引所法施行令の一部改正)

第二条 略

附則

この政令は、会社法の施行の日(平成十八年五月一日)から施行する。

(平成十七年八月二十五日農林水産省・経済産業省令第十号)

附則
(施行期日)

第一条 この省令は、次の各号に掲げる規定ごとに、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第六十四条及び第六十七条の改正規定並びに別表第二中部商品取引所の項の改正規定 平成十七年十月十一日

二 別表第二横浜商品取引所の項の改正規定 平成十七年八月二十六日

(経過措置)

第二条 この省令の施行の際現に横浜商品取引所の繭糸市場において取引が開始されている日本生糸及び国際生糸に係る取引については、なお従前の例による。

(平成十七年十二月二十八日農林水産省・経済産業省令第十一号)

附則

この省令は、公布の日から施行する。

(平成十八年四月三日農林水産省・経済産業省令第一号)

附則

この省令は、公布の日から施行する。

(平成十八年六月二日法律第五十号)
一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

(商品取引所法の一部改正)
第三百六十五条 略

附則

(施行期日)

1 この法律は、一般社団・財団法人法の施行の日から施行する。

法律第四十八号

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(平成十九年九月七日政令第二百七十五号)
一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の施行期日を定める政令内閣は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成十八年法律第四十八号)附則第一項の規定に基づき、この政令を制定する。
一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の施行期日は、平成二十年十二月一日とする。

(平成十八年六月十四日法律第六十五号)
証券取引法の一部を改正する法律

附則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

三 第二条の規定(証券取引法第二十七条の二十三の改正規定(「第二十七條の二十五第一項」の下に「及び第二十七條の二十六」を加える部分

(平成十八年四月二十八日農林水産省・経済産業省令第三号)
附則
この省令は、会社法の施行の日(平成十八年五月一日)から施行する。

(平成十八年十二月五日農林水産省・経済産業省令第五号)
附則
この省令は、公布の日から施行する。

(平成十八年十二月二十五日農林水産省・経済産業省令第六号)
附則
この省令は、平成十九年一月一日から施行する。

(平成十九年六月二十日農林水産省・経済産業省令第二号)
附則
この省令は、平成十九年七月二日から施行する。ただし、「ロブスタコ
ーヒー生豆 百枚 五十枚 野菜 五十枚 二十枚」を「ロブスタコ
ーヒー生豆 百枚 五十枚」に改める部分は、同年十二月二十一日か
ら施行する。

(平成十九年八月三日政令第二百三十三号)
証券取引法等の一部を改正する法律及び証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令

附則 抄

を除く。)、同法第二十七条の二十四の改正規定、同法第二十七条の二十五の改正規定、同法第二十七条の二十六の改正規定(「株券等の発行者である会社の事業活動を支配する」を「株券等の発行者の事業活動に重大な変更を加え、又は重大な影響を及ぼす行為として政令で定めるもの(第四項及び第五項において「重要提案行為等」という。)を行う」に改める部分及び同条に三項を加える部分を除く。)、同法第二十七条の二十七の改正規定及び同法第二十七条の三十の二の改正規定(「第二十七条の第十二項」を「第二十七条の第十項及び第十二項」に改める部分及び「第二十七条の第十項」の下に「若しくは第十一項」を加える部分を除く。))を除く。))並びに附則第七條、第八條及び第十二條の規定公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

(商品取引所法の一部改正に伴う経過措置)

第百八十九條 第十二條の規定による改正後の商品取引所法(以下この条において「新商品取引所法」という。)の規定は、この法律の施行後に行われる新商品取引所法第二條第十七項に規定する商品取引受託業務について適用し、この法律の施行前に行われた第十二條の規定による改正前の商品取引所法第二條第十七項に規定する商品取引受託業務については、なお従前の例による。

2 商品取引員(新商品取引所法第二條第十八項に規定する商品取引員をいう。))が、この法律の施行前に新商品取引所法第二百七條第一項に規定する事項に相当する事項について新商品取引所法第二百七條第一項の規定の例により説明を行った場合には、当該説明を同項の規定により行った説明とみなして、新商品取引所法の規定を適用する。

(施行期日)
第一條 この政令は、改正法の施行の日から施行する。

(平成十九年八月三日政令第二百三十二号)
証券取引法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令
内閣は、証券取引法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第六十五号)附則第一條本文の規定に基づき、この政令を制定する。
証券取引法等の一部を改正する法律の施行期日は、平成十九年九月三十日とする。

(平成十九年九月二十一日農林水産省・経済産業省令第三号)

附則

(施行期日)
第一條 この省令は、証券取引法等の一部を改正する法律の施行の日(平成十九年九月三十日)から施行する。ただし、様式第一号、様式第十七号及び様式第十八号の改正規定は平成十九年十一月一日から施行する。

(経過措置)

第二條 第二十四條第一項第一号ハの規定に掲げる額は、当分の間、零とする。

第三條 第百條の三及び第百條の五の規定は、ビラ又はパンフレットを配布する方法により多数の者に対して同様の方法で行う情報の提供については、施行日から起算して三月を経過する日までの間は適用しない。

第四條 この省令による改正前の商品取引責任準備金については、なお従前の例による。

(平成十九年九月二十八日農林水産省・経済産業省令第五号)

附則

(施行期日)

第一條 この省令は、信託法(平成十八年法律第八号)の施行の日(平成十九年九月三十日)から施行する。ただし、第四十六條第二号の改正規定は、平成十九年十月一日から施行する。

(信託金等の運用方法の改正に伴う経過措置)

第二條 旧郵便貯金(郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十七年法律百二号)附則第五條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第二條の規定による廃止前の郵便貯金法(昭和二十二年法律第四十四号)第七條第一項各号に規定する郵便貯金をいう。))は、この省令による改正後の商品取引所法施行規則の規定の適用については、銀行への預け金とみなす。

(平成二十年六月十六日農林水産省・経済産業省令第二号)

附則

この省令は、平成二十年九月一日から施行する。ただし、第九十條、第九十七條、第百七條、様式第十号及び様式第十八号の改正規定は、公布の日から施行する。

(平成二十年六月二十四日農林水産省・経済産業省令第三号)

附則

この省令は、公布の日から施行する。

(平成二十年五月二十一日政令百八十号)
株式会社商工組合中央金庫の施行に伴う関係政令の整備に関する政令
(商品取引所法施行令の一部改正)
第五条 略

附則

(施行期日)

第一条 この政令は、平成二十年十月一日から施行する。

(平成二十年七月四日政令第二百十九号)

株式会社等が取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

第七条 略

附則

(施行期日)

第一条 この政令は、株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)の施行の日から施行する。

(平成二十年十一月十九日政令第三百五十号)

株式会社等が取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律(平成十六年法律第八十八号)附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

株式会社等が取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律の施行期日は、平成二十一年一月五日とする。

(平成二十年七月二十五日政令第二百三十七号)

株式会社日本政策投資銀行の施行に伴う関係政令の整備に関する政令内閣は、株式会社日本政策投資銀行法(平成十九年法律第八十五号)の施行に伴い、並びに同法附則第二十五条及び第二十七条第三項並びに関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

(商品取引所法施行令の一部改正)

第三条 略

附則

(施行期日)

第一条 この政令は、平成二十年十月一日から施行する。

(平成二十年九月三十日農林水産省・経済産業省令第六号)

附則

この省令は、株式会社商工組合中央金庫法の施行の日(平成二十年十月一日)から施行する。

(平成二十一年二月三日農林水産省・経済産業省令第一号)

附則

この省令は、公布の日から施行する。

(平成二十一年七月十日法律第七十四号)

附則 抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第五条、第十七条第一項、第二十四条、第二十五条及び第二十八条の規定 この法律の公布の日

二 第一条及び附則第六条の規定 公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日

三 第二条並びに附則第四条、第七条第一項及び第二項、第八条(第一項及び第七項を除く)、第十四条、第十七条第三項及び第四項、第十八条から第二十条まで並びに第二十六条の規定並びに附則第三十二条中住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)別表第一の改正規定(八十八の項中「第八十五条第一項の届出、同法」の下に「第九十六条の十九第一項の認可、同条第三項(同法第九十六条の二十五第四項及び第九十六条の三十一第四項において準用する場合を含む。))の届出、同法第九十六条の二十五第一項若しくは第三項ただし書の認可、同法第九十六条の二十八第三項若しくは第九十六条の二十九の届出、同法第九十六条の三十一第一項、)を加える部分に限る。)並びに附則第四十二条の規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日(海外商品市場における先物取引の受託等に関する法律の廃止に伴う経過措置)

第三条 海外商品取引業者(前条の規定による廃止前の海外商品市場における先物取引の受託等に関する法律(以下「旧海外商品先物取引法」という。))第二条第五項に規定する海外商品取引業者をいう。)が、施行日前に成立した旧海外商品先物取引法第二条第六項に規定する海外先物契約に係る売付け又は買付けに基づく債務の履行を完了していないときは、第三条の規定による改正後の商品先物取引法(以下「新法」という。))第九十条第一項の許可を受けないでも、当該債務の履行を完了することができる。この場合において、当該債務の履行に係る旧海外商品先物取引法の規定は、なおその効力を有する。

(相場、取引高等の報告に関する経過措置)

第四条 第二条の規定による改正前の商品取引所法第百十二条第二項の規定による報告で、附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日前に行われていないものについては、なお従前の例による。

(商品取引所の定款等の変更に関する経過措置)

第五条 商品取引所は、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日までに、第一条の規定による改正後の商品取引所法第百五十五条及び第百五十六条の規定の例により、この法律の施行に伴い必要となる定款、業務規程、受

【改正法の施行期日を定める政令】

(平成二十二年九月十日政令第百九十五号)
商品取引所法及び商品投資に係る事業の規制に関する法律の一部を改正する法律の施行期日は、平成二十三年一月一日とする。

(平成二十一年八月二十八日政令第百二十七号)

商品取引所法及び商品投資に係る事業の規制に関する法律の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は、平成二十一年十月八日とする。

(平成二十一年十二月二十八日政令第百三十三号)

商品取引所法及び商品投資に係る事業の規制に関する法律の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行期日は、平成二十二年七月一日とする。

(平成二十一年八月二十八日政令第百二十八号)

この政令は、商品取引所法及び商品投資に係る事業の規制に関する法律の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日(平成二十一年十月八日)から施行する。

(平成二十一年十二月二十八日政令第百三十一号)

この政令は、商品取引所法及び商品投資に係る事業の規制に関する法律の一部を改正する法律(平成二十一年法律第七十四号)附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日(平成二十二年七月一日)から施行する。

(平成二十二年九月十日政令第百九十六号) 抄

(海外商品市場における先物取引の受託等に関する法律の廃止に伴う経過措置)

第二十一条 商品取引所法及び商品投資に係る事業の規制に関する法律の一部を改正する法律(以下「改正法」という。))附則第三条の規定によりなおその効力を有することとされる改正法附則第二条の規定による廃止前の海外商品市場における先物取引の受託等に関する法律(昭和五十七年法律第六十五号。以下「旧海外商品先物取引

(平成二十一年三月二十四日農林水産省・経済産業省令第二号)

この省令は、平成二十一年三月二十五日から施行する。

(平成二十一年四月二十八日農林水産省・経済産業省令第四号)

この省令は、公布の日から施行する。

(平成二十年九月十一日農林水産省・経済産業省令第五号)

この省令は、平成二十一年十月十三日から施行する。

(平成二十一年十月一日農林水産省・経済産業省令第六号)

第一条 この省令は、商品取引所法及び商品投資に係る事業の規制に関する法律の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日(平成二十一年十月八日。以下「施行日」という。)から施行する。

(会員商品取引所の貸借対照表等に関する経過措置)

第二条 この省令による改正後の商品取引所法施行規則第十五条第二項第一号及び同項第二号ト、様式第一号並びに様式第十七号の規定は、平成二十二年四月一日前に開始する事業年度に係る会員商品取引所(商品取引所法第二条第二項に規定する会員商品取引所をいう。以下同じ。)の貸借対照表又は純資産額に関する調査(商品取引所法施行規則第百七条第一項第一号に規定する純資産額に関する調査をいう。))及び月計残高試算表(同項第四号に規定する月計残高試算表をいう。))については、適用しない。

(商品取引所の吸収合併等)に際しての計算に関する経過措置)

第三条 施行日前に吸収合併契約又は新設合併契約が締結された会員商品取引所と会員商品取引所又は株式会社商品取引所(商品取引所法第二条第三項に規定する株式会社商品取引所をいう。))との吸収合併(同法第百三十九条第二項に規定する吸収合併をいう。))又は新設合併(同項に規定する新設合併をいう。))に際しての計算については、なお従前の例による。

(平成二十一年十月二十三日農林水産省・経済産業省令第七号)

この省令は、公布の日から施行する。

(平成二十一年十一月六日農林水産省・経済産業省令第八号)

この省令は、公布の日から施行する。

(平成二十二年三月十九日農林水産省・経済産業省令第一号)

附則

託契約準則、紛争処理規程及び市場取引監視委員会規程の変更をし、主務大臣の認可を受けなければならない。この場合において、これらの認可の効力は、同号に掲げる規定の施行の日から生ずるものとする。

(商品取引所に対する監督上の処分及び罰則)

第六条 主務大臣は、商品取引所が前条の規定に違反した場合には、その設立の許可を取り消し、又は一年以内の期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

2 前項の規定による処分に違反したときは、その行為をした商品取引所の代表者、代理人、使用人その他の従業者は、二年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

3 商品取引所の代表者、代理人、使用人その他の従業者が、その商品取引所の業務又は財産に関し、前項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その商品取引所に対して三億円以下の罰金を科する。

(商品先物取引業者の許可等に関する経過措置)

第七条 新法第九十条第一項の許可を受けようとする者は、施行日前においても、新法第九十二条の規定の例により、その許可の申請をすることができる。

2 主務大臣は、前項の規定により許可の申請があつた場合には、施行日前においても、新法第九十条から第九十四条までの規定の例により、その許可をすることができる。この場合において、その許可を受けた者は、施行日において新法第九十条第一項の許可を受けたものとみなす。

3 この法律の施行の際第一項の許可の申請について処分が行われていない場合においては、その処分が行われるまでの間は、当該申請を行った者は、新法第九十条第一項の許可を受けたものとみなす。

4 商品取引員(第三条の規定による改正前の商品取引所法(以下「旧法」という。))第二条第十八項に規定する商品取引員をいう。以下同じ。)であつた者(前二項の規定により新法第九十条第一項の許可を受けたものとみなされた者を除く。)が、施行日までにその受託に係る商品市場における取引を結了していないときは、当該取引については、なお従前の例による。

5 新法第九十七条第五項の規定は、商品取引員であつた者(第三項の規定により新法第九十条第一項の許可を受けたものとみなされた者に限る。)が第一項の許可の申請について不許可の処分を受けた場合について準用する。

(廃業等の公告等に関する経過措置)

第八条 新法第九十七条第三項の規定は、次項に規定する場合を除き、施行日から起算して三十日を経過した日以後の商品先物取引業(新法第二条第二十二項に規定する商品先物取引業をいう。以下同じ。)の廃止、合併(合併後存続する法人又は合併により設立される法人が商品先物取引業を行わない場合の当該合併に限る。)又は合併及び破産手続開始の決定以外の理由による解散(以下この条において「廃止等」という。)について適用する。

2 施行日前に商品取引員であつた者であつて、前条第一項の許可を申請した者(以下この条において「特定商品取引員」という。)が、施行日から起算して三十日以内に商品先物取引業の廃止等をしよとするとときは、その日の三十日までに、新法第九十七条第三項の規定の例により、その旨を公告するとともに、すべての営業所の公衆の目につきやすい場所に掲示しなければならない。

3 特定商品取引員は、前項の規定による公告をしたときは、直ちに、その

法」という。)の規定の適用については、第三条の規定による廃止前の旧海外商品先物取引法施行令の規定は、なおその効力を有する。(旧委託者保護基金が主務大臣の認可を受けて新委託者保護基金になるときの登記)

第二十二条 改正法附則第十九条第一項の規定により改正法第三条の規定による改正前の商品取引所法(昭和二十五年法律第二百三十九号)第二百九十六条に規定する委託者保護基金(以下この項において「旧委託者保護基金」という。)が改正法第三条の規定による改正後の商品先物取引法(昭和二十五年法律第二百三十九号)以下「新法」という。)第二百七十条に規定する委託者保護基金(以下この項において「新委託者保護基金」という。)になつたときは、新委託者保護基金になつた日から主たる事務所の所在地においては二週間以内、従たる事務所の所在地においては三週間以内に、旧委託者保護基金については解散の登記を、新委託者保護基金については設立の登記をしなければならない。

2 商業登記法(昭和三十八年法律第二百二十五号)第七十六条及び第七十八条の規定は、前項の登記について準用する。

(商品取引所法の一部改正に伴う経過措置)

第二十三条 改正法の施行の日前に商品先物取引業(新法第二条第二十二項第三号に掲げる行為(旧海外商品先物取引法第二条第四項に規定する海外商品市場における先物取引の受託等に相当する行為を除く。))並びに新法第二条第二十二項第四号及び第五号に掲げる行為を行う業務(以下この条において「特定業務」という。)に限る。)に相当する業務を行つてゐる者が、同日前に成立した商品取引契約に相当する契約(特定業務に係るものに限る。)に係る取引に基づく債務の履行を完了していないときは、新法第九十条第一項の許可を受けなくても、当該債務の履行を完了することができる。

附則 抄

(施行期日)
第一条 この政令は、改正法の施行の日(平成二十三年一月一日)から施行する。

この省令は、平成二十二年三月二十三日から施行する。

(平成二十二年四月二十一日農林水産省・経済産業省令第二号)

附則

この省令は、商品取引所法及び商品投資に係る事業の規制に関する法律の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日(平成二十二年七月一日)から施行する。

(平成二十二年七月十六日農林水産省・経済産業省令第三号)

附則

この省令は、公布の日から施行する。

(平成二十二年十月十二日農林水産省・経済産業省令第四号)

附則

この省令は、公布の日から施行する。

(平成二十二年十月十五日農林水産省・経済産業省令第五号) 抄

第二章 経過措置

第五条 商品取引所法及び商品投資に係る事業の規制に関する法律の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)附則第十九条第五項の主務省令で定める業務は、同条第一項に規定する旧委託者保護基金が施行日前に行つた改正法第三条の規定による改正前の商品取引所法(昭和二十五年法律第二百三十九号)以下「旧法」という。)第三、四、四、四の認定に係る商品取引員(旧法第二条第十八項に規定する商品取引員をいい、当該商品取引員の国外の営業所の顧客であつた者に限る。)に対する支払とする。

附則

(施行期日)
第一条 この省令は、改正法の施行の日(平成二十三年一月一日)以下「施行日」という。)から施行する。

(特定当業者の要件に関する経過措置)
第二条 第一条の規定による改正後の商品先物取引法施行規則(以下「新規則」という。)第一条の八の規定の適用については、施行日前に締結した改正法第三条の規定による改正後の商品先物取引法(昭和二十五年法律第二百三十九号)以下「新法」という。)第二条第二十二項各号に掲げる行為に相当する行為を行うことを内容とする契約は、新規則第一条の八の商品取引契約とみなす。

(純資産額の計算基準に関する経過措置)

第三条 改正法の施行の際現に旧法第九十条第一項の許可を受けている者については、施行日からの起算して六月を経過する日までの間は、なお従前の例によることことができる。

2 商品先物取引業者(改正法の施行の際現に旧法第九十条第一項の許可を受けている者を除く。)については、新規則第三十八条の規定の適用については、施行日から起算して六月を経過する日までの間は、同条第一項中「合計額(法第九十九条第七項の規定を第二百一一条第四項において準用する場合にあつては、第一号から第六号までに掲げるものの合計額を除く。)」とあるのは「合計額」と、法第九十九条

旨を主務大臣に届け出なければならない。

4 特定商品取引員は、第二項の規定による公告をした場合においては、当該特定商品取引員が行った委託者の計算による商品市場における取引を速やかに結了し、かつ、商品市場における取引につき委託者から預託を受けた財産及びその計算において自己が占有する財産を遅滞なく返還しなければならない。

5 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第二項の規定による公告をせず、又は虚偽の公告をした者

二 第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

6 特定商品取引員の代表者、代理人、使用人その他の従業者が、その特定商品取引員の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その特定商品取引員に対して三百万円以下の罰金を科する。

7 施行日前にされた第二項の規定による公告及び揭示は、新法第九十七条第三項の規定によりされた公告及び揭示とみなす。

(商品先物取引業者の名称の使用制限に関する経過措置)

9 第九條 この法律の施行の際現にその商号又は名称中に商品先物取引業者であると誤認されるおそれのある文字を用いている者については、新法第九十七条の二の規定は、施行日以後六月間は、適用しない。

(特定委託者等への告知義務に関する経過措置)

10 第十條 商品先物取引業者（新法第二十三項に規定する商品先物取引業者をい、附則第七条第三項の規定により新法第九十条第一項の許可を受けたものとみなされている者を含む。以下同じ。）は、施行日以後最初に商品取引契約（新法第二十四項に規定する商品取引契約をいう。以下同じ。）の申込みを顧客（新法第二十五項第七号及び第八号に掲げる者に限る。）から受けた場合であつて、施行日前に、当該顧客に対し、施行日以後に当該顧客が新法第九十七条の四第一項の規定による申出ができる旨を新法第九十七条の三の規定の例により告知しているときは、当該顧客に対し、同条に規定する告知をしたものとみなす。

2 商品先物取引業者は、施行日以後最初に商品取引契約（特定当業者（新法第二十六条第二項に規定する特定当業者をいう。以下この項において同じ。）が売買等を業として行つてゐる物品又はこれに関連する物品として新法第九十七条の七の主務省令で定めるものを新法第二十七条に規定する取引対象商品とする同条第十五項に規定する商品デリバティブ取引に関するものに限る。）の申込みを顧客（特定当業者に限る。）から受けた場合であつて、施行日前に、当該顧客に対し、施行日以後に当該顧客が新法第九十七条の八第一項の規定による申出ができる旨を新法第九十七条の七の規定の例により告知しているときは、当該顧客に対し、同条に規定する告知をしたものとみなす。

(商品先物取引業者の登録に関する経過措置)

11 第十一條 この法律の施行の際現に旧法第二百条第一項の規定による登録を受けている外務員（附則第七条第二項又は第三項の規定により新法第九十条第一項の許可を受けたものとみなされた商品取引員に係るものに限る。）は、施行日において新法第二百条第一項の規定により登録を受けたものとみなす。この場合において、同条第六項の規定は適用しない。

2 前項の場合において、新法第二百条第七項に規定する期間は、旧法による登録又は登録の更新の日から起算するものとする。

3 商品先物取引業者は、施行日から六月間は、新法第二百条第二項の規定にかかわらず、同条第一項の規定により登録を受けた外務員以外の者に外

第七項の規定を第二百一十一条第四項において準用する場合にあつては、第七号から第十号までに掲げるものの金額の合計額を除き、それ以外の場合にあつては第七号」とあるのは「第七号」とすることができ

(期限前弁済等の承認に関する経過措置)

4 第四條 この省令の施行の際現に第一条の規定による改正前の商品取引所法施行規則（以下「旧規則」という。）第三十八条第七項第三号の規定による承認を受けている短期劣後債務は、施行日に新規則第三十八條第四項第三号の規定による承認を受けたものとみなす。

2 この省令の施行の際現に旧規則第三十八條第八項第三号の規定による承認を受けている長期劣後債務は、施行日に新規則第三十八條第五項第三号の規定による承認を受けたものとみなす。

(特定委託者として取り扱うよう申し出ることができる個人の要件に関する経過措置)

5 第五條 新規則第九十条の十一第四号ハの規定の適用については、施行日前に締結した新法第二十二項各号に掲げる行為に相当する行為を行うことを内容とする契約は、新規則第九十条の十一第四号ハの商品取引契約とみなす。

(外国商品市場取引及び店頭商品デリバティブ取引に関する財産の分離保管等の措置に関する経過措置)

6 第六條 新規則第九十八條の三第一項第一号の規定は、施行日から起算して六月を経過する日までの間は、適用しない。この場合において、個人である委託者等に係る新法第二百一十条第二号の主務省令で定める措置は、新規則第九十八條の三第一項第二号に掲げる措置とする。

(危険に対応する額の算出に関する経過措置)

7 第七條 改正法の施行の際現に旧法第九十条第一項の許可を受けている者についての新規則第九十九条の規定の適用については、施行日から起算して六月を経過する日までの間は、なお従前の例によること

2 商品先物取引業者（改正法の施行の際現に旧法第九十条第一項の許可を受けている者を除く。）についての新規則第九十九条の規定の適用については、施行日から起算して六月を経過する日までの間は、同条第一項中「次に掲げる額の合計額」とあるのは「第一号及び第三号に掲げる額の合計額」と、同条第二項中「市場リスク相当額及び取引先リスク相当額」とあるのは「市場リスク相当額」とすることができ

(広告等の規制に関する経過措置)

8 第八條 新規則第百条の四 第百条の六第四号、第百二十六条の十二及び第百二十六条の十四第四号の規定は、ピラ又はパンフレットを配布する方法により多数の者に対して同様の方法で行う情報の提供については、施行日から起算して三月を経過する日までの間は、適用しない。

(禁止行為に関する経過措置)

9 第九條 新規則第百三条第一項第十九号及び第二十号並びに第二項から第十項までの規定は、施行日から起算して六月を経過する日までの間は、適用しない。

(商品取引責任準備金に関する経過措置)

10 第十條 改正法の施行の際現に旧法第九十条第一項の許可を受けている者の施行日の属する事業年度の新規則第百一十一条の規定による商品取引責任準備金の計算については、なお従前の例によること

務員の職務（商品市場における取引等（旧法第二条第十六項に規定する商品市場における取引等をいい、同条第十五項に規定する商品清算取引を除く。）の受託又は委託の勧誘を除く。）を行わせることができる。その者につきその期間内に新法第二百条第一項の登録を申請した場合において、その申請について登録をしない旨の通知を受ける日又はその申請についてその期間の経過後登録をしない旨の通知を受ける日までの間も、同様とする。

4 この法律の施行の際現に存する旧法第二百条第五項の規定による登録原簿は、新法第二百条第五項の規定による登録原簿とみなす。

（商品取引契約の締結前の書面の交付に関する経過措置）

第十二条 施行日以後に締結される商品取引契約について、施行日前に新法第二百七条第一項に規定する事項に相当する事項について同項の規定の例により書面を交付しているとき、又は同条第二項の規定の例により同条第一項に規定する書面に記載すべき事項を提供しているときは、商品先物取引業者は、同項の規定により書面を交付したものとみなす。

（商品先物取引業者の説明義務に関する経過措置）

第十三条 施行日以後に締結される商品取引契約について、施行日前に新法第二百七条第一項に規定する事項に相当する事項について新法第二百八条第一項の規定の例により説明をしているときは、商品先物取引業者は、同項の規定により説明をしたものとみなす。

（合併等に係る認可の申請に関する経過措置）

第十四条 附則第七条第二項の規定により新法第九十条第一項の規定による許可を受けたものとみなされた者であつて、新法第二百二十五条第一項又は第二百二十八条第一項の認可を受けようとする者は、施行日前においても、新法第二百二十五条又は第二百二十八条の規定の例により、その認可をすることができる。この場合において、その認可を受けた者は、施行日において新法第二百二十五条第一項又は第二百二十八条第一項の認可を受けたものとみなす。

2 主務大臣は、前項の規定により認可の申請があつた場合には、施行日前においても、新法第二百二十五条又は第二百二十八条の規定の例により、その認可をすることができる。この場合において、その認可を受けた者は、施行日において新法第二百二十五条第一項又は第二百二十八条第一項の認可を受けたものとみなす。

（商品先物取引業者の登録に関する経過措置）

第十五条 この法律の施行の際現に特定商品先物取引仲介業（商品先物取引業者の委託を受けて、当該商品先物取引業者のために新法第二条第二十二項第二号から第五号までに規定する媒介のいづれかを業として行うことをいう。以下この条において同じ。）を行つていける者（以下この条において「仮商品先物取引仲介業者」という。）は、施行日から六月間（当該期間内に新法第二百四十条の二第一項の登録の拒否の処分があつたとき、又は次項の規定により読み替へて適用する新法第二百四十条の二十三第一項の規定により特定商品先物取引仲介業の廃止を命じられたときは、当該処分のあつた日又は当該廃止を命じられた日までの間）は、新法第九十条第一項及び第二百四十条の二第一項の規定にかかわらず、引き続き特定商品先物取引仲介業を行うことができる。仮商品先物取引仲介業者（同条の登録の拒否の処分を受けず、かつ、次項の規定により読み替へて適用する新法第二百四十条の二十三第一項の規定により特定商品先物取引仲介業の廃止を命じられていない者に限る。）が施行日から起算して六月以内に新法第二百四十条の二第一項の登録の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請について登録又は登録の拒否の処分があるまでの間も、同様とする。

2 前項の規定により引き続き特定商品先物取引仲介業を行う場合において

2 改正法の施行の際現に旧法第九十条第一項の許可を受けている者についての新規則第一百一十一条第二項の規定の適用については、同項中「法第二条第二十二項第一号又は第二号に掲げる行為」とあるのは、「法第二条第二十二項第一号又は第二号に掲げる行為に相当する行為」とする。

（商品先物取引業者の帳簿の作成に関する経過措置）

第十一条 商品先物取引業者が、商品デリバティブ取引について、施行日から起算して一年を経過する日までの間に新規則第一百三十一条第二号に掲げる帳簿に準ずる帳簿を作成した場合には、当該帳簿を同号に掲げる帳簿とみなす。

（商品先物取引業者の事業報告書に関する経過措置）

第十二条 改正法の施行の際現に旧法第九十条第一項の許可を受けている者についての施行日の属する事業年度に係る事業報告書については、なお従前の例によることのできる。

2 新規則第一百六十六条の規定は、商品先物取引業者（改正法の施行の際現に旧法第九十条第一項の許可を受けている者を除く。）の施行日の属する事業年度に係る事業報告書については、適用しない。

（業務又は財産の状況に関する報告書の提出に関する経過措置）

第十三条 商品先物取引業者（新法第二条第二十二項第一号又は第二号に掲げる行為を業として行う者を除く。）については、施行日から起算して六月を経過する日までの間は、新規則第一百七十七条第一項第一号の規定は適用しない。

2 新規則様式第十二号による書類については、施行日から起算して一年間、旧規則様式第十七号及び様式第十八号による書類を取り繕い使用することができる。

（商品先物取引業者の帳簿の作成に関する経過措置）

第十四条 商品先物取引業者がその行う商品先物取引仲介業について、施行日から起算して一年を経過する日までの間に新規則第二百二十六条の二十五第一項に規定する帳簿に準ずる帳簿を作成した場合には、当該帳簿を同項に規定する帳簿とみなす。

（商品先物取引業者の事業報告書に関する経過措置）

第十五条 新規則第二百二十六条の二十七の規定は、施行日の属する事業年度に係る事業報告書については、適用しない。

（特定店頭商品デリバティブ取引業者の帳簿の作成に関する経過措置）

第十六条 特定店頭商品デリバティブ取引業者が、特定店頭商品デリバティブ取引について、施行日から起算して一年を経過する日までの間に新規則別表第六に掲げる帳簿書類に準ずる帳簿書類を作成した場合には、当該帳簿書類を別表第六に掲げる帳簿書類とみなす。

（海外商品市場における先物取引の受託等に関する法律の廃止に伴う経過措置）

第十七条 改正法附則第三条の規定によりなおその効力を有することとされる改正法附則第二条の規定による廃止前の海外商品市場における先物取引の受託等に関する法律（昭和五十七年法律第六十五号）第十二条第一項の規定により立入検査を行う職員を身分を示す証明書に於いては、第二条の規定による廃止前の海外商品市場における先物取引の受託等に関する法律の規定に基づく立入検査をする職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める省令の規定は、なおその効力を有する。

は、仮商品先物取引仲介業者を新法第二十九条に規定する商品先物取引仲介業者とみなして、新法第二百四十条の十二から第二百四十条の二十二まで、第二百四十条の二十三（第一項第二号を除く。）及び第二百四十条の二十六の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）を適用する。この場合において、新法第二百四十条の十三第一項第二号中「商品先物取引仲介業者である旨及び当該商品先物取引仲介業者の登録番号」とあるのは「仮商品先物取引仲介業者である旨」と、新法第二百四十条の二十三第一項中「第二百四十条の二第一項の登録を取り消し」とあるのは「特定商品先物取引仲介業者の廃止を命じ」とする。

3 個人である仮商品先物取引仲介業者が前項の規定により読み替えて適用する新法第二百四十条の二十三第一項の規定により特定商品先物取引仲介業者の廃止を命じられた場合における新法第二百四十条の五第一号の規定の適用については、その者が当該廃止を命じられた日から起算して五年を経過する日までの間は、その者を新法第十五条第二項第一号へに該当する者とみなす。

4 法人である仮商品先物取引仲介業者が第二項の規定により読み替えて適用する新法第二百四十条の二十三第一項の規定により特定商品先物取引仲介業者の廃止を命じられた場合における新法第二百四十条の五第二号の規定の適用については、当該廃止を命じられた法人である仮商品先物取引仲介業者を新法第二百四十条の二十三第一項の規定により新法第二百四十条の二第一項の登録を取り消された者と、当該廃止を命じられた日を新法第二百四十条の二十三第一項による新法第二百四十条の二第一項の登録の取消の日とみなす。

（商品先物取引仲介業者の名称の使用制限に関する経過措置）

第十六条 この法律の施行の際現にその商号又は名称中に商品先物取引仲介業者であると誤認されるおそれのある文字を用いている者については、新法第二百四十条の八の規定は、施行日以後六月間は、適用しない。

（商品先物取引協会の認可に関する経過措置）

第十七条 この法律の公布の際現に旧法第二百四十一条第一項に規定する商品先物取引協会（以下この項において「旧法協会」という。）が設立されている場合又はこの法律の公布の日から施行日の前日までの間に旧法協会が設立された場合においては、旧法協会は、同日までに、新法第二百四十一条第一項に規定する商品先物取引協会となるために必要な定款、制裁規程及び紛争処理規程及び紛争処理規程の変更をし、主務大臣の認可を受けることができる。

2 前項の認可があったときは、同項に規定する定款、制裁規程及び紛争処理規程の変更は、施行日にその効力を生ずる。

3 附則第七条第二項の規定により新法第九十条第一項の許可を受けたものとみなされた者は、施行日前においても、新法第二百四十七条の規定の例により、新法第二百四十五条の認可の申請をすることができる。

4 主務大臣は、前項の規定により認可の申請があった場合には、施行日前においても、新法第二百四十五条から第二百四十八条までの規定の例により、その認可をすることができる。この場合において、その認可を受けた者は、施行日において新法第二百四十五条の認可を受けたものとみなす。

（委託者保護基金に関する経過措置）

第十八条 新法第七十条に規定する委託者保護基金（以下この条から附則第二十二条までにおいて「新委託者保護基金」という。）の発起人又は会員になろうとする者（附則第七条第二項の規定により新法第九十条第一項の許可を受けたものとみなされた者であつて、国内の営業所又は事務所において新法第二十二条第二項第一号又は第二号に掲げる行為を業とし

て行おうとするものに限る。)は、施行日前においても、新法第六章(第二百七十九条及び第二百八十条を除く。)の規定の例により、定款の作成、創立総会の開催その他新委託者保護基金の設立に必要な行為、新委託者保護基金への加入に必要な行為及び新委託者保護基金の成立の日を含む事業年度の業務の運営に必要な行為をすることができる。

2 新委託者保護基金の発起人は、施行日前においても、新法第二百七十九条及び第二百八十条の規定の例により、新委託者保護基金の設立の認可の申請をし、主務大臣の認可を受けることができる。この場合において、認可の効力は、施行日から生ずるものとする。

第十九条 旧法第二百九十六条に規定する委託者保護基金(以下「旧委託者保護基金」という。)は、附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日から施行日の前日までの間(次条において「移行期間」という。)に、定款の変更その他新委託者保護基金になるために必要な行為をし、新法第二百七十九条及び第二百八十条の規定の例により主務大臣の認可を受けて、新委託者保護基金になることができる。

2 前項の認可の効力は、施行日から生ずるものとする。

3 第一項の認可を受けた旧委託者保護基金に係る新法の適用については、同項の認可は、新委託者保護基金の設立の認可とみなす。

4 第一項の認可を受けた旧委託者保護基金に係る登記について必要な事項は、政令で定める。

5 第一項の認可を受けた旧委託者保護基金に係る新委託者保護基金は、新法第三百条の規定にかかわらず、同条第一号に掲げる業務に類似する業務として主務省令で定める業務を行うことができる。この場合において、当該業務は同号に掲げる業務とみなして、新法第三百三条及び第三百七十四条第二十一号の規定を適用する。

6 前各項に定めるもののほか、第一項の認可に関し必要な事項は、政令で定める。

第二十條 移行期間に前条第一項の認可を受けなかった旧委託者保護基金は、旧法第二百九十条及び第三百十二条の規定にかかわらず、移行期間の満了の日に解散する。

2 前項の場合における解散及び清算については、旧法第二百九十一条及び第二百九十二条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条中「委託者保護基金(第二百九十六条に規定する委託者保護基金をいう。)」とあるのは、「委託者保護基金(商品先物取引法第二百七十条に規定する委託者保護基金をいう。)」と読み替えるものとする。

3 前二項に定めるもののほか、前条第一項の認可を受けなかった旧委託者保護基金に関し必要な事項は、政令で定める。

第二十一条 旧委託者保護基金が附則第十九条第一項の認可を受けた場合において、この法律の施行の際現に旧法第三百条第一項の規定により当該旧委託者保護基金の会員である商品取引員とみなされている者は、当該旧委託者保護基金に係る新委託者保護基金の会員である商品先物取引業者とみなして、新法第三百二条から第三十一条までの規定を適用する。

(一般委託者に対する支払に関する経過措置)

第二十二条 旧委託者保護基金が附則第十九条第一項の認可を受けた場合には、当該旧委託者保護基金が施行日前に行った旧法第三百四条の認定に係る商品取引員の一般委託者に対する支払については、当該旧委託者保護基金に係る新委託者保護基金が従前の例により行うものとする。

(特定店頭商品デリバティブ取引業者の届出に関する経過措置)

第二十三条 この法律の施行の際現に特定店頭商品デリバティブ取引(新法

第三百四十九条第一項に規定する特定店頭商品デリバティブ取引をいう。以下この条において同じ。を業として行っている者は、施行日から一月間は、同項の規定による届出をしないで、特定店頭商品デリバティブ取引を業として行うことができる。

(処分等の効力)

第二十四条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。次条において同じ。)の施行前に改正前のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。)の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当の規定によつてしたものとみなす。

(罰則の適用に関する経過措置)

第二十五条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、それぞれなお従前の例による。

第二十六条 削除

第二十七条 削除

(その他の経過措置の政令への委任)

第二十八条 附則第三条から第二十五条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(検討)

第二十九条 政府は、この法律の施行後五年以内に、この法律による改正後の規定の実施状況、商品先物取引を取り巻く社会経済状況の変化等を勘案し、この法律による改正後の商品先物取引制度について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(平成二十二年五月十九日法律第三十二号)

金融商品取引法等の一部を改正する法律

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(商品先物取引法の一部改正)

第六条 略

(平成二十二年十二月二十七日政令第二百五十四号)

金融商品取引法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、金融商品取引法等の一部を改正する法律(平成二十二年法律第三十二号)附則第一条本文の規定に基づき、この政令を制定する。

金融商品取引法等の一部を改正する法律の施行期日は、平成二十三年四月一日とする。

(平成二十三年二月十七日農林水産省・経済産業省令第一号)

附則

この省令は、公布の日から施行する。

(平成二十三年六月二十九日農林水産省・経済産業省令第二号)

附則

この省令は、放送法等の一部を改正する法律の施行の日(平成二十三年六月三十日)から施行する。

(平成二十三年五月二十五日法律第五十三号)
非訟事件手続法及び家事事件手続法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

(商品先物取引法の一部改正)
第五十三条 略

附 則

この法律は、新非訟事件手続法の施行の日から施行する。

(平成二十三年五月二十五日法律第五十一号)

非訟事件手続法

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(平成二十四年七月十九日政令第百九十六号)
非訟事件手続法の施行期日を定める政令
内閣は、非訟事件手続法(平成二十三年法律第五十一号)附則第一項の規定に基づき、この政令を制定する。
非訟事件手続法の施行期日は、平成二十五年一月一日とする。

(平成二十四年七月十九日政令第一九七号)

非訟事件手続法等の施行に伴う関係政令の整備に関する政令
内閣は、非訟事件手続法(平成二十三年法律第五十一号)、家事事件手続法(平成二十三年法律第五十二号)及び非訟事件手続法及び家事事件手続法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成二十三年法律第五十三号)の施行に伴い、並びに関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

(商品先物取引法施行令の一部改正)

第九条 略

附 則

この政令は、新非訟事件手続法の施行の日(平成二十五年一月一日)から施行する。

(平成二十三年六月三日法律六十一号)
民法等の一部を改正する法律

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日(以下「施行日」という。)から施行する。

(商品先物取引法の一部改正)

第十九条 略

(平成二十三年七月二十一日農林水産省・経済産業省令第三号)
附 則
この省令は、公布の日から施行する。

(平成二十三年六月二十四日法律第七十四号)
情報処理の高度化等に対処するための刑法等の一部を改正する法律
別表
二十七 略

附則

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

(平成二十四年九月十二日法律第八十六号)
金融商品取引法等の一部を改正する法律

商品先物取引法の一部改正
第四条 略

附則

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(平成二六年二月二十六日政令第四十八号)
金融商品取引法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令
内閣は、金融商品取引法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第八十六号)附則第一条本文の規定に基づき、この政令を制定する。
金融商品取引法等の一部を改正する法律の施行期日は、平成二六年三月十一日とする。

(平成二十四年七月六日農林水産省・経済産業省令第一号)

附則

この省令は、住民基本台帳法の一部を改正する法律の一部及び出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行の日(平成二十四年七月九日)から施行する。

(平成二十四年十一月十六日農林水産省・経済産業省令第四号)

附則

この省令は、平成二十四年十二月一日から施行する。

(平成二五年一月二十五日農林水産省・経済産業省令第一号)

附則

この省令は、平成二五年二月十二日から施行する。

(平成二五年三月二十八日農林水産省・経済産業省令第一号)

附則

この省令は、公布の日から施行する。

(平成二六年六月二三日農林水産省・経済産業省令第一号)

附則

(平成二十五年六月十九日法律四十五号)

金融商品取引法等の一部を改正する法律

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 略

三 略 公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日

(平成二六年七月二日政令第二四五号)

金融商品取引法施行令等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、金融商品取引法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第四十五号)附則第一条第三号の規定に基づき、この政令を制定する。

金融商品取引法等の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行期日は、平成二十六年十二月一日とする。

(平成二六年七月二日政令第二四六号)

金融商品取引法施行令等の一部を改正する政令

(商品先物取引法施行令の一部改正)

第四条 略

附則

この政令は、金融商品取引法等の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日(平成二十六年十二月一日)から施行する。

この省令は、平成二十六年七月一日から施行する。

(平成二七年一月二三日農林水産省・経済産業省令第一号)

附則

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十七年六月一日から施行する。

(検討)

第二条 主務大臣は、この省令の施行後一年を目途として、この省令の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

2 主務大臣は、この省令の施行後、商品先物取引業者又は商品先物取引仲介業者による勧誘の実態が著しく委託者の保護に欠ける状況にあると認めるときは、前項の規定にかかわらず、速やかに所要の措置を講ずるものとする。

(平成二六年六月二七日法律第九一号) 抄

会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

商品先物取引法の一部改正

附則

この法律は、会社法の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

(平成二六年六月二七日法律第九〇号)
会社法の一部を改正する法律

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(平成二十七年一月二十三日政令第十六号)

会社法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、会社法の一部を改正する法律(平成二十六年法律第九十号)

附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

会社法の一部を改正する法律の施行期日は、平成二十七年五月一日とする。

(平成二十七年四月三十日政令第二百二十五号)

会社法の一部を改正する法律及び会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う経済産業省関係政令の整備等に関する政令

内閣は、会社法の一部を改正する法律(平成二十六年法律第九十号)

及び会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等

に関する法律(平成二十六年法律第九十一号)の施行に伴い、並

びに関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

(商品先物取引法施行令の一部改正)

第一条 商品先物取引法施行令(昭和二十五年政令第二百八十号)の

一部を次のように改正する。

附則

この政令は、会社法の一部を改正する法律の施行の日(平成二十七年五月一日)から施行する。

(平成二十七年四月三十日農林水産省・経済産業省令第二号)

会社法の一部を改正する法律(平成二十六年法律第九十号)及び会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

(平成二十六年法律第九十一号)の施行に伴い、並びに商品先物取引法(昭和二十五年法律第二百三十九号)の規定に基づき、商品投資

資顧問業者の許可及び監督に関する省令等の一部を改正する省令を次のように定める。

第二条 商品先物取引法施行規則の一部を次のように改正する。

附則

この省令は、平成二十七年五月一日から施行する。